

# 参議院審議概要



第169回国会（常会）  
平成20年（2008年）1月18日～6月21日

参議院事務局

# 参議院審議概要

第169回国会【常会】

〔会期 平成20.1.18 ~ 20.6.21 計156日間〕

## 目次

### 国会概観

1	第169回国会概観	1
2	参議院役員等一覧	16
3	会派別所属議員数一覧	17
4	会派別所属議員一覧	18
5	議員の異動	20

### 議案の審議経過

1	議案審議概況	21
2	議案件数表	22
3	議案件名一覧	23
4	議案の要旨・附帯決議	32
5	議案審議表	152

### 本会議の審議概要

1	本会議審議経過	195
2	国務大臣の演説・報告・質疑一覧	209
3	本会議決議	210

### 両院協議会の協議概要

	平成十九年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会	213
	平成二十年度一般会計予算外二件両院協議会	215
	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会	217

### 委員会及び調査会等の審議概要

1	委員会審議経過	
	内閣委員会	221
	総務委員会	229
	法務委員会	239
	外交防衛委員会	244
	財政金融委員会	251

文教科学委員会	259
厚生労働委員会	264
農林水産委員会	272
経済産業委員会	282
国土交通委員会	288
環境委員会	293
国家基本政策委員会	299
予算委員会	300
決算委員会	308
行政監視委員会	308
議院運営委員会	321
懲罰委員会	328
災害対策特別委員会	329
沖縄及び北方問題に関する特別委員会	331
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会	333
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会	334
政府開発援助等に関する特別委員会	335
2 調査会審議経過	
国際・地球温暖化に関する調査会	341
国民生活・経済に関する調査会	350
少子高齢化・共生社会に関する調査会	355
3 憲法審査会	361
4 政治倫理審査会	361
請願の審議経過	
1 請願審議概況	363
2 請願件数表	364
3 本会議において採択された請願件名一覧	365
質問主意書	
質問主意書一覧	367
協議会等の動き	
参議院改革協議会	383
参考資料	
1 国会会期一覧	385
2 参議院議員通常選挙関係一覧	386
3 国務大臣等名簿	387

4	本会議・委員会等傍聴者数	389
5	参議院参観者数	390
6	参議院特別体験プログラム体験者数・体験団体数	391
7	外国議会議長等招待一覧	392
8	参議院議員海外派遣一覧	395
9	国会に対する報告等	397
10	国会関係日誌	399

- ・この「参議院審議概要」は、第168回国会(臨時会)閉会後及び第169回国会(常会)の参議院における審議の概要等について、速報として取りまとめたものである。
- ・詳細については官報、衆参本会議・委員会会議録等を参照されたい。

#### 参考

閣法第 号 「内閣提出法律案」の提出番号

参第 号 「参議院議員提出法律案」の提出番号

衆第 号 「衆議院議員提出法律案」の提出番号

閣条第 号 条約の締結について国会の承認を得るために内閣が提出した案件の提出番号

閣承認第 号 法律の規定に基づき国会の承認を得るために内閣が提出した案件の提出番号

平成十八年度決算外2件 平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書

平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

会派略称

民主 民主党・新緑風会・国民新・日本  
 自民 自由民主党・無所属の会  
 公明 公明党

共産 日本共産党  
 社民 社会民主党・護憲連合  
 無 各派に属しない議員

委員会等名の略称

参議院

内閣 内閣委員会  
 総務 総務委員会  
 法務 法務委員会  
 外交防衛 外交防衛委員会  
 財政金融 財政金融委員会  
 文教科学 文教科学委員会  
 厚生労働 厚生労働委員会  
 農林水産 農林水産委員会  
 経済産業 経済産業委員会  
 国土交通 国土交通委員会  
 環境 環境委員会  
 基本政策 国家基本政策委員会  
 予算 予算委員会  
 決算 決算委員会  
 行政監視 行政監視委員会  
 議院運営 議院運営委員会  
 懲罰 懲罰委員会  
 災害対策 災害対策特別委員会  
 沖縄・北方 沖縄及び北方問題に関する特別委員会  
 倫理選挙 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会  
 拉致問題 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会  
 ODA 政府開発援助等に関する特別委員会  
 国際・温暖化 国際・地球温暖化問題に関する調査会  
 国民生活 国民生活・経済に関する調査会  
 少子共生 少子高齢化・共生社会に関する調査会  
 憲法 憲法審査会  
 政倫審 政治倫理審査会

衆議院

内閣 内閣委員会  
 総務 総務委員会  
 法務 法務委員会  
 外務 外務委員会  
 財務金融 財務金融委員会  
 文部科学 文部科学委員会  
 厚生労働 厚生労働委員会  
 農林水産 農林水産委員会  
 経済産業 経済産業委員会  
 国土交通 国土交通委員会  
 環境 環境委員会  
 安全保障 安全保障委員会  
 基本政策 国家基本政策委員会  
 予算 予算委員会  
 決算行政監視 決算行政監視委員会  
 議院運営 議院運営委員会  
 懲罰 懲罰委員会  
 災害対策 災害対策特別委員会  
 倫理選挙 政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会  
 沖縄北方 沖縄及び北方問題に関する特別委員会  
 青少年 青少年問題に関する特別委員会  
 テロ・イラク 国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会  
 拉致問題 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会  
 憲法 憲法審査会  
 政倫審 政治倫理審査会

# 国会概観



〔平成20年1月18日 第169回国会開会式〕

# 1 第169回国会概観

## 1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第169回国会(常会)は、平成20年(2008年)1月18日に召集された。国会の会期は、当初6月15日までであったが、6月13日に6月21日まで6日間延長することが議決され、最終的な会期は計156日間となった。

開会式は、召集日当日の1月18日午後1時から、参議院議場で行われた。

(院の構成)

参議院では、召集日の本会議で、災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODAの5特別委員会の設置が行われた(委員長は同日の各委員会で選任)。また、4月16日、経済産業委員長の辞任を許可し、委員長の選挙(議長指名)を行った。

衆議院では、召集日に災害対策特別委員会等6特別委員会が設置された。

(政府4演説及び代表質問)

召集日当日の1月18日、衆参両院の本会議で施政方針演説を始め政府4演説が行われた。福田内閣総理大臣は、国民本位の行財政への転換、社会保障制度の確立と安全の確保、活力ある経済社会の構築、平和協力国家日本の実現、低炭素社会への転換という基本方針に基づいて国政に取り組んでいく旨を述べた。

政府4演説に対する代表質問は、衆議院で1月21日及び22日、参議院で22日及び23日に行われた。

参議院では、衆参ねじれの下での国会対応、道路特定財源の一般財源化、暫定税率の廃止、年金記録問題、年金制度改革、社会保障費の抑制、消費税の在り方及び見直し、基

礎的財政収支の黒字化達成目標の見直し、後期高齢者医療制度、障害者自立支援法の利用者負担、医師確保対策、薬害肝炎問題、仕事と生活の調和の推進、労働者派遣制度、最近の株価の下落などに対する対応、我が国の中長期的な地球温暖化対策、国際平和協力活動に関する一般法、憲法改正等について質疑が行われた。

(党首討論)

今国会における国家基本政策委員会合同審査会(党首討論)は、4月9日に開会され、小沢一郎民主党代表と福田内閣総理大臣との間で討議が行われた。

(総理問責決議案、会期延長)

6月11日、民主、社民の共同提案で内閣総理大臣福田康夫君問責決議案が提出され、同日午後の参議院本会議で、記名投票をもって採決の結果、賛成多数で可決した。参議院において内閣総理大臣問責決議案を可決したのは、現行憲法下で初めてのことであった。同日、衆議院では、自民、公明の共同提案で福田内閣信任決議案が提出され、翌12日の本会議で可決した(内閣信任決議案の可決は、第123回国会(平成4年6月14日、宮澤内閣)以来16年ぶり、2例目)。

6月12日、自民、公明両党の幹事長及び参議院国会対策委員長から衆参両院議長に対し、会期を6月21日まで6日間延長するよう申入れがあった。翌13日、衆議院本会議において、6日間の会期延長が可決された。参議院では会期延長の議決は行わなかった。

(議案審議の概況)

**内閣提出法律案**は、今国会提出80件、継

続4件のうち今国会提出63件が成立した。今国会提出分の成立率は約78.8%であった(常会で80%を割ったのは、第114回国会(昭和63年12月召集)の約76.9%以来)。このうち、所得税法等改正案(閣法第3号)を始めとする歳入関連5法案は、衆議院において憲法第59条第4項の規定により参議院が否決したものとみなす議決(みなし否決)を行った後、参議院から返付を受け、同条第2項の規定により衆議院において再議決の結果成立した。衆議院によるみなし否決は、第13回国会(昭和27年7月30日)以来56年ぶり、4例目であった(みなし否決後の再議決としては56年ぶり、2例目)。また、道路整備費財源等特例法改正案(閣法第4号)は、参議院で否決したが、衆議院で憲法第59条第2項の規定により衆議院において再議決の結果成立した。

なお、愛がん動物用飼料安全性確保法案(閣法第64号)は、参議院先議で可決、衆議院で修正議決し、参議院で衆議院修正に同意した結果成立した。参議院で衆議院回付案に同意した例は、第101回国会(昭和59年7月13日)以来24年ぶりのことであった。

**参議院議員提出法律案**は、研究開発能力強化法案(参第20号)、性同一性障害者性別取扱特例法改正案(参第21号)、障害児童生徒教科用特定図書等普及促進法案(参第26号)の3件が成立した。農業者戸別所得補償法案(第168回国会参第6号)は、第168回国会に参議院を通過し衆議院で継続審査となっていたが、今国会において衆議院で否決された。参議院を通過した法律案が衆議院で否決されたのは、現行憲法下で初めてのことであった。今国会に参議院を通過した法律案のうち、土壌汚染対策法改正案(第168回国会参第11号)、後期高齢者医療制度廃止法案(参第17

号)は衆議院において継続審査となり、租税特別措置整理・合理化推進法案(参第9号)、義務教育事務の緊急移管制度創設法案(参第11号)、刑事訴訟法改正案(取調べの可視化法案)(第168回国会参第10号)は衆議院において審査未了となった。

**衆議院議員提出法律案**は、宇宙基本法案(衆第17号)、生物多様性基本法案(衆第19号)、被爆者援護法改正案(衆第25号)、ハンセン病問題解決促進法案(衆第29号)、石綿健康被害救済法改正案(衆第22号)、地震防災対策特別措置法改正案(衆第27号)、青少年インターネット利用環境整備法案(衆第30号)、オウム真理教犯罪被害者等救済給付金支給法案(衆第24号)、携帯電話不正利用防止法改正案(衆第26号)、地方自治法改正案(衆第31号)等の14件が成立した。

**条約**は、今国会提出13件、継続3件のすべてが国会の承認を経た。このうち、在日米軍駐留経費負担特別協定(閣条第1号)は、衆議院で承認し、参議院で承認しないことに決定し、両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかったため、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。参議院が条約を承認しないことを議決したのは、現行憲法下で初めてのことであった。また、WTO譲許表修正確認書(閣条第3号)等の9件は、衆議院で承認し、参議院が受領した後30日以内に議決しなかったため、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった(自然承認)。条約の自然承認は、第80回国会(昭和52年、日韓大陸棚協定)以来31年ぶりであった。

**予算**は、平成十九年度補正予算3案及び平成二十年度総予算3案が審議されたが、いずれも参議院が否決し、両院協議会が開かれ



たが、成案を得るに至らなかったため、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となって成立した。参議院が予算を否決したのは、平成11年3月17日(第145回国会)以来9年ぶり、11例目であった。

**予備費承諾案件**は、平成十八年度予備費関係5件(第166回国会提出)が審議され、参議院ではいずれも承諾しないことに決定した。参議院が予備費承諾案件を承諾しないことを議決したのは、平成元年12月1日(第116回国会)以来19年ぶり、2例目であった。

**決算及び国有財産関係**は、平成十八年度

決算及び国有財産関係2件が審議され、参議院では、平成十八年度決算及び国有財産増減及び現在額総計算書は是認しないことに決定し、国有財産無償貸付状況総計算書は是認することに決定した。参議院が決算を是認しないことを議決したのは、平成5年8月27日(第127回国会)以来15年ぶり、6例目であった。このほか、平成17年度及び平成18年度のNHK決算が衆参各院で審議・議決されたが、参議院では平成17年度NHK決算を是認しないことに決定した。参議院がNHK決算を是認しなかったのは初めてのことであった。

## 2 予算・決算

### (1) 予算

1月18日(召集日)、平成十九年度補正予算及び平成二十年度総予算が提出され、同日の本会議で額賀財務大臣の財政演説が行われた後、予算委員会に予備付託された。

#### (平成十九年度補正予算)

平成十九年度補正予算は、歳出面において、災害対策費7,308億円、義務的経費の追加1,552億円を計上するほか、既定経費の節減1兆2,006億円、地方交付税交付金の税收減見合2,992億円の減額補填等を行う一方、歳入面において、租税及印紙収入の減収9,160億円、税外収入の増加9,828億円を見込むこと等を内容とするものであった。補正後予算の総額は、当初予算に対して8,954億円増加し、83兆8,042億円となった。

衆議院では、予算委員会で、1月25日に趣旨説明を聴取し、28日、29日に質疑を行った後、可決した。同日の本会議で補正予算3案は可決、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で、1月29日に趣旨説明を聴取した後、質疑を31日(福田内閣

総理大臣以下全大臣出席)、2月1日、5日(福田内閣総理大臣以下全大臣出席)に行った後、翌6日に3案を否決した。また、この間、4日に予算の執行状況に関する調査を議題とし、社会保障に関する集中審議(福田内閣総理大臣及び関係大臣出席)を行った。

補正予算3案についての委員会での主な質疑項目は、道路特定財源の一般財源化、高齢者医療制度の導入に伴う負担増加の軽減策、中国輸入食品の毒物混入事件、景気の現状認識、原油高対策、穀物価格高騰への対応、年金記録問題、医師不足の現状と対応、緊急医療への取組、医療事故の無過失補償制度、介護職員の労働状況、地方財政の健全化、学校耐震化の推進、環境税の導入、予算と法律の関係、道路整備特別会計の経理状況、沖縄米軍基地問題等であった。

平成十九年度補正予算3案は、2月6日の本会議に緊急上程され、賛成少数により否決し、衆議院に返付された。同日、両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかったため、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決

が国会の議決となり、平成十九年度補正予算3案は成立した。

(平成二十年度総予算)

平成二十年度総予算は、歳出改革路線を堅持する一方で、成長力の強化、地域の活性化、国民の安全・安心といった課題に十分に配慮して予算の重点化を行うとの考え方で編成され、一般会計予算の規模は、83兆613億円(19年度当初予算に比べ1,525億円増)となった。歳出面については、政策的経費である一般歳出の伸びを抑制し47兆2,845億円(同3,061億円増加)とするほか、地方再生対策費4,000億円の創設を含め地方交付税交付金等を15兆6,136億円(同6,820億円増)とした。歳入面については、租税等の収入は53兆5,540億円(同870億円増)を見込んだ。このほか、新規公債発行額を25兆3,480億円(同840億円減)にとどめて4年連続の減額とするほか、財政投融资特別会計の準備金のうち9.8兆円を国債の償還に充てることにより国債残高を圧縮することとした。この結果、公債依存度は30.5%(19年度当初予算30.7%)となった。

衆議院では、予算委員会で1月25日に趣旨説明を聴取、2月7日から質疑を行った後、29日に可決した。同日の本会議で総予算3案は可決、同じく可決した歳入関連5法案とともに参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で1月29日に趣旨説明を聴取、3月13日及び14日に福田内閣総理大臣以下全大臣が出席して基本的質疑を行い、その後、一般質疑を行った。このほか、集中審議(福田内閣総理大臣及び関係大臣出席)を18日午後(道路特定財源)、24日午後(外交防衛)に行った。また、公聴会を3月25日に行い、各委員会における委嘱審査を3月27日(常任委員会)及び28日午前(特別委員会)

に行った。3月28日午後、福田内閣総理大臣以下全大臣が出席して締めくり質疑を行った後、3案を否決した。

委員会での主な質疑項目は、サブプライム問題や原油高の影響、景気の現状についての分析、社会保障の問題への取組、道路特定財源を維持しようとする理由、日中外交の在り方、イ-ジス艦と漁船の衝突事故、思いやり予算、公益法人の改革、規制緩和の弊害、年金記録問題、後期高齢者医療制度の問題点、介護労働者の処遇、がん対策の取組、官製ワーキングプアの現状、中小企業支援の具体策、消費者行政の確立、地域活性化策、地球温暖化問題、貨物船事故による重油流出被害、関門海峡道路建設の見直し、中国製冷凍食品の中毒事件等であった。

平成二十年度総予算3案は、3月28日の本会議に緊急上程され、記名投票をもって採決の結果、賛成少数により否決し、衆議院に返付された。同日、両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかったため、憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり、平成二十年度総予算3案は成立した。

なお、参議院予算委員会では、予算成立後の4月7日、予算の執行状況に関する調査を議題とし、経済・社会保障等に関する集中審議(福田内閣総理大臣及び関係大臣出席)を行った。

(2)平成十八年度決算等の審議

平成十八年度決算及び国有財産関係2件は、第168回国会において、平成19年11月20日に提出され、参議院では、11月26日、本会議で平成十八年度決算の概要についての報告及び質疑を行った後、決算委員会で平成十八年度決算外2件について全般質疑を行っ

た。

今国会において、決算委員会では、前国会に引き続き審査を行った。20年4月9日、平成十七年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置並びに平成17年度決算審査措置要求決議について政府及び最高裁判所の講じた措置について質疑を行った。その後、4月18日から7回にわたり省庁別審査を行い、5月26日に准総括質疑を行った。また、同日の委員会で、決算審査と一括して平成十八年度予備費関係5件(第166回国会提出、5月23日衆議院から送付)の審査を行い、そのうち3件は承諾を与えるべき、2件は承諾を与えるべきでないとして決定し、28日の本会議で5件はいずれも賛成少数により承諾しないことに決定した。

決算委員会では、6月9日、福田内閣総理大臣以下全大臣が出席して平成十八年度決算外2件の締めくくり総括質疑を行った。翌10日の委員会で、平成十八年度決算及び平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書は是認すべきものでないと議決し、平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書は是認

すべきものと議決した。

委員会での主な質疑内容としては、道路関係業務における不適切な支出、随意契約見直しの趣旨に反する制限的な応募要件等、防衛装備品調達における水増し請求、各特別会計に滞留する多額の剰余金・積立金、公益法人の内部留保の見直し、委託費の不適切な執行などが取り上げられたほか、行財政全般にわたる議論が交わされた。

翌6月11日の本会議で、平成十八年度決算及び平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書は、賛成少数により是認しないことに決定し、平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書は賛成多数で是認することに決定した。

なお、従来、決算の議決は、本件決算の是認及び内閣に対する警告(いわゆる警告決議)から成っていたが、委員会において、決算が是認されない場合に警告として個別の指摘を行うべきかどうかについて各会派の意見が一致せず、本件決算を是認するか否かの議決のみを行うことになった。

### 3 法律案等

#### (1) 歳入関連法案

(税制改正関連法案等の歳入関連5法案の提出)

平成20年度の税制改正関連法案としては、国税関係の改正を定める所得税法等改正案(閣法第3号)が1月23日に、地方税関係の改正を定める地方税法等改正案(閣法第5号)が1月25日に、それぞれ内閣から衆議院に提出された。両案のほか、平成20年度公債発行特例法案(閣法第2号)が所得税法等改正案と、地方法人特別税等暫定措置法案(閣法第6

号)及び地方交付税法等改正案(閣法第7号)が地方税法等改正案と一括して、衆参両院で審議された(5法案を以下「歳入関連法案」と総称)。

争点となっていた道路特定財源諸税の暫定税率については、揮発油税、地方道路税及び自動車重量税並びに自動車取得税及び軽油引取税の税率等の特例措置の適用期限を10年延長することが所得税法等改正案(租税特別措置法の改正規定)及び地方税法等改正案(地方税法附則の改正規定)に規定された。

(衆議院におけるつなぎ法案の提出と撤回)

1月29日、歳入関連法案の審議状況によってはそれらの法律としての施行が20年4月1日後となる場合に備え、自民及び公明から、道路特定財源諸税の暫定税率等の期限(3月31日等)を同年5月31日まで延長するいわゆる「つなぎ法案」3案(衆第1号・第3号)が衆議院に提出され、翌30日の財務金融委員会及び総務委員会で可決された。しかし、同日午後、与野党が「総予算及び歳入法案の審査に当たっては、公聴会や参考人質疑を含む徹底した審議を行ったうえで、年度内に一定の結論を得るものとする」との両院議長あっせんの受入れで合意し、翌31日の両委員会で、3案の報告書は撤回することとし、3案の撤回が許可された。

(衆議院における歳入関連法案の審議)

衆議院では、2月19日の本会議で歳入関連5法案の趣旨説明及び質疑を行い、29日に財務金融委員会で所得税法等改正案等2案、総務委員会で地方税法等改正案等3案を可決、同日の本会議でいずれも可決し、歳入関連5法案は参議院に送付された。

(参議院における道路特定財源制度改革法案等の提出)

2月29日、民主から、揮発油税等の暫定税率の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化、国直轄事業に係る地方公共団体の負担金の廃止等について定める道路特定財源制度改革法案(参第1号)のほか、所得税法等改正案(参第2号)、租税特別措置法改正案(参第3号)の3案が参議院に提出された。

さらに、3月21日、民主から、揮発油税等の暫定税率の廃止に伴い、揮発油税等税率特例廃止に伴う調整措置実施法案(参第8号)及び租税特別措置整理・合理化推進法案(参第9号)が参議院に提出された。

(総理新提案と新たなつなぎ法案の成立)

3月27日、暫定税率の期限切れが迫る中、福田内閣総理大臣は記者会見を行い、平成20年度歳入法案の年度内成立のため、道路特定財源を21年度から一般財源化することを柱とする新たな提案を発表した。翌28日、衆参両院の議長及び副議長が国会内で与野党の幹事長・書記局長と会談を行った結果、道路特定財源に係る国税・地方税を除き、3月末に期限切れを迎える各税について、5月末まで平成19年度税法の適用期限を延長することで合意した。

3月31日、この合意に基づき、衆議院の財務金融委員会及び総務委員会で、3月31日等に期限の到来する租税特別措置や地方税における非課税等特別措置の一部の期限を暫定的に同年5月31日まで延長する「つなぎ法案」2案(衆第7号・第8号)を起草し、委員会提出の法律案とすることを決定した。両案は、同日の本会議で可決し、参議院に提出され、参議院でも同日中に財政金融委員会及び総務委員会で可決、本会議で可決し、成立した。

(参議院における歳入関連法案及び道路特定財源制度改革法案等の審議)

参議院では、4月4日の本会議で歳入関連5法案の趣旨説明及び質疑を行った後、5案は財政金融及び総務の各委員会に付託された。

財政金融委員会では、4月8日に政府提出の所得税法等改正案等2案(閣法第2号・第3号)及び民主提出の道路特定財源制度改革法案等5案(参第1号、2号、3号、8号、9号)について趣旨説明を聴取、10日に質疑、13日及び14日に福岡県に委員派遣、15日に質疑、18日に参考人質疑、22日に質疑を行った。

総務委員会では、地方税法等改正案等(閣

法第5号~第7号)について、4月8日に趣旨説明を聴取、同日、10日に質疑、14日及び15日に京都府に委員派遣(うち15日に京都市で地方公聴会)、17日に質疑、22日に参考人質疑、24日に質疑を行った。

4月25日の本会議で、自民及び公明から、総務委員会と財政金融委員会で審査中の歳入関連5法案について中間報告を求めることの動議が提出されたが、同動議をこの際議題とすることの動議は、記名投票をもって採決の結果、賛成少数により否決した。

なお、歳入関連法案の再議決(後述)後、租税特別措置整理・合理化推進法案(参第9号)については、5月22日の財政金融委員会で質疑を行った後、可決、翌23日の本会議で賛成多数で可決し、衆議院に提出されたが、同院で審査未了となった。

#### (衆議院における歳入関連法案の再議決)

参議院が歳入関連5法案を2月29日に受領して60日を経過したが議決に至らないことを受け、衆議院は、4月30日の本会議で、憲法第59条第4項により参議院がこれを否決したものとみなすことを決定した後、参議院から返付を受け、憲法第59条第2項に基づき5案の衆議院議決案を議題とし、記名投票をもって採決の結果、各議決案はそれぞれ出席議員3分の2以上の多数で再可決し、歳入関連5法案は衆議院の議決のとおり成立した。

#### (2)道路整備費財源等特例法改正案

平成19年12月7日、揮発油税等の道路特定財源について、暫定税率による上乘せ分を含め現行の税率水準を維持しつつ、道路歳出を上回る税収を一般財源として活用するとの政府・与党合意が取りまとめられた。これを踏まえ、揮発油税等の道路特定財源諸税の税収を道路整備に充当する特例措置の適用期間

を10年間延長する一方、税収のうち道路整備費を超える金額を当該措置の対象から除外することを内容とする道路整備費財源等特例法改正案(閣法第4号)が平成20年1月23日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、2月21日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、3月12日に国土交通委員会で可決、翌13日に本会議で可決し、改正案は参議院に送付された。

参議院では、4月16日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、同日の議院運営委員会で改正案を財政金融委員会に付託すべきものと決定(可否同数のため委員長決裁)した。その後、改正案については、財政金融委員会と国土交通委員会の連合審査会で、4月23日に趣旨説明を聴取、翌24日に質疑、5月9日に福田内閣総理大臣が出席して質疑を行った。同日、財政金融委員会で採決を行い、賛成少数により否決した。

5月12日の本会議で、改正案は賛成少数により否決し、衆議院に返付された。衆議院では、翌13日の本会議で、改正案につき国会法第84条第1項の規定により両院協議会を求めるの動議を否決した後、憲法第59条第2項に基づき改正案の衆議院議決案を議題とし、記名投票をもって採決の結果、同院議決案は出席議員3分の2以上の多数で再可決し、改正案は衆議院の議決のとおり成立した。

なお、5月13日の衆議院での再議決に先立ち、同日午前、「道路特定財源制度は今年の税制抜本改革時に廃止し21年度から一般財源化する」こと等を明記した「道路特定財源等に関する基本方針」が閣議決定された。

#### (3)国家公務員制度改革基本法案

国家公務員制度改革基本法案(閣法第75号)は、国家公務員制度改革について、その

基本理念を定めるほか、基本方針として、政務専門官の設置及び他の職員の国会議員との接触制限、内閣総理大臣を補佐する国家戦略スタッフや各大臣を補佐する政務スタッフの設置、幹部職員の一元的な人事管理、採用試験の抜本的な見直し、内閣人事庁の設置、労働基本権の在り方についての検討等について定めるとともに、国家公務員制度改革推進本部の設置等について定めるものであり、4月4日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、5月9日の本会議で法案の趣旨説明及び質疑を行った後、内閣委員会で審査を行った。その間、与党(自民・公明)と民主との間で修正協議が行われた結果、5月28日、3党の幹事長・国会対策委員長会談で合意が確認されたことを受け、同日の内閣委員会で、自民、民主、公明共同提案の修正案を可決して修正議決、翌29日の本会議で委員長報告のとおり修正議決し、法案は参議院に送付された。修正の内容は、「内閣人事庁」に代えて内閣官房に「内閣人事局」を設置すること、職員の国会議員との接触制限に係る規定を削除すること、幹部職員の任用について内閣官房長官が候補者名簿の作成を行うものとする、労働基本権に関する規定の修正等であった。

参議院では、5月30日の本会議で法案の趣旨説明及び質疑を行い、内閣委員会で6月3日に趣旨説明及び質疑、5日に参考人質疑及び対政府質疑を行った後、法案を可決し、附帯決議を行った。

翌6月6日の本会議で、法案は賛成多数で可決、成立した。

#### (4) 在日米軍駐留経費負担特別協定

在日米軍駐留経費負担特別協定(閣条第1号)は、在日米軍の駐留に係る一定の経費(労

務費、光熱水料等及び訓練移転費)の全部又は一部を我が国が一定期間負担すること等について定めるものであった。我が国は、昭和62年度以降、日米地位協定第24条において米国側に負担義務がある経費の一部につき、日米地位協定の特則を定める特別協定を締結した上で負担してきた。平成18年に締結された特別協定の効力は平成20年3月31日までであったことから、日米両国政府間で協議が行われた結果、平成23年3月31日までを対象とする新たな協定について合意に至り、1月25日に署名された。2月5日、同協定の承認案件が内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、3月18日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、4月2日の外務委員会で承認、翌3日の本会議で承認し、同件は参議院に送付された。

参議院では、外交防衛委員会で4月10日に趣旨説明を聴取、17日、22日、24日に質疑を行った後、同件は賛成少数により承認すべきものでないと決定した。

翌4月25日の本会議で、同件は賛成少数により承認しないことに決定し、衆議院に返付された。同日、両院協議会が開かれたが、成案を得るに至らなかったため、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった。

#### (5) 感染症法等改正案(新型インフルエンザ対策)

鳥インフルエンザのヒトへの感染が拡大する中で新型インフルエンザ発生が懸念されていることや、インフルエンザ(H5N1)の指定感染症の指定が平成20年6月11日を限りに失効することとなっていた。こうした背景の下、感染症法等改正案(閣法第32号)は、鳥インフルエンザ(H5N1)を二類感染症に追加するとともに、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合

にそのまん延の防止が迅速に図られるよう、当該感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とするほか、都道府県知事は当該感染症にかかっている疑いのある者に対し健康状態の報告や外出自粛を求めることができるものとする等所要の規定を整備するものであり、2月5日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、4月23日の厚生労働委員会で修正議決、翌24日の本会議で委員長報告のとおり修正議決し、改正案は参議院に送付された。修正の内容は、新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者について新型インフルエンザ等感染症の患者とみなすこと等であった。

参議院では、厚生労働委員会で4月24日に趣旨説明を聴取し、質疑を行った後、改正案を可決し、附帯決議を行った。

翌4月25日の本会議で、改正案は賛成多数で可決、成立した。

#### (6)国土交通省設置法等改正案(観光庁の新設等)

国土交通省設置法等改正案(閣法第10号)は、国土交通省の組織に関し、観光庁を設置するとともに、航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁を運輸安全委員会及び海難審判所に改組するほか、船員労働委員会を廃止する等の措置を講ずるものであり、1月29日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、4月4日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、15日に国土交通委員会で修正議決、同日の本会議で委員長報告のとおり修正議決し、改正案は参議院に送付された。修正の内容は、運輸安全委員会の権限の追加等であった。

参議院では、4月18日の本会議で改正案の趣旨説明及び質疑を行い、国土交通委員会

で22日に趣旨説明を聴取、24日に質疑を行った後、改正案を可決し、附帯決議を行った。

翌4月25日の本会議で、改正案は賛成多数で可決、成立した。

#### (7)介護保険法等改正案等(介護サービス事業者の業務管理体制整備等)

介護保険法及び老人福祉法改正案(閣法第67号)は、平成19年に発生した広域的な介護サービス事業者の不正事案を受けて、介護サービス事業者の業務運営の適正化及び利用者に対する必要な介護サービスの提供の確保を図るため、介護サービス事業者に対し、介護保険法を遵守するための業務管理体制の整備及び事業廃止時等における利用者の保護を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、3月5日に内閣から衆議院に提出された。

また、介護労働者の賃金の向上に資するよう特別の措置を定めることを内容とする介護労働者人材確保特別措置法案(第168回国会衆第24号)が、第168回国会に民主から衆議院に提出され、同院で継続審査となっていた。

衆議院では、4月8日の本会議で政府案の趣旨説明及び質疑を行った後、厚生労働委員会で両案の審査を行い、25日に政府案を可決した。また、同日の委員会で、介護労働者人材確保特別措置法案の撤回を許可し、平成21年4月1日までに介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に向けた検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じるよう政府に求める介護従事者等処遇改善法案(衆第16号)を起草し、委員会提出の法律案とすることを決定した。同日の本会議で政府案及び介護従事者等処遇改善法案の両案を可決し、両案は参議院に送付・提出された。

参議院では、衆議院を通過した両案について、厚生労働委員会が5月8日に趣旨説明を聴取、13日に政府案について参考人質疑、15日、20日に両案について質疑を行った後、両案を可決し、政府案について附帯決議を行った。

翌5月21日の本会議で、政府案及び介護従事者等処遇改善法案は全会一致で可決、成立した。

#### (8) 宇宙基本法案

宇宙基本法案は、自民・公明案(第166回国会衆第50号)が第166回国会に衆議院に提出され、同院で継続審査となっていた。今国会に入り、与党(自民、公明)と民主との間で協議が行われた結果、自民・公明案に民主の修正提案を盛り込んだ新たな法案の提出で合意に至り、5月9日の衆議院内閣委員会で、自民・公明案の撤回を許可した後、新たな宇宙基本法案(衆第17号)を起草し、委員会提出の法律案とすることを賛成多数で決定した。13日の本会議で法案は可決し、参議院に提出された。

法案の内容は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、宇宙開発利用に関し、宇宙の平和的利用等の基本理念及びその実現を図るために基本となる事項、国の責務等、基本的施策、宇宙基本計画の作成、宇宙開発戦略本部の設置等について定めるものであった。

参議院では、内閣委員会で5月15日に趣旨説明を聴取、20日に質疑を行った後、法案を可決し、附帯決議を行った。

委員会では、昭和44年の衆議院決議で掲げられた宇宙の平和的利用について質疑があり、提出者からは、本法案では専守防衛の範囲内で防衛目的での利用は行えるというのが趣旨である旨の答弁があった。

翌5月21日の本会議で、法案は賛成多数で可決、成立した。

#### (9) 地球温暖化対策推進法改正案(排出抑制等指針の創設等)

地球温暖化対策推進法改正案(閣法第72号)は、京都議定書における温室効果ガスの排出量を削減する約束を確実に履行する等のため、排出抑制等指針の策定及び事業者の努力義務、地方公共団体実行計画の拡充、植林CDM事業による算定割当量の補てん手続の整備等について定めるものであり、3月7日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、4月10日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、25日の環境委員会で修正議決、同日の本会議で委員長報告のとおり修正議決し、改正案は参議院に送付された。修正の内容は、エネルギー-供給事業者が一般消費者に対しエネルギー-使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供する努力義務規定の追加等であった。

参議院では、5月21日の本会議で趣旨説明及び質疑を行い、環境委員会で22日に趣旨説明を聴取、27日に質疑、6月3日午前参考人質疑、午後に対政府質疑、5日に質疑を行った後採決を行い、地球温暖化対策の中長期的な目標等を内容とする共産提案の修正案を否決、改正案を原案どおり可決し、附帯決議を行った。

翌6月6日の本会議で、改正案は賛成多数で可決、成立した。

#### (10) 障害児童生徒教科用特定図書等普及促進法案

視覚障害を持つ児童生徒のために教科書の文字、図形等を拡大した拡大教科書や点字教科書の普及・促進を目指す「教科書バリアフリー法案」として、民主から、教科書発行者に



対する標準教科用拡大図書の発行等の義務付け、小中学校及び高等学校に在学する視覚障害を有する児童及び生徒が使用する教科用拡大図書等の無償措置等を内容とする関連3法案(参第5号-参第7号)が、3月18日に参議院に提出された。

法案をめぐりと与党(自民、公明)と民主との間で協議が行われた結果、民主案に与党の修正提案を盛り込んだ新たな法案の提出で合意に至った。

参議院では、文教科学委員会で、6月5日に、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案(参第26号)を起草し、委員会提出の法律案とすることを決定し、あわせて、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する決議を行った。

法案の内容は、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等(拡大教科書や点字教科書等)の発行の促進を図るため、教科用図書発行者による電磁的記録の提供等、教科用特定図書等の標準的な規格の策定等、小中学校の設置者に対する教科用特定図書等の無償給付等について定めるものであった。

翌6月6日の本会議で、法案は全会一致で可決し、衆議院に提出された。

衆議院では、同法案について、6月10日の文部科学委員会で可決し、同日の本会議で可決、成立した。

#### (11)少年法改正案(被害者審判傍聴制度等)

少年法改正案(閣法第68号)は、殺人事件等一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度を創設すること等を内容とするものであり、3月7日に内閣から衆議院に提出された。

衆議院では、5月22日の本会議で改正案の趣旨説明及び質疑を行った後、法務委員会で審査を行った。その間、与党(自民・公明)と民主との間で修正協議が行われた結果、30日の法務委員会で、自民、民主、公明共同提案の修正案を可決して修正議決、6月3日の本会議で委員長報告のとおり修正議決し、改正案は参議院に送付された。修正の内容は、傍聴の対象となる少年審判の下限年齢の設定、弁護士である付添人からの意見の聴取、被害者等に対する審判状況の説明等であった。

参議院では、6月4日の本会議で法案の趣旨説明及び質疑を行い、法務委員会で5日に趣旨説明を聴取、同日に質疑、10日に参考人質疑及び対政府質疑を行った後、改正案を可決し、附帯決議を行った。

翌6月11日の本会議で、改正案は賛成多数で可決、成立した。

#### (12)青少年インターネット利用環境整備法案

近年、青少年がインターネットを通じて有害な情報にアクセスして犯罪に巻き込まれる事件が頻発していることを背景に、衆議院青少年問題特別委員会で、今国会において「ネット上の有害情報から子どもを守るための対策」に関する調査を行ってきたこと等を踏まえ、与野党の実務者により法案が取りまとめられた。

衆議院では、6月6日の青少年問題特別委員会で、青少年インターネット利用環境整備法案(衆第30号)を起草し、委員会提出の法律案とすることを決定した。同日の本会議で法案は可決し、参議院に提出された。

法案の内容は、青少年自らがインターネットを適切に活用する能力を習得できるようにするための教育の推進を国及び地方公共団体に求めるとともに、犯罪を誘引するなど青少年の

健全な成長を著しく阻害するインターネット上の有害情報を青少年が閲覧する機会をできるだけ少なくするため、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に青少年有害情報フィルタリングサービスの提供を義務付ける等の措置を講ずるほか、フィルタリング推進機関の登録、民間団体等の支援等について定めるものであった。

参議院では、同法案について、内閣委員会で6月10日に趣旨説明を聴取し、参考人及び発議者等に対する質疑を行った後、法案を可決し、附帯決議を行った。

翌6月11日の本会議で、法案は賛成多数で可決、成立した。

#### (13)後期高齢者医療制度廃止法案

平成18年の医療制度改革により、高齢者医療確保法(老人保健法を全部改正)に基づき、75歳以上の高齢者についての独立した医療制度として「後期高齢者医療制度」(長寿医療制度)が創設され、20年4月から制度が発足した。しかし、制度の発足に際して、75歳以上の高齢者を別の制度に加入させること、被保険者証の未着、保険料の負担増及び年金

からの「天引き」等に対する批判が高まった。

後期高齢者医療制度廃止法案(参第17号)は、政府が緊急に講ずべき措置として、高齢者医療確保法に定める諸制度を平成21年4月1日に廃止するとともに老人保健制度を同日に再び導入する等のための措置及び医療に係る高齢者の負担を軽減する等のための措置について定めるものであり、5月23日に民主、共産、社民の共同提案により参議院に提出された。

参議院では、厚生労働委員会で5月29日に趣旨説明を聴取、6月3日に質疑を行った。5日、参考人質疑の日程等に関する委員会運営等をめぐり自民、公明から提出された委員長不信任動議を否決し、自民、公明が退席した後、参考人質疑及び発議者等に対する質疑を行い、法案を可決した。

翌6月6日の本会議で、厚生労働委員長岩本司君解任決議案について記名投票をもって採決の結果、賛成少数により否決した後、法案は賛成多数で可決し、衆議院に提出されたが、同院で継続審査となった。

## 4 調査会

第168回国会に設置された国際・地球温暖化問題に関する調査会、国民生活・経済に関する調査会、少子高齢化・共生社会に関する調査会は、次の表のとおり、1年目における調

査の経過及び結果を記載した調査報告書(中間報告)を議長に提出し、本会議で口頭報告を行った。

報告書名	調査テーマ	提出年月日	本会議口頭報告年月日
国際・地球温暖化問題に関する調査報告	日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮	20. 6. 9	20. 6. 11
国民生活・経済に関する調査報告	幸福度の高い社会の構築	20. 6. 4	20. 6. 6
少子高齢化・共生社会に関する調査報告	コミュニティの再生	20. 6. 4	20. 6. 6

## 5 その他の案件、国政調査等

### (1) 国会同意人事案件

(国会同意人事案件に係る所信聴取)

今国会から、国会同意人事案件のうち制度的に内閣からの独立性が求められ重要な任務を担う機関の候補者からの所信聴取については、衆参それぞれの議院運営委員会において原則公開で行うこととし、人事官、検査官、公正取引委員会委員長及び日本銀行総裁・副総裁をその対象とすることになった。

今国会に議院運営委員会における所信聴取を行った人事案件は、日本銀行総裁3名、同副総裁4名及び人事官1名であった。なお、日本銀行政策委員会審議委員1名についても所信聴取が行われた。

それぞれの議決結果は、衆参両議院が同意したものが日本銀行総裁1名、同副総裁2名及び人事官、衆議院同意・参議院不同意のものが日本銀行総裁2名及び同副総裁2名、衆議院同意・参議院未了のものが日本銀行政策委員会審議委員1名であった。

(日本銀行総裁及び副総裁)

3月19日に現任者の任期が満了する日本銀行総裁1名及び同副総裁2名の後任人事については、3月7日の議院運営委員会両院合同代表者会議で内閣から、日本銀行総裁に武藤敏郎君(同行副総裁)、同副総裁に白川方明君(京都大学公共政策大学院教授)及び伊藤隆敏君(東京大学大学院教授)を充てる人事案件が提示され、11日に衆参の議院運営委員会で候補者から所信を聴取した。参議院では、12日の本会議で人事案件の採決が行われ、日本銀行総裁に武藤敏郎君、日本銀行副総裁に伊藤隆敏君を任命する人事案件については同意しないことに決定し、日本銀行副総裁に白川方明君を任命する人事案件につ

ては同意することに決定した。衆議院では、翌13日の本会議で、3名すべてについて同意することに決定した。

日本銀行総裁及び同副総裁各1名について参議院の同意が得られなかったことを受けて、3月18日の議院運営委員会両院合同代表者会議で内閣から、新たに日本銀行総裁に田波耕治君(国際協力銀行総裁)、同副総裁に西村清彦君(日本銀行政策委員会審議委員)を充てる人事案件が提示され、同日に衆参の議院運営委員会で候補者から所信を聴取した。翌19日、衆参の本会議で人事案件の採決が行われ、参議院では、日本銀行総裁に田波耕治君を任命する人事案件については同意しないことに決定し、日本銀行副総裁に西村清彦君を任命する人事案件については同意することに決定した。衆議院では、2名とも同意することに決定した。同日、福井日本銀行総裁の任期が満了し、翌20日以降、戦後初めて日本銀行総裁が空席となった。

日本銀行総裁について重ねて参議院の同意が得られなかったことを受け、4月7日の議院運営委員会両院合同代表者会議で内閣から、日本銀行総裁に白川方明君(同副総裁)を充て、これに伴い空席となる同副総裁の後任に渡辺博史君(一橋大学大学院教授)を充てる新たな人事案件が提示され、翌8日に衆参の議院運営委員会で候補者から所信を聴取した。翌9日、衆参の本会議で人事案件の採決が行われ、日本銀行総裁に白川方明君を任命する人事案件については同意することに決定し、日本銀行副総裁に渡辺博史君を任命する人事案件については同意しないことに決定した。衆議院では、2名とも同意することに決定した。同日、政府は、日本銀行総裁に白川方

明君を任命した。

白川氏の日本銀行総裁任命、西村氏の同副総裁任命等に伴い、日本銀行副総裁及び同政策委員会審議委員各1名が欠員となっていたが、5月29日の議院運営委員会両院合同代表者会議で内閣から、このうち日本銀行政策委員会審議委員に池尾和人君(慶應義塾大学教授)を充てる人事案件が提示され、6月3日に衆参の議院運営委員会で候補者から所信を聴取した。衆議院では、12日の本会議で採決の結果同意することに決定した。参議院では、本会議で採決が行われず、未了となった。

(再就職等監視委員会委員)

5月27日の議院運営委員会両院合同代表者会議で内閣から再就職等監視委員会委員長及び同委員を含む人事案件が提示され、6月6日の衆参の本会議で人事案件の採決が行われ、再就職等監視委員会委員長及び同委員4名について、参議院では同意しないことに決定し、衆議院では同意することに決定した。

(2)政治資金適正化委員会委員の指名

平成19年12月に改正された政治資金規正法に基づき、政治資金収支報告書の記載の適正性確保のため、平成20年4月1日から政治資金適正化委員会を総務省に設置することとなった。政治資金適正化委員会委員の指名については、3月10日の議院運営委員会両院合同拡大代表者会議での合意に基づき、弁護士、公認会計士、税理士各1名については、それぞれの団体に対して、自民、民主、公明の各理事が分担して、その趣旨を説明し、人選を行い、また、学者及び政治資金に精通した有識者2名については、与野党で1名ずつ選考し、これらの結果を両院の議院運営委員長に

報告し、両委員長は、この人選結果を各院の議院運営委員会理事会に諮り、その最終確認を経て、本会議の議決の手続を進めることになった。

3月18日の衆議院本会議及び19日の参議院本会議で、委員5人の指名が議決された。

(3)ODA特別委員会

第164回国会(平成18年)において設置されたODA特別委員会は、今国会において、昨年に引き続き総予算中ODA関係経費についての横断的な委嘱審査(3月28日)を行った。また、平成19年度参議院ODA調査派遣団参加議員からの意見表明及び意見交換(4月2日)を行った。

さらに、我が国で5月に開催される第4回アフリカ開発会議(TICAD )や7月のG8北海道洞爺湖サミットに向けて、国連開発計画(UNDP)など国際機関、NGO、在京アフリカ大使等の有識者を参考人として招致して質疑を行った。5月16日、上記調査を踏まえ、「G8北海道洞爺湖サミット及び第4回アフリカ開発会議(TICAD )に向けた我が国の国際援助の在り方等に関する決議」を行った後、福田内閣総理大臣、高村外務大臣、緒方国際協力機構(JICA)理事長に対して質疑を行った。

(4)自衛隊イージス艦衝突事故

2月19日未明に千葉県房総半島野島崎沖合で海上自衛隊護衛艦あたごと漁船清徳丸が衝突し、清徳丸乗組員2名が行方不明となる事故が発生した。参議院外交防衛委員会では、26日に本衝突事案及び対応状況について政府から報告を聴取し、28日に質疑を行った。

(5)防衛省問題

第168回国会において、防衛装備品の調達をめぐる守屋武昌前防衛事務次官の贈収賄

事件に関連して、防衛専門商社「株式会社山田洋行」の宮崎元伸元専務（前株式会社日本ミライズ代表取締役社長）を外交防衛委員会で証人喚問することが合意されていた。平成19年11月8日に同氏が逮捕されたことを受け、いったんは12月27日に出張尋問を行うこととされたが、同氏に対する接見等禁止の一部解除

が認められなかったことから、証言を求める新たな日時等について同委員会理事会で引き続き協議した上で決定することとなっていた。

今国会において、平成20年1月に宮崎氏が保釈されたことを受け、5月22日の外交防衛委員会で宮崎氏の証人喚問を行った。

## 6 参議院改革の動き等

### （参議院改革協議会）

参議院改革協議会は、今国会においては、2月28日及び6月9日に開会した。

2月28日の改革協議会（第2回）では、参議院議員選挙の定数較差問題に関する協議経過等について事務局から説明を聴取した後、参議院選挙制度の抜本改革についての協議の在り方、ODA調査海外派遣の在り方について意見交換を行った。

6月9日の改革協議会（第3回）では、参議院選挙制度の改革に関し、参議院改革協議会専門委員会（選挙制度）を設置し、検討を行っていくことで合意した。このほか、ODA調査の海外派遣等について協議が行われた。

### （第2回日中議員会議）

2月20日、第2回日中議員会議が北京の人民大会堂で開催され、参議院代表団と中華人民共和国全国人民代表大会（全人代）代表団との間で議論が行われた。

今回の会議では、「政治・安全保障」及び「経済・社会問題」の各セッションにおいて、両代表団からの基調報告及び意見交換が行われた。

## 2 参議院役員等一覽

役員名		召集日(20.1.18)	会期中選任
議長		江田 五月(無)	
副議長		山東 昭子(無)	
常任委員 長	内閣	岡田 広(自民)	山根 隆治(民主) 20.4.16
	総務	高嶋 良充(民主)	
	法務	遠山 清彦(公明)	
	外交防衛	北澤 俊美(民主)	
	財政金融	峰崎 直樹(民主)	
	文教科科学	関口 昌一(自民)	
	厚生労働	岩本 司(民主)	
	農林水産	郡司 彰(民主)	
	経済産業	渡辺 秀央(民主)	
	国土交通	吉田 博美(自民)	
	環境	松山 政司(自民)	
	国家基本政策	山下 八洲夫(民主)	
	予算	鴻池 祥肇(自民)	
	決算	小川 敏夫(民主)	
	行政監視	加藤 修一(公明)	
	議院運営	西岡 武夫(民主)	
	懲罰	中曽根 弘文(自民)	
特別委員 長	災害対策	一川 保夫(民主)	
	沖縄・北方	市川 一朗(自民)	
	倫理選挙	鈴木 寛(民主)	
	拉致問題	下田 敦子(民主)	
	O D A	溝手 顕正(自民)	
調査会 長	国際・温暖化	石井 一(民主)	
	国民生活	矢野 哲朗(自民)	
	少子共生	田名部 匡省(民主)	
政治倫理審査会会長		平田 健二(民主)	
事務総長		小幡 幹雄	

召集日選任

### 3 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 現在)

会 派	議員数	22.7.25 任期満了			25.7.28 任期満了		
		比 例	選挙区	合 計	比 例	選挙区	合 計
民主党・新緑風会・ 国民新・日本	120 (23)	20 (2)	33 (5)	53 (7)	22 (5)	45 (11)	67 (16)
自由民主党・無所属の会	84 (12)	14 (3)	34 (2)	48 (5)	13 (5)	23 (2)	36 (7)
公 明 党	21 (5)	8 (3)	3	11 (3)	7 (1)	3 (1)	10 (2)
日 本 共 産 党	7 (1)	4	0	4	3 (1)	0	3 (1)
社会民主党・護憲連合	5 (1)	2 (1)	1	3 (1)	2	0	2
各派に属しない議員	5 (2)	0	2	2	1 (1)	2 (1)	3 (2)
合 計	242 (44)	48 (9)	73 (7)	121 (16)	48 (13)	73 (15)	121 (28)
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
定 数	242	48	73	121	48	73	121

( )内は女性議員数

## 4 会派別所属議員一覧

(召集日 現在)

無印の議員は平成22年7月25日任期満了、○印の議員は平成25年7月28日任期満了  
また、( )内は、各議員の選出選挙区別

### 【 民主党・新緑風会・国民新・日本 】

( 1 2 0 名 )

足立 信也(大分)	○相原 久美子(比例)	○青木 愛(比例)
浅尾 慶一郎(神奈川)	家西 悟(比例)	○池口 修次(比例)
○石井 一(比例)	○一川 保夫(石川)	犬塚 直史(長崎)
○岩本 司(福岡)	○植松 恵美子(香川)	○梅村 聡(大阪)
○小川 勝也(北海道)	小川 敏夫(東京)	尾立 源幸(大阪)
○大石 尚子(比例)	大石 正光(比例)	○大江 康弘(比例)
○大河原 雅子(東京)	大久保 勉(福岡)	○大久保 潔重(長崎)
○大島 九州男(比例)	○大塚 耕平(愛知)	○岡崎 トミ子(宮城)
○加賀谷 健(千葉)	加藤 敏幸(比例)	○風間 直樹(比例)
○金子 恵美(福島)	○神本 美恵子(比例)	○亀井 亜紀子(島根)
○亀井 郁夫(広島)	○川合 孝典(比例)	○川上 義博(鳥取)
○川崎 稔(佐賀)	木俣 佳丈(愛知)	喜納 昌吉(比例)
北澤 俊美(長野)	工藤 堅太郎(比例)	郡司 彰(茨城)
小林 正夫(比例)	○行田 邦子(埼玉)	輿石 東(山梨)
○今野 東(比例)	○佐藤 公治(広島)	佐藤 泰介(愛知)
○櫻井 充(宮城)	○自見 庄三郎(比例)	芝 博一(三重)
島田 智哉子(埼玉)	下田 敦子(比例)	主濱 了(岩手)
○榛葉 賀津也(静岡)	○鈴木 寛(東京)	鈴木 陽悦(秋田)
○田中 康夫(比例)	田名部 匡省(青森)	高嶋 良充(比例)
○高橋 千秋(三重)	○武内 則男(高知)	○谷 博之(栃木)
○谷岡 郁子(愛知)	千葉 景子(神奈川)	○ツルネン マルティン(比例)
津田 弥太郎(比例)	○辻 泰弘(兵庫)	○外山 斎(宮崎)
○徳永 久志(滋賀)	○轟木 利治(比例)	富岡 由紀夫(群馬)
○友近 聡朗(愛媛)	那谷屋 正義(比例)	内藤 正光(比例)
直嶋 正行(比例)	○中谷 智司(徳島)	○中村 哲治(奈良)
○長浜 博行(千葉)	○西岡 武夫(比例)	○羽田 雄一郎(長野)
長谷川 憲正(比例)	白 眞勲(比例)	林 久美子(滋賀)
○姫井 由美子(岡山)	○平田 健二(岐阜)	○平野 達男(岩手)
○平山 幸司(青森)	広田 一(高知)	広中 和歌子(千葉)
福山 哲郎(京都)	藤末 健三(比例)	○藤田 幸久(茨城)
○藤谷 光信(比例)	藤本 祐司(静岡)	○藤原 正司(比例)
○藤原 良信(比例)	○舟山 康江(山形)	前川 清成(奈良)



前田 武志(比 例)	○牧山 ひろえ(神奈川)	増子 輝彦(福 島)
○松井 孝治(京 都)	○松浦 大悟(秋 田)	松岡 徹(比 例)
○松野 信夫(熊 本)	円 より子(比 例)	○水戸 将史(神奈川)
水岡 俊一(兵 庫)	峰崎 直樹(北海道)	○室井 邦彦(比 例)
○森 ゆうこ(新 潟)	○森田 高(富 山)	築瀬 進(栃 木)
柳澤 光美(比 例)	柳田 稔(広 島)	山下 八洲夫(岐 阜)
○山根 隆治(埼 玉)	○横峯 良郎(比 例)	○吉川 沙織(比 例)
○米長 晴信(山 梨)	蓮 舫(東 京)	渡辺 秀央(比 例)

### 【 自由民主党・無所属の会 】

( 8 4 名 )

○愛知 治郎(宮 城)	青木 幹雄(島 根)	秋元 司(比 例)
浅野 勝人(愛 知)	荒井 広幸(比 例)	○有村 治子(比 例)
○石井 準一(千 葉)	○石井 みどり(比 例)	泉 信也(比 例)
○磯崎 陽輔(大 分)	市川 一朗(宮 城)	岩城 光英(福 島)
岩永 浩美(佐 賀)	○衛藤 晟一(比 例)	○尾辻 秀久(比 例)
岡田 直樹(石 川)	岡田 広(茨 城)	荻原 健司(比 例)
○加治屋 義人(鹿 児 島)	加納 時男(比 例)	神取 忍(比 例)
○川口 順子(比 例)	河合 常則(富 山)	木村 仁(熊 本)
岸 宏一(山 形)	岸 信夫(山 口)	北川 イッセイ(大 阪)
小池 正勝(徳 島)	小泉 昭男(神奈川)	○鴻池 祥肇(兵 庫)
佐藤 昭郎(比 例)	○佐藤 信秋(比 例)	○佐藤 正久(比 例)
坂本 由紀子(静 岡)	椎名 一保(千 葉)	島尻 安伊子(沖 縄)
未松 信介(兵 庫)	○鈴木 政二(愛 知)	○世耕 弘成(和歌山)
関口 昌一(埼 玉)	田中 直紀(新 潟)	田村 耕太郎(鳥 取)
○伊達 忠一(北海道)	○谷川 秀善(大 阪)	○塚田 一郎(新 潟)
鶴保 庸介(和歌山)	中川 雅治(東 京)	中川 義雄(北海道)
中曽根 弘文(群 馬)	中村 博彦(比 例)	○中山 恭子(比 例)
二之湯 智(京 都)	西島 英利(比 例)	○西田 昌司(京 都)
野村 哲郎(鹿 児 島)	南野 知恵子(比 例)	○長谷川 大紋(茨 城)
○橋本 聖子(比 例)	○林 芳正(山 口)	○藤井 孝男(岐 阜)
○古川 俊治(埼 玉)	○牧野 たかお(静 岡)	○舛添 要一(比 例)
松田 岩夫(岐 阜)	松村 祥史(比 例)	○松村 龍二(福 井)
○松山 政司(福 岡)	○丸川 珠代(東 京)	○丸山 和也(比 例)
水落 敏栄(比 例)	○溝手 顕正(広 島)	○森 まさこ(福 島)
矢野 哲朗(栃 木)	山内 俊夫(香 川)	山崎 正昭(福 井)
○山田 俊男(比 例)	山谷 えり子(比 例)	○山本 一太(群 馬)
山本 順三(愛 媛)	○吉田 博美(長 野)	吉村 剛太郎(福 岡)
○義家 弘介(比 例)	若林 正俊(長 野)	脇 雅史(比 例)

### 【 公 明 党 】

( 2 1 名 )

- |               |               |               |
|---------------|---------------|---------------|
| 荒木 清寛 (比 例)   | ○魚住 裕一郎 (比 例) | 浮島 とも子 (比 例)  |
| ○加藤 修一 (比 例)  | 風間 昶 (比 例)    | ○木庭 健太郎 (比 例) |
| 澤 雄二 (東 京)    | ○白浜 一良 (大 阪)  | 谷合 正明 (比 例)   |
| ○遠山 清彦 (比 例)  | 西田 実仁 (埼 玉)   | 浜田 昌良 (比 例)   |
| 浜四津 敏子 (比 例)  | 弘友 和夫 (比 例)   | ○松 あきら (神奈川)  |
| ○山口 那津男 (東 京) | 山下 栄一 (大 阪)   | ○山本 香苗 (比 例)  |
| ○山本 博司 (比 例)  | ○渡辺 孝男 (比 例)  | 鰐淵 洋子 (比 例)   |

### 【 日 本 共 産 党 】

( 7 名 )

- |              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| ○井上 哲士 (比 例) | 市田 忠義 (比 例)  | ○紙 智子 (比 例) |
| 小池 晃 (比 例)   | 大門 実紀史 (比 例) | 仁比 聡平 (比 例) |
| ○山下 芳生 (比 例) |              |             |

### 【 社会民主党・護憲連合 】

( 5 名 )

- |              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| 近藤 正道 (新 潟)  | 福島 みずほ (比 例) | 淵上 貞雄 (比 例) |
| ○又市 征治 (比 例) | ○山内 徳信 (比 例) |             |

### 【 各派に属しない議員 】

( 5 名 )

- |              |             |              |
|--------------|-------------|--------------|
| ○系数 慶子 (沖 縄) | 江田 五月 (岡 山) | ○川田 龍平 (東 京) |
| ○山東 昭子 (比 例) | 松下 新平 (宮 崎) |              |

## 5 議員の異動

第168回国会閉会後及び今国会 ( 20. 1. 18 召集 ) 中における議員の異動

会派名変更

「民主党・新緑風会・日本」

20. 1. 18 「民主党・新緑風会・国民新・日本」に変更

# 議案の審議経過



〔平成20年3月28日 平成二十年度一般会計予算外2件記名投票〕

## 1 議案審議概況

---

閣法は、新規提出80件(本院先議4件を含む。)のうち、少年法改正案、国家公務員制度改革基本法案等63件が成立し、残る17件については、衆議院において15件が継続審査となり、本院において2件が審査未了となった。なお、道路財源特例法改正案は本院において否決し、所得税法改正案等5件は衆議院において本院が否決したとみなし、いずれも衆議院において再議決の結果成立した。また、衆議院で継続審査となっていた4件はいずれも衆議院において引き続き継続審査となった。

参法は、新規提出27件のうち、内閣委員会提出の研究開発力強化法案、法務委員会提出の性同一性障害者特例法改正案、文教科学委員会提出の教科書バリアフリー-法案の3件が成立し、残る24件については本院において20件が審査未了、1件が撤回となり、衆議院において1件が継続審査、2件が審査未了となった。また、衆議院で継続審査となっていた4件は衆議院において1件が否決、3件が引き続き継続審査となり、本院で継続審査となっていた4件は本院において2件が審査未了、衆議院において1件が引き続き継続審査、1件が審査未了となった。

衆法は、新規提出32件のうち、原子爆弾被爆者援護法改正案、有害サイト対策法案等14件が成立し、残る18件については、衆議院において11件が継続審査、1件が審査未了、6件が撤回となった。また、衆議院で継続審査となっていた32件は衆議院において1件が否決、26件が引き続き継続審査、1件が審査未了、4件が撤回となり、本院で継続審査となっていた1件は本院において審査未了となった。

予算は、平成19年度一般会計補正予算外2件及び平成20年度一般会計予算外2件が提出された。本院において否決され両院協議会が請求されたものの成案を得ず、いずれも衆議院の議決が国会の議決となり成立した。

条約は、新規提出13件がいずれも承認された。なお、在日米軍駐留経費特別協定は本院において承認されず両院協議会が請求されたものの成案を得ず、アセアンセンター設立協定等9件は本院において30日以内に議決されず、いずれも衆議院の議決が国会の議決となり承認された。また、衆議院で継続審査となっていた3件はいずれも承認された。

承認案件は、平成20年度NHK予算、特定船舶入港禁止の実施及び北朝鮮貨物輸入承認義務等措置の3件が提出され、いずれも承認された。

予備費は、衆議院で継続審査となっていた平成18年度予備費関係5件は承諾されず、新規に提出された平成19年度予備費関係5件は、衆議院において継続審査となった。

決算は、平成17年度NHK決算(第166回国会提出)、平成18年度決算外1件(第168回国会提出)は是認されず、平成18年度NHK決算、平成18年度国有財産無償貸付状況総計算書(第168回国会提出)は是認された。

決議案は、問責決議案1件、解任決議案1件、その他の決議案2件、計4件が提出された。このうち、内閣総理大臣問責決議案、国民読書年決議案、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案は可決され、厚生労働委員長解任決議案は否決された。

このほか、参議院事務局職員定員規程改正案が可決された。

## 2 議案件数表

		提出	成立	参議院			衆議院			備考
				継続	否決	未了	継続	否決	未了	
閣法	新規	80	63	0	1	2	15	0	0	参議決せず5
	衆継	4	0	0	0	0	4	0	0	
参法	新規	27	3	0	0	20	1	0	2	撤回1
	衆継	4	0	0	0	0	3	1	0	
	参継	4	0	0	0	2	1	0	1	
衆法	新規	32	14	0	0	0	11	0	1	撤回6
	衆継	32	0	0	0	0	26	1	1	撤回4
	参継	1	0	0	0	1	0	0	0	
予算		6	6	0	6	0	0	0	0	
条約	新規	13	13	0	1	0	0	0	0	参議決せず9
	衆継	3	3	0	0	0	0	0	0	
承認	新規	3	3	0	0	0	0	0	0	
予備費等	新規	5	0	0	0	0	5	0	0	
	衆継	5	0	0	5	0	0	0	0	
決算その他	新規	1	1	0	0	0				
	継続	4	1	0	3	0				
決議案		4	3	0	1	0				
規程		1	1	0	0	0				

(注) は衆議院において再議決又は衆議院の議決を国会の議決とした結果成立したものである。

### 3 議案件名一覧

---

件名の前の数字は提出番号、件名の後の（修）は衆議院修正を示す。

内閣提出法律案（84件）（うち衆議院において前国会から継続4件）

両院通過（57件）

- 1 地方交付税法等の一部を改正する法律案（修）
- 8 関税定率法等の一部を改正する法律案
- 10 国土交通省設置法等の一部を改正する法律案（修）
- 11 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案
- 12 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案
- 13 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案
- 16 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
- 17 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案
- 18 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 19 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案
- 20 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（修）
- 21 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 22 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案
- 23 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案（修）
- 24 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案
- 25 特許法等の一部を改正する法律案
- 26 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案（修）
- 27 地域再生法の一部を改正する法律案
- 28 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案
- 29 電波法の一部を改正する法律案（修）
- 30 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案
- 31 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（修）
- 32 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案（修）
- 33 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案
- 34 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案
- 35 港湾法の一部を改正する法律案
- 38 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案
- 39 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案
- 40 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案

- 41 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案
  - 42 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
  - 43 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案
  - 46 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案
  - 47 領海等における外国船舶の航行に関する法律案
  - 48 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案
  - 49 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案
  - 51 社会教育法等の一部を改正する法律案
  - 52 学校保健法等の一部を改正する法律案（修）
  - 54 信用保証協会法の一部を改正する法律案
  - 55 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
  - 56 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案
  - 57 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案
  - 58 消費者契約法等の一部を改正する法律案
  - 59 金融商品取引法等の一部を改正する法律案
  - 61 エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案
  - 62 揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案
  - 63 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案
  - 64 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案（修）（本院同意）
  - 65 保険法案
  - 66 保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案
  - 67 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案
  - 68 少年法の一部を改正する法律案（修）
  - 70 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案
  - 71 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案
  - 72 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（修）
  - 75 国家公務員制度改革基本法案（修）
- 憲法第59条第2項の規定により衆議院再可決（1件）
- 4 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案
- 憲法第59条第4項の規定により否決とみなし、同条第2項の規定により衆議院再可決（5件）
- 2 平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案
  - 3 所得税法等の一部を改正する法律案
  - 5 地方税法等の一部を改正する法律案
  - 6 地方法人特別税等に関する暫定措置法案
  - 7 地方交付税法等の一部を改正する法律案
- 衆議院継続（19件）（うち衆議院において前国会から継続4件）
- 9 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案
  - 14 株式会社地域力再生機構法案
  - 37 平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案
  - 44 長期優良住宅の普及の促進に関する法律案
  - 45 独立行政法人気象研究所法案

- 50 独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案
- 53 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案
- 69 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案
- 73 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案
- 74 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案
- 76 行政不服審査法案
- 77 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
- 78 行政手続法の一部を改正する法律案
- 79 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案
- 80 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

(第163回国会提出)

- 22 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案

(第166回国会提出)

- 81 労働基準法の一部を改正する法律案
  - 95 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案
  - 97 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案
- 本院未了(2件)
- 36 防衛省設置法等の一部を改正する法律案
  - 60 児童福祉法等の一部を改正する法律案

本院議員提出法律案(35件)(うち本院において前国会から継続4件、衆議院において前国会から継続4件)

両院通過(3件)

- 20 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案
  - 21 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案
  - 26 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案
- 衆議院継続(5件)(うち本院において前国会から継続1件、衆議院において前国会から継続3件)

- 17 後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案

(第168回国会提出)

- 1 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 7 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案
- 11 土壌汚染対策法の一部を改正する法律案
- 13 国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案

衆議院否決(1件)(衆議院において前国会から継続)

(第168回国会提出)

- 6 農業者戸別所得補償法案



本院未了（22件）（うち本院において前国会から継続2件）

- 1 揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案
- 2 所得税法等の一部を改正する法律案
- 3 租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 4 国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案
- 5 標準教科用拡大図書の発行等に関する法律案
- 6 小中学校及び高等学校に在学する視覚障害を有する児童及び生徒の教科用拡大図書等の使用の支援に関する法律案
- 7 特別支援学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案
- 8 揮発油税等の税率の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案
- 10 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 12 民法の一部を改正する法律案
- 13 子ども手当法案
- 15 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案
- 16 下水道法及び建築基準法の一部を改正する法律案
- 18 学校安全対策基本法案
- 19 学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案
- 22 歯の健康の保持の推進に関する法律案
- 23 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案
- 24 法人税法の一部を改正する法律案
- 25 地球温暖化対策基本法案
- 27 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案

（第168回国会提出）

- 3 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案
- 4 特定肝炎対策緊急措置法案

衆議院未了（3件）（うち本院において前国会から継続1件）

- 9 租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案
- 11 財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案

（第168回国会提出）

- 10 刑事訴訟法の一部を改正する法律案

撤回（1件）

- 14 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案

衆議院議員提出法律案（65件）（うち本院において前国会から継続1件、衆議院において前国会から継続32件）

両院通過（14件）

- 7 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案
- 8 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 15 国立国会図書館法の一部を改正する法律案
- 16 介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案

- 17 宇宙基本法案
- 19 生物多様性基本法案
- 22 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案
- 24 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案
- 25 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案
- 26 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案
- 27 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 29 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案
- 30 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案
- 31 地方自治法の一部を改正する法律案

衆議院継続（37件）（うち衆議院において前国会から継続26件）

- 5 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律等の一部を改正する法律案
- 10 基礎年金番号を用いての把握がされていない年金個人情報に係る本人の特定に関する調査の実施等に関する法律案
- 11 国民年金の任意加入被保険者であった者が納付した超過分保険料の額に相当する金額の還付のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 12 食品情報管理伝達システムの導入の促進に関する法律案
- 13 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律等の一部を改正する法律案
- 14 食品の安全性の確保を図るための農林水産省設置法等の一部を改正する法律案
- 20 国等による障害者就労施設からの物品等の調達等の推進等に関する法律案
- 21 特定連合国裁判被拘禁者等に対する特別給付金の支給に関する法律案
- 23 国民年金法等の一部を改正する法律案
- 28 離島振興法等の一部を改正する法律案
- 32 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案

（第163回国会提出）

- 6 人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案
- 7 牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案
- 8 輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案
- 12 道路交通法の一部を改正する法律案
- 14 永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案

（第164回国会提出）

- 13 刑事訴訟法の一部を改正する法律案
- 14 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案
- 15 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案
- 26 消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案
- 27 国立国会図書館法の一部を改正する法律案
- 35 民法の一部を改正する法律案
- 40 公職選挙法等の一部を改正する法律案

（第165回国会提出）

- 2 学校教育法の一部を改正する法律案
- 6 交通基本法案

(第166回国会提出)

- 29 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案
- 38 環境健康被害者等救済基本法案
- 41 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案
- 43 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律及び刑法の一部を改正する法律案
- 44 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案
- 48 債権管理回収業に関する特別措置法の一部を改正する法律案
- 51 非自然死体の死因等の究明の適正な実施に関する法律案
- 52 法医科学研究所設置法案

(第168回国会提出)

- 6 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
- 8 肝炎対策基本法案
- 9 有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
- 18 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案  
衆議院否決(1件)(衆議院において前国会から継続)

(第168回国会提出)

- 14 児童扶養手当法の一部を改正する法律案  
本院未了(1件)(本院において前国会から継続)

(第166回国会提出)

- 47 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案  
衆議院未了(2件)(うち衆議院において前国会から継続1件)
- 6 後期高齢者医療制度を廃止する等医療に係る高齢者の負担の増加を回避する等のための健康保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

(第165回国会提出)

- 7 電気通信事業法の一部を改正する法律案  
撤回(10件)(うち衆議院において前国会から継続4件)
- 1 国民生活等の混乱を回避し、予算の円滑な執行等に資するための租税特別措置法の一部を改正する法律案
- 2 国民生活等の混乱を回避し、予算の円滑な執行等に資するための関税暫定措置法の一部を改正する法律案
- 3 国民生活等の混乱を回避し、地方団体における予算の円滑な執行等に資するための地方税法の一部を改正する法律案
- 4 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案
- 9 生物多様性基本法案
- 18 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案

(第166回国会提出)

- 50 宇宙基本法案
- 53 公立の小中学校等における地震防災上改築又は補強を要する校舎等の整備の促進に関する臨時措置法案

(第168回国会提出)

- 19 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案
- 24 介護労働者の人材確保に関する特別措置法案

予算（6件）

憲法第60条第2項の規定により衆議院の議決が国会の議決となり成立（6件）

本院において否決（6件）

- 1 平成十九年度一般会計補正予算（第1号）
- 2 平成十九年度特別会計補正予算（特第1号）
- 3 平成十九年度政府関係機関補正予算（機第1号）
- 4 平成二十年度一般会計予算
- 5 平成二十年度特別会計予算
- 6 平成二十年度政府関係機関予算

条約（16件）（うち衆議院において前国会から継続3件）

両院通過（6件）（うち衆議院において前国会から継続3件）

- 2 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 6 全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件
- 10 刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件

（第168回国会提出）

- 1 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 2 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 3 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となり成立（10件）

本院において承認しないと議決（1件）

- 1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

本院において30日以内に議決せず（9件）

- 3 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する二千八年一月二十二日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件
- 4 国際物品売買契約に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件

- 5 東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件
- 7 千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）の締結について承認を求めるの件
- 8 社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 9 社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
- 11 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約の締結について承認を求めるの件
- 12 所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
- 13 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定の締結について承認を求めるの件

承認を求めるの件（3件）

両院通過（3件）

- 1 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
- 2 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件
- 3 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件

予備費等承諾を求めるの件（10件）（うち衆議院において前国会から継続5件）

衆議院継続（5件）

- 平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）
- 平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）

国会の承諾がなかったもの（5件）（いずれも衆議院において前国会から継続）

（第166回国会提出）

- 平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
- 平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）
- 平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
- 平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）

決算その他（5件）

是認すると議決（2件）

- 日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

(第168回国会提出)

平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

是認しないと議決(3件)

(第166回国会提出)

日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

(第168回国会提出)

平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書

平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

決議案(4件)

可決(3件)

- 1 国民読書年に関する決議案
- 2 アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案
- 4 内閣総理大臣福田康夫君問責決議案

否決(1件)

- 3 厚生労働委員長岩本司君解任決議案

規程案(1件)

可決(1件)

参議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

## 4 議案の要旨・附帯決議

---

### 内閣提出法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)

(衆議院 20.1.29修正議決 参議院 1.31総務委員会付託 2.6本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

- 1 地方財政の状況等にかんがみ、平成19年度分の地方交付税の総額を確保するため、総額の特例として2,992億1,500万円を加算する。
- 2 平成19年度に行うこととしていた交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金の償還を繰り延べ、償還予定額5,869億円を平成20年度分の地方交付税の総額に加算する。

#### 二、地方財政法の一部改正

地方税の減収により、地方財政法第五条の地方債を起こしてもなお適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足を生ずると認められる場合には、同条の規定にかかわらず、地方債(減収補てん債)を起こすことができるものとする。

なお、衆議院において、減収補てん債を「平成十九年度に限り」起こすことができるものとされていたものを、「当分の間、各年度において」起こすことができるものとする修正がなされた。

#### 三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第2号)

(衆議院 20.2.29可決 参議院 4.4財政金融委員会付託 )

衆議院において、20.4.30、憲法第59条第4項により、参議院が否決したものとみなす議決を行った。4.30、衆議院へ返付。4.30、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

#### 【要旨】

平成20年度における公債の発行に関する財政法の特例を定め、20兆1,360億円の特例公債の発行を可能とするものである。

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)

(衆議院 20.2.29可決 参議院 4.4財政金融委員会付託 )

衆議院において、20.4.30、憲法第59条第4項により、参議院が否決したものとみなす議決を行った。4.30、衆議院へ返付。4.30、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

#### 【要旨】

平成20年度税制改正として、公益法人制度改革に対応する税制措置、法人・中小企業関係税制、金融・証券税制及び土地・住宅税制の見直し、道路特定財源の暫定税率の延長、その他租税特別措置の適用期限の延長等を行うものである。

## 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)

(衆議院 20.3.13可決 参議院 4.16財政金融委員会付託 5.12本会議否決 )

20.5.12、衆議院へ返付。衆議院において、5.13、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

### 【要旨】

本法律案は、道路の交通安全の確保、生活環境の改善に資するため、道路整備費に充てること等道路整備費の財源に関する特例その他道路整備事業に係る国の財政上の特別措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の題名を「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に改める。

二、道路整備費の財源の特例措置等

- 1 揮発油税等の収入額の予算額に相当する金額を毎年度道路整備費に充当する道路整備費の財源の特例措置を10年間延長し、平成20年度以降10箇年間とする。
- 2 揮発油税等の収入額の予算額に相当する金額が各年度において道路整備費の予算額を超える場合には、超過額の全額を当該年度の道路整備費に充てる必要はないものとする。この場合の道路整備費への未充当相当額については翌年度以降の道路整備費に充当可能なものとして措置する。
- 3 国土交通大臣は、平成20年度以降10箇年間に行うべき道路整備事業の量の案を作成して閣議の決定を求めなければならない。また、国土交通大臣は、閣議決定後5年を目途として、社会経済情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、道路整備事業の量の変更の案を作成する。

三、地方公共団体に対する道路の舗装、改築に関する国の負担又は補助の割合の特例措置の適用期間を10年間延長し、平成20年度以降10箇年間とする。

四、揮発油税の収入額の一部を地方公共団体に交付する地方道路整備臨時交付金の交付期間を10年間延長し、平成20年度以降10箇年間とするとともに、交付金対象事業に都道府県等が管理する一般国道の改築又は修繕に関する事業を追加する。

五、地方道路整備臨時貸付金制度の創設

国は、地方公共団体に対し、当該地方公共団体が負担する直轄事業、補助事業及び地方道路整備臨時交付金対象事業に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けることができる地方道路整備臨時貸付金制度を設ける。地方道路整備臨時貸付金の貸付決定は、平成25年3月31日までとし、償還期間は20年(5年以内の据置期間を含む。)以内とする。

六、高速道路利便増進事業の創設

- 1 政府は、高速道路株式会社が行う高速道路利便増進事業(スマートインターチェンジ等の整備に関する事業及び区間を限った高速道路の料金の引下げ措置)の実施のために必要となる高速道路貸付料の額の減額を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構(以下「機構」という。)が行うこととした場合に、機構の債務の一部を一般会計において承継する。
- 2 1による債務の承継は、平成21年3月31日までの間に、機構及び高速道路会社が高速道路利便増進事業に関して作成し、国土交通大臣が同意した計画に定められたものについて行う。
- 3 政府が承継した機構債券等について、国債に関する法令の適用等その他所要の規定を設ける。

七、この法律は、平成20年4月1日から施行する。



## 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)

(衆議院 20.2.29可決 参議院 4.4総務委員会付託 )

衆議院において、20.4.30、憲法第59条第4項により、参議院が否決したものとみなす議決を行った。4.30、衆議院へ返付。4.30、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

### 【要旨】

本法律案は、個人住民税における寄附金控除の拡充として、条例により控除対象寄附金を指定する仕組みを導入するとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、道路特定財源については自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長、公益法人制度改革に対応した措置等を講じるとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行おうとするものである。

## 地方法人特別税等に関する暫定措置法案(閣法第6号)

(衆議院 20.2.29可決 参議院 4.4総務委員会付託 )

衆議院において、20.4.30、憲法第59条第4項により、参議院が否決したものとみなす議決を行った。4.30、衆議院へ返付。4.30、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

### 【要旨】

本法律案は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与することとするものである。

## 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)

(衆議院 20.2.29可決 参議院 4.4総務委員会付託 )

衆議院において、20.4.30、憲法第59条第4項により、参議院が否決したものとみなす議決を行った。4.30、衆議院へ返付。4.30、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した。

### 【要旨】

本法律案は、平成20年度分の地方交付税の総額について、地方交付税及び地方一般財源を増額確保し、平成20年度及び平成21年度の交付税特別会計借入金の償還を平成26年度以降に繰延べ、現行の償還期間の中で償還計画を見直すとともに、地方交付税の算定内容について、平成20年度の普通交付税の基礎となる単位費用の額を改正し、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して地方再生に要する財源を措置するため当分の間の費目として「地方再生対策費」を創設するほか、地方特例交付金法について、個人住民税における住宅ローン控除の実施に伴う減収を補てんするため減収補てん特例交付金を創設しようとするものである。

## 関税率法等の一部を改正する法律案(閣法第8号)

(衆議院 20.3.25可決 参議院 3.26財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、最近における内外の経済情勢の変化に対応する等の見地から、関税率等について所要の措置を講ずるほか、税関における通関制度の改善及び水際取締りの充実・強化等を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、国際競争力強化のための通関手続の特例措置の拡充等

- 1 貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された事業者に対する通関手続の特例措置の拡充等を行う。
- 2 臨時開庁手数料の廃止及び臨時開庁手続の簡素化を行う。

## 二、税関における水際取締りの充実・強化及び税関手続の簡素化

- 1 我が国を經由して第三国に向けて輸送される知的財産侵害物品等を取締り対象に追加する。
- 2 知的財産侵害物品に係る差止申立て手続を簡素化する。
- 3 犯則事件の調査における民間団体等への照会に係る規定の整備を行う。
- 4 学識経験者に犯則物件の鑑定を囑託することができる規定の整備を行う。

## 三、個別品目の関税率等の改正

- 1 バイオE T B E（ガソリンの添加剤）及び高炭素フェロクロムの関税率を無税とする。
- 2 生糸を関税割当制度の対象に追加する。

## 四、暫定関税率等の適用期限の延長等

- 1 平成20年3月31日に適用期限が到来する暫定関税率並びに農産品に係る特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉等に係る関税の緊急措置について、その適用期限を1年延長する。
- 2 平成20年3月31日に適用期限が到来する加工再輸入減税制度及び航空機部分品等の免税制度について、その適用期限を3年延長する。

## 五、施行期日

この法律は、別段の定めがある場合を除き、平成20年4月1日から施行する。

なお、本法律施行に伴う平成20年度一般会計の関税減収見込額は約53億円である。

### 【附帯決議】（20.3.31財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和ある対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。

なお、関税の執行に当たっては、より一層適正・公平な課税の確保に努めること。

- 一 急速な高度情報化の進展により、経済取引の国際化及び電子商取引等の拡大が進む状況にかんがみ、税関の執行体制の整備及び事務の一層の情報化・機械化の促進に特段の努力を払うこと。
- 一 最近におけるグローバル化の進展等に伴い税関業務が増大し、複雑化する中で、その適正かつ迅速な処理の重要性に加え、麻薬・覚せい剤を始め、銃砲、知的財産侵害物品、ワシントン条約該当物品、テロ関連物資等に係る水際取締強化に対する国内外からの要請の高まりに加え、経済連携協定の進展による貿易形態の一層の多様化に的確に対応するとともに、税関業務の特殊性、国際郵便物の通関手続を含めた今後の国際物流の在り方等を考慮し、税関職員については国家公務員の定員削減計画の下においても、増員を含む定員確保はもとより、その処遇改善及び機構、職場環境の整備・充実、更には、より高度な専門性を有する人材の育成等に特段の努力を払うこと。

特に、国民の安心・安全の確保を目的とするテロ・治安維持対策の遂行及び輸出入貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された事業者に対する通関手続の特例措置の拡充に当たっては、増員を含む定員の確保及び業務処理体制の実現に努めること。

右決議する。

## 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案(閣法第9号)

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

基礎年金の国庫負担割合については、平成21年度までの間の別に法律で定める特定年度において2分の1とされることを踏まえ、平成20年度における国庫負担の割合を引き上げようとするものである。

## 国土交通省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)

(衆議院 20.4.15修正議決 参議院 4.18国土交通委員会付託 4.25本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、国土交通省の組織に関し、観光立国の実現に関する施策を一体的に推進するため、観光庁を設置するとともに、航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁を運輸安全委員会及び海難審判所に改組し、それぞれ航空・鉄道・船舶事故等の原因究明、海技士等の懲戒のための海難審判を行わせることとするほか、船員労働委員会を廃止し、その所掌事務を交通政策審議会等に移管する等の措置を講じるため所要の法律を改正しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、国土交通省設置法の一部改正

- 1 国土交通省の任務に、観光立国の実現に向けた施策の推進を追加する。
- 2 国土交通省の外局として観光庁を置き、同庁の長官、任務及び所掌事務について定める。
- 3 国土交通省の外局である船員労働委員会を廃止し、その調査審議事務について、交通政策審議会に移管する。

#### 二、航空・鉄道事故調査委員会設置法の一部改正

- 1 法律の題名を運輸安全委員会設置法に改め、航空・鉄道事故調査委員会を改組し、国土交通省の外局として運輸安全委員会を設置する。
- 2 運輸安全委員会は、陸・海・空にわたり事故原因究明を行うこととするとともに、事故等の原因関係者に勧告を行い、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができることとする。

#### 三、海難審判法の一部改正

- 1 海難審判庁を改組し、国土交通省の特別の機関として海難審判所を設置する。同審判所は、職務上の故意又は過失によって海難を発生させた海技士等の懲戒を行うこととする。
- 2 海難審判の手続を二審制から一審制に改める。

#### 四、労働組合法及び労働関係調整法等の一部改正

船員労働委員会の廃止に伴い、その紛争調整事務について、中央労働委員会又は都道府県労働委員会へ移管する等所要の規定の整備を行う。

#### 五、この法律は、一部の規定を除き、平成20年10月1日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、原因関係者が二、の2の勧告に従わなかった場合の公表、被害者等に対する事故等調査の情報の提供、運輸安全委員会の所掌事務に係る関係行政機関等の協力、この法律の施行5年経過後における運輸安全委員会の機能の拡充等についての検討に関し修正が行われた。

### 【附帯決議】(20.4.24国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、観光庁は、行政改革の趣旨を踏まえ効率的な施策の推進及び組織運営を行うこと。
- 二、観光庁は、観光立国の早期実現に向け、内外の観光ニーズを適確に把握するためのマーケティング、専門性や経験を有する人材の民間からの積極的な登用に努めるほか、特に、外国人旅行者増大のボトルネックとされている交通サービス、旅行者の受入態勢、情報提供サービスについて、早急に具体的な改善措置を講ずること。
- 三、船員労働委員会の廃止が船員労働行政の後退につながることをないよう配慮するとともに、所掌事務の移管に当たっては、都道府県労働委員会への円滑な移管に十分に配慮し、紛争事務の遂

行に支障が生ずることのないよう万全の措置を講ずること。

四、運輸安全委員会は、本法改正の趣旨に則り、独立性を確保し、公正中立な立場で適確に事故調査を行うこと。このため、運輸安全委員会の委員長・委員については、専門性、中立性及び独立性の観点から、適切な人材を選任すること。また、事務局の機能については、適正な人員の配置を行い、十分な予算を確保するとともに、調査結果の蓄積・活用等、事故の未然・再発防止に寄与する体制を整備するよう努めること。

五、運輸安全委員会と捜査機関は国際民間航空条約等の趣旨を尊重し、事故調査と犯罪捜査のそれぞれが適確に遂行されるよう、適切な協力、役割分担の関係構築に努めること。

六、航空事故、鉄道事故又は船舶事故の被害者等に対する支援の重要性にかんがみ、これまでの事故に関する経験や知見を活かし、関係行政機関等の密接な連携の下、総合的な施策の推進のために必要な措置を検討すること。

七、海難審判制度の運用に関しては、その沿革にかんがみ、受審人の権利の保護に万全を期すとともに、国際的動向を踏まえ、本法改正の趣旨に則り、海難の原因究明と懲戒が明確に分離されるよう必要な措置を講ずること。

八、本法の施行後5年経過後において、運輸安全委員会設置法の施行の状況を勘案し、既存の自動車事故の調査、分析、研究体制を見直して業務範囲に自動車事故を加えることなど、運輸安全委員会の在り方について十分な検討を行うこと。

右決議する。

## 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案(閣法第11号)

(衆議院 20.4.22可決 参議院 5.12国土交通委員会付託 5.16本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、観光立国の実現に向け、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進することを目的として、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、「観光圏」とは、滞在促進地区(観光旅客の宿泊に関するサービスの改善等に係る事業を重点的に実施しようとする地区)が存在し、自然、歴史、文化等において密接な関係が認められる観光地を一体とした区域であって、当該観光地相互間の連携によりその魅力と国際競争力を高めようとするものをいう。

二、主務大臣(国土交通大臣及び農林水産大臣)は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針を定めるものとする。

三、市町村又は都道府県は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、観光圏及び滞在促進地区の区域、観光圏整備事業及びその実施主体に関する事項等について定めた観光圏整備計画を作成することができる。

四、観光圏整備計画を作成しようとする市町村又は都道府県は、計画の作成に関する協議及びその実施に係る連絡調整を行うため、協議会を組織することができることとし、協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

五、観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、観光圏整備実施計画を作成し、これに基づき当該事業を実施するものとする。

六、観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、国土交通大臣に対し、観光圏整備実施計画が観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を適切かつ確実に図るために適当なものである旨の認定を申請することができることとし、国土交通大臣は、一定の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

七、法律の特例について次のように定める。

- 1 市町村又は都道府県が、観光圏整備計画に農山漁村交流促進事業に関する事項を定め、当該計画を主務大臣に送付したときは、「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律」の規定による活性化計画の提出があったものとみなし、交付金の交付に関する同法の規定を適用する。
- 2 滞在促進地区において旅館業を営む者が、認定された観光圏整備実施計画に従って観光圏内限定旅行業者代理業を実施するときは、旅行業法に基づく旅行業者代理業の登録を受けたものとみなす。
- 3 国際観光ホテル整備法、道路運送法、海上運送法等に基づく手続のうち一定のものについて、認定された観光圏整備実施計画に係る特例を定める。

八、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（20.5.15国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、観光圏の整備に当たっては、地方公共団体、民間事業者等関係者の発意及び創意工夫が重要であることを十分に周知するとともに、自然環境の保全、伝統的技術・行事、歴史的風致の維持及び向上、農山漁村部の活性化等が実現するよう、関係省庁と密接な連携を図ること。
  - 二、基本方針の策定に当たっては、内外の観光旅客のニーズを的確に踏まえ、我が国が目指す観光立国の方向性の明確化を図るとともに、各観光圏の整備が相乗的な効果を継続的に発現しうるよう十分に配慮すること。
  - 三、観光圏整備計画の作成及びその実施に当たっては、市町村又は都道府県が設置する協議会が、多様な主体による均衡の取れた構成により、適切かつ円滑に組織・運営されるよう所要の支援を行い、もって協議会の実効ある機能確保に努めること。
  - 四、認定観光圏整備実施計画に基づく観光圏整備事業について、その成果を適時・的確に検証し、公表すること。
  - 五、関係省庁や産業界との密接な連携の下、休暇取得の促進・取得時期の分散化、旅行費用の低廉化と手配簡易化等に関する環境整備に更に取り組むこと。また、高齢者や障害者、乳幼児連れの家族等が安心して手軽に旅行することができるよう、国として積極的に取り組むこと。
- 右決議する。

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案(閣法第12号)

(衆議院 20.4.22可決 参議院 5.12国土交通委員会付託 5.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境（以下「歴史的風致」という。）の維持及び向上を図るため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国及び地方公共団体は、地域における歴史的風致の維持及び向上を図るため、都市計画の決定、景観計画の策定、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等の整備に関する事業の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 二、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）は、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針を定め、これを公表しなければならない。

三、市町村は、次に掲げる事項等を記載した歴史的風致維持向上計画を作成し、主務大臣の認定を申請することができることとし、主務大臣は、当該計画が基本方針に適合するものであること等の基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

1 歴史的風致の維持及び向上に関する方針

2 重要文化財等として指定された建造物の用に供される土地等の区域であって、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策の推進が特に必要と認められる重点区域の位置及び区域

3 重要文化財建造物等を除く一定の建造物であって、重点区域における歴史的風致を形成し、その保全を図る必要があると認められる歴史的風致形成建造物の指定の方針

四、市町村長は、歴史的風致形成建造物を指定し、当該建造物の増築、改築等の行為がその保全に支障を来すものであると認めるときは、設計変更等の措置を講ずべきことを勧告することができる。

五、歴史的風致維持向上計画の認定を受けた町村の教育委員会は、重要文化財建造物等に関する一定の事務を行うことができる。

六、認定歴史的風致維持向上計画に記載された市街化調整区域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する建築物の復原を目的とする開発行為等は、立地に係る開発許可等の基準に適合するものとみなす。

七、地域の歴史及び伝統をいかした物品の販売、料理の提供などを行う歴史的風致にふさわしい用途の建築物等について、用途制限の特例によりその立地を可能とする新たな地区計画制度を創設する。

八、市町村長は、歴史的風致の維持及び向上に係る一定の業務を適正かつ確実に行うことができることと認められる一定の法人を支援法人として指定することができる。

九、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】（20.5.15国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、本法と古都保存法、文化財保護法、都市計画法、景観法等、関係する既存の法律や制度との適切な役割分担と連携を図ること。

二、歴史的風致維持向上基本方針の策定及び歴史的風致維持向上計画の認定に当たっては、地方分権の趣旨を踏まえ、市町村の自主性や計画の特性を損なうことがないように十分に留意するとともに、認定申請等に対しては、迅速で適切な対応がなされるよう、所管三省間において緊密で十分な連携・協力を努めること。

三、歴史的風致形成建造物の指定に当たっては、その改変等の制限によって所有者等に過重な負担が課されることのないようにするとともに、必要な情報提供、財政的支援等について十分配慮すること。また、歴史的風致の維持・向上には、歴史的建築物に係る優れた知識と技能・技術が欠かせないことから、その担い手づくり、耐震技術の開発とその活用等に特段の配慮を行うこと。

四、歴史的風致維持向上地区計画制度の運用に当たっては、歴史的風致にふさわしい用途の建築物等において営業が可能となる土産物店や郷土料理店などの営業形態等により、周辺の居住環境に著しい影響を及ぼすことのないよう、十分配慮すること。

五、林立する電柱や空中に張り巡らされた電線は、歴史的風致の維持及び向上にとって阻害要因となることにかんがみ、無電柱化の推進に努めること。

右決議する。

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)  
(衆議院 20.4.24可決 参議院 5.16国土交通委員会付託 5.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、現行法により一定の行財政支援措置の対象となる地域公共交通特定事業に鉄道事業再構築事業を追加するとともに、それを実施する場合における鉄道事業法の特例等を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地域公共交通特定事業に、継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる旅客鉄道事業について、市町村その他の者の支援を受けつつ事業構造の変更を行うことにより輸送の維持を図るための「鉄道事業再構築事業」を追加する。
- 二 市町村及び鉄道事業者その他の者は、その全員の合意により、一の事業を実施するために「鉄道事業再構築実施計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けることができるものとする。
- 三 鉄道事業再構築事業のうち、鉄道事業法の許可等を受けなければならないもの等について、二の認定を受けたときは、同法の許可等を受けたものとみなす等の特例を設ける。
- 四 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【附帯決議】(20.5.22国土交通委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、地域公共交通は地域の経済社会活動の基盤であり、また地球温暖化防止、まちづくり、観光振興の観点からもその重要性が増していることにかんがみ、引き続き、活性化に向けた地方自治体、住民の積極的・意欲的な取組への支援に努めるとともに、地域公共交通総合連携計画の策定を促進すること。
- 二、現下の地方鉄道の厳しい経営状況にかんがみ、新設される鉄道事業再構築事業の地方自治体、住民、事業者等に対する周知徹底により、その活用を促し、地方鉄道の利便性や快適性の向上等による需要喚起・確保に努めること。また、鉄道軌道輸送高度化事業費補助金や地方財政措置等同事業に必要な支援措置を確実にすること。
- 三、鉄道事業再構築事業によって公有民营方式による上下分離制度が採用される場合には、運行部門と鉄道施設の保守、管理部門の分離により安全性が損なわれることのないよう万全を期すこと。  
右決議する。

株式会社地域力再生機構法案(閣法第14号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、雇用の安定等に配慮しつつ、地域における総合的な経済力の向上を通じて地域経済の再建を図り、併せてこれにより地域の信用秩序の基盤強化にも資するようにするため、金融機関、地方公共団体等と連携しつつ、地域経済において重要な役割を果たしていながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする法人として、株式会社地域力再生機構を設立しようとするものである。

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)

(衆議院 20.3.31可決 参議院 4.7内閣委員会付託 4.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等を図ろうとするものであり、

その主な内容は次のとおりである。

一、題名の改正

題名を「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」に改める。

二、目的の改正

法律の目的を「犯罪行為により不慮の死を遂げた者の遺族又は重傷病を負い若しくは障害が残った者の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するため、犯罪被害等を受けた者に対し犯罪被害者等給付金を支給し、及び当該犯罪行為の発生後速やかに、かつ、継続的に犯罪被害等を受けた者を援助するための措置を講じ、もって犯罪被害等を受けた者の権利利益の保護が図られる社会の実現に寄与すること」に改める。

三、療養のため勤労ができなかった日がある場合における重傷病給付金等の額の加算

犯罪被害者が犯罪行為により生じた負傷又は疾病の療養のため従前その勤労に基づいて通常得ていた収入の全部又は一部を得ることができなかった日がある場合における重傷病給付金及び遺族給付金の額については、休業加算基礎額にその日数を乗じて得た額を加算する。

四、やむを得ない理由がある場合における犯罪被害者等給付金の裁定の申請期間の特例

やむを得ない理由により所定の期間内に犯罪被害者等給付金の裁定の申請をすることができなかったときは、その理由がやんだ日から6月以内に限り、申請をすることができる。

五、犯罪被害者等の支援を目的とする民間の団体の自主的な活動の促進等

- 1 都道府県公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的とする民間の団体の自主的な活動の促進を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるように努めなければならない。

国家公安委員会は、都道府県公安委員会がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための指針を定めるものとする。

- 2 国家公安委員会は、犯罪被害者等早期援助団体等が組織する団体に対し、犯罪被害者等早期援助団体等による犯罪被害者等の支援の適切かつ有効な実施を図るため、必要な助言、指導その他の措置を講ずるように努めなければならない。
- 3 国家公安委員会、都道府県公安委員会及び警察本部長等は、犯罪被害者等の支援に関する広報活動及び啓発活動を行うように努めなければならない。

六、施行期日等

- 1 この法律は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 休業加算に関する規定については、この法律の施行日以後に行われた犯罪行為による死亡又は重傷病に適用することとする等、所要の経過措置を設ける。

【附帯決議】（20.4.10内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

- 一、犯罪等を撲滅するための取組を強力に推進するとともに、犯罪被害者等基本計画の着実な実施を果たすべく、政府を挙げた体制の整備を行うこと。また、犯罪被害者等対策が犯罪被害者等の権利に根ざすものであることについて国民の理解を深めるべく、広報啓発を図ること。
- 二、犯罪被害者等給付金支給について適正な支給水準を確保するとともに、犯罪被害等の早期軽減に資するため、裁定の迅速化、早期支給に努めること。
- 三、休業加算の導入を始めとする今回の法改正を含め犯罪被害給付制度全般について、国民に対し広報啓発活動を積極的に行い周知徹底を図るとともに、犯罪被害者等に対し、その有する権利や手続について十分な教示を行うこと。
- 四、本法律の対象とされていない過失による犯罪被害、外国における邦人の犯罪被害等の状況を引



き続き注視し、民間基金の活用を含め、これらの犯罪被害者等への全般的な支援の更なる充実に努めること。

五、民間団体に対する財政的援助を含めた支援の充実に努めるとともに、関係行政機関、民間団体等による犯罪被害者等に対する総合的な支援体制を確立すること。

六、テロ事件の被害者に対する事案に即した経済的な救済措置に係る考え方を整理するとともに、我が国において未曾有の惨禍をもたらしたオウム真理教の犯罪による多数の被害者等に対する適切な支援策を検討すること。

右決議する。

#### 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第16号)

(衆議院 20.3.27可決 参議院 3.31法務委員会付託 4.9本会議可決)

##### 【要旨】

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の定員を改めようとするものであり、その内容は次のとおりである。

一、裁判官のうち、判事の員数を40人増加し1,677人に、判事補の員数を35人増加し985人に、それぞれ改める。

二、この法律は、平成20年4月1日から施行する。

#### 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第17号)

(衆議院 20.4.17可決 参議院 5.19財政金融委員会付託 5.23本会議可決)

##### 【要旨】

本法律案は、我が国の国際競争力強化及び利用者利便の向上に資するため、電算システムによる輸出入等関連業務を一体的に処理できるように措置するとともに、これを運営する独立行政法人通関情報処理センターを特殊会社として民営化する等の所要の改正を行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一 関係省庁システムとの一体的運営

税関手続及びこれに関連する民間業務を処理する通関情報処理システム(NACCS)について、新たに港湾手続、食品衛生手続、動植物検疫手続、入国管理手続等の関連する他の省庁の手続に関する業務を電算システムで一体的に処理することができるよう措置する。

##### 二 通関情報処理センターの民営化

- 1 通関情報処理センターを解散し、新たに特殊会社として輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(以下「新会社」という。)を設立する。
- 2 新会社の目的を、輸出入等関連業務を迅速かつ的確に処理するため、必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を営むこととする。
- 3 新会社の業務を、輸出入等関連業務を電子情報処理組織により処理するために必要な電子計算機等の使用、管理のほか、プログラム、データ、ファイルの作成、保管等を行うこととする。
- 4 役員を選任及び解任の決議、事業計画、定款変更等については認可制とする。
- 5 政府による過半数の株式保有、主務大臣による監督・検査等に関する規定を整備する。

##### 三 施行期日

この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成20年10月1日から施行する。

##### 【附帯決議】(20.5.22財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 税関の輸出入手続と関連する民間業務を処理している通関情報処理システム（NACCS）と関係省庁の輸出入等関連情報システムの連携に当たっては、システムの一元管理が可能となることに伴い、縦割り行政の弊害が生じることのない各省共通のシステムとなるよう努めるとともに、将来の統合も視野に入れてシステム利用率の向上を図ること。
  - 一 港湾管理者ごとに異なる港湾関連手続については、様式の統一化・簡素化を図り、利便性の高い運用が行われるよう利用者の視点に立ったシステムを構築すること。
  - 一 特殊会社化後の業務運営に当たっては、不採算事業の廃止や経費削減など経営の合理化・効率化だけを追求することのないよう努めること。
  - 一 特殊会社化後においても業務の公共性にかんがみ、経営内容や調達状況についての情報公開、一般競争入札を基本とする透明性の高い調達手続について、現状を下回ることはないよう措置するとともに、天下り問題を惹起することのないよう努めること。
  - 一 特殊会社化に当たっては、出向者を中心とした現在の職員構成の在り方を見直すとともに、安定的な業務運営が維持されるよう、高い専門性を有する人材の育成に努めること。
  - 一 特殊会社化後の料金政策と配当政策のバランスに配慮するとともに、特殊会社に資本準備金として承継される独立行政法人通関情報処理センター（NACCSセンター）の利益剰余金について、利用者のために有効に活用すること。
  - 一 特殊会社化後においても諸外国のシステムとの連携に積極的に取り組むほか、採算性に留意しつつ、新規業務に積極的に取り組むなど利用者利便の向上を図る一方で、セキュリティ強化に併せ努めること。
- 右決議する。

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)  
(衆議院 20.3.27可決 参議院 4.4財政金融委員会付託 4.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国際開発協会の第15次増資に伴い、我が国が追加出資を行うことを政府に対して授權する規定を追加するものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、国際開発協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、政府は、同協会に対し、従来の出資の額のほか、3,626億9,500万円の範囲内において、出資することができる。
- 二、この法律は、公布の日から施行する。

【附帯決議】(20.4.8財政金融委員会議決)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 国際開発協会への第15次増資に当たっては、最近の援助チャンネルの急増、ODAの細分化、援助の用途指定の増大など国際援助構造の複雑化による状況及び開発途上国の経済開発に果たす同協会の役割にかんがみ、加盟国の経済実態を十分反映したものとなるよう努めること。
- 一 国際開発協会への増資を含めたODAについては、厳しい財政状況のもと出資することにかんがみ、開発効果を最大限発揮できるよう努め、効果的かつ戦略的なODAを実施するとともに、我が国の利益にかなっているか等について不断に検証・評価を行い必要により見直しを行うこと。
- 一 国際機関の運営等に関しては、人材面等での協力を進めるとともに、主要出資国にふさわしいリーダーシップの発揮に努め、また、我が国の出資・拠出金の使用を含め、その活動内容の透明性・公開性の確保に努めること。

右決議する。

## 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)

(衆議院 20.3.25可決 参議院 3.26文教科学委員会付託 3.31本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、主幹教諭を置く公立の小学校、中学校及び中等教育学校の前期課程の運営体制の整備について特別の配慮を必要とする事情のある場合に教職員の数を加算することとする規定を整備すること。
- 二、この法律は、平成20年4月1日から施行すること。

### 【附帯決議】(20.3.31文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、習熟度別指導や少人数教育の拡充、教員の事務負担軽減、改訂学習指導要領の円滑な実施等を図るため、教職員定数の改善に努めること。
- 二、平成20年度予算で措置される、1,195人の定数改善措置・7,000人の非常勤講師配置・学校支援地域本部事業について、「子どもと向き合う時間の確保」にどの程度効果があったか、その検証に努めること。
- 三、教職の専門性・重要性を踏まえ立法化された「人材確保法」の意義は、大量退職・大量採用時期を迎えた今日、ますます高まっていることから、法の趣旨を踏まえた教員給与の充実に努めること。あわせて、40年前と比較して増大している超過勤務の実態を踏まえた、給与措置とそのため財源確保に努めること。
- 四、平成20年4月の改正労働安全衛生法の完全実施に当たっては、管理者による過重労働の対策に万全を期すこと。  
右決議する。

## 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第20号)

(衆議院 20.4.8修正議決 参議院 4.8厚生労働委員会付託 4.11本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、平成15年に継続して支給することとされた戦没者の父母等に対する特別給付金国債(額面100万円、5年償還)の償還が終了した戦没者の父母等に対し、改めて額面100万円、5年償還の特別給付金国債を支給しようとするものである。

なお、衆議院において、施行期日を平成20年4月1日から公布の日に改め、改正後の戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の規定は平成20年4月1日から適用する旨の修正がなされた。

## 駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第21号)

(衆議院 20.4.8可決 参議院 4.8厚生労働委員会付託 4.11本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後も予想されることから、それらの者に対する各種給付金の支給及び職業訓練の実施等の措置を引き続き講ずることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正  
駐留軍関係離職者等臨時措置法の有効期限(平成20年5月16日まで)を5年延長し、平成25年5月16日までとする。

## 二、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正

国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限（平成20年6月30日まで）を5年延長し、平成25年6月30日までとする。

## 三、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

## 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案(閣法第22号)

(衆議院 20.3.25可決 参議院 3.26農林水産委員会付託 3.31本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、独立行政法人の整理合理化を推進するため、平成19年12月24日に閣議決定した「独立行政法人整理合理化計画」に基づき、平成20年4月1日に独立行政法人緑資源機構法を廃止して独立行政法人緑資源機構を解散するとともに、その業務の一部を独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人国際農林水産業研究センターに承継させる等の措置を講じようとするものである。

### 【附帯決議】

(20.3.31農林水産委員会議決)

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律第28条及び第50条第1項の検討に当たっては、地球温暖化対策としての森林整備（水源林造成等を含む）、民有林の保全・整備に伴う作業道整備、林産業を中心とした農山村活性化等の重要性にかんがみ、その実施体制については、国自ら一般会計において管理運営を行うこと及びその実施時期を前倒ししないことも含め、幅広い観点から、慎重に検討すること。

また、山村の過疎化等により森林整備が遅れている地域については、一般会計において路網整備を含めた森林整備や山村の定住条件の整備を図る必要があることから、その対策を検討すること。

なお、緑資源幹線林道事業（旧大規模林道事業）については、廃止すること。

右決議する。

## 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案(閣法第23号)

(衆議院 20.4.3修正議決 参議院 4.7農林水産委員会付託 4.11本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、最近における繭及び生糸の生産及び需給をめぐる状況が著しく変化する中で、生糸の輸入調整措置に基づき輸入生糸から徴収する調整金収入が激減し、これを財源とする蚕糸業振興事業の仕組みが有効に機能しなくなっていることにかんがみ、生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止するとともに、これに伴う所要の規定の整備を行おうとするものである。

なお、衆議院において、この法律の施行期日を平成20年4月1日から公布の日に改める修正が行われた。

## 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第24号)

(衆議院 20.3.25可決 参議院 3.25農林水産委員会付託 3.28本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、世界的な水産物の需要の増大等を背景に水産加工原材料の供給事情がさらに悪化していること等にかんがみ、引き続き、水産加工施設の改良等に必要な長期かつ低利の資金（以下「水産加工資金」という。）の融通を図るため、平成20年3月31日限りで効力が失われる現行法の有効期限を5年間延長する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、法律の有効期限を5年間延長し、平成25年3月31日までとする。

- 二、法律の背景事情に、世界における水産物の需要の増大を加えることとする。
- 三、政令で水産加工資金の要件を定めるに際し考慮する事項に、未利用又は利用の程度が低い水産資源の有効な利用の促進を追加することとする。
- 四、政策金融改革により、水産加工資金の融資機関である農林漁業金融公庫が平成20年10月1日に株式会社日本政策金融公庫に統合されることに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。
- 五、この法律は、公布の日から施行することとする。ただし、四については平成20年10月1日から施行することとする。

## 特許法等の一部を改正する法律案(閣法第25号)

(衆議院 20.4.3可決 参議院 4.4経済産業委員会付託 4.11本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、知的財産権の戦略的な活用を促進し、迅速かつ適正な権利の保護のための環境整備を図る観点から、通常実施権等に係る登録制度の見直し、拒絶査定不服審判請求期間の拡大及び特許・商標関係料金の引下げ等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、通常実施権等登録制度の見直し

##### 1 仮専用実施権制度及び仮通常実施権制度の創設

特許を受ける権利を有する者は、その特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、仮専用実施権を設定すること及び仮通常実施権を許諾することができる。

仮専用実施権は、設定、移転又は処分の制限等について、登録しなければその効力を生じず、仮通常実施権は、その登録により、仮通常実施権に係る特許を受ける権利等をその後に取得した第三者に対しても効力を生じる。

##### 2 通常実施権等に係る登録記載事項の開示の制限

通常実施権又は仮通常実施権に係る登録事項のうち、特許権者等の利益を害するものとして政令で定めるものが含まれる場合には、利害関係人が利害関係を有する部分について請求した場合を除き、開示しない。

#### 二、拒絶査定不服審判請求期間等の見直し

1 特許出願、意匠登録出願及び商標登録出願に係る拒絶査定不服審判を請求することができる期間を拡大し、拒絶をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から3月以内とする。

2 特許出願に係る拒絶査定不服審判時に、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる時期を、審判の請求と同時にするとき限定する。

#### 三、優先権主張に係る書類の電磁的交換の対象国の拡大

特許出願及び実用新案登録出願についてパリ条約による優先権の主張に必要な書類の提出を省略することができる場合について、当該優先権の主張の基礎とした出願がなされた国に限らず、他の国や国際機関との間で当該書類に記載されている事項を電磁的方法により交換できるときに拡大する。

#### 四、特許料等の引下げ

特許料、商標登録料及び個別手数料を引き下げる。

#### 五、料金納付に係る口座振替制度の導入

特許料等又は手数料について、特許印紙その他の料金納付方法に加えて、口座振替による納付をすることができることとする。

#### 六、附則

##### 1 施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定め

る日から施行する。ただし、特許料等の引下げに関する規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 2 検討

政府は、特許料等の引下げに関する規定の施行後5年を経過した場合において、これらの規定の施行状況について検討を加え、必要な措置を講じるものとする。

### 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)

(衆議院 20.3.25修正議決 参議院 3.31環境委員会付託 4.9本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収からの引当措置を平成20年度から平成29年度まで、10年間延長しようとするものである。

なお、本法律案については、衆議院において、平成20年度におけるばい煙発生施設等設置者の汚染負荷量賦課金の納付期間を「年度の初日から四十五日」に「年度の初日から施行期日の前日までの日数」を加えたものとする修正が行われた。

#### 【附帯決議】(20.4.8環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、気管支ぜん息などの疾病については、原因の早期解明と効果的な予防・回復方法の確立・普及に取り組むこと。
- 二、被認定者の高齢化・重症化にも配慮した適切な施策を着実に実施するとともに、治癒等により被認定者ではなくなった者についても、健康被害予防事業等によるフォローアップに十分努めること。
- 三、大気汚染の影響による健康被害を未然に防止するため、ぜん息患者の要望等を十分に踏まえながら、公害健康被害予防事業の充実に努めること。
- 四、主要幹線道路沿道等における局地的な大気汚染による健康影響に対する調査を精力的に推進し、そこで得られた科学的知見に基づき、必要な被害者救済のための方途を早急に検討すること。
- 五、第166回国会で改正された自動車NOx・PM法に基づく施策を着実に実施するとともに、09年規制適合車の普及、各種低公害車の開発・普及の促進、エコドライブの推進、公共交通機関の利便性の一層の向上、交通流対策の促進等、自動車排出ガス総量削減に資する対策について、政府が一体となって取り組むこと。

右決議する。

### 地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第27号)

(衆議院 20.4.3可決 参議院 5.7内閣委員会付託 5.14本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生に資する事業を行うおとする者等が、地方公共団体に対して地域再生計画を作成すること及び地域再生協議会を組織することを求めることができることとするほか、地域再生に資する事業に対して貸付けを行う金融機関に対する地域再生支援利子補給金の支給等について定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、地域再生計画に記載することができる、目標達成のために行う事業に関する事項として、地域における雇用機会の創出その他地域再生に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業(以下「地域再生支援貸付事業」という。)

であって銀行その他の内閣府令で定める金融機関（以下単に「金融機関」という。）により行われるものに関する事項を追加する。

二、地域再生に資する事業を行おうとする者等は、地方公共団体に対して、地域再生計画の作成について提案を行うことができる。

三、地域再生に資する事業を行おうとする者等は、地方公共団体に対して、地域再生協議会を組織することを要請することや自己を地域再生協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

四、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、次のとおり地域再生支援利子補給金の支給について追加する。

1 政府は、認定地域再生計画に記載されている地域再生支援貸付事業を行う金融機関であって、当該計画に係る協議会の構成員であり、かつ、当該貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定金融機関」という。）が、当該計画に記載されている一の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下「地域再生支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 地域再生支援利子補給金の支給に係る限度額、支給額及び年限並びに1の指定に関する手続きその他所要の規定を整備する。

五、特定地域雇用等促進法人に対する寄附等に係る課税の特例についての規定を削除する。

六、この法律は、平成20年4月1日又は公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、五に掲げる事項については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日から施行する。また、この法律の施行に関し必要な経過措置を定める。

【附帯決議】（20.5.13内閣委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、認定地方公共団体から指定された特定地域雇用会社に対する寄附金に損金算入の特例を与えている、いわゆる直接型の再チャレンジ支援寄附金税制については、導入後の適用件数の実情を踏まえ、継続の是非について検討するべきである。

右決議する。

## 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第28号)

(衆議院 20.4.3可決 参議院 5.7内閣委員会付託 5.14本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、酒税法の特例

1 農林漁業体験民宿業等を営む農業者が、自ら生産した果実を原料とした果実酒を製造するための製造免許を申請した場合には、果実酒の製造免許に係る最低製造数量基準を適用しない。

2 地方公共団体の長が地域の特産物として指定した農産物を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者が、果実酒又はリキュールの製造免許を申請した場合には、当該製造免許に係る最低製造数量基準を果実酒については年間2キロリットルに、リキュールについては年間1キロリットルにそれぞれ引き下げる。

#### 二、施行期日

この法律は、平成20年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

## 電波法の一部を改正する法律案(閣法第29号)

(衆議院 20.4.17修正議決 参議院 5.14総務委員会付託 5.23本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、電波の有効利用を推進する観点から、電波利用料についてその用途の範囲及び料額を見直すとともに、免許人以外の者が特定の無線局について簡易な操作による運用を行うことができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、電波利用料制度の見直し

##### 1 用途の範囲の拡大

イ 電波利用料の用途として、既に開発されている電波のより能率的な利用に資する技術を用いた無線設備の技術基準を定めるために行う国際機関等との連絡調整を例示として追加する。

ロ 携帯電話や地上デジタル放送等の無線通信を利用できない地域において必要最小の空中線電力によるその利用を可能とするために行われる設備の整備のための補助金の交付対象の拡大等を行う。

##### 2 料額の見直し

イ 免許人等が電波利用料として国に納めなければならない金額の改定を行う。

ロ 国等について、電波利用料の徴収に関する規定を適用することとともに、特定の無線局の免許人については、その規定を適用除外とし、又は納めなければならない電波利用料の金額を減額することとする。

##### 3 納付委託制度の整備

電波利用料を納付しようとする者は、一定の要件を満たす者として総務大臣が指定する者に納付を委託することができるようにする納付委託制度を整備する。

#### 二、無線局の運用の特例の追加

携帯電話の超小型基地局等の無線局について、一定の要件の下で、免許人以外の者に当該無線局の簡易な操作による運用を行わせることができることとする。

#### 三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一は公布の日から、三は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、電波監理審議会への諮問について見直しを行うとともに、電波利用料の用途について、その明確化、実施状況に関する資料の公表、研究開発事務の対象の限定、電波についてのリテラシーの向上に関する事務の追加を行うほか、電波利用料に関する検討規定の追加等の修正がなされた。

### 【附帯決議】(20.5.22総務委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、電波利用料制度の在り方については、受益と負担の関係の一層の明確化、電波の経済的価値のより適正な反映、免許人間の負担の公平の確保及び詳細な歳入歳出状況の公表により、無線局免許人等からの理解を十分得られるようにすること。また、電波利用共益費用の規模が年々増加していることにかんがみ、用途の必要性、効果等を十分検証し、その適正化に努めるとともに、料額の算定に当たっては、電波利用料の歳入歳出差額の累積が相当額になっていることも考慮すること。

二、電波利用料は、電波利用共益事務の費用について、その受益者である無線局免許人等に負担を求めるものであることにかんがみ、現在、法令で認められている職員のためのレクリエーション



費用はもとより、免許人等の理解が得られない支出については、早急にこれを是正し、適正化に向けて徹底を図ること。

三、地上テレビジョン放送事業者については、放送の完全デジタル化に伴い、投資の負担が軽減の方向にある一方で、電波利用料の用途である特定周波数変更対策業務にかかる支出の終了が予定されていることから、その負担する電波利用料について、放送の公共性、使用帯域幅等を総合的に勘案して、抜本的に見直すこと。

四、引き続き電波利用料が減免される国等の無線局については、電波の利用状況の検証を行い、有効利用が十分に図られていない場合には、電波利用料の減免措置について見直すこと。

五、携帯電話サービスは、その普及台数が一億台を超える等、国民・社会生活において不可欠の社会基盤となっていることから、今回、補助の対象が拡充される「携帯電話等エリア整備支援事業」を着実に執行し、携帯電話の不感地域の早期解消に努めること。

六、地上放送の完全デジタル化に向け、「地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業」を着実に執行し、デジタル放送が視聴できない地域の解消に一層努めること。また、政府全体として責任ある取組体制を強化し、経済的弱者等に対する受信設備の購入支援、受信障害対策共聴施設の改修支援及び国民に対する周知広報・相談体制の更なる拡充等の施策について早急に検討を行い、万全の措置を講ずること。

七、いわゆる条件不利地域におけるブロードバンドのデジタル・ディバイドを解消するため、電波利用料の新たな用途として、無線等によるブロードバンドサービスへの支援について検討すること。

八、電波利用料を使った電波資源拡大のための研究開発や技術試験事務については、その成果の有効性を十分検証し、電波環境の改善に一層寄与するよう努めること。

九、電波の割当方法については、審査過程の公平性・透明性をより一層徹底させることにより、電波の有効利用及び新規参入の促進を図ること。

十、電波・放送行政の公正性及び中立性を確保するため、引き続き、電波・放送行政の在り方について検討すること。

右決議する。

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案(閣法第30号)

(衆議院 20.4.8可決 参議院 4.9法務委員会付託 4.16本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、刑事手続において、資力の乏しい被害者参加人が、その委託により被告人質問等を行う弁護士(被害者参加弁護士)の援助を受けられるようにするため、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその報酬及び費用を負担するとともに、日本司法支援センターが被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行う制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、被害者参加弁護士の選定に関する規定等の整備

- 1 その所有する流動資産の合計額から犯罪行為を原因として3月以内に支出することとなると認められる費用の額を控除した額が政令で定める基準額に満たない被害者参加人は、裁判所に対し、日本司法支援センターを経由して、被害者参加弁護士の選定を請求することができる。
- 2 日本司法支援センターは、1の請求をした者の意見を聴いた上で、裁判所が選定する被害者参加弁護士(国選被害者参加弁護士)の候補を指名し、裁判所に通知する。
- 3 裁判所は、1の請求があったときは、当該請求が不適法である場合その他一定の場合を除き、

被害者参加弁護士を選定する。

4 国選被害者参加弁護士の報酬及び費用については、国が負担する。

## 二、日本司法支援センターの業務に関する規定等の整備

日本司法支援センターは、被害者参加弁護士の候補を指名し裁判所に通知する業務、この通知に基づき被害者参加弁護士に選定された弁護士に国選被害者参加弁護士の事務を取り扱わせる業務等を行う。

## 三、施行期日

この法律は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成19年法律第95号）の施行の日から施行する。

## 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第31号)

(衆議院 20.4.10修正議決 参議院 5.7外交防衛委員会付託 5.14本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、子女教育手当の支給年齢要件及び支給加算限度額を改定する。
- 二、住居手当の支給要件を改定する。
- 三、在青島及び在ナッシュビルの各日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定める。
- 四、在マカッサル日本国総領事館を廃止する。
- 五、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する。
- 六、外務公務員の研修員手当の支給額を改定する。

なお、衆議院において、施行期日を平成20年4月1日から公布の日に改めるとともに、給与に関する規定は平成20年4月1日から適用するものとする等の修正が行われた。

### 【附帯決議】(20.5.13外交防衛委員会議決)

今日、国際情勢が不透明さを増している中、我が国に求められているのは国益を踏まえつつ、国際社会との協力・連携の下、国際的諸課題に毅然と対応する外交力であり、そのためにも我が国外交を担う外務省の体制強化と危機管理体制の抜本的改革が急がれる。他方、我が国の財政事情は依然として厳しく、外務省においては組織改革や手当の見直しに際し、こうした国内事情を重く受け止め、とりわけ外務公務員の手当に向けられる国民の声に真摯に応えていく必要がある。

これらを踏まえ、政府は本法の施行に当たり、次の事項について検討の上、適切な措置を講ずるべきである。

- 一、我が国外交の最前線基地である在外公館等の新設に関しては、我が国の国益と相手国との相互主義の原則等を踏まえ、戦略的にその増強・整備に当たること。なお、コンパクト公館の設置に関しては、関係在外公館との協力・連携を十分図り、在外公館としての機能に支障が生じないよう留意すること。
- 二、在外公館においては、大規模自然災害や犯罪・テロ等の緊急事態における在外邦人に対する迅速かつきめ細やかな支援を可能とするため、危機管理体制の機能拡充に努めること。
- 三、我が国の厳しい財政事情を厳粛に受け止め、在外公館に関わる予算の効率性・透明性を高めるとともに、その執行に当たっては、適切な支出が図られるよう具体的な措置を講ずること。
- 四、在勤手当については、国内の財政状況や外交活動を推進する上での必要性を踏まえ、民間企業、諸外国の外交官の給与・手当の水準及び各任地の事情にかんがみ、為替・物価等の変動が反映される形で客観的に算出されることにより、必要に応じて在勤手当全般にわたる内容の見直しを行

うこと。特に為替変動による在外基本手当の見直しについては、直近のデータを基に見直しすること。

五、国際社会のグローバル化による海外渡航者や在留邦人の増加とともに領事業務の重要性が高まっていることにかんがみ、邦人の活動環境を向上させるための国民の視点に立った領事サービスの向上に努めること。

六、外務省においては、総務省の行政評価・監視結果を踏まえ、不祥事の再発を防止し、信頼を回復するため、より一層の情報公開と外交機能強化のための組織・制度の改革に全力で取り組み、その成果を国民に対して分かりやすく説明すること。

七、在外公館における監査・査察体制の一層の強化を図ること。

八、国際機関における幹部職員を含め邦人職員の増強に向けて国際社会に通用する人材の一層の育成を図るとともに、援助や平和構築など様々な分野において高級幹部も含め外部の人材の積極的活用を図ること。

右決議する。

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案(閣法第32号)

(衆議院 20.4.24修正議決 参議院 4.24厚生労働委員会付託 4.25本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、新型インフルエンザの発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況にかんがみ、鳥インフルエンザ(H5N1)を二類感染症に追加するとともに、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合にそのまん延の防止が迅速に図られるよう、当該感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とするほか、新型インフルエンザにかかっている疑いのある者について感染防止のための施策を講ずる等所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 第一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

#### 一 感染症の類型等

- 1 感染症の類型に、「新型インフルエンザ等感染症」を追加する。
- 2 二類感染症に鳥インフルエンザ(H5N1)を追加する。
- 3 四類感染症である鳥インフルエンザから鳥インフルエンザ(H5N1)を除くとともに、五類感染症であるインフルエンザから鳥インフルエンザのほか、新型インフルエンザ等感染症を除く。
- 4 「新型インフルエンザ等感染症」とは、新型インフルエンザ(新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)及び再興型インフルエンザ(かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)をいう。
- 5 新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足る正当な理由がある者については、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなしてこの法律の規定を適用する。

## 二 感染症に関する情報の収集等

医師等の届出及び感染症の発生の状況等の調査の対象に新型インフルエンザ等感染症を追加する。

## 三 健康診断、就業制限及び入院

健康診断、就業制限及び入院の対象に新型インフルエンザ等感染症を追加する。

## 四 消毒その他の措置

感染症の病原体に汚染された場所の消毒、物件に係る措置、死体の移動制限等並びにそれらを実施するために必要な質問及び調査の対象に新型インフルエンザ等感染症を追加する。

## 五 新型インフルエンザ等感染症

### 1 発生及び実施する措置等に関する情報の公表

ア 厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めるときは、速やかに、その旨及び発生した地域を公表するとともに、発生の予防又はまん延の防止に必要な情報を逐次公表しなければならない。その公表に当たっては、個人情報の保護に留意しなければならない。

イ 厚生労働大臣は、アによる情報を公表した感染症について、国民の大部分が免疫を獲得したこと等により新型インフルエンザ等感染症と認められなくなったときは、速やかに、その旨を公表しなければならない。

### 2 感染を防止するための協力

ア 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者に対し、潜伏期間を考慮して定めた期間内において、体温その他の健康状態について報告を求めることができる。

イ 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、アの報告を求めた者に対し、アで定めた期間内において、居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の感染の防止に必要な協力を求めることができる。

ウ アの報告又はイの協力を求められた者は、これに応ずるよう努めなければならない。

### 3 建物に係る措置等の規定の適用

国は、新型インフルエンザ等感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため、特に必要があると認められる場合は、2年以内の政令で定める期間に限り、政令で定めるところにより、当該感染症を一類感染症とみなして、建物に係る措置等の規定を適用することができる。

## 第二 検疫法の一部改正

### 一 検疫感染症等

1 新型インフルエンザ等感染症を隔離、停留等を実施する検疫感染症とする。

2 新型インフルエンザ等感染症の疑似症を呈している者であって新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのあるものについては、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、この法律を適用する。

### 二 隔離及び停留

1 新型インフルエンザ等感染症の患者の隔離は、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関に入院を委託して行う。ただし、緊急その他やむを得ない理由があるときは、これらの医療機関以外の病院等に入院を委託して行うことができる。

2 新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者の停留は、期間を定めて、

特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関若しくは第二種感染症指定医療機関若しくはこれら以外の病院等に入院を委託し、又は宿泊施設の管理者の同意を得て宿泊施設内に収容し、若しくは船舶の長の同意を得て船舶内に収容して行うことができる。

### 三 仮検疫済証の交付

検疫所長は、仮検疫済証を交付する場合に、新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者で停留されないものに対し、旅券の提示を求め、又は国内における居所等について報告を求めることができるとともに、報告された事項を当該者の居所の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

### 四 罰則

三の旅券の提示をせず、又は三の報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

### 第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。
- 二 この法律の施行後に施行の状況を勘案して必要な検討を行うこととともに、関係法律について所要の改正を行う。

なお、本法律案は、衆議院において、次の修正が行われた。

### 第一 新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者に対する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の適用

新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者については、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定を適用する。

### 第二 研究の促進等

- 一 国は、新型インフルエンザ等感染症に係るワクチン等の医薬品の研究開発を促進するために必要な措置を講ずるとともに、これらの医薬品の早期の薬事法の規定による製造販売の承認に資するよう必要な措置を講ずるものとする。
- 二 国は、新型インフルエンザ等感染症の発生及びまん延に備え、抗インフルエンザ薬及びプレパンドミックワクチンの必要な量の備蓄に努めるものとする。

### 【附帯決議】（20.4.24厚生労働委員会議決）

政府は、発生が時間の問題とされている新型インフルエンザの脅威から、国民の生命及び健康を守るため、次の事項について対策を講ずるべきである。

- 一、新型インフルエンザが発生し、国内で大流行した場合の感染者数、受診患者数及び死亡者数等の推定については、諸外国の研究事例等を参考とし、様々な感染力や病原性を持つウイルスを想定したシミュレーションも行った上で試算を行い、これに基づいて行動計画及びガイドラインの点検を定期的に行うこと。
- 二、プレパンドミックワクチンについては、その有効性や安全性を研究するとともに医療関係者等優先接種対象者への優先順位や接種体制、接種時期等の接種の在り方について、早急に検討すること。また、これらの者以外であって接種を希望するすべての者に対する接種について、ワクチンの安全性や接種体制の確保等を踏まえ、検討を行うこと。プレパンドミックワクチンの備蓄について、財政措置を含め必要な量の確保に努めること。なお、副作用被害については、医薬品副作用被害救済制度の活用を周知すること。
- 三、新型インフルエンザの感染予防対策の重要性にかんがみ、ワクチンの経鼻粘膜投与技術及び細胞培養による大量生産技術の開発等を推進すること。また、新型インフルエンザが出現した場合に、速やかにワクチンを大量に生産できるよう、必要な有精卵を確保するため、これらを生産す

る養鶏業者に対し、鳥インフルエンザ等の感染予防対策を支援するなど、財政措置を含め必要な対策を講ずること。さらに、新型インフルエンザ感染症の流行時において、全国民を対象に迅速かつ適切にワクチン接種ができるよう、薬剤師及び保健師等を活用した投与の在り方についても検討すること。

四、抗ウイルス薬について、必要に応じ、新型インフルエンザへの一人当たりの投与量の見直しを検討した上で、必要な者への投与が可能となる備蓄量の確保を図るとともに、備蓄体制及び配布方法等を見直すこと。併せて、期限切れによる無駄等が生じることのないよう、安全性・有効性を担保しつつ有効期限の延長について検討すること。

五、都道府県における感染症指定医療機関の指定及び協力医療機関の確保を支援し、必要な医療提供体制を整備すること。その際、これらの医療機関における院内感染防止策等入院患者の受入体制の整備や人工呼吸器等必要な医療機材の確保について必要な支援を行うこと。また、新型インフルエンザの流行初期における診断・治療体制を確立するため、都道府県による発熱相談センター及び発熱外来等の設置準備の進捗状況を総点検するとともに、これらに従事する医療関係者に対する研修・訓練等を実施すること。

六、鳥インフルエンザ（H5N1）の患者又は鳥インフルエンザ（H5N1）ウイルスに感染したおそれのある者については、そのウイルスが変異して新型インフルエンザとなる可能性があることにかんがみ、我が国への入国に際し、人権に配慮しつつ、必要に応じ検査の結果が出るまでの一定期間の待機への協力を求めるとともに、都道府県と連携し、国内における居所、健康状態等についての報告、質問等を徹底するなど、新型インフルエンザの発生の予防及びそのまん延の防止に努めること。

七、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに係る海外の情報収集については、WHO及び諸外国の関係機関との一層の連携を強化し、最新の情報の入手・分析体制を確立するとともに、都道府県、保健所及び検疫所等の関係各機関相互の情報ネットワーク化を強化すること。また、緊急の場合において、各機関が適確な情報収集及び分析を実施できるよう体制を整備すること。

八、国民に対して、随時、ホームページの掲載等により新型インフルエンザに係る情報を提供するなど積極的な広報活動に取り組み、国民の理解と協力を促すとともに、その不安感の軽減に努めること。また、水道、電力等基盤産業や国及び地方の行政機関等によるライフライン機能等に係る活動の維持に不可欠な業務を継続するための計画について、当該機関に対して周知徹底を図り、策定を促すこと。さらに、事業者が新型インフルエンザの流行に備えた計画の策定等の事前準備を行うことに対して、支援に努めること。

九、医療機関のみならず企業及び学校等集団生活を行う場においてもマスク等医療資材の確保に努めるよう普及啓発を図るとともに、必要な支援を講ずること。特に、感染による健康への被害が大きいと考えられる子ども及び若年者に対して、家庭、学校、地域において総合的な新型インフルエンザ対策を推進すること。

十、都道府県が策定した行動計画に基づく新型インフルエンザ対策の準備・進捗状況について、実践的訓練の実施結果も踏まえて総点検し、必要に応じて当該行動計画の見直しを含めた指導及び支援を行うこと。

十一、海外からの新型インフルエンザウイルス感染者の入国を水際で防止するため、各国際空港・海港における検疫所、入国管理局及び税関等関係機関の連携・協力体制を強化すること。また、検疫所においては、新型インフルエンザの発生状況に応じて機動的な対応が可能となるよう、サーモグラフィ等の機器の効率的な活用及び検疫官の応援体制の整備等により体制の強化に努めること。

十二、国立感染症研究所について、人員の配置等や地方衛生研究所等との連携の強化及び研究の支

援等体制の強化を図るとともに、東南アジア諸国の感染症研究の支援・研修交流を推進すること。また、大学、民間研究機関等との連携を図り、官民一体となった新型インフルエンザに関する研究を推進するよう努めること。

右決議する。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案(閣法第33号)  
(衆議院 20.4.10可決 参議院 4.18経済産業委員会付託 5.9本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、中小企業について、代表者の死亡等に起因する経営の承継が事業活動の継続に影響を及ぼすことにかんがみ、中小企業における経営の承継を円滑化するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、遺留分に関する民法の特例

##### 1 後継者が取得した株式等に関する遺留分の算定に係る合意等

後継者を含む旧代表者の推定相続人(兄弟姉妹を除く)は、その全員の合意をもって、書面により、後継者が旧代表者からの贈与等により取得した当該中小企業の株式等の全部又は一部について、その価額を遺留分算定のための財産価額に算入しないこと又は遺留分算定のための財産価額に算入すべき価額を合意時における価額とすることを定めることができる。

##### 2 後継者が取得した株式等以外の財産に関する遺留分の算定に係る合意等

推定相続人は、1の合意をする際に、併せて、全員の合意をもって、書面により、後継者が旧代表者から取得した当該中小企業の株式等以外の財産の全部又は一部について、その価額を遺留分算定のための財産価額に算入しないことを定めることができる。

##### 3 経済産業大臣の確認

1の合意(1の合意に併せて2の合意をした場合にあっては1及び2の合意。以下において単に「1の合意等」という。)をした後継者は、当該合意が中小企業者の経営の承継の円滑化を図るためにされたものであること等について、経済産業大臣の確認を受けることができる。

##### 4 家庭裁判所の許可

1の合意等は、経済産業大臣の確認を受けた後継者が、確認を受けた日から1月以内に家庭裁判所に申し立て、その許可を受けたときに限り、効力を生じる。

##### 5 合意の効力

1の合意等について4の許可があった場合には、民法の遺留分に関する規定にかかわらず、当該合意に係る株式等及び財産の価額を遺留分を算定するための財産の価額に算入しない。

##### 6 合意の効力の消滅

1の合意等は、後継者の死亡その他所定の事由が生じたときは、効力を失う。

#### 二、支援措置

##### 1 中小企業信用保険法の特例

経営の承継に伴い、事業活動の継続に困難が生じていると経済産業大臣により認定された中小企業者(以下、「認定中小企業者」という。)の事業に必要な資金に係る債務の保証に係るものについて、保険の付保限度額の別枠化の措置を講じる。

##### 2 株式会社日本政策金融公庫法及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、会社である認定中小企業者の代表者に対し、事業活動の継続に必要な資金を貸し付けることができる。

#### 三、附則

##### 1 施行期日

この法律は、平成20年10月1日から施行する。ただし、一の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 2 相続税の課税についての措置

政府は、平成20年度中に、中小企業における代表者の死亡等に起因する経営の承継に伴い、事業活動の継続に支障が生じることを防止するため、相続税の課税について必要な措置を講じるものとする。

### 【附帯決議】（20.5.8経済産業委員会議決）

地域経済の活性化を図るためにも、中小企業の経営の承継の円滑化のための取組を支援することが重要であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 遺留分に関する民法の特例措置の適用に当たっては、遺留分権利者全員との合意とともに経済産業大臣の確認及び家庭裁判所の許可を経る必要があることから、具体的な要件を明確にするるとともに、諸手続が円滑に行われるよう必要な指導及び助言に努めること。あわせて、同特例措置が、真に中小企業の経営の承継の円滑化のために用いられるように運用すること。

二 非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の具体的な設計に当たっては、継続的な雇用の確保等にも配慮しつつ、中小企業の実態に即した活用しやすい要件を定めること。

また、今後の相続税制の抜本的な見直しに当たっては、本委員会での軽減割合を100%に引き上げるなどの要望も視野に入れつつ、中小企業の経営実態等を十分に踏まえて、その事業活動の継続に支障が生じることのないよう留意すること。

三 中小企業の経営の承継に係る様々なニーズに対応するため、事業承継支援センターの全国展開を早急に進めるなど事業承継支援ネットワークの拡充を行うとともに、独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行う事業継続ファンドを一層促進すること。

また、親族内承継のみならず、親族外への経営の承継についても、その円滑化が図られるよう、事業承継資金融資制度等の支援策を一層拡充すること。

右決議する。

## 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案(閣法第34号)

(衆議院 20.5.22可決 参議院 5.23国土交通委員会付託 5.30本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶の確保並びに日本船員の育成及び確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、船舶運航事業者等による日本船舶・船員確保計画の作成及び同計画の実施のために必要な課税の特例(トン数標準税制)等の支援措置等について定めるとともに、船員の労働環境の改善のための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 第一 海上運送法の一部改正

##### 一 航海命令の範囲の拡大等

国内海上輸送に限られている船舶運航事業者に対する航海命令の範囲を、国際海上輸送に拡大するとともに、国土交通大臣は、航海命令をしたときは、航海命令従事証明書を当該船舶の船長に交付しなければならないこととする。

##### 二 基本方針の策定

国土交通大臣は、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本船舶の確保、これに乗り組む日本船員の育成及び確保等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針を定めることとする。



### 三 日本船舶・船員確保計画の認定

- 1 海運会社など船舶運航事業者等は日本船舶・船員確保計画を作成し、国土交通大臣の認定を申請することができることとする。
- 2 国土交通大臣は、申請された日本船舶・船員確保計画が基本方針に適合するものである等と認めるときは、その認定をすることとする。

### 四 課税の特例

日本船舶・船員確保計画の認定を受けた船舶運航事業者等が日本船舶を用いて営む対外船舶運航事業等に係る所得については、租税特別措置法で定めるところにより、法人税の課税方式の特例（トン数標準税制）の適用があることとする。

## 第二 船員法の一部改正

- 一 船舶所有者は、船員の雇入契約の締結に際し、当該雇入契約に係る航海が海上運送法の規定による航海命令によるものであるときは、船員に対してその旨を明示しなければならないこととする等、航海命令の範囲の拡大等に伴う措置について所要の規定を整備することとする。
- 二 国土交通大臣は、労使協定で定める船員の労働時間の延長の限度等について基準を定めることができることとする等、船員の時間外労働の上限基準の設定のため所要の規定を整備することとする。
- 三 船舶所有者は、休息時間を1日について3回以上に分割して海員（船長以外の船員）に与えてはならないこととする等、休息時間及び健康の確保のため所要の規定を整備することとする。
- 四 船長が、船内作業の時間帯及び作業内容に関し、通常配置表を定め、これを船員室その他適当な場所に掲示しておく等、労働条件の明確化について所要の規定を整備することとする。

## 第三 附則

- 一 この法律は、第二の二を除いて公布の日から起算して3月を超えない範囲内（第二の二については公布の日から1年を超えない範囲内）において政令で定める日から施行することとする。
- 二 租税特別措置法及び地方税法について課税の特例（トン数標準税制）を適用するための所要の改正を行うこととする。

### 【附帯決議】（20.5.29国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

- 一、日本船舶・船員確保計画の認定状況やトン数標準税制の適用状況を継続的に把握し、その効果を検証するとともに、船舶の特別償却制度、固定資産税、登録免許税等トン数標準税制以外の税制及び船員雇用・待遇改善に係る支援措置の充実等、総合的な視点から、国際的な競争条件の均衡化のため更なる制度改善に努めること。
- 二、昨今の海難事故にかんがみ、我が国海運のより一層の安全性を確保する観点から、国際的にも評価される我が国船員を育成・確保するため、教育訓練システムの充実・改善の具体化並びに、事業者への指導を強化すること。
- 三、外航に拡大された航海命令制度については、発動基準を明確にするほか、船員の安全確保策等について関係者の理解が得られるよう、適切かつ十分な検討を加えること。  
右決議する。

## 港湾法の一部を改正する法律案(閣法第35号)

(衆議院 20.5.27可決 参議院 6.2国土交通委員会付託 6.6本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、港湾の適切な管理を通じて国民の安全及び安心の確保を図るため、非常災害が発生

した場合に国土交通大臣が広域的な緊急輸送等の災害応急対策の拠点となる港湾施設を管理することができることとするとともに、国土交通大臣が設置し、及び管理する電子情報処理組織により重要国際埠頭施設の制限区域への人の出入りを確実かつ円滑に管理することができるようにするほか、港湾管理者による港湾管理の自主性の向上を図るため、入港料率の設定等について届出制を導入する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、入港料率の設定等に係る国土交通大臣への事前協議制度の見直し

政令で定める重要港湾の入港料の料率の設定又は変更に係る国土交通大臣への事前協議制を、料率の上限の設定又は変更を行う場合を除き、当該上限の範囲内での事前届出制へ緩和する。

二、重要国際埠頭施設の制限区域への出入りの確実かつ円滑な管理

国土交通大臣は、重要国際埠頭施設の制限区域に出入りする者の個人識別情報（写真その他の個人を識別することができる情報であって国土交通省令で定めるものをいう。）を国土交通省令で定める方法で照合することにより当該制限区域への人の出入りを確実かつ円滑に管理するための電子情報処理組織を設置し、及び管理することができる。

三、国土交通大臣による港湾広域防災施設の管理等

国土交通大臣は、広域災害応急対策の実施のため必要があると認めるときは、直轄工事により整備した港湾施設のうち、国土交通省令で定める港湾広域防災施設について、期間を定めて、自ら管理することができる。

四、この法律は、公布の日から施行する。

防衛省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第36号)

(衆議院 20.4.15可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

防衛省の所掌事務をより効果的かつ効率的に遂行し得る体制を整備するため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更、防衛大学校等における研究の位置付けの明確化、陸上自衛隊の学校の生徒の身分の新設、自衛官の勤務延長及び再任用に係る期間の伸長等の措置を講ずる。

平成二十年度における政府等が管掌する健康保険の事業に係る国庫補助額の特例及び健康保険組合等による支援の特例措置等に関する法律案(閣法第37号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

政府又は全国健康保険協会が管掌する健康保険の事業の運営の安定等を図ることが重要であること及び平成20年度における国の財政収支の状況にかんがみ、同年度の医療保険制度の安定的な運営及び国の適切な財政運営に資するため、当該事業及び国民健康保険組合について国庫補助額の特例を定めるとともに、保険者の相互扶助の観点から、健康保険組合等から徴収した特例支援金を特例交付金として交付することにより当該事業を支援するための特例措置を講じようとするものである。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案(閣法第38号)

(衆議院 20.4.17可決 参議院 4.23農林水産委員会付託 5.9本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国土の保全、地球温暖化の防止等の森林の多面的機能の持続的な発揮を確保するとともに、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の森林吸収目標を達成することの重要性にかんがみ、京都議定書の第一約束期間の最終年度である平成24年度までの間における森林の間伐

- 等の実施を促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。
- 一、農林水産大臣は、特定間伐等（森林の間伐又は造林で平成24年度までの間に行われるもの）の実施の促進に関する基本指針を定めなければならないこととする。
  - 二、都道府県知事は、基本指針に即して、当該都道府県の区域内における特定間伐等の実施の促進に関する基本方針を定めることができることとする。
  - 三、市町村は、基本方針に即して、当該市町村の区域内における特定間伐等促進計画を作成することができることとする。
  - 四、国は、特定間伐等促進計画を作成した市町村に対し、当該計画に基づく特定間伐等の実施に要する経費に充てるため、予算の範囲内で、交付金を交付することができることとする。
  - 五、地方公共団体は、特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施又は助成に要する経費の一部について、地方債の起債対象とすることができることとする。
  - 六、この法律は、公布の日から施行することとする。

【附帯決議】（20.5.8農林水産委員会議決）

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の第一約束期間が2008年に開始され、我が国は2012年までに6パーセントの温室効果ガス排出削減約束を義務付けられている。そのためには、森林吸収源で3.8パーセント、1,300万炭素トンを確保することが極めて重要となっている。しかし、我が国においては森林資源の蓄積が増大する一方で適切な施業が行われていない森林が増加するなど、森林の整備、特に育成林の整備が遅れている状況にある。

一方、森林には、水源のかん養、国土の保全等国民生活を広く支える機能をはじめ、生物多様性の保全やレクリエーションの場の提供などの多面的機能があり、その恩恵を将来にわたり享受するには、森林を健全な状態に維持していくことが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、我が国の森林吸収量の目標が確実に達成されるよう、また、森林の有する多面的機能が維持されるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一 間伐等の森林整備を推進するに当たっては、地方公共団体及び森林所有者の費用負担が必要とされているが、森林整備は国際約束である京都議定書目標を達成するために欠かせないこと及び森林の多面的機能の発揮に資することから、森林整備に関する国の財政措置を拡充するなど支援措置の充実を図ること。
- 二 森林整備に係る森林所有者の費用負担の軽減を図るため、間伐材の用途開拓をはじめとする間伐材の利用促進に向けた取組を一層強化すること。
- 三 平成24年度までの間における追加的な間伐の実施を促進するため、間伐の補助対象年齢見直し等森林整備に関する補助事業の採択要件緩和を検討すること。

右決議する。

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案(閣法第39号)

(衆議院 20.4.17可決 参議院 5.12経済産業委員会付託 5.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要の開拓を行うことを促進するための措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、定義

- 1 「農商工等連携事業」とは、中小企業の経営の向上及び農林漁業経営の改善を図るため、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携して実施する事業であって、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓又は新役務の開発、提供若しくは需要

の開拓を行うものとする。

- 2 「農商工等連携支援事業」とは、中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、農商工等連携事業に関する指導又は助言その他の中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業とする。

## 二、基本方針

主務大臣は、農商工等連携事業の促進に関する基本方針を定め、公表する。

## 三、農商工等連携事業計画及び農商工等連携支援事業計画の認定

- 1 中小企業者及び農林漁業者は、共同して、農商工等連携事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、主務大臣に提出して、事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。
- 2 一定の条件を満たす一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人は、農商工等連携支援事業に関する計画（以下「支援事業計画」という。）を作成し、主務大臣に提出して、支援事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

## 四、農商工等連携事業に対する支援措置

- 1 認定を受けた事業計画（以下「認定事業計画」という。）に従って実施される農商工等連携事業（以下「認定事業」という。）に必要な資金に係る債務の保証に係るものについて、中小企業信用保険の付保限度額の別枠化等の措置を講じる。
- 2 小規模企業者等設備導入資金助成法に規定する設備資金貸付事業に係る貸付金であって、認定事業計画に従って小規模企業者等が設置する設備等に係るものについて、貸与機関が貸し付けることができる金額の割合の上限を引き上げる。
- 3 食品流通構造改善促進機構は、食品製造業者等が実施する認定事業に必要な資金の借入に係る債務を保証すること等の業務を行うことができる。
- 4 認定事業に農業改良措置を支援するための措置が含まれる場合において、中小企業者等が農業改良措置を行うときは、農業改良資金助成法に定める農業改良措置とみなして、同法の規定を適用する。また、認定事業に必要な農業改良資金の償還期間は12年を超えない範囲内で政令で定める期間とし、据置期間は5年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。
- 5 林業・木材産業改善資金助成法及び沿岸漁業改善資金助成法においても4と同様の措置を講じる。
- 6 認定事業に係る新商品又は新役務の需要の開拓の程度が一定の基準に適合することについて経済産業大臣の確認を受けた中小企業者が認定事業計画に従って取得又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

## 五、農商工等連携支援事業に対する支援措置

支援事業計画の認定を受けた者を中小企業信用保険法の中小企業者とみなして、認定を受けた農商工等連携支援事業（以下「認定支援事業」という。）の実施に必要な資金の借入を、中小企業信用保険の対象とする。

## 六、国、地方公共団体等の責務等

- 1 国、地方公共団体及び独立行政法人中小企業基盤整備機構は、中小企業又は農林漁業に関する団体と連携しつつ、農商工等連携事業の促進を図るため、中小企業者と農林漁業者との交流その他必要な支援を行うよう努める。
- 2 国は、農商工等連携事業の促進に当たっては、地域経済の健全な発展に配慮するよう努める。
- 3 国は、認定事業又は認定支援事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行う。

## 七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

る。

【附帯決議】（20.5.15経済産業委員会議決）

地域経済を活性化するためには、地域経済の中核をなす中小企業者と農林漁業者が業種の壁を超えて有機的に連携し、それぞれの保有する技術や産品等を活用することで、両者の強みを活かした活動を促進することが重要であることにかんがみ、政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 基本方針は、農商工等連携事業計画及び農商工等連携支援事業計画の作成に資するよう、具体的かつ明確に定めるとともに、事業計画の認定に当たっては、関係省庁が連携し、手続きの簡素化を図り、その公正性及び透明性を確保すること。また、中小企業及び農林漁業をめぐる環境の変化に対応し、かつ事業者等のニーズを十分に反映させるため、適宜適切に見直しを行うこと。
- 二 中小企業者と農林漁業者の連携を強めるには、両者を結び付ける専門家の役割が重要であることから、農商工等連携事業計画の作成、商品の開発・生産・販売等の各段階における支援体制を整備するとともに、商工業及び農林漁業の実情等に精通した専門家を育成・確保するため、予算措置その他の必要な支援策を講じること。
- 三 本法律案の趣旨、内容について関係者に周知徹底するとともに、農商工等連携事業や農商工等連携支援事業を効果的に支援する観点から、経済産業省及び農林水産省を始めとする関係行政機関、地方公共団体、商工会・商工会議所、食料産業クラスター協議会、金融機関等との緊密な連携体制を構築すること。
- 四 農商工等連携事業の促進を効果的かつ効率的に支援するため、他の類似又は関連する施策との有機的連携を図るとともに、政府全体として、これらの施策の在り方について、利用者の利便性の向上等の観点から、不断の見直しに努めること。

右決議する。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第40号)

(衆議院 20.4.17可決 参議院 5.12経済産業委員会付託 5.16本会議可決)

【要旨】

本法律案は、地域における産業集積の形成及び活性化の一層の推進を図るため、小規模企業者の立地等に係る設備資金の貸付けの充実、食品製造業者等の企業立地に対する金融支援及び課税の特例措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、小規模企業者等設備導入資金助成法の特例

小規模企業者等設備導入資金助成法に規定する設備資金貸付事業に係る貸付金であって、承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従って小規模企業者等が設置する設備等に係るものについて、貸与機関が貸し付けることができる金額の割合の上限を、現行の2分の1以内から3分の2以内へ引き上げる。

二、食品流通構造改善促進法の特例

食品流通構造改善促進機構は、食品製造業者等が承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従って行う措置に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること等の業務を行うことができる。

三、課税の特例

承認企業立地計画に従って企業立地を行う事業者であって、同意集積区域内において指定集積業種のうち地域における産業集積の形成等に資するものであって、農林漁業との関連性が高いものの事業のための施設又は設備を新設したものが、新たに取得等した機械・建物等については、租税特別措置法の定めにより、課税の特例の適用があるものとする。

#### 四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案(閣法第41号)

(衆議院 20.4.24可決 参議院 5.12農林水産委員会付託 5.21本会議可決)

##### 【要旨】

本法律案は、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギーの供給源の多様化の重要性にかんがみ、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するための措置を講ずることにより、農林漁業有機物資源の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保並びにバイオ燃料の生産の拡大を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、基本方針の策定

主務大臣(農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣)は、食料・飼料の安定供給に配慮しつつ、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する基本方針を定めることとする。

##### 二、生産製造連携事業計画の認定

農林漁業者等は、バイオ燃料製造業者等と共同して、生産製造連携事業計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その生産製造連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができることとする。

##### 三、研究開発事業計画の認定

研究開発事業を行おうとする者は、研究開発事業計画を作成し、これを主務大臣に提出して、その研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けることができることとする。

##### 四、農業改良資金助成法、林業・木材産業改善資金助成法及び沿岸漁業改善資金助成法の特例

二の計画の認定を受けた農林漁業者等が計画に従って農林漁業有機物資源の生産を行うのに必要な資金の償還期間を、10年以内から12年以内に延長することとする。

##### 五、中小企業投資育成株式会社法の特例

二又は三の計画の認定を受けた中小企業者又は事業を営んでいない個人が設立する株式会社について、中小企業投資育成株式会社が株式の引受け等を実施することができる範囲を拡大することができることとする。

##### 六、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例

二又は三の計画の認定を受けた者が行うバイオ燃料の製造(産業廃棄物の処理に該当するものに限る。)に供する施設の整備等について、産業廃棄物処理事業振興財団が行う債務保証等の業務の範囲を拡大することができることとする。

##### 七、種苗法の特例

三の計画に従って育成された新品種について、出願料・登録料の減免を行うことができることとする。

##### 八、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

##### 【附帯決議】(20.5.20農林水産委員会議決)

バイオマスの利活用は、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を防止する上で有効なものと位置付けられている。また、資源小国である我が国にとって、化石資源への依存度を減らしエネルギー

ギー供給源の多様化を図るなど、エネルギー安全保障の観点から、バイオ燃料に対する期待が高まっている。

しかし、アジア諸国等における人口増加と経済発展等に伴う食料・飼料需要の増大、バイオ燃料の原材料としての穀物需要の増大、地球温暖化による気候変動の影響等により、世界的に食料需給がひっ迫し、食料価格が高騰する中で、バイオ燃料の原材料として穀物を利用する場合には、バイオ燃料と食料・飼料との間に競合が生じ、我が国をはじめ食料・飼料の多くを輸入に依存せざるを得ない国々は、その影響を直接被るおそれがある。

よって政府は、本法の施行に当たり、食料・飼料の安定供給の確保及びバイオ燃料の生産拡大が適切に図られるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 一 穀物を原材料とするバイオ燃料の生産については、食料不足や飼料価格上昇等の弊害が指摘されていることにかんがみ、食料・飼料生産とバイオ燃料生産の適切なバランスに配慮したバイオ燃料生産の取組が各国でなされるよう、我が国としても国際会議等を通じて積極的な働きかけを行うこと。
- 二 稲わら及び間伐材等、食料供給と競合しないセルロース系の原材料からバイオエタノールを低コストで製造する技術開発について、各省庁間の連携を強め政府一体となって重点的に進めるとともに、その迅速化を図ること。
- 三 諸外国で生産されたバイオ燃料について、穀物の国際価格の上昇を促すとともに、バイオ燃料の原材料となる穀物を作付けるために熱帯雨林等の大量破壊を招くおそれがあるものについての輸入は極力避け、国産バイオ燃料の生産を大幅に拡大するよう施策を進めること。
- 四 農林水産業から生じる残さ等は産業廃棄物に分類されるものもあるが、これらの適正処理を図りつつバイオ燃料としての利活用を促進するための施策を進めること。  
右決議する。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第42号)  
(衆議院 20.5.20可決 参議院 5.21農林水産委員会付託 5.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、昨年以來の食品に関する事件の相次ぐ発生を背景として、食品についての安全性・信頼性の確保や品質管理の徹底に対する社会的要請が一層の高まりを見せていることから、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、法律の廃止期限を5年間延長し、平成25年6月30日までとする。
- 二、試験研究計画の認定制度及び認定を受けた法人に対する税制の特例措置を廃止することとする。
- 三、株式会社日本政策金融公庫法が施行され、農林漁業金融公庫が株式会社日本政策金融公庫に統合されることに伴う所要の規定の整備を行うこととする。
- 四、この法律は、平成20年7月1日から施行することとする。ただし、一については公布の日から、三については平成20年10月1日から施行することとする。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第43号)  
(衆議院 20.4.17可決 参議院 5.19文教科学委員会付託 5.28本会議可決)

【要旨】

本法律案は、原子力の研究開発や医療分野等での放射線利用に伴って発生する放射性廃棄物の埋設処分を、独立行政法人日本原子力研究開発機構(以下「機構」という。)が、計画的かつ確実に

実施するための規定を整備するものであり、主な内容は次のとおりである。

一、機構による埋設処分業務の実施

機構の業務に伴って発生した放射性廃棄物及び機構以外の者から処分の委託を受けた放射性廃棄物の埋設処分を機構の本来業務に位置付けること。

二、埋設処分業務の実施に関する基本方針及び計画

- 1 国は、埋設処分業務の実施に関する基本方針を策定すること。
- 2 機構は、1の基本方針に即して、埋設処分業務の実実施計画を作成し、国の認可を受けること。

三、区分経理及び埋設処分業務に必要な費用の繰越し

- 1 機構は、埋設処分業務等について、他の研究開発業務と区分して経理する勘定を新設すること。
- 2 機構は、埋設処分業務等に係る勘定において利益が生じた場合に、当該利益を翌事業年度以降の埋設処分業務等の財源に充てなければならないものとする。

四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

【附帯決議】（20.5.27文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一、原子力の研究、開発及び利用に伴って発生する低レベル放射性廃棄物の最終処分に関して、その必要性、安全性について国民の理解と協力が得られるよう積極的な情報公開に努めること。

二、政府が定める埋設処分業務の実施に関する基本的な方針及び独立行政法人日本原子力研究開発機構が作成する埋設処分業務の実施に関する計画について、国民の理解が得られるよう情報提供を行うとともに、放射性廃棄物に係る研究開発の進展、社会経済状況の変化等を勘案し、定期的に検証すること。

また、埋設処分業務の実施に関する基本的な方針の策定に当たっては、科学技術・学術審議会において審議を行い、パブリックコメントを行うなど広く国民の意見を聴き、その反映に努めること。

三、放射性廃棄物の埋設処分地の選定に当たっては、地域住民の不安を解消し、理解と協力が得られるよう努めること。

その際、独立行政法人日本原子力研究開発機構は、立地計画を策定し、公平な立地選定をするよう努めること。

四、政府は、放射性廃棄物処分のための埋設施設の安全審査に当たっては、安全審査体制を整備し、審査の過程に万全を期すること。

また、独立行政法人日本原子力研究開発機構は、施設を管理する者として、放射性廃棄物埋設処分施設の安全を確保するとともに、十分な説明責任を果たすこと。

五、放射性廃棄物の処分事業が安全かつ確実に実施されるよう、放射性廃棄物の輸送、処理等に関し、発生者の経済的負担や引き渡される放射性廃棄物の性状等を考慮し、国、独立行政法人日本原子力研究開発機構、関係者間で密接な連携協力を図ること。

六、独立行政法人日本原子力研究開発機構は、放射性廃棄物の埋設処分業務をその他の業務と独立した勘定として区分し、厳正に経理を行うとともに、安全性に留意した上で効率的な事業の実施に努めること。

また、政府は、放射性廃棄物の埋設処分が確実に行われるよう独立行政法人日本原子力研究開発機構の予算及び人員の確保に万全を期すること。

七、政府は、放射性廃棄物の処分について責任を持って安全かつ確実に行われるよう措置すること。



八、研究機関や医療機関等から発生する放射性廃棄物のうち、余裕深度処分が必要となる放射能レベルが高いものについて、その処分方策の検討を進めること。

右決議する。

#### 長期優良住宅の普及の促進に関する法律案(閣法第44号)

(衆議院 継続審査)

##### 【要旨】

本法律案は、構造及び設備について長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の普及を促進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定、当該認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われている住宅の流通を促進する制度の創設等の措置を講じようとするものである。

#### 独立行政法人気象研究所法案(閣法第45号)

(衆議院 継続審査)

##### 【要旨】

本法律案は、気象業務に関する技術に係る研究等の業務を一層効率的かつ効果的に行わせるため、独立行政法人気象研究所を設立することとし、その目的、業務の範囲等を定めようとするものである。

#### 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第46号)(先議)

(参議院 20.4.14内閣委員会付託 4.18本会議可決 衆議院 4.30可決)

##### 【要旨】

本法律案は、最近における暴力団をめぐる情勢にかんがみ、指定暴力団員による行政庁への一定の不当な要求行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加するとともに、指定暴力団員による不法行為の被害者が行った損害賠償請求に対する妨害、及び対立抗争に係る暴力行為の賞揚等を目的とする指定暴力団員に対する金品等の供与についての規制を導入するほか、指定暴力団員による指定暴力団の威力を利用した資金獲得行為に係る指定暴力団の代表者等の損害賠償責任の規定の追加等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、暴力的要求行為として規制する行為の追加

指定暴力団員がその者の所属する指定暴力団等の威力を示してする次に掲げる行為を暴力的要求行為として規制する行為に追加する。

- 1 行政庁に対し、法令に定められた要件に該当しない自己若しくは自己の関係者がした申請に係る許認可等をする事、又は当該要件に該当する特定の者がした申請に係る許認可等をしないこと等を要求すること。
- 2 国等に対し、当該国等が行う公共工事の入札について、入札参加資格を有しない自己若しくは自己の関係者を当該入札に参加させること、又は入札参加資格を有する特定の者を当該入札に参加させないこと等を要求すること。
- 3 国等に対し、特定の者を当該国等が行う公共工事の契約の相手方としないことをみだりに要求すること。
- 4 国等に対し、当該国等が行う公共工事の契約の相手方に対して自己又は自己の関係者から当該契約に係る役務提供業務の全部若しくは一部の受注又は当該業務に関連する資材その他の物品の納入若しくは役務提供の受入れをすることを求める指導、助言その他の行為をすることを

みだりに要求すること。

## 二、損害賠償請求等の妨害の規制のための規定の整備

指定暴力団員は、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の指定暴力団員に対してする損害賠償、当該指定暴力団等の事務所の使用の差止め等の請求を、請求者を威迫し、請求者又はその配偶者等につきまとい、その他請求者に不安を覚えさせるような方法で、妨害してはならない。

公安委員会は、指定暴力団員が当該違反行為をしている場合には当該行為の中止命令を、請求者又はその配偶者等の生命、身体又は財産に危害を加える方法で当該違反行為をするおそれがあると認める場合には当該行為の防止命令をすることができる。

## 三、対立抗争等に係る暴力行為の賞揚等の規制のための規定の整備

公安委員会は、指定暴力団員が対立抗争等に係る暴力行為により刑に処せられた場合において、当該指定暴力団員の所属する指定暴力団等の他の指定暴力団員が当該暴力行為の敢行を賞揚し又は慰労する目的で当該指定暴力団員に対し金品等の供与をするおそれがあると認めるときは、当該他の指定暴力団員又は当該指定暴力団員に対し、当該金品等の供与をし、又はこれを受けてはならない旨の命令をすることができる。

## 四、指定暴力団の代表者等の損害賠償責任に係る規定の追加

指定暴力団の代表者等が損害賠償責任を負う場合として、当該指定暴力団の指定暴力団員が威力利用資金獲得行為（当該指定暴力団の威力を利用して生計の維持、財産の形成若しくは事業の遂行のための資金を得、又は当該資金を得るために必要な地位を得る行為をいう。）を行うについて他人の生命、身体又は財産を侵害した場合を追加する。

## 五、暴力排除活動の促進のための規定の整備

国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う暴力排除活動（暴力団員による不当な行為を防止し、及びこれにより事業活動又は市民生活に生じた不当な影響を排除するための活動をいう。）の促進を図るため、情報の提供、助言、指導その他必要な措置を講ずるものとする。

## 六、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、一から三までの規定は公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

## 領海等における外国船舶の航行に関する法律案(閣法第47号)(先議)

(参議院 20.4.7国土交通委員会付託 4.11本会議可決 衆議院 6.5可決)

### 【要旨】

本法律案は、我が国の領海及び内水（以下「領海等」という。）における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止するため、所要の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

### 一、領海等における外国船舶の航行方法

- 1 領海等における外国船舶の航行は、通過（内水においては、新内水に係るものに限る。）又は水域施設等との往来を目的として継続的かつ迅速に行われるものでなければならない。
- 2 外国船舶の船長等は、やむを得ない理由がある場合を除き、領海等における停留等、また内水（新内水を除く。）における港湾内の水域施設等に入ったりしない航行をさせてはならないものとする。

### 二、外国船舶の通報義務

外国船舶の船長等は、領海等において停留等をさせる必要がある場合等は、その理由が明らかでない場合を除き、あらかじめ、その理由等を最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならない

いこととする。

### 三、外国船舶に対する立入検査及び退去命令

海上保安庁長官は、領海等において現に停留等を伴う航行等を行っている外国船舶と思料される船舶について、その理由を確かめる必要があると認めるときは、海上保安官に、当該船舶への立入検査をさせることができることとするとともに、立入検査の結果、当該船舶の船長等が一の2に違反していると認めるときは、当該船長等に対し、領海等からの退去を命ずることができることとする。

四、この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

## インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第48号)

(衆議院 20.4.22可決 参議院 5.21内閣委員会付託 5.28本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、インターネット異性紹介事業の利用に起因する児童買春その他の犯罪が多発していることにかんがみ、インターネット異性紹介事業者に対する届出制の導入等の規制の強化を行うとともに、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための民間活動の促進に関する措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、インターネット異性紹介事業者に対する規制の強化

- 1 インターネット異性紹介事業を行おうとする者は、事務所の所在地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に届出をしなければならない。届出をしないでインターネット異性紹介事業を行った者は処罰する。
- 2 暴力団員その他の一定の事由に該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはならない。
- 3 インターネット異性紹介事業者は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を性交等の相手方となるように誘引する行為等(以下「禁止誘引行為」という。)が行われていることを知ったときは、速やかに当該禁止誘引行為に係る異性交際情報を公衆が閲覧することができないようにするための措置をとらなければならない。
- 4 公安委員会は、インターネット異性紹介事業者がこの法律の規定等に違反したと認めるときは当該インターネット異性紹介事業者に対し必要な指示をすることができる。また、インターネット異性紹介事業者がこの法律に規定する罪等に当たる行為をしたと認めるときは事業の停止を、欠格事由に該当することが判明したときは事業の廃止を、それぞれ当該インターネット異性紹介事業者に対し命ずることができる。

#### 二、児童によるインターネット異性紹介事業の利用を防止するための民間活動の促進

##### 1 登録誘引情報提供機関制度の導入

イ 国家公安委員会は、禁止誘引行為の防止措置の実施の確保を目的として禁止誘引行為に係る異性交際情報を収集し、インターネット異性紹介事業者に提供する業務を行う者であって、一定の基準に適合するものから申請があったときは、登録誘引情報提供機関として登録しなければならない。

ロ 国家公安委員会又は公安委員会は、登録誘引情報提供機関の求めに応じ、インターネット異性紹介事業者の名称、連絡先等を提供することができる。登録誘引情報提供機関の役員等は、誘引情報提供業務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

ハ 国家公安委員会は、登録誘引情報提供機関がこの法律の規定に違反したと認めるときは、誘引情報提供業務の方法を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

## 2 インターネット異性紹介事業に必要な電気通信役務を提供する事業者等の責務

インターネット異性紹介事業に必要な電気通信役務を提供する事業者は、児童の使用に係る通信端末機器についてインターネット異性紹介事業を利用するための電気通信の自動利用制限を行う役務等を提供すること等に努め、児童の保護者は当該役務等を利用すること等に努めなければならない。

### 三、その他

罰則に関する規定その他所要の規定を整備する。

### 四、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】（20.5.27内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、インターネットを利用した表現の自由、多様な情報への接触等の確保と、インターネット上に違法・有害な情報が氾濫している現状への対策の必要性に留意し、次の事項について万全を期すべきである。

一、児童の健全育成及び犯罪被害からの保護が本法の目的であることを踏まえ、法第六条違反事案の捜査、処分等に当たっては、そのすべての過程を通じて、児童の特性と人権、利益に最大限配慮するとともに、当事者となった児童に対し、警察及び児童相談所が家庭裁判所その他の関係機関とも連携を密にしつつ、捜査、処分決定後における立ち直り支援等に万全を期すること。

二、今回の法改正の趣旨及び内容について、国民に対し広報啓発活動を積極的に行い、周知徹底を図ること。また、インターネット異性紹介事業者による利用者が児童でないことの確認方法をより実効的なものとするとともに、改正により事業者に対する規制の強化が図られることから、下位法令を含む解釈運用基準を定めること。

三、インターネットの特性について保護者に対する啓発を行うとともに、インターネットの安全な利用法、情報の主体的選択能力を養うことを含む情報リテラシー・モラル教育を、学校教育を始めあらゆる機会をとらえて実施すること。また、これら教育を実効あるものとするために、学校のIT環境の整備及び教員のIT指導力の向上に向けた取組を更に推進すること。

四、児童によるインターネット異性紹介事業の利用や違法・有害な情報へのアクセスを防止するため、フィルタリングサービスの精度の向上及び利用の促進のほか、児童の健やかな成長に資する取組を官民一体となって一層充実強化すること。

五、インターネット上の違法・有害な情報についてホットライン業務を行う民間団体の設立や活動の支援を始め、違法・有害な情報の閲覧を防止するための民間活動の更なる促進を図るとともに、本法で導入される登録誘引情報提供機関を適切かつ効果的に活用すること。

右決議する。

## 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)

(衆議院 20.4.25可決 参議院 5.23総務委員会付託 5.30本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、電子メールの送受信上の支障を防止し、その良好な利用環境を維持するため、広告宣伝の手段等として送信される電子メールに対する規制について、現行の方式を見直すとともに、報告徴収等の規定を整備し、その実効性の向上を図るものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、送信者は、あらかじめ広告宣伝メールの送信をするように求める旨又は送信をすることに同意する旨を送信者又は電子メールの送信を委託した者に対して通知した者等以外の者に対して、広

告宣伝メールの送信をしてはならないこととする。

- 二、電気通信事業者は、送信者情報を偽った電子メールの送信がされた場合において自己の電子メール通信役務の円滑な提供に支障を生じ、又はその利用者における電子メールの送受信上の支障を生ずるおそれがあると認められるときは、当該支障を防止するために必要な範囲内において、電子メール通信役務の提供を拒むことができることとする。
- 三、報告徴収及び立入検査の対象に送信委託者を追加する。
- 四、電子メールアドレス等を使用する権利を付与した者（プロバイダ等）から、当該権利を付与された者を特定するために必要な情報の提供を求めることができることとする。
- 五、この法律に相当する外国の法令を執行する外国の当局に対し、その職務の遂行に資すると認める情報の提供を行うことができることとする。
- 六、法人に対する罰金額を引き上げる等罰則について規定を整備する。
- 七、この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 八、政府は、この法律の施行後3年以内に、法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

【附帯決議】（20.5.29総務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一、海外発の迷惑メールが急増している現状にかんがみ、迷惑メール対策については、諸外国と十分連携・協調して実施するとともに、迷惑メールの撲滅に向けて、国際的な取組において先導的な役割を果たすこと。
- 二、本法制定以来、法律違反に対する措置命令、摘発の事例が少ないことから、関係省庁と緊密に連携を取り、必要な対応を行うこと。また、電気通信事業者等関係者との密接な協力体制を構築し、官民一体となった実効性のある迷惑メール対策に取り組むこと。
- 三、迷惑メールは、電気通信事業者の設備に過度の負担を与え、そのために設備の増強等経済的負担を強めていることから、電気通信事業者に対して技術支援等必要な措置を講ずること。
- 四、一層巧妙化・悪質化する迷惑メールに対処するため、本法の効果について、迷惑メールの実態調査を実施するなど適宜検証し、適切な見直しを行うこと。なお、見直しに当たっては表現の自由や営業活動の自由に与える影響に十分配慮すること。
- 五、迷惑メールによる被害は、受信者側が正しい知識をもって対応することにより、ある程度回避することが期待できることから、受信者側の対応策についても、引き続き、国民に周知徹底を図ること。特に青少年が迷惑メールを通じて犯罪に巻き込まれる事案も発生していることから、青少年のメディア・リテラシーの向上に一層取り組むこと。

右決議する。

独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律案(閣法第50号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、独立行政法人統計センターの改革を推進するため、同法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人としようとするものである。

## 社会教育法等の一部を改正する法律案(閣法第51号)

(衆議院 20.5.27可決 参議院 5.28文教科学委員会付託 6.4本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

- 一、国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たって、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう、並びに社会教育が学校、家庭及び地域住民等の連携等に資することとなるよう努めるものとする。
- 二、教育委員会の事務として、地域住民等が社会教育の学習の成果を活用して行う教育活動等の機会を提供する事業の実施等の事務、学齢児童生徒に対し、放課後等に学校等を利用して行う学習等の機会を提供する事業の実施等の事務及び家庭教育に関する情報提供に関する事務等を加えること。
- 三、図書館(図書館法による図書館をいう。以下同じ。)及び博物館(博物館法による博物館をいう。以下同じ。)が行う事業に、地域住民等が社会教育の学習の成果を活用して行う教育活動等の機会を提供する事業を加えること。
- 四、公民館(社会教育法による公民館をいう。) 図書館及び博物館は、その運営状況の評価及び改善並びにその運営に関する地域住民等への情報提供に努めなければならないものとする。
- 五、社会教育主事となる資格を得るために必要な実務経験に、司書、学芸員等、学校や社会教育施設における一定の職に3年以上あったことを加えるとともに、司書又は学芸員となる資格を得るために必要な実務経験についても同様の改正を行うこと。
- 六、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、司書及び学芸員等に対し、その資質向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。
- 七、地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付する際に事前に意見を聴取すべき機関について、社会教育委員を置いていない場合は、社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会等に代えることができるものとする。
- 八、この法律は、一部を除き、公布の日から施行すること。

### 【附帯決議】(20.6.3文教科学委員会議決)

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、生涯学習の振興、社会教育の推進に当たっては、国民のニーズに応じた学習機会の提供と学習活動の支援に努めるとともに、各地域における学習ニーズの継続的な把握、多様な取組に係る情報の収集と提供など、国民の自発的、主体的な学習が担保されるよう配慮すること。
- 二、国民の生涯にわたる学習活動を支援し、学習需要の増加に応じていくため、公民館、図書館及び博物館等の社会教育施設における人材確保及びその在り方について検討するとともに、社会教育施設の利便性向上を図るため、指定管理者制度の導入による弊害についても十分配慮して、適切な管理運営体制の構築を目指すこと。  
また、各地方公共団体での取組における地域間格差を解消し、円滑な運営を行うことができるよう様々な支援に努めること。
- 三、生涯学習・社会教育に係る個人の学習成果が、学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動として生かされるよう、各個人の学習活動と地域社会の教育活動との循環につながるような具体的な取組について支援に努めること。
- 四、公民館、図書館及び博物館が自らの運営状況に対する評価を行い、その結果に基づいて運営の改善を図るに当たっては、評価の透明性、客観性を確保する観点から、可能な限り外部の視点を入れた評価となるよう、国が関係団体による評価指標作成等に対して支援する等、適切な措置を

講じるとともに、その評価結果について公表するよう努めること。

その際、公民館運営審議会、図書館協議会及び博物館協議会等を通じて、地域住民等の意見が反映されるよう十分配慮すること。

五、博物館については、多様な博物館がそれぞれの特色を発揮しつつ、利用者の視点に立ったより一層のサービスの向上が図られるよう、関係者の理解と協力を得ながら登録制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、広域かつ多岐にわたる連携協力を図り、国際的に遜色のない博物館活動を展開できるような環境の醸成に努めること。

六、地域における教育力の向上のため、学校、家庭、地域等の関係者・関係機関の連携を推進し、各施設資料の相互利用や人材の相互活用などを図るとともに、多様な地域の課題等に応じた機能を持つネットワークの構築を推進すること。

その際、学校、家庭、地域の連携を推進する上で重要な役割を果たすPTAについて、その活動や運営などの実態把握に努め、「学校支援地域本部事業」における連携が円滑に進むよう十分配慮すること。

七、社会教育主事、司書及び学芸員については、多様化、高度化する国民の学習ニーズ等に十分対応できるよう、今後とも、それぞれの分野における専門的能力・知識等の習得について十分配慮すること。

また、各資格取得者の能力が生涯学習・社会教育の分野において、最大限有効に活用されるよう、資格取得のための教育システムの改善、有資格者の雇用確保、労働環境の整備、研修機会の提供など、有資格者の活用方策について検討を進めること。

八、社会教育の推進に当たっては、社会教育委員の制度等を積極的に活用・活性化するとともに、社会教育委員がその重要な職責と役割を十分に認識するような環境整備を図ること。

右決議する。

## 学校保健法等の一部を改正する法律案(閣法第52号)

(衆議院 20.6.3修正議決 参議院 6.4文教科学委員会付託 6.11本会議可決)

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、学校保健法の一部改正

- 1 法律の題名を「学校保健安全法」に改め、学校保健及び学校安全に係る国等の責務を規定すること。
- 2 文部科学大臣は、学校環境衛生基準を定めるものとし、学校においては、当該基準に照らして適切な環境の維持に努めなければならないものとする。
- 3 養護教諭その他の職員は、連携して児童生徒等の心身の状況を把握し、必要な指導等を行うものとし、学校で健康相談、保健指導等を行う際には、地域の医療機関等との連携に努めるものとする。
- 4 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、施設設備の安全点検、児童生徒等への通学を含めた学校生活等の安全に関する指導等について、学校安全計画を策定し、実施しなければならないこととする。また、危険等発生時の対処要領を作成し、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合、当該児童生徒等及び関係者の心身の健康の回復のため、必要な支援を行うものとする。

また、保護者、地域の警察署、安全確保活動を行う団体、住民等との連携に努めるものとする。

#### 二、学校給食法の一部改正

- 1 学校給食の目標について、食育の推進の観点を踏まえたものに改めること。
- 2 文部科学大臣は、学校給食実施基準及び学校給食衛生管理基準を定めるものとし、義務教育諸学校の設置者は、当該基準に照らして適切な学校給食の実施及び衛生管理に努めるものとする。
- 3 栄養教諭は、児童生徒が健全な食生活を自ら営むことができる知識及び態度を養うため、学校給食を活用した食に関する実践的な指導を行うものとし、この場合において、校長は、学校給食と関連付けつつ食に関する指導の全体的な計画の作成等の措置を講ずるものとする。

三、この法律は、平成21年4月1日から施行すること。

なお、本法律案については、衆議院において、学校保健及び学校安全に係る国及び地方公共団体の責務に財政上の措置及び学校安全の推進に関する計画の策定等を追加すること、学校の適切な環境の維持を学校設置者の責務とすること、学校における地域の医療機関等との連携に努める場面に救急処置を加えること、学校安全に関する学校設置者の責務の範囲を学校施設内に限定しないこと等の修正がなされた。

【附帯決議】（20.6.10文教科学委員会議決）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、近年、養護教諭に求められる、学校内外の連携を図るコーディネーター的役割や保健教育の推進、特別支援教育への対応等、その役割の増加にかんがみ、養護教諭の未配置校の解消・複数配置の拡充や退職養護教諭の活用の推進等、学校保健を支える人的資源及び学校における救急処置、健康相談又は保健指導を行うための保健室の施設設備など物的資源の一層の充実を図ること。
- 二、多様化・複雑化した子どもの健康上の課題への適切な対応が可能となるよう、養護教諭に対する研修及び教員養成段階における教育内容の充実を図ること。
- 三、学校保健の重要性に対する教職員の意識向上を図り、子どもの健康上の課題に学校全体で取り組む体制を整備するため、大学等における教員養成課程をはじめとして、現職教員研修、とりわけ管理職研修において、学校保健に係る知識や指導方法を習得するカリキュラムの一層の充実を図ること。
- 四、「学校環境衛生基準」の作成に当たっては、子どもにとって安全で快適な教育環境が確保されるよう、その完全実施に向けて万全を期すこと。
- 五、学校安全対策の実施に当たっては、学校、関係行政機関、児童生徒等の保護者、地域住民その他の多様な主体の連携が確保されるようにするほか、地域の特性、学校の規模、教職員の体制その他の学校の実情並びに児童生徒等の年齢及び心身の状況について適切な配慮を行うとともに、障がい等を有する児童生徒等について合理的な配慮を行うこと。
- 六、各学校や学校の設置者が学校安全対策を円滑に実施することができるよう、財政的な措置を含めた支援を行うこと。
- 七、学校安全対策の実施に当たっては、学校安全に関する計画の策定等関係省庁が相互に連携を図り、施策の総合的な推進を図ること。また、地方公共団体において学校安全に関する計画の策定等関係機関の連携による施策の総合的な推進を図るため、必要な情報提供、指導助言に努めること。
- 八、各学校において、通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導が的確に実施されるよう、関係省庁の連携を充実させるとともに、各学校における実践的な事例の収集及びその提供その他の必要な支援に努めること。
- 九、各学校における学校安全対策が的確かつ円滑に行われるよう、専ら学校安全対策に従事する者、スクールガード・リーダー等の配置の充実等人的体制の整備を行うこと。
- 十、学校安全対策の推進に当たっては、各学校における取組の情報収集とその提供、学校安全対策



に従事する者及び関係教職員の資質向上のための研修実施とその支援、必要な調査研究とその成果の普及に努めるとともに、学校安全対策の重要性について広く国民の理解を深めるよう、必要な措置を講ずること。

十一、放課後子どもプランの実施等学校における多様な教育活動の実践を踏まえ、学校において事故等により児童生徒等が被害に遭った場合の救済のため、共済給付の制度の充実その他の学校安全に係る被害救済のために必要な措置を講ずるよう努めること。

十二、学校における栄養教諭の役割が明確になることから、学校給食未実施校を含めた全国の義務教育諸学校等において、栄養教諭を中心とした食に関する指導が受けられるよう、栄養教諭等の定数改善を行うことを含め、計画を策定するなど着実に必要な配置を図ること。

また、現行の学校栄養職員が栄養教諭免許状を取得するための認定講習の実施等、引き続き、その円滑な移行を図るための支援を充実し、栄養教諭制度の定着を図ること。

十三、「学校給食実施基準」の作成に当たっては、給食内容について、学校給食を実施する地方自治体の創意工夫が生かされるよう十分配慮すること。

十四、「学校給食衛生管理基準」の作成に当たっては、食中毒事例等の十分な検証と再発防止策を徹底し、その完全実施を図るとともに、食品の安全性の確保が喫緊の課題となっていることにかんがみ、学校給食食材の安全性の確保に万全を期すこと。

十五、食育推進を明確にした学校給食の目的及び目標を十分に周知することにより、改めて学校給食を実施する意義について、保護者等関係者の理解を深め、給食費未納問題等の解決に努めること。

十六、本改正案の趣旨を十分周知するとともに、各学校における学校保健及び学校安全に係る取組が校長の適切なリーダーシップの下に行われるよう環境整備に努めること。

十七、各学校の設置者は、学校の環境衛生及び安全の確保、学校給食の実施及び衛生管理に当たり、当該学校の施設設備等について、適正を欠き又は支障があると認められる事項があり、当該学校長の申出がなされた場合、速やかに、明確な対応策を示すこと。

十八、新型インフルエンザ等国家的規模での緊急かつ総合的な対策が求められる課題について、学校における児童生徒等の健康と安全確保の観点から、速やかに、講ずべき具体的な措置を検討すること。

十九、公立学校施設の耐震化の一層の促進を図ること。特に、危険度の高い建物について、早急な耐震補強工事等の実施を促すとともに必要な支援を行うこと。

右決議する。

## 高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律案(閣法第53号)

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律の規定等を踏まえ、独立行政法人国立がん研究センター、独立行政法人国立循環器病研究センター、独立行政法人国立精神・神経医療研究センター、独立行政法人国立国際医療研究センター、独立行政法人国立成育医療研究センター及び独立行政法人国立長寿医療研究センターを設立するため、その名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めようとするものである。

## 信用保証協会法の一部を改正する法律案(閣法第54号)

(衆議院 20.5.20可決 参議院 5.23経済産業委員会付託 6.4本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、信用保証協会(以下「協会」という。)の債務の保証及び回収の一層の円滑化及び効率化並びに中小企業者等に対する金融の円滑化を図るため、協会に新たな業務を担わせるとともに、各協会の有する情報の一元的管理のための仕組みを設けようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、協会の業務の追加

- 1 債務の保証をするに当たり行う当該債務の保証に係る中小企業者が発行する新株予約権の引受け
- 2 債務の保証に基づき求償権を取得した場合における当該債務の保証に係る中小企業者に係る特定金銭債権等の譲受け及びその管理
- 3 投資事業有限責任組合が行う中小企業者に対する投資事業(過大な債務を負っている中小企業者の事業の再生を図るものに限る。)に必要な資金の出資

#### 二、保証業務支援機関

- 1 主務大臣は、2の業務に関し、一定の基準に適合する一般社団法人又は一般財団法人を、その申請により、保証業務支援機関(以下「支援機関」という。)として指定することができる。
- 2 支援機関は、協会の債務保証業務に関する情報を収集し、分類し、整理し、及び保管するとともに、協会又は金融機関に対してこれらの情報を提供すること等の業務を行う。
- 3 支援機関は、支援業務を行うときは、その開始前に、支援業務の実施に関する事項について業務規程を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。
- 4 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、支援機関に対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができ、支援機関がこの命令に違反したとき等の場合には、1の指定を取り消し、又は支援業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

#### 三、施行期日

この法律は、平成20年9月1日から施行する。

### 【附帯決議】(20.6.3経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 各信用保証協会における再生支援等新たな業務の実施に際しては、中小企業をめぐる各地域の実情や各協会の業務の状況等も考慮しつつ、中小企業再生支援協議会、地域の金融機関等との緊密な連携体制を構築するとともに、事業再生に関する専門人材の育成・確保や審査能力の向上に努めること。

また、各協会の財政状況の健全性の確保に支障が生じることのないよう、業務の実施状況について適切な検査や指導監督を行うなど、適宜フォローアップに努めること。

- 二 信用保証協会による債権の譲受け業務等の実施に当たっては、対象とする中小企業者の要件を具体的かつ明確に定めるとともに、譲受け等の価格については、合理的な基準に基づいて適正に決定すること。

- 三 信用保証制度の不正利用や詐欺的行為が続発している事態を重く受け止め、これらの行為を未然に防止するため、警察及び金融庁等関係省庁との連携を一層緊密に行うこと。

また、保証に係る情報を共有する保証業務支援機関制度については、情報が適正に管理され、その提供が効果的に行われるよう早急に体制を整備すること。

- 四 信用保証協会に関しては、いやしくも天下り機関との指摘を受けることがないよう、最適な人員配置等に努めること。また、信用保証協会のガバナンスの一層の強化が図られるよう、適切な

指導・監督を行うこと。

五 最近の中小企業を取り巻く環境が悪化していることを踏まえ、中小企業の資金調達の円滑化を一層図ることが重要であることにかんがみ、信用補完制度の持続的な財政基盤の強化のための十分な対策を講じること。

右決議する。

#### 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第55号)

(衆議院 20.5.20可決 参議院 5.23経済産業委員会付託 6.4本会議可決)

##### 【要旨】

本法律案は、最近における中小企業をめぐる金融環境の変化に対応し、中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図るため、中小企業信用保険について、特定支払契約保険の制度を創設しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、特定支払契約保険の創設

中小企業者が特定支払契約(中小企業者に対する売掛金債権を有する事業者に対して金融機関等が当該売掛金債権の譲受け等により金銭を支払うことを約し、かつ、当該中小企業者が当該金融機関等に対して当該売掛金債権等の額を支払うことを約する契約をいう。)に基づき金融機関等に対して支払うべき債務について信用保証協会が保証した保証債務を対象とする特定支払契約保険を創設する。

##### 二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第56号)

(衆議院 20.5.20可決 参議院 5.23経済産業委員会付託 6.4本会議可決)

##### 【要旨】

本法律案は、中小企業者が保有する売掛金債権の証券化等を支援することにより中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、中小企業金融公庫の業務に、売掛金債権等の譲受けを行う特定目的会社等への貸付け等を追加しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、中小企業金融公庫の業務の追加

- 1 特定金融機関等が特定目的会社等及び信託会社等に対して行う貸付けに係る債務の保証
- 2 特定目的会社等及び信託会社等に対する貸付け
- 3 特定目的会社等の優先株式及び優先出資の取得並びに有限責任中間法人に対する基金の拠出

##### 二、施行期日

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(閣法第57号)

(衆議院 20.4.15可決 参議院 4.21内閣委員会付託 4.25本会議可決)

##### 【要旨】

本法律案は、近年における消費者紛争の増加、複雑化等の事情の変化にかんがみ、消費者紛争の適正かつ迅速な解決を図るため、独立行政法人国民生活センターが全国的に重要な消費者紛争について和解の仲介及び仲裁を行うことができるようにする等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

## 一、センターの目的及び業務の範囲

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）の目的及び業務の範囲に関する規定に、消費生活に関して消費者又は消費者契約法に規定する差止請求を行う適格消費者団体と事業者との間に生じた民事上の紛争（以下「消費者紛争」という。）のうち、その解決が全国的に重要であるものとして内閣府令で定めるもの（以下「重要消費者紛争」という。）の解決を図ることを加える。

## 二、紛争解決委員会

- 1 重要消費者紛争の解決のための和解の仲介及び仲裁の手續（以下「重要消費者紛争解決手續」と総称する。）を実施する等のため、センターに、独立してその職権を行う紛争解決委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、法律又は商品若しくは役務の取引に関する専門的な知識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣の認可を受けて、理事長が任命する。
- 4 重要消費者紛争解決手續に参加させるため、委員会に、特別委員を置くことができる。

## 三、和解の仲介

- 1 重要消費者紛争の当事者の双方又は一方は、委員会に対し、和解の仲介の申請をすることができる。
- 2 和解仲介手續は、1人又は2人以上の仲介委員によって実施する。
- 3 仲介委員は、和解の仲介を行うために必要があると認めるときは、当事者に対し、和解仲介手續への出席又は事件に関係のある文書若しくは物件の提出を求めることができる。また、和解案を作成し、当事者に対し、その受諾を勧告することができる。
- 4 和解仲介手續が不調に終わった後、和解の仲介の申請をした者が1月以内に訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申請の時に、訴えの提起があったものとみなす。
- 5 重要消費者紛争について当事者間に訴訟が係属する場合において、和解仲介手續が実施されていること等の事由があり、かつ、当該当事者の共同の申立てがあるときは、受訴裁判所は、4月以内の期間を定めて訴訟手續を中止することができる。

## 四、仲裁

- 1 重要消費者紛争の当事者の双方又は一方は、委員会に対し、仲裁の申請をすることができる。
- 2 仲裁の手續は、1人又は2人以上の仲裁委員によって実施する。
- 3 仲裁委員は、仲裁を行うために必要があると認めるときは、当事者に対し、事件に関係のある文書又は物件の提出を求めることができる。

## 五、結果の概要の公表と義務履行の勧告

委員会は、和解仲介手續又は仲裁の手續の終了後、必要と認めるときは、それらの結果の概要を公表することができる。また、和解又は仲裁判断で定められた義務について、当該義務の履行に関する勧告をすることができる。

## 六、消費者紛争に関するセンターのその他の業務

- 1 センターは、和解仲介手續によって重要消費者紛争が解決されなかった場合、申請をした消費者が当該和解仲介手續の目的となった請求について訴えを提起するときは、訴訟の準備又は追行を援助することができる。
- 2 センターは、消費者から消費者紛争に関する苦情の申出があった場合には、解決を図るのにふさわしい手續の選択に資する情報を当該消費者に提供する。また、当該苦情の処理のためのあっせんを行う。

- センターは、消費者紛争の発生を防止するため、消費生活に関する情報を有する地方公共団体等に対し、その提供を依頼することができるものとし、収集した情報を整理し、及び分析し、必要と認める場合には、その結果を公表し、又は関係行政機関に対し、意見を付して当該結果を通知する。

#### 七、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】（20.4.24内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

- 一、国民生活センターの消費生活相談業務については、消費者契約をめぐるトラブルが急増・多様化している現状にかんがみ、これら消費者相談についての的確・迅速な対応が可能となるよう、相談員の増強、その専門性の向上、待遇の改善等による体制強化を図ること。
- 二、紛争解決委員会の仲介委員・仲裁委員が職務を行うに当たっては、消費者の利益の擁護・増進を図るとい国民生活センターの役割にかんがみ、消費者と事業者の情報力や交渉力に格差があることを踏まえつつ、必要に応じて、消費者のために積極的に後見的役割を果たすこと。
- 三、和解仲介手続及び仲裁の手続については、消費者を始めとした当事者にとって時間的、経済的負担の少ないものとする。また、紛争解決委員会の事務局の機能を整備すること。
- 四、住民により身近な消費生活センター等において、消費者契約をめぐるトラブルの迅速なる解決、拡大防止を進めるため、国民生活センターとの連携強化・情報共有により適切な対処を可能とし、相談員の増強、専門性の向上、待遇の改善、有資格相談員の配置等による体制充実が図られるよう、全国の消費生活センターを始め地方公共団体を積極的に支援するとともに適切な施策を実施すること。

右決議する。

#### 消費者契約法等の一部を改正する法律案(閣法第58号)

(衆議院 20.4.15可決 参議院 4.21内閣委員会付託 4.25本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、消費者被害の発生又は拡大を防止するため、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が、不当景品類及び不当表示防止法及び特定商取引に関する法律に規定する消費者の取引上の判断を誤らせる不当な行為等についても差止請求をすることができるようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、消費者契約法の一部改正

- 1 内閣総理大臣は、適格消費者団体の認定をしようとするときは、所定の事由の有無について公正取引委員会及び経済産業大臣の意見を聴くものとする。  
また、公正取引委員会及び経済産業大臣は、内閣総理大臣が適格消費者団体に対して適当な措置をとることが必要であると認める場合には、内閣総理大臣に対し、その旨の意見を述べることができる。
- 2 内閣総理大臣は、適格消費者団体による差止請求権の行使状況について、電磁的方法を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置その他の方法により、公正取引委員会及び経済産業大臣に伝達するものとする。
- 3 その他、適格消費者団体が不当景品類及び不当表示防止法及び特定商取引に関する法律上の差止請求権を行使し得ることとすることに伴う文言の修正等の所要の措置を講ずる。

#### 二、不当景品類及び不当表示防止法の一部改正

適格消費者団体は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して、商品又は役務の内容について著しく優良であると誤認される表示や、商品又は役務の取引条件について著しく有利であると誤認される表示をする行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該行為の差止請求をすることができる。

### 三、特定商取引に関する法律の一部改正

適格消費者団体は、販売業者等が、訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供又は業務提供誘引販売取引において、不特定かつ多数の者に対して、不実告知、故意の事実不告知、威迫・困惑等の不当な勧誘行為、著しく虚偽又は誇大な広告、クーリング・オフを無意味にするような特約又は契約の解除等に伴う損害賠償等の額を過大にする特約等を含む契約の締結、を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該行為の差止請求をすることができる。

### 四、施行期日

この法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、一のうち経済産業大臣に係る規定及び三については、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の施行の日（同法の公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）から施行する。

#### 【附帯決議】（20.4.24内閣委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入の意義を踏まえ、公正取引委員会及び経済産業省と適格消費者団体が相互に情報提供を行う等により連携を図り、制度を適切かつ効率的に運用すること。
- 二、消費者被害の救済の実効性を確保するため、適格消費者団体が損害賠償等を請求する制度の導入について、引き続き検討すること。
- 三、適格消費者団体による差止請求の対象行為については、特定商取引法において本法案の対象とならなかった条項（政省令事項を含む）にかかる行為や、詐欺・強迫行為を伴う勧誘行為、民法の公序良俗に違反する条項を含む消費者契約の意思表示、不当な契約条項を含む消費者契約の意思表示を行うことを推薦・提案する、いわゆる推奨行為等を始めとして、その範囲の拡大について引き続き検討を進めること。また、独占禁止法等の消費者関連諸法についても、消費者団体訴訟制度の導入について検討を進めること。
- 四、国及び地方公共団体は、適格消費者団体の活動が促進されるよう、円滑な資金の確保や情報提供など環境整備に努めること。

右決議する。

### 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第59号)

(衆議院 20.5.27可決 参議院 5.27財政金融委員会付託 6.6本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、我が国金融・資本市場の競争力の強化を図るため、金融に関する知識を有する特定の投資家に参加者を限定した市場を創設するとともに、投資信託商品の多様化、金融商品取引業者に係る兼職規制の撤廃等を行うほか、課徴金について算定方法及び対象範囲を見直す等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、多様な資産運用・調達機会の提供の促進

- 1 特定投資家（プロ投資家）に直接の参加者を限定した取引所金融商品市場（プロ向け市場）を開設できることとし、当該市場に関連した情報提供の枠組み等について所要の整備を行う。
- 2 商品現物と交換可能な上場投資信託（ETF）を導入できるようにする等、投資信託の多様

化を可能とする枠組みの整備を行う。

- 3 排出量取引に関する市場の開設業務について、金融商品取引所の兼業業務とすることを可能とする。

## 二、多様で質の高い金融サービスの提供の促進

- 1 証券会社・銀行・保険会社等の間の役職員の兼職規制を撤廃するとともに、証券会社・銀行・保険会社等に対して利益相反管理体制の整備を義務付ける。
- 2 リスク管理等に優れた銀行グループの銀行兄弟会社に対して商品現物取引等の業務を解禁する枠組み（認可制）を導入するほか、銀行・保険会社本体に対して投資助言業務、排出量取引を解禁する等、銀行・保険会社グループの業務範囲を拡大する。

## 三、公正・透明で信頼性のある市場の構築

課徴金制度について、現行の課徴金の算定方法を見直して金額水準を引き上げるほか、対象範囲の拡大、加算・減算制度の導入、除斥期間の延長等を行う。

## 四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、証券会社・銀行・保険会社等の間の役職員の兼職規制の撤廃及び利益相反管理体制の整備に係る規定等は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】（20.6.5財政金融委員会議決）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 金融商品取引法の実施状況、各種金融商品・サービスの性格、中長期的な金融制度の在り方なども踏まえ、より包括的な金融サービス法制について、引き続き検討を進めるとともに、今後の監視体制の在り方についても横断的な投資家保護法制の整備の観点から引き続き実態に即した見直しを行うこと。
- 一 金融商品取引に関する苦情等に対し、公正かつ迅速で透明性の高い解決を図るため、金融分野における裁判外紛争処理機能の更なる拡充に向けた検討を進め、広く活用される中立な制度を確立すること。
- 一 証券会社関係者によるインサイダー取引は市場の信頼を根底から揺るがす重大な違法行為であることにかんがみ、自主規制機関との連携強化を図りつつ、証券会社関係者の証券取引に対する監視体制を強化すること。
- 一 最近の新興市場の低迷を踏まえ、市場の健全な育成を図りつつ投資家の保護を強化するため、取引所が新興市場における上場基準の適用について、その適正化に向けた検討を推進するとともに、調達資金が事業目的に適合し、効率的に使用されるよう、上場後においても適切な監視に努めるよう促すこと。
- 一 プロ向け市場に参加する特定投資家の範囲については、その知識、経験及び財産の状況を踏まえ、運用状況を検証した上で、投資家保護の観点から必要な見直しを行うこと。特に、中小法人及び地方公共団体のプロ向け市場への参加については、慎重な運用に努めること。
- 一 ファイアウォール規制の見直しについては、利益相反による弊害防止や銀行等の優越的地位の濫用防止の実効性を確保するため、証券会社・銀行等・保険会社の利益相反管理体制の整備に対する厳正な監督を行うこと。
- 一 課徴金制度については、機動的な執行に努めるとともに、今後の実施状況等も踏まえ、制度全般の在り方について、引き続き実効的な抑止効果をもたらすよう検討を進めること。
- 一 国内排出量取引制度を支える市場整備のための検討に当たっては、市場メカニズムを使った取引制度が、円滑な価格形成に資するよう留意しつつ、諸外国の動向も踏まえ、我が国の実情に即

した制度設計となるよう配慮すること。  
右決議する。

児童福祉法等の一部を改正する法律案(閣法第60号)  
(衆議院 20.5.29可決 参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

我が国における急速な少子化の進行、児童虐待等の問題にかんがみ、次代の社会を担うすべての子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、子育て支援の充実、要保護児童に対する家庭的環境における養育の充実、地方公共団体及び事業主の取組の強化等の措置を講じようとするものである。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第61号)  
(衆議院 20.4.25可決 参議院 5.16経済産業委員会付託 5.23本会議可決)

【要旨】

本法律案は、エネルギーをめぐる経済的社会的環境の変化にかんがみ、一層のエネルギーの使用の合理化により燃料資源の有効な利用を確保するため、工場等に関するエネルギー管理の義務の対象を工場等ごとから事業者ごとに変更するとともに、住宅・建築物分野の対策の強化等の措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

一、工場等に係る措置等

1 事業者の判断の基準となるべき事項

- イ 事業者の判断の基準となるべき事項に関し、工場等(工場又は事務所その他の事業場をいう。)であって専ら事務所その他これに類する用途に供するものにおけるエネルギーの使用の合理化に関する事項を加える。
- ロ 事業者の判断の基準となるべき事項は、業種別のエネルギーの使用の合理化の状況その他の事情を勘案して定め、これらの事情の変動に応じて必要な改定をする。

2 特定事業者

- イ 経済産業大臣は、工場等を設置している者のうち、その設置しているすべての工場等におけるエネルギーの使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものを、特定事業者として指定する。
- ロ 特定事業者に対するエネルギー管理統括者等の選任、中長期的な計画の作成、定期の報告及び合理化計画に係る指示・命令等の措置に係る規定を設ける。

3 特定連鎖化事業者

- イ 経済産業大臣は、定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であって、当該約款に、当該事業に加盟する者(以下「加盟者」という。)が設置している工場等におけるエネルギーの使用の条件に関する事項であって経済産業省令で定めるものに係る定めがあるものを行う者(以下「連鎖化事業者」という。)のうち、当該連鎖化事業者が設置しているすべての工場等及び加盟者が設置しているすべての工場等におけるエネルギーの使用量の合計量が政令で定める数値以上であるものを、特定連鎖化事業者として指定する。
- ロ 特定連鎖化事業者に対するエネルギー管理統括者等の選任、中長期的な計画の作成、定期の報告及び合理化計画に係る指示・命令等の措置に係る規定を設ける。

二、建築物に係る措置等



#### 1 第一種特定建築物

エネルギーの使用の合理化を図る必要がある規模の建築物として政令で定める規模以上のもの（以下「特定建築物」という。）のうち、エネルギーの使用の合理化を特に図る必要がある大規模なものとして政令で定める規模以上のものを第一種特定建築物とし、第一種特定建築物に係る届出をした者に対する命令の規定を設ける。

#### 2 第二種特定建築物

第一種特定建築物以外の特定建築物（以下「第二種特定建築物」という。）の新築又は一定規模以上の増改築をしようとする者に対する届出義務並びに届出に係る定期報告及び勧告等の規定を設ける。

#### 3 登録建築物調査機関

イ 第一種特定建築物又は第二種特定建築物に係る維持保全の状況について報告をすべき者は、当該建築物の維持保全の状況について、登録建築物調査機関が行う調査を受けることができる。

ロ 登録建築物調査機関が建築物調査をした建築物における維持保全の状況について判断の基準となるべき事項に適合していると認める旨の書面の交付を受けた者は、当該書面の交付を受けた日の属する期において、当該建築物の維持保全の状況についての報告及び勧告に係る規定は適用しない。

#### 4 住宅事業建築主の新築する特定住宅に係る措置

イ 住宅の建築を業として行う建築主（以下「住宅事業建築主」という。）は、その新築する住宅であって政令で定めるもの（以下「特定住宅」という。）につき、エネルギーの使用の合理化に資するよう努めなければならない。

ロ 住宅事業建築主の判断の基準となるべき事項並びにその新築する特定住宅の戸数が一定以上の住宅事業建築主に対する勧告及び命令等の措置に係る規定を設ける。

### 三、施行期日

一部を除き、一の規定は平成22年4月1日から、二の規定は平成21年4月1日から施行する。

#### 【附帯決議】（20.5.22経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 新たに規制の対象となる中小事業者・建築主等に対して法改正の趣旨・内容について周知徹底を図るとともに、それらの者の実情に十分配慮し、過度な負担がかかることのないよう、可能な限り手続の簡素化等を図ること。その上で、省エネルギーの取組が不十分な事業者・建築主等に対し積極的に改善を求めるなど厳正な法運用に努めること。

二 省エネルギー対策を更に行う余地が比較的残されていると考えられる中小事業者に対して、省エネルギーに係る情報提供、省エネ診断の普及、省エネルギーを事業として推進するESCO（エスコ）事業の活用等の取組を重点的に支援すること。また、中小規模のオフィスビルや住宅についても省エネルギーの取組が進むよう、支援策の拡充を図ること。

三 温室効果ガスの排出抑制及びエネルギーの安定供給の確保にはエネルギー政策全般にわたる取組が重要であることにかんがみ、革新的省エネルギー技術の開発等を内容とする省エネルギーフロンティア計画の達成に向けて万全を期すとともに、原子力、新エネルギー等多様なエネルギーの技術開発、導入及び利用を着実に推進すること。

四 気候変動に関する将来の国際的な枠組みの構築に当たっては、すべての主要排出国が参加し世界全体としての温室効果ガスの効果的な排出削減を実現できる枠組みが構築されるよう、粘り強い外交努力を続けていくこと。

右決議する。

## 揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)

(衆議院 20.4.25可決 参議院 5.16経済産業委員会付託 5.23本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、石油製品にエタノール等を混和することにより生産される揮発油等の利用拡大が見込まれる状況にかんがみ、当該揮発油等の適正な品質を確保するため、石油製品に一定の物を混和することにより品質を調整した揮発油又は軽油を生産する事業者に対し、品質確認を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

#### 一、定義

- 1 石油製品に石油製品以外の物(その混和の方法が適切でないときには、当該混和により生産される石油製品の品質に著しい影響を及ぼすおそれがあるものに限る。)であって石油製品ごとに経済産業省令で定めるものを混和することにより石油製品の品質を調整することを「特定加工」とする。
- 2 特定加工して揮発油を生産する事業を「揮発油特定加工業」とする。
- 3 特定加工して軽油を生産する事業を「軽油特定加工業」とする。

#### 二、登録

揮発油特定加工業又は軽油特定加工業を行おうとする者は、経済産業大臣の登録を受けなければならない。

#### 三、品質確認義務

##### 1 揮発油特定加工業者の義務

- イ 揮発油特定加工業者は、生産した揮発油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認しなければならない。
- ロ 揮発油特定加工業者は、経済産業大臣の登録を受けた分析機関に対して、当該揮発油が揮発油規格に適合することを確認するために必要な分析を委託することができる。

##### 2 軽油特定加工業者の義務

- イ 軽油特定加工業者は、生産した軽油を自動車の燃料として販売又は消費しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、当該軽油が軽油規格に適合することを確認しなければならない。
- ロ 軽油特定加工業者は、経済産業大臣の登録を受けた分析機関に対して、当該軽油が軽油規格に適合することを確認するために必要な分析を委託することができる。

#### 四、罰則

経済産業大臣の登録を受けずに揮発油特定加工業又は軽油特定加工業を行った者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

#### 五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【附帯決議】(20.5.22経済産業委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 特定加工業者の登録制度の実施に当たっては、消費者の安全・安心を確保し、自動車事故や大気汚染の原因となるような揮発油等が販売・消費されることのないよう、特定加工に供される設備及び事業の実施体制が適切であることについて登録申請時に厳格に審査するとともに、登録後においても事業の実施状況について引き続き確認を行うよう努めること。このため、試買分析や立入検査等、法の実効性を担保するための取組を強化すること。

二 激しい価格競争にさらされるなど厳しい経営環境にある中で、不正に混和が行われた揮発油等が販売されることのないよう監視体制を強化するとともに、揮発油等の販売業者の経営基盤強化や経営革新支援のための施策の推進及び適切な指導を行うこと。

三 バイオ燃料の導入に当たっては、生産・製造から消費までのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出削減効果を十分に評価した上で、供給安定性を確保することが重要であることにかんがみ、各地で行われている自主的な地産地消の取組を支援する等、国産バイオ燃料の生産拡大のための一層の支援策を拡充すること。

また、世界的な食糧価格の高騰を踏まえ、燃料と食糧の競合問題を引き起こすことなくバイオ燃料を安定的に供給できるよう、技術開発等の一層の推進に努めること。

右決議する。

## 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(閣法第63号)(先議)

(参議院 20.5.12総務委員会付託 5.16本会議可決 衆議院 5.22可決)

### 【要旨】

本法律案は、大規模な地震その他の災害に対処するため、危険物施設における危険物の流出等の事故の原因を調査する仕組みの充実を図るとともに、他の都道府県に出動した緊急消防援助隊の機動的な活用のための制度を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、消防法の一部改正に関する事項

- 1 危険物施設において発生した危険物の流出その他の事故であって火災が発生するおそれがあったものについて、当該事故の原因の調査をすることができるよう必要な権限を市町村長等に付与する。
- 2 1の調査をする市町村長等から求めがあった場合は、消防庁長官が調査をすることができる。

#### 二、消防組織法の一部改正に関する事項

- 1 消防庁長官は、大規模な災害が一の都道府県に限られる場合であっても、当該災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、災害発生市町村のため、他の都道府県知事又は当該都道府県内の市町村長に対し、緊急消防援助隊の出動を指示することができる。
- 2 都道府県の区域内において災害発生市町村が2以上ある場合において、緊急消防援助隊が出動したときは、都道府県に消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の措置の総合調整を行う。
- 3 都道府県知事は、2に規定する場合において、緊急消防援助隊に対し、当該緊急消防援助隊が行動している災害発生市町村以外の災害発生市町村のため、出動することを指示することができる。

#### 三、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、一の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。

### 【附帯決議】(20.5.15総務委員会議決)

政府は、本法施行に当たり、次の事項についてその実現に努めるべきである。

一、大規模地震に伴う危険物施設の事故により甚大な被害の発生が予測されることにかんがみ、危険物施設の耐震化を促進し、安全対策を一層強化すること。

また、危険物施設については、老朽化等に伴う腐食等劣化が流出事故の大きな要因となっていることから、その種類や設置環境等に応じた腐食防止・抑制対策を推進し、事故防止に努めるこ

と。

二、危険物施設における危険物の流出等の事故原因の調査については、効果的・効率的な調査を確実に実施することができるよう、事故原因調査マニュアルを整備するとともに、必要な消防職員を確保し、調査能力や技術の向上を図ること。また、調査結果については、技術基準等への速やかな反映を図るとともに、関係機関における情報共有体制を構築し、実効性のある事故防止策を講じること。

三、緊急消防援助隊については、活動規模の増大や大規模地震発生への懸念にかんがみ、登録部隊の計画的な増強及び施設・設備等の充実強化を推進するとともに、消防応援活動調整本部の運営や関係機関との連携など実践的な訓練を行い、指揮・連携能力の向上に一層努めること。

四、災害発生時に広範な被害状況を迅速に把握するため、消防防災ヘリコプターによる災害映像伝送システムについては、中継車や可搬型受信装置の普及を含め全国的な映像受信範囲の拡大を図るとともに、通信衛星へ直接伝送する技術について検討を重ねること。

また、防災行政無線については、早急に整備率の向上を図るとともに、デジタル化に向けて適切な財政支援を措置すること。

五、災害対応力を強化するため、初動及び応急対応の防災拠点となる病院、学校、公民館等の公共施設について、早期に耐震化を完了すること。また、消防団の地域防災に果たす重要性にかんがみ、常備消防との連携体制を強化するとともに、団員の確保及び装備等の充実を行い、その活性化を図ること。

右決議する。

## 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案(閣法第64号)(先議)

(参議院 20.5.19環境委員会付託 5.23本会議可決 衆議院 6.10修正議決 参議院 6.11回付案同意)

### 【要旨】

本法律案は、昨年、米国で、メラミンが混入されたペットフードにより、犬・猫が相次いで死亡する事故が発生したことなどを踏まえ、ペットの健康を保護し、動物の愛護に寄与するために、ペットフードに関する規制を行い、その安全性を確保しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、愛がん動物用飼料の基準又は規格の設定

愛がん動物用飼料の製造の方法若しくは表示についての基準又は成分についての規格を定め、これに合わない愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止する。

#### 二、有害な物質を含む愛がん動物用飼料の製造等の禁止

有害な物質を含み、若しくは病原微生物に汚染されている愛がん動物用飼料又はこれらの疑いがある愛がん動物用飼料の製造、輸入又は販売を禁止することができることとする。

#### 三、愛がん動物用飼料の廃棄等の命令

一又は二により禁止の対象となる愛がん動物用飼料が販売等された場合には、農林水産大臣及び環境大臣は、廃棄、回収等必要な措置をとることを命令することができることとする。

#### 四、その他

愛がん動物用飼料の製造業者等の届出義務、立入検査等所要の規定を整備する。

#### 五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### 【衆議院修正要旨】

生物多様性基本法が本年6月6日施行され、環境基本法が改正されたことに伴い、本案附則の環境基本法改正規定中「石綿による健康被害の救済に関する法律」を「生物多様性基本法」に改めるものである。

【附帯決議】（20.5.22環境委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、愛がん動物用飼料の製造の方法・表示の基準、成分の規格は、事業者、民間団体及び諸外国の取組状況を踏まえ、的確かつ速やかに策定すること。また、対象となる愛がん動物の今後の拡大についても、積極的に検討を行うこと。
  - 二、愛がん動物用飼料は、購入する消費者の多くが飼育の専門家ではないことにかんがみ、期限表示、原料及び使用添加物等、消費者のニーズに応じたわかりやすい表示となる基準を策定すること。また、偽装表示が行われないよう、市場に流通している製品の検査体制の充実に努めるとともに、偽装表示に対しては厳正に対処すること。
  - 三、規制の適用に当たっては、事業者が円滑に対応できるよう十分な周知期間を設けるとともに、事業者に対し規制の必要性や内容の周知徹底を行うこと。また、事業者に対する検査や指導等を行うための関係機関の体制整備に努めること。
  - 四、飼育者の実質的相談窓口となることが想定される動物病院や都道府県等の動物愛護関連機関との連携を密にし、安全性に関する情報の収集に努めるとともに、有害な原材料が広範囲に使われないように、関係省庁間においても情報交換等、連携に万全を期すること。
  - 五、愛がん動物に与える飼料の種類によっては、愛がん動物の健康が損なわれるおそれがあることにかんがみ、ふさわしい飼料やその与え方について飼育者への普及啓発等に努め、適正飼養を推進すること。
- 右決議する。

保険法案(閣法第65号)

(衆議院 20.4.30可決 参議院 5.19法務委員会付託 5.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、社会経済情勢の変化にかんがみ、保険契約に関する法制について、共済契約をその適用の対象に含めることとするほか、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者の保護に資するための規定を整備し、傷害疾病保険に関する規定の新設等を行うとともに、国民に理解しやすい法制とするため表記を現代用語化するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の適用範囲  
共済契約にも適用範囲を拡大し、保険契約と共済契約に共通する契約ルールとして整備する。
- 二 傷害疾病保険  
傷害疾病定額保険契約に関する規定を新設する。
- 三 保険契約者を保護するための規定の整備
  - 1 契約締結時の告知についての規定の見直し  
保険契約者等は、保険者から質問された事項について告知すれば足りる。  
保険募集人による告知妨害等があった場合の規定を新設する。
  - 2 保険金の支払時期についての規定の新設  
適正な保険金の支払のために不可欠な調査に要する時間的猶予を保険者に認めつつ、その調査に客観的に必要な期間が経過した後は保険者が遅滞の責任を負う。
  - 3 片面的強行規定の導入

本法律案の規定よりも保険契約者側に不利な内容の合意を無効とする。

#### 四 責任保険における被害者の優先権

責任保険の被保険者が倒産した場合でも被害者が保険金から優先的に被害の回復を受けることができるように、被害者に、保険給付を請求する権利について特別の先取特権を付与する。

#### 五 生命保険契約の保険金受取人の変更についての規定の整備

生命保険金受取人の変更の意思表示の相手方は保険者であること、遺言による保険金受取人の変更が可能であることについて明文で規定する。

#### 六 表記の現代用語化

片仮名文語体で表記されている商法の保険契約に関する規定を見直し、平仮名口語体の表記による保険契約に関する新たな法典を制定する。

#### 七 施行期日

この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【保険法案及び保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議】

(20.5.29法務委員会議決)

政府及び関係者は、これらの法律の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 保険給付の履行期に関して、保険者による支払拒絶事由等の調査及び支払いの可否に関する回答が迅速かつ適正に行われるべき体制を確保すること。
- 二 保険法第21条第1項、第52条第1項及び第81条第1項における「相当の期間」に関しては、これらの規定の趣旨を踏まえ、契約類型ごとに確認を要する事項を具体的に示すなどした約款を作成するよう指導監督するものとし、その際、現行約款が規定する損害保険契約にあつては30日、生命保険契約にあつては5日、傷害疾病定額保険にあつては30日の各期限が「相当の期間」の一つの目安となることを前提に、その期限を不当に遅滞させるような約款を認可しないこと。
- 三 重大事由による解除（保険法第30条第3号、第57条第3号及び第86条第3号）に関しては、保険金不払いの口実として濫用された実態があることを踏まえ、その適用に当たっては、第30条第1号若しくは第2号等に匹敵する趣旨のものであることを確認すること。また、保険者が重大事由を知り、又は知り得た後は、解除が合理的期間内になされるよう、政府は、保険者を適切に指導・監督すること。
- 四 約款は保険者により一方的に作成されるものであり、複雑・難解であること並びに多様化した商品の内容及び保険事故に関する一般的・専門的情報等が保険者側に偏在している事実にかんがみ、保険契約者等の保護に欠ける条項、不明確な条項、保険契約者等の合理的期待に反する条項等が生じないように、約款の作成又は認可に当たり十分に留意すること。また、約款の認可、監督に当たっては、恣意的に運用されることがないように、指針をより明確にすること。
- 五 雇用者が保険金受取人となる団体生命保険契約については、被保険者となる被用者からの同意の取得に際しては当該被用者が、保険給付の履行を行うに際してはその家族が、保険金受取人や保険金の額等の契約の内容を認識できるよう努めること。また、他人の生命の保険契約については、被保険者の保護にもとる事態が生ずることのないよう十分に留意すること。
- 六 告知に関する規定を含め多くの片面的強行規定を設けるなどして保険契約者等を保護するために保険法が制定されたという立法趣旨が保険者に遵守されるようにするため、必要に応じこのような立法趣旨を踏まえて監督基準の見直しを行い、また、当該立法趣旨や遺言による保険金受取人の変更などの新たに設けられた制度の内容が消費者に十分認識されるよう、周知を徹底すること。
- 七 保険法が、保険契約、共済契約等の契約に関する規律を定める法律であつて、組織法や監督法

の一元化を図るものではないことを確認すること。  
右決議する。

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第66号)  
(衆議院 20.4.30可決 参議院 5.19法務委員会付託 5.30本会議可決)

【要旨】

本法律案は、保険法の施行に伴い、商法、自動車損害賠償保障法その他の関係法律の規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定めようとするものである。

【附帯決議】(20.5.29法務委員会議決)

保険法案(閣法第65号)と同一内容の附帯決議が行われている。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案(閣法第67号)  
(衆議院 20.4.25可決 参議院 5.7厚生労働委員会付託 5.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、介護サービス事業者の業務運営の適正化及び利用者に対する必要な介護サービスの提供の確保を図るため、介護サービス事業者に対し、介護保険法を遵守するための業務管理体制の整備及び事業廃止時等における利用者の保護を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 業務管理体制の整備に関する事項

- 1 介護サービス事業者は、法令遵守等に係る義務の履行が確保されるよう、業務管理体制を整備しなければならない。その整備に関する事項について、厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長(2及び3において「厚生労働大臣等」という。)に届け出なければならない。
- 2 厚生労働大臣等は、業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、介護サービス事業者に対し、報告等を命ずるとともに、当該職員に事業所等に立入検査をさせることができる。
- 3 厚生労働大臣等は、介護サービス事業者が適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができ、介護サービス事業者がその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

二 介護サービス事業者の本部等に対する立入検査権の創設に関する事項

都道府県知事又は市町村長(以下「都道府県知事等」という。)は、居宅介護サービス費等の支給に関して必要があると認めるときは、当該職員に介護サービス事業者の指定等に係る事業所に加えて、当該介護サービス事業者の事務所その他事業等に関係のある場所にも立入検査をさせることができる。

三 不正事業者による処分逃れ対策に関する事項

- 1 介護サービス事業者は、事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の1月前までに、都道府県知事等に届け出なければならない。
- 2 偽りその他不正の行為により支払を受けた介護サービス事業者に対する返還金及び加算金を徴収金とする。

四 指定及び更新の欠格事由の見直しに関する事項

- 1 介護サービス事業者の指定等に係る欠格事由として、新たに、申請者と密接な関係を有する者が指定等を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき及び申請者が都道府県知事等による検査が行われた日から指定等の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日までの間に事業等の廃止の届出をした者で、当該届出の日か

ら起算して5年を経過しないものであるときを追加する。

- 2 過去5年以内に指定等の取消しの処分を受けた介護サービス事業者であっても、当該処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護サービス事業者による一の1の業務管理体制の整備についての取組の状況等を考慮して、指定等の取消に該当しないこととすることが相当であると認められるときは、都道府県知事等は、当該介護サービス事業者等の指定等を行うことができる。

#### 五 事業廃止時におけるサービスの確保に関する事項

- 1 介護サービス事業者は、事業等の廃止又は休止の届出をしたときは、当該介護サービス事業者が提供するサービスを受けていた者であって、引き続き当該指定居宅サービス等に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の介護サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。
- 2 都道府県知事等は、介護サービス事業者による1の便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該介護サービス事業者及び関係者相互間の連絡調整、当該介護サービス事業者及び当該関係者に対する助言等を行うことができ、厚生労働大臣は、都道府県知事相互間の連絡調整、当該介護サービス事業者に対する都道府県の区域を越えた広域的な見地からの助言等を行うことができる。
- 3 都道府県知事等は、介護サービス事業者が1の便宜の提供を適正に行っていないと認めるときは、当該便宜の提供を適正に行うべきことを勧告することができ、当該介護サービス事業者が、当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該措置をとるべきことを命ずることができる。

#### 六 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

#### 【附帯決議】（20.5.20厚生労働委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、業務管理体制の整備の義務付けに当たっては、指導監督体制の充実強化に努めるとともに、介護サービス事業者にとって過度の負担増が生じないように配慮すること。
- 二、今回の法改正に基づく厚生労働省令等の制定・改正に当たっては、介護サービスの利用者、介護サービス事業者等関係者の意見を十分に聴く機会を設けること。
- 三、次期介護報酬改定に当たっては、介護従事者等の処遇の改善に資するための措置を講ずること。  
なお、地域差の実態を踏まえ、必要な見直しを検討すること。また、サービス提供責任者等の処遇に配慮するとともに、介護福祉士等の専門性を重視し、有資格者の評価の在り方について検討を行うこと。
- 四、介護保険料の算定については、税制等の制度改正が高齢者世帯へ与える影響を十分踏まえ対応すること。
- 五、今後の介護保険制度の在り方については、国民の老後生活における介護の不安に応えるセーフティネットとして機能するよう、介護報酬の引上げによる保険料の急激な上昇を防ぐための方策を含め、十分な検討を加えること。  
右決議する。



## 少年法の一部を改正する法律案(閣法第68号)

(衆議院 20.6.3修正議決 参議院 6.4法務委員会付託 6.11本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の創設、被害者等による記録の閲覧及び謄写の要件の緩和等を行うほか、成人の刑事事件により適切に対処するため、その管轄を家庭裁判所から地方裁判所等へ移管する等の所要の規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、被害者等による少年審判の傍聴

- 1 家庭裁判所は、殺人事件等一定の重大事件の被害者等から、審判期日における審判の傍聴の申出がある場合、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判の状況等を考慮して相当と認めるときは、その申出をした者に対し、審判の傍聴を許すことができる。
- 2 家庭裁判所は、1の規定により審判の傍聴を許す場合において、傍聴する者が著しく不安又は緊張を覚えるおそれがあると認めるときは、適当と認める者を、傍聴する者に付き添わせることができる。

#### 二、被害者等による記録の閲覧及び謄写

少年保護事件の被害者等については、原則としてその保管する当該保護事件の記録(家庭裁判所が専ら当該少年の保護の必要性を判断するために収集したもの及び家庭裁判所調査官が家庭裁判所による当該少年の保護の必要性の判断に資するよう作成・収集したものを除く。)の閲覧又は謄写を認める。

#### 三、被害者等の申出による意見の聴取

被害者の心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹を、第9条の2に規定する意見の聴取の対象者とする。

#### 四、成人の刑事事件

成人の刑事事件に関し、少年法第37条第1項に掲げる罪に係る第一審の裁判権を家庭裁判所から地方裁判所等に移管するとともに、家庭裁判所が少年保護事件の調査又は審判により同項に掲げる事件を発見したときの通知義務について規定した同法第38条を削除する。

#### 五、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

なお、本法律案は、衆議院において、少年審判の傍聴の許否の判断基準の明確化及び配慮規定の追加、傍聴の対象となる少年審判の下限年齢の設定、弁護士である付添人からの意見の聴取、被害者等に対する審判状況の説明等について修正が行われた。

### 【附帯決議】(20.6.10法務委員会議決)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 犯罪被害者等の尊厳にふさわしい処遇の保障という犯罪被害者等基本法の基本理念を十分に尊重しつつ、今後とも少年の健全な育成という少年法の目的が確実に達成されるよう努めること。
- 二 犯罪被害者等による少年審判の傍聴は、審判に支障が生じない範囲で認められるものであることを踏まえ、少年が萎縮し率直な意見表明ができなくなることがないように、広めの審判廷の使用、座席配置の工夫等適切な審判廷の在り方について検討の上周知すること。
- 三 犯罪被害者等が別室でモニターにより少年審判を傍聴する方法については、犯罪被害者等からの要望等を勘案しつつその利点及び問題点を検証し、幅広い検討を行うこと。
- 四 犯罪被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大については、社会記録が少年や関係者の

プライバシーに深くかかわる内容を含むものであるとして引き続きその対象から除外された趣旨を踏まえ、法律記録の閲覧又は謄写をさせることの相当性の判断をする場合においても、少年や関係者のプライバシーの保護に十分留意する旨周知すること。

- 五 犯罪被害者等による少年審判の傍聴や犯罪被害者等への少年審判の状況の説明の適切かつ円滑な実施等のために、家庭裁判所がその責務を十分に担えるよう、家庭裁判所調査官、裁判所書記官等の増員、広い審判廷の確保その他の必要な人的・物的体制の整備・拡充に努めること。
- 六 少年審判手続における犯罪被害者等への配慮に関する制度の在り方についての検討に資するため、関係省庁は、国会に対し、本法に基づく犯罪被害者等による審判の傍聴、記録の閲覧・謄写、犯罪被害者等への審判の状況の説明等の実施状況等について、適時、積極的に情報提供をすること。
- 七 犯罪被害者等基本法の基本理念を踏まえ、犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、関係機関は連携して、幅広い分野における支援・救済措置の充実に努めること。  
右決議する。

## 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第69号) (衆議院 継続審査)

### 【要旨】

障害者の雇用に関する状況にかんがみ、障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、中小企業に関して障害者雇用納付金の徴収等の対象範囲を拡大するとともに、短時間労働者を雇用義務の対象に追加する等、施策の充実強化を図ろうとするものである。

## 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第70号) (衆議院 20.5.29可決 参議院 5.30経済産業委員会付託 6.11本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、最近の訪問販売等における購入者等の被害が増加している状況にかんがみ、購入者等の利益の保護等を図るために必要な措置を講じようとするものであり、主な内容は次のとおりである。

#### 一、特定商取引に関する法律の一部改正

##### 1 指定商品・指定役務の見直し

訪問販売、通信販売及び電話勧誘販売について、規制対象となる商品及び役務を政令で指定する方式を改め、他の法律の規定によって購入者等の利益を保護することができるもの等を除き、原則すべての商品及び役務を規制対象とする。

##### 2 訪問販売に係る勧誘規制の充実

販売業者又は役務提供事業者(以下「販売業者等」という。)は、訪問販売をするとき、契約を締結しない旨の意思を表示した者へ当該契約について勧誘をしてはならない。

##### 3 訪問販売に係る過量販売契約の撤回等

訪問販売に係る日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約等の申込者等は、その申込みの撤回等を行うことができる。

##### 4 承諾をしていない者に対する電子メール広告の提供の禁止

販売業者等又は電子メール広告受託者は、その相手方となる者からの請求又は承諾がない場合に、電子メール広告をしてはならない。

##### 5 通信販売に係る契約の解除等

通信販売における購入者等は、売買契約の申込みの撤回等についての特約を広告に表示して

いた場合を除き、その契約に係る商品の引渡し又は指定権利の移転を受けた日から起算して8日間は、その契約の申込みの撤回等を行うことができる。

#### 6 訪問販売協会の自主規制の強化

訪問販売協会は、その定款において、社員がこの法律の規定に違反する行為をした場合等に、当該社員に対し、過怠金の賦課や除名等を行う旨を定めなければならない。

### 二、割賦販売法の一部改正

#### 1 定義の変更

「割賦購入あっせん」を「包括信用購入あっせん」及び「個別信用購入あっせん」とし、新たに2月以上の1回払い及び2回払いを規制対象とする。

#### 2 指定商品・指定役務の見直し

包括信用購入あっせん及び個別信用購入あっせんの規制対象となる商品及び役務を政令で指定する方式を改め、原則すべての商品及び役務を規制対象とする。

#### 3 支払可能見込額の調査

包括信用購入あっせん業者及び個別信用購入あっせん業者は、指定信用情報機関が保有する特定信用情報を使用し、カード等の利用者又は購入者等の支払可能見込額を算定するために必要な事項を調査するとともに、カード等の極度額が支払可能見込額及び平均支払期間を勘案して算出した額を超えるとき又は購入者等の年間支払額が支払可能見込額を超えるときは、当該カード等の交付等又は当該個別信用購入あっせん関係受領契約の締結をしてはならない。

#### 4 個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査

個別信用購入あっせん業者は、訪問販売等に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の締結に先立って、販売業者等による契約の締結の勧誘時における不実のことを告げる行為等の有無に関する事項を調査しなければならない。販売業者等が当該行為等をしたと認めるときは、当該勧誘の相手方と、個別信用購入あっせん関係受領契約を締結してはならない。

#### 5 個別信用購入あっせん関係受領契約の取消し等

購入者等は、個別信用購入あっせん関係販売業者等が訪問販売等に係る個別信用購入あっせん関係受領契約の締結について勧誘をするに際し、不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であると誤認したとき等は、当該個別信用購入あっせん関係受領契約の申込み等の意思表示を取り消すことができる。この場合において、購入者等が個別信用購入あっせん業者に対して金銭を支払っているときは、その返還を請求することができる。

#### 6 個別信用購入あっせん業者の登録

個別信用購入あっせんは、登録を受けた法人でなければ、業として営んではならない。

#### 7 指定信用情報機関

経済産業大臣は、要件を備える者を特定信用情報提供等業務を行う者として指定することができる。

#### 8 クレジットカード番号等の適切な管理等

包括信用購入あっせん業者等は、その取り扱うクレジットカード番号等の漏えい、滅失又はき損の防止その他のクレジットカード番号等の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### 9 認定割賦販売協会

経済産業大臣は、割賦販売業者等が設立した一般社団法人であって、一定の要件に該当すると認められるものを、割賦販売等に係る取引の公正の確保及びクレジットカード番号等の適切な管理を図るために必要な規則の制定等の業務を行う者として認定することができる。

### 三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、一部の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日等から施行する。

【附帯決議】（20.6.10経済産業委員会議決）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 規制の対象となる商品・役務について政令指定方式から原則適用方式へ転換し、消費者被害の後追いから脱却するという法改正の趣旨にのっとり、適用除外を定めるに当たっては、消費者保護の観点から規制のすき間が生じないようにすること。また、改正法の施行状況を十分に監視し、新たな被害の発生及び拡大の防止のための迅速な措置を講じられるよう、適用除外の範囲について適宜適切に見直しを行うこと。
- 二 訪問販売における再勧誘の禁止及び過量販売による契約の解除等については、消費者被害の防止と救済の実効性及び事業者の予見可能性を確保するため、ガイドライン等を用意すること。  
また、支払可能見込額の調査に際しては、利用者の個人情報の収集を必要かつ十分な最小限のものにとどめるとともに、その管理に万全を期すよう指導すること。なお、健全な取引を行っている事業者に過度な負担を与えないことや個人情報の保護等に十分配慮しつつ、業態を越えた信用情報の相互利用の推進など実効的な過剰与信の防止を図るための措置を検討すること。
- 三 認定割賦販売協会、訪問販売協会等による自主規制機能を強化するに当たり、当該組織の透明性及び規制の実効性が確保されるよう加盟店管理や被害者救済等に係る制度の整備を促し、悪質業者の排除等業界全体の一層の健全化に向けた取組を支援すること。
- 四 消費者被害の未然防止及び救済のためには、消費者行政の第一線において消費者からの相談、苦情処理及び紛争解決、消費者に対する情報提供、啓発及び消費者教育を担う、地方自治体の消費生活センター及び独立行政法人国民生活センターの機能の充実・強化が重要であることにかんがみ、それに要する予算及び人員確保を国の責任において措置すること。  
また、法改正の実効性を上げるため、関係省庁、地方自治体、警察、消費者団体等との緊密な連携体制を一層整備するとともに、地域における法の執行体制の充実・強化のための措置を講じること。
- 五 近年、商品、役務、取引形態等の多様化及び複雑化に伴い消費者トラブルも複雑化、広域化している現状を踏まえ、店舗におけるクレジット取引、インターネット取引、マルチ商法等をめぐる課題への対処を含め、政府全体として、消費者被害防止のための制度全般にわたり、点検及び必要な見直しを行うこと。

右決議する。

空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案(閣法第71号)

(衆議院 20.6.5可決 参議院 6.5国土交通委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、空港における利用者利便の向上及び安全の確保を図るため、国土交通大臣による基本方針の策定、空港機能施設の建設及び管理を国土交通大臣の指定を受けた者が行う制度の創設、空港の設置者に対する空港保安管理規程の作成及び届出の義務付け等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、空港整備法の一部改正

- 1 法律の題名を「空港法」に改めるとともに、目的に、我が国の国際競争力の強化及び地域の活力の向上に寄与することを追加する。
- 2 国土交通大臣は、空港の整備及び運営に関する基本的な事項等について、空港の設置及び管

理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 3 現行の第一種空港、第二種空港及び第三種空港としていた空港の区分制度を見直し、各空港の果たしている機能や役割に応じて、空港の設置管理者及び工事費用の負担割合等を定めるものとする。
- 4 空港管理者は、空港が提供するサービスの内容に関する事項等について空港供用規程を定め、適切な方法により公表しなければならないものとする。
- 5 国土交通大臣は、基本方針に従って空港機能施設事業（空港機能施設（各空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設をいう。）を建設し、又は管理する事業をいう。）を行う能力を十分に有すると認められる者を、その申請により、空港ごとに国が管理する各空港において空港機能施設事業を行う者として指定することができるものとする。
- 6 国は、東京国際空港緊急整備事業（東京国際空港における滑走路、着陸帯、誘導路及び照明施設の新設の工事並びにこれらに附帯する工事に係る事業で、国土交通大臣が航空輸送需要に対応するため緊急に行う必要があると認めて、当該事業が行われる区域を告示したものをいう。）の円滑な推進を図るために必要な資金の確保に努めるものとする。

## 二、航空法の一部改正

空港の設置者は、空港の保安を確保するために自らが遵守すべき、管理の方針、体制及び方法について必要な事項を記載した空港保安管理規程を定め、国土交通大臣に届け出なければならず、国土交通大臣は、当該空港保安管理規程に必要な事項が記載されていないと認めるときは、当該空港の設置者に対し、これを変更すべきことを命ずることができるものとする。

三、この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行する。

四、政府は、平成20年度中に、我が国の開かれた投資環境の整備及び我が国の安全保障の観点から、空港の設置及び管理に係る制度に関し、国際的動向その他の事情を勘案しつつ、成田国際空港株式会社の完全民営化を推進するに際して必要となる措置等について、可能な限り速やかに検討を行い、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

### 【附帯決議】（20.6.10国土交通委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、空港の運営、管理については、効果的かつ効率的に、透明性を持って行われるよう所要の措置を講じること。その際、空港ごとの収支について明確にすること。また、高カテゴリー化による就航率の向上やバリアフリー対策の推進、アクセス機能の改善等により、地域の観光や産業振興に十分な効果が発揮されるよう努めるとともに、協議会での協議等においては、航空運送事業者に対する規制強化とならないよう留意し、空港の利用者利便の向上が図られるよう努めること。

航空の安全確保の観点からは、航空機搭乗に係る保安検査の充実等安全運航の確保に努めるとともに、空港及び航空の保安に関する一体的な制度の検討を行うこと。

二、我が国の国際競争力強化のため、首都圏空港については、整備を着実に実施するとともに、関西三空港については、今後の位置付けを明確化し、その相乗効果が発揮できるよう努めること。また、東京国際空港の整備拡張等に伴い発着枠が増加されることにかんがみ、航空機の効率的な運航を確保するため、首都圏の空域の返還と再編が早期に、かつ国益に資する形で行われるよう、関係国、関係箇所との交渉に鋭意努めること。

三、旧空港整備特別会計の不適切な使用実態が明るみにされたことにかんがみ、社会資本整備事業特別会計の空港整備勘定について、その在り方の適正化及び透明化を図ること。

右決議する。

## 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第72号)

(衆議院 20.4.25修正議決 参議院 5.21環境委員会付託 6.6本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、京都議定書における我が国の温室効果ガスの排出量の6%削減という国際約束を確実に履行するため、特に温室効果ガスの排出量が伸び続けている業務部門や家庭部門における対策を抜本的に強化するため、国内における排出削減対策の追加的措置や第一約束期間以降を見据えた排出削減のための基盤整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、都道府県、指定都市、中核市及び特例市は、地方公共団体実行計画の中で、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策についても定めることとする。
- 二、事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に資する設備の選択など、必要な措置を講ずるとともに、国民の日常生活における排出抑制の取組に寄与する措置を講ずるよう努めなければならないこととし、それに資するよう主務大臣は、排出抑制等指針を策定・公表することとする。
- 三、温室効果ガスの排出量の算定・報告・公表制度について、事業所単位から事業者単位・フランチャイズチェーン単位の算定・報告の仕組みへと変更する。
- 四、現行の都道府県に加え、指定都市、中核市及び特例市においても、地球温暖化防止活動推進センターの指定や、地球温暖化防止活動推進員の委嘱を可能とする。
- 五、クリーン開発メカニズム(CDM)事業のうち、途上国における植林により吸収源を強化する活動から発行されるクレジットについて、その森林が滅失した場合などに求められる国際合意に基づく補填義務を履行するため、その主体、当該義務の履行方法などを定めることとする。
- 六、この法律は、一部を除き、平成21年4月1日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、エネルギー供給事業者は、一般消費者に対し、エネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならないものとする事、政府は、温室効果ガスの排出量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする事等の修正が行われた。

### 【附帯決議】(20.6.5環境委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一、排出抑制等指針の策定に当たっては、京都議定書の削減約束を国内対策を中心として確実に達成し、さらに長期的かつ継続的な排出削減のための基盤を整備するために十分に有効な内容のものとする事。
- 二、地方公共団体実行計画の拡充に際して、特例市未滿の市町村における温暖化防止の取組が後退することのないよう配慮するとともに、市町村が行う脱温暖化の地域づくりの取組に必要な支援を行う事。また、市町村における温室効果ガスの排出量等の情報について、その精度の向上に努める事。
- 三、事業所の温室効果ガス排出量について、地方自治体の条例に基づいて開示したにもかかわらず国の制度で非開示としたものもある事にかんがみ、算定・報告・公表制度における権利利益保護請求の取扱いについては、地方の実情把握に努めるとともに、適切かつ合理的な運用が図られるよう努める事。
- 四、事業者による温室効果ガスの排出量その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスに係る情報に関し、投資、製品等の利用その他の行為をするに当たって当該情報を利用する事業者、国民などに対する提供の在り方について検討する際には、公平かつ統一的なものになるように情報提供の方法の検討を行う事。
- 五、家庭、業務部門における二酸化炭素排出量削減の必要性にかんがみ、家庭、オフィス、事業所

における二酸化炭素排出量の少ない日常生活用製品等の普及促進と啓もうを図るために、省エネ効果の高い家電製品等への買換えが消費者にとってメリットが感じられるような新たな省エネ促進のスキームの構築の推進に努めること。

六、温室効果ガスの少なくとも半減を目指すためには強力な施策が必要とされることから、排出量取引、環境税等の導入についても必要な検討を総合的かつ早急に行うこと。

七、温室効果ガスの排出を大幅に削減していくためには、低炭素社会へと確実に転換していかねばならないことから、生産の仕組み、ライフスタイル、都市や交通の在り方などあらゆる制度を根本から見直す検討を進めるとともに、温暖化対策における環境・エネルギー分野の技術革新の重要性にかんがみ、その研究技術開発とその普及を強力に進めること。

右決議する。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案(閣法第73号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

公正かつ自由な経済社会を実現するために競争政策の積極的展開を図ることが必要であることにかんがみ、他の事業者の事業活動を排除することによる私的独占、一定の不公正な取引方法等に対する課徴金制度の導入、企業結合に係る届出制度の見直し等の措置を講じようとするものである。

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第74号)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

本法律案は、競争の導入による公共サービスの改革を推進するため、官民の競争条件の均一化を確保しつつ、公共職業安定所の職業紹介、職業指導及びこれらに付随する業務のうち一定のものを民間事業者に委託することができることとするための措置を講じようとするものである。

国家公務員制度改革基本法案(閣法第75号)

(衆議院 20.5.29修正議決 参議院 5.30内閣委員会付託 6.6本会議可決)

【要旨】

本法律案は、国家公務員一人一人がその能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行することとするための国家公務員制度改革について、その基本理念及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国家公務員制度改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

1 国家公務員制度改革は、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。

- (一) 議院内閣制の下、国家公務員がその役割を適切に果たすこと。
- (二) 多様な能力及び経験を持つ人材を登用し、及び育成すること。
- (三) 官民の人材交流を推進するとともに、官民の人材の流動性を高めること。
- (四) 国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保し、及び育成すること。
- (五) 国民全体の奉仕者としての職業倫理を確立するとともに、能力及び実績に基づく適正な評価を行うこと。
- (六) 能力及び実績に応じた処遇を徹底するとともに、仕事と生活の調和を図ることができる環境を整備し、及び男女共同参画社会の形成に資すること。

(七) 政府全体を通ずる国家公務員の人事管理について、国民に説明する責任を負う体制を確立すること。

2 国は、1の基本理念にのっとり国家公務員制度改革を推進する責務を有する。

3 政府は、二の基本方針に基づき、国家公務員制度改革を行うものとし、このために必要な措置については、職員の職務の特殊性に十分に配慮しつつ、この法律の施行後5年以内を目途として講ずるものとする。また、必要となる法制上の措置については、施行後3年以内を目途として講ずるものとする。

## 二、国家公務員制度改革の基本方針

1 政府は、議院内閣制の下、政治主導を強化し、国家公務員が内閣、内閣総理大臣及び各大臣を補佐する役割を適切に果たすため、内閣官房に国家戦略スタッフを、各府省に政務スタッフを置く等の措置を講ずるものとする。

2 政府は、縦割り行政の弊害を排除するため、内閣の人事管理機能を強化し、並びに多様な人材の登用及び弾力的な人事管理を行えるよう、幹部職員の任用について内閣官房長官が適格性の審査及び候補者名簿の作成を行う等の措置を講ずるものとする。

3 政府は、政官関係の透明化を含め、政策の立案、決定及び実施の各段階における国家公務員としての責任の所在をより明確なものとし、国民的的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資するため、職員が国会議員と接触した場合における当該接触に関する記録の作成、保存その他の管理及びその情報の適切な公開に必要な措置等を講ずるものとする。

4 政府は、職員の育成及び活用を府省横断的に行うとともに、幹部職員等について、適切な人事管理を徹底するため、幹部職員等の定数の設定及び改定、並びに2に規定する適格性の審査及び候補者名簿の作成等の事務を内閣官房において一元的に行うこととするための措置を講ずるものとする。

5 政府は、採用試験について、多様かつ優秀な人材を登用するため、現行の採用試験を抜本的に見直し、新たな試験を設ける等の措置を講ずるものとする。

6 政府は、幹部候補育成課程を整備し、幹部職員等に関しては、その職責を担うにふさわしい能力を有する人材を確保するための措置を講ずるものとする。なお、幹部候補育成課程の整備に当たっては、課程対象者の管理職員への任用が保証されるものとしてはならず、職員の採用後の任用は、人事評価に基づいて適切に行われなければならない。

7 政府は、現行の制度を抜本的に見直し、官民の人材交流を推進するとともに、官民の人材の流動性を高めるための措置を講ずるものとする。

8 政府は、国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保し、及び育成するための措置を講ずるものとする。

9 政府は、職員の倫理の確立及び信賞必罰の徹底のため、職業倫理を人事評価の基準とする等の措置を講ずるものとする。

10 政府は、職員が意欲と誇りを持って働くことを可能とするため、職員の能力及び実績に応じた処遇の徹底を目的とした給与等の見直し、定年を段階的に65歳に引き上げることについて検討すること等の措置を講ずるものとする。

11 政府は、内閣官房に4の事務を追加するとともに、当該事務を行わせるために内閣官房に内閣人事局を置くものとし、このために必要な法制上の措置について、一の3にかかわらずこの法律の施行後1年以内を目途として講ずるものとする。

12 政府は、協約締結権を付与する職員の範囲の拡大に伴う便益及び費用を含む全体像を国民に提示し、その理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するものとする。

## 三、国家公務員制度改革推進本部



国家公務員制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とし、国家公務員制度改革の推進に関する企画立案及び総合調整並びに国家公務員制度改革に関する施策の実施の推進に関する事務をつかさどる国家公務員制度改革推進本部を置く。

#### 四、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、三に掲げる事項は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、地方公務員の労働基本権の在り方について、二の12の国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって検討する。検討に関する事務は、国家公務員制度改革推進本部がつかさどる。

なお、本法律案は、衆議院において、基本理念について、男女共同参画社会の形成に資することを追加すること、基本方針について、政治主導を強化する旨を明記すること、幹部職員の任用における適格性の審査及び候補者名簿の作成を内閣官房長官が行うこと、幹部職員等の定数の設定及び改定等を追加すること、職員の国会議員との接触に関する記録の作成等及びその情報の適切な公開のために必要な措置を講ずること、定年を段階的に65歳に引き上げることについて検討すること、内閣官房に内閣人事局を置くこと、労働基本権に関する規定を改めることを主な内容とする修正が行われた。

#### 【附帯決議】（20.6.5内閣委員会議決）

政府は、行政の運営を担う国家公務員一人一人の職員がその能力を高めつつ、国民の立場に立ち、責任を自覚し、誇りを持って職務を遂行することとするため、国家公務員制度改革を推進するに当たり、次の事項に万全を期すべきである。

- 一、国家公務員制度改革の基本理念に、「男女共同参画社会の形成に資する」ことを加えたことを念頭に置き、今後、所要の措置を講ずること。
- 二、政治主導を強化するという本法案の趣旨にかんがみ、国家戦略スタッフ及び政務スタッフについては相当数の人材を登用し得るように制度設計するとともに、内閣官房副長官、内閣官房副長官補、内閣総理大臣補佐官等の増員についても検討すること。
- 三、職員、特に幹部職員及び管理職員の任用については、縦割り行政の弊害を排除し、国際社会の中で国益を全うできる人材を確保するため、内閣の人事管理機能を強化し、公募等も活用し、行政機関の内外から多様かつ高度な能力及び経験を有する人材の登用に努めること。
- 四、幹部職員の任用及び評価に当たっては、本法案の趣旨を踏まえ、任命権者である大臣並びに内閣総理大臣及び内閣官房長官が密接に協議して行うよう努めること。
- 五、内閣の一元的人事管理機能の強化のための内閣官房への他の行政機関の機能の移管に当たっては、その機能を実効的に発揮させるよう十分に配慮すること。その際、人事院が人事行政に関し担ってきた役割を念頭に置き、人事行政の中立公正性の確保に努めなければならないこと。
- 六、職員が国会議員と接触した場合の記録の作成、保存その他の管理及びその情報の公開に当たっては、接触内容の性質に応じた適切な記録の作成、保存、公開等の基準を定め、本制度が実質的に有効かつ円滑に機能し、国民に開かれた公正かつ民主的な行政の推進に資するよう制度を設計すること。
- 七、キャリアシステムの廃止が法制定の目的であることを踏まえ、職員の人事管理が採用試験の種類にとらわれてはならない旨の規定を完全に実施するよう最大限の努力を行うこと。
- 八、幹部候補育成課程の整備及び運用に当たっては、同課程が現行キャリア制の追認的制度とならないよう配慮し、特にその期間、内容等が硬直的なものとならないよう留意すること。また、公務員が憲法第15条第2項に規定する全体の奉仕者であることを踏まえ、課程対象者に特権的意識を持たせるものとならないよう研修等において十分配慮しなければならないこと。

- 九、官民人材交流の推進等の措置を講ずるに当たっては、公務員が全体の奉仕者であることを踏まえ、その公正性及び手続きの透明性を確保するよう努めなければならないこと。
- 十、国際社会の中で国益を全うし得る高い能力を有する人材を確保するための措置を講ずるに当たっては、海外における滞在経験あるいは生活経験のみを評価することなく、幅広い視野と長期的な視点を持つ人材を確保し、育成するよう努めること。
- 十一、人事評価に当たっては、所属する各府省間あるいは部門間によって不均衡が生じないように、できる限り公平に行うこと。
- また、守秘義務違反等に対する懲戒処分の適正かつ厳正な実施に当たっては、公益通報者保護法の趣旨を念頭に置き、行政内部に不祥事が隠べいされないよう十分配慮すること。
- 十二、職員に対する各府省の再就職あっせんを行わなくすることに併せ、定年の引上げ、再任用制度の活用の拡大等、勤務環境を早急に整備すること。とりわけ、定年の65歳への段階的な引上げについては早急に検討を進め、法制上の措置を講ずること。
- 十三、国民の理解のもとに、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するに当たっては、本法第4条の規定に則りこれを行うこと。
- 十四、国家公務員制度改革推進本部の事務局長その他の事務局体制を整備するに当たっては、民間人登用を含め公務内外の人事管理制度に関し識見を有する人材の配置に努めること。
- 十五、縦割り行政の弊害を排除するため、各省設置法の体系を見直し、行政組織編成を弾力的に行い得る制度について検討を行うこと。
- 右決議する。

#### 行政不服審査法案(閣法第76号)

(衆議院 継続審査)

##### 【要旨】

本法律案は、行政庁の処分又は不作為に対する不服申立ての制度について、より簡易迅速かつ公正な手続による国民の権利利益の救済を図るため、不服申立ての種類の一元化及び審理の一段階化、審理員による審理手続、行政不服審査会への諮問手続の導入等を行おうとするものである。

#### 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第77号)

(衆議院 継続審査)

##### 【要旨】

本法律案は、行政不服審査法の施行に伴い、情報公開・個人情報保護審査会設置法の廃止その他の関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

#### 行政手続法の一部を改正する法律案(閣法第78号)

(衆議院 継続審査)

##### 【要旨】

本法律案は、処分及び行政指導に関する手続について、行政運営における校正の確保を図るため、法令に違反する事実の是正のための処分又は行政指導を求める制度、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度等を整備しようとするものである。

## 独立行政法人通則法の一部を改正する法律案(閣法第79号)

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、独立行政法人に係る制度の改革を進めるため、評価機関の一元化、監事の職務権限の強化等による業務の適正化のための措置を講ずるとともに、非特定独立行政法人の役職員に係る再就職規制を導入するほか、不要財産の国庫納付等について定めようとするものである。

## 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第80号)

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴い、各府省に置かれる独立行政法人評価委員会に関する規定を削除する等、関係法律の規定の整備等を行おうとするものである。

## 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(第163回国会閣法第22号)

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に伴い、組織的な犯罪の共謀罪の新設等をするとともに、組織的に実行される強制執行妨害事犯等についての処罰規定を整備し、サイバー犯罪に関する条約の締結に伴い、不正指令電磁的記録作成等の行為についての処罰規定、電磁的記録に係る記録媒体に関する証拠収集手続の規定等を整備しようとするものである。

## 労働基準法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第81号)

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

長時間にわたり労働する労働者の割合が高い水準で推移していること等に対応し、労働以外の生活のための時間を確保しながら働くことができるようにするため、一定の時間を超える時間外労働について割増賃金の率を引き上げるとともに、年次有給休暇について一定の範囲で時間を単位として取得できることとするものである。

## 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第95号)

(衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、今後の被用者年金制度の成熟化、少子高齢化の一層の進展等に備え、当該制度について、公的年金制度の一元化を展望しつつ、制度の安定性を高めるとともに、民間被用者及び公務員を通じ、将来に向けて、保険料負担及び保険給付の公平性を確保することにより、公的年金制度全体に対する国民の信頼を高めるため、公務員及び私立学校教職員についても厚生年金保険制度を適用する措置を講ずる等のほか、短時間労働者への厚生年金保険制度の適用拡大、厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度及び確定拠出年金制度の改善等の措置を講じようとするものである。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案(第166回国会閣法第97号)  
(衆議院 継続審査)

**【要旨】**

本法律案は、地方公務員に係る制度の改革を進めるため、人事評価制度の導入等により能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保しようとするものである。

## 本院議員提出法律案

揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案(参第1号)

(参議院 20.3.26財政金融委員会付託 審査未了)

### 【要旨】

道路特定財源の暫定税率(国税・地方税)の期限を延長する措置を講じないとともに、道路特定財源の一般財源化、地方道路整備臨時交付金の改正(揮発油税収を社会資本整備事業特別会計へ直入する割合を1/4から1/2に引上げ)、国直轄事業の地方負担金を廃止すること等を定めるものである。

所得税法等の一部を改正する法律案(参第2号)

(参議院 20.3.26財政金融委員会付託 審査未了)

### 【要旨】

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)のうち、道路特定財源の暫定税率及び参第3号に係る措置を除いて、政府案と同様の改正を行うものである。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第3号)

(参議院 20.3.26財政金融委員会付託 審査未了)

### 【要旨】

平成20年3月31日に期限を迎える租税特別措置のうち、年度内に成立しないことが国民生活の安定を即座に脅かす事項や事後的に遡及適用することが困難な7項目(特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税、土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減など)について、延長等の措置を講ずるものである。

国公立の高等学校における教育の実質的無償化の推進及び私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減のための高等学校等就学支援金の支給等に関する法律案(参第4号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、高等学校等における教育の機会均等に寄与するため、高等学校等の生徒の保護者に高等学校等就学支援金を支給すること等により、国公立の高等学校における教育の実質的無償化を推進し、あわせて私立の高等学校等における教育に係る負担の軽減を図ろうとするものである。

標準教科用拡大図書の発行等に関する法律案(参第5号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、検定教科用図書等の発行者に対し、文部科学大臣が指定する種目の検定教科用図書等に係る標準教科用拡大図書の発行と、その電磁的記録の文部科学大臣への提供を義務付けるとともに、発行準備に要する費用を補助しようとするものである。

小中学校及び高等学校に在学する視覚障害を有する児童及び生徒の教科用拡大図書等の使用の支援に関する法律案(参第6号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、小中学校の通常学級に在籍する視覚障害を有する児童生徒が使用する教科用拡大図書等の無償措置と、高等学校に在学する視覚障害を有する生徒が使用する教科用拡大図書等の購入に対する援助措置を講じようとするものである。

特別支援学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(参第7号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、特別支援学校高等部専攻科の生徒に対し、教科用図書購入費、学校給食費、通学又は帰省に要する交通費及び学校附設の寄宿舎居住に伴う経費を援助するとともに、視覚障害を有する専攻科生徒に対し、音声により教科用図書の内容を学習するための教材購入費を援助しようとするものである。

揮発油税等の税率の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案(参第8号)

(参議院 20.4.4財政金融委員会付託 審査未了)

【要旨】

平成20年3月31日限りで揮発油税等の暫定税率が廃止されることとなる場合において、揮発油業者又は石油製品販売業者が同年4月1日から対象揮発油又は対象軽油の販売価格を引き下げることができるよう、政府及び都道府県に、対象揮発油又は対象軽油の現品の移動を伴わないようにすること等を基本として、暫定税率廃止相当額の調整措置を実施することを義務付けるものである。

租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(参第9号)

(参議院 20.4.4財政金融委員会付託 5.23本会議可決 衆議院 審査未了)

【要旨】

本法律案は、租税特別措置の整理及び合理化を推進し、もって納税者が納得できる公平で、かつ、透明性の高い税制の確立に寄与するため、租税特別措置に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、適用実態調査及び正当性の検証等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 法律の目的

租税特別措置(租税特別措置法で設けられる国税に関する特例全般)に関し、基本理念、国の責務等、適用実態調査及び正当性の検証(租税特別措置について、相当性・有効性・公平性といった正当性に関する事項を確認すること。)等について定め、整理合理化を推進し、もって「公平・透明・納得」の税制の確立に寄与することを目的とする。

二 基本理念

- 1 租税特別措置については、絶えずその廃止を含めた見直しが行われるものとし、かつ、その見直しは、その適用実態が明らかにされ、正当性の検証が実施されることにより、行われる。
- 2 租税特別措置の新設・変更は、できる限り合理的な推計が行われ、正当性について十分に検討された上で、行われる。

三 国の責務・納税者の責務

国は、租税特別措置の整理合理化を推進する責務を有するとともに、納税者は、適用実態調査に協力しなければならない。

#### 四 適用実態調査

財務大臣は、租税特別措置ごとに、納税者に増減額明細書の添付を求める等の方法により、適用実態調査を行い、毎会計年度終了後7月以内に、正当性に関する事項についての財務大臣の意見を付けて、次に掲げる事項を記載した報告書を国会に提出しなければならない。

- 1 租税特別措置ごとの適用数及びその見込数との差
- 2 租税特別措置ごとの増減収額及びその見込額との差
- 3 租税特別措置ごとに作成した統計
- 4 法人税減免措置（法人税を軽減し、又は免除する租税特別措置）の適用を受ける法人等の名称、減免額等

#### 五 適用実態調査の結果を踏まえた財務大臣による検討

財務大臣は、適用実態調査の結果を踏まえ、租税特別措置ごとに、行政機関の長から正当性に関する事項についての意見を聴き、租税特別措置の整理合理化について検討を行い、必要な措置を講ずる。

#### 六 会計検査における租税特別措置の実施状況に関する検査

会計検査院は、毎年、租税特別措置の実施状況に関する検査を行い、その検査方針、検査結果、所見等を国会に提出される検査報告書に掲記する。

#### 七 事後評価等における正当性の検証の実施等

行政機関は、租税特別措置に係る政策について事後評価を継続的に行い、その際には、租税特別措置の正当性の検証が行われなければならない。この正当性の検証の結果は、国会に提出される報告書に記載しなければならない。

#### 八 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 適用実態調査・国会への報告は、平成20年度分から適用する。
- 3 平成20年度については、特例として、上半期分の法人税減免措置につき、適用数及び減収額の集計並びに統計の作成を行い、平成21年1月31日までに、これらを記載した報告書を国会に提出しなければならない。

### 保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参第10号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

現に特定保険業（改正保険業法の規定の適用を受ける保険の引受けを行う事業であって、改正前の保険業法に規定する保険業に該当しないもの）を行っている者が引き続き特定保険業を行うことができる期間等を1年間延長するものである。

### 財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案(参第11号)

(参議院 20.5.20文教科学委員会付託 5.28本会議可決 衆議院 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、義務教育に係る教育を受ける権利はいかなる状況においても国民に保障されるべき重要な権利であることを踏まえ、財政が破綻状態にありその十分な保障が困難な市町村における義務教育に関し、国の責任において適切な教育環境を確保するための制度を創設するものであり、そ

の主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、財政が破綻状態にある市町村の教育に関する事務のうち、小学校及び中学校に係るものを緊急の措置として一定期間国に移管する制度（以下「義務教育関係事務の緊急移管制度」という。）を創設し、平成21年度から実施するものとする。
- 二、義務教育関係事務の緊急移管制度は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、総務大臣の同意を得た財政再生計画を定めている市町村について、総務大臣及び文部科学大臣が指定する期間、適用されるものとする。
- 三、義務教育関係事務の緊急移管制度の内容は、次に掲げる事項を基本として定められるものとする。
  - 1 義務教育関係事務の緊急移管制度の適用を受ける市町村（以下「適用市町村」という。）の義務教育関係事務は、その適用を受ける期間（以下「適用期間」という。）中、文部科学大臣が処理すること。
  - 2 義務教育関係事務の緊急移管制度の適用を受けることとなる際に適用市町村が設置している小学校及び中学校は、適用期間中、国が設置する学校となること。
  - 3 2の場合において、当該小学校及び中学校の教職員は、適用期間中、国家公務員の身分を有すること。
- 四、国に移管された義務教育関係事務の処理は、適用市町村が財政再生団体となる前の小学校及び中学校に係る教育環境を確保することを基本としつつ、適用市町村の住民の意向に配慮し、かつ、適用市町村をめぐる社会情勢の変化に的確に対応することを旨として行われるものとする。
- 五、適用市町村は、国に移管された義務教育関係事務が本来適用市町村において処理されるべきものであること及び将来適用市町村に再び移管されるものであることを踏まえ、その処理について必要な協力を行わなければならないものとする。
- 六、この法律は、公布の日から施行すること。

#### 民法の一部を改正する法律案(参第12号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### 【要旨】

本法律案は、婚姻適齢を男女とも18歳とし、女性の再婚禁止期間を100日に短縮し、選択的別氏制を導入して別氏夫婦の子の氏は出生時に定めるものとするとともに、非嫡出子の相続分を嫡出子と同一とする等の措置を講じようとするものである。

#### 子ども手当法案(参第13号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

##### 【要旨】

次代の社会を担う子どもの成長及び発達に資するため、児童手当制度を廃止した上で子ども手当制度を創設し、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもを養育している者すべてに対し、子ども1人につき月額2万6,000円の子ども手当を支給しようとするものである。

#### 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(参第14号)

(参議院 20.6.3撤回)

##### 【要旨】

本法律案は、石綿健康被害者及びその遺族に対する救済の充実を図るため認定申請前の治療に要した費用の支給、施行日以後に認定申請をせずに死亡した者への特別遺族弔慰金等の支給等の措置



を講じるもので、同名・同趣旨の法案が衆議院において委員長提出されたため撤回された。

### 銃砲刀剣類所持等取締法及び火薬類取締法の一部を改正する法律案(参第15号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、平成19年12月に発生した長崎県佐世保市における散弾銃の乱射事件を始めとする、猟銃を使用した犯罪及び猟銃に起因する事故の実情にかんがみ、猟銃等の所持の許可及び許可の取消しに係る要件及び手続を整備するとともに、猟銃に適合する実包の所持の状況の届出を義務付ける等の措置を講じようとするものである。

### 下水道法及び建築基準法の一部を改正する法律案(参第16号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

本法律案は、公共下水道の排水区域内において合併処理浄化槽で汚水を処理している場合について、公共用水域の水質の保全及び公衆衛生の見地から著しく不適切な場合を除き、公共下水道への接続義務を免除する等の措置を講じようとするものである。

### 後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案(参第17号)

(参議院 20.5.28厚生労働委員会付託 6.6本会議可決 衆議院 継続審査)

#### 【要旨】

本法律案は、平成20年4月1日に実施された後期高齢者医療制度(高齢者の医療の確保に関する法律に定める後期高齢者医療制度をいう。以下同じ。)その他の高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度(後期高齢者医療制度並びに同法に定める医療費適正化の推進、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整及び病床転助助成事業をいう。以下同じ。)等の制度が国民の高齢期における適切な医療を確保するものとなっていないこと等にかんがみ、政府が緊急に講ずべき措置として、高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度を廃止するとともに老人保健制度(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号。以下「改正法」という。)第7条の規定による改正前の老人保健法に定めていた老人保健制度をいう。第一において同じ。)を再び導入する等のための措置及び医療に係る高齢者の負担を軽減する等のための措置について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 第一 高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度の廃止等

- 一 政府は、高齢者の医療の確保に関する法律に定める諸制度を平成21年4月1日に廃止するとともに、老人保健制度を同日に再び導入するため、必要な法制上及び財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。
- 二 政府は、一の措置により高齢者の医療の確保に関する法律に定める前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整が廃止される時に、改正法第13条の規定による改正がなかったとしたならば国民健康保険法の規定による退職被保険者又はその被扶養者であるべき者を当該退職被保険者又はその被扶養者とするため、必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

#### 第二 後期高齢者医療制度について緊急に講ずべき措置

政府は、第一の一の措置により後期高齢者医療制度が廃止されるまでの間の措置として、後期高齢者医療制度に関し次に掲げる事項について必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

- 1 保険料の徴収について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、特別徴収の方法によらないものとする。
- 2 3の被保険者以外の被保険者に係る保険料について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、その負担を軽減するものとする。
- 3 高齢者の医療の確保に関する法律第52条各号のいずれかに該当するに至った日の前日において健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法の規定による被扶養者であった被保険者に係る保険料について、引き続きこれを徴収しないものとする。

### 第三 医療保険各法等について緊急に講ずべき措置

政府は、次に掲げる事項について必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

- 1 医療保険各法（健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法をいう。2において同じ。）に基づく入院時食事療養費又は入院時生活療養費（被扶養者が食事療養又は生活療養を受けた場合における家族療養費を含む。）の支給の対象となる者について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、改正法第3条、第13条、第19条、附則第57条、附則第66条又は附則第78条の規定による改正がなかったとしたならばその支給の対象となるべき者とするものとする。
- 2 医療保険各法に基づく療養の給付を受け又は療養を受ける際に70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合における一部負担金又は家族療養費について、引き続き、改正法第3条、第13条、第19条、附則第57条又は附則第66条の規定による改正がなかったとしたならばその算定の際に乗すべき割合を乗じて得た額を基本とするものとする。
- 3 国民健康保険法又は地方税法に基づく市町村又は特別区による国民健康保険の保険料又は国民健康保険税の徴収について、できる限り速やかに、遅くとも平成20年10月1日までに、改正法第13条又は第16条の規定による改正がなかったとしたならばよるべき方法によるものとする。

### 第四 地方公共団体に対する配慮等

政府は、第一から第三までの措置を講ずるに当たっては、これらの措置の実施に伴う地方公共団体及び医療保険者の負担をできる限り軽減するよう特別の配慮をするとともに、これらの措置の実施に伴い国民の間に混乱を生じさせないようにするため、これらの措置の内容の周知徹底を図る等万全の措置を講ずるものとする。

### 第五 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

## 学校安全対策基本法案(参第18号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、学校安全対策を総合的かつ計画的に推進するため、学校安全対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び学校の設置者の責務を明らかにするとともに、学校安全対策の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

学校教育の環境の整備の推進による教育の振興に関する法律案(参第19号)  
(参議院 委員会未付託 審査未了)

【要旨】

本法律案は、教育の振興に資するため、学校教育の環境の整備に関し、基本方針を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育環境整備指針等を策定し、学校教育に関連する予算の確保及び充実の目標を定めること等を通じてその着実な達成を図ることにより、学校教育の環境の整備を推進しようとするものである。

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案(参第20号)

(参議院 20.5.29内閣委員長提出 5.30本会議可決 衆議院 6.5可決)

【要旨】

本法律案は、国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進を図ることが喫緊の課題であることにかんがみ、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び研究開発法人等の責務等を明らかにするとともに、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進のために必要な事項等を定めることにより、我が国の国際競争力の強化及び国民生活の向上に寄与することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、基本理念

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進は、研究開発機関及び研究者等がその研究開発能力を最大限に発揮して研究開発等を行うことができるようにすることにより、科学技術の水準の向上及びイノベーションの創出を図ることを旨として行わなければならない。また、その際、科学技術基本法に規定する科学技術の振興に関する方針にのっとり、政府の行政改革の基本方針との整合性に配慮しなければならない。

二、国、地方公共団体、研究開発法人等の責務

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に関し、国は総合的な施策を、地方公共団体は国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策をそれぞれ策定・実施する責務を有する。また、研究開発法人等は、その研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進に努める。

三、研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進のために必要な事項

- 1 国は、研究開発等の推進を支える基盤を強化するため、科学技術に関する教育水準の向上、若年研究者等の能力の活用、研究者の人事交流及び国際交流の促進等に必要な措置を講ずる。また、研究開発法人は、その研究開発等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものに関する方針を作成しなければならない。
- 2 国は、競争的資金の活用により、研究開発等に係る競争の促進を図る。
- 3 国は、科学技術の振興に必要な資源の柔軟かつ弾力的な配分を行い、研究開発法人等の研究開発能力の強化のために必要な措置を講じるとともに、研究開発等の適切な評価等を行うことにより、国の資金により行われる研究開発等を効率的に推進する。
- 4 国は、研究開発施設等の共用の促進、研究開発の成果の実用化を不当に阻害する要因を解消するための措置を講じ、研究開発成果の普及・実用化を促進する。
- 5 国は、研究開発システム及び国の資金により行われる研究開発等の推進の在り方に反映させるため、研究開発システムの改革に関する内外の動向等の調査研究を行う。

#### 四、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 五、その他

- 1 研究交流促進法を廃止する。
- 2 法施行後3年以内に、研究開発システムの在り方に関する総合科学技術会議における検討の結果を踏まえて見直しを行う。

### 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(参第21号)

(参議院 20.6.3法務委員長提出 6.4本会議可決 衆議院 6.10可決)

#### 【要旨】

本法律案は、現に子がいる性同一性障害者であっても、当該子がすべて成年に達している場合には、性別の取扱いの変更の審判をすることができるようにするため、その審判に係る要件を緩和しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、性別の取扱いの変更の審判に係る要件の改正

性別の取扱いの変更の審判を請求することができる性同一性障害者に関する要件のうち、「現に子がいないこと」を「現に未成年の子がいないこと」に改める。

#### 二、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。
- 2 性同一性障害者の性別の取扱いの変更の審判の制度については、この法律による改正後の性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の施行の状況を踏まえ、性同一性障害者及びその関係者の状況その他の事情を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

### 歯の健康の保持の推進に関する法律案(参第22号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

歯の健康の保持が高齢者をはじめとする国民の健康と質の高い生活を確保するために重要であり、かつ、歯の健康が日常生活における適切な処置等により保持することができるものであることにかんがみ、国民保健の向上に寄与するため、歯の健康の保持の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯の健康の保持の推進に関する施策の基本となる事項を定めようとするものである。

### 身体障害者福祉法の一部を改正する法律案(参第23号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

身体に障害のある者が身体障害者手帳の交付を申請するに際し、都道府県知事の定める歯科医師の診断書を添付することができることとしようとするものである。

### 法人税法の一部を改正する法律案(参第24号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

#### 【要旨】

特殊支配同族会社の業務主宰役員に対して支給する給与の額の損金算入を制限する制度(いわゆるオーナー課税制度)について、これを廃止するものである。

## 地球温暖化対策基本法案(参第25号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、温室効果ガスの2020年までに25%の削減、2050年より早い時期に60%超の削減目標を定め、この目標を達成するために国内排出量取引制度の創設等の基本的施策を講じようとするものである。

## 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案(参第26号)

(参議院 20.6.5文教科学委員長提出 6.6本会議可決 衆議院 6.10可決)

### 【要旨】

本法律案は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、教科用拡大図書や点字教科書等を教科用特定図書等と位置付け、その普及の促進等を図り、児童生徒が障害その他の特性の有無にかかわらず、十分な教育を受けることができる学校教育の推進に資することを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国は、教科用特定図書等の普及の促進等のため、必要な措置を講じなければならないこととするとともに、教科書発行者は、その発行する検定教科用図書等について、適切な配慮をするよう努めること。
- 二、教科書発行者は、発行する検定教科用図書等に係る電磁的記録を文部科学大臣等に提供しなければならないこととし、その電磁的記録は、教科用特定図書等を発行する者に対して提供することができること。
- 三、文部科学大臣は、教科用特定図書等について、標準的な規格を定め、公表するとともに、教科書発行者は、文部科学大臣が指定した種目の検定教科用図書等に係る標準教科用特定図書等の発行に努めること。
- 四、国は、教科書発行者による電磁的記録の提供方法等に関し、助言その他必要な援助を行うとともに、発達障害等のため通常の文字や図形等の認識が困難な児童生徒が使用する教科用特定図書等の整備充実を図るための調査研究等を推進すること。
- 五、小中学校及び高等学校において、視覚障害等の児童生徒が、採択された検定教科用図書等に代えて、教科用特定図書等を使用することができるよう、必要な配慮をするとともに、国及び地方公共団体は、教科用特定図書等の発行に関する情報の収集・提供その他必要な措置を講ずること。
- 六、国は、小中学校に在学する視覚障害等の児童生徒が検定教科用図書等に代えて使用する教科用特定図書等を小中学校の設置者に無償給付し、設置者は、各学校の校長を通じてこれらの児童生徒に給与すること。
- 七、標準教科用特定図書等の円滑な発行を確保するため、その需要数を教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、文部科学大臣は発行者に通知をするものとする。
- 八、この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、平成21年度において使用される検定教科用図書等及び教科用特定図書等から適用すること。
- 九、国は、高等学校に在学する障害を有する生徒が使用する教科用拡大図書等の普及の在り方及び特別支援学校に就学する児童生徒への援助の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずること。

## 戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(参第27号)

(参議院 委員会未付託 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、旧陸海軍の関与の下で行われた女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制により、それらの女性の尊厳と名誉が著しく害された事実につき謝罪の意を表し及びそれらの女性の名誉等の回復に資する措置を我が国の責任において講ずることが緊要な課題であることにかんがみ、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に必要な基本的事項を定めようとするものである。

## 国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(第168回国会参第1号)

(参議院 第168回国会19.11.2本会議可決 衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するため、国民年金及び厚生年金保険の保険料を原資とする資金が、これらの事業に係る事務の執行に要する費用、これらの事業の円滑な実施を図るための措置に要する費用等の支出に充てられないようにするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 第一 国民年金法の改正規定及び厚生年金保険法の改正規定の改正

- 一 現行の福祉施設に係る規定の改正を行わず、当該規定を削除する。
- 二 保険料は、国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行等に要する費用(三の1から5までに掲げる費用をいう。以下同じ。)には充てないものとする。
- 三 国庫は、次に掲げる費用を負担する。
  - 1 国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用
  - 2 国民年金事業及び厚生年金保険事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者等の利便の向上に資するため政府が行う電子情報処理組織の運用に要する費用
  - 3 国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため政府が国民年金及び厚生年金保険に関し教育及び広報等の事業を行う場合における当該事業に要する費用
  - 4 小口の資金の貸付けを独立行政法人福祉医療機構に行わせる措置に要する費用
  - 5 国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため債権の管理及び回収並びに教育資金の貸付けのあっせんを独立行政法人福祉医療機構にその業務の特例として行わせる措置に要する費用

#### 第二 特別会計に関する法律の改正規定の改正

国民年金事業及び厚生年金保険事業の事務の執行等に要する費用は、年金特別会計の国民年金勘定又は厚生年金勘定から当該特別会計の業務勘定に繰り入れることができないものとし、当該費用は、一般会計から年金特別会計の業務勘定に繰り入れるものとする。

#### 第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行する。
- 二 この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定めるものとする。
- 三 国家公務員及び地方公務員に係る被用者年金の事業の事務に要する費用の負担の在り方については、公的年金制度の一元化に際し検討が行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

## 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案(第168回国会参第3号)

(参議院 第168回国会19.12.26厚生労働委員会付託 審査未了)

### 【要旨】

障害者自立支援法の施行により増大した障害者又は障害児の保護者の経済的負担を軽減し、かつ、障害福祉サービス等の円滑な提供の確保を図るため、当分の間、障害者等が障害福祉サービス等を受けたときに要する費用に係る自己負担の額を障害者等の負担能力に応じたものとするとともに、国及び地方公共団体が指定障害福祉サービス事業者等に対し必要があると認めるときは財政上及び金融上の支援等を行うとするものである。

## 特定肝炎対策緊急措置法案(第168回国会参第4号)

(参議院 第168回国会19.11.30厚生労働委員会付託 審査未了)

### 【要旨】

ウイルス性肝炎のうちB型肝炎及びC型肝炎に係るウイルスへの感染について国の責めに帰すべき事由によりもたらされ、又はその原因が解明されていなかったことによりもたらされたものがあること並びにB型肝炎及びC型肝炎について重度の疾病への進展を防ぐことのできる有効な治療の方法が存在するにもかかわらず患者の経済的負担が過重であるために当該治療が十分に行われていないことにかんがみ、B型肝炎及びC型肝炎の対策に関し緊急に講ずべき措置として、B型肝炎及びC型肝炎の患者に対する医療費の支給の措置等を定めようとするものである。

## 農業者戸別所得補償法案(第168回国会参第6号)

(参議院 第168回国会19.11.9本会議可決 衆議院 20.5.9否決)

### 【要旨】

本法律案は、将来において世界的に食料の供給が不足する事態が予想され、また、食料の安全性に対する国民の関心が高まる中で、食料の相当部分を輸入に依存する我が国においては、食料の安定的な供給及び安全性の確保の観点から食料の国内生産の確保が緊要な課題であることにかんがみ、食料自給率の向上並びに地域社会の維持及び活性化その他の農業の有する多面的機能の確保に資するため、農業者戸別所得補償金を交付することにより、食料の国内生産の確保及び農業者の経営の安定を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、定義

この法律において「主要農産物」とは、米、麦、大豆その他この法律の目的の達成に資するものとして政令で定める農産物をいうこととする。

#### 二、生産数量の目標

国、都道府県及び市町村は、毎年、農業者の意向を踏まえ、相互に連携して、それぞれ、主要農産物の種類ごとに生産数量の目標を設定するとともに、生産数量の目標を設定したときは、その達成に努めなければならないこととする。

#### 三、農業者戸別所得補償金

##### 1 販売農業者の所得を補償するための交付金の交付

イ 国は、毎年度、生産数量の目標に従って主要農産物を生産する販売農業者に対し、その所得を補償するための交付金を交付することとする。

ロ 販売農業者は、販売に供する目的で農産物を生産する農業者として政令で定めるもの並びに農業生産活動を共同して行う農業者の組織及び委託を受けて農作業を行う組織のうち政令で定めるものをいうこととする。

ハ 交付金額は、主要農産物の種類別に標準的な販売価格と標準的な生産費との差額を基本と

して定めた面積単価に、販売農業者のその年度における当該主要農産物の生産面積を乗じて得た金額とすることとする。この場合において、交付金の額の算定については、当該主要農産物の品質、その生産に係る経営規模の拡大及び環境の保全に資する度合並びに米に代わる農産物の生産の要素を加味することとする。

## 2 農業の生産条件の格差を是正するための交付金の交付

国は、毎年度、山間地及びその周辺の地域その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件の不利な地域における生産条件とそれ以外の地域における生産条件の格差を是正するための交付金の財源に充てるため、地方公共団体に対し、交付金を交付することとする。

四、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律は、廃止することとする。

## 五、施行期日

この法律は、平成21年4月1日から施行することとする。

## 日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等に関する法律案 (第168回国会参第7号)

(参議院 第168回国会19.12.12本会議可決 衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、郵政民営化の見直しに当たっての日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分の停止等について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、郵政民営化法等の規定にかかわらず、別に法律で定める日までの間、その保有する日本郵政株式会社の株式を処分してはならないものとする。
- 二、日本郵政株式会社は、郵政民営化法の規定にかかわらず、一の別に法律で定める日までの間、その保有する郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式を処分してはならないものとする。
- 三、一の別に法律で定める日までの間、政府は、郵政民営化法第8章第3節(移行期間中の銀行法等の特例等)及び第9章第3節(移行期間中の保険業法等の特例等)の規定の運用に当たっては、一及び二により日本郵政株式会社、郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分が停止されていることを考慮しなければならないものとする。
- 四、一の別に法律で定める日までの間における日本郵政株式会社の業務、政府及び日本郵政株式会社の株式の保有の義務並びに郵便貯金銀行及び郵便保険会社の株式の処分に係る罰則に関する郵政民営化法及び日本郵政株式会社法の特例を定める。
- 五、郵政民営化については、国民生活に必要な郵政事業に係る役務が適切に提供されるよう、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な見直しが行われるものとする。
- 六、この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

## 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第168回国会参第10号)

(参議院 第168回国会19.12.26法務委員会付託 20.6.4本会議可決 衆議院 審査未了)

### 【要旨】

本法律案は、被疑者の供述及び取調べの状況の録画等を義務付ける制度を導入するとともに、公判前整理手続における検察官保管証拠の標目の一覧表の開示等を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、被疑者の供述及び取調べの状況の録画等

- 1 被疑者の取調べに際しては、被疑者の供述及び取調べの状況のすべてについて、その映像及び音声を、同時に、同一の方法により2以上の記録媒体に記録しなければならない。
- 2 1により記録をした記録媒体の1については、取調べを終了したときは、速やかに、被疑者



の面前において封印をしなければならない。

3 被告人が作成した供述書又は被告人の供述を録取した書面であって、被告人に不利益な事実の承認を内容とするものは、その供述が1又は2に違反してなされた取調べにおいてされたものであるときは、これを証拠とすることができない。

4 被疑者の弁解についても、同様とする。

## 二、公判前整理手続における検察官保管証拠の標目の一覧表の開示等

公判前整理手続において、検察官は、その保管する当該被告事件に係る証拠の標目を記載した一覧表を作成し、取調べを請求した証拠を開示する際に、当該一覧表について、被告人又は弁護人に対し、これを閲覧する機会（弁護人に対しては、閲覧し、かつ、謄写する機会）を与える方法による開示をしなければならない。

## 三、その他

1 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、二は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、一の被疑者の供述及び取調べの状況の録画等は、死刑又は無期若しくは長期3年以上の懲役若しくは禁錮に当たる事件についての被疑者の取調べ（特別司法警察職員が行うものを除く。）について行わなければならない。

## 土壤汚染対策法の一部を改正する法律案(第168回国会参第11号)

(参議院 第168回国会19.12.26環境委員会付託 20.5.23本会議可決 衆議院 継続審査)

### 【要旨】

本法律案は、現行の土壤汚染対策法がその施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る土地について適用外としている一方で、こうした土地が公園等の公共施設や学校、卸売市場等の公益的施設の用地となることにより、不特定多数の者の健康被害が生じるおそれがあることから、こうした土地についても現行法の適用とするため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、現行法の施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地であって土壤汚染状況調査が行われていないものを新たに公園や学校、卸売市場等の特定公共施設等の用に供しようとする場合を、土壤汚染状況調査の対象とすることとする。

二、土壤汚染状況調査が行われていない土地を新たに特定公共施設等の用に供しようとする者は、都道府県知事に土地の所在地等を届け出なければならないこととし、届出を受けた都道府県知事は、その土地が一の土地であるかどうかを調査し、その結果を届出をした者に速やかに通知しなければならないこととする。

三、政府は、一及び二によるもののほか、一の土地の土壤の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する方策等について、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

四、罰則その他所要の規定を設けることとする。

五、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

# 国際的なテロリズムの防止及び根絶のためのアフガニスタン復興支援等に関する特別措置法案(第168回国会参第13号)

(参議院 第168回国会20.1.11本会議可決 衆議院 継続審査)

## 【要旨】

本法律案は、我が国がアフガニスタンの復興の支援を通じて国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に寄与するため、平成13年9月11日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃に関連して採択された国際連合安全保障理事会決議第1659号を踏まえ、アフガニスタン国内の安全及び安定の回復に資するための措置を講ずるとともに、アフガニスタン国民の生活の安定と向上に向けた自主的な努力を支援するものであり、主な内容は次のとおりである。

- 一、政府は、国際社会の協力を求めつつ、アフガニスタンにおける武装集団が行っている武器を用いた不法な抗争を停止し、及びその停止を維持する旨のアフガニスタン政府と当該武装集団等との間の合意(以下「抗争停止合意」という。)の形成の支援等の措置を講ずるものとする。
- 二、この法律に基づき、政府によって実施されるアフガニスタン復興支援活動を治安分野改革支援活動及び人道復興支援活動とし、内閣総理大臣は、これらの活動のいずれかを実施することが必要な場合には閣議の決定により基本計画を定める。
- 三、アフガニスタン復興支援活動の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであってはならない。
- 四、人道復興支援活動については、抗争停止合意が成立している地域であってそこで実施される活動の期間を通じて当該抗争停止合意が維持されると認められる地域又は当該人道復興支援活動に対する妨害その他の行為により住民の生命若しくは身体に被害が生じることがないと認められる地域において実施するものとする。
- 五、自衛隊の部隊等が実施するアフガニスタン復興支援活動は、人道復興支援活動に限るものとする。
- 六、基本計画には、アフガニスタン復興支援活動に関する基本方針、活動の種類及び内容、活動を実施する区域の範囲、自衛隊が外国の領域で活動を実施する場合における部隊等の規模等を定める。
- 七、内閣総理大臣は、基本計画の決定又は変更があったときはその内容を、基本計画に定めるアフガニスタン復興支援活動が終了したときはその結果を、遅滞なく、国会に報告しなければならない。
- 八、内閣総理大臣は、基本計画に定められた自衛隊の部隊等が実施するアフガニスタン復興支援活動については、その実施前に、当該活動を実施することにつき国会の承認を得なければならない。
- 九、内閣総理大臣等は、アフガニスタン復興支援活動を実施している場所の近傍において、戦闘行為が行われるに至った場合等には、速やかに、当該アフガニスタン復興支援活動の終了を命じなければならない。
- 十、内閣総理大臣は、指定されたアフガニスタン復興支援活動の実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなった場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中断を命じなければならない。
- 十一、アフガニスタン復興支援活動の実施を命ぜられたアフガニスタン復興支援職員又は自衛隊の部隊等の長等は、当該活動を実施している場所の近傍において戦闘行為が行われるに至った場合等には、当該活動の実施を一時休止し又は危険を回避しつつ、前記九又は十による措置を待つものとする。
- 十二、アフガニスタン復興支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己若しくは自己と共に現場に所在する他の自衛隊員等若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入っ

た者の生命若しくは身体を防衛するため又は当該アフガニスタン復興支援活動の実施に対する抵抗を抑止するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、一定の要件に従って武器を使用することができる。

十三、アフガニスタン復興支援活動の迅速かつ円滑な実施を図り、アフガニスタンの人間の安全保障に寄与するため、内閣府に、アフガニスタン人間の安全保障センターを置く。

十四、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主導的に寄与することを含む我が国の安全保障の原則に関する基本的な法制の整備が速やかに行われるものとし、当該法制の整備において、日本国憲法の下での自衛権の発動に関する基本原則及び国際連合憲章第7章の集団安全保障措置等に係る我が国の対応措置に関する基本原則が定められるものとする。

十五、政府は、国際連合に、国際連合が行う国際の平和及び安全の維持又は回復のための取組を補完するものとして、国際の平和及び安全に対する脅威に対し直ちに必要な措置を執るための組織が設置されるよう、国際連合等に対し働きかけを行う等積極的かつ主導的に取り組むことについて、検討するものとする。

十六、テロ対策海上阻止活動が国際連合の総会又は安全保障理事会の決議に基づき国際連合加盟国により行われることとなったときは、これに参加するために必要な法制の整備について、検討するものとする。

十七、この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、施行の日から起算して1年を経過した日に、その効力を失う。

## 衆議院議員提出法律案

衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。

### 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(衆第7号)

(衆議院 20.3.31可決 参議院 3.31総務委員会付託 3.31本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案の内容は次のとおりである。

#### 一、趣旨

この法律は、平成20年度の税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成20年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避する観点から、同年3月31日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年5月31日まで延長する措置を講ずるため、地方税法の一部改正について定めるものとする。

#### 二、地方税法における非課税等特別措置の一部の暫定的な延長

平成20年3月31日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち、自動車取得税についての過疎バスに係る非課税措置、免税点の特例措置、低燃費車に係る課税標準の特例措置及び大型ディーゼル車に係る税率の特例措置の期限を暫定的に平成20年5月31日まで延長する。

#### 三、施行期日等

- 1 この法律は、2を除き、平成20年4月1日から施行する。
- 2 地方税法等の一部を改正する法律について所要の規定の整備を行う。

### 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案(衆第8号)

(衆議院 20.3.31可決 参議院 3.31財政金融委員会付託 3.31本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、平成20年度の税制改正に係る所得税法等の一部を改正する法律案の法律としての施行が平成20年4月1日後となる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避するため、同年3月31日に期限の到来する租税特別措置のうち当該措置に係る納税義務の成立時期等に照らしてその期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年5月31日まで延長する措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、租税特別措置の一部の期限の暫定的な延長

租税特別措置法における平成20年3月31日に期限の到来する租税特別措置のうち次に掲げるものの期限を、暫定的に同年5月31日まで延長する。

- 1 所得税・法人税  
特別国際金融取引勘定(オフショア勘定)において経理された預金等の利子の非課税  
外国金融機関等の債券現先取引(レポ取引)に係る利子の課税の特例
- 2 登録免許税  
土地の売買による所有権の移転登記等の税率の軽減等
- 3 酒税  
入国者が輸入するウイスキー等に係る酒税の税率の特例
- 4 たばこ税  
入国者が輸入する紙巻たばこのたばこ税の税率の特例
- 5 揮発油税・地方道路税

特定の用途に供される揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の免税

6 石油石炭税

特定の輸入石油製品等に係る石油石炭税の免税

二、施行期日等

1 施行期日

この法律は、平成20年4月1日から施行する。ただし、二2については、所得税法等の一部を改正する法律の公布の日から施行する。

2 所得税法等の一部を改正する法律の一部改正

所得税法等の一部を改正する法律について所要の規定の整備を行う。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第15号)

(衆議院 20.4.17可決 参議院 4.17議院運営委員会付託 4.18本会議可決)

【要旨】

本法律案の内容は、次のとおりである。

一、特殊法人等の出版物の納入義務に関する規定の整備

1 株式会社日本政策金融公庫が設立されることに伴い、同公庫に出版物の納入義務を課すとともに、国際協力銀行、国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び農林漁業金融公庫が解散することに伴う所要の規定の整理を行う。

2 商工組合中央金庫が株式会社商工組合中央金庫に転換することに伴う所要の規定の整理を行う。

3 日本政策投資銀行が解散することに伴う所要の規定の整理を行う。

4 地方公営企業等金融機構が設立されることに伴い、同機構に出版物の納入義務を課すとともに、公営企業金融公庫が解散することに伴う所要の規定の整理を行う。

5 日本年金機構が設立されることに伴い、同機構に出版物の納入義務を課す。

二、施行期日

この法律は、平成20年10月1日から施行する。ただし、地方公営企業等金融機構に係る部分は公布の日から、日本年金機構に係る部分は日本年金機構法の施行の日から施行する。

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案(衆第16号)

(衆議院 20.4.25可決 参議院 5.7厚生労働委員会付託 5.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護従事者等が重要な役割を担っていることにかんがみ、介護を担う優れた人材の確保を図るため、平成21年4月1日までに、介護従事者等の賃金水準その他の事情を勘案し、介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じようとするものである。

なお、この法律は公布の日から施行する。

宇宙基本法案(衆第17号)

(衆議院 20.5.13可決 参議院 5.14内閣委員会付託 5.21本会議可決)

【要旨】

本法律案は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、宇宙開発利用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに

宇宙基本計画の作成について定めるとともに、宇宙開発戦略本部を設置しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、基本理念

- 1 宇宙開発利用は、宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われるものとする。
- 2 宇宙開発利用は、国民生活の向上、安全で安心な社会の形成、人間に対する様々な脅威の除去、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資するよう行われなければならない。
- 3 宇宙開発利用は、我が国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力の強化をもたらし、もって我が国産業の振興に資するよう行われなければならない。
- 4 宇宙開発利用は、先端的な宇宙開発利用の推進等により、人類の宇宙への夢の実現及び人類社会の発展に資するよう行われなければならない。
- 5 宇宙開発利用は、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益の増進に資するよう行われなければならない。
- 6 宇宙開発利用は、宇宙開発利用が環境に及ぼす影響に配慮して行われなければならない。

#### 二、基本的施策

- 1 国は、国民生活の向上等に資するため、人工衛星を利用した安定的な情報通信ネットワーク等の整備の推進その他の必要な施策、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するために必要な施策及び人工衛星等の自立的な打上げ等に必要の研究開発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 2 国は、民間における宇宙開発利用に関する事業活動（研究開発を含む。）を促進するために必要な施策、宇宙開発利用に関する技術の信頼性の維持及び向上を図るために必要な施策、宇宙の探査等の先端的な宇宙開発及び宇宙科学に関する学術研究等を推進するために必要な施策並びに国際協力を推進するために必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国は、環境との調和に配慮した宇宙開発利用を推進するために必要な施策を講ずるとともに、宇宙の環境を保全するための国際的な連携を確保するように努めるものとする。
- 4 国は、宇宙開発利用に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策、宇宙開発利用に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 5 国は、宇宙開発利用に関する情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとする。

#### 三、宇宙基本計画

- 1 宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針、宇宙開発利用に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策等について定める宇宙基本計画を作成しなければならない。
- 2 宇宙基本計画に定める施策について、その具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとし、目標の達成状況を適時調査し、必要があると認めるときは、宇宙基本計画を変更しなければならない。

#### 四、宇宙開発戦略本部

宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、内閣総理大臣を本部長とする宇宙開発戦略本部（以下「本部」という。）を置き、本部に関する事務は、内閣官房において処理する。

#### 五、宇宙活動に関する法制の整備

政府は、宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。

## 六、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 政府は、この法律の施行後1年を目途として、本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるために必要な法制の整備その他の措置を講ずるとともに、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他の宇宙開発利用に関する機関について、その目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、当該機関を所管する行政機関等について検討を加え、見直しを行うものとする。
- 3 政府は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 【附帯決議】(20.5.20内閣委員会議決)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

- 一、宇宙開発利用は日本国憲法の平和主義の理念を基調とし、宇宙環境との調和・共生を図りつつ、国民生活の向上のみならず、地球全体の利益向上に資するよう配慮して行うこと。  
また、宇宙開発利用に関する情報の適切な管理のため、必要な施策を講じるに当たっては、情報の透明性を可能な限り確保し、宇宙開発利用に伴い生じた成果を十分に国民に伝え広める体制を整備するよう努めること。
- 二、内閣に宇宙開発戦略本部を設置し、中枢機関として我が国の宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するに当たっては、宇宙科学の振興に携わる有識者の意見を十分に取り入れ、施策に反映させるよう努めること。
- 三、宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を行う組織を整備するに当たっては、宇宙基本計画の作成、宇宙開発利用に係る関連法案の整備、宇宙開発利用に係る予算の管理等について、宇宙開発利用に関する政策を戦略的、総合的かつ一体的に推進するよう努めること。  
また、その組織の長には特定の省益にとらわれない、大局的な判断ができる者を充てるよう努めることとし、その組織の職員については、特定の省庁から偏った登用をすることなく、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他宇宙開発利用に関係する機関、あるいは宇宙開発利用に携わる民間企業から幅広く登用するよう努めること。
- 四、本法の施行後1年を目途に、内閣府に宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を行わせるに当たっては、宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を行う組織の在り方について、宇宙開発利用に関する政策を戦略的、総合的かつ一体的に推進するための、将来の推進体制を見据えて検討した上で、必要な法制の準備その他の措置を講じること。  
また、内閣府において宇宙開発戦略本部に関する事務を処理するに当たっては、関係省庁と緊密な連携をとり、一体的かつ戦略的に行うこと。
- 五、独立行政法人宇宙航空研究開発機構については、本法に掲げる宇宙開発に関する基本理念を実現するため、宇宙基本計画に従って運営するとともに、目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、所管する行政機関等について、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の見直しも含め、本法の施行後1年を目途に検討すること。  
その他の宇宙開発利用に関係する機関の統合等についても、本法の施行後1年を目途に検討すること。  
なお、宇宙開発委員会については、宇宙開発戦略本部との関係において、その在り方について検討すること。
- 六、本法の施行後2年以内を目途に、宇宙開発利用に関する条約等に従い、宇宙活動に係る規制などに関する法制を整備するよう努めること。  
右決議する。

## 生物多様性基本法案(衆第19号)

(衆議院 20.5.22可決 参議院 5.23環境委員会付託 5.28本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を明らかにしてその方向性を示し、関連する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、生物の多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定めるとともに、この基本原則に沿って、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体について、各々の責務を明らかにする。
- 二、政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないものとする。  
また、毎年、国会に、生物の多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策に関する報告を提出しなければならないものとする。
- 三、政府は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「生物多様性国家戦略」を環境基本計画を基本として定めなければならないものとする。  
また、都道府県及び市町村は、この「生物多様性国家戦略」を基本として、単独若しくは共同して、「生物多様性地域戦略」を定めるよう努めなければならないものとする。
- 四、国は、地域の生物の多様性の保全、国土及び自然資源の適切な利用等の推進、地球温暖化の防止等に資する施策の推進、事業計画の立案の段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進等に必要な措置を講ずるものとする。
- 五、政府は、この法律の目的を達成するため、野生生物の種の保存、森林、里山、湖沼等の自然環境の保全及び再生その他の生物の多様性の保全に係る法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 六、この法律は、公布の日から施行する。

## 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案(衆第22号)

(衆議院 20.6.5可決 参議院 6.9環境委員会付託 6.11本会議可決)

### 【要旨】

本法律案は、現行法における認定申請の遅れによる不利益や特別遺族弔慰金等の請求期限等の問題にかんがみ、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、必要な措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、被認定者について、医療費及び療養手当を、原則として、療養開始日にさかのぼって支給するものとする。  
なお、医療費等の合計額が特別遺族弔慰金の額に満たないときは、その死亡した者の遺族に対し、その差額を救済給付調整金として支給するものとする。
- 二、指定疾病に関する認定申請をしないで現行法の施行日以後に死亡した者の遺族に対し、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料を支給するものとする。
- 三、現行法の施行日前日までに死亡した労働者等の遺族であって、労働者災害補償保険法上の遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した者に対し、特別遺族給付金を支給するものとする。
- 四、特別遺族弔慰金及び特別葬祭料並びに特別遺族給付金の請求期限を延長するものとする。
- 五、国は、石綿を使用していた事業所の調査及びその結果の公表並びに本制度の周知を徹底するものとする。
- 六、この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。



オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案(衆第24号)  
(衆議院 20.6.5可決 参議院 6.6内閣委員会付託 6.11本会議可決)

【要旨】

本法律案は、平成7年3月20日に発生した地下鉄サリン事件等のオウム真理教による無差別大量の殺傷行為が暴力により国の統治機構を破壊する等の主義を推進する目的の下に行われた悪質かつ重大なテロリズムとしての犯罪行為であり、これにより不特定又は多数の者が被った惨禍が未曾有のものであることに加え、オウム真理教が、教団としてテロリズムとしての犯罪行為を実行する能力を形成する過程においても、これに立ち向かった者やその家族が教団の発展を阻害する者として殺傷行為等の犯罪行為の犠牲となっていること等を踏まえ、国においてこれらの犯罪行為(以下「テロリズム等」という。)の被害者等の救済を図ることがテロリズムと戦う我が国の姿勢を明らかにする意義を有することにかんがみ、オウム真理教犯罪被害者等に対する給付金の支給について定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、オウム真理教犯罪被害者等

「オウム真理教犯罪被害者等」とは、次に掲げるオウム真理教によるテロリズム等の犯罪行為(以下「対象犯罪行為」という。)により死亡した者の遺族及び対象犯罪行為により障害が残り、又は傷病を負った者(オウム真理教の構成員であった者を除く。)をいう。

- 1 平成7年3月20日に発生した地下鉄サリン事件に係る犯罪行為
- 2 平成6年6月27日から同月28日にかけて発生した松本サリン事件に係る犯罪行為
- 3 平成元年11月4日に発生した弁護士及びその妻子の殺人事件に係る犯罪行為
- 4 平成6年5月9日に発生したサリンを使用した弁護士の殺人未遂事件に係る犯罪行為
- 5 平成6年12月2日に発生したVXを使用した殺人未遂事件に係る犯罪行為
- 6 平成6年12月12日に発生したVXを使用した殺人事件に係る犯罪行為
- 7 平成7年1月4日に発生したVXを使用した殺人未遂事件に係る犯罪行為
- 8 平成7年2月28日から同年3月1日にかけて発生した公証人役場事務長の逮捕監禁致死事件に係る犯罪行為

二、給付金の支給

国は、オウム真理教犯罪被害者等に対し、対象犯罪行為による被害の程度に応じた額の給付金を支給する。

三、裁定等

- 1 給付金の支給を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に申請し、その裁定を受けなければならない。申請があった場合には、公安委員会は、速やかに裁定を行わなければならない。
- 2 1の申請は、この法律の施行の日から2年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由により同期間を経過する前に申請をすることができなかつたときは、その理由のやんだ日から6月以内に限り、申請をすることができる。
- 3 公安委員会は、申請者がオウム真理教犯罪被害者等に該当するかどうか及び対象犯罪行為による被害の程度を判断するに当たっては、オウム真理教犯罪被害者等が置かれている状況を踏まえて申請者に対して過重な負担を課することのないようにする観点から、オウム真理教に対する破産申立事件の記録等を必要に応じ用いる等、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。
- 4 国家公安委員会は、必要があると認めるときは、公務所及びオウム真理教に対する破産申立事件の破産管財人等に対し、公安委員会が裁定を行うために必要となる資料を作成し、国家公安委員会に提出するよう求め、提出を受けた資料を公安委員会に提供することができる。

#### 四、損害賠償との関係

国は、給付金を支給したときは、その額の限度において、当該給付金の支給を受けた者が有する対象犯罪行為に係る損害賠償請求権を取得する。

#### 五、施行期日等

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。
- 2 国は、テロリズムによる被害者の救済の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案(衆第25号)

(衆議院 20.6.5可決 参議院 6.9厚生労働委員会付託 6.11本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、国外において被爆者健康手帳の交付を希望する者の実情にかんがみ、国内に居住地及び現在地を有しない者が国外において被爆者健康手帳の交付を申請することができるようにしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 第一 国内に居住地及び現在地を有しない者の被爆者健康手帳の交付の申請

被爆者健康手帳の交付を受けようとする者であって、国内に居住地及び現在地を有しないものは、政令で定めるところにより、その者が原子爆弾が投下された際当時の広島市若しくは長崎市の区域内又は政令で定めるこれらに隣接する区域内に在った等の事由に該当したとする当時現に所在していた場所を管轄する都道府県知事に申請することができる。

#### 第二 その他

##### 一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

##### 二 検討

- 1 政府は、この法律の施行後速やかに、在外被爆者(被爆者であって国内に居住地及び現在地を有しないものをいう。以下同じ。)に対して行う医療に要する費用の支給について、国内に居住する被爆者の状況及びその者の居住地における医療の実情等を踏まえて検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 2 政府は、この法律の施行の状況等を踏まえ、在外被爆者に係るこの法律による改正後の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条の認定の申請の在り方について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案(衆第26号)

(衆議院 20.6.6可決 参議院 6.9総務委員会付託 6.11本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、最近におけるいわゆる振り込め詐欺事犯の状況を踏まえ、いわゆるSIMカードについて携帯電話端末と同様の規制を課すとともに、携帯電話端末等の貸与業者における貸与時の本人確認の義務について見直しを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、契約者特定記録媒体(いわゆるSIMカード)に対する規制

契約者特定記録媒体について、その譲渡時に携帯電話会社の承諾を得る義務等、通話可能端末設備と同様の規制を課すものとする。

#### 二、通話可能端末設備等の貸与業者に対する本人確認義務の厳格化等

- 1 通話可能端末設備及び契約者特定記録媒体（以下「通話可能端末設備等」という。）の貸与業者（以下「貸与業者」という。）は、通話可能端末設備等の貸与契約を締結するに際しては、貸与の相手方について、運転免許証の提示を受ける方法等により氏名、住居等の確認（以下「貸与時本人確認」という。）を行わずに、通話可能端末設備等を交付してはならないものとする。
- 2 貸与業者は、貸与時本人確認を行ったときは、総務省令で定める期間内に、貸与時本人確認に関する事項に関する記録を作成し、貸与契約が終了した日から3年間保存しなければならないものとする。

### 三、情報の提供及び国民の理解を深めるための措置

- 1 国家公安委員会は、携帯音声通信役務の不正な利用を防止するために講ずる措置に資するため、携帯音声通信事業者に対し、本人特定事項の隠ぺいに係る手口に関する情報の提供を行うものとする。
- 2 国及び地方公共団体は、携帯音声通信役務の不正な利用の防止の重要性について国民の理解を深めるために必要な装置を講ずるよう努めなければならないものとする。

### 四、罰則

二の各規制に違反した者は、2年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

### 五、施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 【附帯決議】（20.6.10総務委員会議決）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一、政府は、携帯音声通信役務の不正利用に係る手口に関する情報を広く国民に提供するなど、犯罪による被害発生の未然防止に万全を期すこと。
- 二、いわゆる振り込め詐欺等の犯罪にレンタルされた携帯電話等が数多く使用されていることを踏まえ、携帯電話等の貸与業者の実態を把握するとともに、今改正法の周知徹底を図ること。  
右決議する。

## 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第27号）

（衆議院 20.6.6可決 参議院 6.9文教科学委員会付託 6.11本会議可決）

### 【要旨】

本法律案の主な内容は次のとおりである。

#### 一、地震防災緊急事業5箇年計画の内容

公立の幼稚園のうち、地震防災上改築又は補強を要するものについて、地震防災緊急事業5箇年計画の内容に追加するものとする。

#### 二、公立の小中学校等についての耐震診断の実施等

- 1 地方公共団体は、その設置する幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の幼稚部、小学部及び中学部の校舎、屋内運動場及び寄宿舎のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法等に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについて、耐震診断を行わなければならないものとする。
- 2 地方公共団体は、1の耐震診断を行った建築物ごとに、その結果を公表しなければならないものとする。

#### 三、私立の小中学校等についての配慮

国及び地方公共団体は、私立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別

支援学校の幼稚部、小学部及び中学部の校舎、屋内運動場及び寄宿舍について、地震防災上必要な整備のため財政上及び金融上の配慮をするものとする。

#### 四、国の補助の特例

- 1 公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舍で、地震による倒壊の危険性が高いものうち、やむを得ない理由により補強が困難なものの改築に係る国の負担割合を2分の1とすること。
- 2 公立の幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の幼稚部、小学部若しくは中学部の校舎、屋内運動場又は寄宿舍で、地震による倒壊の危険性が高いものの補強に係る国の負担割合を3分の2とすること。

#### 五、施行期日

この法律は、公布の日から施行するものとする。

### ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案(衆第29号)

(衆議院 20.6.6可決 参議院 6.9厚生労働委員会付託 6.11本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、国によるハンセン病患者に対する隔離政策に起因して生じた問題であって、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在するもの(以下「ハンセン病問題」という。)の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 第一 基本理念

- 一 ハンセン病問題に関する施策は、国によるハンセン病患者に対する隔離政策によりハンセン病患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害に照らし、その被害を可能な限り回復することを旨として行わなければならない。
- 二 ハンセン病問題に関する施策を講ずるに当たっては、入所者(らい予防法の廃止に関する法律によりらい予防法が廃止されるまでの間に、ハンセン病を発病した後も相当期間日本国内に住所を有していた者であって、現に国立ハンセン病療養所等に入所しているものをいう。以下同じ。)が、現に居住する国立ハンセン病療養所等において、その生活環境が地域社会から孤立することなく、安心して豊かな生活を営むことができるように配慮されなければならない。
- 三 何人も、ハンセン病患者であった者等に対して、ハンセン病患者であったこと又はハンセン病に罹患していることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

#### 第二 国及び地方公共団体の責務

- 一 国は、基本理念にのっとり、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 二 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### 第三 ハンセン病患者であった者等その他の関係者の意見の反映のための措置

国は、ハンセン病問題に関する施策の策定及び実施に当たっては、ハンセン病患者であった者等その他の関係者との協議の場を設ける等これらの者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

#### 第四 国立ハンセン病療養所等における療養及び生活の保障

##### 一 国立ハンセン病療養所における療養

国は、国立ハンセン病療養所において、入所者に対して、必要な療養を行うものとする。

##### 二 国立ハンセン病療養所への再入所及び新規入所

1 国立ハンセン病療養所の長は、国立ハンセン病療養所等の退所者又は非入所者（国立ハンセン病療養所等に入所したことがない者のうち、厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。）が、必要な療養を受けるために国立ハンセン病療養所への入所を希望したときは、入所させないことについて正当な理由がある場合を除き、国立ハンセン病療養所に入所させるものとする。

2 国は、1により国立ハンセン病療養所に入所した者に対して、必要な療養を行うものとする。

##### 三 国立ハンセン病療養所以外のハンセン病療養所に係る措置

国は、入所者に対する必要な療養が確保されるよう、必要な措置を講ずるものとする。

##### 四 意思に反する退所及び転所の禁止

国は、入所者の意思に反して、現に入所している国立ハンセン病療養所から当該入所者を退所させ、又は転所させてはならない。

##### 五 国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のための措置

1 国は、医師、看護師及び介護員の確保等国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、1の国の施策に協力するよう努めるものとする。

##### 六 良好な生活環境の確保のための措置等

1 国は、入所者の生活環境が地域社会から孤立することのないようにする等入所者の良好な生活環境の確保を図るため、国立ハンセン病療養所の土地、建物、設備等を地方公共団体又は地域住民等の利用に供する等必要な措置を講ずることができる。

2 国は、1の措置を講ずるに当たっては、入所者の意見を尊重しなければならない。

#### 第五 社会復帰の支援並びに日常生活及び社会生活の援助

##### 一 社会復帰の支援のための措置

国は、国立ハンセン病療養所等からの退所を希望する入所者（らい予防法の廃止に関する法律によりらい予防法が廃止されるまでの間に、国立ハンセン病療養所等に入所していた者に限る。）の円滑な社会復帰に資するため、退所の準備に必要な資金の支給等必要な措置を講ずるものとする。

##### 二 ハンセン病療養所退所者給与金及びハンセン病療養所非入所者給与金の支給

国は、退所者又は非入所者に対し、その者の生活の安定等を図るため、それぞれハンセン病療養所退所者給与金又はハンセン病療養所非入所者給与金を支給するものとする。

##### 三 ハンセン病等に係る医療体制の整備

国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が、安心してハンセン病及びその後遺症その他の関連疾患の治療を受けることができるよう、医療体制の整備に努めるものとする。

##### 四 相談及び情報の提供等

国及び地方公共団体は、退所者及び非入所者が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、これらの者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な措置を講ずるものとする。

#### 第六 名誉の回復及び死没者の追悼

国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設

置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 第七 親族に対する援護

都道府県知事は、国立ハンセン病療養所の入所者の親族のうち、当該入所者が入所しなかったならば、主としてその者の収入によって生計を維持している等と認められる者が、生計困難のため、援護を要する状態にあると認めるときは、これらの者に対し、援護を行うことができる。

#### 第八 施行期日等

- 一 この法律は、平成21年4月1日から施行する。
- 二 らい予防法の廃止に関する法律は、廃止する。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案(衆第30号)  
(衆議院 20.6.6可決 参議院 6.9内閣委員会付託 6.11本会議可決)

#### 【要旨】

本法律案は、インターネットにおいて青少年有害情報が多く流通している状況にかんがみ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、フィルタリングソフトの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、この法律において「青少年」とは18歳に満たない者をいい、「青少年有害情報」とはインターネットを利用して公衆の閲覧に供されている情報であって青少年の健全な成長を著しく阻害するものをいう。「青少年有害情報」を例示すると次のとおりである。
  - 1 犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為を直接的かつ明示的に請け負い、仲介し、若しくは誘引し、又は自殺を直接的かつ明示的に誘引する情報
  - 2 人の性行為又は性器等のわいせつな描写その他の著しく性欲を興奮させ又は刺激する情報
  - 3 殺人、処刑、虐待等の場面の陰惨な描写その他の著しく残虐な内容の情報
- 二、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策は、青少年自身がインターネットを適切に活用する能力を習得することを旨として行われなければならないこと、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する施策の推進は、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくすること、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重することを旨として行われなければならないこと、を基本理念とする。
- 三、国及び地方公共団体は、二の基本理念にのっとり、青少年が安全に安心してインターネットを利用することができるよう施策を策定し、及び実施する責務を有する。また、インターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進等を行うものとする。
- 四、青少年のインターネットの利用に関係する事業を行う者は、青少年がインターネットを利用して青少年有害情報の閲覧をする機会をできるだけ少なくするための措置を講ずるとともに、青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。
- 五、保護者は、青少年のインターネットの利用の状況を適切に把握するとともに、そのインターネットの利用を適切に管理し、及びインターネットを適切に活用する能力の習得の促進に努めるものとする。

- 六、内閣府におかれるインターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議（以下「会議」という。）は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画を定めなければならない。なお、会議の会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 七、携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、契約の相手方又は携帯電話端末等の使用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、その役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者がサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。
- 八、インターネット接続役務提供事業者は、役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。
- 九、インターネットと接続する機能を有する機器であって青少年により使用されるもの（携帯電話端末等を除く。）を製造する事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を容易にする措置を講じた上で、当該機器を販売しなければならない。
- 十、特定サーバー管理者は、青少年有害情報の発信されていることを知ったときは、青少年による閲覧ができないようにする措置をとるよう努めなければならない。また、当該措置をとったときは、その記録を作成し、保存するよう努めなければならない。
- 十一、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及を目的として、次に掲げるいずれかの業務を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の登録を受けることができる。
- 1 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア及び青少年有害情報フィルタリングサービスに関する調査研究並びにその普及及び啓発を行うこと。
  - 2 青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの技術開発の推進を行うこと。
- 十二、この法律は、交付の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。なお、政府は、施行後3年以内に、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 【附帯決議】（20.6.10内閣委員会議決）
- 政府は、本法の制定に当たり、次の事項について万全を期すべきである。
- 一、インターネットが、青少年を含む全ての人々にとって、社会参画と幸福追求のための極めて重要な手段となっていることに留意し、個人や少数者を含む多様な主体がインターネットを利用した表現の自由、多様な情報に関する情報発信やアクセスを不当に制約することのないようにすること。
  - 二、内閣総理大臣のリーダーシップの下、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に関し、政府一体となって、広報啓発活動を積極的に行い、広く周知徹底を図ること。
  - 三、情報リテラシー・モラル教育を学校教育等あらゆる機会を利用して拡充するとともに、保護者等への更なる理解の浸透を図ること。
  - 四、フィルタリングの基準設定の内容によっては、インターネット利用に際しての表現や通信の自由を制限するおそれがあることを十分に認識し、その開発等に当たっては、事業者及び事業者団体等の自主的な取組を尊重すること。また、事業者等が行う有害情報の判断、フィルタリングの基準設定等に干渉することがないようにすること。
  - 五、本法第30条各号に定める者の自主的、主体的な取組を最大限尊重するとともに、それらの者に対し、財政支援等を行うよう努めること。
  - 六、子どもの発達段階に応じたきめ細かな設定が可能となる携帯電話及びインターネット端末用のフィルタリングサービス、閲覧制限の範囲を最小限にとどめる技術の実現等、インターネットに

関する技術の進展に速やかに対応できる体制の整備に努めること。

七、インターネット上の違法情報対策については、本法の措置に基づく民主導の取組を注視すること。また、公務員の告発義務から行う司法手続きを基本とした対応を行うこと。

八、海外から発信されるインターネット上の違法有害情報対策に関する国際協力の在り方について、広く検討すること。

右決議する。

#### 地方自治法の一部を改正する法律案(衆第31号)

(衆議院 20.6.10可決 参議院 6.10総務委員会付託 6.11本会議可決)

##### 【要旨】

本法律案は、普通地方公共団体の議会の実態等を踏まえ、議会活動の範囲を明確化する等のため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとするとともに、議員の報酬に関する規定を整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

##### 一、議会活動の範囲の明確化

議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができるものとする。

##### 二、議員の報酬に関する規定の整備

議員の報酬の支給方法等に関する規定を他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称を議員報酬に改める。

##### 三、施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

#### 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案(第166回国会衆第47号)

(衆議院 第168回国会19.12.11可決 参議院 第168回国会19.12.11政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会付託 審査未了)

##### 【要旨】

本法律案は、選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査の公正かつ適正な執行を確保しつつ開票事務等の効率化及び迅速化を図るため、衆議院議員及び参議院議員の選挙並びに最高裁判所裁判官の国民審査に係る電磁的記録式投票機(いわゆる電子投票機)を用いて行う投票方法等について、公職選挙法等の特例を定めるとともに、最高裁判所裁判官の国民審査の期日前投票期間を衆議院議員総選挙の期日前投票期間と同一にするものである。



## 予 算

平成十九年度一般会計補正予算(第1号)

平成十九年度特別会計補正予算(特第1号)

平成十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)

(衆議院 20.1.29可決 参議院 1.29予算委員会付託 2.6本会議否決 )

20.2.6、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会請求。2.6、両院協議会成案を得ず。2.6、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

### 【概要】

平成19年12月20日、平成十九年度補正予算3案が閣議決定された。平成十九年度補正予算は、景気の足踏みにより税収が伸び悩む一方、歳出増加を求める声が高まる中で編成されたが、既定経費の節減などで財源を捻出し新規国債の追加発行は避けられた。

歳入面では、租税及印紙収入が当初見積りより9,160億円減額されたほか、18年度決算剰余金8,286億円(全額純剰余金)を受け入れている。なお、公債金については、災害対策費や施設費等の追加に対応し、建設国債が8,630億円増額された一方、特例国債が8,630億円減額され、公債金全体での発行額は変わらなかった。

歳出面では、地震、台風等の災害復旧等のための災害対策費7,308億円のほか、高齢者医療費の負担増凍結などのための高齢者医療制度円滑導入関係経費1,719億円、米作の生産調整に応じた農家への補助金支給等を行う水田農業等緊急活性化関係経費799億円、灯油などの需要が多い寒冷地向けの支援等を行う原油価格高騰対策費570億円などが計上された。なお、18年度決算剰余金(純剰余金)は、その2分の1(4,143億円)が国債整理基金特別会計に繰り入れられた。

このほか、国税の増額補正等に伴い、中小企業金融公庫出資金等2,326億円、国際分担金及び出資金等2,003億円のほか、老人医療給付費負担金1,376億円など義務的経費の追加1,552億円が計上された。なお、国債費の減額など1兆2,006億円の既定経費の節減が行われている。

以上の結果、一般会計の歳入歳出の純追加8,954億円を加えた補正後の規模は、83兆8,042億円となった。

平成十九年度補正予算のフレーム

(単位：億円)

歳出		歳入	
1. 災害対策費	7,308	1. 税収	△ 9,160
(1) 災害復旧	2,016	2. 税外収入	9,828
(2) 緊急防災	2,454	3. 公債金	
(3) 学校等耐震化	2,424	公債金	8,630
(4) その他	414	特例公債金	△ 8,630
2. 義務的経費等の追加	10,509	4. 前年度剰余金受入	8,286
(1) 義務的経費の追加	1,552		
①老人医療給付費負担金	1,376		
②その他	176		
(2) その他の経費	8,958		
①中小企業金融公庫出資金等	2,326		
②国際分担金及び拠出金	2,003		
③高齢者医療制度円滑導入関係経費	1,719		
④水田農業等緊急活性化関係経費	799		
⑤原油価格高騰対策費	570		
⑥中国残留邦人支援関係経費	254		
⑦米軍再編関係経費	171		
⑧産業投資特別会計受入金繰入	145		
⑨年金特別会計へ繰入	125		
⑩新型インフルエンザ対策等関連経費	118		
⑪その他	730		
3. 国債整理基金特別会計へ繰入	4,143		
4. 地方交付税交付金	0		
(1) 税収減見合	△ 2,992		
(2) 税収減見合の減額補填	2,992		
5. 既定経費の節減等	△ 12,006		
6. 予備費の減額	△ 1,000		
歳出計	8,954	歳入計	8,954

平成二十年度一般会計予算  
平成二十年度特別会計予算  
平成二十年度政府関係機関予算

(衆議院 20.2.29可決 参議院 2.29予算委員会付託 3.28本会議否決 )

20.3.28、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会請求。3.28、両院協議会成案を得ず。3.28、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

【概要】

平成二十年度総予算3案は平成19年12月24日に閣議決定された。我が国経済は、平成14年2月以降、緩やかながらも戦後最長の景気回復が続いてきたが、19年秋以降、原油等原材料価格の高騰に加え、米国のサブプライムローン問題の影響が予想以上に拡がり、景気の先行き不透明感が一段と強まることとなった。我が国財政は、これまで景気回復に伴う税収増加を背景に、国債発行の減額などフロー・ベースでは改善傾向がみられるようになっていたが、歳出増加を求める声が高まる中で、今後、景気が減速し税収増加が見込めない状況になれば、再び財政が悪化の方向に向かうことも懸念される状況となった。

こうした状況下で編成された平成二十年度予算は、足元の経済情勢や税収動向を踏まえ、新規国債発行額は極力抑制する一方、歳出改革の努力をゆるめることなく、「基本方針2006」等に則り最大限の削減を行うとともに、「希望と安心」の国の実現のため予算の重点化・効率化を行うこととし、また、政策評価等を活用するほか、総人件費改革や特別会計改革、資産債務改革等により財政健全化に取り組むこと等を基本方針として編成された。

平成二十年度予算の一般会計予算規模は、対前年度当初予算比0.2%増の83兆613億円と2年連続して増加し、当初予算としては平成12年度(84兆9,871億円)に次ぐ規模となった。政策的経費である一般歳出は47兆2,845億円、同0.7%増で2年連続して増加した。社会保障関係費、文教及び科学振興費、中小企業対策費などで増加する一方、防衛関係費、公共事業関係費、経済協力費などで減額となった。地方交付税等は15兆6,136億円、同4.6%増となり、2年連続の増加となり、また、地方財政計画ベースの地方交付税総額も、交付税特会借入金(地方負担分)の返済繰延べなどにより15兆4,061億円と3年ぶりの増額となった。また、国債費は20兆1,632億円、同4.0%減となった。前年度予算に含まれていた交付税特会借入金(国負担分)の初年度分の元利償還費が20年度以降は平年度分となり減少するほか、利払費の前提となる想定の長期金利が前年度の2.3%から2.0%に引き下げられたことなどにより、6年ぶりの減額となった。ただし、国債費の一般会計歳出に占める比率は24.3%と、依然、一般会計歳出の約4分の1を占めている。

一般歳出の内訳は、社会保障関係費が21兆7,824億円、同3.0%増で、一般歳出に占める比率は46.1%に上昇した。なお、診療報酬・薬価等の改定(660億円)、後発医薬品の使用促進(220億円)、被用者保険による政府管掌健康保険支援(1,000億円)等により、約2,200億円増加幅が圧縮された。また、文教及び科学振興費は、教職員定数の増加等により5兆3,122億円、同0.5%増(うち科学技術振興費は同1.1%増)、中小企業対策費が1,761億円、同7.3%増となる一方、公共事業関係費は6兆7,352億円、同3.1%減、防衛関係費は4兆7,796億円、同0.5%減、経済協力費が6,660億円、同3.7%減などとなった。近年、社会保障関係費以外はほとんどの経費で減額となっていたが、20年度予算では、そのほかの経費でも増加する経費が目立ち始め、歳出削減の難しさが増してきている。

一方、歳入では、一般会計税収は53兆5,540億円、同0.2%増(増加額870億円)と4年連続の増加となったものの、景気の先行き不透明感が強まる中、小幅な伸びとなった。税収比率は64.5%となり、16年度(50.8%)を底に、近年上昇が続いていたが、20年度は前年度と同率にとどまった。税外収入は、外為特会や財政投融资特会(投資勘定)等からの剰余金の繰入等で4兆1,593億円、

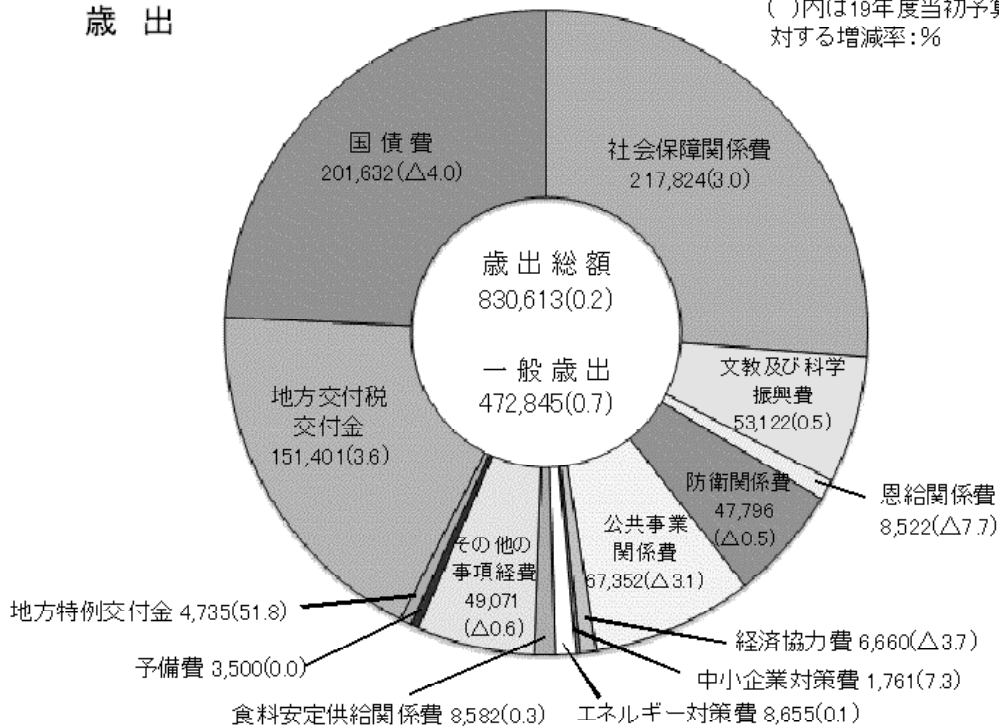
同3.7%増となった。また、公債金は25兆3,480億円で前年度当初より840億円の減少と小幅な減額となり、公債依存度も30.5%と4年連続の低下となったものの、前年度に比べ0.2ポイントの低下にとどまった。

なお、基礎的財政収支（一般会計）は5.2兆円の赤字で、前年度の4.4兆円から赤字幅が0.8兆円拡大し、5年ぶりの増加となった。また、普通国債残高が553兆円と累増を続けるなど、依然として財政状況は厳しく、歳出改革はもとより、税制の抜本改革など歳入面の対応を含めた、今後の財政健全化への取組みが注目されている。

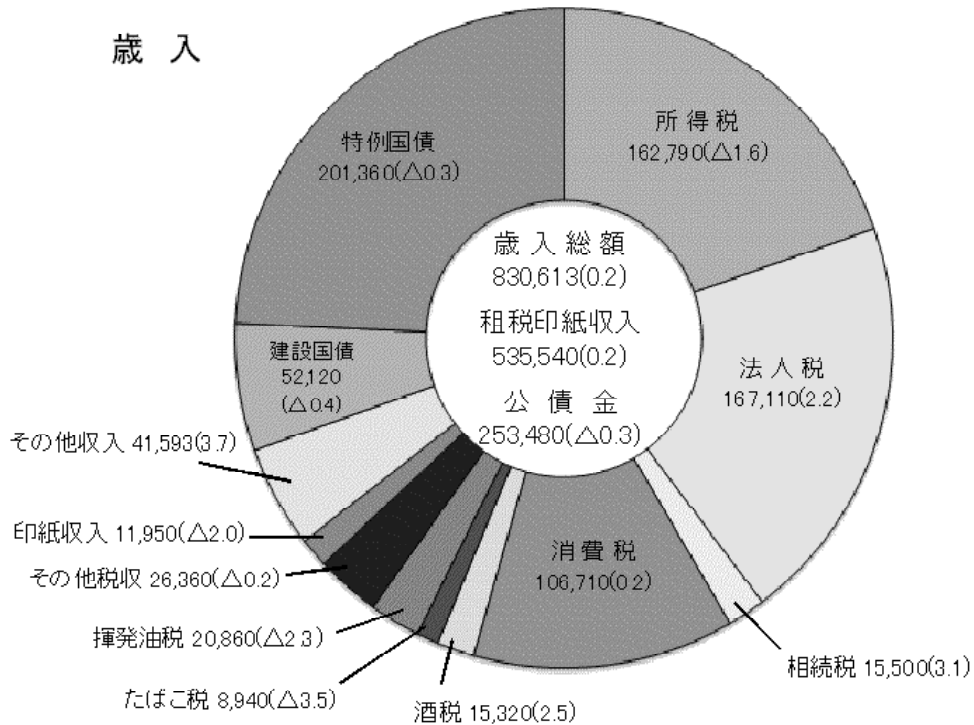
平成20年度一般会計予算の内訳

単位:億円  
 ( )内は19年度当初予算に対する増減率:%

歳出



歳入



## 条 約

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)

(衆議院 20.4.3承認 参議院 4.9外交防衛委員会付託 4.25本会議不承認 )

20.4.25、衆議院へ返付。衆議院、両院協議会請求。4.25、両院協議会成案を得ず。4.25、憲法第61条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる。

### 【要旨】

この協定は、日米両国を取り巻く諸情勢にかんがみ、日本国にアメリカ合衆国軍隊を維持することに伴う経費の日本側による負担を図り、日本国にある合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、日米両国政府間で交渉を行った結果、平成20年1月25日に東京において署名されたものである。この協定は、前文、本文7箇条及び末文から成っているほか、この協定に関連し、合意された議事録及び書簡が作成されており、それらの主な内容は、次のとおりである。

- 一、日本国は、2008年から2010年までの日本国の会計年度において、日本国に雇用されて合衆国軍隊等のために労務に服する労働者に対する基本給、地域手当、乗船手当等一定の給与の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。
- 二、日本国は、2008年から2010年までの日本国の会計年度において、合衆国軍隊等が日本国で公用のため調達する、(a)公益事業によって使用に供される電気、ガス、水道及び下水道、(b)(a)を除く暖房用、調理用又は給湯用の燃料、に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担する。
- 三、日本国政府の要請に基づき、合衆国が合衆国軍隊の行う訓練の全部又は一部を他の施設及び区域を使用するよう変更する場合に、日本国はその変更に伴って追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担する。負担は、当該要請に当たり日本国が経費を負担するとの通告を合衆国政府に対して行う場合に限る。
- 四、合衆国は、前記一、二及び三の経費の節約に一層努める。
- 五、日本国は、毎会計年度、負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定を合衆国に対し速やかに通報する。
- 六、日米両国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、日米合同委員会を通じて協議することができる。
- 七、この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従って承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、2011年3月31日まで効力を有する。

なお、合意された議事録では、前記一の給与には、1987年1月30日に署名された日米地位協定第24条についての特別措置協定(1987年6月1日発効)の発効の際、日本国による負担の対象となっていた部分を含まないことが確認されている。また、書簡では、前記五にいう具体的金額の決定についての日本国政府の方針等が表明されており、この中で、日本国は、光熱水料等に関し、各会計年度のための概算要求額は、2008会計年度については252億8,112万4,000円、2009会計年度については249億190万8,000円、2010会計年度については249億190万8,000円となること等を明らかにしている。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)

(衆議院 20.4.24承認 参議院 5.14外交防衛委員会付託 5.21本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とラオス人民民主共和国との間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化することを目的として、2008年(平成20年)1月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文27箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有、売却その他の処分(以下「投資活動」という。)に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動の条件として、輸出要求、現地調達要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない。
- 三、前記一(内国民待遇及び最恵国待遇)及び前記二(特定措置の履行要求の禁止)は、締約国の中央政府等が、附属書 に掲げる分野又は事項に関して維持するこれらに適合しない措置等について、また、附属書 に掲げる分野又は事項に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。
- 四、各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する。
- 五、一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。
- 六、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速で適当かつ実効的な補償の支払等の条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 七、一方の締約国は、武力紛争等の緊急事態により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 八、一方の締約国又はその指定する機関による保険契約等に基づく請求権等の代位を承認する。
- 九、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。
- 十、一方の締約国は、この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても解決できなかったものは、仲裁委員会に付託する。
- 十一、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議又は交渉により解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。
- 十二、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合等には、前記一(内国民待遇)の義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記九(資金の移転)の義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- 十三、この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。いずれか一方の締約国

が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該協定に基づき第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務づけるものと解してはならない。

十四、両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置する。

十五、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じ、10年の期間効力を有する。この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、協定の終了の日から更に10年の期間引き続き効力を有する。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千八年一月二十二日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)

(衆議院 20.5.13承認 参議院 5.19外交防衛委員会付託 )

20.6.12、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書受領。6.12、衆議院へ返付。

**【要旨】**

世界貿易機関を設立するマラケシュ協定に含まれている我が国の譲許表に関し、医薬品関連の関税撤廃の対象産品の見直しに伴う修正及び訂正を確認する。

国際物品売買契約に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件(閣条第4号)

(衆議院 20.5.20承認 参議院 委員会未付託 )

20.6.19、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書受領。6.19、衆議院へ返付。

**【要旨】**

企業間等の国際物品売買契約について、その成立及び契約当事者の権利義務に関する事項について定める。

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターを設立する協定の改正の受諾について承認を求めるの件(閣条第5号)

(衆議院 20.5.22承認 参議院 委員会未付託 )

20.6.21、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書受領。6.21、衆議院へ返付。

**【要旨】**

東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センターの機能強化のための改正について定める。



全権委員会議(千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ)において改正された国際電気通信連合憲章(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千六年アンタルヤ)において採択された改正)及び全権委員会議(千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ)において改正された国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千六年アンタルヤ)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)  
(衆議院 20.4.24承認 参議院 5.14外交防衛委員会付託 5.21本会議承認)

【要旨】

近年、ブロードバンド・ネットワークを始めとする通信関連技術が急速な発展を遂げる中で、その恩恵を世界のすべての人々が受けられるようにするための情報通信基盤の整備等が一層重要な課題となるに至った。こうした課題に対応するため、すべての種類の電気通信の改善及び合理的利用に関する国際協力を目的として設立された国際電気通信連合(ITU)はより多くの役割を期待されており、財政状況の改善及び民間事業者等の参加の一層の拡大が必要となった。

このような背景を踏まえ、2006年(平成18年)11月にトルコのアンタルヤで開催されたITUの全権委員会議において、国際電気通信連合憲章(以下「憲章」という。)を改正する文書及び国際電気通信連合条約(以下「条約」という。)を改正する文書が採択された。その主な内容は次のとおりである。

一、憲章を改正する文書

世界無線通信会議及び無線通信総会の通常の招集頻度を、2年から3年までの間に1度から、3年から4年までの間に1度に変更するよう改める。

二、条約を改正する文書

- 1 理事会が、全権委員会議の決議及び決定に従い、ITUの予算内容の調整を行うため、収入及び支出の年次検討を行う旨の規定を追加する。
- 2 民間事業者等の部門構成員がITUへの参加を終止することを事務総局長に通告してからその終止が効力を生ずるまでの期間を1年間から6箇月間に短縮するよう改める。
- 3 分担金の等級を細分化することで加盟国による分担金の引上げを容易にするよう改める。また、自然災害等の例外的状況の下において、部門構成員がその分担金を減少させることを要求し、かつ、選定した分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、理事会が当該部門構成員の要求を承認することができる旨の規定を追加する。

千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐる類委員会の強化のための条約(アンティグア条約)の締結について承認を求めるの件(閣条第7号)

(衆議院 20.5.20承認 参議院 委員会未付託 )

20.6.19、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書受領。6.19、衆議院へ返付。

【要旨】

東太平洋におけるまぐる類資源の保存及び持続可能な利用を確保することを目的として、千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐる類委員会の任務を強化すること等について定める。

社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)

(衆議院 20.5.13承認 参議院 5.19外交防衛委員会付託 )

20.6.12、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書受領。6.12、衆議院へ返付。

【要旨】

人的交流に伴って生ずる年金制度、医療保険制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的として、我が国とオランダとの間で、年金制度、医療保険制度等について適用の調整を行うこと並びに保険期間の通算による年金の給付を受ける権利を確立すること等を定める。

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)

(衆議院 20.5.13承認 参議院 5.19外交防衛委員会付託 )

20.6.12、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書受領。6.12、衆議院へ返付。

【要旨】

人的交流に伴って生ずる年金制度、医療保険制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的として、我が国とチェコとの間で、年金制度、医療保険制度等について適用の調整を行うこと並びに保険期間の通算による年金の給付を受ける権利を確立すること等を定める。

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)

(衆議院 20.4.17承認 参議院 5.12外交防衛委員会付託 5.16本会議承認)

【要旨】

政府は、平成18年7月の杉浦法務大臣(当時)の訪中の際に、杉浦法務大臣と呉司法部長との間で、日中間の刑事共助条約の締結交渉を早期に開始することで意見が一致したことを受け、平成19年1月に、両国間で交渉を開始した。平成19年4月に温家宝中華人民共和国国务院総理が訪日した際、首脳間で交渉の年内実質合意に向け努力していくことで一致したことも踏まえ、鋭意交渉を行った結果、条約案文について最終的合意をみるに至ったので、平成19年12月に北京において、高村外務大臣と楊外交部長との間でこの条約の署名が行われた。

この条約は、前文、本文21箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、各締約国は、他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの条約の規定に従って最大限の共助を実施する。
- 二、共助には、証拠(証言、供述及び書類、記録その他の物を含む。以下同じ。)の取得、捜索又は差押え、人、場所又は書類、記録その他の物の鑑定その他の見分、人、場所若しくは書類、記録その他の物又はこれらの所在地の特定、被請求国の立法機関、行政機関若しくは司法機関又は地方公共団体の保有する書類、記録その他の物の提供、請求国における出頭が求められている者に対する招請についての伝達であって、証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のための招請に係るもの、拘禁されている者の身柄の移送であって、証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のためのもの、刑事手続に関する文書の送達、犯罪の収益又は道具の没収その他これに関連する措置及びこれらに関連する手続についての共助、犯罪記録の提供、被請求国の法令により認められるその他の共助であって両締約国の中央当局間で合意されたものを含む。

- 三、この条約に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、中華人民共和国は司法部又は公安部を、それぞれ指定する。
- この条約に基づく共助の請求は、請求国の中央当局から被請求国の中央当局に対して行われる。
- 四、被請求国の中央当局は、被請求国が、請求国における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自国の法令によれば犯罪を構成しないと認める等の場合には、共助を拒否することができる。
- 五、請求国の中央当局は、共助の請求を書面によって行う。ただし、被請求国の中央当局が適当と認める場合には、書面以外の信頼し得る通信の方法により共助の請求を行うことができる。
- 六、被請求国は、請求された共助をこの条約の関連規定に従って速やかに実施する。被請求国の権限のある当局は、当該共助を実施するためにその権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。
- 七、請求国は、被請求国の中央当局の事前の同意がない限り、この条約の規定に従って提供される証拠を共助の請求に示された捜査、訴追その他の手続以外の目的に使用してはならない。
- 八、両締約国の中央当局は、この条約に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議し、また、この条約の解釈又は適用から生ずる紛争は、外交上の経路を通じた協議によって解決する。
- 九、この条約は、批准書の交換の日の後30日目の日に効力を生ずる。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第11号)

(衆議院 20.5.20承認 参議院 委員会未付託 )

20.6.19、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書受領。6.19、衆議院へ返付。

**【要旨】**

現行条約に代え、投資所得に対する源泉地国における税率の上限を全体的に引き下げるとともに、一定の親子関係にある会社間の配当、一定の金融機関が受け取る利子については免税とすること、また、条約の特典の濫用を防止するための措置をとること等について定める。

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第12号)

(衆議院 20.5.20承認 参議院 委員会未付託 )

20.6.19、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書受領。6.19、衆議院へ返付。

**【要旨】**

現行条約に代え、投資所得に対する源泉地国における税率の上限を含めた課税上の取扱いを明確に定めるとともに、みなし外国税額控除を廃止する。

包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第13号)

(衆議院 20.5.22承認 参議院 委員会未付託 )

20.6.21、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決が国会の議決となった旨の通知書受領。6.21、衆議院へ返付。

**【要旨】**

我が国と東南アジア諸国連合構成国の間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、その他経済的協力の増進のための枠組みを設定すること等を内容

とする包括的な経済上の連携のための法的枠組みについて定める。

経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を  
求めるの件(第168回国会閣条第1号)

(衆議院 20.4.17承認 参議院 5.12外交防衛委員会付託 5.16本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とブルネイとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、エネルギーの安定供給に資する枠組みを構築し、ビジネス環境の整備を図り、その他幅広い分野での協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2007年(平成19年)6月18日に東京において、安倍内閣総理大臣とボルネオ国王との間で署名されたものである。

この協定は、前文、本文122箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に定める条件に従って、関税を撤廃する。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 鉱工業品

ほぼすべての品目について、関税を即時撤廃

ロ 農林水産品

即時又は段階的に関税を撤廃

2 ブルネイによる関税撤廃等の主要品目

イ 自動車及び自動車部品

3年間で段階的に関税を撤廃

ロ 電気及び電子製品、産業機械

5年間で段階的に関税を撤廃

ハ 農林水産品

ほぼすべての品目について、即時又は段階的に関税を撤廃

二、原産地規則、原産地証明書及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

四、各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

五、各締約国は、エネルギー物品の輸出入の禁止又は制限を適用するに当たり、契約関係に十分な考慮を払うとともに、一方の締約国は、エネルギー物品の輸出入の新たな禁止又は制限を導入する場合には、他方の締約国に対し書面による通報を行う。また、各締約国は、自国のエネルギー規制機関が、エネルギー規制措置を適用するに当たり、契約関係に及ぼす悪影響を最小にすること等を確保するよう努める。

六、一方の締約国政府は、自国の法令に従い、自国において事業活動を遂行する他方の締約国の企業の利益のためのビジネス環境を一層整備するために適当な措置をとる。

七、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決手続に関し、仲裁裁判所の設置及び任務、仲裁裁判手続、仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。

八、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第168回国会閣条第2号)

(衆議院 20.4.17承認 参議院 5.12外交防衛委員会付託 5.16本会議承認)

【要旨】

この協定は、我が国とインドネシアとの間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、エネルギー及び鉱物資源の安定供給に資する枠組みを構築し、知的財産の保護を確保し、ビジネス環境の整備を図り、その他幅広い分野での協力を促進すること等を内容とする両国間の経済上の連携のための法的枠組みを設けるものであり、2007年(平成19年)8月20日にジャカルタにおいて、安倍内閣総理大臣とユドヨノ大統領との間で署名されたものである。

この協定は、前文、本文154箇条及び末文並びに協定の不可分の一体を成す附属書から成っているほか、この協定に関連し、実施取極が作成されており、主な内容は次のとおりである。

一、各締約国は、他方の締約国の原産品について、附属書一の自国の表に定める条件に従って、関税を撤廃し、又は引き下げる。

なお、両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の主要品目の概要は次のとおりである。

1 我が国による関税撤廃等の主要品目

イ 生鮮のバナナ、生鮮のリンナップル

関税割当を設定(生鮮のバナナの割当数量は年間1,000トン、生鮮のリンナップルの割当数量は段階的に増やし協定発効後5年目で年間300トン)

ロ 林産物(合板を除く)

関税を即時撤廃

ハ 鉱工業品

ほぼすべての品目について、関税を即時撤廃

2 インドネシアによる関税撤廃等の主要品目

イ 生鮮の温帯果実(ぶどう、りんご、かき等)

関税を即時撤廃

ロ 自動車及び自動車部品

大部分について段階的に関税を撤廃又は削減

ハ 自動車及び自動車部品、電気及び電子、建設機械、エネルギー等の分野で用いられる高級鋼材

特定用途免税制度が適用され、関税を不適用

二、原産地規則、原産地証明書及び税関手続並びに原産品に対して両締約国間においてのみとられる二国間セーフガード措置の適用のための規則等について定める。

三、各締約国は、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

四、各締約国は、他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。

五、各締約国は、他方の締約国の短期の商用訪問者、企業内転勤者、投資家、公私の機関との間の個人的な契約に基づいて看護師若しくは介護福祉士としてのサービスの提供又はこれに関連する活動に従事する者等に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。

- 六、各締約国は、自国のエネルギー・鉱物資源規制機関が、エネルギー・鉱物資源規制措置を適用するに当たり、当該措置の適用の時に存在する契約関係が混乱することを実行可能な限りにおいて避け、及び当該措置を秩序ある衡平な方法で実施することを確保するよう努めるとともに、一方の締約国のエネルギー・鉱物資源規制機関が新たなエネルギー・鉱物資源規制措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、他方の締約国に対し、できる限り速やかに当該措置を通報し、又は公表する。
- 七、両締約国は、知的財産の十分に、効果的かつ無差別的な保護を与え、及び確保するとともに、貿易関連知的財産協定の規定に従い、知的財産の保護に関し、内国民待遇及び最恵国待遇を他方の締約国の国民に与える。
- 八、各締約国は、自国の法令に従うことを条件として、政府調達に係る自国の法令等に関する情報についての他方の締約国からの妥当な要請に適時に応ずる。
- 九、両締約国は、ビジネス環境の整備に関する問題に取り組むため、及び企業におけるビジネスを行う上での信頼の増進を円滑にするため、随時協議する。
- 十、この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争の解決手続に関し、仲裁裁判所の設置及び任務、仲裁裁判手続、仲裁裁判所の裁定の実施等について定める。
- 十一、この協定は、この協定の効力発生に必要なそれぞれの国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文を両締約国政府が交換する日の後30日目の日に効力を生ずる。

## 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第168回国会閣条第3号)

(衆議院 20.4.24承認 参議院 5.14外交防衛委員会付託 5.21本会議承認)

### 【要旨】

この協定は、我が国とカンボジア王国との間において、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みの整備を通じて両国間の投資の機会を増大させ、経済関係を一層強化することを目的として、2007年(平成19年)6月に東京で署名されたものである。

この協定は、前文、本文27箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す附属書から成り、主な内容は次のとおりである。

- 一、一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有、売却その他の処分(以下「投資活動」という。)に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与える。
- 二、いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動の条件として、輸出要求、現地調達要求等の特定措置の履行要求を課し、又は強制してはならない。
- 三、附属書に記載される中央政府及び地方政府による現行の措置については、内国民待遇等の義務は課されない一方、現状維持義務が課される。附属書に記載される分野等については、内国民待遇等の義務、現状維持義務の双方が課されない。一方の締約国が附属書に記載する現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書に記載する分野等に関して新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、一定の情報を他方の締約国に対して通知し、また、他方の締約国による要請に応じて誠実に協議を行う。
- 四、各締約国政府は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定等する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。
- 五、各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止する。
- 六、一方の締約国は、投資活動を行うことを目的とする他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

- 七、いずれの一方の締約国も、公共の目的、無差別、迅速で適当かつ実効的な補償の支払等の条件を満たさない限り、収用、国有化等を実施してはならない。また、収用、国有化等に伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならない。
- 八、一方の締約国は、武力紛争等の緊急事態により自国の区域内にある投資財産に関して損失等を被った他方の締約国の投資家に対する原状回復等に関し、内国民待遇又は最恵国待遇のうちいずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。
- 九、一方の締約国又はその指定する機関による保険契約等に基づく請求権等の代位を承認する。
- 十、一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。
- 十一、一方の締約国は、この協定の解釈及び実施に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても解決できなかったものは、仲裁委員会に付託する。
- 十二、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議又は交渉により解決されない場合には、当該投資紛争は、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による調停又は仲裁、投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則による調停又は仲裁、国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託される。
- 十三、いずれの締約国も、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生ずる場合又は資金の移転が経済全般の運営に重大な困難をもたらす場合等には、前記一（投資活動に関する内国民待遇）の義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び前記十（送金の自由）の義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
- 十四、この協定のいかなる規定も、両締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定に基づく権利を害し、及び義務を免れさせるものと解してはならない。いずれか一方の締約国が締結している知的財産権の保護に関する多数国間協定については、当該一方の締約国が当該協定に基づき第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務づけるものと解してはならない。
- 十五、両締約国は、この協定の目的を達成するため、合同委員会を設置する。
- 十六、この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後30日目の日に効力を生じ、10年の期間効力を有する。この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、協定の終了の日から更に10年の期間引き続き効力を有する。

## 承認を求めるの件

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)

(衆議院 20.3.25承認 参議院 3.26総務委員会付託 3.31本会議承認)

### 【要旨】

本件は、放送法第37条第2項の規定に基づき、日本放送協会の平成20年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

#### 一、収支予算

一般勘定の事業収入は6,575億円、事業支出は6,472億円で、事業収支差金は102億円である。

この事業収支差金は、33億円を債務償還に充当し、残余の68億円を翌年度以降の財政安定のための繰越金とする。

#### 二、事業計画

平成20年度は、改革・新生に向けた3か年計画の最終年度として、NHKだからできる放送を通しての放送の公共的役割の追求、地域放送充実への取組、国際放送による海外への情報発信の強化、地上デジタル放送の普及促進、新たな放送サービスの開発や放送の発展に向けた調査研究の推進、受信料の公平負担に向けた契約収納活動の強化と経費の削減、視聴者との結びつきの強化等に重点を置いている。

#### 三、資金計画

資金計画は、受信料、長期借入金等による入金総額6,886億円、事業経費、建設経費、長期借入金の返還等による出金総額6,800億円をもって施行する。

#### 四、総務大臣の意見

本件には、総務大臣から、前年度収支予算を約200億円上回る受信料収入を確保し、公共放送として国民・視聴者の要望に的確に応えるべく放送サービスの充実に予算を重点配分しつつ、引き続き業務の見直しと経費削減を推進することとしていることから、収支予算等については、着実に遂行すべきものと認めるとしながら、将来に向けて一層改革を進めていくことが必要である旨の意見が付されている。

### 【附帯決議】(20.3.31総務委員会議決)

政府及び日本放送協会は、協会に対する国民・視聴者の信頼を回復し、公共放送の使命を全うできるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

一、協会において、新生・改革に向けた各種施策に取り組んでいる中で、新たに職員のインサイダー取引が発覚したことは、報道機関としての信頼性を揺るがす重大な問題である。そのため、協会は、これまでの施策を徹底的に見直すとともに、内部統制機能の強化によるコンプライアンスの徹底を図る等、職員の一人ひとりに公共放送に携わるものとしての高い倫理意識が確立されるよう抜本的な対策を講じること。

二、協会は、放送が社会に及ぼす影響の重大性を深く認識し、改正放送法の趣旨も十分踏まえ、放送の不偏不党と表現の自由を確保して、公平、公正な放送の徹底を図るとともに、豊かで良質な番組の放送に一層努めること。

三、経営委員会は、改正放送法により、監督権限の明確化等これまで以上に重い職責を担うものであることを認識し、国民・視聴者から信頼される公共放送作りのために一層の努力を行うこと。

また、政府においては、委員の人選の在り方について広く研究を行うこと。

四、一連の不祥事による受信料の未払い等は減少傾向にあるものの、今回のインサイダー取引事件を契機に再び増加することが危惧されている。協会においては、あらゆる対策を講じて国民・視聴者の理解を得て、未払い・未契約等の減少に努めるとともに、料金水準を含め、受信料の公平



負担に向けた検討を行うこと。また、訪問集金の廃止等契約収納費の削減に努めているところであるが、受信料収入に対する経費の比率が未だに高い水準にあることから、受信料制度に対する視聴者の理解に不可欠な地域スタッフの業務に配慮しつつ、今後も契約収納業務の効率化をさらに進め、経費削減に努めること。

五、新たに外国人向けテレビ国際放送のための子会社が設立されるが、協会が行う外国人向け国際放送については、多額の受信料が投じられることにかんがみ、その費用対効果について、評価・検証するとともに、より効率的・効果的な放送が実施されるよう、業務の体制及び放送の内容に対する不断の見直しを行うこと。

また、総務大臣が国際放送の実施要請を行うに当たっては、協会の表現の自由、番組編集の自由を最大限尊重すること。

六、協会は、地上放送の完全デジタル化が円滑に移行できるよう先導的な役割を果たすとともに、政府は、経済的弱者等に対するデジタル放送に対応した受信設備の購入支援等について、早急に検討すること。

七、協会は、公共放送の質の向上に資するよう、業務全般について徹底的な見直しを行うとともに、子会社等の統廃合を含めた一層の合理化を進めることにより、グループ全体の業務の効率化・スリム化を図ること。また、協会と子会社等との取引は、依然として随意契約の比率が高いことから、競争契約の比率を高めるなど取引の透明化・明確化を図るとともに、積極的な情報開示に努めること。

八、協会は、災害時等において、国民が必要とする地域生活に密着した正確な情報や最新ニュースを時宜に応じて提供する必要があることから、緊急報道体制の更なる充実・強化に努めること。

九、高齢者、障害者にかかわるデジタル・ディバイドの解消が喫緊の課題となっていることから、字幕放送、解説放送、手話放送等の更なる拡充と番組内容の充実を図ること。

十、協会は、本年12月からサービス提供を予定している番組アーカイブについては、早期に収支の改善に努めるとともに、提供するコンテンツの充実に取り組むこと。

右決議する。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)

(衆議院 20.6.3承認 参議院 6.6国土交通委員会付託 6.11本会議承認)

【要旨】

本件は、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により、平成20年4月11日に閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めようとするものである。

入港禁止措置の主な内容は次のとおりである。

- 一、北朝鮮が平成18年7月5日に弾道ミサイルを発射したことに加え、同年10月9日、核実験を実施したとしていることは、我が国のみならず、東アジア及び国際社会の平和と安全に対する重大な脅威であるとともに、日朝平壤宣言、六者会合の共同声明、国連安保理決議等にも違反するものであり、その後の我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全を維持するため特に必要があると認め、北朝鮮船籍のすべての船舶の本邦の港への入港を禁止することとする。
- 二、入港禁止の期間は、平成18年10月14日から平成20年10月13日までの間。ただし、万景峰92号については、平成18年10月13日から平成20年10月13日までの間。
- 三、必要な人道上の配慮を行うとともに、法令の執行に支障を及ぼさないようにする。

外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)

(衆議院 20.6.3承認 参議院 6.6経済産業委員会付託 6.11本会議承認)

**【要旨】**

本件は、外国為替及び外国貿易法第十条第1項の規定により平成20年4月11日に閣議決定された「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」に基づき、平成20年4月14日から10月13日までの間、引き続き、北朝鮮を原産地又は船積地域とするすべての貨物について経済産業大臣の輸入承認義務を課する措置及び原産地又は船積地域が北朝鮮であって第三国へ輸出する貨物の売買に関する取引(仲介貿易取引)を行うことについて経済産業大臣の許可を受ける義務を課する措置を講じたことについて、同法第十条第2項の規定に基づいて国会の承認を求めるものである。

## 予備費等承諾を求めるの件

平成十九年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

**【要旨】**

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成19年4月13日から20年1月17日までの間に使用を決定した金額は597億円で、その内訳は、特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第 因子製剤による特定C型肝炎ウイルス感染者等に対する給付金の支給に必要な経費204億円、主要国首脳会議の開催準備に必要な経費114億円、地方道路公社有料道路災害復旧事業に必要な経費65億円などである。

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 継続審査)

**【要旨】**

特別会計予備費予算総額1兆3,210億円のうち、平成19年11月6日に使用を決定した金額は549億円で、その内訳は、食料安定供給特別会計麦管理勘定における麦の買入れに必要な経費549億円である。

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 継続審査)

**【要旨】**

平成19年6月29日から20年1月29日までの間に決定した経費増額総額は616億円で、その内訳は、道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額236億円、治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額163億円などである。

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)  
(衆議院 継続審査)

【要旨】

特別会計予備費予算総額 1兆3,210億円のうち、平成20年2月22日に使用を決定した金額は14億円で、その内訳は、森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費14億円である。

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2)

(衆議院 継続審査)

【要旨】

平成20年3月28日に決定した経費増額総額は55億円で、その内訳は、交付税及び譲与税配付金特別会計交付税及び譲与税配付金勘定における地方譲与税譲与金に必要な経費の増額55億円である。

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 20.5.23承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議不承諾)

20.5.28、衆議院へ返付。5.29、衆議院から、国会の承諾がなかった旨の通知書受領。

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成18年4月18日から19年1月30日までの間に使用を決定した金額は224億円で、その内訳は、国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するため自衛隊が実施する協力支援活動等に必要な経費93億円、賠償償還及払戻金の不足を補うために必要な経費51億円などである。

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)

(衆議院 20.5.23承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議不承諾)

20.5.28、衆議院へ返付。5.29、衆議院から、国会の承諾がなかった旨の通知書受領。

特別会計予備費予算総額 1兆7,212億円のうち、平成18年12月20日に使用を決定した金額は13億円で、その内訳は、森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費13億円である。

平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)

(衆議院 20.5.23承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議不承諾)

20.5.28、衆議院へ返付。5.29、衆議院から、国会の承諾がなかった旨の通知書受領。

平成18年6月30日から18年12月1日までの間に決定した経費増額総額は736億円で、その内訳は、道路整備特別会計における道路事業の調整等に必要な経費の増額267億円、治水特別会計治水勘定における河川事業の調整等に必要な経費の増額167億円などである。

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

(衆議院 20.5.23承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議不承諾)

20.5.28、衆議院へ返付。5.29、衆議院から、国会の承諾がなかった旨の通知書受領。

一般会計予備費予算額2,500億円のうち、平成19年3月6日から19年3月9日までの間に使用を

決定した金額は74億円で、その内訳は、 新型インフルエンザ対策強化に必要な経費72億円、 訟務費の不足を補うために必要な経費 1 億円などである。

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)

( 衆議院 20.5.23承諾 参議院 5.23決算委員会付託 5.28本会議不承諾 )

20.5.28、衆議院へ返付。5.29、衆議院から、国会の承諾がなかった旨の通知書受領。

特別会計予備費予算総額 1 兆7,212億円のうち、平成19年3月15日に使用を決定した金額は0.6億円で、その内訳は、森林保険特別会計における保険金等の不足を補うために必要な経費0.6億円である。

## 決算その他

平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書

(衆議院 20.6.10議決 参議院 第168回国会19.11.26決算委員会付託 20.6.11本会議是認しない)

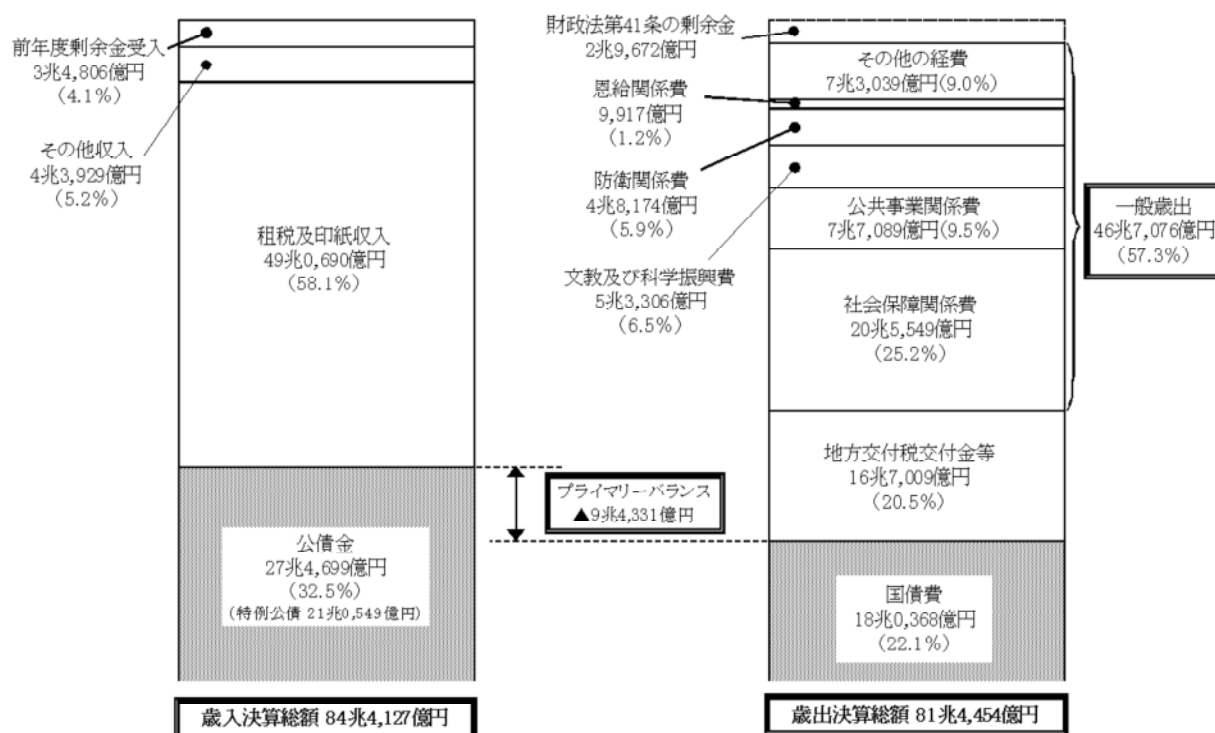
平成十八年度一般会計歳入歳出決算における歳入決算額は84兆4,127億円、歳出決算額は81兆4,454億円であり、差引き2兆9,672億円の剰余を生じた。この剰余金は財政法第41条の規定により、平成十九年度一般会計歳入に繰り入れられた。なお、財政法第6条の純剰余金は8,286億円である。

平成十八年度特別会計歳入歳出決算における31の各特別会計の収納済歳入額を合計した歳入決算額は501兆5,363億円、支出済歳出額を合計した歳出決算額は450兆5,795億円である。

平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書における資金への収納済額は63兆6,670億円であり、資金からの一般会計等の歳入への組入額等は62兆8,614億円であるため、差引き8,056億円の剰余を生じた。

平成十八年度政府関係機関決算書における8機関の収入済額を合計した収入決算額は4兆5,031億円、支出済額を合計した支出決算額は3兆7,927億円である。

### 平成十八年度一般会計歳入歳出決算の概要



(注) 財政法第41条の剰余金の内訳は、19年度への繰越額2兆1,351億円、17年度までに発生した剰余金の使用残額0億円、地方交付税交付金等特定財源増34億円、財政法第6条の純剰余金8,286億円である。

(資料)「平成18年度 決算の説明」より作成

## 平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

(衆議院 20.6.10是認 参議院 第168回国会19.11.26決算委員会付託 20.6.11本会議是認しない)

平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書における18年度中の国有財産の差引純増加額は21兆5,553億円、18年度末現在額は106兆7,568億円である。

## 平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書

(衆議院 20.6.10是認 参議院 第168回国会19.11.26決算委員会付託 20.6.11本会議是認)

平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書における18年度中の国有財産の無償貸付の差引純増加額は97億円、18年度末現在額は1兆841億円である。

## N H K 決算

### 日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

(衆議院 20.6.5異議がない 参議院 6.9総務委員会付託 6.11本会議是認)

#### 【要旨】

本件は、日本放送協会（NHK）の平成18年度の決算書類である。この決算書類によれば、平成18年度決算における一般勘定の損益状況は、経常事業収入の6,756億円に対し、経常事業支出は6,526億円、差し引き経常事業収支差金は229億円となっており、これに経常事業外収支及び特別収支の差金を加えた当期事業収支差金は234億円である。

### 日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

(衆議院 20.6.5異議がない 参議院 6.9総務委員会付託 6.11本会議是認しない)

#### 【要旨】

本件は、日本放送協会（NHK）の平成17年度の決算書類である。この決算書類によれば、平成17年度決算における一般勘定の損益状況は、経常事業収入の6,749億円に対し、経常事業支出は6,660億円、差し引き経常事業収支差金は88億円となっており、これに経常事業外収支及び特別収支の差金を加えた当期事業収支差金は43億円である。

注1 衆議院議員提出法律案は、参議院に提出されたもののみ掲載。  
 注2 本表には、内閣が衆議院に提出した議案で、参議院に送付されていないものも含む。

5 議案審議表

凡例 : 参議院先議 : 予算関係法律案 (多): 賛成多数 (全): 全会一致

内閣委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第15号)	20.2.1	3.25 内閣	3.28 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(全)	4.7	4.8	4.10 質疑	4.10 可決(全) 附帯決議	4.11 可決(全)	民主、自民、公明、共産、社民、無		4.18 15号	40	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第46号)	20.2.26	4.22 内閣	4.25 可決(全)	4.30 可決(全)	4.14	4.15	4.17 質疑	4.17 可決(全)	4.18 可決(全)	民主、自民、公明、共産、社民、無		5.2 28号	66	
独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(閣法第57号)	20.3.4	4.8 内閣	4.11 可決(全) 附帯決議	4.15 可決(全)	4.21	4.22	4.24 参考人/質疑	4.24 可決(全) 附帯決議	4.25 可決(全)	民主、自民、公明、共産、社民、無		5.2 27号	76	
消費者契約法等の一部を改正する法律案(閣法第58号)	20.3.4	4.8 内閣	4.11 可決(全) 附帯決議	4.15 可決(全)	4.21	4.22		4.24 可決(全) 附帯決議	4.25 可決(全)	民主、自民、公明、共産、社民、無		5.2 29号	78	
地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第27号)	20.2.5	3.27 内閣	4.2 可決(全) 附帯決議	4.3 可決(全)	5.7	5.8	5.13 質疑	5.13 可決(全) 附帯決議	5.14 可決(全)	民主、自民、公明、共産、社民、無		5.21 36号	47	
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第28号)	20.2.5	3.27 内閣	4.2 可決(全)	4.3 可決(全)	5.7	5.8		5.13 可決(全)	5.14 可決(全)	民主、自民、公明、共産、社民、無		5.21 35号	48	
宇宙基本法案(内閣委員長提出)(衆第17号)	20.5.9			5.13 可決(多)	5.14	5.15	5.20 質疑	5.20 可決(多) 附帯決議	5.21 可決(多)	民主、自民、公明、無	共産、社民、無	5.28 43号	118	
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第48号)	20.2.29	4.14 青少年問題	4.18 可決(全) 附帯決議	4.22 可決(全)	5.21	5.22	5.27 質疑	5.27 可決(全) 附帯決議	5.28 可決(全)	民主、自民、公明、共産、社民、無		6.6 52号	68	
研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案(内閣委員長提出)(参第20号)	20.5.29	6.3 文部科学	6.4 可決(多) 附帯決議	6.5 可決(多)					5.30 可決(多)	民主、自民、公明、社民、無	共産	6.11 63号	108	
国家公務員制度改革基本法案(閣法第75号)	20.4.4	(5.9) 5.9 内閣	5.28 修正(多)	5.29 修正(多)	(5.30) 5.30	6.3	6.3 質疑 6.5 参考人/質疑	6.5 可決(全) 附帯決議	6.6 可決(多)	民主(一部)、自民、公明、社民、無	民主(一部)、共産、無	6.13 68号	96	
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案(内閣委員長提出)(衆第24号)	20.6.4			6.5 可決(全)	6.6	6.10		6.10 可決(全)	6.11 可決(全)	民主、自民、公明、共産、社民、無		6.18 80号	122	
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案(青少年問題に関する特別委員長提出)(衆第30号)	20.6.6			6.6 可決(全)	6.9	6.10	6.10 参考人/質疑	6.10 可決(全) 附帯決議	6.11 可決(多)	民主、自民、公明、共産、社民、無	無	6.18 79号	127	

総務委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要掲頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)	20.1.18	1.24 総務	1.29 修正(多)	1.29 修正(多)	1.31	2.1	2.5 質疑	2.6 可決(多)	2.6 可決(多)	民主(一部)、 自民、公明、 社民、無	民主(一部)、 共産、無	2.14 4号	32	
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)	20.2.8	(3.18) 3.18 総務	3.25 承認(全) 附帯決議	3.25 承認(全)	3.26	3.28	3.28 質疑 3.31 質疑	3.31 承認(全) 附帯決議	3.31 承認(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無			145	
国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)(衆第7号)	20.3.31			3.31 可決(全)	3.31	3.31		3.31 可決(全)	3.31 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		3.31 10号	117	
地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)	20.1.25	(2.19) 2.19 総務	2.29 可決(多)	2.29 可決(多)	(4.4) 4.4	4.8						4.30 21号	34	4.15 地方公聴 会 4.30 衆議院に おいて、 憲法第59 条第4項 により、 参議院が 否決した ものとみ なす議決 を行い、 衆議院へ 返付、憲 法第59条 第2項に より、衆 議院議決 案を再議 決した
地方法人特別税等に関する暫定措置法案(閣法第6号)	20.1.25	(2.19) 2.19 総務	2.29 可決(多)	2.29 可決(多)	(4.4) 4.4	4.8	4.8 質疑 4.10 質疑 4.17 質疑 4.22 参考人 4.24 質疑					4.30 25号	34	
地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)	20.1.25	(2.19) 2.19 総務	2.29 可決(多)	2.29 可決(多)	(4.4) 4.4	4.8						4.30 22号	34	
消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(閣法第63号)	20.3.4	5.16 総務	5.20 可決(全) 附帯決議	5.22 可決(全)	5.12	5.13	5.15 質疑	5.15 可決(全) 附帯決議	5.16 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		5.28 41号	84	
電波法の一部を改正する法律案(閣法第29号)	20.2.5	(4.3) 4.3 総務	4.17 修正(全) 附帯決議	4.17 修正(全)	(5.14) 5.14	5.15	5.20 質疑	5.22 可決(全) 附帯決議	5.23 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		5.30 50号	49	
特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)	20.2.29	4.21 総務	4.24 可決(全) 附帯決議	4.25 可決(全)	5.23	5.27	5.29 質疑	5.29 可決(全) 附帯決議	5.30 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		6.6 54号	69	
日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	19.2.9 (166回)	20.1.18 総務	6.3 異議がない (多)	6.5 異議がない(多)	6.9	6.10	6.10 質疑	6.10 是認しな い	6.11 是認しな い	民主(一部)、 自民、公明、 無	民主(一部)、 共産、社民、 無		151	
日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	20.2.8	6.2 総務	6.3 異議がない (多)	6.5 異議がない(多)	6.9	6.10	6.10 質疑	6.10 是認(多)	6.11 是認(多)	民主、自民、 公明、社民、 無	共産、無		151	



件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信業務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案(総務委員長提出)(衆第26号)	20.6.5			6.6 可決(全)	6.9	6.10	6.10 質疑	6.10 可決(全) 附帯決議	6.11 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		6.18 76号	123	
地方自治法の一部を改正する法律案(総務委員長提出)(衆第31号)	20.6.10			6.10 可決(全)	6.10	6.10	6.10 質疑	6.10 可決(全)	6.11 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		6.18 69号	129	

法務委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
刑事訴訟法の一部を改正する法律案(松岡徹君外5名発議)(第168回国会参第10号)	19.12.4 (168回)	20.6.18 法務	審査未了		19.12.26 (168回)	20.5.29	6.3 質疑	6.3 可決(多)	6.4 可決(多)	民主、共産、 社民、無	自民、公明、 無		113	
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第16号)	20.2.1	3.18 法務	3.25 可決(全)	3.27 可決(全)	3.31	4.1	4.8 質疑	4.8 可決(全)	4.9 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		4.11 11号	42	
犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案(閣法第30号)	20.2.5	3.31 法務	4.4 可決(全)	4.8 可決(全)	4.9	4.10	4.15 質疑	4.15 可決(全)	4.16 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		4.23 19号	50	
保険法案(閣法第65号)	20.3.5	4.7 法務	4.25 可決(全) 附帯決議	4.30 可決(多)	5.19	5.20	5.22 質疑 5.27 参考人 5.29 質疑	5.29 可決(多) 附帯決議	5.30 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 無	共産	6.6 56号	86	
保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第66号)	20.3.5	4.7 法務	4.25 可決(全) 附帯決議	4.30 可決(多)	5.19	5.20	5.22 質疑 5.27 参考人 5.29 質疑	5.29 可決(多) 附帯決議	5.30 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 無	共産	6.6 57号	88	
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(法務委員長提出)(参第21号)	20.6.3	6.4 法務	6.6 可決(全)	6.10 可決(全)					6.4 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		6.18 70号	109	
少年法の一部を改正する法律案(閣法第68号)	20.3.7	(5.22) 5.22 法務	5.30 修正(多) 附帯決議	6.3 修正(多)	(6.4) 6.4	6.5	6.5 質疑 6.10 参考人/質 疑	6.10 可決(多) 附帯決議	6.11 可決(多)	民主、自民、 公明、無	共産、社民、 無	6.18 71号	90	

外交防衛委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成党派	反対党派			
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)	20.2.5	(3.18) 3.18 外務	4.2 承認(多)	4.3 承認(多)	4.9	4.10	4.17 質疑 4.22 質疑 4.24 質疑	4.24 不承認	4.25 不承認	自民、公明、 無	民主、共産、 社民、無	135	4.25 衆議院へ 返付、両 院協議会 得法 第61条の 規定によ り、衆議 院の議決 が国会の 議決とな る	
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第31号)	20.2.5	4.3 外務	4.9 修正(全) 附帯決議	4.10 修正(全)	5.7	5.8	5.13 質疑	5.13 可決(全) 附帯決議	5.14 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		5.21 34号	51	
経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第168回国会閣条第1号)	19.12.11 (168回)	20.1.18 外務	4.16 承認(全)	4.17 承認(全)	5.12	5.13	5.15 質疑	5.15 承認(全)	5.16 承認(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		141		
刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)	20.3.7	4.9 外務	4.16 承認(全)	4.17 承認(全)	5.12	5.13		5.15 承認(全)	5.16 承認(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		139		
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第168回国会閣条第2号)	19.12.11 (168回)	20.1.18 外務	4.16 承認(多)	4.17 承認(多)	5.12	5.13		5.15 承認(多)	5.16 承認(多)	民主、自民、 公明、無	共産、社民、 無	142		
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第168回国会閣条第3号)	19.12.11 (168回)	20.1.18 外務	4.23 承認(全)	4.24 承認(全)	5.14	5.15	5.20 質疑	5.20 承認(全)	5.21 承認(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		143		
投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)	20.2.22	4.17 外務	4.23 承認(全)	4.24 承認(全)	5.14	5.15		5.20 承認(全)	5.21 承認(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		136		
全権委員会議(千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ)において改正された国際電気通信連合憲章(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千六年アンタルヤ)において採択された改正)及び全権委員会議(千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ)において改正された国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千六年アンタルヤ)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)	20.2.26	4.17 外務	4.23 承認(全)	4.24 承認(全)	5.14	5.15	5.20 承認(全)	5.21 承認(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		138			

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二十八年一月二十二日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)	20.2.22	5.7 外務	5.9 承認(全)	5.13 承認(全)	5.19	5.20							137	6.12 憲法第61条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となつた旨の通知書を受領、衆議院へ返付
社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)	20.3.7	5.7 外務	5.9 承認(全)	5.13 承認(全)	5.19	5.20							139	
社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)	20.3.7	5.7 外務	5.9 承認(全)	5.13 承認(全)	5.19	5.20							139	

財政金融委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
関税率法等の一部を改正する法律案(閣法第8号)	20.1.25	3.18 財務金融	3.19 可決(多) 附帯決議	3.25 可決(多)	3.26	3.27	3.31 質疑	3.31 可決(多) 附帯決議	3.31 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 無	共産	3.31 5号	34	
揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案(直嶋正行君外7名発議)(参第1号)	20.2.29				3.26	4.8	4.10 質疑 4.15 質疑 4.18 参考人 4.22 質疑	審査未了					102	
所得税法等の一部を改正する法律案(直嶋正行君外7名発議)(参第2号)	20.2.29				3.26	4.8	(閣法第2号、閣法第3号、参第8号、参第9号と一括質疑)	審査未了					102	
租税特別措置法の一部を改正する法律案(直嶋正行君外7名発議)(参第3号)	20.2.29				3.26	4.8		審査未了					102	
国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案(財務金融委員長提出)(衆第8号)	20.3.31			3.31 可決(多)	3.31	3.31		3.31 可決(多)	3.31 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 無	共産	3.31 9号	117	
平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第2号)	20.1.18	(2.19) 2.19 財務金融	2.29 可決(多)	2.29 可決(多)	(4.4) 4.4	4.8						4.30 24号	32	4.30 衆議院において、憲法第59条第4項により、参議院が否決したものとみなす議決を行い、衆議院へ返付、憲法第59条第2項により、衆議院議決案を再議決した
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)	20.1.23	(2.19) 2.19 財務金融	2.29 可決(多)	2.29 可決(多)	(4.4) 4.4	4.8	4.10 質疑 4.15 質疑 4.18 参考人 4.22 質疑 5.22 質疑 (参第1号、参第2号、参第3号と一括質疑) ( 5.22の質疑は参第9号のみ)					4.30 23号	32	
揮発油税等の税率の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案(直嶋正行君外8名発議)(参第8号)	20.3.21				4.4	4.8		審査未了					103	
租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(直嶋正行君外8名発議)(参第9号)	20.3.21	6.18 財務金融	審査未了		4.4	4.8		5.22 可決(多)	5.23 可決(多)	民主、共産、 社民、無	自民、公明、 無		103	

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成党派	反対党派			
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第18号)	20.2.1	3.25 財務金融	3.26 可決(全) 附帯決議	3.27 可決(全)	4.4	4.8	4.8 質疑	4.8 可決(全) 附帯決議	4.9 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		4.16 14号	43	
道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)	20.1.23	(2.21) 2.21 国土交通	3.12 可決(多)	3.13 可決(多)	(4.16) 4.16	4.23 (連合審査 会)	4.24 連合審査 会 5.9 連合審査会	5.9 否決	5.12 否決	民主(一部)、 自民、公明、 無	民主(一部)、 共産、社民、 無	5.13 31号	33	4.23 4.24 5.9 財政金融 委員会、 国土交通 委員会連 合審査会 5.12 衆議院へ 返付 5.13 憲法第59 条第2項 により、 衆議院議 決案を再 議決した
電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第17号)	20.2.1	4.7 財務金融	4.16 可決(多) 附帯決議	4.17 可決(多)	5.19	5.20	5.22 質疑	5.22 可決(多) 附帯決議	5.23 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 無	共産	5.30 46号	42	
金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第59号)	20.3.4	4.24 財務金融	5.23 可決(多) 附帯決議	5.27 可決(多)	5.27	5.27	5.29 質疑 6.3 参考人 6.5 質疑	6.5 可決(多) 附帯決議	6.6 可決(多)	民主、自民、 公明、共産 (一部)、無	共産(一部)、 社民、無	6.13 65号	79	

文教科学委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第19号)	20.2.1	3.14 文部科学	3.21 可決(多)	3.25 可決(多)	3.26	3.27	3.31 質疑	3.31 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(多)	民主、自民、 公明、無	共産、社民、 無	6.11 6号	44	
独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第43号)	20.2.22	4.7 文部科学	4.16 可決(全) 附帯決議	4.17 可決(全)	5.19	5.22	5.27 質疑	5.27 可決(全) 附帯決議	5.28 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		6.6 51号	64	
財政が破綻 <sup>たん</sup> 状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案(佐藤泰介君外6名発議)(参第11号)	20.4.9	6.18 文部科学	審査未了		5.20	5.22	5.27 質疑	5.27 可決(多)	5.28 可決(多)	民主、共産、 社民、無	自民、公明、 無		104	
社会教育法等の一部を改正する法律案(閣法第51号)	20.2.29	5.14 文部科学	5.23 可決(多) 附帯決議	5.27 可決(多)	5.28	5.29	6.3 質疑	6.3 可決(全) 附帯決議	6.4 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 無	共産	6.11 59号	71	
学校保健法等の一部を改正する法律案(閣法第52号)	20.2.29	5.26 文部科学	5.30 修正(全) 附帯決議	6.3 修正(全)	6.4	6.5	6.10 質疑	6.10 可決(全) 附帯決議	6.11 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		6.18 73号	72	
障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案(文教科学委員長提出)(参第26号)	20.6.5	6.6 文部科学	6.10 可決(全) 附帯決議	6.10 可決(全)					6.6 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		6.18 81号	110	
地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(文部科学委員長提出)(衆第27号)	20.6.6			6.6 可決(全)	6.9	6.10		6.10 可決(全)	6.11 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		6.18 72号	124	

厚生労働委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案(谷博之君外6名発議)(第168回国会参第3号)	19.9.28 (168回)				19.12.26 (168回)	20.4.24		審査未了					112	
特定肝炎対策緊急措置法案(家西悟君外6名発議)(第168回国会参第4号)	19.10.2 (168回)				19.11.30 (168回)	12.4 (168回)		審査未了					112	
戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第20号)	20.2.1	4.1 厚生労働	4.4 修正(全)	4.8 修正(全)	4.8	4.8		4.10 可決(全)	4.11 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		4.18 18号	44	
駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第21号)	20.2.1	4.1 厚生労働	4.4 可決(全)	4.8 可決(全)	4.8	4.8	4.10 質疑	4.10 可決(全)	4.11 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		4.18 17号	44	
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案(閣法第32号)	20.2.5	4.14 厚生労働	4.23 修正(全) 附帯決議	4.24 修正(全)	4.24	4.24	4.24 質疑	4.24 可決(全) 附帯決議	4.25 可決(多)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無	無	5.2 30号	52	
介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案(閣法第67号)	20.3.5	4.8 4.8 厚生労働	4.25 可決(全)	4.25 可決(全)	5.7	5.8	5.13 参考人 5.15 質疑 5.20 質疑	5.20 可決(全) 附帯決議	5.21 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		5.28 42号	88	5.13の 参考人質 疑は閣法 第67号の み
介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第16号)	20.4.25			4.25 可決(全)	5.7	5.8		5.20 可決(全)	5.21 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		5.28 44号	118	
後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案(福山哲郎君外8名発議)(参第17号)	20.5.23	6.18 厚生労働	継続審査		5.28	5.29	6.3 質疑 6.5 参考人/質 疑	6.5 可決(全)	6.6 可決(多)	民主、公明 (一部)、 共産、社民、 無	自民、公明 (一部)、無		106	
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第25号)	20.6.4			6.5 可決(全)	6.9	6.10		6.10 可決(全)	6.11 可決(多)	民主(一部)、 自民、公明、 共産、社民、 無	民主(一部)	6.18 78号	123	
ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案(厚生労働委員長提出)(衆第29号)	20.6.6			6.6 可決(全)	6.9	6.10		6.10 可決(全)	6.11 可決(多)	民主(一部)、 自民、公明、 共産、社民、 無	民主(一部)	6.18 82号	125	

農林水産委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 目録 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第24号)	20.2.1	3.13 農林水産	3.19 可決(全)	3.25 可決(全)	3.25	3.25	3.27 質疑	3.27 可決(全)	3.28 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		3.31 7号	45	
独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案(閣法第22号)	20.2.1	3.18 農林水産	3.24 可決(多) 附帯決議	3.25 可決(多)	3.26	3.27	3.31 質疑	3.31 可決(全) 附帯決議	3.31 可決(多)	民主、自民、 公明、共産、 無	社民	3.31 8号	45	
生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案(閣法第23号)	20.2.1	3.31 農林水産	4.2 修正(全)	4.3 修正(多)	4.7	4.8	4.10 質疑	4.10 可決(多)	4.11 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 無	共産	4.11 12号	45	
森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案(閣法第38号)	20.2.8	4.7 農林水産	4.15 可決(全)	4.17 可決(全)	(4.23) 4.23	4.24	4.24 質疑	5.8 可決(全) 附帯決議	5.9 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		5.16 32号	59	
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案(閣法第41号)	20.2.15	4.14 農林水産	4.22 可決(全)	4.24 可決(全)	5.12	5.13	5.20 質疑	5.20 可決(全) 附帯決議	5.21 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		5.28 45号	63	
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第42号)	20.2.15	5.7 農林水産	5.15 可決(全)	5.20 可決(全)	5.21	5.22	5.27 質疑	5.27 可決(全)	5.28 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		6.6 55号	64	



経済産業委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
特許法等の一部を改正する法律案(閣法第25号)	20.2.1	3.25 経済産業	4.2 可決(全)	4.3 可決(全)	4.4	4.8	4.10 質疑	4.10 可決(全)	4.11 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		4.18 16号	46	
中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案(閣法第33号)	20.2.5	3.31 経済産業	4.9 可決(全) 附帯決議	4.10 可決(全)	(4.18) 4.18	4.24	4.24 質疑	5.8 可決(全) 附帯決議	5.9 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		5.16 33号	56	
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案(閣法第39号)	20.2.8	4.7 経済産業	4.16 可決(全) 附帯決議	4.17 可決(全)	(5.12) 5.12	5.13	5.15 質疑	5.15 可決(全) 附帯決議	5.16 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		5.23 38号	60	
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第40号)	20.2.8	4.7 経済産業	4.16 可決(全)	4.17 可決(全)	5.12	5.13		5.15 可決(全)	5.16 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		5.23 37号	62	
エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第61号)	20.3.4	4.14 経済産業	4.25 可決(全) 附帯決議	4.25 可決(全)	5.16	5.20	5.20 質疑 5.22 参考人/質 疑	5.22 可決(全) 附帯決議	5.23 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		5.30 47号	81	
揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)	20.3.4	4.14 経済産業	4.25 可決(全) 附帯決議	4.25 可決(全)	5.16	5.20		5.22 可決(全) 附帯決議	5.23 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		5.30 48号	83	
信用保証協会法の一部を改正する法律案(閣法第54号)	20.2.29	4.28 経済産業	5.16 可決(多) 附帯決議	5.20 可決(多)	5.23	5.27	6.3 質疑	6.3 可決(全) 附帯決議	6.4 可決(多)	民主、自民、 公明、無	共産、社民、 無	6.11 60号	75	
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第56号)	20.2.29	4.28 経済産業	5.16 可決(多)	5.20 可決(多)	5.23	5.27		6.3 可決(全)	6.4 可決(多)	民主、自民、 公明、無	共産、社民、 無	6.11 62号	76	
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第55号)	20.2.29	4.28 経済産業	5.16 可決(全)	5.20 可決(全)	5.23	5.27		6.3 可決(全)	6.4 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		6.11 61号	76	
特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(閣法第70号)	20.3.7	(5.15) 5.15 経済産業	5.28 可決(全) 附帯決議	5.29 可決(全)	(5.30) 5.30	6.3	6.5 参考人 6.10 質疑	6.10 可決(全) 附帯決議	6.11 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		6.18 74号	91	
外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(閣承認第3号)	20.4.22	5.23 経済産業	5.30 承認(多)	6.3 承認(多)	6.6	6.10		6.10 承認(全)	6.11 承認(多)	民主、自民、 公明、無	共産、社民、 無		147	

国土交通委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院								公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議						
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派				
領海等における外国船舶の航行に関する法律案(閣法第47号)	20.2.26	5.29 国土交通	6.3 可決(全)	6.5 可決(全)	4.7	4.8	4.10 質疑	4.10 可決(全)	4.11 可決(多)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無	無	6.11 64号	67		
国土交通省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)	20.1.29	(4.4) 4.4 国土交通	4.15 修正(多) 附帯決議	4.15 修正(多)	(4.18) 4.18	4.22	4.24 質疑	4.24 可決(全) 附帯決議	4.25 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 無	共産	5.2 26号	36		
観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案(閣法第11号)	20.1.29	4.15 国土交通	4.22 可決(全) 附帯決議	4.22 可決(全)	5.12	5.13	5.15 質疑	5.15 可決(全) 附帯決議	5.16 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		5.23 39号	37		
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案(閣法第12号)	20.1.29	4.15 国土交通	4.22 可決(全) 附帯決議	4.22 可決(全)	5.12	5.13		5.15 可決(全) 附帯決議	5.16 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無			5.23 40号	38	
地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)	20.1.29	4.21 国土交通	4.23 可決(全) 附帯決議	4.24 可決(全)	5.16	5.20	5.22 質疑	5.22 可決(全) 附帯決議	5.23 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		5.30 49号	40		
海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案(閣法第34号)	20.2.5	5.8 国土交通	5.21 可決(多) 附帯決議	5.22 可決(多)	5.23	5.27	5.29 質疑	5.29 可決(全) 附帯決議	5.30 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 無	共産	6.6 53号	57		
港湾法の一部を改正する法律案(閣法第35号)	20.2.5	5.21 国土交通	5.27 可決(全)	5.27 可決(全)	6.2	6.3	6.5 質疑	6.5 可決(全)	6.6 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		6.13 66号	58		
空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案(閣法第71号)	20.3.7	5.27 国土交通	6.4 可決(多) 附帯決議	6.5 可決(多)	6.5	6.5	6.10 質疑	6.10 可決(全) 附帯決議	6.11 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 無	共産、無	6.18 75号	93		
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件(閣承認第2号)	20.4.22	5.27 国土交通	5.30 承認(多)	6.3 承認(多)	6.6	6.10		6.10 承認(多)	6.11 承認(多)	民主、自民、 公明、無	共産、社民、 無		146		

環境委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
土壌汚染対策法の一部を改正する法律案 (岡崎トミ子君外7名発議)(第168回国会参第 11号)	19.12.4 (168回)	20.6.2 環境	継続審査		19.12.26 (168回)	20.5.20	5.22 質疑	5.22 可決(多)	5.23 可決(多)	民主、共産、 社民、無	自民、公明、 無		114	
公害健康被害の補償等に関する法律の一部 を改正する法律案(閣法第26号)	20.2.1	3.17 環境	3.25 修正(全) 附帯決議	3.25 修正(全)	3.31	4.1	4.8 質疑	4.8 可決(全) 附帯決議	4.9 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		4.16 13号	47	
愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する 法律案(閣法第64号)	20.3.4	6.2 環境	6.6 修正(全) 附帯決議	6.10 修正(全)	5.19	5.20	5.20 質疑 5.22 質疑	5.22 可決(全) 附帯決議	5.23 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		6.18 83号	85	6.10 衆議院よ り回付 6.11 参議院同 意
地球温暖化対策の推進に関する法律の一部 を改正する法律案(閣法第72号)	20.3.7	(4.10) 4.10 環境	4.25 修正(全) 附帯決議	4.25 修正(多)	(5.21) 5.21	5.22	5.27 質疑 6.3 参考人/質 疑 6.5 質疑	6.5 可決(多) 附帯決議	6.6 可決(多)	民主、自民、 公明、社民、 無	共産	6.13 67号	95	
生物多様性基本法案(環境委員長提出)(衆 第19号)	20.5.20			5.22 可決(全)	5.23	5.27	5.27 質疑	5.27 可決(全)	5.28 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		6.6 58号	121	
石綿による健康被害の救済に関する法律の 一部を改正する法律案(環境委員長提出) (衆第22号)	20.6.3			6.5 可決(全)	6.9	6.10		6.10 可決(全)	6.11 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		6.18 77号	121	

予算委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院							議案要旨掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派	反対会派			
平成十九年度一般会計補正予算(第1号)(閣予第1号)	20.1.18	(1.18 財政演説) 1.18 予算	1.29 可決(多)	1.29 可決(多)	(1.18 財政演説) 1.18 予備付託 1.29 本付託	1.29		2.6 否決	2.6 否決	自民、公明、 無	民主、共産、 社民、無	130	2.6 衆議院へ返付、両院協議会成案を得ず、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる	
平成十九年度特別会計補正予算(特第1号)(閣予第2号)	20.1.18	(1.18 財政演説) 1.18 予算	1.29 可決(多)	1.29 可決(多)	(1.18 財政演説) 1.18 予備付託 1.29 本付託	1.29	3.13 総括質疑 2.1 一般質疑 2.5 締めくくり質疑	2.6 否決	2.6 否決	自民、公明、 無	民主、共産、 社民、無	130		
平成十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)(閣予第3号)	20.1.18	(1.18 財政演説) 1.18 予算	1.29 可決(多)	1.29 可決(多)	(1.18 財政演説) 1.18 予備付託 1.29 本付託	1.29		2.6 否決	2.6 否決	自民、公明、 無	民主、共産、 社民、無	130		
平成二十年度一般会計予算(閣予第4号)	20.1.18	(1.18 財政演説) 1.18 予算	2.29 可決(全)	2.29 可決(多)	(1.18 財政演説) 1.18 予備付託 2.29 本付託	1.29(予備)	3.13 基本的質疑 3.14 基本的質疑	3.28 否決	3.28 否決	自民、公明、 無	民主、共産、 社民、無	132		3.27 3.28 委嘱審査
平成二十年度特別会計予算(閣予第5号)	20.1.18	(1.18 財政演説) 1.18 予算	2.29 可決(全)	2.29 可決(多)	(1.18 財政演説) 1.18 予備付託 2.29 本付託	1.29(予備)	3.17 一般質疑 3.18 一般質疑/集中審議 3.19 一般質疑 3.21 一般質疑 3.24 一般質疑/集中審議	3.28 否決	3.28 否決	自民、公明、 無	民主、共産、 社民、無	132		3.28 衆議院へ返付、両院協議会成案を得ず、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる
平成二十年度政府関係機関予算(閣予第6号)	20.1.18	(1.18 財政演説) 1.18 予算	2.29 可決(全)	2.29 可決(多)	(1.18 財政演説) 1.18 予備付託 2.29 本付託	1.29(予備)	3.25 公聴会 3.28 締めくくり質疑	3.28 否決	3.28 否決	自民、公明、 無	民主、共産、 社民、無	132		3.28 衆議院へ返付、両院協議会成案を得ず、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となる

決算委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						議案要旨掲載頁	備考	
		(本会議趣旨説明)付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明)付託日	委員会		本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派			反対会派
平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書	19.11.20 (168回)	20.1.18 決算行政監視	6.6 議決(多)	6.10 議決(多)	(19.11.26 財務大臣の報告聴取) 19.11.26 (168回)	19.11.26 (168回)	(168回) 19.12.10 全般質疑	6.10 是認しない	6.11 是認しない	自民、公明、無	民主、共産、社民、無	150	
平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書	19.11.20 (168回)	20.1.18 決算行政監視	6.6 是認(多)	6.10 是認(多)	19.11.26 (168回)	19.11.26 (168回)	(169回) 20.4.9 質疑 4.18 質疑 4.21 質疑 4.28 質疑 5.12 質疑 5.16 質疑 5.19 質疑 5.21 質疑 5.26 准総括質疑 6.9 締めくくり総括質疑	6.10 是認しない	6.11 是認しない	自民、公明、無	民主、共産、社民、無	151	5.26は予備費関係5件と一括
平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書	19.11.20 (168回)	20.1.18 決算行政監視	6.6 是認(多)	6.10 是認(多)	19.11.26 (168回)	19.11.26 (168回)		6.10 是認(多)	6.11 是認(多)	民主(一部)、自民、公明、共産、社民、無	民主(一部)	151	
平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	19.3.20 (166回)	20.1.18 決算行政監視	5.23 承諾(多)	5.23 承諾(多)	5.23	5.26		5.26 不承諾	5.28 不承諾	自民、公明、無	民主、共産、社民、無	148	
平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)	19.3.20 (166回)	20.1.18 決算行政監視	5.23 承諾(多)	5.23 承諾(多)	5.23	5.26		5.26 承諾(多)	5.28 不承諾	自民、公明、共産、社民、無	民主	148	質疑は決算外2件と一括
平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)	19.3.20 (166回)	20.1.18 決算行政監視	5.23 承諾(多)	5.23 承諾(多)	5.23	5.26	5.26 質疑	5.26 不承諾	5.28 不承諾	自民、公明、無	民主、共産、社民、無	148	衆議院へ返付
平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	19.5.22 (166回)	20.1.18 決算行政監視	5.23 承諾(多)	5.23 承諾(多)	5.23	5.26		5.26 承諾(多)	5.28 不承諾	自民、公明、共産、社民、無	民主、無	148	衆議院より国会の承諾がなかった旨の通知書を受領
平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)	19.5.22 (166回)	20.1.18 決算行政監視	5.23 承諾(多)	5.23 承諾(多)	5.23	5.26		5.26 承諾(多)	5.28 不承諾	自民、公明、共産、社民、無	民主	149	

議院運営委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
国立国会図書館法の一部を改正する法律案 (議院運営委員長提出)(衆第15号)	20.4.17			4.17 可決(全)	4.17			4.18 可決(全)	4.18 可決(全)	民主、自民、 公明、共産、 社民、無		4.25 20号	118	

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

件名(参議院の委員会への付託順)	提出年月日	衆議院			参議院						公布日 法律番号	議案 要旨 掲載 頁	備考	
		(本会議趣旨説明) 付託日 付託委員会	委員会議決	本会議議決	(本会議趣旨説明) 付託日	委員会			本会議					
						趣旨説明	質疑	議決	議決	賛成会派				反対会派
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律案 (原田義昭君外3名提出)(第166回国会衆第47号)	19.6.12 (166回)				20.1.18			審査未了					129	第168回国会衆議院において議決

# 本会議の審議概要



〔平成20年1月18日 福田内閣総理大臣の施政方針演説〕

# 1 本会議審議経過

平成20年 1月18日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

特別委員会設置の件

本件は、議長発議により、災害に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に資するため委員20名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査のため委員35名から成る政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致等に関する諸問題を調査し、その対策樹立に資するため委員20名から成る北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会、政府開発援助を始めとする国際援助・協力に関する諸問題を調査するため委員30名から成る政府開発援助等に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、議長は、特別委員を指名した。

休憩 午前10時4分

再開 午後3時46分

日程第2 国務大臣の演説に関する件

福田内閣総理大臣は施政方針に関し、高村外務大臣は外交に関し、額賀財務大臣は財政に関し、大田国務大臣は経済に関しそれぞれ演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後5時10分

平成20年 1月22日（火）

開会 午前10時1分

裁判官訴追委員予備員辞任の件

本件は、佐藤昭郎君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員予備員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決

し、議長は、牧山ひろえ君（第4順位）を指名した。

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第2日）

輿石東君、尾辻秀久君は、それぞれ質疑をした。

残余の質疑は、延期することに決した。

散会 午後0時1分

平成20年 1月23日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 国務大臣の演説に関する件（第3日）

浜四津敏子君、工藤堅太郎君は、それぞれ質疑をした。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時1分

休憩前に引き続き、鶴保庸介君、大河原雅子君、市田忠義君、福島みずほ君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

議員山本孝史君逝去につき哀悼の件

本件は、議長から既に弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。次いで、尾辻秀久君が哀悼の辞を述べた。

散会 午後3時49分

平成20年 2月6日（水）

開会 午前11時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、労働保険審査会委員に鬼丸かおる君、運輸審議会委員に島村勝巳君を任命することに賛成223、反対0にて全会一致をもって同意することに決した。

日程第1 平成十九年度一般会計補正予算（第1号）

日程第2 平成十九年度特別会計補正予算（特第1号）

日程第3 平成十九年度政府関係機関補正予算（機第1号）

以上3案は、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成101、反対127にて否決された。

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内



閣提出、衆議院送付)

本案は、日程に追加し、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対9にて可決された。

休憩 午前11時31分

再開 午後1時26分

議長は、衆議院から、平成十九年度一般会計補正予算(第1号)外2案について国会法第85条第1項の規定により、両院協議会を求められた旨報告した。

平成十九年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会の協議委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

休憩 午後1時28分

再開 午後3時16分

平成十九年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

本件は、協議委員議長櫻井充君から両院協議会において成案を得なかった旨の報告があった。

散会 午後3時21分

平成20年3月12日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

日本銀行総裁に武藤敏郎君を任命することに賛成106、反対129にて同意しないことに決し、

日本銀行副総裁に白川方明君を任命することに賛成230、反対7にて同意することに決し、

日本銀行副総裁に伊藤隆敏君を任命することに賛成105、反対132にて同意しないことに決し、

宇宙開発委員会委員に森尾稔君、  
公害健康被害補償不服審査会委員に町田和子君を任命することに賛成238、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、  
社会保険審査会委員長に根本眞君、  
同委員に矢野隆男君を任命することに賛成

230、反対7にて同意することに決した。

散会 午前10時8分

平成20年3月19日(水)

開会 午後0時1分

日程第1 政治資金適正化委員会委員の指名

本指名は、議長に一任することに決し、議長は、上田廣一君、小見山満君、池田隼啓君、谷口将紀君、牧之内隆久君を指名した。

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

日本銀行総裁に田波耕治君を任命することに賛成112、反対125にて同意しないことに決し、

日本銀行副総裁に西村清彦君を任命することに賛成232、反対7にて同意することに決した。

散会 午後0時5分

平成20年3月28日(金)

開会 午後4時6分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

人事官に谷公士君を任命することに賛成224、反対14にて同意することに決し、

情報公開・個人情報保護審査会委員に藤宗和香君、久保茂樹君、新美育文君、  
中央社会保険医療協議会委員に牛丸聡君、  
社会保険審査会委員に諸星裕美君を任命することに賛成238、反対0にて全会一致をもって同意することに決した。

平成二十年度一般会計予算

平成二十年度特別会計予算

平成二十年度政府関係機関予算

以上3案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成107、反対134にて否決された。

日程第1 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案

(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつた後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成240、  
反対0にて全会一致をもって可決された。

休憩 午後4時48分

再開 午後7時6分

議長は、衆議院から、平成二十年度一般会計  
予算外2案について国会法第85条第1項の規  
定により、両院協議会を求められた旨報告し  
た。

平成二十年度一般会計予算外二件両院協議会  
の協議委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名  
によることに決し、議長は、協議委員を指  
名した。

休憩 午後7時8分

再開 午後9時36分

平成二十年度一般会計予算外二件両院協議会  
参議院協議委員長報告

本件は、協議委員長櫻井充君から両院協  
議会において成案を得なかった旨の報告が  
あった。

散会 午後9時40分

平成20年3月31日(月)

開会 午後3時31分

日程第1 公立義務教育諸学校の学級編制及  
び教職員定数の標準に関する法律  
の一部を改正する法律案(内閣提  
出、衆議院送付)

本件は、文教科学委員長から委員会審査の  
経過及び結果の報告があった後、押しボタ  
ン式投票をもって採決の結果、賛成225、  
反対14にて可決された。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承  
認を求めるの件(衆議院送付)

国民生活等の混乱を回避するための地方税法  
の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両件は、日程に追加し、総務委員長か  
ら委員会審査の経過及び結果の報告があっ  
た後、押しボタン式投票をもって採決の結  
果、第1の議案は賛成238、反対0にて全  
会一致をもって承認することに決し、第2  
の議案は賛成239、反対0にて全会一致を  
もって可決された。

関税込率法等の一部を改正する法律案(内閣  
提出、衆議院送付)

国民生活等の混乱を回避するための租税特別  
措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

以上両案は、日程に追加し、財政金融委員  
長から委員会審査の経過及び結果の報告が  
あった後、押しボタン式投票をもって採決  
の結果、賛成232、反対7にて可決された。  
独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

本件は、日程に追加し、農林水産委員長か  
ら委員会審査の経過及び結果の報告があっ  
た後、押しボタン式投票をもって採決の結  
果、賛成233、反対5にて可決された。

参議院事務局職員定員規程の一部改正に関  
する件

本件は、議長発議に係る参議院事務局職員  
定員規程の一部を改正する規程案を可決し  
た。

散会 午後3時49分

平成20年4月4日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 平成二十年度における公債の発行  
の特例に関する法律案及び所得税  
法等の一部を改正する法律案(閣  
法第3号)(趣旨説明)

本件は、額賀財務大臣から趣旨説明があっ  
た後、大塚耕平君、椎名一保君がそれぞれ  
質疑をした。

日程第2 国務大臣の報告に関する件(平成  
二十年度地方財政計画について)

日程第3 地方税法等の一部を改正する法律  
案、地方法人特別税等に関する暫  
定措置法案及び地方交付税法等  
の一部を改正する法律案(趣旨説明)

以上両件は、増田総務大臣から報告及び趣  
旨説明があった後、那谷屋正義君、弘友和  
夫君がそれぞれ質疑をした。

散会 午前11時53分

平成20年4月9日(水)

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の  
結果、

日本銀行総裁に白川方明君を任命すること  
に賛成231、反対7にて同意することに決

し、

日本銀行副総裁に渡辺博史君を任命することに賛成115、反対121にて同意しないことに決した。

日程第1 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成238、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時11分

平成20年4月11日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対7にて可決された。

日程第2 領海等における外国船舶の航行に関する法律案(内閣提出)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成226、反対1にて可決された。

日程第3 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第4 駐留軍関係離職者等臨時措置法及

び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時18分

平成20年4月16日(水)

開会 午前10時1分

常任委員長辞任の件

本件は、経済産業委員長渡辺秀央君の辞任を許可することに決した。

常任委員長の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、経済産業委員長に山根隆治君を指名した。

道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、冬柴国土交通大臣から趣旨説明があった後、辻泰弘君、谷合正明君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式

投票をもって採決の結果、賛成227、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時11分

平成20年4月18日(金)

開会 午前10時1分

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、甘利経済産業大臣から趣旨説明があった後、川合孝典君が質疑をした。

国土交通省設置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、冬柴国土交通大臣から趣旨説明があった後、長浜博行君が質疑をした。

日程第1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対0にて全会一致をもって可決された。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

本案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成218、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時2分

平成20年4月23日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案(趣旨説明)

本件は、若林農林水産大臣から趣旨説明があった後、金子恵美君が質疑をした。

散会 午前10時28分

平成20年4月25日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新

たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

本件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があつて、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成100、反対127にて承認しないことに決した。

休憩 午前10時25分

再開 午後1時6分

議長は、衆議院から、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件について国会法第85条第1項の規定により、両院協議会を求められた旨報告した。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会の協議委員の選挙

本選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

総務委員会において審査中の地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案について速やかに総務委員長の中間報告を求めること、並びに、財政金融委員会において審査中の平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案(閣法三号)について、速やかに財政金融委員長の中間報告を求めることの動議をこの際議題とすることの動議(世耕弘成君外1名提出)

本動議は、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成90、反対129にて否決された。

休憩 午後1時21分

再開 午後3時1分

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会参議院協議委員議長報告

本件は、協議委員議長浅尾慶一郎君から両院協議会において成案を得なかった旨の報告があった。

日程第2 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 消費者契約法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成212、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成208、反対1にて可決された。

日程第5 国土交通省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成203、反対7にて可決された。

散会 午後3時17分

平成20年5月9日（金）

開会 午前10時1分

日程第1 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタ

ン式投票をもって採決の結果、賛成227、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成228、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時8分

平成20年5月12日（月）

開会 午後0時1分

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、甘利経済産業大臣から趣旨説明があった後、鈴木陽悦君が質疑をした。

日程第1 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成108、反対126にて否決された。

散会 午後0時59分

平成20年5月14日（水）

開会 午前10時1分

電波法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

本件は、日程に追加し、増田総務大臣から趣旨説明があった後、吉川沙織君が質疑をした。

日程第1 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第3 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成230、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時36分

平成20年5月16日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第168回国会内閣提出、第169回国会衆議院送付)

日程第2 刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第168回国会内閣提出、第169回国会衆議院送付)

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1及び第2は賛成230、反対0にて全会一致をもって承認することに決し、日程第3は賛成214、反対13にて承認することに決した。

日程第4 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第5 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第6 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成

231、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第7 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第8 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前10時18分

平成20年5月21日(水)

開会 午前10時1分

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、鴨下環境大臣から趣旨説明があった後、福山哲郎君、加藤修一君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第168回国会内閣提出、第169回国会衆議院送付)

日程第2 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)

日程第3 全権委員会議(千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ)において改正された国際電気通信連合憲章(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議二千六年アンタルヤ)において採択された改正)及び全権委員会議(千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ)において改正された国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議二千六年アンタルヤ)

において採択された改正)の締結  
について承認を求める件(衆議  
院送付)

以上3件は、外交防衛委員長から委員会審  
査の経過及び結果の報告があった後、押し  
ボタン式投票をもって採決の結果、賛成  
237、反対0にて全会一致をもって承認す  
ることに決した。

日程第4 宇宙基本法案(衆議院提出)

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過  
及び結果の報告があった後、押しボタン式  
投票をもって採決の結果、賛成221、反対14  
にて可決された。

日程第5 介護保険法及び老人福祉法の一部  
を改正する法律案(内閣提出、衆  
議院送付)

日程第6 介護従事者等の人材確保のための  
介護従事者等の処遇改善に関する  
法律案(衆議院提出)

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審  
査の経過及び結果の報告があった後、押し  
ボタン式投票をもって採決の結果、賛成  
236、反対0にて全会一致をもって可決さ  
れた。

日程第7 農林漁業有機物資源のバイオ燃料  
の原材料としての利用の促進に関  
する法律案(内閣提出、衆議院送  
付)

本案は、農林水産委員長から委員会審査の  
経過及び結果の報告があった後、押しボタ  
ン式投票をもって採決の結果、賛成236、  
反対0にて全会一致をもって可決された。

散会 午前11時17分

平成20年5月23日(金)

開会 午前10時1分

日程第1 電波法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過  
及び結果の報告があった後、押しボタン式  
投票をもって採決の結果、賛成229、反対  
0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 愛がん動物用飼料の安全性の確保  
に関する法律案(内閣提出)

日程第3 土壌汚染対策法の一部を改正する

法律案(第168回国会岡崎トミ子  
君外7名発議)

以上両案は、環境委員長から委員会審査の  
経過及び結果の報告があった後、押しボタ  
ン式投票をもって採決の結果、日程第2は  
賛成230、反対0にて全会一致をもって可  
決、日程第3は賛成132、反対98にて可決  
された。

日程第4 電子情報処理組織による税関手続  
の特例等に関する法律の一部を改  
正する法律案(内閣提出、衆議院  
送付)

日程第5 租税特別措置の整理及び合理化を  
推進するための適用実態調査及び  
正当性の検証等に関する法律案  
(直嶋正行君外8名発議)

以上両案は、財政金融委員長から委員会審  
査の経過及び結果の報告があった後、押し  
ボタン式投票をもって採決の結果、日程第  
4は賛成223、反対7にて可決、日程第5  
は賛成131、反対99にて可決された。

日程第6 地域公共交通の活性化及び再生に  
関する法律の一部を改正する法律  
案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の  
経過及び結果の報告があった後、押しボタ  
ン式投票をもって採決の結果、賛成230、  
反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第7 エネルギーの使用の合理化に関す  
る法律の一部を改正する法律案  
(内閣提出、衆議院送付)

日程第8 揮発油等の品質の確保等に関する  
法律の一部を改正する法律案(内  
閣提出、衆議院送付)

以上両案は、経済産業委員長から委員会審  
査の経過及び結果の報告があった後、押し  
ボタン式投票をもって採決の結果、賛成  
229、反対0にて全会一致をもって可決さ  
れた。

散会 午前10時23分

平成20年5月28日(水)

開会 午前10時1分

日程第1 平成十八年度一般会計予備費使用  
総調書及び各省各庁所管使用調書

- (その1)(第166回国会内閣提出、第169回国会衆議院送付)
- 日程第2 平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(第166回国会内閣提出、第169回国会衆議院送付)
- 日程第3 平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1)(第166回国会内閣提出、第169回国会衆議院送付)
- 日程第4 平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第166回国会内閣提出、第169回国会衆議院送付)
- 日程第5 平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(第166回国会内閣提出、第169回国会衆議院送付)

以上5件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1及び第3は賛成105、反対131にて承諾しないことに決し、日程第2及び第5は賛成117、反対118にて承諾しないことに決し、日程第4は賛成117、反対118にて承諾しないことに決した。

- 日程第6 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
 本案は、農林水産委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。
- 日程第7 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)  
 本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。
- 日程第8 生物多様性基本法案(衆議院提出)  
 本案は、環境委員長から委員会審査の経過

及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成236、反対0にて全会一致をもって可決された。

- 日程第9 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 日程第10 財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案(佐藤泰介君外6名発議)

以上両案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第9は賛成236、反対0にて全会一致をもって可決、日程第10は賛成131、反対105にて可決された。

散会 午前10時22分

平成20年5月30日(金)

開会 午前10時1分

特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、甘利経済産業大臣から趣旨説明があった後、中谷智司君が質疑をした。

国家公務員制度改革基本法案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、渡辺国務大臣から趣旨説明があった後、藤本祐司君、松村龍二君がそれぞれ質疑をした。

日程第1 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案(内閣委員長提出)

本案は、内閣委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対7にて可決された。

日程第2 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成222、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院



送付)

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成216、反対7にて可決された。

日程第4 保険法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第5 保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対7にて可決された。

散会 午前11時37分

平成20年6月4日(水)

開会 午前10時1分

少年法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本件は、日程に追加し、鳩山法務大臣から趣旨説明があった後、松浦大悟君が質疑をした。

日程第1 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第168回国会松岡徹君外5名発議)

日程第2 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

以上両案は、法務委員長から日程第1については委員会審査の経過及び結果の報告、日程第2については趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第1は賛成124、反対96にて可決、日程第2は賛成221、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第3 信用保証協会法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第4 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第5 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

以上3案は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第

3及び第5は賛成212、反対12にて可決、日程第4は賛成225、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第6 社会教育法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本案は、文教科学委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対7にて可決された。

散会 午前10時49分

平成20年6月6日(金)

開会 午前10時1分

国家公務員等の任命に関する件

本件は、押しボタン式投票をもって採決の結果、

情報公開・個人情報保護審査会委員に西田美昭君、園マリ君、藤原静雄君、

預金保険機構理事に新堀敏彦君、

日本放送協会経営委員会委員に篠崎悦子君、

労働保険審査会委員に神尾真知子君、

土地鑑定委員会委員に鎌田薫君、光多長温君、緒方瑞穂君、白田佳子君、井出多加子君、石橋勲君、都築武保君、

運輸安全委員会委員に山本哲也君、横山鐵男君、根本美奈君を任命することに賛成

231、反対0にて全会一致をもって同意することに決し、

再就職等監視委員会委員長に相良朋紀君、同委員に内海房子君、久保田泰雄君、久保庭啓一郎君、森田朗君を任命することに賛成

99、反対132にて同意しないことに決し、

預金保険機構理事長に永田俊一君を任命することに賛成217、反対14にて同意することに決し、

中央更生保護審査会委員長に原田和徳君、

同委員に戸田信久君を任命することに賛成225、反対6にて同意することに決した。

国民読書年に関する決議案(西岡武夫君外6名発議)(委員会審査省略要求事件)

アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案(西岡武夫君外6名発議)(委員会審査省略要求事件)

以上両案は、発議者要求のとおり委員会審

査を省略し、日程に追加して一括して議題とすることに決し、西岡武夫君から趣旨説明があった。第1の議案は、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決され、渡海文部科学大臣は、同決議について所信を述べた。

次いで、第2の議案は、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決され、町村国務大臣は、同決議について所信を述べた。

日程第1 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案（文教科学委員長提出）

本案は、文教科学委員長から趣旨説明があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成231、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第2 金融商品取引法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、財政金融委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成219、反対12にて可決された。

日程第3 港湾法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第4 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成223、反対7にて可決された。

日程第5 後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案（福山哲郎君外8名発議）

議長は、本案を議題とする旨宣告した。

厚生労働委員長岩本司君解任決議案（衛藤晟一君外1名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、衛藤晟一君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成100、反対132にて否決された。

次いで、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成133、反対98にて可決された。

日程第6 国家公務員制度改革基本法案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成217、反対13にて可決された。

国民生活・経済に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国民生活・経済に関する調査会長から報告があった。

少子高齢化・共生社会に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、少子高齢化・共生社会に関する調査会長から報告があった。

散会 午前11時52分

平成20年6月11日（水）

開会 午前10時1分

日程第1 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案（内閣提出、衆議院回付）

本案は、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成232、反対0にて全会一致をもって衆議院の修正に同意することに決した。

日程第2 平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書

日程第3 平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

日程第4 平成十八年度国有財産無償貸付状

## 況総計算書

以上3件は、決算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第2は賛成105、反対131にて是認しないことに決し、日程第3は賛成105、反対131にて是認しないことに決し、日程第4は賛成124、反対112にて委員長報告のとおり是認することに決した。

日程第5 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第6 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案（衆議院提出）

以上両案は、厚生労働委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成233、反対1にて可決された。

日程第7 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

本案は、環境委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第8 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第9 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、国土交通委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第8は賛成227、反対8にて可決、日程第9は賛成220、反対13にて承認することに決した。

日程第10 学校保健法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第11 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上両案は、文教科学委員長から委員会審

査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成235、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第12 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案（衆議院提出）

日程第13 オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案（衆議院提出）

以上両案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第12は賛成233、反対1にて可決、日程第13は賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

日程第14 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第15 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（衆議院送付）

以上両件は、経済産業委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第14は賛成234、反対0にて全会一致をもって可決、日程第15は賛成219、反対13にて承認することに決した。

日程第16 少年法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

本案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、賛成215、反対14にて可決された。

日程第17 日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日程第18 日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日程第19 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信

役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

日程第20 地方自治法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

以上4件は、総務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、押しボタン式投票をもって採決の結果、日程第17は賛成109、反対125にて是認しないことに決し、日程第18は賛成225、反対9にて委員長報告のとおり是認することに決し、日程第19及び第20は賛成234、反対0にて全会一致をもって可決された。

国際問題及び地球温暖化問題に関する調査の中間報告

本件は、中間報告を聴取することに決し、国際・地球温暖化問題に関する調査会長から報告があった。

休憩 午前10時54分

再開 午後4時1分

内閣総理大臣福田康夫君問責決議案（輿石東君外20名発議）（委員会審査省略要求事件）

本案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、輿石東君から趣旨説明があって、討論の後、本院規則第138条に基づく要求により、記名投票をもって採決の結果、賛成131、反対105にて可決された。

散会 午後5時13分

平成20年6月20日（金）

開会 午前11時31分

日程第1の請願

法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願外317件の請願

以上の請願は、内閣委員長外5委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

本件は、次の案件について委員会及び調査会の審査及び調査を閉会中も継続することに全会一致をもって決した。

内閣委員会

一、内閣の重要政策及び警察等に関する

調査

総務委員会

一、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関しての対策樹立に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別

委員会

- 一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

- 一、北朝鮮による拉致問題等に関しての  
対策樹立に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

- 一、政府開発援助等に関する調査

国際・地球温暖化問題に関する調査会

- 一、国際問題及び地球温暖化問題に関する調査

国民生活・経済に関する調査会

- 一、国民生活・経済に関する調査

少子高齢化・共生社会に関する調査会

- 一、少子高齢化・共生社会に関する調査

休憩 午前11時33分

再開するに至らなかった。

## 2 国務大臣の演説・報告・質疑一覧

### 国務大臣の演説及び質疑

演 説			質 疑	
月日	事 項	演説者	月日	質疑者
20. 1. 18	施政方針演説 外交演説 財政演説 経済演説	福田内閣総理大臣 高村外務大臣 額賀財務大臣 大田国務大臣	1. 22	輿石 東君(民主) 尾辻 秀久君(自民)
			1. 23	浜四津 敏子君(公明) 工藤 堅太郎君(民主) 鶴保 庸介君(自民) 大河原 雅子君(民主) 市田 忠義君(共産) 福島 みずほ君(社民)

### 国務大臣の報告及び質疑

報 告			質 疑	
月日	事 項	報告者	月日	質疑者
20. 4. 4	平成二十年度地方財政計画について	増田総務大臣	同日	那谷屋 正義君(民主) 弘友 和夫君(公明)

### 3 本会議決議

#### 審議表

番号	件名	提出者	提出月日	委員会付託	委員会議決	本会議議決	備考
1	国民読書年に関する決議案	西岡 武夫君 外6名	20. 6. 5			20. 6. 6 可決	
2	アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案	西岡 武夫君 外6名	20. 6. 5			20. 6. 6 可決	
3	厚生労働委員長岩本司君解任決議案	衛藤晟一君 外1名	20. 6. 5			20. 6. 6 否決	
4	内閣総理大臣福田康夫君問責決議案	輿石 東君 外20名	20. 6.11			20. 6.11 可決	

#### 可決したもの

平成20年6月6日

#### 国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。1999年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、2001年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに2005年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の10分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、2010年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

平成20年6月6日

## アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議

昨年9月、国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が、我が国も賛成する中で採択された。これはアイヌ民族の長年の悲願を映したものであり、同時に、その趣旨を体して具体的な行動をとることが、国連人権条約監視機関から我が国に求められている。

我が国が近代化する過程において、多数のアイヌの人々が、法的には等しく国民でありながらも差別され、貧窮を余儀なくされたという歴史的事実を、私たちは厳粛に受け止めなければならない。

すべての先住民族が、名誉と尊厳を保持し、その文化と誇りを次世代に継承していくことは、国際社会の潮流であり、また、こうした国際的な価値観を共有することは、我が国が21世紀の国際社会をリードしていくためにも不可欠である。

特に、本年7月に、環境サミットとも言われるG8サミットが、自然との共生を根幹とするアイヌ民族先住の地、北海道で開催されることは、誠に意義深い。

政府は、これを機に次の施策を早急に講ずるべきである。

- 一 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」を踏まえ、アイヌの人々を日本列島北部周辺、とりわけ北海道に先住し、独自の言語、宗教や文化の独自性を有する先住民族として認めること。
- 二 政府は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されたことを機に、同宣言における関連条項を参照しつつ、高いレベルで有識者の意見を聴きながら、これまでのアイヌ政策を更に推進し、総合的な施策の確立に取り組むこと。

右決議する。

平成20年6月11日

## 内閣総理大臣福田康夫君問責決議

本院は、内閣総理大臣福田康夫君を問責する。

右決議する。

### 理 由

「平成のうばすて山」とさえ呼ばれている後期高齢者医療制度がスタートして2ヶ月あまり、廃止すべきだとの声は、日本中に満ち満ちている。しかし、福田総理は、表面的な手直しだけで、廃止について拒否し続けている。参議院で可決し、衆議院に送付した後期高齢者医療制度廃止法案も、衆議院での与党の絶対多数の数の暴力により、審議さえ出来ない状況が続いている。

問責の理由は、それだけではない。もの皆上がる「値上げの春」、国民にとって4月1日からのガソリン値下げは唯一明るいニュースだった。しかし、福田総理には、国民の痛みがわからず、与党政治家・官僚の利益を優先し、原油高から国民生活を守れという声を無視する対応をした。見逃すことのできない失政と言わざるを得ない。

ガソリンの暫定税率を復活させる法案について、参議院での結論が出ないうちに、政府与党は、衆議院で、憲法第59条第2項の再議決の規定を濫用し、3分の2で再可決した。二院制の一翼を担い直近の民意を反映している参議院に対するこれ以上の侮辱はない。もしここで私たちが総理の問責決議案を提出しなければ、我々自身が参議院の権威をおとしめたことになってしまう。

自民党の参議院選挙の公約だった「宙に浮いた年金記録5,000万件の解決」。期限の3月末までに解決されたのはこの中の1割にも満たない。その上で、「公約と誤解した国民が悪い」とばかりの言い訳に終始。このような公約違反は当然、問責決議に値する。さらに、保険料を支払ったのに記録が残っていない「消えた年金問題」も含めて、政府の無策の中、混乱と不安が広がっている。

総理に就任して9ヶ月余りがすぎた。当初60%を超える高い支持率をもって迎えられたものの、



現在は20%を割る低空飛行。「なにをしたいのかさっぱりわからない」という評価が定着し、福田総理はもはや国民に見放されている。

ここに至っては、即刻内閣総辞職するか、または解散・総選挙で国民の信を問うか、いずれかを選ぶべきであり、ここに福田内閣総理大臣の問責決議を提出する。

# 両院協議会の協議概要



〔平成20年3月28日 平成二十年度一般会計予算外二件両院協議会〕

## 両院協議会の協議概要

### 平成十九年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会

#### (1) 協議概観

平成20年1月18日国会に提出された平成十九年度補正予算3案は、1月29日衆議院で可決されたものの、2月6日参議院で否決された。衆参両議院の議決が異なったため、衆議院から両院協議会を求められ、同日の本会議において、院議を構成した会派である民主、共産、社民の各会派から協議委員を選任した。

協議委員は直ちに両院協議会参議院協議委員議長及び副議長互選会を開き、議長に櫻井充君を、副議長に小川勝也君を互選した。

両院協議会においては、まず、くじによる抽せんの結果、衆議院側の逢沢一郎協議委員

議長が協議会議長となった。その後、両院における議決の趣旨説明が行われ、その後各協議委員から種々意見が述べられた。最後に、参議院側を代表して小川勝也協議委員から、また、衆議院側を代表して田野瀬良太郎協議委員から、それぞれ締めくくりの発言が行われたものの、成案を得るに至らず、その旨各議院に報告することとなった。

両院協議会の後、衆参両議院の本会議において両院協議会の経過及び結果について各議院の協議委員議長からそれぞれ報告が行われた。その結果、平成十九年度補正予算3案は、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

#### (2) 協議経過

平成20年2月6日(水)(第1回)

○成案を得なかった。

#### (3) 平成十九年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

平成十九年度一般会計補正予算外二件両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして、議長より指名されました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私、櫻井充が、副議長に小川勝也君がそれぞれ選任されました。

なお、衆議院におきましては、逢沢一郎君が協議委員議長に、中山成彬君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長は、くじにより決することとなっておりますので、開会に先立ち、抽せんを行いました結果、衆議院側協議委員議長の逢沢一郎君が議長に当選されました。誠に残念でございました。

協議会におきましては、衆議院側の中山成彬君から、災害対策に適切に対応していること、高齢者医療制

度の円滑な導入のための経費が盛り込まれていること、原油高対策など必要性、緊要性の高い経費が計上されていること、財政規律の確保の面から評価できる内容となっていること等の理由で賛成、次に、本院側羽田雄一郎君から、高齢者医療制度の導入を前に、一時的凍結といったその場しのぎの対応に終始していること、税収見積りに慎重さを欠いていること、補正予算の編成要件から見て妥当性を欠く経費が計上されていること、原油高対策が不十分なこと等の理由によって反対と、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

次に、協議に移りましたところ、本院側協議委員の民主党・新緑風会・国民新・日本の津田弥太郎君から、日本共産党の仁比聡平君、そして社会民主党・護憲連合の近藤正道君から、また、衆議院側協議委員の自由民主党の森英介君、公明党の石田祝稔君から、それぞれ種々の発言があり、双方において熱心な意見交換が行われました。

かくて協議終結に当たり、本院側の小川勝也君から、両院協議会として参議院側が指摘した補正予算3案に反対する理由として掲げた諸事項を除去することによって、平成十九年度補正予算が成立できるよう、衆議院側に協力を要請する旨の意見が述べられました。また、衆議院側の田野瀬良太郎君からは、平成十九年度補正予算は現下の経済情勢及び国民生活への影響を考慮し、衆議院側の議決どおり成立することが望ましい旨の意見が述べられました。

結局、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。

#### (4) 協議表

案 件	請求議院	請求の理由	請求日	本 院 協議委員 選挙日	両 院 協議会 開会日	成案の議決		備 考
						参議院	衆議院	
平成十九年度 一般会計補正 予算(第1号)外 二件	衆議院	両議院議決 不一致	20.2.6	20.2.6	20.2.6	協議会において 成案を得な かった	衆議院	憲法第60条第2項に より衆議院の議決が 国会の議決となった

#### (5) 協議委員

議 長	櫻井	充 (民主)	榛葉	賀津也 (民主)	仁比	聡平 (共産)
副議長	小川	勝也 (民主)	津田	弥太郎 (民主)	近藤	正道 (社民)
	池口	修次 (民主)	羽田	雄一郎 (民主)		
	尾立	源幸 (民主)	水岡	俊一 (民主)		

## 平成二十年度一般会計予算外二件両院協議会

### ( 1 ) 協議概観

平成20年1月18日国会に提出された平成二十年度総予算3案は、2月29日衆議院で可決されたものの、3月28日参議院で否決された。衆参両議院の議決が異なったため、衆議院から両院協議会を求められ、同日の本会議において、院議を構成した会派である民主、共産、社民の各会派から協議委員を選任した。

協議委員は直ちに両院協議会参議院協議委員議長及び副議長互選会を開き、議長に櫻井充君を、副議長に小川勝也君を互選した。

両院協議会においては、まず、くじによる抽せんの結果、衆議院側の逢沢一郎協議委員

議長が協議会議長となった。その後、両院における議決の趣旨説明が行われ、その後各協議委員から種々意見が述べられた。最後に、参議院側を代表して小川勝也協議委員から、また、衆議院側を代表して田野瀬良太郎協議委員から、それぞれ締めくくりの発言が行われたものの、成案を得るに至らず、その旨各議院に報告することとなった。

両院協議会の後、衆参両議院の本会議において両院協議会の経過及び結果について各議院の協議委員議長からそれぞれ報告が行われた。その結果、平成二十年度総予算3案は、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

### ( 2 ) 協議経過

平成20年3月28日(金)(第1回)

- 成案を得なかった。

### ( 3 ) 平成二十年度一般会計予算外二件両院協議会参議院協議委員議長報告

平成二十年度一般会計予算外二件両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして、議長より指名されました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私、櫻井充が、副議長に小川勝也君が選任されました。

なお、衆議院におきましては、逢沢一郎君が協議委員議長に、中山成彬君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなっておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、また衆議院側協議委員議長の逢沢一郎君が議長に当選されました。

協議会におきましては、衆議院側の中山成彬君から、地域活性化等の重要政策課題に予算配分を重点化していること、歳出改革路線を堅持していること、無駄の排除のため徹底した予算の効率化を図っていること等の理由で賛成、次に、本院側羽田雄一郎君から、道路特定財源を維持し、暫定税率を延長していること、政管健保への国庫負担を健保組合に肩代わりさせていること、景気対策が不十分であること、税収の過大見積りが濃厚であること等の理由によって反対と、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

次に、協議に移りましたところ、本院側協議委員の民主党・新緑風会・国民新・日本の津田弥太郎君、日本共産党の仁比聡平君、社会民主党・護憲連合の近藤正道君から、また、衆議院側協議委員の自由民主党の森英介君、公明党の西博義君から、それぞれ種々の発言があり、双方において熱心な意見交換が行われました。

かくて協議終結に当たり、本院側の小川勝也君から、両院協議会として参議院側が指摘した予算三案に反対する理由として掲げた諸事項を除去することによって平成二十年度予算が成立できるよう、衆議院側に協力を要請する旨の意見が述べられました。また、衆議院側の田野瀬良太郎君からは、平成二十年度予算は現状において最良の予算と考えており、憲法の規定に基づき衆議院の議決どおりお願いしたい旨の意見が述べられました。

結局、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。

#### ( 4 ) 協議表

案 件	請求議院	請求の理由	請求日	本 院 協議委員 選挙日	両 院 協議会 開会日	成案の議決		備 考
						参議院	衆議院	
平成二十年度 一般会計予算 外二件	衆議院	両議院議決 不一致	20.3.28	20.3.28	20.3.28	協議会におい て成案を得な かった		憲法第60条第2項に より衆議院の議決が 国会の議決となった

#### ( 5 ) 協議委員

議 長	櫻井	充 ( 民主 )	榛葉	賀津也 ( 民主 )	仁比	聡平 ( 共産 )
副議長	小川	勝也 ( 民主 )	津田	弥太郎 ( 民主 )	近藤	正道 ( 社民 )
	池口	修次 ( 民主 )	羽田	雄一郎 ( 民主 )		
	尾立	源幸 ( 民主 )	水岡	俊一 ( 民主 )		

# 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会

## ( 1 ) 協議概観

平成20年2月5日国会に提出された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件は、4月3日衆議院で承認されたものの、4月25日参議院で承認されなかった。衆参両議院の議決が異なったため、衆議院から両院協議会を求められ、同日の本会議において、院議を構成した会派である民主、共産、社民の各会派から協議委員を選任した。

協議委員は直ちに両院協議会参議院協議委員議長及び副議長互選会を開き、議長に浅尾慶一郎君を、副議長に小川勝也君を互選した。

両院協議会においては、まず、くじによる抽せんの結果、衆議院側の平沢勝栄協議委員議長が協議会議長となった。その後、両院に

おける議決の趣旨説明が行われ、その後各協議委員から種々意見が述べられた。最後に、参議院側を代表して小川勝也協議委員から、また、衆議院側を代表して高木毅協議委員から、それぞれ締めくくりの発言が行われたものの、成案を得るに至らず、その旨各議院に報告することとなった。

両院協議会の後、衆参両議院の本会議において両院協議会の経過及び結果について各議院の協議委員議長からそれぞれ報告が行われた。その結果、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件は、憲法第61条の規定により、衆議院の議決が国会の議決となった。

## ( 2 ) 協議経過

平成20年4月25日(金)(第1回)

- 成案を得なかった。

( 3 ) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会参議院協議委員議長報告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件の両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、先ほどの本会議におきまして、議長より指名されました後、直ちに協議委員議長及び副議長の互選を行い、その結果、協議委員議長に私、浅尾慶一郎が、副議長に小川勝也君が選任されました。

なお、衆議院におきましては、平沢勝栄君が協議委員議長に、三原朝彦君が副議長に選任されました。

両院協議会の初会の議長はくじにより決することとなっておりますので、開会に先立ち抽せんを行いました結果、衆議院側協議委員議長の平沢勝栄君が議長に当選いたしました。

協議会におきましては、衆議院側の三原朝彦君から、米軍駐留経費の負担は健全な日米同盟を維持強化していく上で非常に重要な施策であること、光熱水料につき負担額の上限について一定の削減が図られるなど厳しい財政状況にも目配りした内容となっていること等の理由で賛成、次に、本院側の藤田幸久君から、我が国の負担額が前協定から実質的に据え置かれたままとなっていること、諸外国との比較において我が国の米軍駐留経費の負担が突出していること、米国の節約努力の取組に対して政府が十分な検証を行っておらず国会や国民に対する説明責任が果たされていないこと等の理由によって反対と、それぞれ議決の趣旨の説明が行われました。

次に、協議に移りましたところ、本院側協議委員の民主党・新緑風会・国民新・日本の犬塚直史君、日本共産党の井上哲士君、社会民主党・護憲連合の近藤正道君から、また、衆議院側協議委員の自由民主党の河野太郎君、公明党の石田祝稔君から、それぞれ種々の発言があり、双方において熱心な意見交換が行われました。

かくて協議終結に当たり、本院側の小川勝也君から、両院協議会として参議院側が指摘した問題点を踏まえ、参議院の議決どおり本協定を承認しないよう、衆議院側に要請する旨の意見が述べられました。

また、衆議院側の高木毅君からは、本協定は在日米軍の効果的な活動の確保に資するものであり、衆議院の議決どおり承認願いたい旨の意見が述べられました。

結局、意見の一致を見るに至らず、成案が得られませんでした。

以上、御報告申し上げます。



#### ( 4 ) 協議表

案 件	請 求 議 院	請 求 の 理 由	請 求 日	本 院 協 議 委 員 選 挙 日	両 院 協 議 会 開 会 日	成 案 の 議 決		備 考
						参 議 院	衆 議 院	
日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件	衆議院	両議院議決不一致	20.4.25	20.4.25	20.4.25	協議会において成案を得なかった		憲法第61条により衆議院の議決が国会の議決となった

#### ( 5 ) 協議委員

議 長	浅尾 慶一郎 (民主)	榛葉 賀津也 (民主)	井上 哲士 (共産)
副議長	小川 勝也 (民主)	徳永 久志 (民主)	近藤 正道 (社民)
	池口 修次 (民主)	白 眞勲 (民主)	
	犬塚 直史 (民主)	藤田 幸久 (民主)	

# 委員会及び調査会等の審議概要



〔平成20年3月13日 予算委員会〕

# 1 委員会審議経過

## 内閣委員会

### 委員一覧（20名）

委員長	岡田 広（自民）	神本 美恵子（民主）	北川 イッセイ（自民）
理事	松井 孝治（民主）	工藤 堅太郎（民主）	鴻池 祥肇（自民）
理事	山根 隆治（民主）	自見 庄三郎（民主）	鈴木 政二（自民）
理事	有村 治子（自民）	芝 博一（民主）	中川 義雄（自民）
理事	松村 龍二（自民）	島田 智哉子（民主）	風間 昶（公明）
	相原 久美子（民主）	柳澤 光美（民主）	系数 慶子（無）
	石井 一（民主）	岩城 光英（自民）	

（20.3.18 現在）

### （1）審議概観

第169回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出8件（うち本院先議1件）及び衆議院提出3件（うち内閣委員長2件、青少年問題に関する特別委員長1件）の合計11件であり、いずれも可決したほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願13種類71件のうち、1種類1件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案については、犯罪被害給付制度の更なる拡充の必要性、民間支援団体への援助の具体策、民間の浄財による基金の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案については、一括して議題とされ、地域再生に向けた総合的な施策の必要性、構造改

革特区制度への評価と地方分権の推進、特例措置の全国展開に際しての対応等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。なお、地域再生法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議が付された。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案については、暴力団対策法の運用状況と暴力団情勢、資金獲得活動の多様化への対応、指定暴力団の代表者等に対する責任追及の手段とその実効性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案については、児童に対する情報リテラシー教育を充実させる必要性、不正誘引の当事者となった児童の立ち直り支援の在り方、インターネット上の違法・有害な情報への対応等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

独立行政法人国民生活センター法の一部

を改正する法律案及び消費者契約法等の一部を改正する法律案については、一括して議題とされ、消費者行政一元化の見通しと両法律案との関連性、ADR機能を担う国民生活センターの体制強化、適格消費者団体による差止請求の対象拡大の効果、消費生活センターへの国の支援の在り方と消費生活相談員の待遇の改善等について質疑が行われ、2名の参考人から意見を聴取した後、いずれも全会一致をもって可決された。なお、両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

国家公務員制度改革基本法案は、衆議院において、基本理念について、男女共同参画社会の形成に資することを追加すること、基本方針について、政治主導を強化する旨を明記すること、幹部職員の任用における適格性の審査及び候補者名簿の作成を内閣官房長官が行うこと、幹部職員等の各府省ごとの定数の設定及び改定等を内閣官房において一元的に行うこと、職員の国会議員との接触に関する記録の作成等及びその情報の適切な公開のために必要な措置を講ずること、定年を段階的に65歳に引き上げることについて検討すること、内閣官房に内閣人事局を置くこと、労働基本権に関する規定を改める等の修正が行われたものである。

委員会においては、戦後の官僚制度が果たしてきた役割と今回の制度改革の意義、幹部職員人事の内閣一元管理における具体的手続、政官接触における作成記録の情報公開の在り方、国民に開かれた自律的労使関係制度を措置するスケジュール等について質疑が行われ、3名の参考人から意見を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

宇宙基本法案については、提出者衆議院

内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、本法律案と昭和44年の衆議院決議との整合性、宇宙関係予算の管理の在り方、宇宙開発利用に関する情報公開等について質疑が行われ、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案については、提出者衆議院内閣委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案については、提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長より趣旨説明を聴取した後、違法有害情報の判断主体、インターネット青少年有害情報対策・環境整備推進会議の役割と基本計画の内容、事業者、民間団体に求められる取組とそれらへの支援等について質疑が行われ、3名の参考人から意見を聴取した後、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

3月18日、内閣官房及び内閣府の基本方針及び平成20年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算について町村内閣官房長官から、警察行政、食品安全の基本方針及び平成20年度警察庁関係予算について泉国務大臣から、それぞれ所信及び説明を聴取した。また、規制改革、国民生活、科学技術政策、消費者行政推進の基本方針について岸田国務大臣から、行政改革、公務員制度改革の基本方針について渡辺国務大臣から、経済財政政策の基本方針について大田国務大臣から、少子化対策、男女共同参画、公文書管理の基本方針について上川国務大臣から、それぞ

れ所信を聴取した。

これに対し、3月25日、国立公文書館の機能の充実強化に向けた取組、インターネット上の違法・有害情報対策、消費者行政の一元化の検討状況、国家公務員制度改革の在り方、官邸における情報機能強化に向けた取組、猟銃等及び所持者の一斉検査並びに銃砲行政の総点検の進捗状況、食品による薬物中毒事案の現状と輸入食品の安全確保に向けた取組、食の安全確保の前提としての食料安定供給の必要性、少子化対策及び子育て支援の在り方、配偶者からの暴力の現状及び被害者保護の取組等の諸問題について質疑を行った。また、同日、地方分権改革、地方再生、道州制の基本方針について増田国務大臣から所信を聴取した。

3月27日、予算委員会から委嘱された平成20年度内閣予算等の審査を行い、少子化対策推進経費の計上の在り方、児童虐待防止対策の必要性、家族関係社会支出の充実、仕事と生活の調和の推進、政府のカウンターインテリジェンス機能の強化、文化行政における適切な予算の執行、検視体制の強化、保育士確保の見通し等の諸問題について質疑

を行った。

4月1日、地方分権改革、地方再生、道州制の基本方針についての増田国務大臣からの所信に対し、憲法上の地方自治の理念をより明確化する必要性、住宅等建築物の長寿命化の実現可能性、構造改革特区制度に対する評価、道州制導入に向けた財政制度及び区割の在り方等の諸問題について質疑を行った。

5月29日、我が国の研究開発力強化に関する決議を行った。

#### 〔法律案の提出〕

5月29日、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について林芳正君から説明を聴取し、我が国における研究開発予算を充実させる必要性、研究開発に係る人材の確保及び人材の流動化に向けた措置、研究開発の推進に当たっての研究開発法人及び大学の役割等について質疑を行った後、全会一致をもって内閣委員会提出の法律案として提出することを決定した。

## (2) 委員会経過

平成20年3月18日(火)(第1回)

- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査を行うことを決定した。
- 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件及び平成20年度皇室費、内閣及び内閣府関係予算に関する件について町村内閣官房長官から所信及び説明を聴いた。
- 警察行政、食品安全の基本方針に関する件及び平成20年度警察庁関係予算に関する件について泉国務大臣から所信及び説明を聴いた。
- 規制改革、国民生活、科学技術政策、消費者

行政推進の基本方針に関する件について岸田国務大臣から所信を聴いた。

- 行政改革、公務員制度改革の基本方針に関する件について渡辺国務大臣から所信を聴いた。
- 経済財政政策の基本方針に関する件について大田内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 少子化対策、男女共同参画、公文書管理の基本方針に関する件について上川国務大臣から所信を聴いた。

平成20年3月25日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
  - 内閣官房及び内閣府の基本方針に関する件、警察行政、食品安全の基本方針に関する件、規制改革、国民生活、科学技術政策、消費者行政推進の基本方針に関する件、行政改革、公務員制度改革の基本方針に関する件、経済財政政策の基本方針に関する件及び少子化対策、男女共同参画、公文書管理の基本方針に関する件について泉国務大臣、上川国務大臣、岸田国務大臣、町村内閣官房長官、渡辺国務大臣、大田内閣府特命担当大臣、中川内閣府副大臣、中山外務大臣政務官、保坂文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 〔質疑者〕
- 松井孝治君（民主）、山根隆治君（民主）、北川イッセイ君（自民）、有村治子君（自民）、風間昶君（公明）、系数慶子君（無）
- 地方分権改革、道州制、地方再生の基本方針に関する件について増田国務大臣から所信を聴いた。
- 平成20年3月27日（木）（第3回）
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
  - 平成二十年度一般会計予算（衆議院送付）平成二十年度特別会計予算（衆議院送付）平成二十年度政府関係機関予算（衆議院送付）（国会所管）について駒崎衆議院事務総長、小幡参議院事務総長、長尾国立国会図書館長、濱坂裁判官弾劾裁判所事務局長及び白井裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、（会計検査院所管）について伏屋会計検査院長から説明を聴いた後、（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管（人事院を除く）及び内閣府所管（内閣本府（沖縄関係経費を除く）、国際平和協力本部、日本学術会議、官民人材交流センター、宮内庁、警察庁））について上川内閣府特命担当大臣、泉国家公安委員会委員長、渡辺国務大臣、岩城内閣官房副長官、小池外務大臣政務官、保坂文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

島田智哉子君（民主）、神本美恵子君（民

主）、有村治子君（自民）、風間昶君（公明）、系数慶子君（無）

本委員会における委嘱審査は終了した。

平成20年4月1日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方分権改革、道州制、地方再生の基本方針に関する件について増田国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

山根隆治君（民主）、北川イッセイ君（自民）、系数慶子君（無）

平成20年4月8日（火）（第5回）

- 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について泉国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

平成20年4月10日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第15号）（衆議院送付）について泉国家公安委員会委員長、中川内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

島田智哉子君（民主）、松村龍二君（自民）、風間昶君（公明）、系数慶子君（無）

（閣法第15号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年4月15日（火）（第7回）

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）について泉国家公安委員会委員長から趣旨説明を聴いた。

平成20年4月17日（木）（第8回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第46号）について泉国家公安委員会委員長、岩城内閣官房副長官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

芝博一君(民主)、松村龍二君(自民)、風間昶君(公明)、系数慶子君(無)

(閣法第46号)

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

平成20年4月22日(火)(第9回)

- 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(閣法第57号)(衆議院送付)

消費者契約法等の一部を改正する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)

以上両案について岸田内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聴いた。

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

平成20年4月24日(木)(第10回)

- 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(閣法第57号)(衆議院送付)

消費者契約法等の一部を改正する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)

以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

独立行政法人国民生活センター理事 島野康君

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク理事長

京都産業大学法科大学院教授 野々山宏君

〔質疑者〕

相原久美子君(民主)、有村治子君(自民)、風間昶君(公明)、系数慶子君(無)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案(閣法第57号)(衆議院送付)

消費者契約法等の一部を改正する法律案(閣法第58号)(衆議院送付)

以上両案について岸田内閣府特命担当大臣、中川内閣府副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

相原久美子君(民主)、有村治子君(自民)、風間昶君(公明)、系数慶子君(無)

(閣法第57号)

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

(閣法第58号)

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

平成20年5月8日(木)(第11回)

- 地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第27号)(衆議院送付)

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)

以上両案について増田国務大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年5月13日(火)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第27号)(衆議院送付)

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第28号)(衆議院送付)

以上両案について増田国務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

自見庄三郎君(民主)、北川イッセイ君(自民)、風間昶君(公明)、系数慶子君(無)

(閣法第27号)

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

(閣法第28号)

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、地域再生法の一部を改正する法律案(閣法第27号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

平成20年5月15日(木)(第13回)

- 宇宙基本法案(衆第17号)(衆議院提出)について提出者衆議院内閣委員長中野清君から趣旨説明を聴いた。

平成20年5月20日(火)(第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 宇宙基本法案(衆第17号)(衆議院提出)について提出者衆議院内閣委員長中野清君、衆議院内閣委員長代理野田佳彦君、同細野豪志

君、同河村建夫君、同櫻田義孝君、同西博義君及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

藤谷光信君（民主）、谷岡郁子君（民主）、佐藤正久君（自民）、風間昶君（公明）、系数慶子君（無）

（衆第17号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 無

なお、附帯決議を行った。

平成20年5月22日（木）（第15回）

- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について泉国家公安委員会委員長から趣旨説明を聞いた。

平成20年5月27日（火）（第16回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第48号）（衆議院送付）について泉国家公安委員会委員長、岡本総務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

神本美恵子君（民主）、島田智哉子君（民主）、北川イッセイ君（自民）、風間昶君（公明）、系数慶子君（無）

（閣法第48号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年5月29日（木）（第17回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律案の草案について提案者林芳正君から説明を聴き、提案者鈴木寛君、同林芳正君、同風間昶君、岸田内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、委員会提出の法律案として提出することを決定

した。

〔質疑者〕

梅村聡君（民主）、松村龍二君（自民）

- 我が国の研究開発力強化に関する決議を行った。

平成20年6月3日（火）（第18回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員制度改革基本法案（閣法第75号）（衆議院送付）について渡辺国務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員大畠章宏君から説明を聞いた後、同松本剛明君、同馬淵澄夫君、同佐々木隆博君、同吉良州司君、同宮澤洋一君、同増原義剛君、渡辺国務大臣、町村内閣官房長官、宮崎内閣法制局長官、谷人事院総裁及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松井孝治君（民主）、藤本祐司君（民主）、松村龍二君（自民）、北川イッセイ君（自民）、山下栄一君（公明）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

平成20年6月5日（水）（第19回）

- 国家公務員制度改革基本法案（閣法第75号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

政策研究大学院大学教授 飯尾潤君  
社団法人経済同友会副代表幹事  
フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長CEO 金丸恭文君  
聖学院大学大学院政治政策学研究科教授  
増島俊之君

〔質疑者〕

松井孝治君（民主）、北川イッセイ君（自民）、山下栄一君（公明）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国家公務員制度改革基本法案（閣法第75号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員松本剛明君、同佐々木隆博君、同宮澤洋一君、同上田勇君、渡辺国務大臣、町村内閣官房長官、谷人事院総裁及び政府参考人対



し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

神本美恵子君(民主)、松井孝治君(民主)、  
有村治子君(自民)、山下栄一君(公明)、  
山下芳生君(共産、委員外議員)、又市征  
治君(社民、委員外議員)

(閣法第75号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

平成20年6月10日(火)(第20回)

- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案(衆第30号)(衆議院提出)について提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長玄葉光一郎君から趣旨説明を聞いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案(衆第30号)(衆議院提出)について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

松下電器産業株式会社役員  
東京都教育委員会委員  
おやじ日本会長 竹花豊君  
慶應義塾大学大学院メディアデザイン研究  
科教授 中村伊知哉君  
社団法人日本民間放送連盟報道委員会委  
員・報道小委員長  
株式会社テレビ朝日報道担当取締役 渡辺  
興二郎君

〔質疑者〕

松井孝治君(民主)、松村龍二君(自民)、  
風間昶君(公明)、系数慶子君(無)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案(衆第30号)(衆議院提出)について提出者衆議院青少年問題に関する特別委員長代理松本剛明

君、同笹木竜三君、同高井美穂君、衆議院青少年問題に関する特別委員長玄葉光一郎君、衆議院青少年問題に関する特別委員長代理江崎洋一郎君、同萩生田光一君、同古屋範子君、上川内閣府特命担当大臣、池坊文部科学副大臣、政府参考人及び参考人マイクロソフト株式会社技術統括室CTO補佐楠正憲君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

松井孝治君(民主)、松村龍二君(自民)、  
風間昶君(公明)、系数慶子君(無)

(衆第30号)

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律案(衆第24号)(衆議院提出)について提出者衆議院内閣委員長中野清君から趣旨説明を聞いた後、可決した。(衆第24号)
- 賛成会派 民主、自民、公明、無
- 反対会派 なし
- 平成20年6月20日(金)(第21回)
- 請願第3465号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第6号外69件を審査した。
- 内閣の重要政策及び警察等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### ( 3 ) 委員会決議

#### 我が国の研究開発力強化に関する決議

政府は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の施行に当たり、次の事項について十分配慮すべきである。

- 一、我が国の研究開発力の強化に当たっては、独創的・基礎的な研究活動及び教育活動を実施する大学の基盤の強化を図るため、国立大学法人の運営費交付金や私学助成を確実に措置すること。
- 二、国際的な頭脳獲得競争の中で、我が国の研究開発力の強化を図るためには、その基礎となる優れた研究人材の養成・確保を図ることが不可欠であり、研究人材に係る適切な人件費の確保、若手・女性・外国人研究者のための研究環境整備に努めること。
- 三、我が国の研究開発等を効率的に推進する観点から、国の資金による研究開発に係る収入や購入研究機器等については、その積極的な活用が図られるよう制度面・運用面での改善を図ることが重要である。

その際、我が国の研究開発における民間企業の果たす役割の重要性にかんがみ、これらの機器が広く民間企業にも共用されるよう十分配慮すること。

- 四、研究開発法人における外部資金の積極的な受入れを促進する観点から、研究開発法人における自己収入増大に向けた経営努力については、毎年度の運営費交付金の算定に際して、その経営努力を積極的に評価し、更に促すよう適切な対応を図ること。
- 五、我が国の研究開発力の強化を図るためには、技術士等の人材の有する技能及び知識の有効な活用及び継承が非常に有効であることを踏まえ、その積極的な活用・推進に努めること。
- 六、研究開発システムの在り方に関する総合科学技術会議の検討においては、研究開発の特殊性、優れた人材の確保、国際競争力の確保などの観点から最も適切な研究開発法人の在り方についても検討すること。
- 七、国際競争力の確保の観点から、特許その他の知的財産に係る審査等の手続きについて、迅速かつ的確に行うための審査体制の更なる充実・強化その他必要な施策を講じること。

右決議する。

## 総務委員会

### 委員一覧（25名）

委員長	高嶋	良充（民主）	榛葉	賀津也（民主）	二之湯	智（自民）
理事	加藤	敏幸（民主）	武内	則男（民主）	溝手	顕正（自民）
理事	那谷屋	正義（民主）	外山	斎（民主）	吉村	剛太郎（自民）
理事	内藤	正光（民主）	長谷川	憲正（民主）	魚住	裕一郎（公明）
理事	河合	常則（自民）	吉川	沙織（民主）	弘友	和夫（公明）
理事	末松	信介（自民）	泉	信也（自民）	山下	芳生（共産）
	梅村	聡（民主）	磯崎	陽輔（自民）	又市	征治（社民）
	加賀谷	健（民主）	岸	信夫（自民）		
	行田	邦子（民主）	世耕	弘成（自民）		

（20.2.1 現在）

### （1）審議概観

第169回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案7件（うち本院先議1件）、衆議院提出法律案3件（いずれも総務委員長提出）、承認案件1件並びに日本放送協会（NHK）の平成17年度決算及び平成18年度決算の合計13件であった。

内閣提出法律案7件のうち、4件は可決した。なお、3件については、憲法第59条第4項の規定により、衆議院において参議院が否決したものとみなす議決を行い、憲法第59条第2項の規定により、衆議院が再可決した。

衆議院提出法律案3件は、いずれも可決した。

承認案件1件並びに日本放送協会（NHK）の平成17年度決算及び平成18年度決算のうち、承認案件1件及び日本放送協会（NHK）の平成18年度決算は、承認又は是認し、日本放送協会（NHK）の平成17年度決算は是認しないものとした。

また、本委員会付託の請願3種類9件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

**地方税財政** 地方交付税法等の一部を改正する法律案は、国の平成19年度補正予算（第1号）による国税減額修正に伴い、平成19年度分の地方交付税の総額を確保するため所要の加算措置を講じるとともに、同年度における交付税特別会計の借入金を増額するほか、地方税の減収によって適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に不足が生じると認められる場合に地方債を起すことができるものとするものであり、衆議院においては、同地方債については、「平成十九年度に限り」起すことができるものとされていたものを、「当分の間、各年度において」起すことができるものとする修正が行われた。

委員会においては、国税の見積もりと実績の間に乖離が生じた理由、交付税特別会計借入金の償還計画の抜本的見直しの必要性、地方交付税の原資が増減した場合の対応の在り方等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。

国民生活等の混乱を回避するための地方

税法の一部を改正する法律案は、平成20年度税制改正に係る「地方税法等の一部を改正する法律案」の法律としての施行が、平成20年4月1日より後となる場合に備え、国民生活等の混乱を回避するため、平成20年3月31日に期限の到来する地方税における非課税等特別措置のうち、自動車取得税についての過疎バスに係る非課税措置、免税点の特例措置、低燃費車に係る課税標準の特例措置及び大型ディーゼル車に係る税率の特例措置の期限を、暫定的に平成20年5月31日まで延長しようとするものであり、衆議院総務委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

地方税法等の一部を改正する法律案は、個人住民税における寄附金控除の拡充として、条例により控除対象寄附金を指定する仕組みを導入するとともに、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する税率の特例措置の見直し並びに公的年金からの特別徴収制度の創設を行い、道路特定財源については自動車取得税及び軽油引取税の税率の特例措置の適用期限の延長、公益法人制度改革に対応した措置等を講じるとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行おうとするものである。

地方法人特別税等に関する暫定措置法は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与することとするものである。

また、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、平成20年度分の地方交付税の総

額について、地方交付税及び地方一般財源を増額確保し、平成20年度及び平成21年度の交付税特別会計借入金の償還を平成26年度以降に繰延べ現行の償還期間の中で償還計画を見直すとともに、地方交付税の算定内容について、平成20年度の普通交付税の基礎となる単位費用の額を改正し、地方税の偏在是正により生じる財源を活用して地方再生に要する財源を措置するため当分の間の費目として「地方再生対策費」を創設するほか、地方特例交付金法について、個人住民税における住宅ローン控除の実施に伴う減収を補てんするため減収補てん特例交付金を創設しようとするものである。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、地方交付税の算定における地方債償還費の増嵩、法人事業税の国税化による地方の自主財政権の侵害、水平的財政調整制度の導入と地方分権改革推進の関係、暫定税率の期限切れ及び地方交付税法改正案未成立が地方財政に与える影響、暫定税率の期限切れに対する国民と首長との意識のギャップ、地方再生戦略における地方再生対策費の位置付け、不要不急の地方道路整備事業に係る調査の実施、真に必要な地方道路整備事業の財源不足に対する国の財源補てん等について質疑が行われたが、衆議院は、憲法第59条第4項に基づき、参議院が否決したものとみなす議決を行い、憲法第59条第2項に基づき、衆議院議決案を再議決した。

**地方行政・消防** 地方自治法の一部を改正する法律案は、議会活動の範囲を明確化する等のため、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができることとするともに、議員の報酬に関

する規定を整備しようとするものであり、衆議院総務委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴取した後、地方議会議員の位置付けと報酬の在り方、地方議会の更なる改革の推進等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案は、大規模な地震その他の災害に対処するため、屋外タンク等からの危険物流出等の事故について、原因を調査する仕組みの充実を図るとともに、他の都道府県に出動した緊急消防援助隊の機動的な活用のための制度を整備しようとするものであり、参議院先議により、地方公共団体における危機管理体制の整備、消防職団員の確保と報酬等の充実、危険物施設等における事故の増加原因と防止対策、緊急消防援助隊の即応体制の強化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**情報通信** 電波法の一部を改正する法律案は、電波の有効利用を促進する観点から、電波利用料についてその用途の範囲及び料額を見直すとともに、柔軟な電波利用の実現のために無線局の運用の特例を追加しようとするものであり、衆議院において、電波監理審議会への諮問について見直しを行うとともに、電波利用料の用途について、その明確化、実施状況に関する資料の公表、電波についてのリテラシーの向上に関する事務の追加を行うほか、電波利用料に関する検討規定の追加等の修正が行われた。

委員会においては、電波利用料制度の透明性の確保、免許人等の理解を得られない電波利用料の支出の是正と用途の適正化に向けての対応、電波利用料の算定方法の在り

方と公平負担の実現、地上放送の完全デジタル化へ向けての取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案は、電子メールの送受信上の支障を防止し、良好な利用環境を維持するため、広告宣伝の手段等として送信される電子メールに対する規制について、現行方式を見直すとともに、報告徴収等の規定を整備し、その実効性の向上を図るものであり、法改正で導入されるオプトイン規制の効果、適切な執行確保のための体制整備とガイドラインの策定、迷惑メール対策における国際連携の強化、青少年の携帯電話利用の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信事業役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案は、最近における振り込め詐欺事犯の状況にかんがみ、携帯音声通信役務の不正利用の防止を図るため、いわゆるSIMカードについて携帯電話端末と同様の規制を課するとともに、携帯電話等の貸与業者について、貸与時における本人確認義務を厳格化した上、その記録の作成及び保存を義務付けるものであり、衆議院総務委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴取した後、振り込め詐欺等の現状、携帯電話貸与業者の実態と法改正の実効性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**NHK** 放送法第37条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件(いわゆるNHK平成20

年度予算)は、収支予算では、一般勘定事業収支では、事業収入6,575億円、事業支出6,472億円、事業収支差金は102億円(債務償還充当33億円・財政安定のための繰越金68億円)とし、事業計画では、放送の公共的役割の追求、地域放送の充実、国際放送による海外への情報発信の強化、地上デジタル放送の普及促進、受信料の公平負担に向けた契約収納活動の強化と経費の削減等に重点を置いている。

委員会においては、公共放送の果たすべき使命と役割、経営委員会と執行部の責務とあるべき関係、訪問集金の廃止により視聴者との接点が減少することへの懸念、経営委員会委員の人選の在り方、放送の不偏不党と国際放送のあるべき姿等について質疑が行われ、全会一致をもって承認すべきものと決定された。なお、附帯決議が付された。

日本放送協会平成17年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書(いわゆる平成17年度NHK決算)及び日本放送協会平成18年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書(いわゆる平成18年度NHK決算)は、日本放送協会の平成17年度及び18年度決算であり、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て、内閣から提出されたものである。平成17年度決算における一般勘定の損益状況は、経常事業収入6,749億円、経常事業支出6,660億円、差し引き経常事業収支差金88億円、これに経常事業外収支及び特別収支差金を加えた当期事業収支差金は43億円である。平成18年度決算における一般勘定の損益状況は、経常事業収入6,756億円、経常事業支出6,526億円、差し引き経常事業収支差金229億円、これに経常事業外収支及

び特別収支差金を加えた当期事業収支差金は234億円である。

委員会においては、両件を一括して議題とし、インサイダ-取引問題の原因分析と再発防止に向けた今後の取組、番組編成の政治的公平性の確保と国会質問の在り方、NHK経営委員長に求められる姿勢、NHKと子会社等との関係の見直し等について質疑が行われ、討論の後、日本放送協会平成17年度決算は、賛成少数により是認すべきものではないと決定され、日本放送協会平成18年度決算は、多数をもって是認すべきものと決定された。

〔国政調査等〕

2月6日、自立的かつ安定的な財政運営を可能とする地方財政制度の構築に関する決議を行った。

3月25日、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について増田総務大臣から所信を聴取し、平成20年度総務省関係予算に関する件について佐藤総務副大臣から、平成20年度人事院業務概況及び関係予算に関する件について谷人事院総裁から、それぞれ説明を聴取した。

3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成20年度内閣所管(人事院)、総務省所管(公害等調整委員会を除く)及び公営企業金融公庫関係予算の審査を行い、学校用務員が果たす職務の重要性、郵便局ネットワーク維持に向けてのグループ一体経営への意識の薄さの懸念、公立病院改革ガイドラインによる公立病院等の集約後の在り方、道路特定財源の一般財源化に対する総務省の見解、道路特定財源に関する日切れ法案が年度内に

成立しない場合の影響と対応策等の質疑を行った。

また、行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成20年度人事院業務概況に関する件について、地方分権改革の今後の見通し及び議論の方向性、地上デジタル放送の施設整備の進捗状況、郵政民営化についての早期見直しの必要性、地方消費税の拡充を含む税制の抜本改革に向けた大臣決意、公立病院等に対する財政支援に関する改革ガイドラインの位置付け、限界集落問題解決のための他省庁との連携についての大臣決意等の質疑を行った。

4月8日、平成20年度地方財政計画に関する件について増田総務大臣から概要説明を聴いた後、谷口総務副大臣から補足説明を聴いた。

4月17日、京都府において、地方行財政に関する諸問題について地方における実情調査を行うとともに、地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)、地方法人特別税等に関する暫定措置法案(閣法第6号)及び地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第7号)の審査に資するため、現地において意見を聴取するため、4月14日~15日に委員派遣を実施し、その報告を聴取した。

6月5日、行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行い、地方分権改革推進、地方交付税の在り方、公務員の早期退職慣行の是正、日本郵政グループの業務運営、行政評価の評価手法、地方公共団体に対する人的支援、情報通信省構想、NHK職員の不祥事等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

平成20年2月1日(金)(第1回)

- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査を行うことを決定した。
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について増田総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員小川淳也君から説明を聴いた。

平成20年2月5日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員原口一博君、同榎屋敬悟君、増田総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

那谷屋正義君(民主) 加賀谷健君(民主)

末松信介君(自民) 魚住裕一郎君(公明)  
山下芳生君(共産) 又市征治君(社民)

平成20年2月6日(水)(第3回)

- 地方交付税法等の一部を改正する法律案(閣法第1号)(衆議院送付)について討論の後、可決した。

(閣法第1号)

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 共産

- 自立的かつ安定的な財政運営を可能とする地方財政制度の構築に関する決議を行った。

平成20年3月25日(火)(第4回)

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件について増田総務大臣から所信を聴いた。
- 平成20年度総務省関係予算に関する件について佐藤総務副大臣から説明を聴いた。
- 平成20年度人事院業務概況及び関係予算に関

する件について谷人事院総裁から説明を聞いた。

平成20年3月27日(木)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十年度一般会計予算(衆議院送付)  
平成二十年度特別会計予算(衆議院送付)  
平成二十年度政府関係機関予算(衆議院送付)  
(内閣所管(人事院)、総務省所管(公害等調整委員会を除く)及び公営企業金融公庫)について増田総務大臣、平井国土交通副大臣、二之湯総務大臣政務官、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社常務執行役伊東敏朗君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

那谷屋正義君(民主)、梅村聡君(民主)、  
末松信介君(自民)、河合常則君(自民)、  
魚住裕一郎君(公明)、山下芳生君(共産)、  
又市征治君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 行政制度、地方行財政、消防行政、情報通信行政等の基本施策に関する件及び平成20年度人事院業務概況に関する件について増田総務大臣、木村内閣府副大臣、平井国土交通副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役副社長高木祥吉君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

内藤正光君(民主)、加賀谷健君(民主)、  
長谷川憲正君(民主)、磯崎陽輔君(自民)、  
弘友和夫君(公明)、山下芳生君(共産)、  
又市征治君(社民)

平成20年3月28日(金)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)(衆議院送付)について増田総務大臣から趣旨説明を、参考人日本放送協会会長福地茂雄君から説明を聴き、同大臣、参考人日本放送協会会長福地茂雄君、同協会経営委員会委員長古森重隆君、同協会理事大西典良君、同協会副会長今井義典君、同協会経営委員会委員長職務代行

者多賀谷一照君、同協会理事永井研二君及び同協会理事日向英実君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

内藤正光君(民主)、行田邦子君(民主)、  
大島九州男君(民主)、吉川沙織君(民主)、  
長谷川憲正君(民主)

平成20年3月31日(月)(第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(閣承認第1号)(衆議院送付)について増田総務大臣、政府参考人、参考人日本放送協会会長福地茂雄君、同協会理事日向英実君、同協会経営委員会委員長古森重隆君、同協会副会長今井義典君、同協会理事永井研二君及び同協会理事大西典良君に対し質疑を行った後、承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

世耕弘成君(自民)、岸信夫君(自民)、  
磯崎陽輔君(自民)、弘友和夫君(公明)、  
魚住裕一郎君(公明)、山下芳生君(共産)、  
又市征治君(社民)

(閣承認第1号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 国民生活等の混乱を回避するための地方税法の一部を改正する法律案(衆第7号)(衆議院提出)について提出者衆議院総務委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴いた後、可決した。(衆第7号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

平成20年4月8日(火)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成20年度地方財政計画に関する件について増田総務大臣から概要説明を聴いた後、谷口総務副大臣から補足説明を聴いた。
- 地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)  
地方法人特別税等に関する暫定措置法案(閣法第6号)(衆議院送付)



地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上3案について増田総務大臣から趣旨説明を聴き、地方法人特別税等に関する暫定措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）について谷口総務副大臣から補足説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加藤敏幸君（民主）、吉川沙織君（民主）、河合常則君（自民）、末松信介君（自民）、磯崎陽輔君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

- 委員派遣を行うことを決定した。

平成20年4月10日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

地方法人特別税等に関する暫定措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上3案について増田総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

那谷屋正義君（民主）、岸信夫君（自民）、弘友和夫君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

平成20年4月17日（木）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

地方法人特別税等に関する暫定措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上3案について増田総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加賀谷健君（民主）、末松信介君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

- 派遣委員から報告を聴いた。

平成20年4月22日（火）（第11回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

地方法人特別税等に関する暫定措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上3案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

慶應義塾大学法学部政治学科教授 片山善博君

佐賀県多久市長

内閣府地方分権改革推進委員会委員

九州市長会会長代行 横尾俊彦君

立教大学経済学部教授 池上岳彦君

東京大学大学院経済学研究科教授 持田信樹君

〔質疑者〕

行田邦子君（民主）、河合常則君（自民）、弘友和夫君（公明）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

平成20年4月24日（木）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）（衆議院送付）

地方法人特別税等に関する暫定措置法案（閣法第6号）（衆議院送付）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）（衆議院送付）

以上3案について増田総務大臣、平井国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

武内則男君（民主）、外山斎君（民主）、長谷川憲正君（民主）、坂本由紀子君（自民）、山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

平成20年5月13日（火）（第13回）

- 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案（閣法第63号）について増田総務大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年5月15日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(閣法第63号)について増田総務大臣、新藤経済産業副大臣、西川厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

榛葉賀津也君(民主)、吉川沙織君(民主)、  
磯崎陽輔君(自民)、弘友和夫君(公明)、  
山下芳生君(共産)、又市征治君(社民)  
(閣法第63号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 電波法の一部を改正する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について増田総務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員石田真敏君から説明を聞いた。

平成20年5月20日(火)(第15回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 電波法の一部を改正する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員山口俊一君、同石田真敏君、同原口一博君、同黄川田徹君、増田総務大臣、政府参考人、参考人日本放送協会理事日向英実君、同協会副会長今井義典君、同協会会長福地茂雄君及び同協会理事永井研二君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加賀谷健君(民主)、加藤敏幸君(民主)、  
磯崎陽輔君(自民)、世耕弘成君(自民)、  
魚住裕一郎君(公明)、山下芳生君(共産)、  
又市征治君(社民)

平成20年5月22日(木)(第16回)

- 電波法の一部を改正する法律案(閣法第29号)(衆議院送付)を可決した。
- (閣法第29号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年5月27日(火)(第17回)

- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法

律の一部を改正する法律案(閣法第49号)(衆議院送付)について増田総務大臣から趣旨説明を聞いた。

平成20年5月29日(木)(第18回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第49号)(衆議院送付)について増田総務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

外山斎君(民主)、岸信夫君(自民)、魚住  
裕一郎君(公明)、山下芳生君(共産)

(閣法第49号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産  
反対会派 なし  
欠席会派 社民

なお、附帯決議を行った。

平成20年6月5日(木)(第19回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地方分権改革推進に関する件、地方交付税の在り方に関する件、公務員の早期退職慣行の是正に関する件、日本郵政グループの業務運営に関する件、行政評価の評価手法に関する件、地方公共団体に対する人的支援に関する件、情報通信省構想に関する件、NHK職員の不祥事に関する件等について増田総務大臣、山本内閣府副大臣、谷人事院総裁、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長西川善文君、同株式会社取締役兼代表執行役副社長高木祥吉君、同株式会社常務執行役伊東敏朗君、日本放送協会理事日向英実君及び同協会会長福地茂雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

内藤正光君(民主)、武内則男君(民主)、  
行田邦子君(民主)、長谷川憲正君(民主)、  
末松信介君(自民)、河合常則君(自民)、  
弘友和夫君(公明)、山下芳生君(共産)、  
又市征治君(社民)

平成20年6月10日(火)(第20回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書  
日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書  
以上両件について増田総務大臣、参考人日本放送協会会長福地茂雄君及び会計検査院当局から説明を聴き、増田総務大臣、会計検査院当局、参考人日本放送協会会長福地茂雄君、同協会職員の株取引問題に関する第三者委員会委員長久保利英明君、同協会経営委員会委員長古森重隆君、同協会理事日向英実君、同協会専務理事金田新君、同協会理事八幡恒二君、同協会理事溝口明秀君、同協会理事大西典良君及び社団法人日本民間放送連盟専務理事玉川寿夫君に対し質疑を行い、討論の後、日本放送協会平成十七年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を是認すべきものでないと議決し、日本放送協会平成十八年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を是認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

行田邦子君（民主）、加藤敏幸君（民主）、  
岸信夫君（自民）、魚住裕一郎君（公明）、  
山下芳生君（共産）、又市征治君（社民）

（NHK平成17年度決算）

賛成会派 自民、公明  
反対会派 民主、共産、社民

（NHK平成18年度決算）

賛成会派 民主、自民、公明、社民  
反対会派 共産

- 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律の一部を改正する法律案（衆第26号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴き、衆議院総務委員長代理原口一博君、同菅原一秀君、増田総務大臣、政府参考人及び参考人日本郵政株式会社専務執行役米澤友宏君に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

内藤正光君（民主）、山下芳生君（共産）、  
又市征治君（社民）

（衆第26号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 地方自治法の一部を改正する法律案（衆第31号）（衆議院提出）について提出者衆議院総務委員長渡辺博道君から趣旨説明を聴き、衆議院総務委員長代理原口一博君、同黄川田徹君及び増田総務大臣に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

加賀谷健君（民主）

（衆第31号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

平成20年6月20日（金）（第21回）

- 請願第1034号外8件を審査した。
- 行政制度、公務員制度、地方行財政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## 委員派遣

平成20年4月14日（月）、15日（火）

（地方公聴会）

- 地方行財政に関する諸問題について地方における実情調査を行うとともに、地方税法等の一部を改正する法律案（閣法第5号）、地方法人特別税等に関する暫定措置法案（閣法第6号）及び地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第7号）の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

〔派遣地〕

京都府

〔派遣委員〕

高嶋良充君（民主）、加藤敏幸君（民主）、  
那谷屋正義君（民主）、内藤正光君（民主）、  
河合常則君（自民）、末松信介君（自民）、  
梅村聡君（民主）、加賀谷健君（民主）、  
行田邦子君（民主）、榛葉賀津也君（民主）、  
武内則男君（民主）、外山斎君（民主）

長谷川憲正君(民主) 吉川沙織君(民主)  
磯崎陽輔君(自民) 二之湯智君(自民)  
魚住裕一郎君(公明) 弘友和夫君(公明)  
山下芳生君(共産) 又市征治君(社民)

〔公述人〕

奈良女子大学名誉教授 澤井勝君  
関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授 小西砂千夫君

日本労働組合総連合会京都府連合会会長  
木村幹雄君  
京都府町村会長  
京都府井手町長 汐見明男君

〔質疑者〕

梅村聡君(民主) 磯崎陽輔君(自民)  
弘友和夫君(公明) 山下芳生君(共産)  
又市征治君(社民)

### (3) 委員会決議

#### 自立的かつ安定的な財政運営を可能とする地方財政制度の構築に関する決議

政府は、地方財政制度について、地方の自主性・自立性等をより一層高める観点から、制度の抜本的な改正と運用の改善に努めるとともに、平成十九年度補正予算に関連する地方交付税法等改正案は、地方交付税の原資である国税の減額補正に伴う各地方公共団体からの超過交付額の還付を回避するための措置であることも踏まえ、次の事項について早急な対応を講ずべきである。

- 一、今後、地方交付税の原資となる国税の税収見積もりについては、特に減額による混乱を回避するため、正確性に万全を期すよう、格段の努力を行うこと。
- 二、国税の補正に伴い年度途中で地方交付税総額の変更が生じた場合においても、地方公共団体が自立的かつ安定的に財政運営を行えるよう、地方財政計画及び地方交付税について、制度の趣旨を十分踏まえつつ、抜本的な見直しの検討を進めること。
- 三、交付税特別会計の借入金については、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保した上で、速やかな償還に努めること。
- 四、地方債制度及びその運用の在り方については、地方債の円滑な発行を確保するとともに、地方公共団体の自主的・主体的な財政運営に資する観点から、一層の見直しを行うこと。
- 五、地方分権改革においては、地方が自らの責任で効率的な自治体経営を行うことができるよう、事務の義務付け・枠付け、関与の縮小等国と地方の役割分担の徹底した見直し、権限と財源の適正な配分、国と地方を通じた税財政制度の改革を進めること。

右決議する

# 法務委員会

## 委員一覧（20名）

委員長	遠山	清彦（公明）	鈴木	寛（民主）	丸山	和也（自民）
理事	千葉	景子（民主）	前川	清成（民主）	山崎	正昭（自民）
理事	松岡	徹（民主）	松浦	大悟（民主）	仁比	聡平（共産）
理事	山内	俊夫（自民）	松野	信夫（民主）	近藤	正道（社民）
理事	木庭	健太郎（公明）	青木	幹雄（自民）	江田	五月（無）
	小川	敏夫（民主）	岡田	直樹（自民）	山東	昭子（無）
	今野	東（民主）	舛添	要一（自民）		（20.2.21 現在）

## （1）審議概観

第169回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出5件、本院議員提出1件の合計6件であり、いずれも可決したほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願24種類256件のうち、2種類33件を採択した。

### 〔法律案の審査〕

**民事関係** 保険法案は、社会経済情勢の変化にかんがみ、保険に関する法制について、共済契約をその適用の対象に含めることとするほか、保険契約締結に際しての告知、保険給付の履行期等に関する保険契約者の保護に資するための規定を整備し、傷害疾病保険に関する規定の新設等を行うとともに、国民に理解しやすい法制とするため表記を現代用語化するものである。

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、保険法の施行に伴い、商法その他の関係法律の規定の整備をするとともに、所要の経過措置を定めるものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、参考人から意見を聴取するとともに、

保険法の適用範囲を共済に拡大する趣旨、保険法案第21条第1項の「相当の期間」の意義、保険契約の保険者からの不当な解除権の濫用防止手段、団体生命保険における被保険者の真摯な同意の確保方法等について質疑が行われ、討論の後、両法律案はいずれも多数をもって可決された。なお、両法律案に対し、附帯決議が付された。

**刑事関係** 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案は、刑事手続において、資力の乏しい被害者参加人が、その委託により被告人質問等を行う被害者参加弁護士の援助を受けられるようにするため、裁判所が被害者参加弁護士を選定し、国がその報酬及び費用を負担するとともに、日本司法支援センターが被害者参加弁護士の候補を裁判所に通知する業務等を行う制度を創設しようとするものである。

委員会においては、国の犯罪被害者支援の全体的枠組、国選被害者参加弁護士選定の資力要件、被害者参加制度の周知と日本司法支援センターの充実、犯罪被害者への

公的支援の拡充、被害者支援に関する諸制度の適切な連携等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

少年法の一部を改正する法律案は、少年審判における犯罪被害者等の権利利益の一層の保護を図るため、一定の重大事件の被害者等が少年審判を傍聴することができる制度の創設、被害者等による記録の閲覧及び謄写の要件の緩和等を行うほか、成人の刑事事件により適切に対処するため、その管轄を家庭裁判所から地方裁判所等へ移管する等の所要の規定を整備しようとするものである。なお、衆議院において、傍聴の対象となる少年審判における少年の下限年齢の設定、傍聴を許す場合における弁護士付添人に対する意見の聴取、家庭裁判所が行う被害者等に対する審判状況の説明等について修正が行われた。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、改正の趣旨と少年法の理念との関係、傍聴許否の判断基準、修正案で12歳未満の少年事件の傍聴を禁止した趣旨、家庭裁判所における人的・物的体制整備の必要性等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

刑事訴訟法の一部を改正する法律案は、被疑者の供述及び取調べの状況の録画等を義務付ける制度を導入するとともに、公判前整理手続における検察官保管証拠の標目の一覧表の開示等を行おうとするものである。

委員会においては、裁判員制度下における取調べ可視化の効果、全面可視化による真相解明阻害のおそれ、全面可視化と多様な捜査手法導入のバランス、可視化の試行の結果と裁判員裁判への影響等について質疑が

行われた後、国会法第57条の3の規定に基づき内閣の意見を聴取した。討論の後、多数をもって可決された。

このほか、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案が可決された。

〔国政調査等〕

3月18日、法務行政の基本方針について鳩山法務大臣から所信を聴取した。

3月25日、法務行政の基本方針に対する質疑を行い、保護観察の充実・強化のための具体的施策、質の高い人材を確保するために妥当な司法試験合格者数、個人識別情報を使ったテロリストの入国阻止方法、人権擁護行政推進のため人権侵害の実態把握の必要性、無期刑の仮釈放までの最短期間10年という規定を見直す必要性等が取り上げられた。

3月27日、予算委員会から委嘱された平成20年度法務省予算等の審査を行い、志布志事件に関する特別公務員暴行陵虐事件判決に対する法務大臣所感、志布志事件における捜査手法の在り方と再度の検証の必要性、裁判員制度の円滑な実施のための措置、外国人研修・技能実習制度の悪用に対する徹底した調査の必要性、つくばみらい市におけるDV防止講演会中止問題に対する法務大臣所感等について質疑を行った。

5月8日、法務及び司法行政等に関する質疑を行い、人権問題における法務省の役割と携帯電話フィルタリングで性的マイノリティー等を対象とすることの問題点、大阪澤野事件の調書作成問題と取調べの可視化の必要性、光市母子殺害事件判決について、航空自衛隊のイラク派遣に関する名古屋高裁判決に対する幕僚長発言、志布志事件における違法な取調べの実態等が取り上げられた。

6月3日、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、南野知恵子君から説明を聴取した後、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。

〔法律案の提出〕

6月3日、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律

案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、南野知恵子君から説明を聴取し、全会一致をもって本委員会提出の法律案として提出することを決定した。本法律案は、現に子がいる性同一性障害者であっても、当該子がすべて成年に達している場合には、性別の取扱いの変更の審判をすることができるようにするため、その審判に係る要件を緩和しようとするものである。

## (2) 委員会経過

平成20年2月21日(木)(第1回)

- 法務及び司法行政等に関する調査を行うことを決定した。

平成20年3月18日(火)(第2回)

- 法務行政の基本方針に関する件について鳩山法務大臣から所信を聴いた。
- 平成20年度法務省及び裁判所関係予算に関する件について河井法務副大臣及び最高裁判所当局から説明を聴いた。

平成20年3月25日(火)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 法務行政の基本方針に関する件について鳩山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

前川清成君(民主)、松岡徹君(民主)、丸山和也君(自民)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

平成20年3月27日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成二十年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成二十年度政府関係機関予算(衆議院送付)(裁判所所管及び法務省所管)について鳩山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松野信夫君(民主)、木庭健太郎君(公明)、

仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

平成20年4月1日(火)(第5回)

- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について鳩山法務大臣から趣旨説明を聴いた。
- 平成20年4月8日(火)(第6回)
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(閣法第16号)(衆議院送付)について鳩山法務大臣、河井法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

今野東君(民主)、岡田直樹君(自民)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

(閣法第16号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし  
欠席会派 無

平成20年4月10日(木)(第7回)

- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案(閣法第30号)(衆議院送付)について鳩山法務大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年4月15日(火)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律案（閣法第30号）（衆議院送付）について鳩山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

松野信夫君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）（閣法第30号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

欠席会派 無

平成20年5月8日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 携帯電話フィルタリングサービスによる人権侵害に関する件、厳罰化による少年凶悪犯罪の抑止効果に関する件、自衛隊イラク派遣に関する名古屋高裁判決に関する件、志布志事件における違法取調べの実態に関する件、違法行為による被害回復・救済対策に関する件、外国人単純労働者受入れ問題に関する件、取調べの可視化に関する件等について鳩山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

松浦大悟君（民主）、松野信夫君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

平成20年5月20日（火）（第10回）

- 保険法案（閣法第65号）（衆議院送付）  
保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）  
以上両案について鳩山法務大臣から趣旨説明を聞いた。

平成20年5月22日（木）（第11回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 保険法案（閣法第65号）（衆議院送付）  
保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）  
以上両案について鳩山法務大臣、山本内閣府副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対

し質疑を行った。

〔質疑者〕

前川清成君（民主）、松野信夫君（民主）、森まさこ君（自民）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）  
また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

平成20年5月27日（火）（第12回）

- 保険法案（閣法第65号）（衆議院送付）  
保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）  
以上両案について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

日本大学法学部教授 福田弥夫君  
社団法人日本共済協会基本問題委員会副委員長 小野岡正君  
金融オンブズネット代表  
埼玉大学経済学部非常勤講師  
金融審議会金融分科会第二部会委員 原早苗君

〔質疑者〕

鈴木寛君（民主）、森まさこ君（自民）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

平成20年5月29日（木）（第13回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 保険法案（閣法第65号）（衆議院送付）  
保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第66号）（衆議院送付）  
以上両案について鳩山法務大臣、山本内閣府副大臣、中川内閣府副大臣、戸井田内閣府大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

前川清成君（民主）、松野信夫君（民主）、木庭健太郎君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

（閣法第65号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 共産

欠席会派 無



(閣法第66号)

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 共産

欠席会派 無

なお、両案について附帯決議を行った。

- 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第168回国会参第10号)について発議者参議院議員松野信夫君から趣旨説明を聞いた。

平成20年6月3日(火)(第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 刑事訴訟法の一部を改正する法律案(第168回国会参第10号)について発議者参議院議員前川清成君、同松野信夫君、同松岡徹君、鳩山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、国会法第57条の3の規定により内閣の意見を聴き、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

今野東君(民主)、西田昌司君(自民)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

(第168回国会参第10号)

賛成会派 民主、共産、社民

反対会派 自民、公明

欠席会派 無

- 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律案の草案について提案者南野知恵子君から説明を聞いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

平成20年6月5日(木)(第15回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 少年法の一部を改正する法律案(閣法第68号)(衆議院送付)について鳩山法務大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員大口善徳君から説明を聞いた後、同細川律夫君、同倉田雅年君、同大口善徳君、鳩山法務大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

千葉景子君(民主)、丸山和也君(自民)、松浦大悟君(民主)、近藤正道君(社民)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

平成20年6月10日(火)(第16回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 少年法の一部を改正する法律案(閣法第68号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

東京大学大学院法学政治学研究科教授 川出敏裕君

日本弁護士連合会副会長 角山正君

社団法人被害者支援都民センター相談支援室長 望月廣子君

元国立武蔵野学院長 徳地昭男君

〔質疑者〕

松岡徹君(民主)、山内俊夫君(自民)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 少年法の一部を改正する法律案(閣法第68号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員細川律夫君、同大口義徳君、鳩山法務大臣、河井法務副大臣、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

今野東君(民主)、松野信夫君(民主)、木庭健太郎君(公明)、仁比聡平君(共産)、近藤正道君(社民)

(閣法第68号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産、社民

欠席会派 無

なお、附帯決議を行った。

平成20年6月20日(金)(第17回)

- 請願第2776号外32件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第7号外222件を審査した。
- 法務及び司法行政等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

# 外交防衛委員会

## 委員一覧（21名）

委員長	北澤 俊美（民主）	大島 九州男（民主）	木村 仁（自民）
理事	浅尾 慶一郎（民主）	佐藤 公治（民主）	小池 正勝（自民）
理事	犬塚 直史（民主）	谷岡 郁子（民主）	佐藤 正久（自民）
理事	藤田 幸久（民主）	徳永 久志（民主）	浜田 昌良（公明）
理事	佐藤 昭郎（自民）	牧山 ひろえ（民主）	山口 那津男（公明）
理事	山本 一太（自民）	秋元 司（自民）	井上 哲士（共産）
	大石 尚子（民主）	浅野 勝人（自民）	山内 徳信（社民）

（20.2.26 現在）

### （1）審議概観

第169回国会において本委員会に付託された案件は、条約10件（うち衆議院継続3件）及び内閣提出法律案1件の計11件であった。

そのうち条約6件（うち衆議院継続3件）及び内閣提出法律案1件についてそれぞれ承認又は可決し、条約1件について承認しないこととした。なお、承認しないこととした1件については、憲法第61条の規定により、衆議院の議決（承認）が国会の議決となった。また、条約3件については、委員会審査中において、憲法第61条の規定により、参議院が受領後30日以内に議決しなかったため、衆議院の議決（承認）が国会の議決となった。また、未付託の条約6件についても、憲法第61条の規定により、参議院が受領後30日以内に議決しなかったため、衆議院の議決（承認）が国会の議決となった。

また、本委員会付託の請願13種類53件のうち、1種類10件を採択した。

#### 〔条約及び法律案の審査〕

**在日米軍駐留経費の負担継続** 1987年度以降、我が国は、日米地位協定において米側に負担義務がある在日米軍駐留関連経費

の一部について、特別協定を締結した上で負担してきている。日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定は、2006年に締結された前回の特別協定の有効期間が本年3月31日までとなっていたことにかんがみ、我が国の2008会計年度から3か年度、在日米軍従業員に対する基本給等の支払に要する経費及び在日米軍が公用のため調達する電気、ガス等の支払に要する経費を、また本特別協定が効力を生じた日以降2011年3月末まで、我が国の要請に基づき、在日米軍が訓練を移転する場合の追加的に必要となる経費を、引き続き我が国が負担するとともに、米国がこれらの経費の節約に一層努めること等について規定するものである。

委員会においては、前協定が失効したことによる影響、協定の有効期間を3年間とした理由、諸外国と比較して我が国の米軍駐留経費負担が突出して高い理由、米軍基地内での労働法制の遵守、光熱水料等の非効率な支

出を見直す必要性、米国による節約努力の具体的成果、今後の米軍駐留経費負担の包括的見直し協議における政府方針等について質疑が行われ、討論の後、賛成少数により承認すべきものでないと決定された。

なお、2008年4月25日、本件は、本会議において、賛成100、反対127にて承認すべきものでないと決定された後、両院協議会が開かれたものの成案を得ず、憲法第61条の規定により衆議院の議決(承認)が国会の議決となった。

**二国間における刑事共助の推進** 刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約(日・中刑事共助条約)は、一方の締約国が他方の締約国の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続について、この条約の規定に従って共助を実施すること、そのための枠組みとして中央当局を指定し、相互の連絡を直接行うこと等について定めるものである。

委員会においては、今後の刑事共助条約の締結方針、双罰性など共助実施の要件等について質疑が行われ、全会一致をもって承認された。

**経済連携の強化、二国間における投資の促進** 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定(日・ブルネイ経済連携協定)は、両国間において、物品及びサービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、エネルギーの安定供給に資する枠組みを構築するなどの協力を促進すること等について定めるものである。

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(日・インドネシア経済連携協定)は、両国間において、物品及び

サービスの貿易の自由化及び円滑化を進め、投資の機会を増大させ、エネルギー及び鉱物資源の安定供給に資する枠組みを構築し、知的財産の保護を確保するなどの協力を促進すること等について定めるものである。

委員会においては、ASEANに対する我が国の経済連携協定政策の比較優位性、経済連携協定が我が国農業に与える影響、外国人看護師及び介護福祉士の受入れ態勢と労働条件悪化の懸念等について質疑が行われ、日・ブルネイ経済連携協定は全会一致をもって、日・インドネシア経済連携協定は多数をもって、それぞれ承認された。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定及び投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定は、いずれも投資の許可段階における内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与、並びに輸出要求、現地調達要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止を規定するとともに、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等について定めるものである。

委員会においては、二国間投資協定締結の意義、メコン地域開発に関する戦略的考え方、二国間投資協定締結を通じた資源外交の在り方等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって承認された。

**電気通信及び経済活動における国際協力の推進** 全権委員会議(千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ)において改正された国際電気通信連合憲章(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千六年アンタルヤ)において採択された改正)及び全権

委員会議(千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ)において改正された国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千六年アンタルヤ)において採択された改正)は、国際電気通信連合の財政基盤を強化し、民間事業者の参加を促進しようとするものである。

委員会においては、全会一致をもって承認された。

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千八年一月二十二日に作成された確認書は、WTO協定に含まれる我が国の譲許表に関し、医薬品関連の関税撤廃の対象産品の見直しに伴う修正及び訂正を確認するものである。

委員会においては、趣旨説明を聴取したが質疑を行うことなく衆議院送付から30日が経過し、6月12日、衆議院から、憲法第61条の規定により衆議院の議決(承認)が国会の議決となった旨の通知書を受領した。

**社会保障における二国間協力の推進** 社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定及び社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定は、いずれも人的交流に伴って生ずる年金制度、医療保険制度等への二重加入等の問題の解決を図ることを目的とするものであり、二国間で、それぞれ、年金制度、医療保険制度等について適用の調整を行うこと並びに保険期間の通算による年金の給付を受ける権利を確立すること等を定めるものである。

委員会においては、趣旨説明を聴取したが質疑を行うことなく衆議院送付から30日が経過し、6月12日、衆議院から、憲法第61条の

規定により衆議院の議決(いずれも承認)が国会の議決となった旨の通知書を受領した。

**外交実施体制の整備** 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、在青島及び在ナッシュビルの各日本国総領事館を新設すること、在マカッサル日本国総領事館を廃止すること、既設の在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等について定めるものである。

委員会においては、外務省における国際協力経験者の積極的採用、コンパクト公館の設置方針、在勤基本手当及び子女教育手当の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって原案どおり可決された。なお、在外公館の戦略的な増強・整備等の8項目から成る附帯決議を行った。

〔国政調査等〕

2月26日、海上自衛隊護衛艦あたごと漁船清徳丸の衝突事案に関する件について石破防衛大臣及び政府参考人から報告を聴取し、2月28日、同事案について質疑を行った。

3月27日、委員長から証人守屋武昌君告発後の経過について、東京地方検察庁より1月22日に議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律違反の罪で起訴したとの通知があった旨の報告があった。また、外交の基本方針について高村外務大臣から、国の防衛の基本方針について石破防衛大臣から、それぞれ所信を聴取した。そのほか、予算委員会から委嘱された平成20年度外務省予算・防衛省予算等の審査を行い、質疑を行った。

4月8日、外交の基本方針及び国の防衛の基本方針について質疑を行った。

前国会より防衛装備品の調達に関し、防衛関連商社等による代金の水増し請求疑惑、前防衛事務次官の接待疑惑等が問題となったことを踏まえ、5月22日、これら防衛省問題に関する件について証人前株式会社日本ミライズ代表取締役社長宮崎元伸君に対し尋問を

行った。

6月20日、昨年12月より実施した外交防衛委員会における平成18年度防衛調達(一般輸入・中央調達分)に係る外国メ-カ-に対する調査結果について委員長から報告があった。

## (2) 委員会経過

平成20年2月26日(火)(第1回)

- 外交、防衛等に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 海上自衛隊護衛艦あたごと漁船清徳丸の衝突事案に関する件について石破防衛大臣及び政府参考人から報告を聴いた。

平成20年2月28日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 海上自衛隊護衛艦あたごと漁船清徳丸の衝突事案に関する件について石破防衛大臣、松島国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

犬塚直史君(民主)、浅尾慶一郎君(民主)、佐藤昭郎君(自民)、浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、山内徳信君(社民)

平成20年3月27日(木)(第3回)

- 証人守屋武昌君告発後の経過について委員長から報告があった。
- 外交の基本方針に関する件について高村外務大臣から所信を聴いた。
- 国の防衛の基本方針に関する件について石破防衛大臣から所信を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成二十年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成二十年度政府関係機関予算(衆議院送付)(外務省所管、防衛省所管及び独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門)について高村外務大臣及び石破防衛大臣から説明を聴いた後、高村外務大臣、石破防衛大臣、木村外

務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

徳永久志君(民主)、牧山ひろえ君(民主)、井上哲士君(共産)、山内徳信君(社民)  
本委員会における委嘱審査は終了した。

平成20年4月8日(火)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 外交の基本方針に関する件及び国の防衛の基本方針に関する件について高村外務大臣、石破防衛大臣、木村外務副大臣、並木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤田幸久君(民主)、犬塚直史君(民主)、佐藤正久君(自民)、浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、山内徳信君(社民)  
平成20年4月10日(木)(第5回)

- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年4月17日(木)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間

の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について高村外務大臣、石破防衛大臣、木村外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

喜納昌吉君（民主）、山口那津男君（公明）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

平成20年4月22日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について高村外務大臣、石破防衛大臣、木村外務副大臣、小泉財務大臣政務官、伊藤厚生労働大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

浅尾慶一郎君（民主）、犬塚直史君（民主）、白眞勲君（民主）、徳永久志君（民主）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

平成20年4月24日（木）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第1号）（衆議院送付）について石破防衛大臣、高村外務大臣、木村外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、承認すべきものでないと議決した。

〔質疑者〕

藤田幸久君（民主）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

（閣条第1号）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

平成20年5月8日（木）（第9回）

- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年5月13日（火）（第10回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第31号）（衆議院送付）について高村外務大臣、木村外務副大臣、寺田防衛大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

牧山ひろえ君（民主）、谷岡郁子君（民主）、浜田昌良君（公明）、井上哲士君（共産）、山内徳信君（社民）

（閣法第31号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第168回国会閣条第1号）（衆議院送付）  
刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第10号）（衆議院送付）  
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第168回国会閣条第2号）（衆議院送付）  
以上3件について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。  
平成20年5月15日（木）（第11回）
- 外交、防衛等に関する調査のうち、防衛省問題に関する件について前株式会社日本ミライズ代表取締役社長宮崎元伸君を証人として出頭を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第168回国会閣条第1号）（衆議院送付）

議院送付)

刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件(閣条第10号)(衆議院送付)

経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第168回国会閣条第2号)(衆議院送付)

以上3件について高村外務大臣、石破防衛大臣、木村外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

犬塚直史君(民主)、佐藤正久君(自民)、山口那津男君(公明)、井上哲士君(共産)、近藤正道君(社民)

(第168回国会閣条第1号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

(閣条第10号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

(第168回国会閣条第2号)

賛成会派 民主、自民、公明  
反対会派 共産、社民

- 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第168回国会閣条第3号)(衆議院送付)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)(衆議院送付)

全権委員会議(千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ)において改正された国際電気通信連合憲章(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千六年アンタルヤ)において採択された改正)及び全権委員会議(千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ)において改正された国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委

員会議(二千六年アンタルヤ)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)(衆議院送付)

以上3件について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年5月20日(火)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第168回国会閣条第3号)(衆議院送付)

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)(衆議院送付)

全権委員会議(千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ)において改正された国際電気通信連合憲章(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千六年アンタルヤ)において採択された改正)及び全権委員会議(千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ)において改正された国際電気通信連合条約(千九百九十二年ジュネーブ)を改正する文書(全権委員会議(二千六年アンタルヤ)において採択された改正)の締結について承認を求めるの件(閣条第6号)(衆議院送付)

以上3件について高村外務大臣、石破防衛大臣、江渡防衛副大臣、小池外務大臣政務官、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。

〔質疑者〕

佐藤公治君(民主)、風間直樹君(民主)、浜田昌良君(公明)、井上哲士君(共産)、山内徳信君(社民)

(第168回国会閣条第3号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

(閣条第2号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

(閣条第6号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

- 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千八年一月二十二日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(閣条第3号)(衆議院送付)  
社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第8号)(衆議院送付)  
社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第9号)(衆議院送付)  
以上3件について高村外務大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年5月22日(木)(第13回)

- 防衛省問題に関する件について証人から証言を聴いた。

〔証人〕

前株式会社日本ミライズ代表取締役社長  
宮崎元伸君

〔尋問者〕

北澤俊美君(総括尋問)、浅尾慶一郎君(民主)、藤田幸久君(民主)、井上哲士君(共産)、山内徳信君(社民)

平成20年6月20日(金)(第14回)

- 請願第2669号外9件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第34号外42件を審査した。
- 外交、防衛等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。



# 財政金融委員会

## 委員一覧（25名）

委員長	峰崎 直樹（民主）	富岡 由紀夫（民主）	田中 直紀（自民）
理事	大久保 勉（民主）	中村 哲治（民主）	中山 恭子（自民）
理事	辻 泰弘（民主）	平田 健二（民主）	林 芳正（自民）
理事	円 より子（民主）	牧山 ひろえ（民主）	森 まさこ（自民）
理事	愛知 治郎（自民）	水戸 将史（民主）	荒木 清寛（公明）
理事	田村 耕太郎（自民）	横峯 良郎（民主）	白浜 一良（公明）
	尾立 源幸（民主）	尾辻 秀久（自民）	大門 実紀史（共産）
	大塚 耕平（民主）	小泉 昭男（自民）	
	川崎 稔（民主）	椎名 一保（自民）	

（20.3.25 現在）

## （1）審議概観

第169回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出7件、本院議員提出5件及び衆議院提出1件（財務金融委員長）の合計13件であった。

内閣提出7件のうち、4件は可決し、1件は否決した。なお、否決した1件については、憲法第59条第2項の規定により、衆議院が再可決した。また、2件については、憲法第59条第4項の規定により、衆議院において参議院が否決したものとみなす議決を行い、憲法第59条第2項の規定により、衆議院が再可決した。

本院議員提出1件及び衆議院提出1件はいずれも可決した。

また、本委員会付託の請願34種類1,320件は、いずれも保留とした。

### 〔法律案の審査〕

**つなぎ法の制定** 所得税法等の一部を改正する法律案（閣法）の法律としての施行が平成20年4月1日後になる場合に備え、その際の国民生活等の混乱を回避するため、同年3月31日に適用期限の到来する租税特別措置のうち、納税義務の成立時期等に照らしてそ

の期限を延長する必要性が認められるものの一部について、その期限を暫定的に同年5月31日まで延長する国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案が提出され、提出者衆議院財務金融委員長から趣旨説明を聴取した後、多数をもって可決された。

**財政・税制・道路特定財源関連** 内閣から、20兆1,360億円の特例公債の発行を可能とする平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案（特例公債法案）、公益法人制度改革に対応する税制措置、金融・証券税制の見直し、道路特定財源の暫定税率の延長等の平成20年度税制改正を行う所得税法等の一部を改正する法律案（所得税法等改正案）、及び揮発油税等の税収を道路整備費に充てる措置を平成20年度以降10年間延長する等のほか、地方道路整備臨時貸付金制度の創設等の措置を講ずる道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案（道路財源特例法案）の3法律案が提出された。

また、本院議員から、道路特定財源の暫定

税率の廃止、道路特定財源の一般財源化等  
を内容とする揮発油税等の税率の特例の廃  
止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地  
方公共団体の一般財源の確保のための関係  
法律の一部を改正する等の法律案、平成20  
年3月31日に期限を迎える租税特別措置のう  
ち、年度内に成立しないことが国民生活の安  
定を即座に脅かす事項等について措置する  
租税特別措置法の一部を改正する法律案、  
内閣提出の所得税法等改正案の中から道路  
特定財源の暫定税率及び年度内に成立しな  
いことが国民生活の安定を即座に脅かす事  
項等を除いた所得税法等の一部を改正する  
法律案、暫定税率の廃止に伴う税額の差額  
相当額の調整措置を講ずる揮発油税等の税  
率の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関  
する法律案、租税特別措置の適用実態を明  
らかにする仕組みを整備し、その整理合理化  
を推進することを目的とする租税特別措置の  
整理及び合理化を推進するための適用実態  
調査及び正当性の検証等に関する法律案  
(租特透明化法案)の5法律案が提出された。

委員会では、内閣提出の道路財源特例法  
案を除く上記7法律案を一括して議題として、  
福岡県に委員派遣を行ったほか、参考人から  
意見を聴取するとともに、暫定税率が長期間  
継続していることの是非、暫定税率廃止によ  
る2.6兆円の歳入不足が国及び地方財政に与  
える影響、財政投融资特別会計の金利変動  
準備金の活用、租特透明化法についての財  
務大臣の所見等について質疑が行われた。こ  
のうち、内閣提出の特例公債法案及び所得  
税法等改正案は、いずれも衆議院において  
憲法第59条第4項に基づき、参議院が否決し  
たものとみなす議決を行った後、憲法第59条  
第2項に基づき、出席議員の3分の2以上の

多数をもって再可決された。また、租特透明  
化法案は、討論の後、多数をもって可決され  
た。

道路財源特例法案については、国土交通  
委員会と連合審査会を開催し、政府・与党決  
定による道路特定財源一般財源化の方針と  
本法律案との整合性、道路特定財源を一般  
財源化した後の道路整備の在り方、道路関係  
支出の無駄を省くための具体的方策、道路関  
係公益法人改革の内容等について質疑が行  
われ、討論の後、賛成少数により否決された。  
なお、同法案は、衆議院において出席議員の  
3分の2以上の多数をもって再可決された。

**金融商品取引法の改正** 我が国金融・資本  
市場の競争力の強化を図るため、金融に関  
する知識を有する特定の投資家に参加者  
を限定した市場(いわゆるプロ向け市場)を  
創設するとともに、投資信託商品の多様  
化、金融商品取引業者に係る兼職規制の  
撤廃等を行うほか、課徴金について算定方  
法及び対象範囲を見直す等の措置を講ず  
る金融商品取引法等の一部を改正する法律  
案が提出された。

委員会では、参考人から意見を聴取すると  
ともに、東京市場の国際競争力が低迷してい  
る理由、プロ向け市場における開示規制の具  
体的要件、ファイアウォール規制を緩和す  
ることの是非、課徴金の金額水準の妥当性  
とその抑止効果等について質疑が行われ、  
討論の後、多数をもって可決された。なお、  
附帯決議が付された。

**その他** 関税率等の改正、国際競争力強化  
のための通関手続の特例措置の拡充等を行  
う関税定率法等の一部を改正する法律案、  
電算システムによる輸出入等関連業務を一  
体的に処理できるように措置するとともに、  
これを運

営する独立行政法人通関情報処理センターを特殊会社として民営化する等の改正を行う電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案が、いずれも多数をもって可決された。なお、それぞれに附帯決議が付された。

このほか、国際開発協会（IDA）の第15次増資に伴い、我が国が追加出資を行うことを政府に対して授權する規定を追加する国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案が全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

#### 〔国政調査等〕

3月25日、財政政策等の基本施策について額賀財務大臣から、金融行政について渡辺内閣府特命担当大臣からそれぞれ所信を聴取した。

これに対し、3月27日、サブプライムローン問題に端を発する国際的な経済や金融情勢についての認識、低金利政策の副作用と金利正常化の必要性、政府の保有する金融資産の運用方法の多様化の是非、租税特別措置の期限が切れた場合の経済に与える影響等について質疑を行った。

3月27日、予算委員会から委嘱された平成20年度財務省予算等の審査を行い、出資金及び貸付金の範囲を予算総則へ明示することについての見解、基礎年金国庫負担割合の引上げへの対応方針、多重債務者の相談

窓口整備・強化の現状、金融機能強化法の適用実績に関する金融庁の評価等について質疑を行った。

4月13日～14日、本委員会に付託されている平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案外6案の審査に資するため、福岡県に委員派遣を行った。

4月18日、前記委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

5月22日、日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書（平成19年12月11日提出）について、白川日本銀行総裁より説明を聴取し、5月27日、上記報告書に関し、日銀の独立性確保に向けた日銀総裁の見解、日銀におけるコーポレートガバナンスの在り方、今後の金融政策の方向性についての基本スタンス、日銀が長期国債の買入れを継続している意図等について質疑を行った。

6月3日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告（平成19年12月11日提出）について、渡辺内閣府特命担当大臣から説明を聴取した後、4年間の業務実績に対する預金保険機構理事長の評価、整理回収機構に対する預金保険機構の具体的な指導内容、破産手続を利用した事業再生における整理回収機構の関与の在り方、ヤミ金融の取締り状況等について質疑を行った。

## （２）委員会経過

- 平成20年3月25日（火）（第1回）
- 財政及び金融等に関する調査を行うことを決定した。
- 財政政策等の基本施策に関する件について額賀財務大臣から所信を聴いた。

- 金融行政に関する件について渡辺内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 平成20年3月27日（木）（第2回）
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。

- 財政政策等の基本施策に関する件及び金融行政に関する件について額賀財務大臣、渡辺内閣府特命担当大臣、山本内閣府副大臣、金子国土交通大臣政務官、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本銀行副総裁白川方明君、同銀行副総裁西村清彦君及び同銀行理事山口廣秀君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

円より子君（民主）、大久保勉君（民主）、田村耕太郎君（自民）、荒木清寛君（公明）、大門実紀史君（共産）

- 平成二十年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成二十年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成二十年度政府関係機関予算（衆議院送付）（内閣府所管（金融庁）、財務省所管、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫）について額賀財務大臣及び渡辺内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、額賀財務大臣、渡辺内閣府特命担当大臣、遠藤財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

辻泰弘君（民主）、森まさこ君（自民）、白浜一良君（公明）、大門実紀史君（共産）  
本委員会における委嘱審査は終了した。

- 関税込率法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について額賀財務大臣から趣旨説明を聴いた。  
平成20年3月31日（月）（第3回）
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 関税込率法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について額賀財務大臣、渡辺内閣府特命担当大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

大塚耕平君（民主）、大門実紀史君（共産）  
（閣法第8号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法の一部を改正する法律案（衆第8号）（衆議院提出）について提出者衆議院財務金

融委員長原田義昭君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

（衆第8号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産

平成20年4月8日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第18号）（衆議院送付）について額賀財務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、新藤経済産業副大臣、松島国土交通副大臣、遠藤財務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

尾立源幸君（民主）、大門実紀史君（共産）

（閣法第18号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第2号）（衆議院送付）  
所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）（衆議院送付）  
以上両案について額賀財務大臣から趣旨説明を聴き、  
揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案（参第1号）  
所得税法等の一部を改正する法律案（参第2号）  
租税特別措置法の一部を改正する法律案（参第3号）  
以上3案について発議者参議院議員直嶋正行君から趣旨説明を聴き、  
揮発油税等の税率の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案（参第8号）について発議者参議院議員尾立源幸君から趣旨説明を聴き、  
租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案（参第9号）について発議者参議院

議員大久保勉君から趣旨説明を聞いた。

平成20年4月10日(木)(第5回)

- 平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)  
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)  
揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案(参第1号)  
所得税法等の一部を改正する法律案(参第2号)  
租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第3号)  
揮発油税等の税率の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案(参第8号)  
租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(参第9号)  
以上7案審査のため委員派遣を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)  
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)  
揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案(参第1号)  
所得税法等の一部を改正する法律案(参第2号)  
租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第3号)  
揮発油税等の税率の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案(参第8号)  
租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(参第9号)  
以上7案について発議者参議院議員大塚耕平君、同尾立源幸君、額賀財務大臣、渡辺内閣府特命担当大臣、平井国土交通副大臣、新藤

経済産業副大臣、政府参考人、参議院事務局当局、会計検査院当局、衆議院事務局当局及び参考人日本銀行副総裁西村清彦君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

辻泰弘君(民主)、大久保勉君(民主)、富岡由紀夫君(民主)、脇雅史君(自民)、森まさこ君(自民)、荒木清寛君(公明)、大門実紀史君(共産)

平成20年4月15日(火)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)  
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)  
揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案(参第1号)  
所得税法等の一部を改正する法律案(参第2号)  
租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第3号)  
揮発油税等の税率の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案(参第8号)  
租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(参第9号)  
以上7案について発議者参議院議員大塚耕平君、同尾立源幸君、額賀財務大臣、渡辺内閣府特命担当大臣、平井国土交通副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行総裁白川方明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

水戸将史君(民主)、富岡由紀夫君(民主)、大久保勉君(民主)、西田昌司君(自民)、石井みどり君(自民)、坂本由紀子君(自民)、白浜一良君(公明)、大門実紀史君(共産)

平成20年4月18日(金)(第7回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十年度における公債の発行の特例に関

する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)  
所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案(参第1号)

所得税法等の一部を改正する法律案(参第2号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第3号)

揮発油税等の税率の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案(参第8号)

租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(参第9号)

以上7案について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

中央大学法科大学院教授 森信茂樹君

東洋大学経済学部教授 高橋洋一君

一橋大学大学院法学研究科法務専攻教授

水野忠恒君

慶應義塾大学経済学部准教授 土居丈朗君

〔質疑者〕

富岡由紀夫君(民主)、田村耕太郎君(自

民)、荒木清寛君(公明)、大門実紀史君(共

産)

- 派遣委員から報告を聞いた。

平成20年4月22日(火)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案(閣法第2号)(衆議院送付)

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第3号)(衆議院送付)

揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案(参第1号)

所得税法等の一部を改正する法律案(参第2号)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(参第3号)

揮発油税等の税率の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案(参第8号)

租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(参第9号)

以上7案について発議者参議院議員大塚耕平君、同尾立源幸君、額賀財務大臣、渡辺内閣府特命担当大臣、平井国土交通副大臣、遠藤財務副大臣、政府参考人及び会計検査院当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大久保勉君(民主)、横峯良郎君(民主)

富岡由紀夫君(民主)、藤末健三君(民主)

丸川珠代君(自民)、磯崎陽輔君(自民)

荒木清寛君(公明)、大門実紀史君(共産)

- 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について国土交通委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾することを決定した後、連合審査会における政府参考人の出席要求の件及び参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。

平成20年4月23日(水)

財政金融委員会、国土交通委員会連合審査会(第1回)

- 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聞いた。

平成20年4月24日(木)

財政金融委員会、国土交通委員会連合審査会(第2回)

- 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について額賀財務大臣、冬柴国土交通大臣及び平井国土交通副大臣に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

辻泰弘君(民主)、長浜博行君(民主)、長

谷川大紋君(自民)、鰐淵洋子君(公明)

大門実紀史君(共産)、淵上貞雄君(社民)

平成20年5月9日(金)

財政金融委員会、国土交通委員会連合審査会  
(第3回)

- 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について福田内閣総理大臣、冬柴国土交通大臣、額賀財務大臣、平井国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

・質疑

〔質疑者〕

辻泰弘君(民主) 室井邦彦君(民主) 森まさこ君(自民) 荒木清寛君(公明) 大門実紀史君(共産) 淵上貞雄君(社民)

- ・内閣総理大臣に対する質疑

〔質疑者〕

円より子君(民主) 藤本祐司君(民主) 田村耕太郎君(自民) 白浜一良君(公明) 大門実紀史君(共産) 淵上貞雄君(社民)  
本連合審査会は今回をもって終了した。

-----  
平成20年5月9日(金)(第9回)

- 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について討論の後、否決した。

(閣法第4号)

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産

平成20年5月20日(火)(第10回)

- 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について額賀財務大臣から趣旨説明を聞いた。

平成20年5月22日(木)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第17号)(衆議院送付)について額賀財務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

辻泰弘君(民主) 大門実紀史君(共産)

(閣法第17号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

- 租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案(参第9号)について発議者参議院議員大塚耕平君、同尾立源幸君、額賀財務大臣、遠藤財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

富岡由紀夫君(民主) 森田高君(民主) 荒木清寛君(公明) 大門実紀史君(共産)

(参第9号)

賛成会派 民主、共産

反対会派 自民、公明

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について参考人日本銀行総裁白川方明君から説明を聞いた。

平成20年5月27日(火)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 日本銀行法第54条第1項の規定に基づく通貨及び金融の調節に関する報告書に関する件について渡辺内閣府特命担当大臣、平井国土交通副大臣、政府参考人、参考人日本銀行総裁白川方明君、同銀行理事水野創君、同銀行理事山本謙三君、同銀行理事山口廣秀君、独立行政法人都市再生機構理事長小野邦久君及び預金保険機構理事長永田俊一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

尾立源幸君(民主) 大久保勉君(民主) 川崎稔君(民主) 田村耕太郎君(自民) 白浜一良君(公明) 大門実紀史君(共産)

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第59号)(衆議院送付)について渡辺内閣府特命担当大臣から趣旨説明を聞いた。

平成20年5月29日(木)(第13回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律案(閣法第59号)(衆議院送付)について渡辺内閣府特命担当大臣、額賀財務大臣、山本内閣府

副大臣、河井法務副大臣、政府参考人及び参考人日本銀行理事山本謙三君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大久保勉君（民主）、大塚耕平君（民主）、水戸将史君（民主）、田村耕太郎君（自民）、荒木清寛君（公明）、大門実紀史君（共産）

また、同法律案について参考人の出席を求めるとを決定した。

平成20年6月3日（火）（第14回）

- 金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

株式会社東京証券取引所グループ取締役兼代表執行役社長 斉藤惇君

モルガン・スタンレー証券株式会社経済調査部長 ロバート・フェルドマン君

〔質疑者〕

川合孝典君（民主）、田村耕太郎君（自民）、荒木清寛君（公明）、大門実紀史君（共産）

- 政府参考人の出席を求めるとを決定した。
- 参考人の出席を求めるとを決定した。
- 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第5条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件について渡辺内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同件、預金保険機構の実績に関する件、整理回収機構の業務運営に関する件、ヤミ金融の取締りに関する件等について平井国土交通副大臣、政府参考人及び参考人預金保険機構理事長永田俊一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

富岡由紀夫君（民主）、尾立源幸君（民主）、大門実紀史君（共産）

平成20年6月5日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めるとを決定した。
- 参考人の出席を求めるとを決定した。
- 金融商品取引法等の一部を改正する法律案（閣法第59号）（衆議院送付）について渡辺内閣府特命担当大臣、佐藤総務副大臣、政府参考

人、参考人日本放送協会理事八幡恒二君、株式会社整理回収機構代表取締役社長奥野善彦君及び預金保険機構理事長永田俊一君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

横峯良郎君（民主）、尾立源幸君（民主）、田村耕太郎君（自民）、大門実紀史君（共産）

（閣法第59号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

平成20年6月20日（金）（第16回）

- 請願第106号外1,319件を審査した。
- 財政及び金融等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

## 委員派遣

平成20年4月13日（日）、14日（月）

- 平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案（閣法第2号）、所得税法等の一部を改正する法律案（閣法第3号）、揮発油税等の税率の特例の廃止、道路特定財源諸税の一般財源化及び地方公共団体の一般財源の確保のための関係法律の一部を改正する等の法律案（参第1号）、所得税法等の一部を改正する法律案（参第2号）、租税特別措置法の一部を改正する法律案（参第3号）、揮発油税等の税率の特例の廃止に伴う調整措置の実施に関する法律案（参第8号）及び租税特別措置の整理及び合理化を推進するための適用実態調査及び正当性の検証等に関する法律案（参第9号）の審査に資するため

〔派遣地〕

福岡県

〔派遣委員〕

峰崎直樹君（民主）、大久保勉君（民主）、辻泰弘君（民主）、円より子君（民主）、愛知治郎君（自民）、田村耕太郎君（自民）、大塚耕平君（民主）、川崎稔君（民主）、田中直紀君（自民）、森まさこ君（自民）、荒木清寛君（公明）、仁比聡平君（共産）



# 文 教 科 学 委 員 会

## 委員一覧（20名）

委員長	関口 昌一（自民）	亀井 郁夫（民主）	中曽根 弘文（自民）
理事	佐藤 泰介（民主）	川崎 稔（民主）	西田 昌司（自民）
理事	林 久美子（民主）	木俣 佳丈（民主）	山谷 えり子（自民）
理事	坂本 由紀子（自民）	谷岡 郁子（民主）	義家 弘介（自民）
理事	水落 敏栄（自民）	西岡 武夫（民主）	浮島 とも子（公明）
	大島 九州男（民主）	広田 一（民主）	浜四津 敏子（公明）
	加賀谷 健（民主）	藤谷 光信（民主）	(20.3.18 現在)

### （ 1 ） 審 議 概 観

第169回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件、本院議員提出1件及び衆議院提出1件(文部科学委員長)の合計6件であり、いずれも可決したほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会付託の請願36種類149件のうち、2種類19件を採択した。

#### 〔 法律案の審査 〕

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会において、主幹教諭の役割と定数加配措置の効果、教員給与の在り方、更なる定数改善と教育予算拡充の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案は、委員会において、放射性廃棄物の処分費用と資金管理の在り方、日本原子力研究開発機構が埋設処分事業を担うこととした理由、埋設処分地の選定等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

社会教育法等の一部を改正する法律案

は、委員会において、家庭教育支援の在り方、図書館における司書配置の重要性、博物館登録制度見直しの必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

学校保健法等の一部を改正する法律案は、委員会において、学校安全対策における国、地方公共団体等の責務と具体的施策、衆議院における修正の背景と内容、食育の推進と栄養教諭の配置促進の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案は、委員会において、本法律案提出の経緯、義務教育関係事務の緊急移管制度の具体的な設計と導入の妥当性等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案は、委員会において、衆議院文部科学委員長より趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

#### 〔 国政調査等 〕

3月18日、文教科学行政の基本施策につ

いて渡海文部科学大臣から所信を、平成20年度文部科学省関係予算について池坊文部科学副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月25日、文教科学行政の基本施策について質疑を行い、中央教育審議会、教育再生懇談会及び次世代の教育を考える懇談会の関係、道徳教育の在り方、高校教育無償化の必要性、高等教育における公費負担の在り方、拡大教科書の普及に係る文部科学省の取組状況、教育振興基本計画策定が遅れている理由、学習指導要領改訂の方向性、学校の耐震化に対する財政支援拡充の必要性、教員免許更新制の運用についての検討状況、小学校における英語教育の在り方、学校給食における食材の安全性確保と食育推進に係る文部科学省の施策、アレルギー-疾患を持つ児童生徒に対する文部科学省の取組等の問題が取り上げられた。

3月27日、予算委員会から委嘱された平成20年度文部科学省予算の審査を行い、スクールソーシャルワーカーの意義及び期待される効果、農山漁村における生活体験活動の実施に向けた課題、教員免許状更新講習における修了認定基準の問題点、特別支援教育支援員配置の地域間格差解消の必要性、学校主催による靖国神社等の訪問を禁ずる旨の通知が失効していることの確認、幼児教育

の具体的取組及び幼小連携の推進、学校現場の事務負担軽減への取組、学校支援地域本部事業のねらいとコーディネーターの重要性、「英語が使える日本人」育成のための行動計画の達成状況と今後の施策等について質疑を行った。

6月5日、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について、委員長から趣旨説明を聴取した後、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。

また、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する決議の件を議題とし、同決議を行った。

#### 〔法律案の提出〕

6月5日、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。本法律案は、憲法に定める教育の機会均等の趣旨にのっとり、拡大教科書や点字教科書等を「教科用特定図書等」と位置付け、その普及促進等を図るとともに、児童生徒が障害などの特性の有無にかかわらず、十分な教育が受けられる学校教育を推進しようとするものである。

## (2) 委員会経過

平成20年3月18日(火)(第1回)

- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査を行うことを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について渡海文部科学大臣から所信を聴いた。
- 平成20年度文部科学省関係予算に関する件について池坊文部科学副大臣から説明を聴いた。

平成20年3月25日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 文教科学行政の基本施策に関する件について渡海文部科学大臣、池坊文部科学副大臣、長尾国立国会図書館長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

亀井郁夫君(民主)、谷岡郁子君(民主)

林久美子君（民主） 水落敏栄君（自民）  
義家弘介君（自民） 浜四津敏子君（公明）  
平成20年3月27日（木）（第3回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成二十年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成二十年度政府関係機関予算（衆議院送付）  
（文部科学省所管）について渡海文部科学大臣、池坊文部科学副大臣、長尾国立国会図書館長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

友近聡朗君（民主） 植松恵美子君（民主）  
衛藤晟一君（自民） 坂本由紀子君（自民）  
浮島とも子君（公明）

本委員会における委嘱審査は終了した。

- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について渡海文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年3月31日（月）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第19号）（衆議院送付）について渡海文部科学大臣、池坊文部科学副大臣、小泉財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

大島九州男君（民主） 佐藤泰介君（民主）  
西田昌司君（自民） 浜四津敏子君（公明）  
（閣法第19号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年5月22日（木）（第5回）

- 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について渡海文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。
- 財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案（参第11号）について発議者参議院議員佐藤泰介君から趣旨説明を聴いた。

平成20年5月27日（火）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）について渡海文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

大島九州男君（民主） 谷岡郁子君（民主）  
義家弘介君（自民） 山下栄一君（公明）

- 財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案（参第11号）について発議者参議院議員水岡俊一君、同鈴木寛君及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

西田昌司君（自民） 浮島とも子君（公明）

- 独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案（閣法第43号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第43号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 財政が破綻状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案（参第11号）を可決した。

（参第11号）

賛成会派 民主

反対会派 自民、公明

平成20年5月29日（木）（第7回）

- 社会教育法等の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について渡海文部科学大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年6月3日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 社会教育法等の一部を改正する法律案（閣法第51号）（衆議院送付）について渡海文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

植松恵美子君（民主） 水岡俊一君（民主）  
義家弘介君（自民） 浮島とも子君（公明）

（閣法第51号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年6月5日(木)(第9回)

- 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律案の草案について委員長から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。
- 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する決議を行った。
- 学校保健法等の一部を改正する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)について渡海文部科学大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員牧義夫君から説明を聴いた。

平成20年6月10日(火)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 学校保健法等の一部を改正する法律案(閣法第52号)(衆議院送付)について修正案提出者衆議院議員牧義夫君、渡海文部科学大臣、池坊文部科学副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

友近聡朗君(民主) 谷岡郁子君(民主)

林久美子君(民主) 西田昌司君(自民)

浜四津敏子君(公明)

(閣法第52号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案(衆第27号)(衆議院提出)について提出者衆議院文部科学委員長佐藤茂樹君から趣旨説明を聴いた後、可決した。

(衆第27号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

平成20年6月20日(金)(第11回)

- 請願第16号外18件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第1号外129件を審査した。
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### (3) 委員会決議

#### 障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する決議

政府及び関係者は、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、拡大教科書等の供給・普及の促進という国の責務を果たすためには、教科書発行者による拡大教科書等の発行が重要であることにかんがみ、その発行が一層促進されるよう、必要な措置を講ずること。
- 二、教科書発行者からの教科書のデジタルデータの提供については、その提供が円滑に行われるとともに、提供されたデジタルデータが適切に管理・活用されるよう、必要な支援措置を講ずること。
- 三、高等学校において障害のある生徒が使用する拡大教科書等の普及の在り方の検討に当たっては、拡大教科書等購入費の自己負担の軽減など必要な具体的支援について検討し、その結果に基づいて適切な措置を講ずること。
- 四、特別支援学校における就学援助の在り方の検討に当たっては、幼稚部及び高等部専攻科の支援策を含めて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 五、特別支援学校高等部専攻科において、いわゆる音声教科書購入費の自己負担の軽減が図られるよう、必要な措置を講ずること。

六、将来の教科書や教材のデジタル化に備え、すべての児童生徒が障害の有無や程度にかかわらず、快適に利用できる電子教科書や電子教材が開発されることとなるよう、継続的に調査研究を推進すること。

七、無償給与の実施に当たっては、障害のある児童及び生徒に対して、必要となる検定教科書及び教科用特定図書等が確実に給与されるよう、適切な措置を講ずること。

右決議する。

## 厚生労働委員会

### 委員一覧（25名）

委員長	岩本	司（民主）	風間	直樹（民主）	中村	博彦（自民）
理事	家西	悟（民主）	小林	正夫（民主）	西島	英利（自民）
理事	谷	博之（民主）	櫻井	充（民主）	南野	知恵子（自民）
理事	蓮	舩（民主）	中村	哲治（民主）	若林	正俊（自民）
理事	衛藤	晟一（自民）	森	ゆうこ（民主）	山本	博司（公明）
理事	渡辺	孝男（公明）	石井	準一（自民）	小池	晃（共産）
	足立	信也（民主）	石井	みどり（自民）	福島	みずほ（社民）
	大河原	雅子（民主）	岸	宏一（自民）		
	加賀谷	健（民主）	島尻	安伊子（自民）		

（20.3.18 現在）

### （1）審議概観

第169回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出4件、本院議員提出3件及び衆議院提出3件（うち厚生労働委員長3件）の合計10件であり、そのうち、内閣提出4件、本院議員提出1件及び衆議院提出3件を可決した。

また、本委員会付託の請願102種類1,469件のうち、11種類255件を採択した。

#### 〔法律案の審査〕

**新型インフルエンザ対策** 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案（閣法）は、新型インフルエンザの発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況にかんがみ、鳥インフルエンザ（H5N1）を二類感染症に追加するとともに、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合にそのまん延の防止が迅速に図られるよう、当該感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とするほか、新型インフルエンザにかかっている疑いのある者について感染防止のための施策を講ずる等所要の規定を整備しようとするものであり、衆議

院において、新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者について、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなすこと等の修正が行われた。

委員会においては、厚生労働大臣より趣旨説明を、修正案提出者より衆議院における修正部分の説明を聴取した後、新型インフルエンザ発生時の水際対策の重要性、感染症指定医療機関等の整備状況、プレパンデミックワクチン等の接種の在り方、新型インフルエンザに関する広報啓発の重要性等について質疑が行われ、採決の結果、全会一致をもって可決された。なお、本法律案に対し附帯決議が付された。

**介護サービス** 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案（閣法）は、介護サービス事業者の業務運営の適正化及び利用者に対する必要な介護サービスの提供の確保を図るため、介護サービス事業者に対し、介護保険法を遵守するための業務管理体制の整備及び事業廃止時等における利用者の保護を義務付ける等の措置を講じようとするものである。

介護従事者等の人材確保のための介護従

事者等の処遇改善に関する法律案(衆議院厚生労働委員長提出)は、介護を担う優れた人材の確保を図るため、平成21年4月1日までに、介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、立入検査等の指導監督の在り方、介護サービス事業者の事務負担への配慮、介護従事者等の処遇改善に向けた介護報酬引上げの必要性、介護保険制度における給付と負担の今後の在り方等について質疑を行い、「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案」について、参考人より意見を聴取した。質疑を終局し、採決の結果、いずれも全会一致をもって可決された。なお、「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案」に対し附帯決議が付された。

**後期高齢者医療制度** 後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案(参法)は、平成20年4月1日に実施された後期高齢者医療制度その他の「高齢者の医療の確保に関する法律」に定める諸制度等が、国民の高齢期における適切な医療を確保するものとなっていないこと等にかんがみ、政府が緊急に講ずべき措置として、「高齢者の医療の確保に関する法律」に定める諸制度を廃止するとともに、老人保健制度を再び導入する等のための措置及び医療に係る高齢者の負担を軽減する等のための措置について定めるものである。

委員会においては、後期高齢者医療制度の問題点、同制度を廃止し老人保健制度に

戻す理由、今後の医療保険制度の在り方、制度変更に伴う高齢者の保険料負担の変化、保険料の年金からの特別徴収の是非等について質疑を行うとともに、参考人より意見を聴取した。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって可決された。

**その他** 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法)は、戦没者の父母等に対して特別給付金を平成20年度以降も継続して支給しようとするものであり、衆議院において施行日を公布の日に変更、改正後の規定は平成20年4月1日から適用する旨の修正が行われた。

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法)は、駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況にかんがみ、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限を、それぞれ5年延長しようとするものである。

委員会においては、両法律案を便宜一括して審議し、「戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案」の衆議院修正部分を含め厚生労働大臣が趣旨説明を行い、戦没者の父母等に対する特別給付金の請求手続等を簡素化する方策、特別給付金制度等の周知の必要性、一般戦災者等に対する調査の在り方、駐留軍等関係離職者対策を5年間延長する理由、駐留軍等労働者労務管理機構の業務等の在り方、漁業離職者に対する支援体制等について質疑が行われ、採決の結果、いずれも全会一致をもって可決された。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法

律の一部を改正する法律案(衆議院厚生労働委員長提出)は、国外において被爆者健康手帳の交付を希望する者の実情にかんがみ、国内に居住地及び現在地を有しない者が国外において被爆者健康手帳の交付を申請することができるようにしようとするものである。

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案(衆議院厚生労働委員長提出)は、国によるハンセン病の患者に対する隔離政策に起因するハンセン病の患者であった者等の福祉の増進、名誉の回復等に関し現在もなお存在する問題の解決の促進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めようとするものである。

委員会においては、両法律案を便宜一括して議題とし、提出者衆議院厚生労働委員長より趣旨説明を聴取した後、いずれも全会一致をもって可決された。

なお、障害者等の経済的負担の軽減、障害福祉サービス等の円滑な提供の確保を主な内容とする障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律案(第168回国会参法)について、提出者より趣旨説明を聴取したが、審査未了となった。

#### 〔国政調査等〕

3月18日、厚生労働行政の基本施策について舛添厚生労働大臣から所信を、平成20年度厚生労働省関係予算について岸厚生労働副大臣から説明を、それぞれ聴取した。

3月27日、予算委員会から委嘱された平成20年度厚生労働省関係予算の審査を行い、土日も開庁して「ねんきん特別便」に関する相談に対応する必要性、介護労働者の低過ぎ

る賃金水準についての厚生労働大臣の所見、後期高齢者医療制度における資格証明書の発行についての厚生労働省の見解、原爆症認定に関する「新しい審査の方針」で新たに認定される人数及び20年度予算額、救急患者受入システム整備に関する消防庁の作業部会中間報告を受けた厚生労働省の対応、医療事故による死亡事例の原因究明等の調査を行う医療安全調査委員会設置の検討状況、産科医師不足に対し抜本的な対策を講ずる必要性、労働行政においてQCサークル等の小集団活動を労働時間として取り扱う必要性等について質疑を行った。

4月1日、厚生労働行政の基本施策に関し、年金記録2,025万件未説明は公約違反との認識の有無、基礎年金番号への統合が完了したと政府が答弁した927万人の年金記録の統合の現状、未統合の5,000万件の年金記録の名寄せ作業の経費と工程を検証する必要性、後期高齢者医療制度創設が各市町村等の国民健康保険財政に与える影響額を調査する必要性、後期高齢者医療制度創設に伴う移行手続を本人に行わせることの妥当性、低賃金をはじめとする介護労働者の劣悪な労働環境を改善する必要性、新型インフルエンザ対策における地方との連携及び迅速な対応の必要性、ヘリコプターを活用した巡回診療の現状及び今後の推進策、今後の輸入食品監視体制強化策及び食品安全行政の在り方についての厚生労働大臣の見解等について質疑を行った。

4月8日、不適正な年金の裁定の実態把握の状況、440万件の記録統合に係る年金支給額を把握していないことの問題性、歴代社会保険庁長官への責任追及の必要性、地方の国公立病院における医師確保策、食中毒が



疑われる事案の初動体制の在り方、脳科学研究の推進と治療等への応用、後期高齢者医療制度への移行に伴う保険料の変化に関する試算の妥当性等について質疑を行った。

4月10日、年金記録の訂正により受給権を得ることになった者の有無・人数、障害程度区分の廃止を含む障害者施策の在り方についての見解、妊婦健診の公費負担を拡充する必要性、フリーター・常用雇用化プランの実績、特定健診の対象から後期高齢者を除外することの妥当性、地方の公立病院における医師確保策等について質疑を行った。

4月15日、年金記録の保管状況等に関する実情調査のため、年金記録のセキュリティ倉庫を視察した。

4月17日、厚生年金旧台帳の管理・索出業務等の在り方、後期高齢者医療制度と国民健康保険の保険料比較、後期高齢者終末期相談支援料の算定要件と終末期医療の在り方、全国健康保険協会への社会保険庁職員の採用に当たり候補者を再度検証する必要性、「ねんきん特別便」の未送達者対策及び回答率引上げに向けた取組状況等について質疑を行った。

4月22日、75歳以上の高齢者医療について独立した制度を創設することの是非、一部の自治体において障害者の後期高齢者医療制度加入を医療費助成の条件としていることの問題性、医療制度改革による国民医療費削減の約半分を75歳以上が負担することとなることの問題性、新型インフルエンザ対策に係る十分な予算確保についての厚生労働大臣の見解、介護予防事業の実施状況及び改善策、終末期医療に関する厚生労働大臣の見解、地域医療確保等の観点から社会保険病院等を存続させる必要性等について質疑を行った。

4月24日、新型インフルエンザに係る停留先宿泊施設の必要見込数・確保策・補償の在り方、国民に新型インフルエンザ対策の情報を周知徹底するための方策、感染症患者の人権の尊重に関する厚生労働大臣の見解、特定危険部位が発見された米国産牛肉の輸入を全面的に禁止する必要性、日雇い派遣等を解消するため労働者派遣制度を見直す必要性等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

平成20年3月18日(火)(第1回)

- 社会保障及び労働問題等に関する調査を行うことを決定した。
  - 厚生労働行政の基本施策に関する件について舛添厚生労働大臣から所信を聴いた。
  - 平成20年度厚生労働省関係予算に関する件について岸厚生労働副大臣から説明を聴いた。
- 平成20年3月27日(木)(第2回)
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
  - 平成二十年度一般会計予算(衆議院送付)
  - 平成二十年度特別会計予算(衆議院送付)

平成二十年度政府関係機関予算(衆議院送付)(厚生労働省所管)について舛添厚生労働大臣、岸厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

櫻井充君(民主)、森ゆうこ君(民主)、山本博司君(公明)、渡辺孝男君(公明)、石井みどり君(自民)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

平成20年4月1日(火)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生労働行政の基本施策に関する件について舛添厚生労働大臣、佐藤総務副大臣、岸厚生労働副大臣、小泉財務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

蓮舫君（民主） 中村哲治君（民主） 足立信也君（民主） 中村博彦君（自民） 島尻安伊子君（自民） 渡辺孝男君（公明） 山本博司君（公明） 小池晃君（共産） 福島みずほ君（社民）

平成20年4月8日（火）（第4回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 不適正な年金裁定の実態把握に関する件、統合された年金記録の内容に関する件、歴代社会保険庁長官の責任に関する件、食の安全確保に関する件、脳科学研究の推進と治療等への応用に関する件、後期高齢者医療制度における保険料負担に関する件、地方における国立病院の医師確保に関する件等について舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

櫻井充君（民主） 津田弥太郎君（民主） 蓮舫君（民主） 石井準一君（自民） 渡辺孝男君（公明） 小池晃君（共産） 福島みずほ君（社民）

- 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）について舛添厚生労働大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴き、駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）について舛添厚生労働大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年4月10日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案（閣法第20号）（衆議院送付）駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）

平成20年4月10日（木）（第5回）

の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第21号）（衆議院送付）

以上両案について舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

蓮舫君（民主） 島尻安伊子君（自民） 山本博司君（公明） 小池晃君（共産） 福島みずほ君（社民）

（閣法第20号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

（閣法第21号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

- 年金記録問題におけるいわゆる無年金者への対応に関する件、障害者自立支援制度見直しに関する件、母子保健対策等次世代育成支援施策の推進に関する件、若年者及び不安定就労者の雇用対策に関する件、後期高齢者の健康診査に関する件、国立病院等における医師確保対策に関する件等について舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

森ゆうこ君（民主） 谷博之君（民主） 南野知恵子君（自民） 山本博司君（公明） 小池晃君（共産） 福島みずほ君（社民）

平成20年4月17日（木）（第6回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 厚生年金旧台帳の記録管理に関する件、後期高齢者医療制度における保険料負担等に関する件、終末期医療の在り方に関する件、全国健康保険協会の職員採用基準に関する件、ねんきん特別便の運用改善に関する件等について舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

風間直樹君（民主） 西島英利君（自民） 渡辺孝男君（公明） 小池晃君（共産） 福島みずほ君（社民）

平成20年4月22日（火）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 後期高齢者医療制度の在り方に関する件、後期高齢者医療制度における障害者の加入の取扱いに関する件、医療制度改革に伴う医療費削減に関する件、新型インフルエンザ対策に関する件、介護予防事業の在り方に関する件、終末期医療の在り方に関する件、社会保険病院等の整理合理化と地域医療の確保に関する件等について舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

津田弥太郎君(民主)、足立信也君(民主)、谷博之君(民主)、西島英利君(自民)、渡辺孝男君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

平成20年4月24日(木)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 新型インフルエンザ対策に関する件、感染症対策における人権の尊重に関する件、米国産輸入牛肉の安全性に関する件、労働者派遣制度の見直しに関する件等について舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

家西悟君(民主)、石井準一君(自民)、山本博司君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律案(閣法第32号)(衆議院送付)について舛添厚生労働大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員大村秀章君から説明を聴き、舛添厚生労働大臣、政府参考人及び参議院事務局当局に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

小林正夫君(民主)、中村哲治君(民主)、足立信也君(民主)、南野知恵子君(自民)、渡辺孝男君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

(閣法第32号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 障害者自立支援法及び児童福祉法の一部を改

正する法律案(第168回国会参第3号)について発議者参議院議員谷博之君から趣旨説明を聴いた。

平成20年5月8日(木)(第9回)

- 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案(閣法第67号)(衆議院送付)について舛添厚生労働大臣から趣旨説明を聴き、介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案(衆第16号)(衆議院提出)について提出者衆議院厚生労働委員長代理大村秀章君から趣旨説明を聴いた。

平成20年5月13日(火)(第10回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案(閣法第67号)(衆議院送付)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

千葉県介護福祉士会理事 松下やえ子君  
東京大学教授

社会保障審議会介護保険部会部会長代理  
岩村正彦君

日本介護福祉士会名誉会長

社会保障審議会介護給付費分科会委員 田中雅子君

東京介護福祉労働組合書記長 清沢聖子君

〔質疑者〕

大河原雅子君(民主)、石井みどり君(自民)、渡辺孝男君(公明)、小池晃君(共産)、福島みずほ君(社民)

平成20年5月15日(木)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案(閣法第67号)(衆議院送付)介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案(衆第16号)(衆議院提出)以上両案について提出者衆議院厚生労働委員長代理山井和則君、舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大河原雅子君(民主)、森ゆうこ君(民主)、石井準一君(自民)、衛藤晟一君(自民)

山本博司君（公明）、渡辺孝男君（公明）、  
小池晃君（共産）、福島みずほ君（社民）  
平成20年5月20日（火）（第12回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）  
介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案（衆第16号）（衆議院提出）

以上両案について舛添厚生労働大臣、宇野外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主）、谷博之君（民主）、  
石井みどり君（自民）、渡辺孝男君（公明）、  
山本博司君（公明）、小池晃君（共産）、  
福島みずほ君（社民）

（閣法第67号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

（衆第16号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

なお、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案（閣法第67号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

平成20年5月29日（木）（第13回）

- 後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案（参第17号）について発議者参議院議員直嶋正行君から趣旨説明を聴いた。

平成20年6月3日（火）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案（参第17号）について発議者参議院議員大塚耕平君、同櫻井充君、同福山哲郎君、同鈴木寛君、同自見庄三郎君、同小池晃君、同福島みずほ君、舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

小林正夫君（民主）、津田弥太郎君（民主）、

尾辻秀久君（自民）、西島英利君（自民）、  
磯崎陽輔君（自民）、山本博司君（公明）、  
渡辺孝男君（公明）、井上哲士君（共産）、  
近藤正道君（社民）

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

平成20年6月5日（木）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 後期高齢者医療制度の廃止等及び医療に係る高齢者の負担の軽減等のために緊急に講ずべき措置に関する法律案（参第17号）について次の参考人から意見を聴き、両参考人に対し質疑を行い、発議者参議院議員福山哲郎君、同大塚耕平君、同小池晃君、舛添厚生労働大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔参考人〕

茨城県医師会会長 原中勝征君

中央労福協会会長

「後期高齢者医療制度」を撤廃する会呼び掛け人 笹森清君

- ・参考人に対する質疑

〔質疑者〕

小林正夫君（民主）、小池晃君（共産）、  
福島みずほ君（社民）

- ・質疑

〔質疑者〕

風間直樹君（民主）、井上哲士君（共産）、  
近藤正道君（社民）

（参第17号）

賛成会派 民主、共産、社民

反対会派 なし

欠席会派 自民、公明

平成20年6月10日（火）（第16回）

- 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部を改正する法律案（衆第25号）（衆議院提出）

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律案（衆第29号）（衆議院提出）

以上両案について提出者衆議院厚生労働委員長茂木敏充君から趣旨説明を聴いた後、いずれも可決した。

（衆第25号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

(衆第29号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、社民  
反対会派 なし

平成20年6月20日(金)(第17回)

- 請願第18号外254件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第20号外1,213件を審査した。
- 社会保障及び労働問題等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

# 農林水産委員会

## 委員一覧（20名）

委員長	郡司 彰（民主）	金子 恵美（民主）	岩永 浩美（自民）
理事	主濱 了（民主）	亀井 亜紀子（民主）	牧野 たかお（自民）
理事	平野 達男（民主）	川崎 稔（民主）	山田 俊男（自民）
理事	加治屋 義人（自民）	芝 博一（民主）	澤 雄二（公明）
理事	野村 哲郎（自民）	藤原 良信（民主）	谷合 正明（公明）
	青木 愛（民主）	舟山 康江（民主）	紙 智子（共産）
	一川 保夫（民主）	市川 一郎（自民）	

（20.2.20 現在）

## （1）審議概観

第169回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願2種類19件は、いずれも保留とした。

### 〔法律案の審査〕

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案は、世界的な水産物の需要の増大等を背景に、水産加工原材料の供給事情がさらに悪化していること等にかんがみ、水産加工資金の融通を図るため、現行法の有効期限を5年間延長する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、水産加工資金を今後も存続させる意義と資金の利用促進策、新たな漁業経営安定対策の在り方と加入見通し等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案は、独立行政法人の整理合理化を推進するため、平成20年4月1日に独立行政法人緑資源機構法を廃止して同機構を解散するとともに、その業務の一部を独立行政法人森林総合研究所及び独立行政法人国際農林水産

業研究センターに承継させる等の措置を講じようとするものである。

委員会では、緑資源機構官製談合に係る林野庁の監督責任と再発防止に向けた取組、同機構廃止後の事業の在り方と国有林野事業特別会計見直しとの関係、今後の同機構の職員の処遇方針等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。なお、附帯決議が付された。

生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案は、生糸の輸入調整措置に基づき輸入生糸から徴収する調整金収入が激減し、これを財源とする蚕糸業振興事業の仕組みが有効に機能しなくなっていることにかんがみ、生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止しようとするものである。なお、衆議院において、施行期日を平成20年4月1日から公布の日に改める修正が行われた。

委員会では、蚕糸業の現状と今後の振興策、新たな蚕糸対策の具体的内容と養蚕農家への支援方法、生糸の新規用途拡大に向けた取組等について質疑が行われ、討論の後、本法律案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書の森林吸収目標を達成することの重要性にかんがみ、平成24年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、農林水産大臣による基本指針、都道府県知事による基本方針及び市町村による特定間伐等促進計画について定めるとともに、同計画に基づく特定間伐等の実施に要する経費に充てるため交付金を交付する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、間伐補助事業における採択要件緩和の必要性、美しい森林づくり基盤整備交付金の効果とその増額の必要性、森林整備等を目的とした環境税の創設等新たな税財源措置導入の必要性等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。なお、附帯決議が付された。

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案は、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギーの供給源の多様化の重要性にかんがみ、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するための措置を講ずることにより、農林漁業有機物資源の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保並びにバイオ燃料の生産の拡大を図ろうとするものである。

委員会では、食料・飼料生産とバイオ燃料生産の適切なバランスの確保に向けた取組、食料供給と競合しないセルロース系原材料からのバイオ燃料の製造に関する技術開発の重要性等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。なお、附帯決議が付され

た。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、平成19年以來の食品に関する事件の相次ぐ発生を背景に、食品についての安全性・信頼性の確保や品質管理の徹底に対する社会的要請が一層高まりを見せていることから、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するため、本法の適用期限を5年間延長する等の措置を講じようとするものである。

委員会では、ハサップ手法について消費者の認知度を高める必要性、食品産業における中小企業での導入促進策、食品製造事業者に対する義務化の在り方等について質疑が行われ、本法律案は、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定された。

〔国政調査等〕

2月20日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、配合飼料価格安定制度の抜本の見直しの必要性、飼料費上昇に伴う生産コスト増が小売価格に転嫁されない現状、民間団体による飲用乳価に係る交渉への政府関与の必要性、飼料用米の増産対策等について質疑を行うとともに、政府に対し、畜産物価格等に関する決議を行った。

3月18日、平成20年度の農林水産行政の基本施策について、若林農林水産大臣から所信を聴取し、3月25日、これに対し、世界的な穀物価格高騰の現状、各国による穀物等の輸出規制措置についてのWTO上の取扱い、米価下落の中で農地の流動化や生産の組織化を進める方策、中国製冷凍餃子問題を発端とした中国産野菜の大幅な輸入減少による影響と対策、間伐を促進するため林業の担い手対策を強化する必要性、明石海峡で発生

した油流出事故によるノリ被害への対応等について質疑を行った。

3月27日、予算委員会から委嘱された平成20年度農林水産省予算等の審査を行い、各都道府県が自主的に行うBSE全頭検査への国の対応方針、農林水産省の「食料の未来を描く戦略会議」設置のねらい、森林の管理・保全・整備における国の責任、IWC(国際捕鯨委員会)における商業捕鯨再開の展望等について質疑を行った。

4月8日、農林水産に関する調査を議題とし、政府に対し、南極海鯨類捕獲調査事業への妨害活動に対する非難及び調査事業の継続実施等に関する決議を行った。

4月10日、農林水産に関する調査を議題とし、米緊急対策において全国農業協同組合連合会が平成18年産米の販売残10万トン相当量を非主食用に処理することとした経緯、平成20年産米の生産調整達成に向けた取組、政府の米消費拡大対策等について質疑を行った。

5月13日、農林水産に関する調査を議題とし、世界的な食料価格高騰の要因、米国産輸入牛肉のせき柱混入が国内民間加工施設で確認されたことに対する国の責任、牛のヨネ病に対するリスク評価実施の必要性等について質疑を行った。なお、政府に対し、米国産輸入牛肉のせき柱混入問題に関する決議を行った。

5月20日、農林水産に関する調査を議題とし、地球温暖化が農林水産業に与える影響、特定危険部位混入にもかかわらず米国産牛肉輸入を全面停止しない理由、全国的な農地集積状況把握の必要性と効果的な支援策の在り方等について質疑を行った。

5月22日、農林水産に関する調査を議題と

し、ミニマム・アクセス米の入札予定価格設定の考え方、バイオ燃料原料と食料との競合を避けるとの我が国の考えを世界に発信する必要性、飼料価格高騰対策に対する要望等について質疑を行った。

5月27日、農林水産に関する調査を議題とし、ミニマム・アクセス米輸入の意義と輸入制度見直し、食料輸出国による輸出規制の発動に対し規律強化を求める必要性、総務省の勧告を踏まえた輸入食品検査の改善策等について質疑を行った。

6月5日、備蓄米及び新規需要米(飼料用米)等に関する実情調査のため、東京都及び山形県において、関東農政局東京農政事務所深川政府倉庫、株式会社平田牧場千本杉農場、遊佐町内飼料用米生産ほ場等を視察した。

6月10日、農林水産に関する調査を議題とし、食料自給率の向上に向けた農産物価格と生産費の差額補てんの必要性、米粉等に対する支援措置の拡充、畜産・酪農経営安定対策の在り方を見直す必要性等について質疑を行った。なお、政府に対し、国際的な食料の需給ひっ迫及び価格高騰問題への我が国の対応に関する決議を行った。



## ( 2 ) 委員会経過

平成20年2月20日(水)(第1回)

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について若林農林水産大臣、岩永農林水産副大臣、澤農林水産大臣政務官、伊藤厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

主濱了君(民主)、金子恵美君(民主)、舟山康江君(民主)、野村哲郎君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

- 畜産物価格等に関する決議を行った。  
平成20年3月18日(火)(第2回)
- 平成20年度の農林水産行政の基本施策に関する件について若林農林水産大臣から所信を聴いた。

平成20年3月25日(火)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成20年度の農林水産行政の基本施策に関する件について若林農林水産大臣、岩永農林水産副大臣、澤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

平野達男君(民主)、高橋千秋君(民主)、主濱了君(民主)、加治屋義人君(自民)、市川一朗君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

- 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第24号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年3月27日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第24号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣、並木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

主濱了君(民主)、藤原良信君(民主)、牧

野たかお君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

(閣法第24号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

- 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。
- 平成二十年度一般会計予算(衆議院送付)  
平成二十年度特別会計予算(衆議院送付)  
平成二十年度政府関係機関予算(衆議院送付)(農林水産省所管及び農林漁業金融公庫)について若林農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、岩永農林水産副大臣、澤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

平野達男君(民主)、主濱了君(民主)、舟山康江君(民主)、野村哲郎君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

本委員会における委嘱審査は終了した。

平成20年3月31日(月)(第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律案(閣法第22号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

亀井亜紀子君(民主)、金子恵美君(民主)、米長晴信君(民主)、紙智子君(共産)

(閣法第22号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年4月8日(火)(第6回)

- 生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 南極海鯨類捕獲調査事業への妨害活動に対す

る非難及び調査事業の継続実施等に関する決議を行った。

平成20年4月10日(木)(第7回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 生系の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律案(閣法第23号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

〔質疑者〕

青木愛君(民主)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

(閣法第23号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 共産

- 米緊急対策(平成19年10月29日)に関する件、全国農業協同組合連合会による平成18年産米の販売残10万トン相当量の非主食用(飼料)処理に関する件、平成20年産米の生産調整に関する件、米の消費拡大に向けた取組に関する件、飼料用米生産の取組に関する件、WTO交渉に関する件等について若林農林水産大臣、池坊文部科学副大臣、澤農林水産大臣政務官、政府参考人、参考人全国農業協同組合連合会代表理事理事長宮下弘君、同連合会常務理事米本博一君、全国農業協同組合中央会常務理事富士重夫君及び同中央会専務理事向井地純一君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

平野達男君(民主)、高橋千秋君(民主)、加治屋義人君(自民)、山田俊男君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

平成20年4月24日(木)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案(閣法第38号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

一川保夫君(民主)、金子恵美君(民主)、牧野たかお君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

平成20年5月8日(木)(第9回)

- 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案(閣法第38号)(衆議院送付)を可決した。

(閣法第38号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年5月13日(火)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中山間地域の農業政策に関する件、国際的な食料価格高騰問題に関する件、米国産輸入牛肉への特定危険部位混入問題に関する件、中国産冷凍餃子問題に関する件、牛のヨーネ病のリスク評価・管理に関する件、新たな漁業経営安定対策に関する件等について若林農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

一川保夫君(民主)、藤原良信君(民主)、山田俊男君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

- 米国産輸入牛肉のせき柱混入問題に関する決議を行った。

- 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案(閣法第41号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年5月20日(火)(第11回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化と食料安定供給に関する件、米国産牛肉輸入に関する件、自然体験学習の推進に関する件、農地の面的集積の推進に関する件、鳥インフルエンザ対策に関する件、食料価格高騰問題に関する件、ミニマムアクセス米に関する件等について若林農林水産大臣、澤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青木愛君(民主)、米長晴信君(民主)、牧野たかお君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

- 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案(閣法第41

号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣、加藤内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

高橋千秋君(民主)、舟山康江君(民主)、  
山田俊男君(自民)、谷合正明君(公明)、  
紙智子君(共産)

(閣法第41号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年5月22日(木)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- ミニマムアクセス米に関する件、バイオ燃料に関する件、食料自給率の向上に関する件、農地政策に関する件、飼料価格高騰対策に関する件、森林の環境整備に関する件、中山間地域の農業政策に関する件、輸入食品の検査体制に関する件等について若林農林水産大臣、岩永農林水産副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

平野達男君(民主)、加治屋義人君(自民)、  
谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

- 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第42号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣から趣旨説明を聞いた。
- 平成20年5月27日(火)(第13回)
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
  - 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第42号)(衆議院送付)について若林農林水産大臣、澤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

高橋千秋君(民主)、米長晴信君(民主)、  
野村哲郎君(自民)、谷合正明君(公明)、  
紙智子君(共産)

(閣法第42号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産  
反対会派 なし

- ミニマムアクセス米に関する件、食料自給率

の向上に関する件、WTO農業交渉に関する件、バイオ燃料に関する件、輸入食品の検査体制に関する件、林業の新生産システムに関する件、諫早湾干拓の中長期開門調査に関する件等について若林農林水産大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

青木愛君(民主)、亀井亜紀子君(民主)、  
市川一朗君(自民)、谷合正明君(公明)、  
紙智子君(共産)

平成20年6月10日(火)(第14回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- アフリカ開発会議及び若林農林水産大臣の欧州出張の結果について若林農林水産大臣から報告を聞いた。
- 国際的な食料価格高騰問題に関する件、食料自給率の向上に関する件、水田・畑作経営所得安定対策に関する件、農産物の輸出促進に関する件、米粉及び新規需要米に関する件、農地政策に関する件、農村政策に関する件、畜産・酪農経営安定対策に関する件等について若林農林水産大臣、岩永農林水産副大臣、澤農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

平野達男君(民主)、主濱了君(民主)、一川保夫君(民主)、山田俊男君(自民)、牧野たかお君(自民)、谷合正明君(公明)、紙智子君(共産)

- 国際的な食料の需給ひっ迫及び価格高騰問題への我が国の対応に関する決議を行った。
- 平成20年6月20日(金)(第15回)
- 請願第1033号外18件を審査した。
  - 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
  - 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### ( 3 ) 委員会決議

#### 畜産物価格等に関する決議

配合飼料価格の急激な高騰、W T O 農業交渉及び E P A 交渉の本格化など、我が国の畜産・酪農経営を取り巻く情勢は、極めて厳しいものがある。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成20年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 飼料や原油価格の高騰等による生産コストの急激な上昇やW T O 農業交渉、E P A 交渉の本格化等を踏まえ、自給率の向上と安全・安心な畜産物の安定供給を目指した生産者が意欲を持って取り組めるよう、畜産・酪農政策を確立すること。

二 配合飼料価格安定制度については、同制度による補てん金の支払が農家にとって重要な役割を果たしていることにかんがみ、通常補てん基金が財源の上で安定的に運営されるよう万全の措置を講ずること。

また、今後制度の見直しについても検討を行うこと。

三 加工原料乳生産者補給金単価については、生産者の努力が報われ、意欲を持って営農に取り組めるよう、飼料価格の高騰等を反映し、再生産の確保を図ることを旨として適正に決定すること。

また、加工原料乳限度数量については、バター及び脱脂粉乳の安定的な需給を確保する観点から、生乳の生産事情、牛乳・乳製品の需給動向等を踏まえて適正に決定すること。

さらに、生乳の需給安定を図るため、脱脂乳の需要開発、液状乳製品・チーズ向けの生乳の供給拡大、牛乳・乳製品の消費拡大等に努めること。

四 牛肉・豚肉の安定価格及び肉用子牛の保証基準価格等については、畜産農家の経営安定に資するよう、需給動向、価格の推移、飼料価格の高騰などに十分配慮し、再生産の確保を図ることを旨として適正に決定するとともに、肉用牛農家及び養豚農家の経営安定対策の充実・強化を図ること。

五 飼料の輸入依存体質を転換し、国産飼料に立脚した畜産・酪農を確立する観点から、青刈りとうもろこし等の高栄養飼料作物の生産拡大、エコフィード、未活用・低利用資源の利用拡大、稲発酵粗飼料や飼料用米の利用拡大及び水田・耕作放棄地への放牧等の耕畜連携を強力に推進すること。

六 家畜の生産性向上を図るため、乳量の増加や乳質の改善、出荷頭数の増加に向けた繁殖性向上対策や事故率低減のための家畜疾病対策を強化するとともに、効率的な飼養管理技術の普及を推進すること。

七 飼料価格の高騰に伴い、農家の生産性向上に向けた努力にもかかわらず、畜産物価格が上昇せざるを得ない状況について流通業者や消費者の理解が得られるよう、広報・啓発に努めるとともに、生産者団体や消費者団体の取組を支援すること。

八 山場を迎えたW T O 農業交渉やE P A 交渉に当たっては、平成18年12月に行った本委員会の「日豪E P A の交渉開始に関する決議」の趣旨を踏まえ、我が国の畜産・酪農が今後とも安定的に発展できるよう、適切な国境措置等の確保に向けて、確固たる決意をもって臨むこと。

右決議する。

## 南極海鯨類捕獲調査事業への妨害活動に対する非難 及び調査事業の継続実施等に関する決議

我が国が、南極海において国際捕鯨取締条約（IWC条約）第8条に基づき、加盟国の正当な権利として適法かつ科学的に実施している鯨類捕獲調査事業に対し、今調査期間中、反捕鯨団体であるシーシェパードなどが数次にわたり展開した国際法に反する極めて悪質で許し難い海賊行為ともいふべきテロ行為・犯罪行為を、本委員会は強く非難する。

一連のテロ行為・犯罪行為は、日本籍船に対する違法な侵入行為であり、また、警備乗船中の海上保安官並びに乗組員を負傷させ、更にIWC条約に基づき行っている鯨類捕獲調査事業に重大な被害を与えるなど、我が国の主権を著しく侵害するものであり、これに対し、日本政府は、厳正な処置を講ずべきである。

よって政府は、捕鯨問題に対しては、関係省庁一丸となり毅然たる姿勢をもって対処するとともに、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 我が国が行う鯨類資源の科学的な調査については、海上保安庁の警備体制の充実等妨害対策を強化するとともに、今回のようなテロ行為・犯罪行為が行われた場合には、我が国国内法に照らし厳正に処置すること。

また、その旨を国内外に明らかにすること。

二 かかるテロ行為・犯罪行為の再発を防止するため、今回の行為に関係した者に対し、豪州、オランダ及び米国をはじめ関係国政府がそれぞれの法規に基づき厳正に処置することを強く要請する等、最大限の努力を傾注すること。

三 我が国の南極海鯨類捕獲調査が鯨類の生態を明らかにする上で大きな役割を果たし、かつIWC科学委員会でも各国から高く評価されていることを踏まえ、南極海鯨類捕獲調査事業については、今後とも継続実施することとし、引き続き充実した鯨類捕獲調査が円滑に実施されるよう、国内外に対する的確な情報の提供を行うとともに、必要な財政措置を講じる等、その環境を整備すること。

右決議する。

## 米国産輸入牛肉のせき柱混入問題に関する決議

我が国は、平成15年12月に米国で初めて牛海綿状脳症（BSE）が確認されたことを受け、同国からの牛肉輸入を全面停止した。平成17年12月の輸入再開に当たっては、日米間の合意に基づき、特定危険部位が完全に除去され、かつ、20か月齢以下の牛由来の牛肉に限るとする輸入条件を設けるとともに、輸入条件に関する食品安全委員会の食品健康影響評価により、我が国のリスク管理機関に対し、米国におけるBSE対策の徹底状況等に対する監視の強化を求める付帯事項が盛り込まれた。

しかしながら、輸入再開直後の平成18年1月、輸入条件に基づき除去しなければならない特定危険部位の一つであるせき柱の混入が判明し、我が国は再度、輸入を全面停止した。これを受け、我が国は、米国の対日輸出施設すべてに対する現地査察等を行った結果、輸入条件の遵守が確認されたことから、平成18年7月、あらためて輸入を再開した。その後も、特定危険部位ではないものの、米国政府発行の衛生証明書に記載のない胸腺等の混入が度々確認され、その都度、我が国は当該牛肉の出荷施設に限り輸入一時停止措置を講ずるなどの対策を余儀なくされてきた。

しかるに、本年4月、再び、せき柱を含んだ牛肉の混入が確認された。これは、これまで日米両国がその確保に努めてきた米国産輸入牛肉の安全性を根本から揺るがし、消費者の信頼を大きく損

なる重大な問題である。

よって政府は、食品の安全性の確保と国民の健康の保護を図る観点から、次の事項について万全な措置を講ずべきである。

- 一 政府は、食品安全基本法により食品の安全性の確保に関する施策を総合的に実施する責務を有することにかんがみ、米国政府に対し、せき柱混入についての早急な原因究明及び的確な再発防止策の実施を強く要請し、同国からの誠意ある対応がない場合、牛肉の輸入停止も視野に入れた更なる措置も検討すること。
  - 二 水際の輸入時検査の強化を図るとともに、輸入業者等に対し、安全確保に関する責任の明確化、貨物の倉庫搬入時及び国内流通時における検品の徹底を指示することにより、輸入システムの徹底を図ること。
  - 三 今後も対日輸出施設における輸入条件の遵守状況及び安全管理体制を定期的に確認するため、米国政府による年次査察及び我が国による現地査察を通じて、安全確保を図ること。
  - 四 輸入条件の見直しに関する日米間の協議については、米国における牛由来の肉骨粉等飼料規制を含めたBSE対策の徹底状況等を慎重に見極めた上で、食の安全と消費者の信頼確保を大前提に、科学的知見に基づいて適切に対応すること。
- 右決議する。

#### 国際的な食料の需給ひっ迫及び価格高騰問題への我が国の対応に関する決議

世界の食料事情は、昨今の食料の需給ひっ迫及び価格高騰によって大きく変化している。特に、基本的な食料である米、麦、トウモロコシ等の穀物価格の急激な高騰は、途上国を中心とした暴動の発生等、社会不安を引き起こしている。こうした状況は、世界的な人口増、地球温暖化等による気候変動、途上国における食生活の高度化等といった構造的な要因とともに、原油価格の高騰、食料輸出国による輸出規制、食料のバイオ燃料仕向け量の急増、そして市場への投機資金の流入等、様々な要因によるものとみられている。

国際的な食料需給の不安定化は、世界の平和・共存が脅かされる事態に直結する問題であると認識し、世界平和を希求する我が国としては、そうした事態を回避するため、国際的なリーダーシップを発揮して積極的に取り組む必要がある。

よって政府は、世界各国の農業生産の強化を基本とした食料の安全保障が確実に確立されるよう、次の事項の実現に努めるべきである。

- 一 我が国は、食料自給率がカロリーベースで39%と、世界最大の農産物純輸入国であることから、ぜい弱な農業構造の改革や日本型食生活の実践等、生産・消費の両面から食料自給率の向上に取り組んでいるところであるが、昨今の国際的な食料需給のひっ迫等にかんがみ、この取組の一層の強化を図ること。
- 二 我が国は、国際約束に基づいて毎年約77万トンのミニマム・アクセス米を輸入しているが、今後ともこれを続けることは、米の世界市場における価格暴騰・需給ひっ迫をさらに促進しかねない要因になるとの懸念があることから、その輸入については、平成6年5月27日の「ウルグアイ・ラウンド農業協定における米のミニマム・アクセス機会の法的性格に関する政府統一見解」に基づいて、適切に対応すること。
- 三 国際的な食料安全保障の確保に向け、本年7月に北海道で開催される洞爺湖サミットにおいて、本年6月に国際連合食糧農業機関が開催した「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合」での議論を踏まえ、アフリカ諸国等途上国に対する食料の需給ひっ迫・価格高騰問題への緊急的な支援策はもとより、気候変動や原油価格高騰問題等を含めた包括的な枠組みによる抜本的な対応

策を提案すること。

四 食料の輸出規制については、その発動に当たっての国際ルールの明確化を図るとともに、一定の場合に食料輸出国に対し、輸入国との事前協議の義務付け等、実効性のある規律強化策について国際的な合意を得るべく、WTO農業交渉の場等での働きかけを強めること。

五 穀物を原材料とするバイオ燃料の生産拡大は、食料不足や飼料価格の上昇等を引き起こす懸念があることから、バイオ燃料の増産に当たっては、食料・飼料供給との適切なバランスに配慮することが各国共通の取組となるよう、洞爺湖サミットをはじめ、国際会議の場等で積極的に働きかけること。

六 途上国の食料問題に対する我が国の具体的な施策については、本年5月の第4回アフリカ開発会議で取りまとめられた「横浜宣言」の趣旨にのっとり、アフリカをはじめとする途上国の自立的な開発の促進を支援し、農業の生産性向上・生産拡大を図る観点から、農業分野における基盤整備や人材育成、研究開発等を軸とした支援を着実に実施すること。

右決議する。

# 経済産業委員会

## 委員一覧(21名)

委員長	渡辺 秀央(民主)	下田 敦子(民主)	塚田 一郎(自民)
理事	鈴木 陽悦(民主)	直嶋 正行(民主)	古川 俊治(自民)
理事	藤原 正司(民主)	中谷 智司(民主)	松田 岩夫(自民)
理事	増子 輝彦(民主)	姫井 由美子(民主)	丸川 珠代(自民)
理事	加納 時男(自民)	藤末 健三(民主)	松 あきら(公明)
理事	松村 祥史(自民)	前田 武志(民主)	山本 香苗(公明)
	川合 孝典(民主)	荻原 健司(自民)	松下 新平(無)

(20.2.28 現在)

## (1) 審議概観

第169回国会において本委員会に付託された議案は、内閣提出に係る法律案10件及び承認案件1件(いずれも衆議院先議)の計11件であり、いずれも可決又は承認された。

また、本委員会付託の請願8種類144件は、いずれも保留となった。

### 〔法律案等の審査〕

**知的財産権の活用促進** 特許法等の一部を改正する法律案は、知的財産権の戦略的な活用及び適正な保護を図るため、通常実施権についての登録制度の見直し、特許・商標関係料金の引下げ等を行おうとするものである。

委員会においては、わが国の知的財産の戦略的活用を促すための施策、特許出願段階におけるライセンス保護の重要性、特許制度の国際的調和に向けた取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

**中小企業の事業承継の円滑化** 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案は、中小企業における経営の承継を円滑化するため、遺留分に関する民法の特例を定めるとともに、中小企業が必要とする資金の供給の円滑化等の支援措置を講じようとするも

のである。

委員会においては、民法の特例措置が公平に運用される必要性、事業承継税制の具体的内容及び適用要件、事業承継支援センターの役割と支援策の充実等 について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

なお、本案に対し、附帯決議が付された。

### **農商工連携等の促進による地域経済活性化**

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案は、中小企業者と農林漁業者とが有機的に連携し、それぞれの経営資源を有効に活用して、新商品の開発、生産又は需要の開拓等を促進するための措置を講じようとするものであり、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案は、農林水産関連産業の集積を形成し、地域経済の活性化を図るための支援措置を講じようとするものである。

委員会においては、両案が一括して議題とされ、地域経済の現状及びこれまでの活性化策の評価、農商工連携を支援するためのコーディネーターの必要性等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。

なお、中小企業者・農林漁業者連携促進



法案に対し、附帯決議が付された。

**地球温暖化の防止に向けたエネルギー政策の推進** エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案は、一層のエネルギーの使用の合理化により燃料資源の有効な利用を確保するため、工場等に関するエネルギー管理の義務の対象を工場等ことから事業者ごとに変更するとともに、住宅・建築物分野の対策の強化等の措置を講じようとするものであり、揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案は、バイオエタノール混和揮発油等の利用拡大が見込まれる状況にかんがみ、その適正な品質を確保するため、石油製品に一定の物を混和することにより品質を調整した揮発油等を生産する事業者に対し、品質確認を義務付ける等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両案が一括して議題とされ、参考人から意見を聴取するとともに、地球温暖化問題に対する認識、革新的省エネ技術開発の必要性、バイオ燃料導入の意義及び課題等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。

なお、両案に対し、それぞれ附帯決議が付された。

**中小企業金融の円滑化** 信用保証協会法の一部を改正する法律案は、協会の債務の保証・回収の一層の円滑化及び効率化並びに中小企業者等に対する金融の円滑化を図ろうとするものであり、中小企業信用保険法の一部を改正する法律案は、信用保証協会による中小企業者に対する事業資金の融通の一層の円滑化を図ろうとするものである。また、中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案は、中小企業者が保有する売掛金債権の証券化等を支援することにより中小企業

者の資金調達の円滑化を図ろうとするものである。

委員会においては、3案が一括して議題とされ、中小企業金融を巡る諸問題、信用保証協会におけるガバナンスの在り方、中小企業の創業や再生における課題等について質疑が行われ、いずれも全会一致をもって可決された。

なお、信用保証協会法改正案に対し、附帯決議が付された。

**消費者保護を通じた国民の安全・安心の確保** 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案は、訪問販売等をめぐる消費者トラブルの増加に対応するため、特定商取引法及び割賦販売法において原則としてすべての商品等を規制対象とするとともに、訪問販売における過量販売契約の申込みの撤回等の制度の創設、電子メール広告の規制強化、訪問販売等における個別クレジット契約の申込み等の意思表示の取消し等の制度の創設、消費者の支払可能見込額を超える与信契約の禁止等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、参考人から意見を聴取するとともに、クレジット事業者による支払能力調査及び加盟店調査において具体的な基準を設ける必要性、迷惑広告メール対策等インターネット取引の規制強化と実効性の確保、訪問販売等を行う健全な事業者に対する過剰規制についての懸念等について質疑質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

なお、本案に対し、附帯決議が付された。

**北朝鮮に対する経済制裁** 外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求

めるの件は、全会一致をもって承認すべきものと議決された。

〔国政調査等〕

3月18日、経済産業行政の基本施策について甘利経済産業大臣から所信を、平成19年における公正取引委員会の業務の概略について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴取した。

3月27日、経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について、原材料価格高騰の影響及び緊急総合経済対策の必要性、中小企業の事業承継問題への取組、地域経済の活性化のために農商工連携が果たす役割、アジア経済・環境共同体構想の実現に向けての課題及びその克服策、資源外交における政府の役割と今後の課題、原子力発電環境整備機構(NU MO)による高レベル放射性廃棄物最終処分業務の在り方、地球温暖化防止のためのセクター別アプローチの内容等について質疑を

行った。また、同日、予算委員会から委嘱された平成20年度経済産業省所管予算等の審査を行い、円高の進行による原材料価格高騰分の吸収効果、研究開発費や教育費を倍増させるなど明確な政策手段を定める必要性、平成20年度予算で設置される中小企業経営相談窓口の業務内容、特許行政を産業競争力の向上につなげ中小企業を支援する必要性、エネルギー・資源価格高騰の要因とその対策、革新的エネルギー技術開発への支援の在り方等について質疑を行った。

4月24日、第11回国際エネルギーフォーラム等に関する件について、甘利経済産業大臣から報告を聴取した。

6月3日、第4回アフリカ開発会議等に関する件について、甘利経済産業大臣から報告を聴取した。

6月10日、OECD閣僚理事会等に関する件について、甘利経済産業大臣から報告を聴取した。

## (2) 委員会経過

平成20年2月28日(木)(第1回)

- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査を行うことを決定した。

平成20年3月18日(火)(第2回)

- 経済産業行政の基本施策に関する件について甘利経済産業大臣から所信を聴いた。
- 平成19年における公正取引委員会の業務の概略に関する件について竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた。

平成20年3月27日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 経済産業行政の基本施策に関する件及び公正取引委員会の業務に関する件について甘利経済産業大臣、山本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

増子輝彦君(民主)、下田敦子君(民主)、加納時男君(自民)、松村祥史君(自民)、松あきら君(公明)、松下新平君(無)

- 平成二十年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成二十年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成二十年度政府関係機関予算(衆議院送付)(内閣府所管(公正取引委員会)、経済産業省所管及び中小企業金融公庫)について甘利経済産業大臣及び竹島公正取引委員会委員長から説明を聴いた後、同大臣、中野経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤末健三君(民主)、中谷智司君(民主)、古川俊治君(自民)、丸川珠代君(自民)

松あきら君（公明）、松下新平君（無）  
本委員会における委嘱審査は終了した。

平成20年4月8日（火）（第4回）

- 特許法等の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聞いた。

平成20年4月10日（木）（第5回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特許法等の一部を改正する法律案（閣法第25号）（衆議院送付）について甘利経済産業大臣、中野経済産業副大臣、荻原経済産業大臣政務官、山本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

藤末健三君（民主）、中谷智司君（民主）、  
松あきら君（公明）、松下新平君（無）、古  
川俊治君（自民）

（閣法第25号）

賛成会派 民主、自民、公明、無  
反対会派 なし

平成20年4月24日（木）（第6回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 第11回国際エネルギーフォーラム等に関する件について甘利経済産業大臣から報告を聞いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聞いた後、同大臣、新藤経済産業副大臣、山本内閣府副大臣、中野経済産業副大臣、小泉財務大臣政務官、荻原経済産業大臣政務官、山本経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

藤末健三君（民主）、姫井由美子君（民主）、  
松村祥史君（自民）、塚田一郎君（自民）、  
松あきら君（公明）、松下新平君（無）

平成20年5月8日（木）（第7回）

- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案（閣法第33号）（衆議院送付）を可決した。

（閣法第33号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年5月13日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 原油価格高騰の原因、影響及び対策に関する件、原子力発電施設の安全審査に関する件、日中首脳会談の成果に関する件、対中国省エネルギー・環境ビジネスの促進策に関する件、石油代替エネルギー等の開発への取組に関する件等について甘利経済産業大臣、新藤経済産業副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

増子輝彦君（民主）、中谷智司君（民主）、  
加納時男君（自民）、松下新平君（無）

- 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）  
以上両案について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聞いた。

平成20年5月15日（木）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案（閣法第39号）（衆議院送付）

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第40号）（衆議院送付）  
以上両案について甘利経済産業大臣、新藤経済産業副大臣、岩永農林水産副大臣、荻原経済産業大臣政務官、山本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

鈴木陽悦君（民主）、下田敦子君（民主）、  
増子輝彦君（民主）、松村祥史君（自民）、  
塚田一郎君（自民）、松あきら君（公明）、  
松下新平君（無）

（閣法第39号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

(閣法第40号)

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案(閣法第39号)(衆議院送付)について附帯決議を行った。

平成20年5月20日(火)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第61号)(衆議院送付)
- 揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)(衆議院送付)
- 以上両案について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、新藤経済産業副大臣、中野経済産業副大臣、山本経済産業大臣政務官、荻原経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤原正司君(民主)、前田武志君(民主)、松あきら君(公明)、加納時男君(自民)、古川俊治君(自民)

また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。

平成20年5月22日(木)(第11回)

- エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第61号)(衆議院送付)
- 揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)(衆議院送付)
- 以上両案について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

株式会社コスト削減総合研究所取締役社長 村井哲之君  
UIゼンセン同盟常任中央執行委員・政策局長 中村善雄君  
照明デザイナー  
株式会社石井幹子デザイン事務所代表 石井幹子君

東京工業大学統合研究院教授 柏木孝夫君  
〔質疑者〕

姫井由美子君(民主)、古川俊治君(自民)、松あきら君(公明)、藤末健三君(民主)、塚田一郎君(自民)、増子輝彦君(民主)、加納時男君(自民)、丸川珠代君(自民)、藤原正司君(民主)、鈴木陽悦君(民主)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第61号)(衆議院送付)
- 揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第62号)(衆議院送付)
- 以上両案について甘利経済産業大臣、新藤経済産業副大臣、中野経済産業副大臣、荻原経済産業大臣政務官、山本経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

姫井由美子君(民主)、鈴木陽悦君(民主)、古川俊治君(自民)、松あきら君(公明)、松下新平君(無)

(閣法第61号)

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

(閣法第62号)

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

平成20年5月27日(火)(第12回)

- 信用保証協会法の一部を改正する法律案(閣法第54号)(衆議院送付)
- 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案(閣法第55号)(衆議院送付)
- 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案(閣法第56号)(衆議院送付)
- 以上3案について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聴いた。
- 平成20年6月3日(火)(第13回)
- 第4回アフリカ開発会議等に関する件について甘利経済産業大臣から報告を聴いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 信用保証協会法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）  
中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（衆議院送付）  
中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第56号）（衆議院送付）  
以上3案について甘利経済産業大臣、中野経済産業副大臣、戸井田内閣府大臣政務官、荻原経済産業大臣政務官、山本経済産業大臣政務官、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

増子輝彦君（民主）、藤末健三君（民主）、丸川珠代君（自民）、松あきら君（公明）、松下新平君（無）

（閣法第54号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

（閣法第55号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

（閣法第56号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、信用保証協会法の一部を改正する法律案（閣法第54号）（衆議院送付）について附帯決議を行った。

- 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聞いた。

また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

平成20年6月5日（木）（第14回）

- 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

社団法人全国信販協会会長 木島光彦君  
楽天株式会社執行役員渉外室室長 関聡司君  
東京経済大学現代法学部教授

弁護士 村千鶴子君

明治学院大学法学部准教授 圓山茂夫君

〔質疑者〕

藤原正司君（民主）、丸川珠代君（自民）、松あきら君（公明）、松下新平君（無）、藤末健三君（民主）、中谷智司君（民主）、古川俊治君（自民）、姫井由美子君（民主）

平成20年6月10日（火）（第15回）

- OECD閣僚理事会等に関する件について甘利経済産業大臣から報告を聞いた。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案（閣法第70号）（衆議院送付）について甘利経済産業大臣、新藤経済産業副大臣、山本経済産業大臣政務官、荻原経済産業大臣政務官、西村内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

姫井由美子君（民主）、中谷智司君（民主）、藤原正司君（民主）、丸川珠代君（自民）、森まさこ君（自民）、松あきら君（公明）、松下新平君（無）

（閣法第70号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 外国為替及び外国貿易法第十条第二項の規定に基づき、北朝鮮からの貨物につき輸入承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件（閣承認第3号）（衆議院送付）について甘利経済産業大臣から趣旨説明を聞いた後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第3号）

賛成会派 民主、自民、公明、無

反対会派 なし

平成20年6月20日（金）（第16回）

- 請願第228号外143件を審査した。
- 経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

# 国土交通委員会

## 委員一覧（25名）

委員長	吉田	博美（自民）	田中	康夫（民主）	伊達	忠一（自民）
理事	大江	康弘（民主）	田名部	匡省（民主）	長谷川	大紋（自民）
理事	長浜	博行（民主）	羽田	雄一郎（民主）	藤井	孝男（自民）
理事	谷川	秀善（自民）	平山	幸司（民主）	山本	順三（自民）
理事	鶴保	庸介（自民）	広田	一（民主）	脇	雅史（自民）
理事	鰐淵	洋子（公明）	藤本	祐司（民主）	西田	実仁（公明）
	池口	修次（民主）	室井	邦彦（民主）	淵上	貞雄（社民）
	川上	義博（民主）	山下	八洲夫（民主）		
	輿石	東（民主）	佐藤	信秋（自民）		

（20.3.25 現在）

## （1）審議概観

第169回国会において本委員会に付託された案件は、内閣提出法律案8件（うち本院先議1件）及び承認案件1件であり、いずれも可決又は承認した。

また、本委員会付託の請願8種類82件は、いずれも保留とした。

### 〔法律案等の審査〕

**観光庁・運輸安全委員会・海難審判所** 国土交通省設置法等の一部を改正する法律案は、観光立国の実現に関する施策を一体的に推進するため、観光庁を設置するとともに、航空・鉄道事故調査委員会及び海難審判庁を運輸安全委員会及び海難審判所に改組するほか、船員労働委員会を廃止し、その所掌事務を交通政策審議会等に移管する等の措置を講じようとするものである。なお、衆議院において運輸安全委員会の権限を追加する等の修正が行われた。

委員会においては、観光庁の設置効果及び関係省庁等との連携強化策、運輸安全委員会の中立性確保と機能拡充の必要性、改組される海難審判所の司法機能の維持、船

員労働委員会の廃止に伴う適正な事務移管等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

### **海上運送・船員・港湾・外国船舶・特定船舶**

海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案については、日本籍船・船員が減少した理由とトン数標準税制導入等支援策による改善効果、国民に対する海事広報・教育の促進及び船員育成策の強化、航海命令制度の適正な運用等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

港湾法の一部を改正する法律案については、基幹的広域防災拠点の新規整備の必要性と総合的な緊急輸送体制の確立、国際競争力を具備した港湾物流システムの早期構築、港湾広域防災施設の運用管理及び埠頭出入管理システムの経費負担の在り方等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

領海等における外国船舶の航行に関する法律案については、外国船舶の領海内航行の秩序維持と本法律案の役割、海洋の安全

に欠かせない海上保安体制の強化、頻発する海難防止のための海上交通安全対策の強化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件については、多数をもって承認された。

**観光圏・歴史的風致** 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案の両案については、一括して議題とし、観光圏の整備と計画認定基準の在り方、観光旅客の来訪促進策の強化、歴史まちづくりに係る新法制定の目的とその効果、歴史的風致維持向上のための省庁間連携の必要性等について質疑が行われ、両案はいずれも全会一致をもって可決された。なお、両案に対して、それぞれ附帯決議が付された。

**地域公共交通** 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案については、地域公共交通活性化・再生法の施行状況と本改正案提出の理由、鉄道事業再構築事業に対する国の予算・税制支援と地方財政措置の在り方、実効性ある公有民営上下分離方式の導入と安全輸送の確保等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

**空港・航空** 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案については、今後の空港整備・運営の在り方、空港別収支状況開示の必要性、東京国際空港の更なる国際化の推進とアクセス機能の強化等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔国政調査等〕

3月25日、国土交通行政の基本施策について、冬柴国土交通大臣から所信を聴取した。

3月27日、国土交通行政の基本施策について質疑を行い、道路特定財源の暫定税率が期限切れになった場合の減収への地方自治体の対応策、道路中期計画に基づく道路整備の必要性に対する国土交通省の所見、改正建築基準法施行による影響と大臣認定プログラムの開発状況、タクシー運賃値上げ後の運転者の労働条件改善状況、三位一体改革による地方交付税削減と今回の暫定税率廃止がもたらす地方財政への影響の比較、道路未整備地域等におけるドクターヘリシステム整備の必要性、築地卸市場の移転中止と観光エリア的活用の必要性、中心市街地活性化基本計画の認定状況と今後の取組、地域の基幹産業としての建設業再生策、観光立国政策としての外国人観光客増加対策と成田・羽田の拡張工事促進の必要性、公共交通利用における内部障害者への配慮と女性専用車両に係る障害者利用の周知徹底、駐車場等における国土交通省の緑化の取組、不適正な支出が指摘される道路特定財源制度に対する国民の信頼回復策、あずみ野観光バス事故を踏まえたバス事業者の安全評価制度確立の必要性などの諸問題が取り上げられた。

同日、予算委員会から委嘱された平成20年度国土交通省予算の審査を行い、冬柴国土交通大臣から説明を聴取した後、質疑を行い、東京への諸機能の一極集中に対する防災・国土計画上の対応策、道路特別会計から国土交通省職員に人件費や児童手当等を支

出したとの報道に対する所見、自動車・鉄道等各輸送モードを包含した総合的な交通施策の確立の必要性、平成17年の交通センサスに基づき道路中期計画を見直すことの確認と適切な交通需要予測の在り方、利根川水系の堤防強化事業の今後の見通し、大型車両により損傷の著しい埼玉県松伏町の町道の修繕方針及び東埼玉道路の早期整備の必要性、規制緩和がもたらした運転者の労働条件

悪化等タクシー事業をめぐる課題への対応、航空機の滑走路誤進入等の一因とされる発着回数の増加と管制官の人員不足への対策などの諸問題が取り上げられた。

4月15日、東京国際(羽田)空港、東扇島地区基幹的広域防災拠点等に関する実情調査のための視察を行った。

## (2) 委員会経過

平成20年3月25日(火)(第1回)

- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査を行うことを決定した。

- 国土交通行政の基本施策に関する件について冬柴国土交通大臣から所信を聴いた。

平成20年3月27日(木)(第2回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 国土交通行政の基本施策に関する件について冬柴国土交通大臣、松島国土交通副大臣、政府参考人及び参考人中日本高速道路株式会社代表取締役社長高橋文雄君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大江康弘君(民主)、長浜博行君(民主)、田中康夫君(民主)、佐藤信秋君(自民)、鰐淵洋子君(公明)、淵上貞雄君(社民)

- 平成二十年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成二十年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成二十年度政府関係機関予算(衆議院送付)(国土交通省所管)について冬柴国土交通大臣から説明を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

室井邦彦君(民主)、藤本祐司君(民主)、西田実仁君(公明)、淵上貞雄君(社民)

本委員会における委嘱審査は終了した。

平成20年4月8日(火)(第3回)

- 領海等における外国船舶の航行に関する法律

案(閣法第47号)について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年4月10日(木)(第4回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 領海等における外国船舶の航行に関する法律案(閣法第47号)について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

広田一君(民主)、長谷川大紋君(自民)、鰐淵洋子君(公明)、淵上貞雄君(社民)

(閣法第47号)

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 なし

平成20年4月22日(火)(第5回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
  - 国土交通省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について衆議院国土交通委員長竹本直一君から説明を聴いた。
  - 道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第4号)(衆議院送付)について財政金融委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- また、同法律案について財政金融委員会から連合審査会開会の申入れがあった場合はこれを受諾することを決定した。

-----



平成20年4月23日(水)  
財政金融委員会、国土交通委員会連合審査会  
(第1回)

(財政金融委員会を参照)

平成20年4月24日(木)  
財政金融委員会、国土交通委員会連合審査会  
(第2回)

(財政金融委員会を参照)

平成20年4月24日(木)(第6回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 国土交通省設置法等の一部を改正する法律案(閣法第10号)(衆議院送付)について冬柴国土交通大臣、松島国土交通副大臣、山本国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

水岡俊一君(民主)、田中康夫君(民主)、  
藤本祐司君(民主)、伊達忠一君(自民)、  
西田実仁君(公明)、淵上貞雄君(社民)

(閣法第10号)

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年5月9日(金)

財政金融委員会、国土交通委員会連合審査会  
(第3回)

(財政金融委員会を参照)

平成20年5月13日(火)(第7回)

- 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)

以上両案について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年5月15日(木)(第8回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案(閣法第11号)(衆議院送付)

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案(閣法第12号)(衆議院送付)

以上両案について冬柴国土交通大臣、山本国土交通大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

〔質疑者〕

輿石東君(民主)、室井邦彦君(民主)、広田一君(民主)、藤本祐司君(民主)、谷川秀善君(自民)、鰐淵洋子君(公明)、淵上貞雄君(社民)

(閣法第11号)

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 なし

(閣法第12号)

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

平成20年5月20日(火)(第9回)

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年5月22日(木)(第10回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第13号)(衆議院送付)について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

川上義博君(民主)、山下八洲夫君(民主)、羽田雄一郎君(民主)、佐藤信秋君(自民)、西田実仁君(公明)、淵上貞雄君(社民)

(閣法第13号)

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年5月27日(火)(第11回)

- 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案(閣法第34号)(衆議院送付)について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年5月29日(木)(第12回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案（閣法第34号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

長浜博行君（民主）、平山幸司君（民主）、  
鶴保庸介君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、  
淵上貞雄君（社民）

（閣法第34号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年6月3日（火）（第13回）

- 港湾法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年6月5日（木）（第14回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 港湾法の一部を改正する法律案（閣法第35号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣、松島国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

室井邦彦君（民主）、田中康夫君（民主）、  
長谷川大紋君（自民）、西田実仁君（公明）、  
淵上貞雄君（社民）

（閣法第35号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 なし

- 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた。

平成20年6月10日（火）（第15回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 空港整備法及び航空法の一部を改正する法律案（閣法第71号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣、松島国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

池口修次君（民主）、川上義博君（民主）、  
伊達忠一君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、  
淵上貞雄君（社民）

（閣法第71号）

賛成会派 民主、自民、公明、社民

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第2号）（衆議院送付）について冬柴国土交通大臣から趣旨説明を聴いた後、承認すべきものと議決した。

（閣承認第2号）

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 社民

平成20年6月20日（金）（第16回）

- 請願第127号外81件を審査した。

- 国土の整備、交通政策の推進等に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## 環境委員会

### 委員一覧（20名）

委員長	松山	政司（自民）	大久保	潔重（民主）	川口	順子（自民）
理事	岡崎	トミ子（民主）	轟木	利治（民主）	矢野	哲朗（自民）
理事	ツルネ	マルティ（民主）	中村	哲治（民主）	加藤	修一（公明）
理事	中川	雅治（自民）	広中	和歌子（民主）	山下	栄一（公明）
理事	橋本	聖子（自民）	福山	哲郎（民主）	市田	忠義（共産）
	小川	勝也（民主）	荒井	広幸（自民）	川田	龍平（無）
	大石	正光（民主）	神取	忍（自民）		（20.3.18 現在）

### （1）審議概観

第169回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出3件、本院議員提出1件及び衆議院提出2件（環境委員長）の合計6件であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願5種類55件は、いずれも保留とした。

#### 〔法律案の審査〕

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案は、京都議定書における温室効果ガスの排出量を削減する約束を確実に履行し、地球温暖化対策の一層の推進を図るため、事業者の排出抑制等に関する指針の策定、地方公共団体実行計画の策定事項の追加等を行うものであり、衆議院において、一般消費者に対する使用エネルギーの二酸化炭素排出量の情報提供、温室効果ガス排出量がより少ない日常生活用製品等の普及促進に必要な措置等の修正が行われた。

委員会においては、参考人からの意見聴取を行うとともに、国内排出量取引制度の導入、算定・報告・公表制度における情報開示、太陽光発電等の自然エネルギー利用等について質疑が行われた。本法律案に対し、日本共産党より、地球温暖化対策の中長期的な目

標等を内容とする修正案が提出され、討論の後、修正案は否決され、本法律案は多数をもって原案通り可決された。なお、附帯決議が付された。

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち、自動車に係る負担分について、現行の自動車重量税収からの引当措置を平成20年度から平成29年度まで、10年間延長しようとするものであり、衆議院において、平成20年度におけるばい煙発生施設等設置者の汚染負荷量賦課金の納付期間について修正が行われた。

委員会においては、新たな被害者救済制度の必要性、中国などからの越境汚染の認識、自動車及び工場等の費用負担の割合等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案は、愛がん動物用飼料の安全性の確保を図るため、愛がん動物用飼料の基準又は規格の設定、製造の禁止等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、原材料・添加物の表示

内容、検査体制の充実、海外の先進的事例を参考にした抜本的規制の必要性等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

土壌汚染対策法の一部を改正する法律案は、現行法施行前に廃止された有害物質使用特定施設に係る土地について、公園等の公共施設等の用地となることにより、不特定多数の者の健康被害が生じるおそれがあることから、これを現行法の適用対象とするものであり、第168回国会において岡崎トミ子君外7名から発議され、継続審査となったものである。

委員会においては、本法律案を提出した経緯、政府の現行法見直作業、対象施設を公共施設等に限定した理由、築地市場の移転問題等について質疑が行われ、多数をもって可決された。

生物多様性基本法案は、生物の多様性を保全し、自然と共生する社会の実現を図り、地球環境の保全に寄与するための基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間団体の責務を明らかにするとともに、生物多様性国家戦略の策定等基本となる事項を定めることで施策を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、衆議院環境委員長の提出に係るものである。

委員会においては、事業計画の立案の段階等での戦略的アセスメントとの関係、沖縄本島周辺海域のジュゴンの保護等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。

石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案は、石綿による健康被害を受けた者及びその遺族に対する救済の充実を図るため、医療費等の支給対象期間の拡大、認定の申請を行うことなく死亡した者の遺族に対する特別遺族弔慰金等の支

給、特別遺族弔慰金及び特別遺族給付金の請求期限の延長、特別遺族給付金の支給対象の拡大等を行おうとするものであり、衆議院環境委員長の提出に係るものである。

委員会においては、提出者の衆議院環境委員長から趣旨説明を聴取した後、全会一致をもって可決された。

〔国政調査等〕

3月18日、環境行政の基本施策について鴨下環境大臣から所信を聴取するとともに、平成20年度環境省予算及び環境保全経費等の概要について桜井環境副大臣から、公害等調整委員会の業務等について大内公害等調整委員会委員長から、それぞれ説明を聴取した。

3月25日、環境行政の基本施策及び公害等調整委員会の業務等に対し質疑を行った。主な質疑は、洞爺湖サミットに向けての地球温暖化対策の進捗状況、水俣病問題を所管する環境省の真摯な対応の必要性、再生紙偽装問題、国際的な水資源問題における人材育成支援、バイオ燃料の普及施策における環境省・経済産業省の連携の在り方、道路特定財源の暫定税率廃止が地球温暖化対策に与える影響等である。

3月27日、予算委員会から委嘱された平成20年度総務省所管のうち公害等調整委員会及び環境省所管の予算について審査を行い、石綿被害救済問題、特定外来生物に指定されている昆虫等についての水際対策、圏央道の「高尾山トンネル」工事に伴う沢の水枯れ問題、京都議定書の温室効果ガス削減目標の達成見込み、排出量取引、環境税、環境金融等について質疑を行った。

6月5日、北海道洞爺湖サミットに向けた地

球温暖化対策の促進に関する決議を行った。

6月10日、環境及び公害問題に関する調査を議題とし、「福田ビジョン」(『低炭素社会・日本』をめざして)に対する環境大臣の所信及び決意、隙間のない石綿健康被害救済の必要性、サマ-タイム制度導入による省エネ

効果、環境モデル都市の選定、アジア途上国における石綿対策、環境基本法13条において放射性物質が除外されていることの問題点等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

平成20年3月18日(火)(第1回)

- 環境及び公害問題に関する調査を行うことを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件について鴨下環境大臣から所信を聴いた。
- 平成20年度環境省予算及び環境保全経費等の概要に関する件について桜井環境副大臣から説明を聴いた。
- 公害等調整委員会の業務等に関する件について大内公害等調整委員会委員長から説明を聴いた。

平成20年3月25日(火)(第2回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 環境行政の基本施策に関する件及び公害等調整委員会の業務等に関する件について鴨下環境大臣、岩城内閣官房副長官、新藤経済産業副大臣、桜井環境副大臣、木村外務副大臣、池坊文部科学副大臣、中野経済産業副大臣、並木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福山哲郎君(民主)、松野信夫君(民主)、轟木利治君(民主)、橋本聖子君(自民)、山下栄一君(公明)、市田忠義君(共産)、川田龍平君(無)

平成20年3月27日(木)(第3回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成二十年度一般会計予算(衆議院送付)
- 平成二十年度特別会計予算(衆議院送付)
- 平成二十年度政府関係機関予算(衆議院送付)(総務省所管(公害等調整委員会)及び環境省所管)について鴨下環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡崎トミ子君(民主)、荒井広幸君(自民)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、川田龍平君(無)

本委員会における委嘱審査は終了した。

平成20年4月1日(火)(第4回)

- 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について鴨下環境大臣から趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明を聴いた。

平成20年4月8日(火)(第5回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第26号)(衆議院送付)について鴨下環境大臣、桜井環境副大臣、並木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

ツルネンマルテイ君(民主)、加藤修一君(公明)、市田忠義君(共産)、川田龍平君(無)

(閣法第26号)

賛成会派 民主、自民、公明、共産、無  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

平成20年5月20日(火)(第6回)

- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案(閣法第64号)について鴨下環境大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、並木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加藤修一君(公明)

- 土壤汚染対策法の一部を改正する法律案（第168回国会参第11号）について発議者参議院議員岡崎トミ子君から趣旨説明を聞いた。

平成20年5月22日（木）（第7回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案（閣法第64号）について鴨下環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

小川勝也君（民主）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）

（閣法第64号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、無  
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

- 土壤汚染対策法の一部を改正する法律案（第168回国会参第11号）について発議者参議院議員大石正光君、同大河原雅子君、同鈴木寛君、同田中康夫君、同岡崎トミ子君、同轟木利治君、鴨下環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

大久保潔重君（民主）、中川雅治君（自民）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）

（第168回国会参第11号）

賛成会派 民主、共産、無  
反対会派 自民、公明

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）について鴨下環境大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員西野あきら君から説明を聞いた。

平成20年5月27日（火）（第8回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）について修正案提出者衆議院議員村井宗明君、同北川知克君、同江田康幸君、鴨下環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大久保潔重君（民主）、福山哲郎君（民主）

広中和歌子君（民主）、荒井広幸君（自民）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）

- 生物多様性基本法案（衆第19号）（衆議院提出）について提出者衆議院環境委員長小島敏男君から趣旨説明を聞き、衆議院環境委員長代理江田康幸君、鴨下環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

〔質疑者〕

市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）  
（衆第19号）

賛成会派 民主、自民、公明、共産、無  
反対会派 なし

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）について参考人の出席を求めることを決定した。

平成20年6月3日（火）（第9回）

- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）について次の参考人から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

独立行政法人国立環境研究所地球環境研究センター温暖化リスク評価研究室長 江守正多君

名古屋市環境局長 加藤正嗣君

早稲田大学法学部教授 大塚直君

地球環境と大気汚染を考える全国市民会議専務理事

弁護士 早川光俊君

〔質疑者〕

福山哲郎君（民主）、神取忍君（自民）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）について鴨下環境大臣、桜井環境副大臣、並木環境大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

轟木利治君（民主）、加藤修一君（公明）

- 市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）  
平成20年6月5日（木）（第10回）
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
  - 参考人の出席を求めることを決定した。
  - 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第72号）（衆議院送付）について鴨下環境大臣、遠藤財務副大臣、荻原経済産業大臣政務官、政府参考人及び参考人国際協力銀行理事星文雄君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
- 〔質疑者〕
- 大石正光君（民主）、岡崎トミ子君（民主）、川口順子君（自民）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）  
（閣法第72号）
- 賛成会派 民主、自民、公明、無  
反対会派 共産
- なお、附帯決議を行った。
- 北海道洞爺湖サミットに向けた地球温暖化対策の促進に関する決議を行った。
- 平成20年6月10日（火）（第11回）
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
  - 「福田ビジョン」に関する件、石綿被害者救済法改正に関する件、サマータイム制度導入に

関する件、アジア途上国における石綿対策に関する件、放射性廃棄物の処理に関する件等について鴨下環境大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡崎トミ子君（民主）、橋本聖子君（自民）、加藤修一君（公明）、市田忠義君（共産）、川田龍平君（無）

- 石綿による健康被害の救済に関する法律の一部を改正する法律案（衆第22号）（衆議院提出）について提出者衆議院環境委員長小島敏男君から趣旨説明を聴いた後、可決した。
- （衆第22号）
- 賛成会派 民主、自民、公明、共産、無  
反対会派 なし
- 平成20年6月20日（金）（第12回）
- 請願第256号外54件を審査した。
  - 環境及び公害問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
  - 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### （3）委員会決議

#### 北海道洞爺湖サミットに向けた地球温暖化対策の促進に関する決議

地球温暖化は、気候のみならず人間社会の経済活動や安全を凶る上で最も重要な生物の多様性に対して様々な悪影響を及ぼすことが予測され、その対策は、今や人類共通の最優先の重要課題である。昨年12月に決定されたバリ・ロードマップにおいては、全ての国が参加する次期枠組みの交渉の場が立ち上がるとともに、本年5月に行われたG8環境大臣会合では、世界の温室効果ガス排出量の半減のためには、先進国が大幅な削減を達成することによって主導しなければならないとの議長総括がなされた。

本年7月には北海道洞爺湖サミットが開催され、地球温暖化対策が主要テーマとなり、温室効果ガスの少なくとも半減を目指した新たな枠組みづくりに向けて、議長国である我が国のリーダーシップが必要である。

議長国としてのリーダーシップを発揮するためには、第一約束期間内の六%の温室効果ガス削減を国内対策を中心にして達成することが不可欠であり、京都議定書目標達成計画の確実な実行が求められる。その手段としての排出量取引、環境税等の導入に向けた検討を行うべきである。

また、地球温暖化対策を実効性あるものとする上で開発途上国の協力が必要不可欠であることにかんがみ、排出削減に努める開発途上国及び気候変動で深刻な被害を受ける開発途上国に対しては

技術面・財政面において積極的にその排出削減及び適応の取組の支援にあたらなければならない。

よって、政府は、右記施策の実施に努めるとともに、洞爺湖サミットの議長国として、共通だが差異ある責任の原則に基づいて、主要排出国が全員参加する実効性のある公平な枠組みと目標設定について責任をもって取り組み、温室効果ガスの排出削減については、中長期にわたる国別総量目標を掲げ、その実現に向けて最大限の努力を行うべきである。

右決議する。



# 国家基本政策委員会

## 委員一覧（20名）

委員長	山下 八洲夫（民主）	長浜 博行（民主）	二之湯 智（自民）
理事	工藤 堅太郎（民主）	平田 健二（民主）	山谷 えり子（自民）
理事	前田 武志（民主）	藤原 正司（民主）	山本 順三（自民）
理事	北川 イッセイ（自民）	円 より子（民主）	木庭 健太郎（公明）
理事	脇 雅史（自民）	築瀬 進（民主）	西田 実仁（公明）
	輿石 東（民主）	小池 正勝（自民）	井上 哲士（共産）
	芝 博一（民主）	小泉 昭男（自民）	（20.1.22 現在）

## （１）審議概観

第169回国会において、本委員会は、国家の基本政策に関する調査について、衆議院国家基本政策委員会と合同審査会を1回開き討議を行った。

### 〔国政調査等〕

国家基本政策委員会合同審査会は、1回開かれ、小沢一郎君が発言者となって、福田内閣総理大臣との間で討議が行われた。

4月9日の合同審査会では、山下八洲夫参議院国家基本政策委員長が会長を務め、ガソリン税暫定税率廃止の影響、道路特定財源の一般財源化に対する政府与党方針の位置付け、年金加入記録の確認作業の進め方、チベット問題に対する総理の見解、日本銀行正副総裁人事の在り方等について討議が行われた。

## （２）委員会経過

平成20年1月22日（火）（第1回）

- 国家の基本政策に関する調査を行うことを決定した。
- 国家の基本政策に関する調査について合同審査会を開会することを決定した。

平成20年4月9日（水）（合同審査会第1回）

- 国家の基本政策に関する件について小沢一郎君が福田内閣総理大臣と討議を行った。

# 予算委員会

## 委員一覧（45名）

委員長	鴻池 祥肇（自民）	川合 孝典（民主）	加納 時男（自民）
理事	尾立 源幸（民主）	芝 博一（民主）	河合 常則（自民）
理事	櫻井 充（民主）	友近 聡朗（民主）	佐藤 信秋（自民）
理事	津田 弥太郎（民主）	中谷 智司（民主）	末松 信介（自民）
理事	羽田 雄一郎（民主）	長谷川 憲正（民主）	田村 耕太郎（自民）
理事	水岡 俊一（民主）	平野 達男（民主）	谷川 秀善（自民）
理事	椎名 一保（自民）	福山 哲郎（民主）	南野 知恵子（自民）
理事	伊達 忠一（自民）	藤原 良信（民主）	松村 龍二（自民）
理事	林 芳正（自民）	舟山 康江（民主）	山田 俊男（自民）
理事	山口 那津男（公明）	森 ゆうこ（民主）	山本 一太（自民）
	相原 久美子（民主）	森田 高（民主）	谷合 正明（公明）
	石井 一（民主）	吉川 沙織（民主）	渡辺 孝男（公明）
	植松 恵美子（民主）	米長 晴信（民主）	鰐淵 洋子（公明）
	大久保 勉（民主）	荒井 広幸（自民）	大門 実紀史（共産）
	大久保 潔重（民主）	有村 治子（自民）	福島 みずほ（社民）

（20.1.29 現在）

## （1）審議概観

第169回国会において、本委員会に付託された案件は、平成十九年度補正予算3案及び平成二十年度総予算3案であり、いずれも否決した。なお、これらはいずれも、憲法第60条第2項の規定により、衆議院の議決（可決）が国会の議決となった。

予算の執行状況に関する調査を行った。

また、本委員会付託の請願1種類1件は、審査未了となった。

### 〔予算の審査〕

**平成十九年度補正予算** 平成十九年度補正予算3案は、1月18日国会に提出され、2月6日に成立した。

予算委員会では、1月29日、額賀財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院からの送付後、1月31日、2月1日及び5日に、福田内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、質疑を行い、翌6日に討論の後、賛成少数により否決し

た。

主な質疑は以下のとおりである。まず、経済問題について、「景気の現状をどうみているのか。サブプライム問題への対応はどうか」との質疑があり、これに対し、経済財政政策担当大臣及び金融担当大臣より、「日本経済は回復基調が続いているが、賃金が伸びないことから消費に強さがみられず、また、改正建築基準法の影響により住宅投資が依然として低水準にある。加えて、原油高で中小企業を中心に収益が悪化するところも出てきている。米国経済の減速など世界経済は予断を許さない状況にあり、景気動向を十分に注意して見ていきたい。サブプライム問題については、その他の金融商品も含めて損失が拡大しているのは事実であり、警戒を強めているが、現時点では、金融機関の利益、資本の状況からみて十分対応可能な状況である」旨の答弁が行われた。

また、財政問題については、「道路特定財源は一般財源化すべきではないか。高齢者医療制度の導入に伴う負担増加の軽減にどう取り組むのか」との質疑があり、これに対し、福田内閣総理大臣及び関係各大臣より、「道路特定財源制度は、道路を造ることで恩恵を受ける方々に、その財源を負担していただき、その目的を達成しようとするもので、5年に一回、見直しを行いつつ、毎年度の予算でどこに道路をつくるのが重要かを議論しながら今日に至っている。特定財源は、財政硬直化の弊害もあり、小泉内閣以来、その見直しに取り組み、納税者の理解が得られる範囲で、一般財源化を進めてきている。高齢者医療制度については、高齢者にきめの細かい医療を行っていくという理想を掲げ、医療制度の抜本改革を行おうとしたもので、新たに保険料負担が生じる方々等に対しては負担軽減を図りつつ、制度の変更を進めていきたい」旨の答弁があった。

このほか、中国製冷凍食品の中毒事件、原油高対策、穀物価格高騰への対応、年金記録問題、医師不足の現状と対応、緊急医療への取組、医療事故の無過失補償制度、介護職員の労働状況、地方財政の健全化、学校耐震化の推進、環境税の導入、予算と法律の関係、道路整備特別会計の経理状況、沖縄米軍基地問題等について、質疑が行われた。

**平成二十年度総予算** 平成二十年度総予算3案は、1月18日国会に提出され、3月28日に成立した。

予算委員会では、1月29日、額賀財務大臣から趣旨説明を聴取し、衆議院から送付後、3月13日より質疑に入り、18日には道路特定財源に関する集中審議、24日には外交防衛に

関する集中審議を、また、25日には公聴会を、27日及び28日午前には委嘱審査を、そして、28日午後には締めくり質疑を行い、討論の後、賛成少数により否決した。なお、予備審査中の2月18日及び19日に宮城県に委員を派遣して現地調査を行った。

主な質疑の内容は以下のとおりである。まず、経済問題について、「サブプライム問題や原油高の影響が一段と懸念されるが、政府は景気の現状をどう分析し、対応していくのか」との質疑があり、これに対し、経済財政政策担当大臣より、「昨年来の米国経済の減速や原油高が、企業収益にじわじわと影響を及ぼしており、景気は回復のテンポが緩やかになっている。米国経済やアジア経済の動向を十分警戒しつつ、景気の下ぶれリスクに対しては、早め早めの対応を講じていきたい。これからは、国内総生産の規模だけでなく、成長の中身が大切であり、国内の人材、技術力を生かしていく努力が重要と考えている。」旨の答弁が行われた。

次に、道路特定財源問題について、「総理は21年度から道路特定財源を廃止し、一般財源化すると表明したが、その真意はどうか。暫定税率廃止でどのような影響があるのか。道路財源によるマッサ-ジチェアの購入など無駄使いの問題が明らかになったが、どう対応するのか」との質疑があり、これに対し、福田内閣総理大臣及び関係各大臣より、「受益と負担の関係がわかりやすいことから、これまで特定財源により道路の整備を進めてきたが、委員会審議での指摘を謙虚に受け止め、一般財源化を決意した。ただし、財源不足による国民の混乱、地方財政への影響を踏まえ、一般財源化は21年度から措置することとしている。暫定税率を廃止すれば、国・地方で2.6

兆円の財源不足が生じることとなり、国では新直轄事業ができなくなるほか、地方自治体の予算編成にも影響を与え、ひいては地方経済の活性化を阻害する大きな問題と考えている。一般財源化により暫定税率の根拠はなくなるが、本年の税制抜本改革の時に、環境問題への対応、地方における道路整備の必要性、厳しい財政状況を踏まえて、税率を決めていくことになる。また、特定財源の用途については、国民から誤解や批判を招かないようにすべきと考えており、道路関係公益法人の問題を含め、思い切って改革を進めていく所存である」旨の答弁が行われた。

次に、社会保障について、「社会保障費の2,200億円の削減は既に限界ではないか。今後の社会保障の問題にどう取り組んでいくのか。政府・与党は年金記録の統合を1年間で完了すると約束していたが、公約違反ではないか」との質疑があり、これに対し、福田内閣総理大臣及び関係各大臣より、「2011年度のプライマリ・バランス黒字化のため、歳出改革目標を設定しているが、社会保障費は機械的に削減するのではなく、メリハリをつけるよう検討している。社会保障の削減には限界があるが、国民の安心の基盤となる制度をつくることが大切であり、このため、今般、社会保障国民会議を設置して、議論を始めることとした。社会保障の将来像、給付と負担の在り方などについて検討を進めることにしており、秋頃には最終的な取りまとめを行いたい。年金記録の統合については、説明が不十分で国民に誤解を与えたことは反省している。政府・与党合意のコンピュータ上での記録の突き合わせは実施し、また年金特別便の送付も着実に進んでおり、今後、最終的な解決に向けて努力していく」旨の答弁が行われた。

このほか、日中外交の在り方、イ-ジス艦と漁船の衝突事故、思いやり予算、日米地位協定、公益法人改革、規制緩和の弊害、年金積立金運用の在り方、後期高齢者医療制度の問題点、介護労働者の処遇、がん対策の取組、日雇い派遣等雇用の在り方、官製ワーキングプアの現状、中小企業支援の具体策、消費者行政の確立、地域活性化策、地球温暖化問題、貨物船事故による重油流出被害、関門海峡道路建設の見直し、中国製冷凍食品の中毒事件等について質疑が行われた。

#### 〔国政調査等〕

予算の執行状況に関する調査として以下のとおり、予算委員会が開かれた。

2月4日、社会保障に関する件について、政府に対する集中審議が行われた。質疑では、医師不足の現状と対応、新型インフルエンザ対策、年金記録問題、産後休暇及び看護休暇の拡充、社会保障費削減の妥当性、若年者及び年長者のフリーター対策、救急医療機関の確保策、派遣労働の規制強化等の問題が取り上げられた。

また、4月7日には、経済・社会保障等に関する件について、政府に対する集中審議が行われた。質疑では、年金記録問題、後期高齢者医療制度の問題点、中小企業対策、年金保険料の過払い問題、障害者対策、農商工連携への取組、経済成長戦略、介護福祉士の処遇改善、年金からの保険料天引き等の問題が取り上げられた。

## ( 2 ) 委員会経過

- 平成20年1月29日(火)(第1回)
- 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。
  - 平成二十年度一般会計予算(予)  
平成二十年度特別会計予算(予)  
平成二十年度政府関係機関予算(予)  
平成十九年度一般会計補正予算(第1号)(予)  
平成十九年度特別会計補正予算(特第1号)(予)  
平成十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)(予)  
以上6案について額賀財務大臣から趣旨説明を聴いた。
  - 平成二十年度総予算審査のため委員派遣を行うことを決定した。  
平成20年1月31日(木)(第2回)  
総括質疑
  - 政府参考人の出席を求めることを決定した。
  - 参考人の出席を求めることを決定した。
  - 平成十九年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)  
平成十九年度特別会計補正予算(特第1号)(衆議院送付)  
平成十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)(衆議院送付)  
以上3案について福田内閣総理大臣、舛添厚生労働大臣、泉内閣府特命担当大臣、額賀財務大臣、冬柴国土交通大臣、増田国務大臣、高村外務大臣、渡海文部科学大臣、若林農林水産大臣、石破防衛大臣、岸田内閣府特命担当大臣、上川内閣府特命担当大臣、大田内閣府特命担当大臣、甘利経済産業大臣、渡辺内閣府特命担当大臣、鴨下環境大臣及び参考人日本銀行総裁福井俊彦君に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕  
直嶋正行君(民主)、羽田雄一郎君(民主)、田中康夫君(民主)、椎名一保君(自民)、加納時男君(自民)、坂本由紀子君(自民)、山口那津男君(公明)、渡辺孝男君(公明)、大門実紀史君(共産)、福島みずほ君(社民) 関連質疑
- 平成20年2月1日(金)(第3回)  
一般質疑
- 平成十九年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)  
平成十九年度特別会計補正予算(特第1号)(衆議院送付)  
平成十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)(衆議院送付)  
以上3案について額賀財務大臣、冬柴国土交通大臣、町村内閣官房長官、鴨下環境大臣、大田内閣府特命担当大臣、若林農林水産大臣、甘利経済産業大臣、高村外務大臣、渡海文部科学大臣、舛添厚生労働大臣、上川内閣府特命担当大臣、鳩山法務大臣、石破防衛大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕  
米長晴信君(民主)、中谷智司君(民主)、山田俊男君(自民)、森田高君(民主)、植松恵美子君(民主)、川合孝典君(民主)、大久保潔重君(民主)、鰐淵洋子君(公明)、仁比聡平君(共産)、福島みずほ君(社民) 関連質疑
- 平成20年2月4日(月)(第4回)  
集中審議(社会保障)
- 予算の執行状況に関する調査のうち、社会保障に関する件について福田内閣総理大臣、冬柴国土交通大臣、舛添厚生労働大臣、大田内閣府特命担当大臣、額賀財務大臣、高村外務大臣、渡辺内閣府特命担当大臣、増田総務大臣、上川内閣府特命担当大臣、鳩山法務大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。  
〔質疑者〕  
櫻井充君(民主)、蓮舫君(民主)、有村治子君(自民)、西島英利君(自民)、谷合正明君(公明)、山下芳生君(共産)、福島みずほ君(社民) 関連質疑
- 平成20年2月5日(火)(第5回)

締めくくり質疑

- 平成十九年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)

平成十九年度特別会計補正予算(特第1号)  
(衆議院送付)

平成十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)  
(衆議院送付)

以上3案について福田内閣総理大臣、冬柴国土交通大臣、額賀財務大臣、増田総務大臣、泉国務大臣、渡海文部科学大臣、大田内閣府特命担当大臣、舛添厚生労働大臣、若林農林水産大臣、高村外務大臣、町村内閣官房長官、鳩山法務大臣、甘利経済産業大臣、宮崎内閣法制局長官及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

福山哲郎君(民主)、佐藤信秋君(自民)、  
平野達男君(民主)、浅尾慶一郎君(民主)、  
渡辺孝男君(公明)、紙智子君(共産)、  
福島みずほ君(社民) 関連質疑

平成20年2月6日(水)(第6回)

- 平成十九年度一般会計補正予算(第1号)(衆議院送付)

平成十九年度特別会計補正予算(特第1号)  
(衆議院送付)

平成十九年度政府関係機関補正予算(機第1号)  
(衆議院送付)

以上3案について討論の後、いずれも否決した。

(平成十九年度補正予算)

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

平成20年3月13日(木)(第7回)

基本的質疑

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
  - 平成二十年度一般会計予算(衆議院送付)
  - 平成二十年度特別会計予算(衆議院送付)
  - 平成二十年度政府関係機関予算(衆議院送付)
- 以上3案について福田内閣総理大臣、高村外務大臣、大田内閣府特命担当大臣、舛添厚生労働大臣、渡辺内閣府特命担当大臣、鴨下環境大臣、町村内閣官房長官、冬柴国土交通大臣、石破防衛大臣、増田国務大臣、甘利経済

産業大臣、額賀財務大臣、若林農林水産大臣、渡海文部科学大臣、岸田内閣府特命担当大臣、上川国務大臣、鳩山法務大臣、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

吉村剛太郎君(自民)、林芳正君(自民)、  
脇雅史君(自民)、平田健二君(民主)

関連質疑

平成20年3月14日(金)(第8回)

基本的質疑

- 平成二十年度一般会計予算(衆議院送付)
  - 平成二十年度特別会計予算(衆議院送付)
  - 平成二十年度政府関係機関予算(衆議院送付)
- 以上3案について福田内閣総理大臣、冬柴国土交通大臣、渡辺内閣府特命担当大臣、舛添厚生労働大臣、大田内閣府特命担当大臣、鴨下環境大臣、増田総務大臣、泉国家公安委員会委員長、額賀財務大臣、渡海文部科学大臣、石破防衛大臣、岸田内閣府特命担当大臣、甘利経済産業大臣、松島国土交通副大臣、平井国土交通副大臣、伏屋会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

津田弥太郎君(民主)、林久美子君(民主)、  
自見庄三郎君(民主)、木庭健太郎君(公明)、  
山本博司君(公明)、小池晃君(共産)、  
福島みずほ君(社民)

関連質疑

平成20年3月17日(月)(第9回)

一般質疑

- 派遣委員から報告を聞いた。
  - 平成二十年度一般会計予算(衆議院送付)
  - 平成二十年度特別会計予算(衆議院送付)
  - 平成二十年度政府関係機関予算(衆議院送付)
- 以上3案について額賀財務大臣、大田内閣府特命担当大臣、増田国務大臣、冬柴国土交通大臣、鴨下環境大臣、渡辺国務大臣、町村内閣官房長官、高村外務大臣、舛添厚生労働大臣、甘利経済産業大臣、若林農林水産大臣、泉内閣府特命担当大臣、石破防衛大臣、渡海文部科学大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

池口修次君（民主） 内藤正光君（民主）  
辻泰弘君（民主） 加納時男君（自民）  
河合常則君（自民） 山口那津男君（公明）  
井上哲士君（共産） 福島みずほ君（社民）

関連質疑

平成20年3月18日（火）（第10回）

一般質疑・集中審議（道路特定財源）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成二十年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成二十年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成二十年度政府関係機関予算（衆議院送付）  
以上3案について福田内閣総理大臣、冬柴国土交通大臣、増田総務大臣、額賀財務大臣、石破防衛大臣、高村外務大臣、上川内閣府特命担当大臣、大田内閣府特命担当大臣、渡辺内閣府特命担当大臣、舛添厚生労働大臣、伏屋会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び参考人東日本高速道路株式会社代表取締役社長井上啓一君に対し質疑を行った。

・一般質疑

〔質疑者〕

櫻井充君（民主） 友近聡朗君（民主）  
相原久美子君（民主） 藤原良信君（民主）

関連質疑

・集中審議

〔質疑者〕

平野達男君（民主） 尾立源幸君（民主）  
末松信介君（自民） 荒井広幸君（自民）  
西田実仁君（公明） 仁比聡平君（共産）  
福島みずほ君（社民）

関連質疑

- 平成二十年度総予算審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。

平成20年3月19日（水）（第11回）

一般質疑

- 平成二十年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成二十年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成二十年度政府関係機関予算（衆議院送付）  
以上3案について冬柴国土交通大臣、額賀財務大臣、鴨下環境大臣、泉国務大臣、増田総務大臣、甘利経済産業大臣、町村内閣官房長官、舛添厚生労働大臣、岸田内閣府特命担当大臣、若林農林水産大臣、大田内閣府特命担

当大臣、石破防衛大臣、江渡防衛副大臣、岩永農林水産副大臣、池坊文部科学副大臣、伏屋会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

福山哲郎君（民主） 森ゆうこ君（民主）  
中谷智司君（民主） 大久保勉君（民主）  
石井準一君（自民） 森まさこ君（自民）  
渡辺孝男君（公明） 山下芳生君（共産）  
近藤正道君（社民）

関連質疑

平成20年3月21日（金）（第12回）

一般質疑

- 平成二十年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成二十年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成二十年度政府関係機関予算（衆議院送付）  
以上3案について大田内閣府特命担当大臣、冬柴国土交通大臣、額賀財務大臣、若林農林水産大臣、舛添厚生労働大臣、増田総務大臣、渡海文部科学大臣、甘利経済産業大臣、町村内閣官房長官、鴨下環境大臣、岸田国務大臣、平井国土交通副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

平野達男君（民主） 川合孝典君（民主）  
植松恵美子君（民主） 米長晴信君（民主）  
武内則男君（民主） 長谷川大紋君（自民）  
牧野たかお君（自民） 谷合正明君（公明）  
鰐淵洋子君（公明） 仁比聡平君（共産）  
又市征治君（社民）

関連質疑

平成20年3月24日（月）（第13回）

一般質疑・集中審議（外交防衛）

- 平成二十年度一般会計予算（衆議院送付）  
平成二十年度特別会計予算（衆議院送付）  
平成二十年度政府関係機関予算（衆議院送付）  
以上3案について福田内閣総理大臣、冬柴国土交通大臣、増田総務大臣、舛添厚生労働大臣、鳩山法務大臣、渡海文部科学大臣、鴨下環境大臣、若林農林水産大臣、高村外務大臣、石破防衛大臣、泉国家公安委員会委員長、江渡防衛副大臣、寺田防衛大臣政務官、秋元防衛大臣政務官、大島参議院法制局長、郡山衆議院法制局長及び政府参考人に対し質疑を

行った。

・一般質疑

〔質疑者〕

津田弥太郎君（民主） 相原久美子君（民主）  
友近聡朗君（民主） 大門実紀史君（共産）  
山内徳信君（社民） 関連質疑

・集中審議

〔質疑者〕

浅尾慶一郎君（民主） 犬塚直史君（民主）  
山本一太君（自民） 佐藤正久君（自民）  
浜田昌良君（公明） 井上哲士君（共産）  
山内徳信君（社民） 関連質疑

平成20年3月25日（火）（公聴会 第1回）

○平成二十年度一般会計予算（衆議院送付）

平成二十年度特別会計予算（衆議院送付）

平成二十年度政府関係機関予算（衆議院送付）

以上3案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。

〔公述人〕

シンクタンク山崎養世事務所代表 山崎養世君

株式会社日本総合研究所調査部主任研究員  
河村小百合君

国際基督教大学教養学部教授 八代尚宏君  
跡見学園女子大学マネジメント学部准教授

中林美恵子君

・公述人（山崎養世君、河村小百合君）に対する質疑 経済・財政

〔質疑者〕

小林正夫君（民主） 森田高君（民主） 田村耕太郎君（自民）  
鱈淵洋子君（公明） 大門実紀史君（共産） 福島みずほ君（社民）

・公述人（八代尚宏君、中林美恵子君）に対する質疑 経済・財政

〔質疑者〕

小林正夫君（民主） 森田高君（民主） 櫻井充君（民主）  
林芳正君（自民） 山口那津男君（公明） 大門実紀史君（共産） 福島みずほ君（社民）

平成20年3月26日（水）（第14回）

○平成二十年度一般会計予算（衆議院送付）

平成二十年度特別会計予算（衆議院送付）

平成二十年度政府関係機関予算（衆議院送付）以上3案について内閣委員会、総務委員会、法務委員会、外交防衛委員会、財政金融委員会、文教科学委員会、厚生労働委員会、農林水産委員会、経済産業委員会、国土交通委員会及び環境委員会については3月27日の1日間、沖縄及び北方問題に関する特別委員会及び政府開発援助等に関する特別委員会については3月28日午前の半日間、当該委員会の所管に係る部分の審査を委嘱することを決定した。

平成20年3月28日（金）（第15回）

締めくくり質疑

○各委員長からの委嘱審査報告書は、これを会議録に掲載することに決定した。

○参考人の出席を求めることを決定した。

○平成二十年度一般会計予算（衆議院送付）平成二十年度特別会計予算（衆議院送付）平成二十年度政府関係機関予算（衆議院送付）以上3案について福田内閣総理大臣、冬柴国土交通大臣、甘利経済産業大臣、鳩山法務大臣、町村内閣官房長官、額賀財務大臣、大田内閣府特命担当大臣、鴨下環境大臣、若林農林水産大臣、舛添厚生労働大臣、政府参考人及び参考人日本銀行副総裁白川方明君に対し質疑を行い、討論の後、いずれも否決した。

〔質疑者〕

直嶋正行君（民主） 櫻井充君（民主）  
渡辺孝男君（公明） 小池晃君（共産） 福島みずほ君（社民） 関連質疑

（平成二十年度総予算）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

平成20年4月7日（月）（第16回）

集中審議（経済・社会保障等）

○政府参考人の出席を求めることを決定した。

○予算の執行状況に関する調査のうち、経済・社会保障等に関する件について福田内閣総理大臣、舛添厚生労働大臣、増田総務大臣、鳩山法務大臣、額賀財務大臣、大田内閣府特命担当大臣、甘利経済産業大臣、若林農林水産大臣、冬柴国土交通大臣、岸厚生労働副大臣、竹島公正取引委員会委員長及び政府参考人に



対し質疑を行った。

〔質疑者〕

内藤正光君(民主) 水岡俊一君(民主)  
富岡由紀夫君(民主) 松野信夫君(民主)  
衛藤晟一君(自民) 西島英利君(自民)  
松村祥史君(自民) 荒木清寛君(公明)  
浮島とも子君(公明) 小池晃君(共産)  
近藤正道君(社民) 関連質疑

平成20年6月4日(水)(第17回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。  
平成20年6月20日(金)(第18回)
- 予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## 委員派遣

平成20年2月18日(月) 19日(火)

- 平成二十年度総予算の審査に資するため

〔派遣地〕

宮城県

〔派遣委員〕

鴻池祥肇君(自民) 尾立源幸君(民主)  
櫻井充君(民主) 津田弥太郎君(民主)  
羽田雄一郎君(民主) 水岡俊一君(民主)  
伊達忠一君(自民) 林芳正君(自民)  
山口那津男君(公明) 植松恵美子君(民主)  
森田高君(民主) 南野知恵子君(自民)  
山田俊男君(自民) 大門実紀史君(共産)  
福島みずほ君(社民)

## 決算委員会

### 委員一覧（30名）

委員長	小川	敏夫（民主）	金子	恵美（民主）	塚田	一郎（自民）
理事	神本	美恵子（民主）	川崎	稔（民主）	西島	英利（自民）
理事	藤本	祐司（民主）	行田	邦子（民主）	野村	哲郎（自民）
理事	柳澤	光美（民主）	武内	則男（民主）	牧野	たかお（自民）
理事	浅野	勝人（自民）	外山	斎（民主）	松村	祥史（自民）
理事	中村	博彦（自民）	舟山	康江（民主）	丸山	和也（自民）
理事	荒木	清寛（公明）	牧山	ひろえ（民主）	遠山	清彦（公明）
	大久保	勉（民主）	愛知	治郎（自民）	浜田	昌良（公明）
	加藤	敏幸（民主）	石井	みどり（自民）	仁比	聡平（共産）
	風間	直樹（民主）	衛藤	晟一（自民）	又市	征治（社民）

（20.1.23 現在）

### （1）審議概観

第169回国会において本委員会に付託された案件は、第168回国会からの継続審査となる平成十八年度決算外2件に加え、平成十八年度予備費関係5件である。

審査の結果、平成十八年度決算外2件のうち、決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書はいずれも是認すべきものでないとし、国有財産無償貸付状況総計算書は是認すべきものとした。また、平成十八年度予備費関係5件のうち、一般会計予備費（その1）及び特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額（その1）はいずれも承諾を与えるべきものでないとし、その外3件はいずれも承諾を与えるべきものとした。

#### 〔決算の審査〕

平成十八年度決算外2件は、第168回国会の平成19年11月20日に提出され、11月26日、本会議において平成十八年度決算の概要報告及び質疑が行われた後、本委員会に付託され、委員会において、同日に額賀財務大臣から概要説明を聴取し、12月10日に全般質疑を行った後、審査を継続していた。

今国会においては、省庁別審査計7回、額賀財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑等を経て、平成20年6月9日、福田内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくり総括質疑を行い、翌10日に討論及び採決を行った。

なお、省庁別審査に先立ち、平成十七年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置について、1月18日に福田内閣総理大臣から議長に対し文書により報告がなされたことを受け、委員会において、平成17年度決算審査措置要求決議について政府及び最高裁判所の講じた措置と併せて、1月23日に額賀財務大臣等から説明を聴取し、4月9日に集中的な質疑を行っている。

平成十七年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置は、内閣に対する警告と対比して示すと、次のとおりである。

内閣に対する警告	政府の講じた措置
<p>(1)国民との双方向の重要な対話の場として政府が行うタウンミーティングにおいて、コスト意識を欠いた不適切な運営が行われていたことに加え、内閣の重要課題について広く国民から意見を聞くという趣旨を逸脱し、事前に発言の依頼が行われていたことは、看過できない。</p> <p>政府は、新たな方式による出直しに当たり、国民との直接対話の意義及び広く民意を政策形成に反映させることの重要性を認識し、関係者全員に対してコスト意識を徹底させるとともに、テーマや発言者の選定、契約、会計経理などについて、透明かつ公正適切な運営への改善を図り、効果的な国民との直接対話の場の実現に尽力すべきである。</p>	<p>(1)タウンミーティングについては、コスト意識を欠いた不適切な運営や事前に発言の依頼が行われていたことなどに関する指摘を踏まえ、国民との直接対話のあり方について徹底した見直しを行い、簡素に開催すること、参加募集は公正、透明に行うこと、テーマは国民からの意見募集を経て決定すること、出された意見を適切にフィードバックすること、契約に当たっては競争入札を行うことを基本とすることなどを内容とする「国民との直接対話の推進に係る基本方針」を平成19年5月18日に決定した。この基本方針に基づき、内閣官房副長官を議長とし、全府省の副大臣等をメンバーとする推進会議を開催し、テーマの決定、開催後のフォローアップ等を行っている。</p> <p>上記基本方針に基づき、また、推進会議の決定等を受けて、 「大臣と語る 希望と安心の国づくり」 との名称で国民対話を開催している。</p> <p>平成19年7月以降、12月末までに「地球環境問題」、「少子化対策について」、「信頼される学校づくりについて」及び「美しい森林(もり)づくり」をテーマに計4回の国民対話を実施しているところである。</p>
<p>(2)全国の47都道府県労働局すべてにおいて、物品の購入に当たり、納入されていない物品を納入されたこととして虚偽の内容の書類が作成されていたほか、多くの労働局において、庁費、謝金、旅費、超過勤務手当等の不正支出が組織的かつ恒常的に行われ、加えて国庫金の領得などの事態が引き起こされ、用途についても不明な部分があったことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、この大規模な不正行為を厚生労働省の特定監査で確認できなかったこと</p>	<p>(2)厚生労働省都道府県労働局における不正経理等については、会計検査院の指摘を受け、国家公務員倫理審査会に諮った上で、平成19年11月までに、関係者の厳正な処分を行うとともに、その結果を公表したところである。</p> <p>厚生労働省において、都道府県労働局における不正経理を根絶するため、これまで、公務員倫理の徹底及び綱紀保持、会計法令に基づく適正な経理事務の徹底並びに会計監査の充実等とともに、都道府県労働局の会計経理に係る本省の指導体制を強化し、更に、外部専門家の参画による法令遵守体制の整備及び各労働</p>

と、並びに発見された不正経理の範囲が年々拡大し、3年 続けて警告等を受ける事態を引き起こしたことの責任を重く受け止め、都道府県労働局に対する監査体制の一層の充実を図るとともに、他機関においてもこのような事態が二度と起こることのないよう、会計経理の適正化、倫理の徹底及び綱紀の肅正に万全を期し、不正経理の根絶を図るべきである。

局における内部監査の一層の強化を図り、二度と不正経理を生じさせないよう再発防止を強化・徹底し、労働行政の信頼回復に取り組んでいるところである。

政府としては、他機関においてもこのような事態が二度と起こることがないよう、今後とも、会計経理の適正化、倫理の徹底及び綱紀の保持に万全を期す所存である。

(3) 社会保険庁において、国民年金、厚生年金の支給漏れにより年金給付額を訂正した件数が平成13年度からの6年間で約22万件に達していることに加え、該当者不明の年金保険料納付記録の件数が約5,000万件に達しているなどのずさんな記録管理が明らかになり、公的年金に対する国民の信頼を大きく失墜させたことは、極めて遺憾である。

政府は、年金給付額の誤りを防止するため、年金受給開始手続時における厳格なチェック体制の構築に努めるとともに、該当者不明の保険料納付記録の早急かつ徹底的な調査、これまでの支給漏れ実態の把握、救済策の検討等に真摯に取り組み、公的年金に対する国民の信頼回復に万全を期すべきである。

(3) 年金記録問題については、平成19年7月5日に年金業務刷新に関する政府・与党連絡協議会において「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録管理体制の確立について」を取りまとめ、これに基づいた種々の対策に取り組んでいるところである。

具体的には、平成20年3月までをめぐり、基礎年金番号に未統合の5,000万件の記録と1億人の方々についての記録をコンピュータ上で名寄せを行い、その結果、記録が結び付く可能性のある方々へ加入履歴等のお知らせを行うこととしている。

また、コンピュータによる名寄せでは特定できない記録については、具体的内容ごとに仕分をし、その内容に応じた調査・照会等の対策を講じることにより、記録の統合を進めることとしており、これらは平成20年4月以降も引き続いて行うこととしている。

さらに、平成20年4月から10月までをめぐり、すべての年金受給者と現役加入者の方に加入履歴等のお知らせを行うこととしている。

また、コンピュータの記録と台帳等との計画的な突合せを進めるとともに、社会保険庁等に記録がなく、ご本人も領収書等がない事例について、年金記録確認第三者委員会による公正な判断に基づき記録訂正を行っているところである。

なお、年金の裁定請求時の処理については、引き続き厳正に行うとともに、国民が年金記録を確認できるよう、裁定請求書の事前送付、58歳通知の送付等による年金記録に関する情

	<p>報提供を実施することにより、年金記録の確認体制の充実を図っているところである。</p> <p>これらの措置を講じることによって、公的年金に対する国民の信頼回復に最善を尽くす所存である。</p>
<p>(4)国土交通省発注の水門設備工事の入札に関して、談合撲滅の先頭に立つべき同省が中央省庁として初めて官製談合防止法に基づく改善措置要求を受け、さらに、緑資源機構発注の林道整備調査の入札に関して、同機構及び農林水産省所管公益法人の役員等が独占禁止法違反容疑で逮捕されるという官製談合事件が相次いで発生したことは、極めて遺憾である。</p> <p>政府は、官製談合の排除等に関する度重なる本院の警告にもかかわらず、このような事態に至ったことを真摯に受け止め、これら事案の徹底説明は当然のこと、談合情報を得たときは談合の存否の確認に努めるとともに、公共工事に係る入札契約方式の改善、天下りの自粛、職員の意識改革などの方策を講じ、官製談合の根絶に尽力すべきである。</p>	<p>(4)国土交通省発注の水門設備工事を巡る談合事件を受けて、外部の有識者が参画した委員会で事実関係の徹底した説明を行うとともに、一般競争入札の拡大等の入札契約制度改革、職員のコンプライアンスの徹底、再就職の見直しなどを柱とする再発防止対策をとりまとめ、その着実な推進を図っているところである。</p> <p>また、緑資源機構発注の林道整備調査を巡る談合事件を受けて、平成19年5月に「緑資源機構談合等の再発防止のための第三者委員会」を設置し、同年7月26日に中間とりまとめが行われ、これも踏まえ、緑資源機構の廃止及び緑資源幹線林道事業の地方公共団体への移管とともに、一般競争入札への切替、入札監視機能の強化、職員のコンプライアンスの徹底、情報公開の推進、受注法人への再就職の自粛等入札談合防止に万全を期することとしているところである。</p> <p>なお、談合情報を得た場合には、談合情報対応マニュアルに基づき、事情聴取等を通じて談合の存否の確認に努めるとともに、独占禁止法違反行為があると疑うに足りる事実があると認めるときは、公正取引委員会への通知など遺漏なきを期しているところである。</p> <p>今後とも、これらの方策を講じることにより、官製談合の根絶に尽力していく所存である。</p>
<p>(5)電力各社の原子力発電所における総点検の結果、北陸電力株式会社志賀原子力発電所1号機の臨界事故隠ぺいなど、悪質な法令違反11事案を含む多数のトラブル隠しやデータ改ざん等の実態が明らかになったことは、遺憾である。</p> <p>政府は、安全の確保よりも原子力発電所の稼働を優先させてきた電力業界の体</p>	<p>(5)各電力会社のトラブル隠し等の問題を受け、平成19年5月7日に「発電設備の総点検に係る今後の対応30項目の具体化のための行動計画」を公表し、これに基づいて対策を講じているところである。</p> <p>不正を許さない仕組みの構築については、総点検において、法令に抵触し安全に影響があった事案が見出された電力事業者に対し、重大</p>

質を根本的に改めさせ、電力各社に対して、不正を許さない仕組みの構築、事故やトラブルに関する情報の業界内での共有等を徹底させるとともに、現在の検査制度の実効性をより高め、この種事案の再発防止と安全確保に万全を期し、原子力発電に対する国民の信頼確保に一層尽力すべきである。

事故が経営責任者に直ちに報告される体制を構築すること等を内容とする保安規定の見直しを平成19年5月7日付けで命令し、同年9月7日までにすべての認可を完了したところである。

また、事故やトラブルに関する情報の業界内での共有等の徹底については、保安に関する技術情報の入手・共有を保安のために講ずべき措置として位置づけるため、平成19年8月9日付けで実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則を改正し、同年12月14日から施行している。

さらに、検査制度の実効性をより高めるため、原子炉の起動・停止に対する保安検査の実施について、平成19年8月9日付けで実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則を改正し、同年9月30日から施行している。

今後とも、安全・安心な体制を築いていくため、再発防止と安全確保に万全を期してまいり所存である。

(6)基地周辺対策の実施に当たり、一部の防衛施設局において、職員の不適切な業務処理に基づく申請により操業実態のない漁業者に対する損失の補償が行われ、公金が不適正に支出されていたことは、遺憾である。また、一部の防衛施設局において、防衛施設庁本庁の通達では対象とならない住宅に対して独自の処理方針に基づき防音工事の助成が行われるなど、公金の適正支出に疑念を抱かせる事案が明らかになったことは、看過できない。

政府は、この種事案の有無等について早急に調査し、不適正に支出された公金の返還を求めるなど適切な対応を行うとともに、再発防止のため、防衛施設局における審査体制等について所要の見直しを行うべきである。

(6)職員の不適切な業務処理に基づく申請により操業実態のない漁業者に対する損失の補償が行われた事案、また、防衛施設庁本庁の通達では対象とならない住宅に対して独自の処理方針に基づき防音工事の助成が行われるなどした事案については、調査委員会を設置するなどして全国的な調査を行っており、その調査結果等を踏まえ、操業実態のない漁業者に対しては不適正に支出された公金の返還を求めるなど、適切に対応する所存である。

また、再発防止については、「業務の適正な遂行の徹底について」を通達する等の対応を行い、予算の適正な執行に努めているところであり、より一層の適正性を確保するため、審査体制の強化を図るなどの対策を進めているところである。今後とも、このような事態が生じることのないよう十分指導してまいり所存である。

平成十八年度決算審査における質疑の主な項目は、道路関係業務における不適切な支出、随意契約見直しの趣旨に反する制限的な応募要件等、防衛装備品調達における水増し請求、各特別会計に滞留する多額の剰余金・積立金、公益法人の内部留保の見直し、委託費の不適切な執行などである。

質疑終局の後、討論に入るに先立ち、委員長から、平成十八年度決算は本件決算を是認するか否かの議決のみを行うこととなった旨の報告があった。従来、決算の議決は、第一に本件決算の是認、第二に内閣に対する警告から構成されており、今回変更された経緯について、委員長は、「平成十八年度決算に関する議決案の取扱いにつきましては、理事会において協議がなされましたが、決算が是認されない以上、警告として個別の指摘を行う必要はないとする意見と、決算が是認されない場合においても警告という形で具体的な問題を指摘すべきであるという意見が示され、結果として意見の一致を見るに至りませんでした。なお、決算の議決の在り方に関しては、引き続き協議、検討して参りたいと考えております」と述べている。

また、委員会においては、決算審査を踏まえて内閣等に対し措置要求決議を行っていたが、この決議についても内閣に対する警告と同様に、その取扱いについて各会派の意見の一致が見られなかったため、決議を行うに至らなかった。

討論では、民主党・新緑風会・国民新・日本より、平成十八年度決算外2件はいずれも是認することに反対する旨の意見が述べられた。次いで、自由民主党・無所属の会及び公明党を代表して公明党より、平成十八年度決算外2件はいずれも是認することに賛成する

旨の意見が述べられた。次いで、日本共産党及び社会民主党・護憲連合より、平成十八年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書はいずれも是認することに反対し、国有財産無償貸付状況総計算書は是認することに賛成する旨の意見がそれぞれ述べられた。

討論を終局し、採決の結果、平成十八年度決算並びに国有財産増減及び現在額総計算書はいずれも賛成少数により是認すべきものでないと決定した。

次に、平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書は多数をもって是認すべきものと決定した。

また、委員会において、平成十八年度決算外2件の審査を受けて、平成20年6月9日、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対し会計検査を要請した。要請した検査項目は、各府省所管の公益法人の財務等の状況について、年金記録問題について、国土交通省の地方整備局等における庁費等の予算執行について、防衛装備品の一般輸入による調達についてである。なお、第168回国会の1月15日にも、文部科学省ほか4省における政府開発援助(技術協力)の実施状況及びその効果について会計検査を要請している。

#### 〔予備費の審査〕

平成十八年度予備費関係5件のうち、一般会計予備費(その1)外2件は第166回国会の平成19年3月20日に、一般会計予備費(その2)外1件は同年5月22日に提出され、いずれも衆議院において審査が継続されていた。

今国会において、平成十八年度予備費関係5件は、平成20年5月23日に衆議院から送付され、同日、本委員会に付託された。

委員会において、5月26日、これら5件を一括して議題とし、額賀財務大臣から説明を聴取した後、平成十八年度決算外2件と一括して質疑を行った。

同日、質疑を終局して討論に入ったところ、日本共産党より、平成十八年度予備費関係5件のうち、一般会計予備費(その1)及び特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額(その1)は承諾を与えることに反対し、その外3件は承諾を与えることに賛成する旨の意見が述べられた。

討論を終わり、採決の結果、平成十八年度予備費関係5件のうち、一般会計予備費(その1)及び特別会計予算総則第十二条に基

づく経費増額(その1)はいずれも賛成少数により承諾を与えるべきものでないと議決し、その外3件はいずれも多数をもって承諾を与えるべきものと議決した。

なお、本会議においては、平成十八年度予備費関係5件はいずれも賛成少数により承諾を与えないと決定している。

#### 〔国政調査等〕

1月23日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について大塚会計検査院長から説明を聴取した。

## (2) 委員会経過

平成20年1月23日(水)(第1回)

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。
- 平成十八年度決算外2件に関し、平成十七年度決算に関する本院の議決について政府の講じた措置について額賀財務大臣から説明を聴き、平成17年度決算審査措置要求決議について政府及び最高裁判所の講じた措置について額賀財務大臣及び大谷最高裁判所事務総長から説明を聴いた。
- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告に関する件について大塚会計検査院長から説明を聴いた。

平成20年4月9日(水)(第2回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度決算外2件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めることを決定した。
- 平成十八年度決算外2件に関し、平成十七年度決算に関する本院の議決について政府の講

じた措置並びに平成17年度決算審査措置要求決議について政府及び最高裁判所の講じた措置について町村内閣官房長官、舛添厚生労働大臣、冬柴国土交通大臣、額賀財務大臣、若林農林水産大臣、渡辺内閣府特命担当大臣、鳩山法務大臣、渡海文部科学大臣、増田総務大臣、甘利経済産業大臣、山本内閣府副大臣、遠藤財務副大臣、中野経済産業副大臣、伏屋会計検査院長、政府参考人、会計検査院当局、最高裁判所当局及び参考人独立行政法人都市再生機構理事尾見博武君に対し質疑を行った。

#### 〔質疑者〕

神本美恵子君(民主)、風間直樹君(民主)、川崎稔君(民主)、大久保勉君(民主)、松村祥史君(自民)、丸山和也君(自民)、牧野たかお君(自民)、浜田昌良君(公明)、仁比聡平君(共産)、又市征治君(社民)  
平成20年4月18日(金)(第3回)

#### 省庁別審査

- 平成十八年度決算外2件中、外務省及び防衛省関係について高村外務大臣、石破防衛大臣、遠藤財務副大臣、小池外務大臣政務官、政府



参考人、会計検査院当局、参考人独立行政法人国際協力機構理事黒木雅文君及び同機構理事金子節志君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

柳澤光美君（民主）、舟山康江君（民主）、大久保勉君（民主）、丸山和也君（自民）、荒木清寛君（公明）、仁比聡平君（共産）、山内徳信君（社民）

平成20年4月21日（月）（第4回）

省庁別審査

- 平成十八年度決算外2件中、国土交通省及び住宅金融公庫関係について冬柴国土交通大臣、山本内閣府副大臣、平井国土交通副大臣、遠藤財務副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政法人都市再生機構理事長小野邦久君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

行田邦子君（民主）、川崎稔君（民主）、牧山ひろえ君（民主）、西島英利君（自民）、塚田一郎君（自民）、浜田昌良君（公明）、大門実紀史君（共産）、又市征治君（社民）

平成20年4月28日（月）（第5回）

省庁別審査

- 平成十八年度決算外2件中、厚生労働省関係について舛添厚生労働大臣、遠藤財務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

梅村聡君（民主）、外山斎君（民主）、行田邦子君（民主）、中村博彦君（自民）、石井みどり君（自民）、遠山清彦君（公明）、仁比聡平君（共産）、福島みずほ君（社民）

平成20年5月12日（月）（第6回）

省庁別審査

- 平成十八年度決算外2件中、農林水産省、経済産業省、環境省、農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫関係について若林農林水産大臣、甘利経済産業大臣、鴨下環境大臣、岸厚生労働副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び参考人日本中央競馬会理事長土川健之君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

舟山康江君（民主）、金子恵美君（民主）、風間直樹君（民主）、牧山ひろえ君（民主）

野村哲郎君（自民）、松村祥史君（自民）、浜田昌良君（公明）、仁比聡平君（共産）、近藤正道君（社民）

平成20年5月16日（金）（第7回）

省庁別審査

- 平成十八年度決算外2件中、国会、会計検査院、財務省、金融庁、国民生活金融公庫、日本政策投資銀行及び国際協力銀行関係について渡辺内閣府特命担当大臣、額賀財務大臣、遠藤財務副大臣、平井国土交通副大臣、山本内閣府副大臣、小幡参議院事務総長、政府参考人、会計検査院当局、参考人日本政策投資銀行総裁室伏稔君、同銀行理事多賀啓二君、日本銀行企画局長雨宮正佳君、同銀行文書局長谷村龍太郎君及び国民生活金融公庫総裁薄井信明君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

加藤敏幸君（民主）、川崎稔君（民主）、風間直樹君（民主）、塚田一郎君（自民）、牧野たかお君（自民）、西島英利君（自民）、荒木清寛君（公明）、仁比聡平君（共産）、又市征治君（社民）

平成20年5月19日（月）（第8回）

省庁別審査

- 平成十八年度決算外2件中、法務省、文部科学省、警察庁及び裁判所関係について渡海文部科学大臣、鳩山法務大臣、泉国家公安委員会委員長、森山財務副大臣、政府参考人、会計検査院当局及び最高裁判所当局に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

神本美恵子君（民主）、金子恵美君（民主）、前川清成君（民主）、中村博彦君（自民）、丸山和也君（自民）、荒木清寛君（公明）、山下芳生君（共産）、近藤正道君（社民）

平成20年5月21日（水）（第9回）

省庁別審査

- 平成十八年度決算外2件中、皇室費、内閣、内閣府本府、総務省、公営企業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫関係について町村内閣官房長官、岸田国務大臣、増田国務大臣、上川内閣府特命担当大臣、岩城内閣官房副長官、政府参考人、参考人日本郵政株式会社取締役

兼代表執行役社長西川善文君及び同株式会社  
常務執行役伊東敏朗君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤本祐司君（民主）、外山斎君（民主）、梅  
村聡君（民主）、牧野たかお君（自民）、石  
井みどり君（自民）、浅野勝人君（自民）、  
谷合正明君（公明）、紙智子君（共産）、近  
藤正道君（社民）

平成20年5月26日（月）（第10回）

准総括質疑

- 平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び  
各省各庁所管使用調書（その1）（第166回国  
会提出）（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び  
各省各庁所管使用調書（その1）（第166回国  
会提出）（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基  
づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増  
額調書（その1）（第166回国会提出）（衆議院  
送付）

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び  
各省各庁所管使用調書（その2）（第166回国  
会提出）（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び  
各省各庁所管使用調書（その2）（第166回国  
会提出）（衆議院送付）

以上5件について額賀財務大臣から説明を聴  
いた。

- 平成十八年度決算外2件及び予備費関係5件  
について額賀財務大臣、石破防衛大臣、甘利  
経済産業大臣、舛添厚生労働大臣、冬柴国土  
交通大臣、増田総務大臣、渡辺国務大臣、若  
林農林水産大臣、渡海文部科学大臣、高村外  
務大臣、町村内閣官房長官、岸田国務大臣、  
岩城内閣官房副長官、木村外務副大臣、政府  
参考人、会計検査院当局及び参考人独立行政  
法人国民生活センター理事田口義明君に対し  
質疑を行い、

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び  
各省各庁所管使用調書（その1）（第166回国  
会提出）（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び  
各省各庁所管使用調書（その1）（第166回国

会提出）（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基  
づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増  
額調書（その1）（第166回国会提出）（衆議院  
送付）

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び  
各省各庁所管使用調書（その2）（第166回国  
会提出）（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び  
各省各庁所管使用調書（その2）（第166回国  
会提出）（衆議院送付）

以上5件について討論の後、

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び  
各省各庁所管使用調書（その1）（第166回国  
会提出）（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基  
づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増  
額調書（その1）（第166回国会提出）（衆議院  
送付）

以上両件をいずれも承諾を与えるべきもので  
ないと議決し、

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び  
各省各庁所管使用調書（その1）（第166回国  
会提出）（衆議院送付）

平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び  
各省各庁所管使用調書（その2）（第166回国  
会提出）（衆議院送付）

平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び  
各省各庁所管使用調書（その2）（第166回国  
会提出）（衆議院送付）

以上3件をいずれも承諾を与えるべきものと  
議決した。

〔質疑者〕

風間直樹君（民主）、行田邦子君（民主）、  
大久保勉君（民主）、谷岡郁子君（民主）、  
愛知治郎君（自民）、松村祥史君（自民）、  
山下栄一君（公明）、大門実紀史君（共産）、  
又市征治君（社民）

（平成十八年度一般会計予備費使用総調書及  
び各省各庁所管使用調書（その1））

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（平成十八年度特別会計予備費使用総調書及

び各省各庁所管使用調書（その１））

賛成会派 自民、公明、共産、社民

反対会派 民主

（平成十八年度特別会計予算総則第十二条に基づく経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その１））

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（平成十八年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２））

賛成会派 自民、公明、共産、社民

反対会派 民主

（平成十八年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２））

賛成会派 自民、公明、共産、社民

反対会派 民主

平成20年6月9日（月）（第11回）

締めくくり総括質疑

- 平成十八年度決算外2件について福田内閣総理大臣、額賀財務大臣、冬柴国土交通大臣、石破防衛大臣、舛添厚生労働大臣、岸田国務大臣、若林農林水産大臣、増田総務大臣、鴨下環境大臣、伏屋会計検査院長及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局した。

〔質疑者〕

小川敏夫君（委員長質疑）、柳澤光美君（民主）、川崎稔君（民主）、浅野勝人君（自民）、野村哲郎君（自民）、弘友和夫君（公明）、紙智子君（共産）、又市征治君（社民）

関連質疑

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査及びその結果の報告を求めることを決定した。

平成20年6月10日（火）（第12回）

- 平成十八年度決算外2件について討論の後、平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書

平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書

以上両件をいずれも是認すべきものでないと議決し、

平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書を是認すべきものと議決した。

（平成十八年度一般会計歳入歳出決算、平成十八年度特別会計歳入歳出決算、平成十八年度国税収納金整理資金受払計算書、平成十八年度政府関係機関決算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（平成十八年度国有財産増減及び現在額総計算書）

賛成会派 自民、公明

反対会派 民主、共産、社民

（平成十八年度国有財産無償貸付状況総計算書）

賛成会派 自民、公明、共産、社民

反対会派 民主

平成20年6月20日（金）（第13回）

- 国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

# 行政監視委員会

## 委員一覧（30名）

委員長	加藤 修一（公明）	長谷川 憲正（民主）	佐藤 正久（自民）
理事	足立 信也（民主）	林 久美子（民主）	坂本 由紀子（自民）
理事	島田 智哉子（民主）	平山 幸司（民主）	田中 直紀（自民）
理事	徳永 久志（民主）	福山 哲郎（民主）	中川 雅治（自民）
理事	岸 信夫（自民）	松岡 徹（民主）	中山 恭子（自民）
理事	浮島 とも子（公明）	水戸 将史（民主）	古川 俊治（自民）
	家西 悟（民主）	柳田 稔（民主）	水落 敏栄（自民）
	岩本 司（民主）	渡辺 秀央（民主）	森 まさこ（自民）
	田名部 匡省（民主）	石井 準一（自民）	山下 芳生（共産）
	千葉 景子（民主）	加治屋 義人（自民）	近藤 正道（社民）

（20.2.13 現在）

## （1）審議概観

第169回国会において、本委員会は、「地球温暖化問題等に関する件」をテーマに調査を行ったほか、政策評価の現状等についても調査を行った。

なお、今国会においては、不適正行政による具体的権利・利益の侵害の救済を求めることを内容とする苦情請願は、付託されなかった。

### 〔国政調査等〕

2月13日、地球温暖化問題等に関する件について鴨下環境大臣、甘利経済産業大臣、町村内閣官房長官、岸田国務大臣、岩永農林水産副大臣、桜井環境副大臣、新藤経済産業副大臣、小池外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、バイオ燃料に関する実証試験の展開状況と総事業費、宮古島バイオ・エタノール・アイランド構想の現状と評価、ダボス会議で我が国の総量削減目標数値に言及がなかった理由、2050年までに温室効果ガスを半減とした衆院予算委での首相発言の趣旨、2020年のピークアウトに向けた中期的な目標

数値を設定することの必要性、バイオ・エタノールの開発・普及についての基本的考え方、技術開発を国際的共同プロジェクトとして推進する必要性と日本のリーダーシップ、中国製ギョーザ中毒事件への対応と今後の消費者行政推進への政府の取組、地球温暖化が日本の農林水産業に及ぼす影響とその対策、温室効果ガス排出量削減のための国民意識の喚起のための具体策、国内排出量取引導入見送りの経緯と導入が我が国経済に与える影響、経済界の削減目標達成の義務化及び電事連の削減目標明確化の必要性、産業部門における自主行動計画設定目標の透明性の確保などが取り上げられた。

2月25日、地球温暖化問題等に関する件について参考人京都大学公共政策大学院准教授諸富徹君、気候ネットワーク代表・弁護士浅岡美恵君及びノンフィクション作家山根一真君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

質疑では、我が国の総量削減目標の設定についての見解、自治体による地域実行計画等の推進のための国の方策、オークション方

式による排出枠配分の在り方、排出量取引制度と環境税を組み合わせる「ポリシー・ミックス」に関する見解、主要排出国に対し国別総量削減目標数値の設定を促す方策、世界の森林資源保護のための我が国の役割、排出権取引が投機の対象となる懸念、温暖化対策を推進していく上での政治やメディアの役割、政府と産業界間のCO<sub>2</sub>排出削減協定締結手法の是非、ダボス会議における我が国の首相発言に対する評価、排出権取引と環境税のポリシー・ミックス、日本の省エネ技術を世界の国々の温暖化対策に生かすための国のサポートの必要性などが取り上げられた。

5月14日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状等に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について増田総務大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聞いたほか、PFI事業に関する政策の概要等について大田内閣府特命担当大臣(経済財政政策)から、自然再生の推進に関する政策の概要等について桜井環境副大臣、若林農林水産大臣及び冬柴国土交通大臣から、政府開発援助に対する検査状況に関する件について伏屋会計検査院長から、行政改革の実施状況に関する件について渡辺国務大臣から、それぞれ説明を聞いた。

6月2日、行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状に関する件、行政評価・監視活動実績の概要に関する件、政府開発援助に対する検査状況に関する件及び行政改革の実施状況に関する件について増田総務大臣、大田内閣府特命担当大臣、鳩山法務大臣、高村外務大臣、鴨下環境大臣、舩添厚生労働大臣、甘利経済産業大臣、木村外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

質疑では、政策評価における客観性担保のための方策、病院PFI事業の推進・育成の必要性、公立病院改革ガイドラインにおける病院PFI事業の位置付け、地方財政健全化法におけるPFIの取扱い、登記特別会計の設置理由及び改革の現状、登記情報システムに係る契約状況及び経費の妥当性、オンライン登記申請の利用促進方策、代理納付された登録免許税の還付の在り方、総務省の勧告を受けた各府省の対応状況、廃棄アスベストに係る国内における適正処理の確保、アスベスト除去に対する地方公共団体の補助制度の創設が低調な理由、市場化テスト及び指定管理者制度の在り方、在外邦人に対する鳥インフルエンザ対策の現状と今後の取組、日本人学校の耐震化の現状と今後の耐震化対策、防衛や国民保護、危機管理の観点からの社会資本整備の必要性、第4回アフリカ開発会議の評価並びにG8外相会合及び洞爺湖サミットに向けた対応方針、ODA政策に対し本院ODA特別委員会決議を反映させる必要性、寝屋川市の廃プラスチック処理工場付近住民からの健康被害の訴えへの国の対応、太陽光発電システムの普及促進方策などが取り上げられた。

## ( 2 ) 委員会経過

平成20年2月13日(水)(第1回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を行うことを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化問題等に関する件について鴨下環境大臣、甘利経済産業大臣、町村内閣官房長官、岸田国務大臣、岩永農林水産副大臣、桜井環境副大臣、新藤経済産業副大臣、小池外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

水戸将史君(民主) 福山哲郎君(民主)  
中川雅治君(自民) 森まさこ君(自民)  
浮島とも子君(公明) 山下芳生君(共産)  
近藤正道君(社民)

平成20年2月25日(月)(第2回)

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 地球温暖化問題等に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

京都大学公共政策大学院准教授 諸富徹君  
気候ネットワーク代表  
弁護士 浅岡美恵君  
ノンフィクション作家 山根一真君

〔質疑者〕

島田智哉子君(民主) 古川俊治君(自民)  
浮島とも子君(公明) 山下芳生君(共産)  
近藤正道君(社民) 轟木利治君(民主)

平成20年5月14日(水)(第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状に関する件及び行政評価・監視活動実績の概要に関する件について増田総務大臣、大田内閣府特命担当大臣、若林農林水産大臣、冬柴国土交通大臣及び桜井環境副大臣から説明を、政府参考人から補足説明を聴き、政府開発援助に対する検査状況に関する件について伏屋会計検査院長から説明を聴き、行政改

革の実施状況に関する件について渡辺国務大臣から説明を聴いた。

平成20年6月2日(月)(第4回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 行政評価等プログラムに関する件、政策評価の現状に関する件、行政評価・監視活動実績の概要に関する件、政府開発援助に対する検査状況に関する件及び行政改革の実施状況に関する件について増田総務大臣、大田内閣府特命担当大臣、鳩山法務大臣、高村外務大臣、鴨下環境大臣、舛添厚生労働大臣、甘利経済産業大臣、木村外務副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

徳永久志君(民主) 水戸将史君(民主)  
石井準一君(自民) 佐藤正久君(自民)  
浮島とも子君(公明) 山下芳生君(共産)  
近藤正道君(社民)

平成20年6月20日(金)(第5回)

- 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## 議院運営委員会

### 委員一覧（25名）

委員長	西岡	武夫（民主）	今野	東（民主）	島尻	安伊子（自民）
理事	池口	修次（民主）	佐藤	公治（民主）	西田	昌司（自民）
理事	小川	勝也（民主）	那谷屋	正義（民主）	長谷川	大紋（自民）
理事	榛葉	賀津也（民主）	直嶋	正行（民主）	丸川	珠代（自民）
理事	岡田	直樹（自民）	中村	哲治（民主）	山内	俊夫（自民）
理事	世耕	弘成（自民）	松野	信夫（民主）	義家	弘介（自民）
理事	山下	栄一（公明）	室井	邦彦（民主）	山本	博司（公明）
	青木	愛（民主）	磯崎	陽輔（自民）		
	川上	義博（民主）	神取	忍（自民）		

（20.1.18 現在）

### 庶務関係小委員（15名）

小委員長	直嶋	正行（民主）	榛葉	賀津也（民主）	神取	忍（自民）
	池口	修次（民主）	那谷屋	正義（民主）	島尻	安伊子（自民）
	小川	勝也（民主）	中村	哲治（民主）	世耕	弘成（自民）
	今野	東（民主）	磯崎	陽輔（自民）	西田	昌司（自民）
	佐藤	公治（民主）	岡田	直樹（自民）	山下	栄一（公明）

（召集日 現在）

### 図書館運営小委員（15名）

小委員長	山内	俊夫（自民）	榛葉	賀津也（民主）	世耕	弘成（自民）
	青木	愛（民主）	那谷屋	正義（民主）	長谷川	大紋（自民）
	池口	修次（民主）	松野	信夫（民主）	丸川	珠代（自民）
	小川	勝也（民主）	室井	邦彦（民主）	義家	弘介（自民）
	川上	義博（民主）	岡田	直樹（自民）	山下	栄一（公明）

（召集日 現在）

## （1）審議概観

第169回国会において本委員会に付託された法律案は、衆議院議院運営委員会提出の1件であり、可決した。

また、本委員会付託の請願20種類182件は保留とした。

納入義務に関する規定の整備を行うものである。

本法律案は、4月17日に衆議院から提出、同日、本委員会に付託され、18日に全会一致をもって可決された。

### 〔法律案の審査〕

国立国会図書館法の一部を改正する法律案は、株式会社日本政策金融公庫法等による政策金融機関の再編及び日本年金機構法による日本年金機構の設立に伴い、出版物の

## ( 2 ) 委員会経過

平成20年1月17日(木)(第168回国会閉会後第1回)

- 参議院、国立国会図書館、裁判官弾劾裁判所及び裁判官訴追委員会の平成20年度予定経費要求及び平成19年度予定経費補正要求(第1号)に関する件について決定した。

平成20年1月18日(金)(第1回)

- 一、理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 一、災害対策特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会及び政府開発援助等に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。

災害対策特別委員会

民主党・新緑風会・日本10人、自由民主党・無所属の会7人、公明党2人、日本共産党1人 計20人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

民主党・新緑風会・日本9人、自由民主党・無所属の会7人、公明党2人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計20人  
政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

民主党・新緑風会・日本18人、自由民主党・無所属の会12人、公明党3人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人 計35人  
北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会  
民主党・新緑風会・日本10人、自由民主党・無所属の会7人、公明党2人、日本共産党1人 計20人

政府開発援助等に関する特別委員会

民主党・新緑風会・日本16人、自由民主党・無所属の会11人、公明党2人、社会民主党・護憲連合1人 計30人

- 一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。  
民主党・新緑風会・日本8人、自由民主党・

無所属の会6人、公明党1人 計15人

なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。

- 一、本会議における内閣総理大臣外3国務大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、日取り 1月22日及び23日

ロ、時間 民主党・新緑風会・日本105分、自由民主党・無所属の会50分、公明党30分、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各10分

ハ、人数 民主党・新緑風会・日本3人、自由民主党・無所属の会2人、公明党、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人

ニ、順序 1 民主党・新緑風会・日本 2 自由民主党・無所属の会 3 公明党 4 民主党・新緑風会・日本 5 自由民主党・無所属の会 6 民主党・新緑風会・日本 7 日本共産党 8 社会民主党・護憲連合

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年1月22日(火)(第2回)

- 一、裁判官訴追委員予備員の選任について決定した。

- 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年1月23日(水)(第3回)

- 本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年2月6日(水)(第4回)

- 一、小委員長の補欠選任を行った。

- 一、次の件について岸厚生労働副大臣及び松島国土交通副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ロ、運輸審議会委員の任命同意に関する件

- 一、事務総長から両院協議会開会の請求についての報告を聴いた。

- 一、平成十九年度一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会協議委員を選任することと



し、その会派割当を次のとおりとすることに決定した。

民主党・新緑風会・国民新・日本 8 人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各 1 人計10人

一、事務総長から平成十九年度一般会計補正予算（第 1 号）外二件両院協議会の結果の報告を聴いた。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年 3 月11日（火）（第 5 回）

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、日本銀行総裁及び同副総裁の任命同意に関する件について次の参考人から所信を聴いた。

〔参考人〕

日本銀行総裁候補者

日本銀行副総裁 武藤敏郎君

日本銀行副総裁候補者

京都大学公共政策大学院教授 白川方明君

日本銀行副総裁候補者

東京大学大学院経済学研究科教授 伊藤隆敏君

一、明日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年 3 月12日（水）（第 6 回）

一、次の件について遠藤財務副大臣、松浪文部科学副大臣、西川厚生労働副大臣及び桜井環境副大臣から説明を聴いた後、日本銀行総裁及び同副総裁のうち伊藤隆敏君の任命については同意を与えないことに、日本銀行副総裁のうち白川方明君、宇宙開発委員会委員、社会保険審査会委員長及び同委員並びに公害健康被害補償不服審査会委員の任命については同意を与えることにそれぞれ決定した。

イ、日本銀行総裁及び同副総裁の任命同意に関する件

ロ、宇宙開発委員会委員の任命同意に関する件

ハ、社会保険審査会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ニ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年 3 月18日（火）（第 7 回）

一、理事の補欠選任を行った。

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、日本銀行総裁及び同副総裁の任命同意に関する件について次の参考人から所信を聴いた。

〔参考人〕

日本銀行総裁候補者

国際協力銀行総裁 田波耕治君

日本銀行副総裁候補者

日本銀行政策委員会審議委員 西村清彦君

平成20年 3 月19日（水）（第 8 回）

一、政治資金適正化委員会委員の指名について決定した。

一、日本銀行総裁及び同副総裁の任命同意に関する件について遠藤財務副大臣から説明を聴いた後、日本銀行総裁の任命については同意を与えないことに、日本銀行副総裁の任命については同意を与えることにそれぞれ決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年 3 月26日（水）（第 9 回）

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、人事官の任命同意に関する件について次の参考人から所信を聴いた。

〔参考人〕

人事官候補者

人事院総裁 谷公士君

平成20年 3 月28日（金）（第10回）

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、次の件について岩城内閣官房副長官、山本内閣府副大臣及び西川厚生労働副大臣から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

イ、人事官の任命同意に関する件

ロ、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ハ、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件

ニ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件

一、事務総長から両院協議会開会の請求についての報告を聴いた。

一、平成二十年度一般会計予算外二件両院協議会協議委員を選任することとし、その会派割当を次のとおりとすることに決定した。

民主党・新緑風会・国民新・日本 8 人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各 1 人 計10人

一、事務総長から平成二十年度一般会計予算外二件両院協議会の結果の報告を聴いた。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年 3 月31日（月）（第11回）

一、参議院事務局職員定員規程の一部改正に関する件について決定した。

一、国立国会図書館職員定員規程の一部改正を承認することに決定した。

一、国立国会図書館組織規程の一部改正を承認することに決定した。

一、国立国会図書館職員倫理規程の一部改正を承認することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年 4 月 4 日（金）（第12回）

一、平成二十年度における公債の発行の特例に関する法律案及び所得税法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分、自由民主党・無所属の会10分

ロ、人 数 各派 1 人

八、順 序 大会派順

一、本会議における平成二十年度地方財政計画についての総務大臣の報告とともに、地方税法等の一部を改正する法律案、地方法人特別税等に関する暫定措置法案及び地方交付税法等の一部を改正する法律案についてその趣旨の説明を聴取することとし、これらに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分、公明党10分

ロ、人 数 各派 1 人

八、順 序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年 4 月 8 日（火）（第13回）

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、日本銀行総裁及び同副総裁の任命同意に関する件について次の参考人から所信を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

日本銀行総裁候補者

日本銀行副総裁 白川方明君

日本銀行副総裁候補者

一橋大学大学院商学研究科教授 渡辺博史君

・日本銀行総裁候補者に対する質疑

〔質疑者〕

直嶋正行君（民主）、岡田直樹君（自民）、

山下栄一君（公明）、辻泰弘君（民主）、山

内俊夫君（自民）、山本博司君（公明）、大

久保勉君（民主）、義家弘介君（自民）、大

塚耕平君（民主）

・日本銀行副総裁候補者に対する質疑

〔質疑者〕

辻泰弘君（民主）、西田昌司君（自民）、山

下栄一君（公明）、大久保勉君（民主）、神

取忍君（自民）、大塚耕平君（民主）

平成20年 4 月 9 日（水）（第14回）

一、日本銀行総裁及び同副総裁の任命同意に関する件について遠藤財務副大臣から説明を聴いた後、日本銀行総裁の任命については同意を与えることに、日本銀行副総裁の任命については同意を与えないことにそれぞれ決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年 4 月11日（金）（第15回）

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年 4 月16日（水）（第16回）

一、経済産業委員長の辞任及びその補欠選任について決定した。

一、道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案について本会議におい

てその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分、公明党10分

ロ、人 数 各派1人

ハ、順 序 大会派順

一、道路整備費の財源等の特例に関する法律の一部を改正する法律案は、財政金融委員会に付託すべきものと決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年4月18日(金)(第17回)

一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(衆第15号)(衆議院提出)を可決した。

(衆第15号)

賛成会派 民主、自民、公明

反対会派 なし

一、国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程の一部改正を承認することに決定した。

一、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分

ロ、人 数 1人

一、国土交通省設置法等の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年4月23日(水)(第18回)

一、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日

本15分

ロ、人 数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年4月25日(金)(第19回)

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、事務総長から両院協議会開会の請求についての報告を聴いた。

一、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会協議委員を選任することとし、その会派割当を次のとおりとすることに決定した。

民主党・新緑風会・国民新・日本8人、日本共産党及び社会民主党・護憲連合各1人  
計10人

一、事務総長から日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件両院協議会の結果の報告を聴いた。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年5月9日(金)(第20回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年5月12日(月)(第21回)

一、小委員長の補欠選任を行った。

一、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時 間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分

口、人数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年5月14日(水)(第22回)

一、電波法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分

口、人数 1人

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年5月16日(金)(第23回)

○本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年5月21日(水)(第24回)

一、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分、公明党10分

口、人数 各派1人

八、順序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年5月23日(金)(第25回)

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

一、政府参考人の出席を求めることを決定した。

一、5月8日の国会敷地内自衛官不法侵入及び自殺未遂事件に関する件について政府参考人から報告を聴いた。

平成20年5月28日(水)(第26回)

一、理事の補欠選任を行った。

一、外国派遣議員の報告書を本委員会の会議録に掲載することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決

定した。

平成20年5月30日(金)(第27回)

一、特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分

口、人数 1人

一、国家公務員制度改革基本法案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分、自由民主党・無所属の会10分

口、人数 各派1人

八、順序 大会派順

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年6月3日(火)(第28回)

一、参考人の出席を求めることを決定した。

一、日本銀行政策委員会審議委員の任命同意に関する件について次の参考人から所信を聴いた後、同参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

日本銀行政策委員会審議委員候補者  
慶應義塾大学経済学部教授 池尾和人君

〔質疑者〕

榛葉賀津也君(民主) 佐藤信秋君(自民)  
山下栄一君(公明) 松野信夫君(民主)  
丸山和也君(自民) 青木愛君(民主)

平成20年6月4日(水)(第29回)

一、少年法の一部を改正する法律案について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。

イ、時間 民主党・新緑風会・国民新・日本15分

口、人数 1人

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年6月6日(金)(第30回)

一、次の件について山本内閣府副大臣、佐藤総務副大臣、河井法務副大臣、岸厚生労働副大臣及び松島国土交通副大臣から説明を聴いた後、情報公開・個人情報保護審査会委員、預金保険機構理事長及び同理事、日本放送協会経営委員会委員、中央更生保護審査会委員長及び同委員、労働保険審査会委員、土地鑑定委員会委員並びに運輸安全委員会委員の任命については同意を与えることに、再就職等監視委員会委員長及び同委員の任命については同意を与えないことにそれぞれ決定した。

イ、情報公開・個人情報保護審査会委員の任命同意に関する件

ロ、再就職等監視委員会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ハ、預金保険機構理事長及び同理事の任命同意に関する件

ニ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件

ホ、中央更生保護審査会委員長及び同委員の任命同意に関する件

ヘ、労働保険審査会委員の任命同意に関する件

ト、土地鑑定委員会委員の任命同意に関する件

チ、運輸安全委員会委員の任命同意に関する件

一、国民読書年に関する決議案（西岡武夫君外6名発議）、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案（西岡武夫君外6名発議）及び厚生労働委員長岩本司君解任決議案（衛藤晟一君外1名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本会議において国民生活・経済に関する調査会及び少子高齢化・共生社会に関する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年6月11日（水）（第31回）

一、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案の衆議院回付案に同意することに決定した。

一、本会議において国際・地球温暖化問題に関

する調査会の中間報告を聴取することに決定した。

一、内閣総理大臣福田康夫君問責決議案（興石東君外20名発議）の委員会の審査を省略することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

平成20年6月20日（金）（第32回）

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件の継続審査要求書を提出することに決定した。

一、閉会中における本委員会所管事項の取扱いについてはその処理を委員長に、小委員会所管事項の取扱いについてはその処理を小委員長にそれぞれ一任することに決定した。

一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。

#### 庶務関係小委員会

平成20年1月17日（木）（第168回国会閉会後第1回）

○参議院の平成20年度予定経費要求及び平成19年度予定経費補正要求（第1号）に関する件について協議決定した。

#### 図書館運営小委員会

平成20年1月17日（木）（第168回国会閉会後第1回）

○国立国会図書館の平成20年度予定経費要求及び平成19年度予定経費補正要求（第1号）に関する件について協議決定した。

## 懲罰委員会

### 委員一覧（10名）

委員長	中曽根 弘文（自民）	北澤 俊美（民主）	吉村 剛太郎（自民）
理事	大石 正光（民主）	佐藤 泰介（民主）	白浜 一良（公明）
理事	山崎 正昭（自民）	高橋 千秋（民主）	
	岡崎 トミ子（民主）	峰崎 直樹（民主）	（20.4.9 現在）

### 委員会経過

平成20年4月9日（水）（第1回）

- 理事の補欠選任を行った。

## 災害対策特別委員会

### 委員一覧（20名）

委員長	一川 保夫（民主）	鈴木 陽悦（民主）	末松 信介（自民）
理事	高橋 千秋（民主）	広田 一（民主）	塚田 一郎（自民）
理事	森 ゆうこ（民主）	藤谷 光信（民主）	山田 俊男（自民）
理事	加治屋 義人（自民）	山根 隆治（民主）	西田 実仁（公明）
理事	神取 忍（自民）	吉川 沙織（民主）	山口 那津男（公明）
	青木 愛（民主）	佐藤 信秋（自民）	仁比 聡平（共産）
	郡司 彰（民主）	佐藤 正久（自民）	

（20.1.18 現在）

### （1）審議概観

第169回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

#### 〔国政調査等〕

4月18日、災害対策の基本施策について泉内閣府特命担当大臣（防災担当大臣）から所信を、また、平成20年度防災関係予算について内閣府副大臣から説明を聴取した。

4月23日、災害対策の基本施策について質疑を行い、緊急地震速報及び防災行政無線の運用の現状と活用に向けた今後の見通し、首都直下地震に係る業務継続計画（BCP）の作成状況及び帰宅困難者対策、校舎の耐震診断の一層の促進と耐震化に係る地域間格差是正の必要性、災害時要援護者避難支援プランの内容の妥当性と実効性、改正被災者生活再建支援法の運用状況と半壊世帯への支援拡充の必要性、東南海・南海地震発災時における応急活動の実効性の確保、防災及び減災の観点からの社会資本整備の必要性、原子力発電所における耐震化対策、消防団員及び水防団員の減少・高齢化の現状と対応策、災害派遣医療チーム（DMAT）の運用上の課題、能登半島地震及び新潟県中越沖地震の復旧・復興の現状と課題、国及

び地方公共団体における災害時応急対策マニュアル準備の必要性、都市型水害対策としての土地利用規制と総合治水対策の在り方、災害傷害見舞金の支給の現状と支給額の妥当性、阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の償還困難者の救済の必要性、災害援護資金の償還状況等につき国による調査実施の必要性などの諸問題が取り上げられた。

6月11日、大規模な風水害及び地震への対策等について、参考人京都大学防災研究所巨大災害研究センター長・教授 河田恵昭君、東京大学地震研究所教授島崎邦彦君及び関西学院大学総合政策学部教授室崎益輝君からそれぞれ意見を聴取した後、各参考人に対し質疑を行い、防災への積極的取組を行政に促すための方策、市民レベルの減災活動における課題及び行政による支援の在り方、防災対策におけるメディアの役割、佐渡の高波被害にみる想定外の事態への対処方策、地震リスクに対する市民意識を高めるための具体策、地震リスクの開示に伴う経済的なデメリットとその低減対策、中国四川省における大地震から我が国が学ぶべき課題、利根川における堤防整備事業の防災効果、自助・共助による減災対策と個人情報取扱い、避

難率10%程度という現状を踏まえた避難対策、地球温暖化に伴う海面上昇のハザードマップ・地域防災計画への反映状況、基幹的地震対策としての防災教育及び地域における防災専門家の知見活用の在り方などの諸問題が取り上げられた。

6月20日、平成20年岩手・宮城内陸地震による被害状況及びその対応について、泉防衛担当大臣から報告を聴取した後、質疑を行い、土砂災害の状況とその対応策、河道閉塞(天然ダム)への対応状況、国による被災河川

の一体的な流域管理の必要性、激甚災害の指定の前提となる被災実態の早期把握の必要性、災害査定前に被災自治体が災害復旧への対応を行い得る体制の整備、緊急地震速報の到達状況・効果と今後の課題、住宅・建築物の応急危険度判定の実施状況と判定結果、被災者に対する行政支援の在り方と被災者生活再建支援制度の弾力的な運用、農業用水施設等の早期復旧の必要性などの諸問題が取り上げられた。

## (2) 委員会経過

- 平成20年1月18日(金)(第1回)
- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 平成20年4月18日(金)(第2回)
- 災害対策の基本施策に関する件について泉内閣府特命担当大臣から所信を聴いた。
- 平成20年度防災関係予算に関する件について木村内閣府副大臣から説明を聴いた。
- 平成20年4月23日(水)(第3回)
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 緊急地震速報及び防災行政無線の普及活用に関する件、首都直下地震及び東南海・南海地震対策に関する件、学校等公共施設及び原子力発電所の耐震化対策に関する件、災害時要援護者の避難支援対策に関する件、被災者生活再建支援法に関する件、消防団及び水防団の維持充実に関する件、能登半島地震及び新潟県中越沖地震の復旧・復興対策に関する件、都市型水害対策に関する件、阪神・淡路大震災に係る災害援護資金の償還に関する件等について泉内閣府特命担当大臣、木村内閣府副大臣、加藤内閣府大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 〔質疑者〕  
吉川沙織君(民主)、広田一君(民主)、佐藤正久君(自民)、佐藤信秋君(自民)、西田実仁君(公明)、仁比聡平君(共産)
- 平成20年6月11日(水)(第4回)

- 参考人の出席をを求めることを決定した。
- 大規模な風水害及び地震への対策等に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 〔参考人〕  
京都大学防災研究所巨大災害研究センター長・教授 河田恵昭君  
東京大学地震研究所教授 島崎邦彦君  
関西学院大学総合政策学部教授 室崎益輝君
- 〔質疑者〕  
鈴木陽悦君(民主)、塚田一郎君(自民)、西田実仁君(公明)、仁比聡平君(共産)
- 平成20年6月20日(金)(第5回)
- 災害対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。
- 政府参考人の出席をを求めることを決定した。
- 平成20年岩手・宮城内陸地震による被害状況及びその対応に関する件について泉内閣府特命担当大臣から報告を聴いた後、同大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 〔質疑者〕  
平野達男君(民主)、佐藤信秋君(自民)、渡辺孝男君(公明)、仁比聡平君(共産)



## 沖縄及び北方問題に関する特別委員会

### 委員一覧（20名）

委員長	市川 一朗（自民）	金子 恵美（民主）	橋本 聖子（自民）
理事	喜納 昌吉（民主）	主濱 了（民主）	義家 弘介（自民）
理事	小林 正夫（民主）	高嶋 良充（民主）	遠山 清彦（公明）
理事	北川 イッセイ（自民）	藤原 正司（民主）	渡辺 孝男（公明）
理事	伊達 忠一（自民）	横峯 良郎（民主）	紙 智子（共産）
	家西 悟（民主）	島尻 安伊子（自民）	山内 徳信（社民）
	大島 九州男（民主）	中村 博彦（自民）	

（20.1.18 現在）

### （1）審議概観

第169回国会において、本特別委員会に付託された法律案はなかった。

また、本特別委員会付託の請願1種類1件を採択した。

#### 〔国政調査等〕

3月19日、沖縄及び北方問題に関する施策について、岸田内閣府特命担当大臣、高村外務大臣から所信を聴取した。また同日、第169回国会開会中の2月12日から14日に実施した沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情調査のための委員派遣について、派遣委員から報告を聴取した。

3月28日、予算委員会から委嘱された平成20年度内閣府（内閣本府（沖縄関係経費）、北方対策本部、沖縄総合事務局）予算等の審査を行い、日米地位協定の運用改善に向けた政府の具体的な考え、宮古島バイオエタノール実証事業の現状に対する政府の認識とE3普及への取組、沖縄県の若年層の雇用の確保と労働条件の改善に関する岸田大臣の認識、米軍施設の存在に起因する事件・事故について国の責任で対処する必要性、米兵による犯罪の未然防止に向け地域住民ホットライン設置の必要性、建設確認審査

の厳格化が沖縄県の建築業に与える影響とその対応策、旧軍飛行場用地問題に関する内閣府の検討状況、米国防総省の年次報告で明らかとなった米兵の性犯罪の実態に対する岸田大臣の認識、沖縄本島北部東海岸においてジュゴン保護区を設定する必要性、北方領土問題解決のための世論喚起に対する岸田大臣の認識と対応、北方四島交流のための後継船舶に関する予算措置などについて質疑を行った。

5月23日、沖縄及び北方問題に関する施策について質疑を行い、普天間飛行場移転等の完了までの間の住民の負担・不安に対する認識と取組、那覇市天久新都心の高層マンション建築問題に関し同市当局への事情・報告聴取の有無、国連先住民族の権利宣言に賛成した日本政府がアイヌ民族を先住民族と認めない理由、沖縄市の産業廃棄物処分場周辺での水質汚染実態の把握と水質調査の有無、那覇空港の滑走路増設に関する今後の見通し、各国の世界地図における北方領土の記述に関する見解、教育現場での北方領土問題の取上げ方に対する見解、厚生労働省のドクターヘリ活用事業の検討状況、日露間の青年交流に関する今後の推進

方策、読谷村の産業廃棄物処分場から高濃度の有害物質が検出されたことについての対処方策、キャンプ・ハンセン内レンジ4の移転

工事に遅れが生じていることについての認識などが取り上げられた。

## (2) 委員会経過

- 平成20年1月18日(金)(第1回)
- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 平成20年2月1日(金)(第2回)
- 委員派遣を行うことを決定した。
- 平成20年3月19日(水)(第3回)
- 沖縄及び北方問題に関する施策に関する件について岸田内閣府特命担当大臣及び高村外務大臣から所信を聴いた。
  - 派遣委員から報告を聴いた。
- 平成20年3月28日(金)(第4回)
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
  - 平成二十年度一般会計予算(衆議院送付)
  - 平成二十年度特別会計予算(衆議院送付)
  - 平成二十年度政府関係機関予算(衆議院送付)(内閣府所管(内閣本府(沖縄関係経費)北方対策本部、沖縄総合事務局)及び沖縄振興開発金融公庫)について岸田内閣府特命担当大臣から説明を聴いた後、同大臣、木村外務副大臣、江渡防衛副大臣、荻原経済産業大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 〔質疑者〕
- 小林正夫君(民主)、島尻安伊子君(自民)、遠山清彦君(公明)、紙智子君(共産)、山内徳信君(社民)
- 本委員会における委嘱審査は終了した。
- 平成20年5月23日(金)(第5回)
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
  - 沖縄及び北方問題に関する施策に関する件について岸田内閣府特命担当大臣、高村外務大臣、小池外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。
- 〔質疑者〕
- 市川一朗君(委員長質疑)、喜納昌吉君(民主)、大島九州男君(民主)、義家弘介君(自民)、渡辺孝男君(公明)、山内徳信君(社

- 民)、紙智子君(共産)
- 平成20年6月20日(金)(第6回)
- 請願第2296号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定した。
  - 沖縄及び北方問題に関する施策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
  - 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

## 委員派遣

- 平成20年2月12日(火)~14日(木)
- 沖縄の振興開発及び基地問題等に関する実情調査
- 〔派遣地〕
- 沖縄県
- 〔派遣委員〕
- 市川一朗君(自民)、喜納昌吉君(民主)、小林正夫君(民主)、伊達忠一君(自民)、遠山清彦君(公明)、紙智子君(共産)、山内徳信君(社民)

## 政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

### 委員一覧（35名）

委員長	鈴木	寛（民主）	亀井	郁夫（民主）	岸	信夫（自民）
理事	中村	哲治（民主）	行田	邦子（民主）	中川	雅治（自民）
理事	林	久美子（民主）	佐藤	泰介（民主）	古川	俊治（自民）
理事	福山	哲郎（民主）	谷	博之（民主）	牧野	たかお（自民）
理事	柳田	稔（民主）	千葉	景子（民主）	松村	龍二（自民）
理事	川口	順子（自民）	辻	泰弘（民主）	丸川	珠代（自民）
理事	西島	英利（自民）	増子	輝彦（民主）	丸山	和也（自民）
理事	荒木	清寛（公明）	松井	孝治（民主）	浜田	昌良（公明）
	足立	信也（民主）	山下	八洲夫（民主）	弘友	和夫（公明）
	梅村	聡（民主）	石井	準一（自民）	井上	哲士（共産）
	大江	康弘（民主）	磯崎	陽輔（自民）	又市	征治（社民）
	大河原	雅子（民主）	河合	常則（自民）		（20.1.18 現在）

### （１）審議概観

第169回国会において本特別委員会に付託された法律案は、衆議院提出1件であった。

また、本特別委員会付託の請願1種類4件は保留とした。

### （２）委員会経過

平成20年1月18日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。

平成20年6月20日（金）（第2回）

- 請願第388号外3件を審査した。
- 政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

# 北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

## 委員一覧（20名）

委員長	下田 敦子（民主）	川合 孝典（民主）	田中 直紀（自民）
理事	川上 義博（民主）	徳永 久志（民主）	中山 恭子（自民）
理事	白 眞勲（民主）	藤田 幸久（民主）	山谷 えり子（自民）
理事	浅野 勝人（自民）	前川 清成（民主）	風間 昶（公明）
理事	山本 一太（自民）	水戸 将史（民主）	山本 博司（公明）
	加賀谷 健（民主）	衛藤 晟一（自民）	山下 芳生（共産）
	風間 直樹（民主）	岡田 直樹（自民）	

（20.1.18 現在）

## （1）審議概観

第169回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

### 〔国政調査等〕

福田内閣総理大臣の施政方針演説では、北朝鮮に対し、六者会合等の場を通じ、関係各国と連携して核の放棄を求め、また、すべての拉致被害者の一刻も早い帰国を実現し、不幸な過去を清算し日朝国交正常化を

図るべく、最大限の努力を行っていくことが表明された。

6月4日、拉致問題の進展、六者会合と日朝協議、特定失踪者問題、脱北者問題、拉致問題の啓発・広報、拉致情報の収集強化、北朝鮮に対する人道支援、朝鮮半島の非核化、北朝鮮に対する経済制裁、米国の北朝鮮テロ支援国家指定解除、北朝鮮のミサイル問題等について質疑を行った。

## （2）委員会経過

平成20年1月18日（金）（第1回）

- 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
- 平成20年6月4日（水）（第2回）
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 拉致問題の進展に関する件、六者会合と日朝協議に関する件、特定失踪者問題に関する件、脱北者問題に関する件、拉致問題の啓発・広報に関する件、拉致情報の収集強化に関する件、北朝鮮に対する人道支援に関する件、朝鮮半島の非核化に関する件、北朝鮮に対する経済制裁に関する件、米国の北朝鮮テロ支援国家指定解除に関する件、北朝鮮のミサイル問題に関する件等について高村外務大臣、町村国務大臣、小池外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

川上義博君（民主）、加賀谷健君（民主）、水戸将史君（民主）、白眞勲君（民主）、塚田一郎君（自民）、風間昶君（公明）、山下芳生君（共産）

平成20年6月20日（金）（第3回）

- 北朝鮮による拉致問題等に関する対策樹立に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

# 政府開発援助等に関する特別委員会

## 委員一覧（30名）

委員長	溝手 顕正（自民）	亀井 亜紀子（民主）	石井 みどり（自民）
理事	大塚 耕平（民主）	島田 智哉子（民主）	椎名 一保（自民）
理事	富岡 由紀夫（民主）	武内 則男（民主）	田村 耕太郎（自民）
理事	藤末 健三（民主）	谷岡 郁子（民主）	鶴保 庸介（自民）
理事	谷川 秀善（自民）	轟木 利治（民主）	西田 昌司（自民）
理事	山内 俊夫（自民）	長浜 博行（民主）	長谷川 大紋（自民）
理事	谷合 正明（公明）	姫井 由美子（民主）	松村 祥史（自民）
	犬塚 直史（民主）	広中 和歌子（民主）	森 まさこ（自民）
	大石 正光（民主）	牧山 ひろえ（民主）	浮島 とも子（公明）
	加藤 敏幸（民主）	米長 晴信（民主）	近藤 正道（社民）
			（20.1.18 現在）

## （1）審議概観

第169回国会において、本特別委員会に付託された法律案及び請願はなかった。

なお、G8北海道洞爺湖サミット及び第四回アフリカ開発会議（TICAD）に向けた我が国の国際援助の在り方等に関する決議を行った。

### 〔国政調査等〕

3月28日、予算委員会から委嘱された平成20年度政府開発援助関係予算の審査を行い、「アフリカ向けODA倍増」の国際公約の達成状況、骨太の方針2006を見直しODA予算を増額する必要性、ODA予算の減少に伴う外交への影響と現在の予算規模の妥当性等について質疑を行った。

4月2日、参議院政府開発援助調査に関する件を議題とし、平成19年度政府開発援助調査派遣団（第2班・第4班）の参加議員からの意見表明を踏まえ、ODAをオールジャパンで取り組む必要性、我が国のODAへのPDCAサイクルの活用、氷河湖問題に対処するための我が国の援助の在り方、英国における援助

関係者の官民人材交流の現状、国際開発分野における我が国人材の育成と活用の在り方、中国の対アフリカ支援の現状、供与案件のフォローアップなど持続可能な援助の在り方等について意見交換を行った。

4月9日、国際機関から見た国際援助の潮流と日本のODAについて参考人国連開発計画（UNDP）駐日代表村田俊一君及び国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）駐日代表滝澤三郎君から意見を聴いた後、新興援助国との援助協調の在り方、ミレニアム開発目標の具体的な進捗状況と課題、国際機関に対する我が国の拠出の現状と今後の在り方等について質疑を行った。

4月16日、新たな国際援助の在り方に向けた提言について参考人中央大学法科大学院教授・国際連合大学学長特別顧問横田洋三君、拓殖大学学長・外務省国際協力に関する有識者会議議長渡辺利夫君及び政策研究大学院大学国際開発戦略研究センター教授大野泉君から意見を聴いた後、我が国ODAの理念と国民の理解、ODA戦略・政策立案に

おける国会・政治の関与の在り方、現行ODA大綱への評価とODA基本法制定の必要性等について質疑を行った。

4月23日、NGOから見た国際援助の潮流と日本のODAについて参考人特定非営利活動法人TICAD市民社会フォーラム代表理事大林稔君及びG8サミットNGOフォーラム貧困・開発ユニットリーダー石井澄江君から意見を聞いた後、TICAD・G8プロセスへのNGO・市民社会の関与と評価、世界的な穀物・燃料価格高騰に伴うアフリカ及び援助への影響、ODAに関する第三者機関の関与の在り方とNGOの役割等について質疑を行った。

5月14日、アフリカから見た日本の対アフリカ支援について参考人駐日タンザニア連合共和国特命全権大使エリ・エリクンダ・エリネ・マ・ムタンゴ君及び駐日ガボン共和国特命全権大使ジャン・クリスチャン・オバム君から意見を聞いた後、これまでのTICADプロセスの評価とTICADへの期待、アフリカにおけるミレニアム開発目標の達成状況と今後の課題、アフリカ支援における経済成長と貧困削

減等について質疑を行った。

5月16日、G8北海道洞爺湖サミット及び第四回アフリカ開発会議(TICAD)に向けた我が国の国際援助の在り方等に関する決議を行った。また、同日、福田内閣総理大臣、高村外務大臣及び独立行政法人国際協力機構(JICA)理事長緒方貞子君の出席を求め、委員会決議を踏まえ、減額中のODA予算反転の必要性、G8北海道洞爺湖サミット及びTICADへの取組姿勢、環境・気候変動問題とODAの活用、新JICA発足に向けた課題と期待、援助人材の育成の在り方等について質疑を行った。

6月6日、TICADについて高村外務大臣から報告を聞いた。また、同日、高村外務大臣、小池大臣政務官、政府参考人及び参考人JICA理事上田善久君の出席を求め、TICAD、食糧価格高騰問題、ODA増額と財源、アフリカにおける保健衛生・感染症対策、NGOのODA政策及びTICADプロセスへの関与等について質疑を行った。

## (2) 委員会経過

- 平成20年1月18日(金)(第1回)
    - 特別委員長を選任した後、理事を選任した。
  - 平成20年3月28日(金)(第2回)
    - 政府参考人の出席を求めることを決定した。
    - 平成二十年度一般会計予算(衆議院送付)
    - 平成二十年度特別会計予算(衆議院送付)
    - 平成二十年度政府関係機関予算(衆議院送付)
- (政府開発援助関係経費)について高村外務大臣から説明を聞いた後、同大臣、池坊文部科学副大臣、小池外務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

藤末健三君(民主) 牧山ひろえ君(民主)

- 石井みどり君(自民) 西田昌司君(自民) 谷合正明君(公明) 近藤正道君(社民)
- 本委員会における委嘱審査は終了した。
- 平成20年4月2日(水)(第3回)
    - 参議院政府開発援助調査に関する件について意見の交換を行った。
  - 政府開発援助等に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 平成20年4月9日(水)(第4回)
- 国際機関から見た国際援助の潮流と日本のODAに関する件について次の参考人から意見を聞いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

国連開発計画（UNDP）駐日代表 村田俊一君

国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）

駐日代表 滝澤三郎君

〔質疑者〕

轟木利治君（民主）、亀井亜紀子君（民主）、

山内俊夫君（自民）、浮島とも子君（公明）、

近藤正道君（社民）

平成20年4月16日（水）（第5回）

- 新たな国際援助の在り方に向けた提言に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

中央大学法科大学院教授

国際連合大学学長特別顧問 横田洋三君

拓殖大学学長

外務省国際協力に関する有識者会議議長

渡辺利夫君

政策研究大学院大学国際開発戦略研究センター教授 大野泉君

〔質疑者〕

犬塚直史君（民主）、谷岡郁子君（民主）、

森まさこ君（自民）、谷合正明君（公明）、

近藤正道君（社民）

平成20年4月23日（水）（第6回）

- NGOから見た国際援助の潮流と日本のODAに関する件について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

特定非営利活動法人TICAD市民社会フォーラム代表理事 大林稔君

G8サミットNGOフォーラム貧困・開発ユニットリーダー 石井澄江君

〔質疑者〕

長浜博行君（民主）、米長晴信君（民主）、

田村耕太郎君（自民）、浮島とも子君（公明）、

近藤正道君（社民）

平成20年5月14日（水）（第7回）

- アフリカから見た日本の対アフリカ支援に関する件について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

駐日タンザニア連合共和国特命全権大使

エリー・エリクング・エリネーマ・ムタンゴ君

駐日ガボン共和国特命全権大使 ジャン・クリスチャン・オバム君

〔質疑者〕

島田智哉子君（民主）、姫井由美子君（民主）、

椎名一保君（自民）、谷合正明君（公明）、

近藤正道君（社民）

平成20年5月16日（金）（第8回）

- G8北海道洞爺湖サミット及び第四回アフリカ開発会議（TICAD）に向けた我が国の国際援助の在り方等に関する決議を行った。

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- ODA予算増額に関する件、G8北海道洞爺湖サミット及び第4回アフリカ開発会議（TICAD）に関する件、環境・気候変動問題とODAの活用に関する件、新JICA発足に関する件、援助人材の育成に関する件等について福田内閣総理大臣、高村外務大臣及び参考人独立行政法人国際協力機構理事長緒方貞子君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

大塚耕平君（民主）、富岡由紀夫君（民主）、

谷川秀善君（自民）、田村耕太郎君（自民）、

浮島とも子君（公明）、近藤正道君（社民）

平成20年6月6日（金）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 第4回アフリカ開発会議（TICAD）について高村外務大臣から報告を聴いた。

- 第4回アフリカ開発会議（TICAD）に関する件、食糧価格高騰問題に関する件、ODA増額と財源に関する件、アフリカにおける保健衛生・感染症対策に関する件、NGOのODA政策及びTICADプロセスへの関与に関する件等について高村外務大臣、小池外務大臣政務官、政府参考人及び参考人独立行政法人国際協力機構理事上田善久君に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

米長晴信君（民主）、牧山ひろえ君（民主）、

谷川秀善君（自民）、浜田昌良君（公明）、  
近藤正道君（社民）  
平成20年6月20日（金）（第10回）  
○政府開発援助等に関する調査の継続調査要求

書を提出することを決定した。  
○閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

### （３）委員会決議

#### G 8北海道洞爺湖サミット及び第四回アフリカ開発会議（TICAD） に向けた我が国の国際援助の在り方等に関する決議

我が国の政府開発援助（ODA）予算は、過去11年間に於いて約4割と大幅に削減されている。経済協力開発機構・開発援助委員会（OECD/DAC）が公表した2007年の国別援助実績によれば、我が国のODA供与額は昨年の第3位から第5位に順位を下げ、対国民総所得（GNI）比ではDAC加盟22か国中第20位に後退した。

一方、主要援助国は、ミレニアム開発目標（MDGs）の目標年である2015年に向けてODAの増額に踏み切っている。

我が国が国際社会の援助潮流から取り残されることなく、国際社会における責務を果たし、主要な外交手段の一つであるODAを有効活用するために、我が国は今後のODAの在り方について、政策的・政治的判断を行わなくてはならない局面を迎えている。

今月末には第4回アフリカ開発会議（TICAD）が、7月にはG8北海道洞爺湖サミットが開催される。また、10月には新JICAの発足も予定されている。こうした中で、我が国は、G8議長国として、アフリカ支援、MDGs達成を始めとする途上国援助の強化、環境・気候変動、感染症など地球規模問題の解決や平和構築に向けて、新JICA等を有効に活用しつつ、主導的立場で取り組むことが期待されており、国際社会における我が国の国際援助の在り方そのものが大きく問われている。

政府においては、以上を踏まえ、我が国の国際援助に関し、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

#### 一、ODAの増額の必要性和数値目標の設定

我が国は、TICAD及びこれに続くG8北海道洞爺湖サミットにおいて、ODA等を通じたアフリカなど途上国の貧困の削減や経済社会開発、環境・気候変動問題等の解決に向けてリーダーシップを発揮すべき役割を担っている。この責務を十全に果たすためには、近年の我が国ODAの削減傾向を増加拡大へと転じるとともに、具体的数値を示した積極的な取組姿勢を打ち出すべきである。このため、2010年を目途に我が国ODA実績を2006年実績である対GNI比0.25%に引き戻す努力を行うべきである。また、MDGsの目標年である2015年までの対GNI比0.7%達成を見据えた取組を行うとともに、TICADの成功を目指し、アフリカ向けのODAを特別に拡充するよう努めるべきである。

#### 二、ミレニアム開発目標（MDGs）の達成に向けた協力

本年は、MDGsに向けた中間年に当たるが、その目標達成のためには先進国及び途上国の世界各国、国連諸機関、非政府組織（NGO）、企業、個人などすべての援助関係者が力を合わせて取り組む必要がある。このため、TICAD及びG8北海道洞爺湖サミットにおいては、改めてMDGs達成に向けた援助国の支援強化を確認すべきである。特に我が国は、「人間の安全保障」の考え方に基づき、エイズ、結核、マラリア等の感染症対策、保健分野の人材確保など保健医療システムの強化、母子保健の向上、安全な水の確保など、我が国が優位性を有する保健・水・感



染症対策に関し積極的な貢献を行うべきである。

### 三、めりはりのあるアフリカ支援の推進

アフリカ支援に関しては、今後一層、めりはりのある援助政策を採るべきである。このため、アフリカの実情に応じつつ、「援助分野の優先付け」及び「援助対象国の重点化」を進めるとともに、我が国の援助の特性に合致し、我が国の存在感を効率的に高め得る感染症対策などの保健衛生分野及び教育分野における支援を重視すべきである。また、T I C A Dプロセスについては、国連を始めとする国際機関のみならずアフリカ連合（A U）の関与を強化するとともに、アフリカのオーナーシップの現れである「アフリカ開発のための新パートナーシップ」（N E P A D）との連携を進めつつ、五年毎の会議開催の間の履行状況の検証、評価等のフォロー・アップを徹底すべきである。

### 四、アフリカ支援における「貧困削減と経済成長」の達成

昨年6月に取りまとめた当委員会の提言（「新たな国際援助の在り方に向けて」、以下「提言」という。）に示したように、アフリカでの貧困削減と経済成長の好循環を生み出すためには、我が国の東アジアでの援助経験と知見を活用しつつ、援助対象国の発展段階等に配慮した対応を行うことが重要である。貧困層の経済活動への参画を促すことを常に念頭に置きつつ、円借款を利用した経済インフラの整備や民間投資を促す環境整備など成長セクターへの合理的、効果的な経済支援の検討を進めるべきである。ただし、その場合によっては、援助対象国との政策対話等を通じたガバナンスの向上、援助協調による国際機関や他の援助国等との連携などを重視するとともに、過去においてアフリカ諸国が債務の返済不能となった点に留意し、経済成長が更なる問題を生み出さないよう十分配慮すべきである。

### 五、国連援助機関との連携強化と拠出額の確保

近年の我が国O D A予算の大幅な減少によって、国連援助機関への我が国の拠出額も削減されている。例えば、かつて我が国が最大拠出国であった国連開発計画（U N D P）における通常予算拠出額順位は第七位に転落し、常任の執行理事国の地位も失っている。この結果、国連援助機関での意思決定における我が国の影響力が低下する懸念が生じている。我が国の援助政策の考え方を国際援助の動向に反映させるため、また、我が国の二国間援助と国連援助機関との連携を強化するためにも、国連援助機関の特性を踏まえた効果的な活用を図るとともに、拠出額の適切な水準確保に努めるべきである。

### 六、環境・気候変動問題とO D Aの積極的活用

地球温暖化による環境・気候変動問題は人類が直面する最大の課題であり、G 8北海道洞爺湖サミットにおける主要議題である。特に、開発途上国は、干ばつや洪水、高潮、水資源不足や氷河湖問題など気候変動に伴う環境被害に対してぜい弱であり、その影響を最も受けやすい一方、これら環境被害に対する対処や気候変動対策に係る資金、技術及び知見はいずれも大きく不足している。政府は既に「クールアース・パートナーシップ」構想を提唱しているが、今後一層、環境・気候変動問題に関し、国連諸機関や関係地域機関・国と連携しつつ、資金面・技術面での積極的支援を行うべきである。また、引き続き、O D Aを有効活用し、先進国と途上国間の「クリーン開発メカニズム（C D M）」事業に自ら取り組むとともに、その推進に努めるべきである。

### 七、食料価格高騰に対する迅速な対処

急騰する食料価格は、開発途上国に対する食糧支援調達コストの大幅な増加をもたらすだけでなく、アジア、アフリカ諸国の貧困層を中心に食料不安など深刻な事態を引き起こしている。国際社会は、食料輸出国・輸入国を問わず協調して問題に対処すべきであり、特にT I C A D やG 8北海道洞爺湖サミットにおいては、開発途上国に対する緊急支援はもとより、食料価格高騰の背景にある気候変動問題や新興経済国の食料需要の拡大、原油高等のエネルギー問題などへの

対処を含めた包括的枠組みによる対応策を検討すべきである。また、我が国は、G8議長国として、開発途上国の食料増産のための技術開発、農業生産性向上のためのインフラ整備や人材の育成など農業の育成・強化に向けた支援策を、ODAを活用して積極的に講ずるべきである。

#### 八、援助人材の育成に向けた政府の早急な取組の必要性

当委員会は「提言」において、援助人材の育成・確保は喫緊の課題と位置付けた。国際援助分野における我が国の発言力と存在感を確保するためには、援助人材の育成・確保が一層重要な課題となる。このため、政府は、できる限り早急に、政府、地方自治体、大学・研究機関、民間企業、NGO等の官民連携による援助人材育成のメカニズムの構築に向けた検討を進めるべきである。特に、当委員会の「提言」の中で提案した「人間の安全保障センター（仮称）」の創設について積極的かつ具体的に検討すべきである。

#### 九、援助理念、援助戦略、地域戦略方針の必要性和国会の関与

国際援助の実施に当たっては、我が国全体で共有できる援助理念及び援助戦略の確立と、それに伴う国民の理解と支持を得ることが必要である。また、援助対象国、援助対象地域における我が国の比較優位性を有効活用する対応が求められる。当委員会は、既に「提言」において、「海外経済協力会議」での議論を踏まえた「地域戦略方針」策定の検討を求めているが、今後ともその検討を鋭意進めるとともに、外務省において策定されている「国際協力重点方針・地域別重点課題」については、当委員会における議論を十分に踏まえ、適宜その内容及び取組状況につき当委員会に対して報告すべきである。

#### 十、援助の必要性、合理性、透明性、公正性の確保

以上の諸点に加え、国際援助の実施においては、その必要性、合理性、透明性、公正性が求められており、そのことが公的資金を用いて行う国際援助に対する国民の理解と支持を得る大前提である。政府においては、今後もそれらの諸点に十二分に配慮し、国際援助の実情、実績、計画等について、国会に対して十分な情報の開示・提供に努めるべきである。

右決議する。

## 2 調査会審議経過

### 国際・地球温暖化問題に関する調査会

#### 委員一覧（25名）

会 長	石井 一（民主）	工藤 聖太郎（民主）	島尻 安伊子（自民）
理 事	今野 東（民主）	ツルネン マルティ（民主）	西田 昌司（自民）
理 事	広中 和歌子（民主）	松井 孝治（民主）	牧野 たかお（自民）
理 事	室井 邦彦（民主）	松岡 徹（民主）	丸山 和也（自民）
理 事	川口 順子（自民）	峰崎 直樹（民主）	加藤 修一（公明）
理 事	野村 哲郎（自民）	山根 隆治（民主）	山本 香苗（公明）
理 事	浜田 昌良（公明）	荒井 広幸（自民）	山内 徳信（社民）
	浅尾 慶一郎（民主）	神取 忍（自民）	
	喜納 昌吉（民主）	佐藤 正久（自民）	

（20.2.6 現在）

#### （1）活動概観

##### 〔調査の経過〕

本調査会は、国際問題及び地球温暖化問題に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第168回国会の平成19年10月5日に設置された。今期3年間にわたる調査テーマを「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」と決定した。

今国会においては、国際問題に関しては、「日本の発信力の強化」を、また、地球温暖化問題に関しては、「京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題」及び「国際的な取組と日本の役割・課題 - 2013年以降の問題 - 」を調査項目として取り上げ、調査を行った。

まず、「日本の発信力の強化」については、平成20年2月6日に「日本の発信の現状」について、小倉和夫（独立行政法人国際交流基金理事長）、山本正（財団法人日本国際交流センター理事長）及び今井義典（日本放送協会副会長）の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

2月13日には、「諸外国の発信の現状」に

ついて、ジェイスン・ジェームズ（ブリティッシュ・カウンシル駐日代表）、ウーヴェ・シュメルター（ドイツ文化センター 所長・東アジア地域代表）、ディビッド・M・マークス（在日米国大使館報道官）及びアレクシー・ラメック（在日フランス大使館文化参事官）の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月23日には、「海外の“日本発”情報への批判・意見等」について、マーティン・ウィリアムス（社団法人日本外国特派員協会会長）、マルク・ベリボ（東京・国際メディアフォーラム会長）及び高島肇久（学習院大学特別客員教授）の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

5月14日には、「日本の発信力の強化」について、田中秀明（財団法人経済広報センター常務理事・事務局長）及び伊沢正（独立行政法人日本貿易振興機構副理事長）の両参考人から意見を、政府参考人から報告を、それぞれ聴取し、質疑を行った。

このほか、中間報告の取りまとめに向けて、5月28日には、「日本の発信力の強化」につい

て、委員間の意見交換を行った。

次に、「京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題」については、「産業界における地球温暖化対策の取組」について、2月20日に酒井清(株式会社リコ-取締役専務執行役員CTO、環境推進担当)、関田貴司(JFEスチール株式会社常務執行役員)、齊藤莊藏(株式会社日立製作所執行役員専務)及び八谷道紀(日産自動車株式会社環境安全技術渉外部担当部長)の各参考人から、また、2月27日には、久森健二(佐川急便株式会社取締役)、小林珠江(株式会社西友執行役員SVPサステナビリティ担当)、齊藤清文(株式会社山武取締役執行役員専務ビルシステムカンパニー社長)及び山田督(株式会社びわこ銀行取締役頭取)の各参考人から、それぞれ意見を聴取し、質疑を行った。

4月2日には、「地方自治体における地球温暖化対策の取組」について、森雅志(富山市長)、猿渡知之(京都府副知事)及び大野輝之(東京都環境局都市地球環境部長)の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

また、「国際的な取組と日本の役割・課題 - 2013年以降の問題 - 」については、4月9日に「北海道洞爺湖サミットに向けた課題と日本の役割」について、西岡秀三(独立行政法人国立環境研究所特別客員研究員)、鮎川ゆりか(財団法人世界自然保護基金(WWF)ジャパン気候変動特別顧問)及び明日香壽川(東北大学東北アジア研究センター教授)の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月16日には、「地球温暖化問題に対する諸外国の取組」について、ハンス=ヨアヒム・デア(駐日ドイツ連邦共和国特命全権大使)、ロバート・F・セキュータ(在日米国大使館経済担当公使)及び葛広彪(在日中国大使館参事

官)の各参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

このほか、中間報告の取りまとめに向けて、5月21日には、「京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題」及び「国際的な取組と日本の役割・課題 - 2013年以降の問題 - 」について、委員間の意見交換を行った。

6月9日には、1年目の調査を踏まえ、国際問題に関して16項目、地球温暖化問題に関して13項目の提言を含む、国際問題及び地球温暖化問題に関する調査報告(中間報告)を議長に提出した。

#### 〔調査の概要〕

##### 1. 日本の発信力の強化

2月6日の調査会では、参考人から、国際交流基金の活動の現状及び課題、国際交流の担い手育成の必要性、NHKの海外発信の取組等について意見を聴取した。続いて、参考人に対し、日本語教育以外で相手国国民の受信力向上が期待できる分野、国益や世界平和を踏まえた発信機関の重要性、国際交流で発信を行う者の世代交代が進まない理由、高い発信力を有する人材の養成方策、国際的な文化交流機関に対する支援の在り方等について質疑を行った。

2月13日の調査会では、参考人から、ブリティッシュ・カウンシルの活動、ドイツ文化センターの活動、米国 国務省及び米国大使館の広報活動、フランスの文化外交等について意見を聴取した。続いて、参考人に対し、ブリティッシュ・カウンシルが気候変動に関するイベントの参加者を若者に絞った理由、発信を行う際の政府と異なる意見の取扱い、母国語を教える教員の育成方法及び同教員に対す

る試験の有無、情報発信力を高める上で適切な日本語の普及と英語による発信とのバランス、アメリカの交流プログラム参加者の人選の基準等について質疑を行った。

4月23日の調査会では、参考人から、外国人ジャーナリストに対する情報提供についての対応改善の必要性、広報外交を進める上での国民意識を高める必要性、発信力強化における人材育成の必要性等について意見を聴取した。続いて、参考人に対し、日本発信の情報に対し外国人記者が魅力を感じない理由、日本が否定的に見られる問題についての情報提供の在り方、政府関連行事日程等の早期提供及びワンストップ化の必要性、発信力を高めるため日本が早急に取り組むべき課題、外国特派員の意見を踏まえた記者クラブ制度の今後の在り方等について質疑を行った。

5月14日の調査会では、参考人から、対外発信に関する経済広報センター及び日本貿易振興機構の取組の現状等について意見を聴取するとともに、外務省から、我が国の対外発信力強化に向けた取組について報告を聴取した。続いて、参考人及び外務省に対し、日本語教員として日本人が海外に派遣されるプログラムをより活用する必要性、領土や拉致問題解決に向けたパブリックディプロマシーの有効性及び活用法、留学生30万人計画を国家戦略として進めていく上でのポイント、発信力強化の方策としてスポーツに関する取組が弱いことに対する認識、米国等の大学での日本についての講座拡大に向け日本企業の支援を要請する必要性等について質疑を行った。

5月28日の調査会では、委員間の意見交換を行い、長期的観点から海外青年の短期

日本招聘及び希望する研修を行う必要性、発信力を強化する上で個性的、独創的な人材の育成・確保の必要性、憲法前文が示す平和、自由、人権の擁護への努力を日本の発信の方向性とする必要性、日本の文化や伝統の維持・発展に必要な経済力維持のため教育の強化に努める必要性、持続可能な開発のための教育の10年や地球環境問題に積極的に行動している事実を発信する必要性、発信力を高めるために夢や希望、感動のある言葉で語ることの重要性、問題の存在とその解決に努力する日本の姿を発信する必要性、率直に過去の過ちへの反省が伝わる発信を行う必要性、武士道について調査会報告書に盛り込む必要性、発信の受け皿作りとしてアニメやポップカルチャーの持つ可能性を追求する必要性等の意見が述べられた。

2. 京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題 - 2013年以降の問題 -

2月20日の調査会では、参考人から、トップランナー方式の効果、CDMの活用、環境適合製品の拡大、電気自動車の開発・普及等について意見を聴取した。続いて、参考人に対し、CO<sub>2</sub>削減に向けての取組が事業活動に与える影響、国内排出量取引や環境税などに対する産業界の考え方、ポスト京都議定書の議論において経済成長が人類の幸せに通じるとの発想を転換する必要性、中国やインドへのCO<sub>2</sub>削減技術供与が日本の国際競争力に与える影響と対応、企業の環境問題への取組が株主の利益とあつれきを生じることの有無等について質疑を行った。

2月27日の調査会では、参考人から、天然ガス車導入やモ-ダルシフトなど物流におけ

る取組、小売業における顧客への啓蒙、E S C O事業の現状、CO<sub>2</sub>削減促進を金利優遇等で支援する環境銀行の取組等について意見を聴取した。続いて、参考人に対し、マイバッグが普及しない原因、CO<sub>2</sub>削減の根本的対策としての小売業界での営業日数・時間規制の必要性、国民に対する環境啓蒙活動を行っていく上で強化すべき点、国会あるいは行政の地球温暖化への取組に対する要望、融資審査において環境への配慮を判断基準とすることの必要性等について質疑を行った。

4月2日の調査会では、参考人から、公共交通を中心とするコンパクトなまちづくり、中小企業の省エネ設備投資に対する低利融資、大規模事業所に対する温室効果ガス排出量削減義務及び排出量取引制度導入等について意見を聴取した。続いて、参考人に対し、マイカーから公共交通への転換を図るための市民への啓蒙方法、地球温暖化対策推進法で市区町村に義務付けられている実行計画の策定が進んでない理由、地方自治体が地域のCO<sub>2</sub>削減目標を達成する上で産業界に対する削減計画策定を義務化する必要性、自然エネルギー推進に当たっての課題、森林整備事業や業務及び家庭部門でのCO<sub>2</sub>削減への取組等について質疑を行った。

4月9日の調査会では、参考人から、北海道洞爺湖サミットにおける日本の役割、日本がサミットでリーダーシップを発揮するための条件、途上国への技術・資金支援の在り方等について意見を聴取した。続いて、参考人に対し、炭素税を中心とした環境税に対する見解と炭素税に積極的に取り組む必要性、エネルギー需要削減の際に費用対効果の観点から取組を優先すべき分野、国民の温暖化問題への危機感を喚起する効果的な方策、家

庭の電力需要を削減するための家電買換えの特例案に対する認識、生産・輸送・消費に伴うCO<sub>2</sub>排出総量表示の開発状況と世界的に認知される可能性等について質疑を行った。

4月16日の調査会では、参考人から、ドイツ、米国及び中国の地球温暖化問題への取組等について意見を聴取した。続いて、参考人に対し、地球温暖化防止に向け国連を通じた地球規模での取組を行う必要性、ドイツにおけるエネルギー-気候変動計画策定時の経済省と環境省の対立点及び合意の経緯、廃棄物問題を抱える原子力発電に対する将来展望、温暖化防止へ向けて洞爺湖サミットや今後の国際的な協議で日本に期待する役割、ドイツ国民が自発的に政府の環境政策に協力する理由及び環境教育の役割等について質疑が行われた。

5月21日の調査会では、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題 - 2013年以降の問題 - について委員間の意見交換を行い、低炭素化社会に向けた中長期的CO<sub>2</sub>排出量削減目標設定、国内排出量取引制度及び地球温暖化対策税の導入等の必要性、CO<sub>2</sub>削減に向け日本の近代化の教訓を踏まえた新しい価値観の提案の必要性、CO<sub>2</sub>削減に向けた国民運動を進めるため環境モデル都市を活用する必要性、海面上昇や大規模災害に対応する戦略的な国土開発保全計画を策定する必要性、国内排出量取引及び環境税に対するより冷静な議論の必要性、環境保全を日本の国際貢献の一つの柱とする必要性、環境教育での日本のリーダーシップ発揮の必要性、地球温暖化防止に向けて民生部門での効果を上げるための国民

運動の重要性、原子力、太陽光、風力に係わる技術移転によって日本が国際的な役割を果たしていく必要性、地球温暖化対策を進める

にあたり国民の負担などについて理解を求める必要性等の意見が述べられた。

## (2) 調査会経過

平成20年2月6日(水)(第1回)

- 国際問題及び地球温暖化問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、日本の発信力の強化(日本の発信の現状(活動概要、体制、戦略等))について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

独立行政法人国際交流基金理事長 小倉和夫君

財団法人日本国際交流センター理事長 山本正君

日本放送協会副会長 今井義典君

〔質疑者〕

佐藤正久君(自民)、浜田昌良君(公明)、山根隆治君(民主)、川口順子君(自民)、島尻安伊子君(自民)、神取忍君(自民)、広中和歌子君(民主)、峰崎直樹君(民主)、喜納昌吉君(民主)、石井一君(会長質疑)

平成20年2月13日(水)(第2回)

- 「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、日本の発信力の強化(諸外国の発信の現状(国際放送を含む活動概要、体制、戦略等))について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

ブリティッシュ・カウンシル駐日代表

ジェイスン・ジェイムズ君

ドイツ文化センター所長・東アジア地域代表 ウーヴェ・シュメルター君

在日米国大使館報道官 デビッド・M・

マークス君

在日フランス大使館文化参事官 アレクシー・ラメック君

〔質疑者〕

野村哲郎君(自民)、ツルネンマルテイ君(民主)、川口順子君(自民)、島尻安伊子君(自民)、浜田昌良君(公明)、山根隆治君(民主)、牧野たかお君(自民)、広中和歌子君(民主)

平成20年2月20日(水)(第3回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題(産業界における地球温暖化対策の取組)について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

株式会社リコー取締役専務執行役員 C T O、環境推進担当 酒井清君

J F E スチール株式会社常務執行役員 関田貴司君

株式会社日立製作所執行役専務 齊藤莊藏君

日産自動車株式会社環境安全技術渉外部担当部長 八谷道紀君

〔質疑者〕

今野東君(民主)、加藤修一君(公明)、西田昌司君(自民)、室井邦彦君(民主)、峰崎直樹君(民主)、島尻安伊子君(自民)、広中和歌子君(民主)

平成20年2月27日(水)(第4回)

- 「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題(産業界における地球温暖化対策の取組)につい

て次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

佐川急便株式会社取締役 久森健二君  
株式会社西友執行役 SVP サステナビリティ担当 小林珠江君  
株式会社山武取締役執行役員専務ビルシステムカンパニー社長 斉藤清文君  
株式会社びわこ銀行取締役頭取 山田督君

〔質疑者〕

加藤修一君（公明）、ツルネンマルテイ君（民主）、野村哲郎君（自民）、今野東君（民主）、西田昌司君（自民）、神取忍君（自民）、佐藤正久君（自民）、室井邦彦君（民主）、牧野たかお君（自民）、島尻安伊子君（自民）、広中和歌子君（民主）、川口順子君（自民）

平成20年4月2日（水）（第5回）

- 「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題（地方自治体における地球温暖化対策の取組）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

富山市長 森雅志君  
京都府副知事 猿渡知之君  
東京都環境局都市地球環境部長 大野輝之君

〔質疑者〕

ツルネンマルテイ君（民主）、加藤修一君（公明）、佐藤正久君（自民）、今野東君（民主）、峰崎直樹君（民主）、喜納昌吉君（民主）、島尻安伊子君（自民）、牧野たかお君（自民）、浜田昌良君（公明）、舟山康江君（民主）、野村哲郎君（自民）、神取忍君（自民）、川口順子君（自民）

平成20年4月9日（水）（第6回）

- 「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、国際的な取組と日本の役割・課題 2013年以降の問題（北海道洞爺湖サミットに向けた課題と日本の役割）について次の参考人から意見を聴いた後、各

参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

独立行政法人国立環境研究所特別客員研究員 西岡秀三君  
財団法人世界自然保護基金（WWF）ジャパン気候変動特別顧問 鮎川ゆりか君  
東北大学東北アジア研究センター教授 明日香壽川君

〔質疑者〕

峰崎直樹君（民主）、加藤修一君（公明）、喜納昌吉君（民主）、川口順子君（自民）、広中和歌子君（民主）、山内徳信君（社民）、荒井広幸君（自民）、島尻安伊子君（自民）  
平成20年4月16日（水）（第7回）

- 「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、国際的な取組と日本の役割・課題 2013年以降の問題（地球温暖化問題に対する諸外国の取組）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

駐日ドイツ連邦共和国特命全権大使 ハンス＝ヨアヒム・デア君  
在日米国大使館経済担当公使 ロバート・F・セキュータ君  
在日中国大使館参事官 葛広彪君

〔質疑者〕

喜納昌吉君（民主）、加藤修一君（公明）、峰崎直樹君（民主）、ツルネンマルテイ君（民主）、神取忍君（自民）、島尻安伊子君（自民）、広中和歌子君（民主）、佐藤正久君（自民）、松岡徹君（民主）

平成20年4月23日（水）（第8回）

- 「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、日本の発信力の強化（海外の“日本発”情報への批判・意見等）について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

社団法人日本外国特派員協会会長 マーティン・ウィリアムス君  
東京・国際メディアフォーラム会長 マルク・ベリボー君



学習院大学特別客員教授 高島肇久君

〔質疑者〕

今野東君（民主） 浜田昌良君（公明） 丸山和也君（自民） 島尻安伊子君（自民） ツルネンマルテイ君（民主） 峰崎直樹君（民主） 野村哲郎君（自民） 加賀谷健君（民主） 牧野たかお君（自民） 川口順子君（自民）

平成20年5月14日（水）（第9回）

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、日本の発信力の強化について次の参考人から意見を聴き、政府参考人から報告を聴いた後、両参考人及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

財団法人経済広報センター常務理事・事務局長 田中秀明君

独立行政法人日本貿易振興機構副理事長 伊沢正君

〔質疑者〕

広中和歌子君（民主） 室井邦彦君（民主） 喜納昌吉君（民主） 浜田昌良君（公明） 今野東君（民主） 島尻安伊子君（自民） 山内徳信君（社民） 山根隆治君（民主）

神取忍君（自民） 野村哲郎君（自民） 佐藤正久君（自民） 川口順子君（自民）

平成20年5月21日（水）（第10回）

- 調査報告書案について参議院事務局当局から説明を聴いた。
- 「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題及び国際的な取組と日本の役割・課題 2013年以降の問題 について意見の交換を行った。平成20年5月28日（水）（第11回）
- 調査報告書案について参議院事務局当局から説明を聴いた。
- 「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」のうち、日本の発信力の強化について意見の交換を行った。平成20年6月9日（月）（第12回）
- 国際問題及び地球温暖化問題に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 国際問題及び地球温暖化問題に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。平成20年6月20日（金）（第13回）
- 国際問題及び地球温暖化問題に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### （3）調査会報告要旨

#### 国際問題及び地球温暖化問題に関する調査報告（中間報告）

##### 【要旨】

本調査会は、国際問題及び地球温暖化問題に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成19年10月5日に設置され、今期3年間にわたる調査テーマを「日本の国際社会における役割とリーダーシップの発揮」と決定した。第1年目は、具体的調査項目として、国際問題に関しては「日本の発信力の強化」を、また地球温暖化問題に関しては、本年、我が国において北海道洞爺湖サミットが開催され、地球温暖化問題が主要議題の一つになることにかんがみ、「京都議定書目標の達成に向けた地球温暖化対策の現状と課題」、「国際的な取組と日本の役割・課題 2013年以降の問題」をそれぞれ取り上げることにした。

本調査会は、国際問題及び地球温暖化問題に関して参考人及び政府参考人からそれぞれ意見と説明を聴取し、質疑を行うとともに、委員間の意見交換を行った。平成20年6月9日、その議論を集約し提言を盛り込んだ調査報告書（中間報告）を議長に提出した。

提言の主な内容は次のとおりである。

- 一 日本の発信力の強化

### 1 発信に当たっての考え方

日本の魅力につき検証・評価した上で、正確で魅力のある情報を積極的に発信すべきである。発信に当たっては、有識者との対話を一層推進し、諸外国議会とも活発な交流を行うべきである。

発信すべき内容としては、日本の歴史、文化、技術のみならず、平和、自由、人権擁護への貢献や直面する諸課題に対する取組に加え、世界の人々に夢、希望、感動を与えるメッセージとするべきである。

### 2 発信体制の整備・強化

政府の各機関及び在外公館は、インターネットを活用して、外国語により迅速かつ積極的に発信すべきである。

国際交流基金などの国際的な文化交流機関に対する財政支援や税制面の優遇措置を一層拡大し、これらの機関が発信の役割を十分果たせるようにすべきである。

外国人ジャーナリストに対し複数の言語による文字、画像及び映像での迅速な情報提供とともにブリーフィングを頻繁に行うなど、その取材環境を改善すべきである。

「留学生30万人計画」の実現に向け、留学生の受入体制の充実・強化に努めるべきである。また、海外大学との単位互換の拡充等による日本の大学の国際化を一層推進する必要がある。

NHK国際放送は、その番組内容を充実するとともに、海外における受信環境の改善に向けた取組を一層推進し、アジアの発信拠点となることを目指すべきである。

### 3 発信力強化に向けた人材の育成・確保

外国に発信できる知識人を数多く育てるため、自分のロジックできちんと意見を述べ、議論を行うことに資する学校教育を実施すべきである。また、英語教育において、外国語によるコミュニケーション及び発表能力を一層高める必要がある。

国連等国際機関で活躍できるような、語学が堪能で、専門性が高い、有能な人材の育成に一層努力すべきである。

日本の若い世代の研究者や実務家が国際会議等に参加できる機会を増やすため、対外発信機会に関する情報共有や旅費を負担するなどの施策を講ずるべきである。

### 4 発信の受け手に対する施策の強化

諸外国のシンクタンクや大学等における日本に関する研究・講座や日本との共同研究・対話を支援するなどの措置を更に拡充すべきである。

海外における日本語教育の拡充に向け、教育拠点を大幅に増やし日本語教師を計画的に育成・派遣するとともに、インターネットによる日本語遠隔教育を行うべきである。

各国青少年等の日本に対する関心や理解を深めるため、JETプログラムをはじめ様々な招聘事業を強化するとともに、国際的な文化・スポーツイベントを多数開催するよう努めるべきである。

## 二 京都議定書目標達成の確保及び2013年以降の問題 北海道洞爺湖サミットに向けて

1 我が国が、2013年以降の実効性ある枠組みづくりに向けてリーダーシップを発揮していくため、次の事項について強い意志をもって臨むべきである。

### ア 京都議定書目標の確実な達成

京都議定書目標を確実に達成することをその道筋を含めて宣言し、我が国の確固たる決意を国内外に示すべきである。

### イ 低炭素社会の実現

低炭素社会の実現を国家目標として位置づけ、我が国独自の温室効果ガス排出量の削減目標を設定するとともに、経済と両立した活力ある社会、地域の豊かさを感じる社会を目指す必要

がある。

そのための主な取組としては、まず、業務・家庭部門での温室効果ガス削減のため、サマータイムや一斉休業の実施、深夜放送の自粛、CO<sub>2</sub>排出量の「見える化」などを通じて国民意識の変革を行うとともに、環境モデル都市事業の対象拡大など地域における取組を促進することが必要である。また、国内排出量取引、環境税等の経済的手法の導入の検討、金融を活用した地球温暖化問題への取組の促進、太陽光、風力等の再生可能エネルギー導入の促進、森林吸収源対策の推進、環境エネルギー技術革新計画に沿った革新的な技術開発なども必要である。なお、バイオ燃料の生産・利用の推進にあたっては、食料供給と環境保全に配慮することが重要である。

これらの施策に加え、地球温暖化への適応策の総合的・計画的な推進にも留意すべきである。

#### ウ 地球温暖化問題における日本の貢献

地球温暖化防止の実効性を高めるには地球規模での取組が必要であり、2013年以降の枠組みにおいては、米国を始め、中国、インド等の開発途上国を含む主要経済国のすべてが参加するものでなくてはならない。その際、開発途上国の参加を促すには、防止策及び適応策に関する技術・資金協力が不可欠であるので、我が国の有する省エネや防災等の技術を始め開発中の革新技术までも移転することや資金面で積極的に協力していくことが必要である。

- 2 本年7月に開催される北海道洞爺湖サミットにおいては、地球温暖化問題でのイニシアティブ、特に2013年以降の枠組みに関する国連での議論に弾みをつけることが期待されており、我が国はサミット議長国として、前記した京都議定書目標の達成、低炭素社会実現に向けた取組、温暖化問題での世界への貢献に対する我が国の積極的な姿勢を世界に向けて強く訴えることにより、リーダーシップを発揮すべきである。

具体的には、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を半減することを検討するとの昨年のハイリゲンダム・サミットにおける合意を、今回のサミットで更に前進させるとともに、国別中期目標の設定や今後10～20年間で世界全体における排出量をピークアウトさせることの必要性につき、各国の理解を求めていくべきである。

## 国民生活・経済に関する調査会

### 委員一覧（25名）

会 長	矢野 哲朗（自民）	亀井 亜紀子（民主）	佐藤 信秋（自民）
理 事	佐藤 公治（民主）	川崎 稔（民主）	長谷川 大紋（自民）
理 事	広田 一（民主）	津田 弥太郎（民主）	橋本 聖子（自民）
理 事	藤本 祐司（民主）	友近 聡朗（民主）	森 まさこ（自民）
理 事	愛知 治郎（自民）	中谷 智司（民主）	山田 俊男（自民）
理 事	加納 時男（自民）	姫井 由美子（民主）	澤 雄二（公明）
理 事	松 あきら（公明）	藤原 良信（民主）	大門 実紀史（共産）
	犬塚 直史（民主）	増子 輝彦（民主）	
	加賀谷 健（民主）	石井 準一（自民）	

（20.2.13 現在）

### （1）活動概観

#### 〔調査の経過〕

本調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、平成19年10月5日（第168回国会）に設置され、同年12月に調査項目を「幸福度の高い社会の構築」と決定した。

今国会においては、「幸福度の高い社会の構築」についての調査を進めるに当たり、まず、国民生活の現状を全般的に把握するため、国民の生活環境と意識など6テーマについて、参考人からの意見聴取・質疑、委員間の意見交換を行った。

平成20年2月13日には、「国民の生活環境と意識」について、JT生命誌研究館館長中村桂子君及び東京学芸大学教育学部教授山田昌弘君の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、委員間の意見交換を行った。

2月20日には、「国民生活と行財政の現状」について、木下敏之行政経営研究所代表木下敏之君及び東京大学大学院経済学研究科教授神野直彦君の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った後、委員間の意見交換を行った。

2月27日には、「都市と地方のくらしの現状

と課題」について、明治大学農学部教授小田切徳美君及び地域生活圏研究所代表中谷健太郎君の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月9日には、「若者のくらしと教育」について、童話作家・ミュージカル脚本 家山崎陽子君及びネットヨタ南国株式会社代表取締役会長横田英毅君の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月16日には、「福祉とくらし」について、日本女子大学人間社会学部教授岩田正美君及び国立社会保障・人口問題研究所所長京極高宣君の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

4月23日には、「ゆとりとくらし」について、早稲田大学社会科学総合学院教授岡澤憲英君及び文化人類学者・明治学院大学国際学部教授・ナマケモノ倶楽部世話人辻信一君の両参考人から意見を聴取し、質疑を行った。

5月14日には、1年目の調査及び今後の調査会の活動等について委員間の意見交換を行った。

また、2月19日に、国連世界食糧計画日本事務所及び国際連合大学高等研究所の視察

を行った。

以上のような調査の概要を調査報告書(中間報告)として取りまとめ、6月4日、議長に提出した。

#### 〔調査の概要〕

2月13日の調査会では、参考人から、命を基本に置く社会の構築、地球環境問題と人心の荒廃、戦後社会の幸福の物語とそのゆらぎ等について意見が述べられ、幸福度を評価する指標の必要性、幸福度・幸福量のとらえ方等について質疑が行われた後、幸福度の数値化・認識手法等について意見の交換を行った。

2月20日の調査会では、参考人から、地方自治体における改革の課題と人口減少が与える影響、時代の変化と財政の役割等について意見が述べられ、地方における産業育成、水平的再分配と税負担に対するスウェーデン国民の意識、地方自治体の行財政改革に求められるもの等について質疑が行われた後、地方自治体の財政破たんの影響と対応策等について意見の交換を行った。

2月27日の調査会では、参考人から、農山村の暮らしを再生するための課題、由布院における地域活性化の試み等について意見が述べられ、地域づくりの支援策と持続策、中山間地域の農業再生策、グリーンツーリズムの在り方等について質疑が行われた。

4月9日の調査会では、参考人から、幸せと不幸せとの関係と視点、目的と目標の関係、時代が求める人間像等について意見が述べられ、親子の愛がはぐくまれる教育、昨今の若者の気質、学校教育・家庭教育の現状認識等について質疑が行われた。

4月16日の調査会では、参考人から、貧困

の固定化と人が社会的に排除される構造、高齢者の定義を見直す意義、社会保障における負担と給付の現状等について意見が述べられ、貧困の定義と分析手法、福祉政策の在り方、地方レベルで見た社会保障の現状等について質疑が行われた。

4月23日の調査会では、参考人から、21世紀の福祉システムを考えるときの前提、少子高齢化時代の成熟化の条件と突破口、グロス・ナショナル・ハピネス(国民総幸福量)の重要性等について意見が述べられ、スウェーデンで高福祉政策を展開できる理由、グロス・ナショナル・ハピネスを高めるための方策等について質疑が行われた。

5月14日の調査会では、1年目の調査及び今後の調査会の活動等に関して委員間の意見交換を行い、幸福度を数値化することの意味、仮説検証型調査のテーマ、フィールドワークの重要性、議員間の意見交換の意義、国民の意識調査の必要性等について意見が述べられた。

6月4日、1年目の調査の概要を調査報告書(中間報告)として取りまとめ、議長に提出した。

## ( 2 ) 調査会経過

平成20年2月13日(水)(第1回)

- 国民生活・経済に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 「幸福度の高い社会の構築」のうち、国民の生活環境と意識について次の参考人から意見を聴き、両参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔参考人〕

J T生命誌研究館館長 中村桂子君  
東京学芸大学教育学部教授 山田昌弘君

〔質疑者〕

犬塚直史君(民主)、加納時男君(自民)、  
松あきら君(公明)、大門実紀史君(共産)、  
加賀谷健君(民主)、石井準一君(自民)、  
澤雄二君(公明)、増子輝彦君(民主)

平成20年2月20日(水)(第2回)

- 「幸福度の高い社会の構築」のうち、国民生活と行財政の現状について次の参考人から意見を聴き、両参考人に対し質疑を行った後、意見の交換を行った。

〔参考人〕

木下敏之行政経営研究所代表 木下敏之君  
東京大学大学院経済学研究科教授 神野直彦君

〔質疑者〕

増子輝彦君(民主)、愛知治郎君(自民)、  
松あきら君(公明)、大門実紀史君(共産)、  
小林正夫君(民主)、森まさこ君(自民)、  
大島九州男君(民主)

平成20年2月27日(水)(第3回)

- 「幸福度の高い社会の構築」のうち、都市と地方のくらしの現状と課題について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

明治大学農学部教授 小田切徳美君  
地域生活圏研究所代表 中谷健太郎君

〔質疑者〕

中谷智司君(民主)、長谷川大紋君(自民)、  
松あきら君(公明)、大門実紀史君(共産)、  
舟山康江君(民主)、石井準一君(自民)

澤雄二君(公明)、犬塚直史君(民主)、佐藤信秋君(自民)、増子輝彦君(民主)、橋本聖子君(自民)、藤本祐司君(民主)

平成20年4月9日(水)(第4回)

- 「幸福度の高い社会の構築」のうち、若者のくらしと教育について次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

童話作家  
ミュージカル脚本家 山崎陽子君  
ネットトヨタ南国株式会社代表取締役会長 横田英毅君

〔質疑者〕

小林正夫君(民主)、山田俊男君(自民)、  
松あきら君(公明)、友近聡朗君(民主)、  
加納時男君(自民)

平成20年4月16日(水)(第5回)

- 「幸福度の高い社会の構築」のうち、福祉とくらしについて次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

日本女子大学人間社会学部教授 岩田正美君  
国立社会保障・人口問題研究所所長 京極高宣君

〔質疑者〕

舟山康江君(民主)、愛知治郎君(自民)、  
松あきら君(公明)、大門実紀史君(共産)、  
中谷智司君(民主)、山田俊男君(自民)、  
白眞勲君(民主)

平成20年4月23日(水)(第6回)

- 「幸福度の高い社会の構築」のうち、ゆとりとくらしについて次の参考人から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

早稲田大学社会科学総合学術院教授 岡澤憲芙君

文化人類学者

明治学院大学国際学部教授

ナマケモノ倶楽部世話人 辻信一君

〔質疑者〕

- 小林正夫君（民主） 森まさこ君（自民）  
松あきら君（公明） 亀井亜紀子君（民主）  
山田俊男君（自民） 藤原良信君（民主）  
平成20年5月14日（水）（第7回）
- 「幸福度の高い社会の構築」について意見の交換を行った。  
平成20年6月4日（水）（第8回）
- 国民生活・経済に関する調査報告書（中間報告）を提出することを決定した。
- 国民生活・経済に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。  
平成20年6月20日（金）（第9回）
- 国民生活・経済に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

### （3）調査会報告要旨

#### 国民生活・経済に関する調査報告（中間報告）

##### 【要旨】

本調査会は、国民生活・経済に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第168回国会、平成19年10月5日に設置され、3年間にわたる調査を開始した。第168回国会においては、まず、調査項目の決定に先立ち、これまでの国民生活・経済に関する調査会及び経済・産業・雇用に関する調査会が行った提言等に対する政府の対応等について、フォローアップを行うこととし、内閣府など7府省から説明を聴取し、質疑を行った。調査項目については、「幸福度の高い社会の構築」と決定し、本調査項目について問題意識を共有し、共通理解を深めるため、理事から、選定の経緯、今後の調査の進め方等について説明を行い、委員間の意見交換を行った。第169回国会においては、「幸福度の高い社会の構築」についての調査を進めるに当たり、まず、国民生活の現状を全般的に把握するため、国民の生活環境と意識など六テーマについて、参考人からの意見聴取・質疑、委員間の意見交換、視察を行う等、鋭意調査を進めてきた。

今般、以上のような調査の概要を調査報告書（中間報告）として取りまとめ、6月4日、議長に提出した。

その主な内容は次のとおりである。

国民の生活環境と意識について、参考人から、命を基本に置く社会の構築、地球環境問題と人心の荒廃、戦後社会の幸福の物語とそのゆらぎ等について意見が述べられ、幸福度を評価する指標の必要性、幸福度・幸福量のとらえ方等について質疑が行われた後、幸福度の数値化・認識手法等について意見の交換を行った。

国民生活と行財政の現状について、参考人から、地方自治体における改革の課題と人口減少が与える影響、時代の変化と財政の役割等について意見が述べられ、地方における産業育成、水平的再分配と税負担に対するスウェーデン国民の意識、地方自治体の行財政改革に求められるもの等について質疑が行われた後、地方自治体の財政破たんの影響と対応策等について意見の交換を行った。

都市と地方のくらしの現状と課題について、参考人から、農山村のくらしを再生するための課題、由布院における地域活性化の試み等について意見が述べられ、地域づくりの支援策と持続策、中山間地域の農業再生策、グリーンツーリズムの在り方等について質疑が行われた。

若者のくらしと教育について、参考人から、幸せと不幸せとの関係と視点、目的と目標の関係、時代が求める人間像等について意見が述べられ、親子の愛がはぐくまれる教育、昨今の若者の気質、学校教育・家庭教育の現状認識等について質疑が行われた。

福祉とくらしについて、参考人から、貧困の固定化と人が社会的に排除される構造、高齢者の定

義を見直す意義、社会保障における負担と給付の現状等について意見が述べられ、貧困の定義と分析手法、福祉政策の在り方、地域レベルで見た社会保障の現状等について質疑が行われた。

ゆとりとくらしについて、参考人から、21世紀の福祉システムを考えるときの前提、少子高齢化時代の成熟化の条件と突破口、グロス・ナショナル・ハピネス（国民総幸福量）の重要性等について意見が述べられ、スウェーデンで高福祉政策を展開できる理由、グロス・ナショナル・ハピネスを高めるための方策等について質疑が行われた。

1年目の調査及び今後の調査会の活動等に関して委員間の意見交換を行い、幸福度を数値化することの意味、仮説検証型調査のテーマ、フィールドワークの重要性、議員間の意見交換の意義、国民の意識調査の必要性等について意見が述べられた。



## 少子高齢化・共生社会に関する調査会

### 委員一覧（25名）

会 長	田名部 匡省（民主）	植松 恵美子（民主）	塚田 一郎（自民）
理 事	岡崎 トミ子（民主）	大石 尚子（民主）	古川 俊治（自民）
理 事	木俣 佳丈（民主）	大河原 雅子（民主）	丸川 珠代（自民）
理 事	前川 清成（民主）	大久保 潔重（民主）	義家 弘介（自民）
理 事	有村 治子（自民）	津田 弥太郎（民主）	山本 博司（公明）
理 事	南野 知恵子（自民）	藤谷 光信（民主）	紙 智子（共産）
理 事	鱒淵 洋子（公明）	蓮 舫（民主）	福島 みずほ（社民）
	相原 久美子（民主）	石井 みどり（自民）	
	岩本 司（民主）	磯崎 陽輔（自民）	

（20.1.22 現在）

### （1）活動概観

#### 〔調査の経過〕

本調査会は、少子高齢化・共生社会に関し長期的かつ総合的な調査を行うため、第168回国会の平成19年10月5日に設置された。

今国会においては、第168回国会における議論を踏まえ、平成20年1月22日、調査テーマを「コミュニティの再生」とすることが報告され、「地域における外国人との共生」、「雇用市場における外国人との共生」、「外国人の子女等の教育」、「外国人労働者の社会保障」及び「外国人の子女等の教育及び労働者の社会保障」について調査を行った。

2月20日、地域における外国人との共生について、静岡文化芸術大学文化政策学部准教授池上重弘君、新宿区長中山弘子君及び特定非営利活動法人在日ブラジル人を支援する会代表毛利よし子君を、2月27日には、雇用市場における外国人との共生について、関西学院大学経済学部教授井口泰君、社団法人日本経済団体連合会専務理事立花宏君及びアイシン精機株式会社取締役副社長川田武司君を、4月9日には、外国人の子女等の教育について、早稲田大学大学院日本語教育研究科教授川上郁雄君、可児市長山田

豊君及び学校法人HIRO学園理事長・学園長川瀬充弘君を、4月16日には、外国人労働者の社会保障について、青山学院大学法学部教授手塚和彰君、日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授石河久美子君及び医療法人社団小林国際クリニック院長・理事長・特定非営利活動法人AMDA国際医療情報センター理事長小林米幸君を参考人として招き、それぞれ意見を聴取した後、質疑を行った。また、4月23日には、外国人の子女等の教育及び労働者の社会保障について、河井法務副大臣、池坊文部科学副大臣、西川厚生労働副大臣に対し質疑を行った。

5月14日には、これまでの政府からの説明聴取や参考人からの意見聴取等を踏まえ、外国人との共生について、報告書の取りまとめに向けて調査会委員間の意見交換を行った。

以上のような議論を踏まえ、理事懇談会で協議を行った結果、4つの柱から成る18項目の「外国人との共生についての提言」を取りまとめ、6月4日、提言を含む中間報告書を議長に提出することを決定した。

また、少子高齢化・共生社会に関する実情調査のため、2月14日及び15日の2日間、静

岡山及び愛知県に委員派遣を行った。

このほか、6月4日、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の現状と課題について、中川内閣府副大臣から説明を聴取した後、中川内閣府副大臣及び警察庁、厚生労働省、法務省に対し質疑を行った。

#### 〔調査の概要〕

2月20日の調査会では、参考人から、多文化共生とは外国人を含む地域社会の在り方を構想することである、国レベルで外国人が入国時点から早期に日本語や日本の生活習慣を集中的に学ぶ体制の整備やプログラムの開発が必要である、規制緩和によるブラジル人学校の各種学校認可等を希望する等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、日本人住民と外国人住民との摩擦の解決策、外国人住民に対する権利義務についての情報提供等とともに納税等地域住民としての義務の履行を求めていくことの重要性、ブラジル人の子女の不就学の背景及び対応策等について質疑を行った。

2月27日の調査会では、参考人から、在留管理の改善等の際には日本語能力の習得の機会の保障、子女への義務教育の完全適用等の条件整備も必要である、一定の技能、資格、日本語能力等を要件に、労働力不足が顕在化している分野から段階的に外国人材の受入拡大を進めるべきである、年金制度や教育等生活のインフラ面で外国人労働者が安心して働き続けられる制度の整備が必要である等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、外国人看護師・介護福祉士について、我が国で学校を卒業した資格取得者に就労を認める必要性、外国人研修・技能実習

制度の見直し、アイシン精機の正社員登用試験におけるブラジル人の応募状況等について質疑を行った。

4月9日の調査会では、参考人から、外国人児童生徒については、言葉の力の発達段階を見極め指導を考えることが重要である、ばら教室KANIにおける初期的な日本語指導等は学校生活への適応を容易にするなど一定の効果を上げている、HIRO学園では、帰国しても困難が生じないように、ポルトガル語でブラジルのカリキュラムに沿って授業を進めている等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、JSL(第二言語としての日本語)教員化を視野に入れた教員養成及び研修制度見直しの必要性、外国人学校と公立学校の役割分担の在り方と協力の可能性、外国人児童生徒は、バイリンガルとなり多文化的文化を持つ可能性がある一方、母語も日本語も不十分となる懸念等について質疑を行った。

4月16日の調査会では、参考人から、今後の施策としては、親の日本語教育と子女の就学の義務付け、年金の脱退一時金制度の廃止等が必要である、多文化の視点を基礎として問題解決を行う多文化ソーシャルワーカーの育成が必要である、外国人の診療においては、医師等の養成・研修プログラムの中に外国人の診療に関する講義がなく、医療機関で知識の共有がないことが最大の問題である等の意見が述べられた。その後、参考人に対し、外国人を雇用する企業・産業界に受益者負担を求めることの妥当性、多文化ソーシャルワーカーの資格化に向けた就業先の確保及び身分の安定化の必要性、医療通訳におけるインターネット通訳システムに対する国の援助の必要性等について質疑を行っ

た。

4月23日の調査会では、外国人労働者問題について閣僚会議設置の検討の必要性、外国人の子どもの不就学についての全国規模の実態調査の必要性、外国人労働者の受入れについて治安問題も含めた長期的かつ慎重な検討の必要性等について質疑を行った。

5月14日の調査会では、適切な在留管理の在り方、外国人研修・技能実習制度の見直し、日本語教育指導教員の育成・配置

の必要性、外国人の社会保険加入促進策等の意見が述べられた。

6月4日の調査会では、政府から説明を聴取した後、DV(ドメスティック・バイオレンス)被害者の自立支援と母子家庭就業支援との連携、配偶者暴力相談支援センターと都道府県警察の協力体制、保護命令の件数が過去3年間横ばいである理由、DVの加害者対策の必要性及び更生支援の現状と課題等について質疑を行った。

## (2) 調査会経過

平成20年1月22日(火)(第1回)

- 調査項目の選定について会長から報告があった。
- 委員派遣を行うことを決定した。
- 少子高齢化・共生社会に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

平成20年2月20日(水)(第2回)

- 「コミュニティの再生」のうち、地域における外国人との共生について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

静岡文化芸術大学文化政策学部准教授 池上重弘君

新宿区長 中山弘子君

特定非営利活動法人在日ブラジル人を支援する会代表 毛利よし子君

〔質疑者〕

紙智子君(共産)、岡崎トミ子君(民主)、石井みどり君(自民)、鰐淵洋子君(公明)、相原久美子君(民主)、塚田一郎君(自民)、大河原雅子君(民主)、義家弘介君(自民)、大久保潔重君(民主)

平成20年2月27日(水)(第3回)

- 「コミュニティの再生」のうち、雇用市場における外国人との共生について次の参考人か

ら意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

関西学院大学経済学部教授 井口泰君

社団法人日本経済団体連合会専務理事 立花宏君

アイシン精機株式会社取締役副社長 川田武司君

〔質疑者〕

津田弥太郎君(民主)、丸川珠代君(自民)、山本博司君(公明)、紙智子君(共産)、岩本司君(民主)、磯崎陽輔君(自民)、大河原雅子君(民主)、石井みどり君(自民)

平成20年4月9日(水)(第4回)

- 派遣委員から報告を聴いた。
- 「コミュニティの再生」のうち、外国人の子ども等の教育について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

早稲田大学大学院日本語教育研究科教授

川上郁雄君

可児市長 山田豊君

学校法人HIRO学園理事長・学園長 川瀬充弘君

〔質疑者〕

福島みずほ君(社民)、岡崎トミ子君(民主)、丸川珠代君(自民)、鰐淵洋子君(公

明) 紙智子君(共産) 岩本司君(民主)  
義家弘介君(自民) 植松恵美子君(民主)  
平成20年4月16日(水)(第5回)

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 「コミュニティの再生」のうち、外国人労働者の社会保障について次の参考人から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

〔参考人〕

青山学院大学法学部教授 手塚和彰君  
日本福祉大学社会福祉学部社会福祉学科教授 石河久美子君  
医療法人社団小林国際クリニック院長・理事長  
特定非営利活動法人AMD A国際医療情報センター理事長 小林米幸君

〔質疑者〕

岡崎トミ子君(民主) 磯崎陽輔君(自民)  
山本博司君(公明) 紙智子君(共産) 津田弥太郎君(民主) 古川俊治君(自民)  
相原久美子君(民主)

平成20年4月23日(水)(第6回)

- 「コミュニティの再生」のうち、外国人の子女等の教育及び労働者の社会保障について河井法務副大臣、池坊文部科学副大臣、西川厚生労働副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡崎トミ子君(民主) 磯崎陽輔君(自民)  
鰐淵洋子君(公明) 紙智子君(共産) 木俣佳丈君(民主) 古川俊治君(自民) 福島みずほ君(社民) 蓮舫君(民主) 渡辺孝男君(公明) 大河原雅子君(民主) 大石尚子君(民主)

平成20年5月14日(水)(第7回)

- 「コミュニティの再生」のうち、外国人との共生について意見の交換を行った。

平成20年6月4日(水)(第8回)

- 少子高齢化・共生社会に関する調査報告書(中間報告)を提出することを決定した。
- 少子高齢化・共生社会に関する調査の中間報告を申し出ることを決定した。
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の現状と課題について中川内閣府

副大臣から説明を聴いた後、同副大臣及び政府参考人に対し質疑を行った。

〔質疑者〕

岡崎トミ子君(民主) 福島みずほ君(社民) 鰐淵洋子君(公明) 紙智子君(共産)  
石井みどり君(自民) 有村治子君(自民)  
丸川珠代君(自民)

平成20年6月20日(金)(第9回)

- 少子高齢化・共生社会に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については会長に一任することに決定した。

## 委員派遣

平成20年2月14日(木) 15日(金)

- 少子高齢化・共生社会に関する実情調査

〔派遣地〕

静岡県、愛知県

〔派遣委員〕

田名部匡省君(民主) 岡崎トミ子君(民主) 木俣佳丈君(民主) 有村治子君(自民) 南野知恵子君(自民) 鰐淵洋子君(公明) 相原久美子君(民主) 岩本司君(民主) 植松恵美子君(民主) 大石尚子君(民主) 大河原雅子君(民主) 大久保潔重君(民主) 津田弥太郎君(民主) 藤谷光信君(民主) 磯崎陽輔君(自民) 塚田一郎君(自民) 丸川珠代君(自民) 山本博司君(公明) 紙智子君(共産) 福島みずほ君(社民)

### (3) 調査会報告要旨

#### 少子高齢化・共生社会に関する調査報告（中間報告）

##### 【要旨】

本調査会は、少子高齢化・共生社会に関し、長期的かつ総合的な調査を行うため、第168回国会の平成19年10月に設置された。

本調査会は、理事懇談会における協議を経て、「コミュニティの再生」をテーマと定め、外国人との共生についての諸課題を当面の調査事項とした。

政府からの説明聴取及び参考人からの意見聴取並びに調査会委員間での自由討議等を通じて調査を進めてきた結果、「外国人との共生についての提言」を含めた調査報告書（中間報告）を取りまとめ、6月4日、議長に提出した。

本調査会として取りまとめた提言の主な内容は、次のとおりである。

##### 一 外国人との共生に向けての政策

- 1 外国人が定住化する傾向が顕著となっている現状にかんがみ、我が国の外国人政策を再検討することが必要であり、外国人の入国に際しての日本語能力の確認、子女の日本語教育を促すような制度設計、運用が図られるよう配慮すべきである。
- 2 現在準備中の在留管理制度の見直しに当たっては、外国人の適切な在留管理、外国人住民への的確なサービス提供を目的とし、外国人住民に不合理な不利益を被らせることがないものとするべきである。
- 3 地域における生活者としての外国人住民に対する必要かつ適時適切な情報提供について、国として、地方公共団体の先進的取組、有識者、NPO等の意見を踏まえ、より効率的、効果的に行えるよう努めるべきである。
- 4 地域において外国人も重要な構成メンバーであり、その運営に参画できるような体制についての議論が求められる。
- 5 外国人住民との共生を目指すに当たっては、関係閣僚会議の設置、外国人関連施策を総合的に行う機関の創設も含めた組織の整備が求められる。

##### 二 労働者としての外国人との共生

- 1 専門性、高度な技術を有する外国人人材を中心にした受入れを今後とも進めるべきである。また、慢性的な人手不足が予想されている分野等については、一定の技能、資格、日本語能力等を要件にした段階的な外国人人材の受入拡大も検討すべきとの意見もあり、その前提として、日本人の雇用に配慮して、産業や地域の実情を直視した国民的議論の深化が必要である。
- 2 外国人労働者の多くが不安定・非正規雇用の下で低賃金かつ長時間の労働に従事しており、国は雇用者等が労働関係法規を遵守するとともに、社会保険、雇用保険への加入を促進するよう指導を強化すべきである。
- 3 国際貢献としての本来の目的を果たすものとするため、外国人研修・技能実習制度の早急な改善、安定的運用が必要であり、研修生に対する労働関係法規の適用も含め、適正化に向けて制度を見直すべきである。
- 4 我が国の看護師、介護福祉士等の資格を取得した外国人に対し、我が国で安定した就労が可能となる環境を整えるべきである。

##### 三 外国人の子女に対する教育体制の整備

- 1 外国人の子女に対する教育に当たっては、十分な配慮がなされるべきであり、その際、第二言語、学習言語としての日本語の教育を念頭に置き、言葉の発達段階等を知悉した専門的な教

員の養成・配置が求められる。また、保護者等の参加や協力が得られるよう支援すべきである。

- 2 外国人児童生徒への日本語指導に当たっては、日本語習得の段階を的確に把握する手法の開発・活用、学習言語能力が不十分な外国人児童生徒の実態のより詳細な把握が求められる。
- 3 外国人の子女について、不就学の実態を早急に把握するため、全国的な調査の実施が必要である。
- 4 外国人学校の各種学校への認可を適切に進めることが必要である。また、外国人児童生徒に対する教育環境の整備に当たっては、外国人学校への寄附金に対する税制上の優遇措置適用等の検討が求められる。
- 5 公立学校における外国人児童生徒の教育については、財政的な制約、専門的な教員や補助員の不足等で十分な効果が上がっていないのが現状である。国、地方公共団体が予算の確保等、より一層積極的な役割を果たす方向での対策が求められる。

#### 四 外国人の生活環境の整備

- 1 外国人住民の医療保険未加入は、地方公共団体の財政等にも影響を与える深刻な問題であるため、きめ細かな加入への努力を行う必要がある。また、医療制度に未加入の外国人の緊急医療については、外国人医療費未収金補助制度の充実とともに、生活保護における医療扶助制度の適用の検討が求められる。
- 2 我が国に滞在する外国人が安心して医療を受けられるためにも、行政機関の各種情報の多言語化等が求められる。また、医療通訳については、養成、費用負担等解決すべき問題が多くあり、インターネットを通じ全国規模で通訳が可能となるような体制づくりの検討も行うべきである。
- 3 外国人の診療に当たっては、医療関係者は言語だけでなく、外国人の風俗習慣、考え方等必要な知識に習熟する必要があることから、医師の養成課程等におけるカリキュラムについて検討すべきである。
- 4 各種行政サービスの提供において、行政職員、保健、医療、福祉の専門職従事者が、外国人住民もその対象であることを認識するための意識啓発、研修、関係機関の連携促進が必要である。また、多文化ソーシャルワーカーの育成・配置等が重要であり、地方公共団体等の理解、協力が必要である。

## 4 憲法審査会

---

日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)による国会法の一部改正により、日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法制について調査し、憲法改正原案、日本国憲法の改正手続に係る法律案等を審査するため、各議院に憲法審査会を設けることとされた。ただし、公布の日(平成19年5月18日)から3年間は憲法改正原案に関する審査は行われなかったことになっている。また、憲法改正原案に関し、合同審査会の開催が可能であり、衆参各審査会への勧告機能が付与されている。

改正された国会法は、第167回国会召集の日から施行されたが、今国会においては、各議院の議決により定めることとされた憲法審査会に関する事項は議決されず、委員の選任も行われなかった。

## 5 政治倫理審査会

---

### 委員一覧(15名)

会 長	平田	健二(民主)	大石	正光(民主)	林	芳正(自民)
幹 事	輿石	東(民主)	工藤	堅太郎(民主)	山崎	正昭(自民)
幹 事	築瀬	進(民主)	高橋	千秋(民主)	吉村	剛太郎(自民)
幹 事	佐藤	昭郎(自民)	森	ゆうこ(民主)	脇	雅史(自民)
	家西	悟(民主)	鈴木	政二(自民)	浜四津	敏子(公明)
						(召集日 現在)

# 請願の審議経過



〔平成20年6月9日 決算委員会〕



## 1 請願審議概況

---

今国会に紹介提出された請願は、3,816件(271種類)であり、このうち件数の多かったものは、「ガソリン税等暫定税率廃止に関する請願」1,035件、「小規模作業所等の成人期障害者施策に関する請願」198件、「高齢者に負担増と差別医療を強いる二千八年四月実施の後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願」100件、「医師・看護師などを大幅に増員するための法改正に関する請願」100件、「腎疾患総合対策の早期確立に関する請願」92件などであった。

各委員会の付託件数は、内閣71件、総務9件、法務256件、外交防衛53件、財政金融1,320件、文教科学149件、厚生労働1,469件、農林水産19件、経済産業144件、国土交通82件、環境55件、予算1件、議院運営182件、沖縄・北方1件、倫理選挙4件であった。

取り下げられた請願は1件(付託後)であった。

請願者の総数は1,381万341人に上っている。

総務委員会に付託された「子供が使用する携帯電話への法規制に関する請願」については、6月9日、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律案(衆第30号)」が内閣委員会に付託されたため、同日付託変更した。

請願書の紹介提出期限については、6月3日の議院運営委員会理事会において、会期終了日の6日前の6月9日までと決定された。なお、6月13日の衆・本会議において6日間の会期延長の議決がなされたが、短期延長のため再受理は行わなかった。

6月20日、各委員会において請願の審査が行われ、6委員会において319件(18種類)の請願が採択すべきものと決定された。次いで同日の本会議において「アイヌ民族の先住権確立に関する請願」外318件が採択され、即日これを内閣に送付した。

今国会における請願採択率(採択件数/付託件数)は8.4%であり、種類別による採択率(採択数/付託数)は6.6%であった。

## 2 請願件数表

委 員 会					本会議	備 考
委員会名	付 託	採 択	不採択	未 了	採 択	
内 閣	71	1	0	70	1	
総 務	9	0	0	9	0	
法 務	256	33	0	223	33	
外交防衛	53	10	0	43	10	
財政金融	1,320	0	0	1,320	0	
文教科学	149	19	0	130	19	
厚生労働	1,469	255	0	1,214	255	
農林水産	19	0	0	19	0	
経済産業	144	0	0	144	0	
国土交通	82	0	0	82	0	
環 境	55	0	0	55	0	
予 算	1	0	0	1	0	
議院運営	182	0	0	182	0	
沖縄・北方	1	1	0	0	1	
倫理選挙	4	0	0	4	0	
計	3,815	319	-	3,496	319	提出総数 3,816件 取下げ 1件

### 3 本会議において採択された請願件名一覧

---

#### 【内閣に送付するを要するもの】

内閣委員会.....	1件
アイヌ民族の先住権確立に関する請願（第3465号）	
法務委員会.....	33件
法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願（第2776号外15件）	
裁判所の人的・物的充実に関する請願（第3060号外16件）	
外交防衛委員会.....	10件
女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願（第2669号外9件）	
文教科学委員会.....	19件
豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願（第16号外3件）	
てんかんのある人とその家族の生活を支えるための、学校教育における正しい指導に関する請願（第3155号外14件）	
厚生労働委員会.....	255件
一酸化炭素中毒患者に係る特別対策事業を委託する新病院に関する確認書早期履行に関する請願（第18号外34件）	
将来展望のある生活を保障するための年金・医療・介護等の社会保障制度の充実に関する請願（第235号外1件）	
身近な地域での安心して産める場所の確保に関する請願（第416号外9件）	
ハンセン病問題基本法の制定、開かれた国立ハンセン病療養所の未来に関する請願（第458号外57件）	
患者・国民の願いである安心で行き届いた医療の確立に関する請願（第501号外7件）	
安全・安心の医療と看護の実現に関する請願（第509号）	
腎疾患総合対策の早期確立に関する請願（第671号外91件）	
ジストニアの難治性疾患克服研究事業への指定及び症状に対する障害認定と治療環境改善に関する請願（第2478号外11件）	
首都圏の介護を支えるための介護人材確保に関する請願（第2507号外7件）	
てんかんのある人とその家族の生活を支えることに関する請願（第2792号外14件）	
現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額に関する請願(第2943号外13件)	
沖縄及び北方問題に関する特別委員会.....	1件
北方領土返還促進に関する請願（第2296号）	

#### 【内閣に送付するを要しないもの】

なし

# 質問主意書



〔平成20年4月8日 議院運営委員会〕

## 質問主意書一覧

### 第169回国会（常会）

番号	件名	提出者	提出 月日	転送 月日	答禮 受領	掲載 会議録
1	平城京跡の管理に関する質問主意書	前川 清成君	20. 1.18	20. 1.23	20. 1.29	20. 2.6 第4号
2	平城京跡の大極殿復元工事に関する質問主意書	前川 清成君	1.18	1.23	1.29	2.6 第4号
3	防衛省防衛研究所の戦史資料「集団自決」に付された見解に関する質問主意書	糸数 慶子君	1.18	1.23	1.29	2.6 第4号
4	欠陥機F15戦闘機の即時撤去、即応訓練の中止に関する質問主意書	糸数 慶子君	1.18	1.23	1.29	2.6 第4号
5	防衛装備品の調達に関する質問主意書	大久保 勉君	1.21	1.23	1.29	2.6 第4号
6	日本のタックス・ギャップに関する質問主意書	大久保 勉君	1.21	1.23	1.29	2.6 第4号
7	株式公開会社の株式を会社法第四百六十九条等に基づいて売却する際の課税方法に関する質問主意書	大久保 勉君	1.21	1.23	1.29	2.6 第4号
8	米国同時多発テロに関する質問主意書	藤田 幸久君	1.24	1.28	2.1	2.6 第4号
9	いわゆる志布志事件及び氷見事件の元被告人らに対する謝罪等に関する質問主意書	松野 信夫君	1.25	1.30	2.5	2.6 第4号
10	「中部圏・近畿圏の内陸地震に係る被害想定結果について（基本被害）」の公表に関する質問主意書	前川 清成君	1.25	1.30	2.5	2.6 第4号
11	サンルダムに関する質問主意書	紙 智子君	1.25	1.30	2.5	2.6 第4号
12	地積確定に関する質問主意書	水戸 将史君	1.28	1.30	2.5	2.6 第4号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答書受領	掲載会議録
13	道路特定財源から支出される国家公務員宿舍費用等に関する質問主意書	大久保 勉君	20. 1.28	20. 1.30	20. 2. 5	20. 2. 6 第4号
14	自衛官・防衛省事務官等の性犯罪行為等の処分に関する質問主意書	紙 智子君	1.30	2. 4	2. 8	3.12 第5号
15	政府における情報システムの活用を通じた事務の効率化・サービスの高度化に関する質問主意書	藤末 健三君	1.31	2. 4	2. 8	3.12 第5号
16	治験・臨床研究における被験者保護と適正な研究の推進に関する質問主意書	川田 龍平君	1.31	2. 4	2. 8	3.12 第5号
17	防衛省防衛研究所の戦史資料「集団自決」に付された見解に関する再質問主意書	系数 慶子君	2. 1	2. 6	2.12	3.12 第5号
18	米国におけるジュゴン訴訟についての政府の見解等に関する質問主意書	系数 慶子君	2. 1	2. 6	2.12	3.12 第5号
19	諫早湾干拓調整池等に関する質問主意書	松野 信夫君	2. 1	2. 6	2.12	3.12 第5号
20	柏崎刈羽原子力発電所を含む西山丘陵の地殻構造運動に関する質問主意書	近藤 正道君	2. 4	2. 6	2.12	3.12 第5号
21	P A C 3の適地調査に関する質問主意書	福島 みずほ君	2. 4	2. 6	2.12	3.12 第5号
22	道路特定財源の暫定税率廃止に反対する活動に関する質問主意書	大久保 勉君	2. 4	2. 6	2.12	3.12 第5号
23	経済産業事務次官の発言に関する質問主意書	大久保 勉君	2. 8	2.13	2.19	3.12 第5号
24	食糧・食料・食品の生産態勢等に関する質問主意書	喜納 昌吉君	2.12	2.18	2.22	3.12 第5号
25	沖縄のガソリン税に関する質問主意書	喜納 昌吉君	2.12	2.18	2.22	3.12 第5号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答書受領	掲載会議録
26	米国同時多発テロに関する再質問主意書	藤田 幸久君	20. 2.12	20. 2.18	20. 2.22	20. 3.12 第5号
27	北上川上流改修一関遊水地事業に関連した遊水地内営農被害の増大に関する質問主意書	平野 達男君	2.13	2.18	2.22	3.12 第5号
28	予算と関連法案に関する質問主意書	平野 達男君	2.13	2.18	2.22	3.12 第5号
29	厚生労働省が検討中の「医療事故（安全）調査委員会」（仮称）の設置に関する質問主意書	辻 泰弘君	2.13	2.18	2.22	3.12 第5号
30	道路建設計画と高規格道路および暫定工事の問題事例に関する質問主意書	又市 征治君	2.13	2.18	2.22	3.12 第5号
31	社会保険庁による派遣会社への年金記録実務の委託に関する質問主意書	小池 晃君	2.14	2.18	2.22	3.12 第5号
32	裁判員制度に関する質問主意書	水戸 将史君	2.14	2.18	2.22	3.12 第5号
33	多文化共生の推進等に関する質問主意書	水戸 将史君	2.14	2.18	2.22	3.12 第5号
34	地方自治体の調達に関する質問主意書	藤末 健三君	2.14	2.18	2.22	3.12 第5号
35	米海兵隊員の女子中学生暴行事件に関する質問主意書	糸数 慶子君	2.14	2.18	2.22	3.12 第5号
36	防衛装備品の調達における取引停止処分に関する質問主意書	大久保 勉君	2.14	2.18	2.22	3.12 第5号
37	中小企業に対する民間金融機関の対応に関する質問主意書	藤末 健三君	2.18	2.20	2.26	3.12 第5号
38	捕鯨問題に関する質問主意書	喜納 昌吉君	2.18	2.20	2.26	3.12 第5号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答禮受領	掲載会議録
39	並行在来線にかかる施設整備費等の負担のあり方に関する質問主意書	平野 達男君	20. 2.18	20. 2.20	20. 2.26	20. 3.12 第5号
40	精神障がい者の雇用に関する質問主意書	平野 達男君	2.18	2.20	2.26	3.12 第5号
41	アウトソーシング業界における社会保険に関する質問主意書	谷 博之君	2.20	2.25	2.29	3.12 第5号
42	日雇派遣労働者に対する雇用保険適用に関する質問主意書	谷 博之君	2.20	2.25	2.29	3.12 第5号
43	日雇派遣労働者の雇用の安定等を図るために派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に関する指針(案)に関する質問主意書	谷 博之君	2.20	2.25	2.29	3.12 第5号
44	外国人短期労働者の労働保険及び社会保険に関する質問主意書	谷 博之君	2.20	2.25	2.29	3.12 第5号
45	法改正を先送りしている法律に関する質問主意書	谷 博之君	2.20	2.25	2.29	3.12 第5号
46	鳩山邦夫法務大臣の「冤罪」発言に関する質問主意書	松野 信夫君	2.21	2.25	2.29	3.12 第5号
47	社会保険庁の平成二十年度予算案に関する質問主意書	蓮 舫君	2.21	2.25	2.29	3.12 第5号
48	間接契約による防衛装備品の調達についての過大請求の調査状況に関する質問主意書	大久保 勉君	2.21	2.25	2.29	3.12 第5号
49	教育および福祉分野における民間企業への公的支援の考え方に関する質問主意書	藤末 健三君	2.21	2.25	2.29	3.12 第5号
50	輸入農産物にかかる農薬使用等に関する質問主意書	平野 達男君	2.21	2.25	2.29	3.12 第5号
51	健康保険の空洞化に関する質問主意書	石井 一君	2.21	2.25	2.29	3.12 第5号



番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答禮受領	掲載会議録
52	ビルマ（ミャンマー）軍政の新憲法承認手続き及び総選挙実施計画に関する質問主意書	近藤 正道君	20. 2. 25	20. 2. 27	20. 3. 4	20. 3. 12 第5号
53	北上川上流改修一関遊水地事業に関連した遊水地内営農被害の増大に関する再質問主意書	平野 達男君	2. 25	2. 27	3. 4	3. 12 第5号
54	予算と関連法案に関する再質問主意書	平野 達男君	2. 25	2. 27	3. 4	3. 12 第5号
55	行政計画に関する質問主意書	松野 信夫君	2. 27	3. 3	3. 7	3. 12 第5号
56	アフリカ支援に関しての認識及びT I C A D への取組に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	2. 27	3. 3	3. 7	3. 12 第5号
57	文部科学省から学校法人への再就職等に関する質問主意書	浅尾慶一郎君	2. 28	3. 3	3. 7	3. 12 第5号
58	診療報酬改定における外来管理加算への時間要件の導入に関する質問主意書	大久保 勉君	2. 29	3. 5	3. 11	3. 12 第5号
59	サンルダムに関する再質問主意書	紙 智子君	2. 29	3. 5	3. 11	3. 12 第5号
60	特例子会社等による障害者雇用に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	3. 3	3. 5	3. 11	3. 12 第5号
61	並行在来線にかかる施設整備費等の負担のあり方に関する再質問主意書	平野 達男君	3. 3	3. 5	3. 11	3. 12 第5号
62	ジェネリック医薬品の普及と慢性疾患予防に関する質問主意書	藤末 健三君	3. 4	3. 10	3. 14	3. 19 第6号
63	ポリオの予防接種に関する質問主意書	島田 智哉子君	3. 6	3. 10	3. 14	3. 19 第6号
64	エコ・ステーションの定期自主検査に関する質問主意書	尾立 源幸君	3. 6	3. 10	3. 14	3. 19 第6号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答書受領	掲載会議録
65	分娩取扱助産所の四月以降の存続に関する質問主意書	小池 晃君	20. 3. 6	20. 3. 10	20. 3. 14	20. 3. 19 第6号
66	家電リサイクルに関する質問主意書	水戸 将史君	3. 10	3. 12	3. 18	3. 19 第6号
67	政府の沖縄問題への基本的認識及び沖縄振興計画等に関する質問主意書	糸数 慶子君	3. 10	3. 12	3. 18	3. 19 第6号
68	在日米軍の施設及び区域における日本人警備員の拳銃携帯に関する質問主意書	糸数 慶子君	3. 10	3. 12	3. 18	3. 19 第6号
69	政府の二酸化炭素削減に対する取り組みに関する質問主意書	藤末 健三君	3. 10	3. 12	3. 18	3. 19 第6号
70	海外在住邦人への生活保護支援の在り方に関する質問主意書	藤末 健三君	3. 10	3. 12	3. 18	3. 19 第6号
71	電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の運用に関する質問主意書	友近 聡朗君	3. 14	3. 19	3. 25	3. 28 第7号
72	沖縄県名護市辺野古沖合のボーリング調査業務委託料訴訟の和解に関する質問主意書	糸数 慶子君	3. 14	3. 19	3. 25	3. 28 第7号
73	介護ベッド並びに業務用ベッドの手すりによる重大製品事故に関する質問主意書	谷 博之君	3. 17	3. 19	3. 25	3. 28 第7号
74	社会保険病院等の今後に関する質問主意書	谷 博之君	3. 17	3. 19	3. 25	3. 28 第7号
75	行政計画に関する再質問主意書	松野 信夫君	3. 18	3. 24	3. 28	3. 31 第8号
76	防衛装備品の取引停止処分を受けた会社の関連会社との取引に関する質問主意書	大久保 勉君	3. 21	3. 26	4. 1	4. 4 第9号
77	公共事業における予算査定の根拠に関する質問主意書	富岡 由紀夫君	3. 24	3. 26	4. 1	4. 4 第9号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答書受領	掲載会議録
78	小農いじめの農政改革に関する質問主意書	谷 博之君	20. 3.24	20. 3.26	20. 4. 1	20. 4. 4 第9号
79	有機大豆の国産奨励と米の生産調整に関する質問主意書	谷 博之君	3.24	3.26	4. 1	4. 4 第9号
80	岩国市に対する新市庁舎建設補助金等の支給に関する質問主意書	松野 信夫君	3.24	3.26	4. 1	4. 4 第9号
81	基地外に居住する米軍関係者の確認等に関する質問主意書	松野 信夫君	3.24	3.26	4. 1	4. 4 第9号
82	原子炉立地審査指針に関する質問主意書	近藤 正道君	3.27	3.31	4. 4	4. 9 第10号
83	米国同時多発テロに関する第三回質問主意書	藤田 幸久君	3.27	3.31	4. 4	4. 9 第10号
84	高速増殖炉サイクルに関する質問主意書	福島 みずほ君	3.28	4. 2	4. 8	4. 9 第10号
85	在日韓国・朝鮮人の「国籍」の表記に関する質問主意書	川上 義博君	3.31	4. 2	4. 8	4. 9 第10号
86	我が国における永住のための居住要件の検討状況に関する質問主意書	川上 義博君	3.31	4. 2	4. 8	4. 9 第10号
87	二酸化炭素貯留実験に関する質問主意書	風間 直樹君	3.31	4. 2	4. 8	4. 9 第10号
88	「後期高齢者医療制度」の通称を「長寿医療制度」にすることに関する質問主意書	牧山 ひろえ君	4. 3	4. 7	4.11	4.16 第12号
89	ドキュメンタリー映画「靖国」の上映中止に関する質問主意書	喜納 昌吉君	4. 3	4. 7	4.11	4.16 第12号
90	沖縄のガソリン税に関する再質問主意書	喜納 昌吉君	4. 3	4. 7	4.11	4.16 第12号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答書受領	掲載会議録
91	那覇市の地域再生計画の認定に関する質問主意書	喜納 昌吉君	20. 4. 3	20. 4. 7	20. 4.11	20. 4.16 第12号
92	広告収入を利用した自動車運送サービス事業に関する質問主意書	大久保 勉君	4. 3	4. 7	4.11	4.16 第12号
93	「大江・岩波訴訟」の判決に関する質問主意書	系数 慶子君	4. 9	4.14	4.18	4.23 第14号
94	在沖米軍の提供施設外における訓練に関する質問主意書	系数 慶子君	4. 9	4.14	4.18	4.23 第14号
95	米国の「へたり牛(ダウナー・カウ)」の対日輸出に関する質問主意書	近藤 正道君	4.10	4.14	4.18	4.23 第14号
96	仙台市地下鉄東西線の建設への補助金支出に関する質問主意書	川田 龍平君	4.10	4.14	4.18	4.23 第14号
97	後期高齢者医療制度の保険料徴収に関する質問主意書	浅尾 慶一郎君	4.10	4.14	4.18	4.23 第14号
98	内閣、内閣官房及び内閣府に置かれた本部、会議等の実態に関する質問主意書	藤末 健三君	4.14	4.16	4.22	4.23 第14号
99	国民投票権年齢を十八歳にすることに伴う高等学校における憲法教育に関する質問主意書	藤末 健三君	4.14	4.16	4.22	4.23 第14号
100	矢臼別演習場内風蓮川水系のイトウ保護に関する質問主意書	紙 智子君	4.14	4.16	4.22	4.23 第14号
101	地上デジタル放送への移行に伴う都市受信障害対策に関する質問主意書	福山 哲郎君	4.14	4.16	4.22	4.23 第14号
102	六ヶ所再処理工場の本格稼働に関する国の再評価に関する質問主意書	福島 みずほ君	4.15	4.21	4.25	5. 9 第16号
103	食料自給率に関する質問主意書	藤末 健三君	4.16	4.21	4.25	5. 9 第16号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答禮受領	掲載会議録
104	日本政府のジュゴン訴訟への対応に関する質問主意書	山内 徳信君	20. 4.16	20. 4.21	20. 4.25	20. 5. 9 第16号
105	憲法九条世界会議に関する質問主意書	喜納 昌吉君	4.17	4.21	4.25	5. 9 第16号
106	生命保険、損害保険等の約款に対する監督に関する質問主意書	前川 清成君	4.17	4.21	4.25	5. 9 第16号
107	武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業についての都市再開発法上の問題点に関する質問主意書	川田 龍平君	4.17	4.21	4.25	5. 9 第16号
108	武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業についての諸問題に関する質問主意書	川田 龍平君	4.17	4.21	4.25	5. 9 第16号
109	米軍人軍属による公務外事件事故の被害者の救済に関する質問主意書	山内 徳信君	4.17	4.21	4.25	5. 9 第16号
110	サンルダムに関する第三回質問主意書	紙 智子君	4.17	4.21	4.25	5. 9 第16号
111	在日米軍脱走兵逮捕への協力に関する質問主意書	喜納 昌吉君	4.22	4.24	4.30	5. 9 第16号
112	サハリン（旧樺太）少数民族戦没者の戦後補償に関する質問主意書	紙 智子君	4.22	4.24	4.30	5. 9 第16号
113	我が国における永住のための居住要件の検討状況に関する再質問主意書	川上 義博君	4.23	4.24	4.30	5. 9 第16号
114	八ツ場ダムの洪水調節に係る便益の算定に関する質問主意書	大河原 雅子君	4.23	4.24	4.30	5. 9 第16号
115	航空自衛隊のイラク派遣に関する質問主意書	松野 信夫君	4.28	5. 7	5.13	5.14 第18号
116	「奈良盆地東縁断層帯」及び「生駒断層帯」の位置の特定に関する質問主意書	前川 清成君	5. 1	5. 7	5.13	5.14 第18号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答復受領	掲載会議録
117	コンタクトレンズ販売会社と眼科医に関する質問主意書	藤末 健三君	20. 5. 8	20. 5.12	20. 5.16	20. 5.21 第20号
118	教育者の地位利用による国民投票運動の規制の検討状況に関する質問主意書	藤末 健三君	20. 5. 8	20. 5.12	20. 5.16	20. 5.21 第20号
119	長野市内での北京五輪聖火リレーの経費に関する質問主意書	喜納 昌吉君	20. 5. 8	20. 5.12	20. 5.16	20. 5.21 第20号
120	後期高齢者医療制度に関する質問主意書	櫻井 充君	20. 5. 8	20. 5.12	20. 5.16	20. 5.21 第20号
121	不発弾処理に関する質問主意書	糸数 慶子君	20. 5. 8	20. 5.12	20. 5.16	20. 5.21 第20号
122	保険約款に対する監督における具体的判断基準に関する質問主意書	前川 清成君	20. 5. 9	20. 5.14	20. 5.20	20. 5.21 第20号
123	ハツ場ダムの洪水調節に係る便益の算定根拠となる調査等に関する質問主意書	大河原 雅子君	20. 5.12	20. 5.14	20. 5.20	20. 5.21 第20号
124	温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に関する質問主意書	福山 哲郎君	20. 5.14	20. 5.19	20. 5.23	20. 5.28 第22号
125	民法第七六六条及び第八一九条、ならびに、非親権者と子の面接交流に関する質問主意書	谷岡 郁子君	20. 5.14	20. 5.19	20. 5.23	20. 5.28 第22号
126	「調査捕鯨」鯨肉処理問題に関する質問主意書	喜納 昌吉君	20. 5.16	20. 5.21	20. 5.27	20. 5.28 第22号
127	米海兵隊施設・区域キャンプ・シュワブ等への立ち入り作業許可に関する質問主意書	山内 徳信君	20. 5.19	20. 5.21	20. 5.27	20. 5.28 第22号
128	文化庁のジュゴン保護政策に関する質問主意書	山内 徳信君	20. 5.19	20. 5.21	20. 5.27	20. 5.28 第22号
129	インターネット上の違法・有害情報対策と電気通信事業法に関する質問主意書	内藤 正光君	20. 5.21	20. 5.26	20. 5.30	20. 6. 4 第24号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答復受領	掲載会議録
130	市町村の合併に伴う市街化区域と市街化調整区域との区分に関する質問主意書	水戸 将史君	20. 5.21	20. 5.26	20. 5.30	20. 6. 4 第24号
131	ハッ場ダム建設事業の今後に関する質問主意書	大河原 雅子君	5.23	5.28	6. 3	6. 4 第24号
132	中国からのパンダ貸与に関する質問主意書	松野 信夫君	5.29	6. 2	6. 6	6.11 第26号
133	日米地位協定の運用に関する質問主意書	松野 信夫君	5.29	6. 2	6. 6	6.11 第26号
134	静岡空港建設の諸問題に関する質問主意書	川田 龍平君	5.29	6. 2	6. 6	6.11 第26号
135	軍用車両有料道路通行証明書に関する質問主意書	糸数 慶子君	5.30	6. 4	6.10	6.11 第26号
136	市町村合併に伴う不利益人事と市公平委員会の職責放棄に関する質問主意書	又市 征治君	6. 2	6. 4	6.10	6.11 第26号
137	食品着色料の使用規制の改正に関する質問主意書	近藤 正道君	6. 3	6. 9	6.13	6.20 第27号
138	カーボン・ナノチューブへの安全対策や予防策に関する質問主意書	近藤 正道君	6. 3	6. 9	6.13	6.20 第27号
139	外国人学校等に関する質問主意書	福島 みずほ君	6. 3	6. 9	6.13	6.20 第27号
140	不測時の食料安全保障マニュアルに関する質問主意書	藤末 健三君	6. 5	6. 9	6.13	6.20 第27号
141	名古屋高裁イラク派兵違憲判決確定に対する政府の見解に関する質問主意書	山内 徳信君	6. 5	6. 9	6.13	6.20 第27号
142	在日米軍基地と市民の示威行動に関する質問主意書	山内 徳信君	6. 5	6. 9	6.13	6.20 第27号

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答復受領	掲載会議録
143	国会ならびに駐日米国大使館周辺でのデモ行進などの規制に関する質問主意書	山内 徳信君	20. 6. 5	20. 6. 9	20. 6.13	20. 6.20 第27号
144	国民投票権年齢を十八歳にすることに伴う高等学校における憲法教育に関する再質問主意書	藤末 健三君	6. 5	6. 9	6.13	6.20 第27号
145	米兵の性暴力被害者に対する立て替え払い等に関する質問主意書	松野 信夫君	6. 6	6.11	6.17	6.20 第27号
146	地方公務員共済組合の長期給付に係る基礎年金拠出金に対する地方公共団体負担に関する質問主意書	辻 泰弘君	6. 6	6.11	6.17	6.20 第27号
147	生物多様性条約第九回締約国会議における日本政府代表団の対応に関する質問主意書	谷岡 郁子君	6. 9	6.11	6.17	6.20 第27号
148	フェニルケトン尿症及びメープルシロップ尿症治療用ミルク価格の引き上げに関する質問主意書	谷 博之君	6. 9	6.11	6.17	6.20 第27号
149	政府施設におけるE S C Oの導入促進策に関する質問主意書	藤末 健三君	6. 9	6.11	6.17	6.20 第27号
150	P C B処理の推進に関する質問主意書	長浜 博行君	6.10	6.16	6.20	7. 1 追録
151	自動車通勤者等に対する通勤手当の所得税の非課税限度額に関する質問主意書	辻 泰弘君	6.10	6.16	6.20	7. 1 追録
152	日本の戦後処理として残されている遺骨問題の解決に関する質問主意書	今野 東君	6.10	6.16	6.20	7. 1 追録
153	戦時下朝鮮人強制動員被害者の名簿など被害認定関係資料の調査と提供に関する質問主意書	今野 東君	6.10	6.16	6.20	7. 1 追録
154	日米地位協定の運用に関する再質問主意書	松野 信夫君	6.11	6.16	6.20	7. 1 追録
155	修復歴車の再事故に関する質問主意書	大久保 勉君	6.12	6.16	6.20	7. 1 追録



番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答禮受領	掲載会議録
156	ハイテク犯罪に対処するための刑事法の整備に関する質問主意書	藤末 健三君	20. 6.12	20. 6.16	20. 6.20	20. 7. 1 追録
157	自然公園の環境保全のためのトイレの整備に関する質問主意書	藤末 健三君	6.12	6.16	6.20	7. 1 追録
158	病院の安全に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.12	6.16	6.20	7. 1 追録
159	わが国の入学試験制度および福祉教育に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.12	6.16	6.20	7. 1 追録
160	労働災害の発生防止と労働監督機関の対応に関する質問主意書	小池 晃君	6.12	6.16	6.20	7. 1 追録
161	新たな高齢者医療制度における療養の給付に係る一部負担金の軽減特例措置に関する質問主意書	辻 泰弘君	6.12	6.16	6.20	7. 1 追録
162	「調査捕鯨」についての諸問題に関する質問主意書	川田 龍平君	6.12	6.16	6.20	7. 1 追録
163	遺伝子組み換え作物・食品表示に関する質問主意書	川田 龍平君	6.12	6.16	6.20	7. 1 追録
164	「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」に関する質問主意書	福島 みずほ君	6.12	6.16	6.20	7. 1 追録
165	建設業附属寄宿舍及び雇用保険法に関する質問主意書	福島 みずほ君	6.12	6.16	6.20	7. 1 追録
166	米兵によるあらゆる事件・事故を防止するための政府の施策に関する質問主意書	山内 徳信君 外 2 名	6.13	6.18	6.24	7. 1 追録
167	障害児の放課後活動の保障に関する質問主意書	小池 晃君	6.16	6.18	6.24	7. 1 追録
168	子宮頸がんの予防と検診率向上に関する質問主意書	行田 邦子君	6.18	6.20	6.24	7. 1 追録

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答復受領	掲載会議録
169	国土交通省所管公益法人への発注業務に関する質問主意書	行田 邦子君	20. 6.18	20. 6.20	20. 6.24	20. 7.1 追録
170	国家公務員の株取引に関する質問主意書	行田 邦子君	6.18	6.20	6.24	7.1 追録
171	公的年金制度における年金給付の受給権の消滅時効に関する質問主意書	辻 泰弘君	6.18	6.20	6.24	7.1 追録
172	地方公務員共済組合の長期給付に係る基礎年金拠出金に対する地方公共団体負担に関する再質問主意書	辻 泰弘君	6.18	6.20	6.24	7.1 追録
173	サンルダム建設問題に関する質問主意書	紙 智子君	6.19	6.20	7.1	7.1 追録
174	厚生労働省の「居酒屋タクシー」に関する調査結果と生活保護受給者の通院移送費に関する質問主意書	谷 博之君	6.19	6.20	6.24	7.1 追録
175	地球温暖化対策についての福田総理の提案に関する質問主意書	福山 哲郎君	6.19	6.20	6.24	7.1 追録
176	イレッサの副作用被害問題などに関する質問主意書	小池 晃君	6.19	6.20	6.24	7.1 追録
177	圏央道高尾山トンネル工事に関する質問主意書	小池 晃君	6.19	6.20	6.24	7.1 追録
178	後期高齢者医療制度の政府・与党の「負担軽減策」に関する質問主意書	小池 晃君	6.19	6.20	6.27	7.1 追録
179	イラクにおける航空自衛隊派遣部隊の活動及びその地位等に関する質問主意書	井上 哲士君	6.19	6.20	6.24	7.1 追録
180	ハッ場ダム及び周辺地盤の強度に関する質問主意書	富岡 由紀夫君	6.19	6.20	6.24	7.1 追録
181	政府管掌健康保険に対する国庫補助額の特例等に関する質問主意書	辻 泰弘君	6.19	6.20	6.27	7.1 追録

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答禮受領	掲載会議録
182	地方整備局の指名競争入札に関する質問主意書	藤末 健三君	20. 6.20	20. 6.20	20. 6.27	20. 7. 1 追録
183	漁船用燃料費への支援に関する質問主意書	藤末 健三君	6.20	6.20	6.24	7. 1 追録
184	青年の地域コミュニティ形成への支援に関する質問主意書	藤末 健三君	6.20	6.20	6.27	7. 1 追録
185	省庁を横断したインターネットの規制の検討の必要性に関する質問主意書	藤末 健三君	6.20	6.20	6.24	7. 1 追録
186	インターネット上における犯罪に関する情報収集に関する質問主意書	藤末 健三君	6.20	6.20	6.24	7. 1 追録
187	減税措置を受けている者の政治活動に対する寄附の規制に関する質問主意書	藤末 健三君	6.20	6.20	6.27	7. 1 追録
188	物価安定化のための法制度の検討の必要性に関する質問主意書	藤末 健三君	6.20	6.20	6.27	7. 1 追録
189	グーグルとヤフーの連携と独占禁止法の運用に関する質問主意書	藤末 健三君	6.20	6.20	6.27	7. 1 追録
190	平成二十年度以降の加入光ファイバーに係る接続料の改定に関する質問主意書	藤末 健三君	6.20	6.20	6.27	7. 1 追録
191	地方公共団体のIT標準仕様に関する質問主意書	藤末 健三君	6.20	6.20	6.27	7. 1 追録
192	在日韓国・朝鮮人及び日本国籍を有する朝鮮民族又は韓民族の市民的及び政治的権利に関する国際規約第二十七条のマイノリティとしての承認に関する質問主意書	福島 みずほ君	6.20	6.20	6.24	7. 1 追録
193	出入国管理及び難民認定法第二十六条と市民的及び政治的権利に関する国際規約第十二条の抵触問題に関する質問主意書	福島 みずほ君	6.20	6.20	6.24	7. 1 追録

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答禮受領	掲載会議録
194	団塊世代を始めとする退職者らが持つ特技を児童教育に活かす取組に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	20. 6.20	20. 6.20	20. 6.24	20. 7. 1 追録
195	我が国の寄附税制に関する質問主意書	牧山 ひろえ君	6.20	6.20	6.27	7. 1 追録

## 答弁書の修正

番号	件名	提出者	答禮受領	掲載会議録
第161回 第24号	道路特定財源の用途の在り方に関する質問に対する答弁書の修正	浅尾 慶一郎君	20. 2. 8	20. 3.12 第5号

# 協議会等の動き



〔平成20年6月9日 参議院改革協議会〕

## 参議院改革協議会

### 協議員一覧（9名）

座長	平田 健二（民主）	羽田 雄一郎（民主）	木庭 健太郎（公明）
	池口 修次（民主）	世耕 弘成（自民）	小池 晃（共産）
	工藤 堅太郎（民主）	山崎 正昭（自民）	又市 征治（社民）
			（20.2.28 現在）

### （1）検討の経緯

参議院改革協議会（平田健二座長）は、参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、第168回国会の平成19年11月30日に設置された。

第169回国会において、本協議会は2回の調査検討を行った。

まず、平成20年2月28日に協議会（第2回）を開き、事務局から定数較差問題に関する協議経過等について説明を聴取した後、参議院選挙制度の抜本改革に関する今後の協議の在り方について意見交換を行った。また、ODA調査の海外派遣について意見交換を行った。

次に、6月9日に協議会（第3回）を開き、参議院選挙制度の改革については、本協議会の下に専門委員会（選挙制度）を設置し、検討を委ねることを決定した。また、「議院運営委員会は、議員の海外派遣の年度計画を決定するに当たり、ODA調査の海外派遣についてはODA特別委員会の意見を十分に尊重するものとする。」との確認を行った。なお、決算に関する警告決議の在り方等について意見交換を行った。

### （2）協議会経過

平成20年2月28日（木）（第2回）

- 参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

平成20年6月9日（月）（第3回）

- 一、専門委員会（選挙制度）の設置について協議決定した。
- 一、参議院の組織及び運営の改革について協議を行った。

### ( 3 ) 参議院改革協議会設置要綱

#### 参議院の組織及び運営の改革に関する協議会の設置要綱

##### 第1 名称及び目的

参議院の組織及び運営に関する諸問題を調査検討するため、参議院議長（以下「議長」という。）の下に参議院の組織及び運営の改革に関する協議会（以下「参議院改革協議会」という。）を置く。

##### 第2 構成

- (1) 参議院改革協議会は、協議員10人以内をもって組織する。
- (2) 前項の協議員は、議院運営委員会理事会において協議した結果に基づき、議長が委嘱するものとする。

##### 第3 運営

- (1) 参議院改革協議会の調査検討の対象は、参議院の組織及び運営の改革に関する次の事項とする。

議長が各会派代表者懇談会を開いた上で又は独自に、必要と認めて付議する事項

参議院改革協議会が必要と認める事項
- (2) 参議院改革協議会の座長は、同協議員の中から議長が委嘱するものとする。
- (3) 議長、副議長及び議院運営委員長は、随時、参議院改革協議会に出席し、発言する。
- (4) 参議院改革協議会は、必要と認める者から意見を聴取することができる。
- (5) 参議院改革協議会における調査検討の結果、その意見を決定するには、全会一致となるよう努めるものとする。
- (6) 参議院改革協議会の運営についてこの要綱に定めのあるもののほかは、国会法による委員会の運営に準拠するものとする。
- (7) 議長は、参議院改革協議会から調査検討の結果の報告を受けたときは、各会派代表者懇談会に諮り、適切な措置を採るものとする。

##### 第4 その他

- (1) 参議院改革協議会の設置は、議院運営委員会の決定によるものとする。
- (2) 参議院改革協議会の設置については、本会議に報告するものとする。
- (3) この要綱において「各会派代表者懇談会」とは、議長が主宰し、副議長、各会派の代表者と議院運営委員長が出席して従来慣行として開かれているものをいう。

# 参 考 資 料



〔平成20年5月8日 胡錦濤中華人民共和国国家主席一行の参議院訪問〕



# 1 国会会期一覽

(直近15国会を掲載)

国会回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総日数
第155回 (臨時会)	14. 10. 18(金)	14. 10. 18(金)	14. 12. 13(金)	57		57
第156回 (常会)	15. 1. 20(月)	15. 1. 20(月)	15. 7. 28(月)	150	40	190
第157回 (臨時会)	15. 9. 26(金)	15. 9. 26(金)	15. 10. 10(金) 衆議院解散	36		15
第158回 (特別会)	15. 11. 19(水)	15. 11. 21(金)	15. 11. 27(木)	9		9
第159回 (常会)	16. 1. 19(月)	16. 1. 19(月)	16. 6. 16(水)	150		150
第160回 (臨時会)	16. 7. 30(金)	16. 7. 30(金)	16. 8. 6(金)	8		8
第161回 (臨時会)	16. 10. 12(火)	16. 10. 12(火)	16. 12. 3(金)	53		53
第162回 (常会)	17. 1. 21(金)	17. 1. 21(金)	17. 8. 8(月) 衆議院解散	150	50	200
第163回 (特別会)	17. 9. 21(水)	17. 9. 26(月)	17. 11. 1(火)	42		42
第164回 (常会)	18. 1. 20(金)	18. 1. 20(金)	18. 6. 18(日)	150		150
第165回 (臨時会)	18. 9. 26(火)	18. 9. 28(木)	18. 12. 19(火)	81	4	85
第166回 (常会)	19. 1. 25(木)	19. 1. 26(金)	19. 7. 5(木)	150	12	162
第167回 (臨時会)	19. 8. 7(火)	19. 8. 7(火)	19. 8. 10(金)	4		4
第168回 (臨時会)	19. 9. 10(月)	19. 9. 10(月)	20. 1. 15(火)	62	66	128
第169回 (常会)	20. 1. 18(金)	20. 1. 18(金)	20. 6. 21(土)	150	6	156

## 2 参議院議員通常選挙関係一覧

通常選挙 回次	通常選挙期日	任期開始日	任期終了日	選挙後最初の 国会回次	召集日
第1回	昭和 22. 4.20(日)	22. 5. 3	25. 5. 2 28. 5. 2	第1回(特別会)	22. 5.20(火)
第2回	25. 6. 4(日)	25. 6. 4	31. 6. 3	第8回(臨時会)	25. 7.12(水)
第3回	28. 4.24(金)	28. 5. 3	34. 5. 2	第16回(特別会)	28. 5.18(月)
第4回	31. 7. 8(日)	31. 7. 8	37. 7. 7	第25回(臨時会)	31.11.12(月)
第5回	34. 6. 2(火)	34. 6. 2	40. 6. 1	第32回(臨時会)	34. 6.22(月)
第6回	37. 7. 1(日)	37. 7. 8	43. 7. 7	第41回(臨時会)	37. 8. 4(土)
第7回	40. 7. 4(日)	40. 7. 4	46. 7. 3	第49回(臨時会)	40. 7.22(木)
第8回	43. 7. 7(日)	43. 7. 8	49. 7. 7	第59回(臨時会)	43. 8. 1(木)
第9回	46. 6.27(日)	46. 7. 4	52. 7. 3	第66回(臨時会)	46. 7.14(水)
第10回	49. 7. 7(日)	49. 7. 8	55. 7. 7	第73回(臨時会)	49. 7.24(水)
第11回	52. 7.10(日)	52. 7.10	58. 7. 9	第81回(臨時会)	52. 7.27(水)
第12回	55. 6.22(日)	55. 7. 8	61. 7. 7	第92回(特別会)	55. 7.17(木)
第13回	58. 6.26(日)	58. 7.10	平成 元. 7. 9	第99回(臨時会)	58. 7.18(月)
第14回	61. 7. 6(日)	61. 7. 8	4. 7. 7	第106回(特別会)	61. 7.22(火)
第15回	平成 元. 7.23(日)	平成 元. 7.23	7. 7.22	第115回(臨時会)	平成 元. 8. 7(月)
第16回	4. 7.26(日)	4. 7.26	10. 7.25	第124回(臨時会)	4. 8. 7(金)
第17回	7. 7.23(日)	7. 7.23	13. 7.22	第133回(臨時会)	7. 8. 4(金)
第18回	10. 7.12(日)	10. 7.26	16. 7.25	第143回(臨時会)	10. 7.30(木)
第19回	13. 7.29(日)	13. 7.29	19. 7.28	第152回(臨時会)	13. 8. 7(火)
第20回	16. 7.11(日)	16. 7.26	22. 7.25	第160回(臨時会)	16. 7.30(金)
第21回	19. 7.29(日)	19. 7.29	25. 7.28	第167回(臨時会)	19. 8. 7(火)

任期3年議員(第1回通常選挙のみ)の任期終了日を示す。

### 3 国務大臣等名簿

(平成19年9月27日現在)

#### 福田内閣国務大臣

##### 内閣総理大臣

福田 康夫 (衆・自民)

##### 総務大臣

(内閣府特命担当大臣(地方分権改革))

増田 寛也

##### 法務大臣

鳩山 邦夫 (衆・自民)

##### 外務大臣

高村 正彦 (衆・自民)

##### 財務大臣

額賀 福志郎 (衆・自民)

##### 文部科学大臣

渡海 紀三朗 (衆・自民)

##### 厚生労働大臣

舛添 要一 (参・自民)

##### 農林水産大臣

若林 正俊 (参・自民)

##### 経済産業大臣

甘利 明 (衆・自民)

##### 国土交通大臣

冬柴 鐵三 (衆・公明)

##### 環境大臣

鴨下 一郎 (衆・自民)

##### 防衛大臣

石破 茂 (衆・自民)

##### 国務大臣(内閣官房長官)

町村 信孝 (衆・自民)

##### 国務大臣(国家公安委員会委員長)

(内閣府特命担当大臣(防災、食品安全))

泉 信也 (参・自民)

##### 国務大臣

(内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策、  
規制改革、国民生活、科学技術政策))

岸田 文雄 (衆・自民)

##### 国務大臣

(内閣府特命担当大臣(金融))

渡辺 喜美 (衆・自民)

##### 国務大臣

(内閣府特命担当大臣(経済財政政策))

大田 弘子

##### 国務大臣

(内閣府特命担当大臣(少子化対策、男女共  
同参画))

上川 陽子 (衆・自民)

#### 内閣官房副長官

大野 松茂 (衆・自民)

岩城 光英 (参・自民)

二橋 正弘

## 副大臣

### 内閣府副大臣

木村 勉(衆・自民)  
山本 明彦(衆・自民)  
中川 義雄(参・自民)

### 総務副大臣

佐藤 勉(衆・自民)  
谷口 隆義(衆・公明)

### 法務副大臣

河井 克行(衆・自民)

### 外務副大臣

小野寺 五典(衆・自民)  
木村 仁(参・自民)

### 財務副大臣

遠藤 乙彦(衆・公明)  
森山 裕(衆・自民)

### 文部科学副大臣

池坊 保子(衆・公明)  
松浪 健四郎(衆・自民)

### 厚生労働副大臣

西川 京子(衆・自民)  
岸 宏一(参・自民)

### 農林水産副大臣

今村 雅弘(衆・自民)  
岩永 浩美(参・自民)

### 経済産業副大臣

新藤 義孝(衆・自民)  
中野 正志(衆・自民)

### 国土交通副大臣

平井 たくや(衆・自民)  
松島 みどり(衆・自民)

### 環境副大臣

桜井 郁三(衆・自民)

### 防衛副大臣

江渡 聡徳(衆・自民)

## 大臣政務官

### 内閣府大臣政務官

加藤 勝信(衆・自民)  
戸井田 とおる(衆・自民)  
西村 明宏(衆・自民)

### 総務大臣政務官

秋葉 賢也(衆・自民)  
岡本 芳郎(衆・自民)  
二之湯 智(参・自民)

### 法務大臣政務官

古川 禎久(衆・自民)

### 外務大臣政務官

宇野 治(衆・自民)  
中山 泰秀(衆・自民)  
小池 正勝(参・自民)

### 財務大臣政務官

宮下 一郎(衆・自民)  
小泉 昭男(参・自民)

### 文部科学大臣政務官

原田 令嗣(衆・自民)  
保坂 武(衆・自民)

### 厚生労働大臣政務官

伊藤 涉(衆・公明)  
松浪 健太(衆・自民)

### 農林水産大臣政務官

谷川 弥一(衆・自民)  
澤 雄二(参・公明)

### 経済産業大臣政務官

荻原 健司(参・自民)  
山本 香苗(参・公明)

### 国土交通大臣政務官

金子 善次郎(衆・自民)  
谷 公一(衆・自民)  
山本 順三(参・自民)

### 環境大臣政務官

並木 正芳(衆・自民)

### 防衛大臣政務官

寺田 稔(衆・自民)  
秋元 司(参・自民)

## 政府特別補佐人(20.1.17 承認)

人事院総裁	谷 公士	内閣法制局長官	宮崎 礼壹
公正取引委員会委員長	竹島 一彦	公害等調整委員会委員長	大内 捷司

#### 4 本会議・委員会等傍聴者数

	回 次	総 計 (人)	内 訳	
			本 会 議	委 員 会 等
平成 11年	145 (常 会)	6,108	1,837	4,271
	146 (臨時会)	1,115	362	753
12年	147 (常 会)	4,497	1,340	3,157
	148 (特別会)	45	32	13
	149 (臨時会)	432	193	239
13年	150 (臨時会)	2,028	902	1,126
	151 (常 会)	4,788	1,351	3,437
	152 (臨時会)	122	78	44
14年	153 (臨時会)	3,041	913	2,128
	154 (常 会)	7,202	2,438	4,764
	155 (臨時会)	2,374	788	1,586
15年	156 (常 会)	7,374	1,814	5,560
	157 (臨時会)	489	295	194
	158 (特別会)	264	40	224
16年	159 (常 会)	6,061	1,990	4,071
	160 (臨時会)	209	180	29
	161 (臨時会)	1,675	436	1,239
17年	162 (常 会)	6,484	1,668	4,816
	163 (特別会)	1,474	515	959
18年	164 (常 会)	7,147	2,263	4,884
	165 (臨時会)	3,681	1,127	2,554
19年	166 (常 会)	6,439	2,274	4,165
	167 (臨時会)	119	119	0
	168 (臨時会)	2,747	779	1,968
20年	169 (常 会)	4,497	1,823	2,674

(注) 直近の国会は開会中の数、それ以前の国会は閉会中を含んだ数である。

## 5 参議院参観者数

	件数	総計 (人)	参観内訳					特別参観
			一般	小学生	中学生	高校生	外国人	
平成7年	5,108	178,174	28,198	98,157	48,906	1,521	1,392	0
8年	5,777	177,443	32,185	93,720	45,952	2,668	2,918	55
9年	5,350	180,875	41,617	92,382	42,366	2,287	2,223	10
10年	5,888	190,272	35,709	93,500	57,964	1,515	1,584	5
11年	5,710	190,554	36,580	87,329	62,506	2,727	1,412	5
12年	5,821	185,764	31,683	90,037	60,354	1,996	1,694	53
13年	9,566	204,028	45,943	91,509	61,313	3,063	2,200	97
14年	10,535	215,057	54,388	91,014	63,827	3,297	2,531	24
15年	10,399	229,835	48,690	109,307	61,366	6,850	3,622	133
16年	11,987	234,882	54,866	111,832	58,012	5,759	4,413	74
17年	13,114	258,096	56,777	127,531	63,978	5,808	4,002	124
18年	17,424	282,398	79,864	133,216	58,224	6,855	4,239	398
19年	20,506	297,876	85,503	138,063	61,821	7,587	4,902	113
20年	10,365	163,119	40,965	65,660	51,779	3,025	1,690	0

(注) 特別参観は、国会閉会中の第1・第3日曜日に限り実施している。

平成20年の数は、会期終了日(6月21日)現在。

## 6 参議院特別体験プログラム体験者数・体験団体数

	体験者数 (人)	団体数 (件)	( 団体内訳 )		
			小学校	中学校	その他
平成14年度	23,144	355	262	83	10
平成15年度	33,371	494	354	132	8
平成16年度	44,035	681	516	151	14
平成17年度	55,539	832	636	159	37
平成18年度	65,548	975	738	183	54
平成19年度					
4月	2,608	53	9	40	4
5月	6,403	96	43	53	0
6月	5,014	82	52	21	9
7月	1,310	21	10	5	6
8月	486	23	0	1	22
9月	2,484	39	26	13	0
10月	6,488	104	97	4	3
11月	10,228	145	133	7	5
12月	8,390	126	123	2	1
1月	9,330	132	130	1	1
2月	10,634	156	151	5	0
3月	2,551	42	34	2	6
(平成19年度計)	65,926	1,019	808	154	57
平成20年度					
4月	2,279	47	7	35	5
5月	6,314	101	42	59	0
(年度途中計)	8,593	148	49	94	5

(注) その他とは、地域の子ども会、高校生等の団体である。

## 7 外国議会議長等招待一覧

### 議長が招待したもの

招待状宛先	団長及び一行	滞在期間
チリ共和国上院議長一行 (19.12. 5 招待状発送)	団長 上院議長 エドゥアルド・フレイ・ルイス＝タグレ君 同夫人 マルタ・パトリシア・ララエチェア・ポリバル君 団員 上院副議長 チリ・日本上院友好議員連盟会長 カルロス・オクタビオ・オミナミ・バスクアル君 同 上院議員 ホサイン・サバグ・カスティージョ君 同夫人 フレシア・ビジャロボス・ロハス君 同 上院議員 カルロス・アントニオ・カリム・ピアンキ・チェレチ君	20. 1.27 ～ 2. 2

招待状宛先	団長及び一行	滞在期間
モンゴル国国家大会議議長一行 (20. 1.23 招待状発送)	団長 国家大会議議長 ダンザンギーン・ルンデージャンツァン君 同夫人 ダムバダルジャーギーン・オヨーンツェツェグ君 団員 国家大会議議員 モンゴル・日本友好議員連盟会長 ダワージャビーン・ガンホヤグ君 同 国家大会議議員 モンゴル・日本友好議員連盟メンバー ドルツォンギーン・ドンドグ君 同 同 ルイメディーン・ガンسف君 同 国家大会議議員 モンゴル・日本友好議員連盟副会長 ツェレンダシーン・ダミラン君 同 国家大会議議員 モンゴル・日本友好議員連盟メンバー ジュグデルデミディーン・グルラグチャー君	20. 2.25 ～ 2.29



	公式随員 国家大会議事務局長 ナムスライジャビーン・ロブサンジャブ君 同 国家大会議対外関係課長代行 ツェレンドルジーン・ナラントンガラグ君 随員 国家大会議広報課長代行 ジャミヤンドルジーン・ネルグイ君 同 議長秘書 バヤルマグナイン・バヤルバートル君 同 ドンドグ議員秘書 スレンジャビーン・ルンデグ君 同 モンゴル公共放送ディレクター トウムルオチリーン・エルデネチメグ君 同 モンゴル公共放送カメラマン ダワージャビーン・バートルドルジ君 同 国家大会議議長護衛特別課長 ホヤグオチリーン・ガンバト君 同 国家大会議議長護衛特別課上席担当官 ルハグワドルジーン・バトボルド君 同 国家大会議議長護衛特別課担当官 アマルジャルガリーン・ムンフバヤル君 同 国家大会議議長付医務官 チャドラーバリーン・サイントゥグス君	
--	---	--

招待状宛先	団長及び一行	滞在期間
ポルトガル共和国国会議長一行 (20. 1.18 招待状発送)	団長 国会議長 ジャイム・ジョゼ・マトス・ダ・ガマ君 団員 国会議員 パウロ・サカドゥラ・カブラル・ポルタシュ君 同 同 ジョルジュ・フェルナンド・マガリャンイシュ・ダ・コシュタ君 同 同 レナト・ルイス・ペレイラ・リアル君 同 同 ミゲル・ティアゴ・クリスピン・ロザード君 随員 国会議長外交顧問 マダレナ・フィッセル君 同 警護官 ジョアン・オリヴァル君	20. 3. 1 ~ 3. 6



## 8 参議院議員海外派遣一覧

### ODA調査

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
ベトナム社会主義共和国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (19.11.22 議長決定)	ベトナム	19.12. 2 ～12. 6	藤末 健三君(民主) 牧山 ひろえ君(民主) 長谷川 大紋君(自民) 山内 俊夫君(自民) 谷合 正明君(公明)	20. 5.14 議院運営委員会 に報告書提出
カメルーン共和国、エチオピア連邦民主共和国及び南アフリカ共和国に対する我が国の政府開発援助並びに英国の援助政策に関する調査 (20. 1. 9 議長決定)	カメルーン エチオピア 南アフリカ 英国	20. 2. 2 ～ 2.14	大塚 耕平君(民主) 内藤 正光君(民主) 西田 昌司君(自民)	20. 5.14 議院運営委員会 に報告書提出
インド及びネパールに対する我が国の政府開発援助に関する調査 (20. 1.16 議長決定)	インド ネパール	20. 2. 4 ～ 2.13	富岡 由紀夫君(民主) 長浜 博行君(民主) 石井 みどり君(自民) 弘友 和夫君(公明)	20. 5.14 議院運営委員会 に報告書提出
トルコ共和国及びヨルダン・ハシェミット王国に対する我が国の政府開発援助に関する調査 (20. 1.22 議長決定)	トルコ ヨルダン	20. 2.12 ～ 2.20	加藤 敏幸君(民主) 米長 晴信君(民主) 鶴保 庸介君(自民) 仁比 聡平君(共産)	20. 5.14 議院運営委員会 に報告書提出

### 国際会議出席

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第16回アジア・太平洋議員フォーラム(A P P F)総会出席 (19.12.21 議長決定)	ニュージーランド	20. 1.18 ～ 1.25	主濱 了君(民主) 田中 直紀君(自民)	20. 5.14 議院運営委員会 に報告書提出
第52回国連婦人の地位委員会の際のI P U議会人会合出席 (20. 2. 8 議長決定)	米国	20. 2.25 ～ 2.29	南野 知恵子君(自民) 森 ゆうこ君(民主)	20. 5.14 議院運営委員会 に報告書提出

第118回 I P U (列国議会同盟) 会議出席 (20. 3.25 議長決定)	南アフリカ	20. 4.11 ~ 4.20	増子 輝彦君(民主) 伊達 忠一君(自民)	20. 5.28 議院運営委員会 に報告書提出
第29回日本・E U 議員会議出席 (20. 5.20 議長決定)	ベルギー オーストリア	20. 6. 1 ~ 6. 7	相原 久美子君(民主) 中村 博彦君(自民)	次国会の議院運 営委員会に報告 書を提出予定
第 5 回アジア欧州議員会議 (A S E P) 出席 (20. 6. 5 議長決定)	中国	20. 6.18 ~ 6.21	今野 東君(民主) 野村 哲郎君(自民)	次国会の議院運 営委員会に報告 書を提出予定

### 議会間交流

派遣の目的	派遣地	派遣期間	派遣議員	派遣報告
第 2 回日中議員会議出席 (20. 2.12 議長決定)	中国	20. 2.19 ~ 2.24	大石 正光君(民主) 松田 岩夫君(自民) 木俣 佳丈君(民主) 喜納 昌吉君(民主) 高橋 千秋君(民主) 中谷 智司君(民主) 加納 時男君(自民) 神取 忍君(自民) 末松 信介君(自民) 西田 実仁君(公明)	20. 4.25 議院運営委員会 に報告書提出
日米議会交流・準備会合出席 (20. 3.12 議長決定)	米国	20. 3.21 ~ 3.23	林 芳正君(自民) 川上 義博君(民主)	20. 4.25 議院運営委員会 に報告書提出
第 1 回日本・米国議員会議出席 (20. 5.30 議長決定)	米国	20. 6.15 ~ 6.20	林 芳正君(自民) ツルネンマルティ君(民主) 室井 邦彦君(民主) 松村 祥史君(自民)	次国会の議院運 営委員会に報告 書を提出予定

## 9 国会に対する報告等 (20.1.16～ 6.21)

第168回国会閉会後から今国会中、法令に基づいて提出された報告等は、以下のとおりである。

年月日	報告等の名称
平成20年	
1.17(木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動に関する実施計画(平成20年1月)</li> <li>○ イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更(平成20年1月)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 旧平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に基づく対応措置の結果(平成20年1月)</li> </ul>
18(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成17年度決算に関する参議院の議決について講じた措置</li> </ul>
25(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国民生活安定緊急措置法施行状況報告書(平成19年7月1日から同年12月31日まで)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成20年度地方団体の歳入歳出総額の見込額</li> </ul>
29(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ゴラン高原国際平和協力業務実施計画の変更(平成20年1月)</li> <li>○ ゴラン高原国際平和協力業務の実施の状況(平成20年1月)</li> <li>○ 行政組織の新設改廃状況報告書(平成19年9月10日から平成20年1月17日まで)</li> </ul>
2. 5(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律に基づく報告(平成19年)</li> </ul>
8(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 日本郵政公社平成十九年度財務諸表の承認に関する報告</li> <li>○ 日本放送協会平成十八年度業務報告書及び総務大臣の意見並びに監事の意見書</li> </ul>
26(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年度国有林野事業に係る債務の処理に関する施策の実施の状況に関する報告</li> <li>○ 平成18年度日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律に定める施策の実施の状況に関する報告</li> </ul>
3. 4(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方財政の状況(平成20年3月)</li> </ul>
11(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(平成20年3月)</li> </ul>
18(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ネパール国際平和協力業務実施計画の変更(平成20年3月)</li> <li>○ ネパール選挙監視国際平和協力業務実施計画(平成20年3月)</li> <li>○ ネパール国際平和協力業務の実施の状況(平成20年3月)</li> <li>○ 東ティモール国際平和協力業務の実施の結果(平成20年3月)</li> <li>○ 平成20年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告</li> </ul>
21(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年度第3・四半期予算使用の状況</li> </ul>
24(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年度第3・四半期国庫の状況</li> </ul>
25(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月)</li> </ul>
26(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 営利企業への就職の承認に関する年次報告(平成19年)</li> <li>○ 官民人事交流に関する年次報告(平成19年)</li> </ul>
4. 1(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年自衛隊員の営利企業への就職の承認に関する報告</li> <li>○ 平成19年防衛庁及び防衛省と民間企業との間の人事交流に関する報告</li> </ul>
22(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成19年度少子化の状況及び少子化への対処施策の概況</li> </ul>
25(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「平成19年度中小企業の動向」及び「平成20年度中小企業施策」</li> </ul>
30(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の施行状況に関する報告(平成19年1月1日から同年12月31日まで)</li> <li>○ 平成19年団体規制状況の年次報告</li> </ul>
5.13(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「平成19年度森林及び林業の動向」及び「平成20年度森林及び林業施策」</li> </ul>
16(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「平成19年度食料・農業・農村の動向」及び「平成20年度食料・農業・農村施策」</li> </ul>
20(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「平成19年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」及び「平成20年度高齢社会対策」</li> <li>○ 「平成19年度水産の動向」及び「平成20年度水産施策」</li> </ul>

21(水)	○ 会計検査院法第30条の2の規定に基づく「介護保険における財政安定化基金を適切な基金規模に保つため、都道府県が基金の一部を拠出者に返還することが適切と判断した場合に、基金規模を縮小できるような制度に改めるよう厚生労働大臣に対して改善の処置を要求したもの」の報告(平成20年5月)
23(金)	○ 平成19年度科学技術の振興に関する年次報告
27(火)	○ 「平成19年度交通事故の状況及び交通安全施策の現況」及び「平成20年度交通安全施策に関する計画」
30(金)	○ 平成19年度エネルギーに関する年次報告 ○ 平成19年度人事院の業務状況報告書 ○ 平成19年度障害者施策の概況 ○ 平成19年度人権教育及び人権啓発施策
6. 3(火)	○ 地方分権改革推進委員会第1次勧告(平成20年5月28日) ○ 「平成19年度環境の状況」及び「平成20年度環境の保全に関する施策」 ○ 「平成19年度循環型社会の形成の状況」及び「平成20年度循環型社会の形成に関する施策」
6(金)	○ 平成19年度拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告 ○ 平成19年度母子家庭の母の就業支援施策の実施状況 ○ 「平成19年度観光の状況」及び「平成20年度観光施策」
10(火)	○ 2007年の国際労働機関第96回総会において採択された条約に関する報告書 ○ 2007年の国際労働機関第96回総会において採択された勧告に関する報告書 ○ 国家公務員倫理規程、職員の職務に係る倫理に関する訓令等に関する報告(平成20年6月) ○ 「防災に関してとった措置の概況」及び「平成20年度の防災に関する計画」 ○ 破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告(平成20年6月) ○ 通貨及び金融の調節に関する報告書(平成20年6月) ○ 平成19年度ものづくり基盤技術の振興施策 ○ 平成19年度首都圏整備に関する年次報告
13(金)	○ テロ対策海上阻止活動に対する補給支援活動の実施に関する特別措置法に基づく補給支援活動に関する実施計画の変更(平成20年6月) ○ イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画の変更(平成20年6月) ○ 「平成19年度男女共同参画社会の形成の状況」及び「平成20年度男女共同参画社会の形成の促進施策」 ○ 平成19年度政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告 ○ 「平成19年度土地に関する動向」及び「平成20年度土地に関する基本的施策」

# 10 国会関係日誌 (20. 1.16 ~ 6.21)

日付は原則として現地時間

年月日	事項
<b>【第168回国会（臨時会）閉会后】</b>	
平成20年	
1.16(水)	○ 民主党定期大会
17(木)	○ 自由民主党党大会
<b>【第169回国会（常会）】</b>	
1.18(金)	○ 第169回国会召集 ○ 参・本会議(議席の指定、5特別委設置、政府4演説) ○ 衆・本会議(議席の指定、6特別委設置、政府4演説) ○ 開会式
21(月)	○ 衆・本会議(代表質問1日目) ○ 浜本万三元参議院議員逝去
22(火)	○ 参・本会議(代表質問1日目) ○ 衆・本会議(代表質問2日目) ○ 衆参両院正副議長懇談、国会運営について意見交換 ○ 福田良彦衆議院議員辞職(本会議許可) ○ 橋本NHK会長、NHK職員のインサイダー取引疑惑で辞意表明。25日、福地茂雄新会長就任
23(水)	○ 参・本会議(代表質問2日目、山本孝史君哀悼の件)
25(金)	○ 衆・予算委(予算の実施状況に関する調査:「経済・金融問題」集中審議)総理出席 ○ 政府は、社会保障国民会議設置を決定。29日、初会合 ○ 福田総理、スイス訪問出張(~27日)
26(土)	○ 世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)にて福田総理演説
27(日)	○ 大阪府知事選、橋下徹氏初当選
28(月)	○ 衆・予算委(平成19年度補正予算:基本的質疑)全大臣出席
29(火)	○ 衆・予算委(平成19年度補正予算:締めくり質疑、討論、採決)全大臣出席 ○ 衆・本会議(平成19年度補正予算可決) ○ 与党、暫定税率を2か月間延長する租税特措法改正案等3案(いわゆるブリッジ法案)を衆議院に提出
30(水)	○ ブリッジ法案を衆・総務委及び財務金融委で可決。その後、衆参両院議長あっせんにより、徹底した審議を行ったうえで、年度内に一定の結論を得るものとする等について6党が合意し、31日、ブリッジ法案撤回
31(木)	○ 参・予算委(平成19年度補正予算:総括質疑)全大臣出席 ○ 教育再生会議、最終報告「社会総がかりで教育再生を-教育再生の実効性の担保のために-」
2. 4(月)	○ 参・予算委(予算の執行状況に関する調査:「社会保障」集中審議)総理出席
5(火)	○ 参・予算委(平成19年度補正予算:締めくり質疑)全大臣出席
6(水)	○ 参・予算委(平成19年度補正予算:討論、採決) ○ 参・本会議(平成19年度補正予算否決、両院協議会協議委員の選挙、協議委員議長報告) ○ 平成19年度補正予算両院協議会(成案を得ず) ○ 政府、消費者行政推進会議設置を決定。12日、初会合
7(木)	○ 衆・予算委(平成20年度総予算審:基本的質疑)全大臣出席、8日、12日も基本的質疑
10(日)	○ 岩国市長選、福田良彦氏(前衆議院議員)初当選
11(月)	○ 内田芳郎元参議院議員逝去
13(水)	○ 法相が、成年年齢を20歳から18歳に引き下げる民法改正の是非について法制審議会に諮問、方向性を示さず異例の白紙諮問

- 19(火) ○ 衆・本会議(所得税法等改正案等趣旨説明質疑、地方税法等改正案等趣旨説明質疑)総理出席
- 千葉県房総半島沖、野島崎の南方の海上で海上自衛隊イージス艦「あたご」と漁船「清徳丸」が衝突、乗組員2名行方不明
- 20(水) ○ 衆・予算委地方公聴会(茨城県、宮崎県)
- 衆・財務金融委(平成20年度公債発行特例法案及び所得税法等改正案、質疑)総理出席
- 21(木) ○ 衆・予算委(平成20年総予算:「道路特定財源」集中審議)総理出席
- 衆・本会議(道路整備費特例法案趣旨説明質疑)総理出席
- 新テロ特措法に基づき、海自がインド洋での洋上給油を約4カ月ぶりに再開
- 22(金) ○ 衆・予算委公聴会
- 政府は地球温暖化問題に関する懇談会設置。3月5日、初会合
- 24(日) ○ 福田総理、韓国訪問出張(-25日)
- 25(月) ○ 衆参議院運営委員会委員長、国会同意人事特別案件(日本銀行総裁等4機関10名)に係る候補者からの所信聴取について合意
- 日韓首脳会談、李明博韓国大統領とシャトル外交再開と日韓新時代構築で一致
- 26(火) ○ 衆・予算委(平成20年度総予算:「年金・医療等社会保障問題」集中審議)総理出席
- 政府は教育再生会議を廃止し、教育再生懇談会を設置。3月25日、初会合
- 受託収賄罪などに問われた衆院議員鈴木宗男被告に東京高裁も懲役2年の実刑判決
- 27(水) ○ 衆・予算委分科会(-28日)
- 28(木) ○ 衆・予算委(平成20年度総予算:「道路特定財源」集中審議)総理出席
- 参・外交防衛委(護衛艦あたごと漁船清徳丸の衝突事案に関する件:質疑)
- 29(金) ○ 衆・予算委(平成20年度総予算:「イージス艦・沖縄問題等」集中審議、締めくり質疑、討論、採決)全大臣出席
- 衆・本会議(平成20年度総予算可決、地方税法等改正案、地方法人特別税等暫定措置法案、地方交付税法等改正案、平成20年度公債発行特例法案及び所得税法等改正案可決)
- 政府は公文書管理の在り方等に関する有識者会議設置。3月12日、初会合
- 3. 4(火) ○ 馬場富元参議院議員逝去
- 11(火) ○ 衆・参議院運営委(日本銀行総裁等所信質疑)
- 12(水) ○ 参・本会議(同意人事案件:日本銀行総裁について不同意、副総裁について1件同意、1件不同意)、13日、衆議院はいずれも同意
- 13(木) ○ 参・予算委(平成20年度総予算:基本的質疑)全大臣出席、-14日
- 17(月) ○ 厚労省の分科会が、原爆症の被爆者認定を大幅に緩和し救済を明記した新基準決定
- 18(火) ○ 参・予算委(平成20年度総予算:「道路特定財源」集中審議)総理出席
- 政府は、独立宣言したコソボ共和国を国家承認することを決定
- 19(水) ○ 参・本会議(同意人事案件:日本銀行総裁について不同意、副総裁について同意)、衆議院はいずれも同意
- 23(日) ○ 熊本県知事選、蒲島郁夫氏初当選
- 24(月) ○ 参・予算委(平成20年度総予算:「外交防衛」集中審議)総理出席
- 道州制ビジョン懇談会、中間報告提出
- 25(火) ○ 参・予算委公聴会
- 27(木) ○ 参・予算委嘱審査(常任委)、28日午前は特別委
- 福田首相、道路関連法案・税制の取扱いについて記者会見。道路特定財源を2009年度から一般財源化する新提案発表
- 最高裁、受託収賄罪に問われた村上正邦元労相(元参議院議員)に対し上告棄却。4月14日、上告棄却に対する異議申立てを退け、実刑判決確定
- 28(金) ○ 参・予算委(平成20年度総予算:締めくり質疑、討論、採決)全大臣出席
- 参・本会議(平成20年度総予算否決、両院協議会協議委員の選挙、協議委員議長報告)
- 平成20年度総予算両院協議会(成案を得ず)
- 税制年度末処理について6党合意。道路特定財源に係わる国税・地方税を除き、3月末に期限が切れる各税について5月末まで延長
- 31(月) ○ 国民生活等混乱回避のための地方税法改正案及び租税特措法改正案を衆参本会議で可決・成立



- 4. 1(火) ○ 揮発油税等の暫定税率期限切れ
- 3(木) ○ 後期高齢者医療制度開始
- 4(金) ○ 中西珠子元参議院議員逝去
- 参・本会議(所得税法等改正案趣旨説明質疑、地方税法等改正案趣旨説明質疑)総理出席
- 7(月) ○ 参・予算委(予算の執行状況に関する調査:「経済・社会保障等」集中審議)総理出席
- 市川正一元参議院議員逝去
- 8(火) ○ 参・農林水産委(南極海鯨類捕獲調査事業への妨害活動に対する非難及び調査事業の継続実施等に関する決議)
- 9(水) ○ 参・本会議(同意人事案件:日本銀行総裁について同意、副総裁について不同意)、衆議院はいずれも同意
- 国家基本政策委員会合同審査会(第1回)
- 11(金) ○ 政府・与党が道路関連法案等の取り扱いについて合意。道路特定財源を2009年度からすべて一般財源化する方針を決定
- 13(日) ○ 参・財政金融委員会委員派遣(福岡市、~14日)
- 15(火) ○ 参・総務委員会地方公聴会(京都市)
- 平岡秀夫衆議院議員退職(公選法90条)
- 16(水) ○ 参・本会議(経済産業委員長辞任・選挙、道路整備財源特例法改正案趣旨説明質疑)総理出席
- 参・議院運営委(道路整備費特例法案を財政金融委員会に付託することを決定)
- 20(日) ○ 李明博韓国大統領来日(~21日)
- 22(火) ○ 政府、政府における無駄の徹底的な排除に向けた集中点検を発表
- 23(水) ○ 和田隆志君、衆議院議員当選(比例代表中国選挙区・平岡秀夫君退職による繰上補充)
- 24(木) ○ 参・外交防衛委(在日米軍駐留経費特別協定:質疑、討論、採決)
- 25(金) ○ 参・本会議(在日米軍駐留経費特別協定不承認、両院協議会協議委員の選挙、協議委員議長報告)
- 在日米軍駐留経費特別協定両院協議会(成案を得ず)
- 福田総理、ロシア非公式訪問出張(~27日)
- 27(日) ○ 衆議院議員山口2区補欠選挙(福田良彦君辞職による)、平岡秀夫氏当選
- 30(水) ○ 衆・本会議(地方税法等改正案、地方法人特別税等暫定措置法案、地方交付税法等改正案、平成20年度公債発行特例法案及び所得税法等改正案について参議院が否決したものとみなす議決し、衆議院議決案を再可決)
- 5. 1(木) ○ 揮発油税等の暫定税率復活
- 2(金) ○ ミャンマーで大型サイクロンにより甚大な人的・物的被害が発生
- 6(火) ○ 胡錦濤中国国家主席来日(~10日)
- 7(水) ○ 日中首脳会談、「戦略的互惠関係」の包括的推進に関する日中共同声明、日中両政府の交流と協力の強化に関する共同プレス発表
- 水島裕元参議院議員逝去
- 8(木) ○ 自衛官が国会敷地内に侵入し自傷
- 伏見康治元参議院議員逝去
- 9(金) ○ 参・財政金融、国土交通連合審査会(道路整備財源特例法改正案:質疑)総理出席
- 参・財政金融委(道路整備財源特例法改正案:討論、採決)
- 衆・本会議(農業者戸別所得補償法案否決、国家公務員基本法案趣旨説明質疑)総理出席
- 12(月) ○ 参・本会議(道路整備費財源特例法改正案否決)
- 中国四川省で大規模地震発生
- 13(火) ○ 政府は、道路特定財源等に関する基本方針を閣議決定
- 衆・本会議(道路整備費財源特例法改正案再可決)
- 15(木) ○ 参・外交防衛委(前株式会社日本ミライズ代表取締役社長宮崎元伸君の証人出頭要求議決)
- 16(金) ○ 参・ODA特別委(G8北海道洞爺湖サミット及び第4回アフリカ開発会議(TICAD )に向けた我が国の国際援助の在り方等に関する決議、質疑)総理出席
- 18(日) ○ 中島真人元参議院議員逝去

- 21(水) ○ 参・本会議(宇宙基本法案可決・成立)
- 梶木又三元参議院議員(元環境庁長官)逝去
- 22(木) ○ 参・外交防衛委(前株式会社日本ミライズ代表取締役社長宮崎元伸君の証人喚問)
- 26(月) ○ 参・決算委(平成18年度予備費5件:採決、うち2件不承諾)
- 教育再生懇談会、第1次報告「これまでの審議のまとめ」
- 28(水) ○ 参・本会議(平成18年度予備費関係5件不承諾)
- 30(金) ○ 地方分権改革推進委員会第1次勧告～生活者の視点に立つ「地方政府の確立」～
- 6. 1(日) ○ 福田総理、ドイツ、イギリス、イタリア訪問出張(～5日)
- 3(火) ○ FAO主催「世界の食料安全保障に関するハイレベル会合:気候変動とバイオエネルギーがもたらす課題」において福田総理演説
- 4(水) ○ 最高裁、国籍法第3条第1項は遅くとも平成17年当時において憲法第14条第1項に違反すると判決
- 5(木) ○ 参・厚生労働委(委員長不信任動議否決、後期高齢者医療制度廃止法案:質疑、採決)
- 6(金) ○ 参・本会議(再就職等監視委員会委員長・委員任命不同意、国民読書年に関する決議、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議、厚生労働委員長解任決議案否決、後期高齢者医療制度廃止法案可決、国家公務員基本法案可決・成立)
- 衆・本会議(同意人事案件:同意、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議、国民読書年に関する決議)
- 9(月) ○ 参・決算委(平成18年度決算外2件:締めくり総括質疑、会計検査要求議決)全大臣出席
- 参議院改革協議会(専門委員会(選挙制度)設置決定)
- 10(火) ○ 衆・本会議(平成18年度決算外2件是認)
- 11(水) ○ 参・本会議(平成18年度決算是認しないと議決、内閣総理大臣福田康夫君問責決議案可決)
- 12(木) ○ 衆・本会議(福田内閣信任決議案可決)
- 13(金) ○ 衆・本会議(会期を6月21日まで6日間延長)
- 古賀雷四郎元議員逝去
- 20(金) ○ 参・本会議(会期末処理)
- 衆・本会議(会期末処理)